日野市議会会議録

平成８年 第３回定例会

第 23 号 ～ 第 30 号

９月３日　開会

９月27日　閉会

日　野　市　議　会

日野市立図書館 ☎81-7354
1962508

平成８年　第３回定例会日程

９月　３　日	（火曜日）	会期の決定、会議録署名議員の指名、行政報告、諸般の報告、日野市議会平成７年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について、議案上程、請願上程
９月　４　日	（水曜日）	一般質問
９月　６　日	（金曜日）	一般質問
９月　９　日	（月曜日）	一般質問
９月１０日	（火曜日）	一般質問
９月１１日	（水曜日）	一般質問
９月１２日	（木曜日）	一般質問、請願上程
９月２７日	（金曜日）	審査報告、議案上程

1962508

平成８年
第３回定例会

日野市議会会議録目次

○９月３日　　火曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
行　政　報　告 …… 5
諸　般　の　報　告 …… 7

（設置・選任）

日野市議会平成７年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 7

（議案上程）

議案第43号　平成７年度日野市一般会計決算の認定について …… 8
議案第44号　平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 17
議案第45号　平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 17
議案第46号　平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 17
議案第47号　平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 17
議案第48号　平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 17
議案第49号　平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 17
議案第50号　平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算

の認定について …… 17
議案第51号 日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 21
議案第52号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 21
議案第53号 日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 27
議案第54号 平成8年度日野市一般会計補正予算（第3号） …… 28
議案第55号 平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号） …… 52
議案第56号 平成8年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号） …… 53
議案第57号 市道路線の一部廃止について …… 54
議案第58号 市道路線の廃止について …… 54
議案第59号 万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その9）工事請負契約の締結について …… 56
議案第60号 浅川左岸第四処理分区（7－1）工事請負契約の一部変更について …… 58
議案第61号 消防ポンプ自動車の買入れについて …… 59
議案第62号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について …… 61
（報　告）
報告第7号 平成7年度日野市土地開発公社決算の報告について …… 61
報告第8号 平成7年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について …… 64
報告第9号 平成7年度株式会社日野市企業公社決算の報告について …… 70
報告第10号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告

について …… 73
（請願上程）
請 願 第８－16号 消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情 …… 74
請 願 第８－17号 住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情 …… 74
請 願 第８－18号 東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情 …… 74
請 願 第８－19号 教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 …… 74
請 願 第８－20号 固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願 …… 75
散 会 …… 75

○９月４日 水曜日（第２日）
出 席 議 員 …… 77
欠 席 議 員 …… 77
出 席 説 明 員 …… 78
議 事 日 程 …… 78
開 議 …… 79
（一般質問）
執印真智子議員
１．女性への性暴力追放都市宣言をし男女共生都市を実現せよ …… 79
夏井明男議員
１．行政改革について …… 103
２．多摩平団地建て替えについて …… 110
３．区画整理事業の現状
―― 堀之内地区 ―― …… 112
４．再雇用制度 …… 118
天野輝男議員
１．仮称西豊田駅は森田市長が行政報告しているように可能であるのか再度問う …… 123

2．多摩川苑福祉ゾーンの基本計画の中で、年次計画につき問う …… 132
3．幼児障害者の早期発見治療につき問う …… 139
鈴木美奈子議員
1．多摩平団地建て替えと、豊田駅北口商店街の活性化について …… 141
2．人権尊重のあたたかい生活保護行政を …… 147
散　　会 …… 156

○9月6日　　金曜日（第3日）
出　席　議　員 …… 157
欠　席　議　員 …… 157
出　席　説　明　員 …… 158
議　事　日　程 …… 158
開　　議 …… 159
（一般質問）
宮沢清子議員
1．「脳ドック検診」の実施を問う …… 159
2．「インターネット通信」について問う …… 166
佐藤洋二議員
1．“西豊田駅誘致”実現に向け、体制の整備は出来たか …… 176
2．“なぜ有効活用しない”市遊休保有地 ……189
3．旭が丘地域に念願の図書館を ……189
奥住日出男議員
1．スポーツ施設の充実について問う …… 199
①（仮称）仲田総合体育館の建設について
②市民野球場の建設について
江口和雄議員
1．市民が安心して暮らせる防災対策を推進せよ …… 211
2．行財政改革の進め方を問う …… 227
散　　会 …… 232

○9月9日　　月曜日（第4日）
出　席　議　員 …… 233
欠　席　議　員 …… 233
出　席　説　明　員 …… 234
議　事　日　程 …… 234
開　　議 …… 235
（一般質問）
菅原直志議員
1．ネットワークの活用で市民サービスの充実を（その2） …… 235
2．実効性のある行財政改革のために具体的な議論を望む …… 244
馬場繁夫議員
1．遅れている「文化・スポーツ施設整備促進」と市民サービス新時代の「余暇環境整備」へ発想の転換を問う …… 260
2．高幡不動駅、豊田駅の「地下駐車場・駐輪場」促進について問う …… 276
吉冨正敏議員
1．福祉・保健・医療の総合的な運営について問う …… 281
2．多摩平団地の建て替えと豊田駅北口整備について問う …… 294
森田美津雄議員
1．「憲法を市政に生かそう」のスローガンの価値とその先見性
―― 地方自治が国に基本政策の転換を迫る時が来た ―― …… 297
2．『個人情報保護条例』の制定へ向けた具体的検討は進められているのか …… 311
散　　会 …… 317

○9月10日　　火曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 319
欠　席　議　員 …… 319
出　席　説　明　員 …… 320
議　事　日　程 …… 320
開　　議 …… 321
（一般質問）

小島　久議員
1．日野駅舎及び駅周辺環境整備は何故進展しないのか …… 321
2．大坂上二丁目地域まちづくりの考え方を問う …… 334
中谷好幸議員
1．商工業振興をまちづくりの柱に
―― 中小企業振興条例の制定、
地域産業振興計画の策定を求める ―― …… 340
橋本文子議員
1．各種審議会等すべて公開制にせよ …… 362
2．住民サービスの充実を …… 365
3．高齢者福祉の今後の施策について年次を追って具体的に示せ …… 367
4．障害をもつ子どもの通所施設「虹の家」は現状のままでいいのか …… 375
5．小学校、中学校校舎の耐震対策を考えているのか …… 383
散　　会 …… 385

○9月11日　　水曜日（第6日）
出　席　議　員 …… 387
欠　席　議　員 …… 387
出　席　説　明　員 …… 388
議　事　日　程 …… 388
開　　議 …… 389
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
1．梅が丘地下壕の今後の安全対策について問う …… 389
2．高齢者介護の前進のために問う …… 396
3．消費税税率アップには、地方自治体も反対せよと問う …… 407
田原　茂議員
1．高齢者を交通事故から守ろう！ …… 411
2．再び問う高齢者のための公的保証人制度はいつから導入するのか！ …… 426
3．再び問う24時間巡回型ホームヘルプサービス事業はいつから実施するのか！ …… 429

米沢照男議員
1．重度知的障害者の生活施設実現に向けて積極的な取り組みを！ …… 435
2．南部地域病院の用地確保と今後の取り組みについて！ …… 443
板垣正男議員
1．姥久保都営住宅建て替えは周辺地域との環境の整合性を十分考慮されたい …… 449
2．市民と行政の協力で徹底したゴミ減量、リサイクルをすすめるために …… 453
散　　会 …… 467

○9月12日　　木曜日（第7日）
出　席　議　員 …… 469
欠　席　議　員 …… 469
出　席　説　明　員 …… 470
議　事　日　程 …… 470
開　　議 …… 473
（一般質問）
渡邉馨鴻議員
1．日野市における「O－157」発生の状況とその対応を問う …… 473
2．幼児給食、学校給食、老人給食の対応と今後の改善について問う …… 477
3．学校施設の水道水の汚濁が進んでいるようだが、児童生徒の健康安全管理の現状と改善の見通しについて問う …… 482
沢田研二議員
1．老人給食の一層の充実について問う
―― 1食1,400円はあまりにも高い
その後どう改善されたか ―― …… 485
2．行財政改革の答申について問う …… 500
小山良悟議員
1．情報化時代、地域FM放送導入について …… 508
2．防災訓練の在り方を問う …… 511
佐瀬昭二郎議員

1．ふたたび梅が丘旧陸軍地下壕について …… 520
2．学校図書館活動のゆたかな発展のために …… 529
（請願上程）
請 願 第８－22号 公営斎場の建設に関する請願 …… 542
請 願 第８－23号 「（仮称）都営日野新町一丁目団地」建替事業計画に関する請願 …… 543
請 願 第８－24号 高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情 …… 543
請 願 第８－25号 「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 …… 543
請 願 第８－26号 豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願 …… 543
請 願 第８－27号 豊田公園（仮称）建設には地域住民を加えた準備委員会の設置を求める請願 …… 543
請 願 第８－28号 豊田南の区画整理に伴う都市計画道路及び下水道の建設促進を求める請願 …… 543
散 会 …… 544

○９月27日 金曜日（第８日）
出 席 議 員 …… 545
欠 席 議 員 …… 545
出 席 説 明 員 …… 546
議 事 日 程 …… 546
開 議 …… 551
（議案審査報告） （総務・文教・厚生・建設）
議 案 第 54 号 平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号） …… 551
（総務委員会）
議 案 第 2 号 日野市行政手続条例の制定について …… 556
議 案 第 51 号 日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 556
議 案 第 52 号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて …… 556
（文教委員会）
議案第53号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 557
（厚生委員会）
議案第29号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について …… 558
議案第56号　平成8年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号） …… 564
（建設委員会）
議案第55号　平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号） …… 565
議案第57号　市道路線の一部廃止について …… 565
議案第58号　市道路線の廃止について …… 565
（一般会計決算特別委員会）
議案第43号　平成7年度日野市一般会計決算の認定について …… 566
（特別会計決算特別委員会）
議案第44号　平成7年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 588
議案第45号　平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 588
議案第46号　平成7年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 588
議案第47号　平成7年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 588
議案第48号　平成7年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 588
議案第49号　平成7年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 588
議案第50号　平成7年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 588

（取り下げ）　（建設委員会）
請　願　第６－47号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 …… 591
（請願審査報告）　（総務委員会）
請　願　第８－20号　固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願 …… 591
（文教委員会）
請　願　第７－24号　公民館の早期建設と適正配置に関する請願 …… 592
（厚生委員会）
請　願　第７－28号　日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願 …… 593
請　願　第８－４号　高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願 …… 594
請　願　第８－９号　３才未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める陳情 …… 594
請　願　第８－10号　３歳未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める請願 …… 594
請　願　第８－17号　住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情 …… 594
（建設委員会）
請　願　第８－23号　「（仮称）都営日野新町一丁目団地」建替事業計画に関する請願 …… 595
請　願　第８－27号　豊田公園（仮称）建設には地域住民を加えた準備委員会の設置を求める請願 …… 595
請　願　第８－28号　豊田南の区画整理に伴う都市計画道路及び下水道の建設促進を求める請願 …… 595
（継続審査）　（総務委員会）
請　願　第８－16号　消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情 …… 596
請　願　第８－18号　東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情 …… 596
（文教委員会）
請　願　第８－19号　教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫

負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 …… 597
請 願 第８－25号 「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 … 597
（厚生委員会）
請 願 第８－３号 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情 …… 597
請 願 第８－12号 「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する請願 …… 597
請 願 第８－13号 「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため日野市障害者雇用促進援助事業の適性実施に関する請願 …… 597
請 願 第８－22号 公営斎場の建設に関する請願 …… 597
請 願 第８－24号 高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情 …… 597
（建設委員会）
請 願 第６－57号 減歩の諸点について見直して下さいの陳情 …… 598
請 願 第６－58号 住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情 …… 598
請 願 第６－59号 ３・３・２道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 …… 598
請 願 第６－64号 清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願 …… 598
請 願 第７－11号 多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 …… 598
請 願 第８－14号 ＷＴＯ協定改訂・セーフガードの発動など都市農業を守り発展させる施策を求める請願 …… 598
請 願 第８－26号 豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願 …… 598
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 599

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
（議案上程）
議員提出議案第15号　ダイオキシン排出規制に関する意見書 …… 600
議員提出議案第16号　東京都の行政改革大綱による三多摩市町村への財政負担転嫁に反対する意見書 …… 600
議員提出議案第17号　固定資産税の評価課税の適正化に関する意見書 …… 601
閉会 …… 601

9月3日　火曜日　（第1日）

平成8年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第23号）

9月3日　火曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	代表監査委員	星野幸夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成8年9月3日（火）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　行政報告
日程第　4　諸般の報告
（設置・選任）
日程第　5　日野市議会平成7年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第	6	議案	第 43 号	平成７年度日野市一般会計決算の認定について
日程第	7	議案	第 44 号	平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第	8	議案	第 45 号	平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第	9	議案	第 46 号	平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第	10	議案	第 47 号	平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第	11	議案	第 48 号	平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第	12	議案	第 49 号	平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第	13	議案	第 50 号	平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
日程第	14	議案	第 51 号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	15	議案	第 52 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	16	議案	第 53 号	日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	17	議案	第 54 号	平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号）
日程第	18	議案	第 55 号	平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第	19	議案	第 56 号	平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）
日程第	20	議案	第 57 号	市道路線の一部廃止について
日程第	21	議案	第 58 号	市道路線の廃止について
日程第	22	議案	第 59 号	万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・

		４・８号線築造（その９）工事請負契約の締結について
日程第　23	議 案　第 60 号	浅川左岸第四処理分区（７－１）工事請負契約の一部変更について
日程第　24	議 案　第 61 号	消防ポンプ自動車の買入れについて
日程第　25	議 案　第 62 号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
（報　告）		
日程第　26	報 告　第 7 号	平成７年度日野市土地開発公社決算の報告について
日程第　27	報 告　第 8 号	平成７年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について
日程第　28	報 告　第 9 号	平成７年度株式会社日野市企業公社決算の報告について
日程第　29	報 告　第 10 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
（請願上程）		
日程第　30	請 願　第８－16号	消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情
日程第　31	請 願　第８－17号	住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情
日程第　32	請 願　第８－18号	東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情
日程第　33	請 願　第８－19号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情
日程第　34	請 願　第８－20号	固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第34まで

午前10時35分　開会

○議長（土方尚功君）　これより平成８年第３回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

23番　夏井明男君

24番　黒川重憲君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（奥住日出男君）　議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る８月29日、午後２時より議会運営委員会を開催いたしました。その中で本定例会についての議案、請願等の取り扱い、及び日程等を協議いたしました。

その結果、会期につきましては本日より９月27日までの25日間と決定をいたしました。

議案、日程等につきましては、お手元にお配りいたしました資料を御参照願います。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から９月27日まで、期日25日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　きょうから平成８年第３回定例市議会をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、市長の行政報告を行います。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より５件の報告を行い、他は提出資料をもって代えさせていただきます。

1．病原性大腸菌Ｏ－157予防対策本部の設置について

いま、全国的な公衆衛生の大問題となっている病原性大腸菌Ｏ－157に関連する地域対策について、７月30日に日野保健所長が来庁され口頭の申し出がありました。それを受けて当市では、８月１日付けをもって日野保健所、日野市医師会、日野市役所の三者連絡会と、庁内に病原性大腸菌Ｏ－157予防対策本部を設置しました。

予防に関する市民の意識啓発には、「広報ひの」７月15日号、８月15日号に保健所のお知らせ記事を掲載し、同文のビラ36,000枚を配布して、予防意識の普及に努めております。

庁内本部では、行政全般の給食施設その他の予防対策に徹底を期するよう取り組んでいるところであります。

なお、当感染症は８月６日より伝染病予防法の一部適用に指定され、対策が具体化されたことはご存じの通りであります。

2．行財政改革に関する「日野市行財政調査会」の答申について

社会情勢に対応する適正かつ能率的な行政事務の推進をはかるため、諮問機関としてお願いした「日野市行財政調査会」では、昨年11月から13回に及ぶ会議が行われ、さる７月１日にその答申をいただきました。

総論では、本市行財政の基本的な考え方について、行政の各分野にわたる簡素・効率化の視点から各種施策の改革、改善の方向を示す内容となっております。

この答申を踏まえ、本市行財政改革の道筋を「日野市行財政改革大綱」として位置づけるものであります。

行財政改革に当たっては、行政水準と市民サービスの低下にならないことを配慮しながら、行政自体の自主努力を推進しなければなりません。関係各方面のご理解とご支援をお願いするところであります。

3．西豊田駅誘致事業推進事務所の開設について

西豊田駅誘致事業につきましては、先の第２回市議会定例会で報告いたしましたが、さる７月１日より西平山土地区画整理事業地に所在の西平山まちづくり事務所内に「西豊田駅誘致事業推進事務所」を併設することといたしました。

当面は職員３名によって、運動体系の組織づくりを中心に新駅誘致事業の事務に当たる考えであります。

4．大坂上都営住宅改築に伴う市民施設の供用開始について

大坂上都営住宅団地の建替えに関連して東京都へ要望した公共施設として、（仮称）

神明橋地区センター、（仮称）しんめい児童館、（仮称）しんめい児童館七小分室（学童クラブ）、幼児遊園の４施設を平成９年度より供用開始する運びとなりました。

（仮称）神明橋地区センターは床面積約154㎡、（仮称）しんめい児童館は床面積約392㎡、学童クラブは床面積約214㎡、幼児遊園は約110㎡の規模となっております。

５．南平に所在する市有地の行政用途について

南平所在、寿徳寺裏の市有地1,716.94㎡は、昭和49年に開校した南平小学校用地とともに幼稚園予定用地として取得した経緯があります。その後、とくに行政用途の定まらないまま、市の普通財産として保有されております。

いま日野市内には、心身障害者と関係者の自主努力による作業所、訓練所の通所施設が10カ所ほどありますが、これら施設は法人化を目指しながら用地難が支障となって運営に苦慮する状況であります。

これら障害者施設に対し、当該地の使用提供によって行政支援を実施したい考えであります。

予め地元関係者、南平小学校、同校ＰＴＡにもその意を伝えましたが、とくに異論のない状況であります。

以上、主要な行政事項についてご報告申し上げ、議会のご理解、ご指導をお願いする次第であります。以上です。

○議長（土方尚功君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第５、日野市議会平成７年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、日野市議会平成７年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成７年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　代表監査委員から審査報告を求めます。

〔代表監査委員　登壇〕

○代表監査委員（星野幸夫君）　代表監査委員の星野でございます。

議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算審査の結果について申し上げます。

平成７年度日野市一般会計の決算審査につきましては、市長より依頼を受けました決算書及び関係付属書類等について、一ノ瀬監査委員とともに慎重に実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係付属書類の計数は関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また出納閉鎖日における平成７年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。また、予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○７番（小川友一君）　多くの質問事項があるわけですけれども、１点だけに絞って御質問させていただきます。

203ページの緑化推進事業経費の中の生け垣等の設置補助金406万円の件に関してお伺いをさせていただきます。

平成７年度、406万円を計上して事業を執行したと思われますけれども、補助件数、

いわゆる申し込み件数は何件あったのか、まず御答弁をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　平成７年度の生け垣等の設置事情についてですけれども、件数では31件でございます。総延長では367メートルの生け垣設置となっています。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　関連して御質問させていただきます。

さきの平成６年、７年度の消防委員会の協議事項の中で、通学路のブロック塀等の倒壊に対して非常に危険だということで市長に建議をさせていただきました。それを受けて日野市も緑化推進という意味で、なるべく危険なブロック塀等は生け垣等に変えていった方がいいというふうな考えを持ったわけですけれども、我々消防委員会の建議を受けて市長はどう対応したのか、まず市長からお伺いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　災害時等のことを考えますと、いわゆるブロック塀というのは、いろいろな倒壊等の危険な要素があるということが過去の経験で実証されております。したがいまして、なるべくブロック塀は強化する、あるいは補強をして倒壊を防止する施策を行う方法、あるいは御指摘のような生け垣に置きかえて、そして環境にも寄与していただき自然災害にも懸念が少ないという施策は、適切な施策だというふうに考えております。

なかなか該当する家のたたずまいと申しましょうか、それらのことで顕著な成果があるということではないかもしれませんが、今後とも奨励を一層強化して実績の上がるように努めたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　私は、今、消防委員会として建議をした事項に関して、その建議を受けて行政対応をどうしたのかというふうな質問をしたんです。その答弁がなかったんですけれども、やっぱり委員会の総意でありますので、それらしい行政対応をしていただきたい。お願いをしておきます。

関連して質問をさせていただきます。

この生け垣の設置補助金に関しては、平成元年に「日野市生け垣等設置に関する補助金交付要綱」という形で要綱が制定されているんですけれども、この中の目的には、緑化推進とか安全なまちをつくるためにということで記されています。たまたま私が６月の広報を見ておりましたらば、６月の１日の広報に「『生け垣設置補助金』という形で

市では生け垣の新設やブロック塀の生け垣化にかかる費用を補助しています。今年度分の補助金は申し込み多数のため受け付けを終了させていただきました。」と広報が出ました。私は、３月議会でその予算を認めて、たった２カ月でそんなに申し込みが多かったのかなと疑問に感じたんです。

重ねて建設部長にお伺いしますけれども、平成８年度の生け垣等の設置補助金は450万というふうに記憶しています。その450万に充当する申し込み件数は、６月の１日時点であったのかどうか、何件あったのか、メートル数にして何メートルあったのか、その辺を御答弁願います。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　平成８年度の生け垣等設置に関する金額ですけれども、今御指摘のございましたとおり406万でございます。６月時点の申し込み件数でございますけれども、22件、メートルにいたしまして300メートルの申し込みがございました。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　大変申しわけございません。今、建設部長、406万円というお話しでしたんですけれども、450万でよろしいですか。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　450万です。申しわけございません。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　８年度の予算は450万円計上して、申し込み件数は22件で300メートル、去年は406万円で31件で367メートル生け垣化した。これはどう計算しても、この平成８年度の当初予算の額は少ないと思うんですね、少ないと思うんですが、現実的にこの事業費すべてを消化したのかどうか、もう一遍、建設部長にお伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　当初予算で設置要綱等に関しまして、事業費の２分の１が東京都の補助が出ております。これが都の財政状況によりまして削減されております。そのような関係で内部で、非常に市民の方の要望も多いために、その中で100万円を追加して、現在322万5,000円ですか、その金額で事業を進めております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　いろいろな話が出てきましたね。

企画財政部長にお伺いします。この生け垣等の設置補助金の負担区分は、どうなって

いるんですか。負担区分は、どんな負担区分になっているんですか、お答え願います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　お答えをいたします。

緑化推進事業のうちの民有地緑化の生け垣等の設置にかかります東京都の補助金は、事業費の２分の１の補助というふうになっております。東京都の補助以外は一般財源を充当しているということで、従来はやっていたところでございます。

それが今年度は、今、建設部長の方からお話をさせていただきましたとおり東京都の補助金の制度が廃止されたと、こういうことでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　再度、企画財政部長にお伺いします。

都の補助金が削減されたのは、いつの段階ですか。当初予算を組む前ですか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　私どもが予算編成過程の中でこのことについての情報を得たのは、予算編成作業も完了した３月の初めの時点でございました。したがいまして、本年度、８年度予算の計上上は東京都の制度を想定して組んでおりましたので、８年度の予算の中には計上された形で記載をされているところでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　企画財政部長、そんな予算を組んでいいんですか。今、建設部長の話ですと、２分の１の負担ということですと、450万円の中の２分の１というと225万円ですね、それが一般財源の中ですね。それで、今、市民要望があったから100万円増額して325万円で事業を執行した、こういうふうなお話ですね。その100万円をどこから持ってきたんですか。東京都の予算がついてないのにどうやって予算を持ってきたんですか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　本件につきましては、ただいま建設部長の方からもお話をさせていただきましたとおり、今年度の予算執行に当たりまして、先ほど申し上げました東京都の補助金の制度が廃止されたということに伴いまして２分の１の財源がなくなったわけでございます。したがいまして、当時、予算編成上は作業の過程で修正ができませんでしたけれども、事業執行上は一般財源相当額でできるだけ執行してもらいたいということで、財政当局は主管課の方にお願いをしているところでございます。

しかしながら、ただいまのお話にもありましたとおり申し込み件数等が非常に多いと

いうことで、その事業費の100万円を追加をしたわけですけれども、これにつきましては緑化推進事業の中に植樹帯の設置工事、これは公共施設の緑化の事業でございますけれども、これにつきましても同様に都の補助金があったわけですけれども、あわせて減額をされておりまして、その植樹帯の事業経費から100万円をこちらの方に、事業の中で目的外執行という形で追加をしたものでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　企画財政部長、質問の内容に答えてくださいよ。どの金を使ったのか、予備費のを使ったのか、一般財源の中を使ったのか、税金を使ったのか。都の補助金が来ないということが３月の初旬にわかったんでしょう、そうしたら、その当初予算450万の事業を執行するために、要するに一般財源を充当してその事業をするか、２分の１で事業をやめるのか、その判断をして財政措置をしなくてはいけないでしょう、東京都の補助金が３月１日にないということになったら、都の補助金の減額補正をしなくてはいけない。どこにあるんですか、その減額補正、どこに出したんですか。市民要望が高いから100万円充当したという、その要するに充当した100万円をどこで補正しているんですか、わからないうちに「いっぱいになりました」なんて、こんな広報を出して、どういうふうに処理しようとしているんですか。答えてくださいよ、いっぱいになってないじゃないですか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　確かに御指摘のとおり東京都の補助金につきましては、３月の時点で予算編成時点では間に合いませんでしたけれども、現時点ではわかっていることでございまして、本来ならば、これにつきましては減額補正等を措置をして処理をするべきことだというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　市長にお伺いします。

市長は、「緑のまち」ということで、いつもスローガンに掲げていますね。この生け垣の設置に対しての補助金ですね、生け垣の設置に対する補助金、当初は450万円計上したんですね、市長の判断でこれをどうするのかというのは、要するに２分の１都の補助金がカットされて225万になってしまった。当初、我々議会に承認を求めたのは450万で求めたんですよ、我々議会は昨年の予算委員会で450万円を認めたんですよ、450万円を……。そうでしょう。市長はその不足分を一般財源から充当するか、もしくは税金かなにかで充当するかしてこの事業を進めるのか、２分の１でカットして市の一般財源だ

けで事業をするのか、その判断を市長はしなくてはいけないんですよ。それを広報に「申し込みがいっぱいになったから終わりです」なんていうことを、うそを載せてはいけないんですよ、これはうそじゃないですか。いっぱいになっていないじゃないですか、450万使ってないじゃないですか、市長、どう判断するんですか、それは。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　仕事はなるべく後退したくないということで、事務当局がいろいろ工夫した状況だろうというふうに思っておりますが、御指摘のとおり、経理上からいえば特にきちんとした予算の背景のもとに執行するというのが当然でございますが、そのあたり少々内部検討の適切な対応が欠けているというふうには思っております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　最後にします。

企画財政部長にお伺いしますけれども、本来、要するに都の補助金がカットされた段階で当初予算に計上したものは、６月補正はなくても９月補正ぐらいで減額補正をするのが当然ですよね、事務的な怠慢だよね、これは、そうですね。６月の段階で、ないと言って広報に出しているんですから……。そうでしょう。３月の時にないということがわかって、こういうふうな広報を出しているんですから、当然その補助金に関しては減額補正を９月補正に出してこなくてはいけないんですよ、そうでしょう、それで市長がこれをやると言ったらば、その補助金に対する一般財源か税金かなにかで充当するのであれば、その増額補正もしなくてはいけないですよね、それで、もしそれをしないのであれば225万を今度は一般財源じゃない形で減額しなくてはいけないでしょう。そういうふうな事務的な処理もしてないで、広報でのうのうとこういうふうな文章を出していただきたくないですね。市民は、ああ、もういっぱいになってしまったのかなと思うんですよ。そうすると、来年、我々議会は、450万円８年度は計上したけれども、そんなに申し込みが多いなら500万ぐらいにしたらどうですかと、こういうふうな話になるんですよ、そうでしょう、そういうふうなことになるんですよ。

企画財政部長、どうですか。その予算上のある程度のミスは認めていただきたいんです。でないと納得できないから……。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　御指摘のとおり本来ならば６月ないし今回の９月に、ただいままで御説明申し上げましたような財源構成に沿って補正をすべきものだったというふうに考えております。この点につきましては事務的に抜けていたということをお

認めしますけれども、なお一般的に都の補助事業その他につきまして、こうした傾向がほかの制度でも出てまいりますので、今後とも十分に意を尽くしまして処理をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、本件につきましても再度関係局の事情等も調整をして対応したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　２点、お伺いします。

16ページの固定資産税の点であります。

ことしの読売新聞の４月10日号に森田市長の記事が載っていたわけであります。公団が有料なら高速道路から固定資産税を取るということが話題になっているわけであります。そして、こういう形で記事を見まして納得する部分もあるわけですが、この高速道路の有料、この固定資産税について日本全国、取ったところはないものですから、これは要するにＪＲの線路敷並みの試算で計算をして取りたいという記事が載っていたわけです。この記事に載せた限り、この作業は進めなければならないと思いますので、市長の会見の後、当然建設省の道路公団の方にこの固定資産税を申し込んでいるのかどうか、このあたりを１点、まずお聞かせいただきたいと思います。

もう１点は、205ページの緑地の取得です。これは３億9,951万405円で買っております。これは大体1,050坪ぐらいですね、大体１坪38万ぐらいで買っているわけです。この日野市の中では、要するに調整区域がだんだん少なくなってきているわけですね。この場所も多分、百草ですから調整区域であると思うんです。そして市街化調整区域の役割というのは、やはり日野市の中にあるところの必要としている施設を確保するため、または開発を維持させるために残されて、そして計画的に作業を進めながらその土地を生かすということが大きな目的であると思うわけです。この調整区域の中で、年々なくなってくる、そういう土地、調整区域は、日野市の目的に合ったところの施設をつくるということに対しては、大変私は役に立つと思うんです。

そういう中で、この方は多分遺産相続かなにかでお困りになって日野市の方へ買っていただいたと思うわけですが、当然、処分を出せば出てくるわけですが、このあたりの査定をどのような形でしたのか、この２点、教えてください。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　１点目の高速道路の課税の件につきましてお答えを申し上げます。

平成８年度におきましては、正規の課税手続きの中で作業を行うことができませんでしたので、８年度の課税の中では実行を見送っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（鈴木栄弘君）　まず、緑地の買収でございますけれども、これは百草、通称百草倉沢地域というふうな地域でございます。この地域は調整区域ではございません。市街化区域でございます。そういうことから、この地域には非常にいい緑地がまだ残っておるということで、この地域の緑地を取得したということでございます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　わかりました。そうしますと、平成８年度ではこの高速道路の固定資産税は見合わせた。そして、こういう形で表面化してきているわけですから、何らかの話し合いは多分持たれているのではないかな、そして、今の段階でこの固定資産税をいただくということは難しい部分が多分あって見合わせておると思うんですね。しかしながら、こういう形で発表している限り何らかの形で、また国の方へ要請をするなりお願いをしていただける方法を今後とるのかどうか、そのあたりもいかがですか。もう一度、このことについて教えていただきたい。

そして、市街化調整区域だということは私は知りません。あのあたりは入り組んでおりますので、それでも写真が載っておりましたね、「資金の運用」というところに。その写真を見る限りでは大体見通しが立つんですが、のり面ですよね、そして、そんなにいい樹木は多分ないと思うんです。雑木が多いんじゃないかなと、このように思っておりましたので、調整区域でそういう値段では、ちょっと高いんではないかなと思いましたので、市街化区域だった場合にはやむを得ないということを思いますので、この部分については結構です。

それでは、もう一度、固定資産税の高速道路の部分についての、今後どのような対応をとっていくのか、このあたりを教えてください。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　中央高速道路の課税の問題でございますが、たしか昨年の11月ごろ道路審議会におきまして、中間の報告がなされております。これからも継続して有料化というような中間の報告があったわけでございます。

それに基づきまして本年の３月定例市議会前の記者会見の席上、市長の方から、有料化ということが続くのであれば当然地方自治体の課税権ということの中から課税をして

いきたいというような、記者会見の中でそういう発表をしたわけでございますが、かなり各方面にセンセーショナルな課題ということで問題を提起したわけでございます。今現在、同調する市も幾つか出ておりますが、これに反対というような立場の自治体はないようでございます。

したがいまして、これから特に国に対して課税できるよう要請するとか、そういうような行動はしないとしても、当然国の方でもこういう事態を考えているわけでございますので、何らかの国の法律改正なり、あるいは自治省の見解が示されるのではないかというふうに考えております。そういうふうな状況の中で現在平成８年度に向けましての課税の準備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　わかりました。この問題につきましては、今、助役の方でありましたが、８年度はないということですね、９年度以降を考えるという形なんでしょう。確かに新聞の記事を見た限りでは調布は賛成をして、八王子ではまだ無理だと波多野さんは言っているわけです。そして日野市はそういう問題の提起をして、そしてこの問題について、やはり仕事を投げかけたわけですから、これらの問題に対してもっと積極的に取り組むべきではないのか、私はこのように思うんです。そして、少なくとも日野市も富裕団体であるし、三多摩の自治体というのは富裕団体ですよね。そして地方交付税なんかは、そういう形で今受けられないわけですね、そういう中で、こういう問題を提起しながら、そしてこの高速道路に関係している市町村にこういう形で提起を、問題を投げかけたわけです。

こういうことを通しながら私は、現在受けられないような地方交付税とか、そういうものに対して要求する手段に使ったらいいんじゃないかなということを――初めは、ばかばかしいことをやっているなと思ったんですけれども、だんだん、やっぱり何らかの形で国に要望するには、そういう費用も必要かなということを感じていたわけです。そして私は、これらの問題を投げかけた以上、途中でやめるようなことがあってはならないと、こう思うわけです。

どうですか、そのあたりを市長。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民部長あるいは坂口助役、お答えをした中に既にそのことを表明しているというふうに思っておりますが、一たん投げかけたわけですから、行く

ところまでひとつ追及をするという姿勢には変わりはないというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そういう面で私は、少なくとも日野市の場合には国や東京都の方にもかかわりある、そういう中でこの補助金、負担金が満杯には来ておりませんですね、事業に対して……。そういう中で私は、少なくともそういう日野市の現在、だんだん、だんだん税収難になってきて仕事が遅れている。そして、なかなか経済開発もそう簡単には行きそうもない。この税収を確保することができない。そういう中で私は、日野市の中の事業を総体的に見直しながら、そしてこれらの事業の遅れを取り戻すために、もっともっと積極的にこういう問題を通しながら国や東京都の方に、関係団体の方に働きかけながら、そして予算をいただけるよう努力するということが必要じゃないかなということを強く感じているわけです。

こういう問題を提起して、そして市民受けするようなことばかり言って、そしてトカゲのしっぽ切りではないけれども、途中で終わってしまうようなことがあってはいけない、そういうふうに思いますので、このあたりを投げかけた以上、日野市民にも納得できるよう、そしてこの日野の財政を少しでも回復できるような努力をぜひしていただきたい、このように要望しておきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算の認定の件は一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第44号、平成７年度日野市国民健康保健特別会計決算の認定、議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第50号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第44号、平成７年度日野市国民健康保健特別会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成７年度日野市老人保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第50号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上７議案につきましては、監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　代表監査委員から審査報告を求めます。

○代表監査委員（星野幸夫君）　決算審査の結果について御報告申し上げます。

議案第44号、平成７年度日野市国民健康保健特別会計決算、議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算、議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算、議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算、議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算、議案第50号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、以上７件の特別会計の決算審査につきましても一般会計と同様、市長より依頼を受けました決算書及び関係付属書類等について、一ノ瀬監査委員とともに慎重に審査を実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また年度末及び出納閉鎖日における平成７年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と検算照合した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　338ページの万願寺の区画整理事業の中で、保留地処分を当初は15億予定しておりましたら、保留地の処分ができないで６億3,287万6,000円が補正になっているわけですね。そして、既に万願寺区画整理事業も46年から始めているわけですから、こういう形で、もう事業はほとんど終わってきているわけですね、そして清算金を払って、そして、やっぱりこの区画整理事業も事業体としてやっていたわけですから一区切りをつけなければならない、私はこのように思うわけです。そして、売れないからずるずる、ずるずる伸ばすというようなわけには、私はいかないと思うわけです。市の施行の区画整理をあと５カ所もやっているわけですから、ぜひ、この部分で今後この保留地の処分方法は、円滑に処理できない、そしてまた１年１年延ばしていくわけにはいかないと思うわけですよ。

そういう中で事業も終わってきている。そして清算金だけが保留地の処分をしたら解決がつく部分がありますので、これらのことをどのように考えておるのか、このあたりを教えてください。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　万願寺の区画整理事業につきましては、概ね事業の進

捗が85％ぐらいまで進んでおります。残された事業期間の中では、いわゆる工事とか移転補償とか、そういったものについては、かなり少なくなりましたものですから、もう少しで事業の完了を見込めることができると思っております。

保留地処分につきましても社会情勢の大きな変化から、土地に対する需要から売りにくい状況であることは事実でございます。しかしながら、残された保留地につきましては公平性の中で、なるべく買っていただける方に窓口を少しずつ広げながら、そういう状況を生み出しながらやっていきたいなと今考えておりますし、またＰＲの方も新聞紙上等にも載せまして、多く募りながらやっております。

そういった中で一時よりは少し売れるようになりました。最終的には、事業の清算といいます段階までには必ず保留地処分金もゼロにいたしまして、全部の収入を得られまして事業の完成はしたい、このように考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大体わかりましたけれども、85％終わって、まだ15％残っている。そういう中で、この保留地の処分ということは大きな事業の一つだと、このように思うわけです。そして実際、昨年度ですね、新聞紙上に載せて公募したけれども、やはり高い土地は売れないわけですよね、高いというか面積が大きかったりしますとね、そういうところに大きな問題があるんだろうと。サラリーマンが買える金額というのは限られているわけです。そういう中で、なかなか日野市の土地は手が届かないという形で売れないんだろうと思うんです。また少しずつ動いているのかわかりませんけれども、これは、たしか18カ所以上、多分あったと思うんですね。

そういうことですから、やはりこれを積極的にやらない限り、これらの問題はなかなか処分できないと私は思いますので、ぜひ、これらの問題をもっと真剣に考えてあげて、そして一日も早くこの区画整理の清算金を払って一区切りをつけていただきたいということを要望しておきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。本７件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第44号、平成７年度日野市国民健康保健特別会計決算の認定、議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業

特別会計決算の認定、議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第50号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第51号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第52号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第51号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員災害補償法及び同法施行規則の一部改正に伴い、同様の改正措置を行うため、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第52号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定

本議案は、前納報奨金制度を廃止するため、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは議案第51号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正をお願いする点につきましては、ただいまの提案理由にもございましたように、地方公務員災害補償法及び同施行規則の改正並びに準則に倣って改正するものでございます。

それでは新旧対照表によって御説明申し上げますので、恐れ入りますが、４ページ、

５ページをお開き願います。

まず目次ですが、地方公務員災害補償法の中で「福祉施設」という名称が「福祉事業」ということに改められたことに伴い、本条例においても同様に改めるものであります。

次に第１条でございますが、後ほど御説明いたします介護補償の創設、あるいは遺族補償年金等の補償内容の改善を行うことに伴いまして、より条例の目的を明確にするため文言をつけ加えるものでございます。

次に、第２章の証明ですが、「補償及び福祉施設」を「補償及び福祉事業」と改めるもので、これも地方公務員災害補償法においてその業務内容に適合するように名称変更がなされたことに伴い、本条例においても同様に改めるものでございます。

次に第５条は、事業内容の拡充の一つとして新たに補償の種類として「介護補償」を設けるものでございます。

６ページ、７ページをお開き願います。

９条の２でございますが、この条文は新設するものでして、地方公務員災害補償法において新設された内容を本条例中にも同様に規定するものでございます。内容につきましては、介護補償について規定しておるところでございます。

次に第11条でございますが、第１項第２号及び第３号は、遺族補償年金の支給水準の改善としまして、遺族たる子等の年齢要件を緩和するものであります。また、次のページの同条第３項２号から第４号は、遺族補償年金の支給額を引き上げるものでございます。

第12条でございますが、第11条の第１項第２号及び第３号の改正内容と同様に遺族補償年金を受ける子らの年齢要件を緩和するものでございます。

次に第16条でございますが、先ほど説明いたしましたように、実施内容に適合するよう見出しの名称を「福祉施設」から「福祉事業」に改めるとともに、同条中の「施設」を同様に「事業」と改めるものであります。また、福祉事業の内容の改善としまして新たに介護援護を加えるとともに実施機関が公務上の災害を防止するために必要な事業を実施するよう新たに規定いたしております。

次に最後の23条でございますが、罰金額の改正ということで、虚偽の報告を行った者等に対し、これまで罰金額が「２万円」以下であったものを「10万円」以下と改めるものでございます。

次に別表でございますが、地方公務員災害補償法施行規則の改正により、同施行規則に介護補償の対象となる障害の別表が新たに加わったことに伴い「別表」が「別表第１」

と改まったため、本条例中の別表、備考に規定されております同施行規則も同様に「別表第１」と改めるものであります。

なお、本条例の施行については交付の日からでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　議案第52号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、市税の納期前納付に対し報奨金を交付する制度、いわゆる前納報奨金制度を廃止するため市税条例の一部改正をお願いするものでございます。

この報奨金につきましては、地方税法の規定に基づき市税条例で個人の市民税、固定資産税及び都市計画税の納税者が、納税通知書に記載された納付額のうち、最初に到来する納期に第４期までの納付額を全額納付した場合において交付すると規定しております。本制度は、終戦直後の社会経済情勢の混乱期において住民の地方自治に対する意識も乏しい中、地方税に対する納税意欲を高めること、税収の早期確保を図ること等を目的に創設されたもので、全国のほとんどの市町村で実施されていた制度であります。

しかしながら、時代の推移とともに制度創設の所期の目的はほぼ達成されたと考えられる一方、制度の問題点も議論されてまいりました。問題点となる点の要旨は、金持ち優遇の制度である。特別徴収の納税者には適用されない不公平制度である。それから口座振替による納税を奨励していく上で障害となる。それから財政負担が大きいなどであります。以上のような状況を踏まえ、前納報奨金制度を平成９年度納税分から廃止したいという提案であります。

恐れ入りますが、条例の４ページ、５ページ、新旧対照表が載せてございます。ごらんいただきたいと思います。

第41条は、個人の市民税に対する報奨金に関する規定でございます。改正前の右側のページになりますが、第２項につきましては報奨金交付と算出方法について定めております。第３項につきましては報奨金算出の限度額について定めております。この第２項及び第３項を削除する改正でございます。

最下段から６ページ、７ページをごらん願いたいと思います。

第69条は固定資産税の報奨金でございます。内容は41条と同様でございます。

付則としまして、この条例は平成９年４月１日から施行するというものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　　今、終戦直後の状況を踏まえてというお話の理由があったんですが、その理由の中で一番大きな理由ですね、お聞きしていると公平の原則とかというお話もあったんですが、私は前に、ちょっと違う理解をしておりまして、早く納めた場合には利息ですね、細かいことになりますが、純粋の利息的なものにはならないかもしれませんが、そういう考え方が入っているんだろうというふうに今まで理解をしていました。その辺の話がありませんでしたので、ほかのいろんな制度があるわけですけれども、そういうふうな制度が利息を含めて早く支払った場合には、それを勘案してという制度も社会の中にはいろいろあるわけですけれども、そういうふうに理解している人もいらっしゃると思うんですね。もともと、そういうふうな考えはなかったような趣旨のお話なんですが、そういうふうに考えていいのかどうかということが第１点と、あと一番大きな理由は、改正理由ですが、一番大きな理由は何なのか、今、並列的な説明がありましたけれども、その辺のお話を伺いたいということと、あと、これは一般論ですが、他市の状況ですね、都内の方の状況も少し聞いたことがあるんですが、全般的にそういうふうに流れているのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

以上３点ですけれども……。

○議長（土方尚功君）　　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　　利息の関係でございますけれども、この前納報奨金を年利換算でいたしますと、第１期で全部を納税した場合に市民税が4.6％、固定資産税が6.9％で運用されたという利率幅になります。現実に現在の預貯金の利率が非常に低い状況の中で、こういった制度がそのままあることによりまして、近年、非常にこの前納報奨金による差が大きいことによって、前納報奨金を適用を受けようということで早く納められる方が非常にふえてまいっております。そのことによって財政に影響を与えることも事実でございます。

それから、一番の大きな理由ということでございまして、どれが一番大きいのか私もよくわからないんですけれども、とにかく、こういった制度があることによって市民の納税者の方におきましては、税の割引制度ではないか、税がこのことによって割り引きをしてもらっているというふうに理解をされる恐れが非常に多いわけです。

本来、税額を納めていただいた後、報奨金をお支払いをするのが本来の建前でしょうけれども、それをやりますと事務的に非常に錯綜しますので、納税していただく段階でこの報奨金分を差し引いて繰り替え制度という会計上の制度によりまして、それを支出

の方から補てんしているというシステムをとっておりますが、これは市民の方には直接関係のないことで、税が割り引かれたというような誤解を招かれるので、制度としては問題があるんじゃないかということは以前からも指摘されていたことでございます。

そういうようなこともございまして、総合的な判断の中で前納報奨金は、もう既に役目を終えたという判断に立つわけでございます。

それから他市の状況ということでございますが、都下27市では、日野市も含め、平成８年度におきましては６市がこの制度を実施しております。八王子、武蔵野、府中、町田、日野市、武蔵村山市、この６市でございます。中には廃止の方向で検討中というような市も伺っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　理解を少ししましたけれども、利息が低利になっていて、今４％、５％というのが実際に返ってくる計算で、それより低いということのお話があったんですが、その趣旨の中には、いわゆる利息的な考え方は入っているのかどうかということをお尋ねしたんですが、直接お答えはなかったので、委員会で審議されることだと思いますけれども、事務の煩雑さはないというふうに私は――全部を一括に納めるときにそれは引いて出しますから、ないというふうに理解しているんですが、今、財政的な負担というんですか、前納的な制度をかなり多くの方が利用するようになったので、その分、財源的に減少するというものが出ているという説明があったんですが、この制度はかなり浸透していまして、まだ私は利息的な考え方があるんだろうというふうに思っているんですが、そういうふうに理解している年配の方は随分多いと思うんです。早く納めれば、それ以降に納める分の利息分ぐらいは役所の方でも考慮しますよと。

非常に、何と言うんですか、報奨という名前がついていますが、そういうふうに理解している部分があるので、その辺は市民の方にどういうふうに理解していただけるか。今、利息の率が低くなったということを踏まえると、むしろその利率の中の配慮ということもされても、いわゆる税の不公平性ということはクリアできるんではないかというふうに、細かい問題かもしれませんけれども、非常に大切だなというふうに思っているもんですから、今お聞きしているわけですけれども、その辺はどういうふうにお考えになっているのか、さまざまな議論を踏まえて出されているわけですので、もう少し鮮明に説明をできればというふうに、利息を中心にして説明をもう一度していただきたいということ。

あと23区内の動向ですけれども、恐らく東京都下ということでお調べになっていると思うんですが、その辺も追加的ですが、説明していただければと思います。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　答弁が適切でなかったようですが、おっしゃるとおり、この前納報奨金は利息に対応する考え方で設けられているものであることには間違いございません。この旧条例にございます1,000分の75を支払うものが第１期の納期に第２期から４期まで合わせて納付した場合が1,000分の75、２期の納期に第３期から第４期までを合わせて納付した場合が1,000分の50、これはあくまでも納税通知書が出された時点から納期限までの期間によって、この交付率が変わってくるわけですから、これはあくまでも利息対応のものであるという考え方でよろしいかと思います。

今まで市が廃止に踏み切らなかった理由の一つには、やはり日野市は非常に収納率が27市の中では高い。非常に収納率がいいと申しますか、高い状況にございます。これらはこの報奨金制度によるところが大きいという考え方もあったわけでございます。

しかしながら、いろいろ他市の状況等を見てみますと、この制度を廃止することによって収納率が著しく落ちたというような状況はないようですので、これらについては特に考えなくても収納率の維持ができるんじゃないかということが判断の一つになっております。

それから都内の状況ですけれども、東京都は、この前納報奨金制度を設けております。27市の状況と若干その辺の相違がある状況でございます。

それから、ちょっと申し落としましたけれども、当初、１期に４期分まで納めていただくことによって市の財政運営が非常に楽になるという理由が制度の中であったわけでございますが、これは財政当局で調べた内容ですけれども、一応１期の納税額と、それから１期の期間における支出額との対比の中で、前納報奨金制度を設けて１期に特別に納めてもらわなくても財政運営ができるという判断をいただいております。そういったことの総合の中で今回の提案ということになったわけです。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　１点だけ確認させてください。

平成７年度の決算ですね、収入状況を見ますと市民税が約131億ですね、それから固定資産税が96億、それから都市計画税が19億、つまりこの条例によって対象となる金額というのは、あわせて246億が、1,000万円以下切り捨てでございますけれども、そうい

うふうに私は判断したわけです。したがって平成７年度の中で、この条例によって、どのくらいの額がいわゆる税収減、表現がいいかどうかわかりませんけれども、なっているか、もしおわかりになりますればお答え願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　確かにおっしゃるとおり市民税、固定資産税、都市計画税の金額が決算されているわけでございますが、その中で一番大きい市民税の、個人市民税の中の特別徴収分、会社で給与で天引きしてもらって納税していただく制度のものが対象になっておりません。要するにサラリーマンの方はこの制度の対象外ということで、金額的には非常にその部分が占める割合が高いものですから、その人たちにとって不公平だということ、そういう指摘を受けているというお話をさせていただいたわけですが、税額にどういう影響があるかというのは、ストレートに3,800万円が前納報奨金として支出されておりますので、それが税額として差し引いた額というふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第51号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第52号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時01分　休憩

午後１時17分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第53号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定

の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第53号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市立幼稚園の保育料を改定するため、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　議案第53号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。

日野市立幼稚園の保育料の徴収条例の一部、第２条中「９万円」を「10万8,000円」に改めるという内容でございます。平成９年４月１日から施行するという内容で、前回の改定から物価上昇や私立の幼稚園の保育料も上がっておりまして、他市の状況等も勘案いたしまして改正するということでございます。４ページ、５ページに対照表がございますが、ごらんをいただきたいと思います。以上です。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第53号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号）

について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の一般会計の補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ４億7,575万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を456億2,324万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　歳入歳出及び第２表債務負担行為補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算第３号について御説明申し上げます。

まず第１条でございますが、ただいま市長から提案させていただきましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億7,575万8,000円を追加補正するものでございます。

第２条にございます債務負担行為の追加でございますが、第２表、債務負担行為補正により御説明させていただきます。

４ページをお開きいただきたいと思います。

第２表、債務負担行為補正でございます。駒形公園築堤護岸工事委託、その４についてでございますが、これは市民プールなどを含みます駒形公園全面の浅川護岸工事を建設省との協定に基づき実施するものでございます。今回は、その４となっておりますが、本契約をもって全体の工事を完了することになります。本件につきまして、９年度にかけての債務負担を設定するため限度額として5,500万円を計上させていただいております。本件につきましては、今回の補正で予算計上額は当該年度分が3,200万円ということになりますので、総工事費は8,700万円を予定して実施いたします。

それでは、以下、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

８ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、使用料及び手数料のうち土木使用料につきましては、普通河川等管理条例の10月１日施行に伴いまして、公有土地水面使用許可に伴う河川使用料の収入を見込むものでございます。

次に国庫支出金でございますが、国庫支出金のうち国庫負担金につきましては、精神薄弱者福祉費等でございますが、単価改定、人員増による実績に基づく補正でございます。

次の国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金の老人福祉費補助金でございますが、シルバーハウジング推進計画報告書策定費の補助でございます。これは新町都営住宅の建設の中で、シルバーハウジングプロジェクトを推進するための計画策定のための補助金でございます。以下、歳出にもこの経費につきましては計上させていただいております。

次に、土木費の国庫補助金でございますが、都市計画費補助金として、都市計画道路３・４・14号線の用地取得でございます。これは土地開発公社から820平方メートルほど当該事業用地を取得するものに対する補助金でございます。

次に10ページをお開きいただきたいと思います。

都支出金でございます。民生費の都負担金につきましては老人福祉費負担金ですが、実績増に伴う補正でございます。

次の都補助金でございますが、それぞれ実績に伴うものでございますが、先ほど申し上げましたシルバーハウジングの都の補助金も計上してございます。それから土木費の都補助金につきましては、５節の道路橋梁費補助金、これは幹線市道Ⅰ－７号線の舗装補修について都の補助が認められ計上するものでございます。次の都市計画費補助金につきましては、国補助でも御説明をいたしました３・４・14号線の用地取得にかかるものでございます。

次に12ページの財産収入でございます。財産収入は、不動産売払収入として土地売払収入を計上してございますが、これにつきましては現在、土地開発公社が所有をしております土地のうち不用の土地について、これを売却し、財源確保を図ってまいりたいということで行うものでございます。ここでは歳入の額、売り払いをした際の収入が計上してございますが、歳出の方でさらに内容について御説明を申し上げます。

それから次の繰入金でございますが、老人保健特別会計繰入金につきましては、７年度の一般会計との清算分の繰り入れでございます。それから次の基金繰入金の環境緑化基金繰入金でございますが、これは当初予算に計上すべきものでありました繰入金を当初予算で財源構成を誤りましたので、この際、補正をさせていただくものでございます。

次に14ページ、繰越金でございますが、繰越金につきましては、前年度繰越金が７億5,471万3,000円となりました。既に当初予算で３億円の開きをしておりまして、今回補正財源といたしまして１億3,109万9,000円を開かせていただくものでございます。

では、16ページから歳出に入らせていただきます。

総務費でございますが、総務管理費の財産管理費でございます。財産管理費で市有財

産維持管理経費がございますが、先ほど歳入のところで申し上げました土地開発公社所有の土地売り払いに関しての所要の経費をここに計上させていただいております。広告料、鑑定料、測量費等でございます。

それから、次の基金積立金でございますが、これもこの土地売却に伴いまして公社から買い戻しをいたします経費と売却にかかる費用を差し引いた差し引きの残額を公共施設建設基金に積み立てをいたすものでございます。

それから、以下、それぞれ実績等に伴いまして補正をさせていただくものですが、特に諸費の関係につきましては過年度の清算金等でございます。

次に18ページ、民生費でございますが、民生費の中ほど、25目．老人福祉費でございますが、先ほど歳入で申し上げましたシルバーハウジングプロジェクト推進計画策定経費を計上してございます。

それから10項の児童福祉費でございますが、ここでは20目の保育園費のところで○－157対策等で所要の経費を追加をさせていただいております。

一番下の学童クラブ費でございますが、次のページをお開きいただきたいと思いますが、四小の学童クラブの増築工事でございます。来年度の人員増に対応するための増築工事をさせていただくものでございます。

次に22ページ、農業費でございますが、農業振興費の中で農業振興計画協議会委員謝礼と減額がございます。これは農業振興計画の策定につきまして、策定のための協議を農業委員会の中で行うということにいたしましたので、特に協議会を設けるという方式をやめまして、これにかかる諸経費を減額をしたものでございます。

あと農業振興計画策定調査経費の増額につきましては、追加品の印刷等に不足が見込まれるために増額をさせていただくものでございます。

次の35款の商工費でございますが、商工振興費で商工会の補助金でございますが、これは事務局長の人件費分の補助金を計上させていただくものでございます。

次に土木費でございます。土木費の土木総務費のところでは、13の委託料で普通河川占用物件調査業務委託料がございますが、これも普通河川等管理条例の施行に伴って適正を期すために調査を行うものでございます。

それから道路橋梁費の道路新設改良費につきましては、舗装改良費として幹線市道Ⅰ－7号線の舗装改良について、先ほど歳入のところでも申し上げました関連の経費の不足額を追加するものです。

それから交通安全対策費につきましては、交通安全対策施設設備工事でございますが、

Ｉ－９号線につきまして、ガードレール等の整備を交通管理者から要望を受けて行うものです。

それから、次の自転車対策経費の駅前放置自転車整理委託につきましては、再雇用職員を予定をしておりましたが、これに当たる希望者がなかったためにシルバー人材センターの方に委託をするために所要の経費を計上しておるものでございます。

次に都市計画経費、20項の都市計画経費の中の５目．都市計画総務費では梅が丘の地下濠の実態調査経費を計上させていただいております。

それでは、次の26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

公園整備費につきましては、先ほど債務負担行為のところで御説明をさせていただきました築堤護岸工事の委託料の、その４の本年度分の3,200万円を計上させていただいておりますとともに、７年度、８年度にかけて行っておりましたその３の工事について契約額が確定をし不用となって金額について減額をさせていただいております。

次の緑化費でございますけれども、緑化費のうち緑化推進事業の中の日野市環境緑化協会助成金についての減額がございます。これにつきましては当初、公園管理業務の一部を緑化協会にお願いをして助成金で対応をすることといたしておりましたけれども、これらの事業を市で直接執行することに変更をしたために助成金を減額をするとともに、各所要の経費を、前ページになりますけれども、25ページの公園管理経費の経費及び緑化推進事業の一般管理経費、所要のところに計上させていただいたものでございます。

次に28ページでございますが、消防費の中の災害対策費の災害対策経費の委託料、13でございますけれども、日野市地域防災計画の修正版の作成のための経費を計上させていただいております。

それから30ページに移らせていただきます。

教育費でございますが、教育費のうち10目．小学校費、それから15目の中学校費、それぞれに給食関係の、いわゆるＯ－157対策として細菌検査等の委託料を計上させていただいております。

それから次の25項、社会教育費の10目．青少年育成費でございますが、これは成人式の関係の経費でございますが、当初予算計上の際に成人式のあり方、やり方を見直しを行うため当初予算に計上をしてこなかったわけでございます。これまで検討の結果、従来のクラシックコンサートによるアトラクションにかえて、屋外にステージを設け、市民団体とかサークル等の協力を得た記念行事を行う方法をとるための経費を計上させていただいております。

それから、次の30目の公民館経費でございますが、中央公民館の車椅子階段昇降機取付経費でございます。これにつきましては当初予算で車椅子階段昇降機取付工事費として700万円を計上させていただきましたが、実際には当該の階段が非常に狭隘なために予定のものが取りつけ困難ということで、電動車椅子対応型の階段昇降機で対応することと、身障者用の補正をさせていただくものでございます。

それから次、少し飛びまして34ページ、諸支出金に入らせていただきます。諸支出金の普通財産取得費、土地取得費でございます。これは歳入のところで説明を申し上げました土地売却等にかかわる経費を含んでおりますが、２番目の方の公有財産取得経費でございます。これが土地開発公社から一般会計の方に買い戻しをするための所要の経費でございます。一つ戻りますが、その上の商工会館の経費の減額につきましては、契約を完了した差金を減額をさせていただくものです。

次の65款、予備費でございます。予備費につきましても780万円の増額補正をさせていただいております。これは今年度、例年では普通には予想されない事態として病原性大腸菌Ｏ－157の対策を緊急に進める必要が生じまして、900万円強の対策経費のために充当をいたしました。その結果、今後、秋に向かいまして台風の時期、そうしたものに備えるために一定の額の予備費は確保しておきたいと考えまして、780万円の補正をさせていただきます。予算減額としては4,000万円となりますが、実質的な現在の予備費の充当後の残は2,980万円余りということで、例年の当初予算のほぼ3,000万円に匹敵する額を確保するための処置をとらせていただきました。

以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　１点だけ、関連ということで質問させていただきたいと思うんですが、28ページ、29ページで消防費に関連してなんですが、直接、補正ということではないんですが、例の８月25日に行われました防災訓練のときに賞味期限の切れた非常食をそこで参加をした人に配ったということで、全国紙にまでも紹介されるような形で話題になったわけなんですが、これについての、どこかでの事前の説明なりがあるのかなと思っていたんですが、この場に至るまで全くないものですから、こういうたぐいの問題というのは、やはり、こちらから意見を求めなくても、みずから誤解なのか、あるいは報道がおかしいのか、あるいは行政側の姿勢に誤りがあったのか、いずれにしましても議会側から問題提起をする以前に何らかの説明があるべきだと思うんですが、そのあたりを含めて一連の内容の説明をいただきたいと思うんです。

○議長（土方尚功君）　　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　　ただいま御質問の８月25日に実施いたしました総合防災訓練におきます非常食の扱いでございます。これは新聞の中で、読売新聞の夕刊に報道されたのが最初でございますが、これについての内容については、ほぼ報道のとおりでございます。ただ、その御質問にありましたようなその内容について議会に報告するという、あるいは議会以外の市民ということもございます。報告することについてどうだったかということでございます。市民につきましては、どの方というふうに特定できなかったものですから、南平地域の市民が参加していただいて、その方に配付していることが多いものですから、参加された12自治会の自治会長さんに内容を説明し、申しわけないことであったというようなことで一応謝罪をしておるところでございます。

また、市の広報でその内容について明らかにするかというようなことがございましたが、若干、広報の登載時期が間に合わないというか、９月１日号があったんですが、それの原稿としてはちょっとスペースがないというようなことといいますか、もう既にでき上がっているということもございまして、そこで掲載することはできませんでした。

ただ議会におきましては、非公式ではございますが、代表者会議の中で経過につきましては御報告させていただいたという状況でございます。

○議長（土方尚功君）　　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　　市民とか、あるいは議会に対しての報告については、それなりの説明にはなるんでしょうけれども、仮に議会に対してということでありますと、代表者会議の中で説明をしたから、だからそれでいいんだという話では、またないんではないのかなと思うんですね。ですから、そういうことについてはもっと、先ほどもちょっと言いましたが、誤解であるのか、どうなのかということを含めた、やはりそれなりの説明をやってしかるべきではないかと思います。

それから、今、御回答の中で、この内容についてはどうであったのかとかいうことの説明もないわけです。ですから、その辺も本当にそれを反省をされているのか、あるいは、いや、ああいうふうな記事になったけれども、そうではないんだということなのか、もちろん、聞かれたことに対して答えるという姿勢以前の問題があるんではないかなと思うんですが、その辺、もう１回、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　　この件につきましては先ほど、ほぼ新聞の報道どおりというふうに御回答いたしましたが、これにつきましてはそれなりに市の対応として、まる

きり無関心といいますか、無頓着であったわけではなく、十分安全だというような根拠に則って行った行動でございますが、やはり市民に対して配慮が欠けたということでございます。

当日、770食といいますか、それだけの分量について配付してございます。昨年も同じように非常食を賞味いただいたんですが、このときは期限は、もちろん有効であったわけでございますが、2年目の段階になりまして、直前に期限が切れているということでわかったわけですが、安全性をそれぞれの機関に確認して行ったが、しかし、最終的には市民に対して軽率であったというようなことで反省をしており、また次の訓練につきましては、非常食を使うか――もちろん賞味期限内でございますが、使うか、あるいは使わないかについては十分検討させていただきたい、このように思っております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　市長にも最後お伺いしたいんですが、今、総務部長の御説明の中で来年度以降どうするかというようなことも検討したいということなんですが、たまたま、ことし、そういうことがあったから、来年はなるべくそういう混乱に陥るようなことを避けるというような行政の方法ですと――何もやらなければ安全なんですよ、極端な言い方をしますとね。ですから、やっぱり、いろんな行政というのは積極的に、市民にとっても特に安全の問題というのは、市民とともに一緒にやっていかなければならないことなんで、何かをやると何かのミスにつながったら困るからやめていこうという発想ではなくて、もっと積極的に前向きな取り組みをぜひやっていただきたいなと思うんです。

それから、今回も新聞等で見ますと、事前に十分、安全確認とか、そういうようなことも十分された上であああいう対応をしたというようなニュアンスの記事でもあるんですけれども、そういうことであるなら、やっぱりその旨、その七百数十名の方に、これはこういうことだけれども問題ないですよ、とかいうようなことを事前に言ってもおかしくない話ではないかなと思うんです。私の常識からしますと、賞味期限を数日過ぎたああいうたぐいのものであれば現実には大丈夫だろうというふうに、私個人的には思います。

しかし、そうは言っても今これだけO－157の問題を初めとした、また季節的にもそういうことに対して非常に過敏な、日本中が過敏な状況になっている時期ですから、ちょっと軽率だったのかな、あるいは軽率でなくて十分自信を持って行ったという措置であるならば、そういうふうな何らかのアナウンスが必要ではなかったのかなと思うんですが、

市長、いかがですか、翌日からこの市役所の周辺に大きな音を立てて、いろいろアピールがあったようですけれども、非常に日野市としては、余りありがたくない部分でまた有名になってしまったんですが、ちょっとコメントを求めたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことにつきましては、防災訓練を行いました25日の退場間際に、あるいは読売新聞に記事にされるかわからないというふうな情報を内部から聞いたわけでありまして、当日の夜、自宅に読売新聞の八王子支局の記者ということで質問がございました。その答えは記事になったわけでありますが、私自身、職員が試食をしたというところまで実は承知していなかったものですから、行政側のうっかりミスで弁明の余地がないというふうな応答をしたわけでありまして、翌日、その状況をかなり詳しく聞いてみますと、確かに賞味期限は経過しておったわけでありますが、そのことをまた、この事業にかかわった職員自身、つまり防災安全課でありますが、職員として試食をしてみたということがあったものですから、一つの救いだったなというふうには思ったわけであります。

いずれにいたしましても神経を使うべき、いわゆる安全の問題でありますので、反省をして、今後このようなことのないようにということは内部的に語り合ったところであります。たまたま、この議会で御報告すべきところだったなと今御指摘を受けて感じたわけでありますが、先日の議会の代表者会に冒頭で、ちょっとそのことにつきまして私自身も陳謝をしたというつもりでございまして、本会議に発言をしなかったことは、これもまた御指摘どおり適切でなかった、こんなふうに反省をしております。

幸いに事故が発生したということにはなりませんでしたし、差し上げた七百数十名の方にもある程度確認をしたということでございまして、大変不行き届きの点があったということは、これからの反省材料にしなければなりませんが、どうかそういうふうに御理解をいただいて、状況の我々の姿勢についても御理解をお願いしたい、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　それでは質問をさせていただきます。

29ページの災害対策費の１点は、日野市地域防災計画修正版の件につきまして、もう少し具体的に御説明をお願いします。

それと２点目は、同じ12の専用電話の設置料ということで今回補正予算に計上されて

おりますので、これについてもあわせて、まず御説明をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　災害対策関係の防災計画の説明でございますけれども、地域防災計画につきましては阪神・淡路大震災の教訓を生かすということで、その改定について手続きを進めてきておるところでございます。

この改定におきましては市の防災会議にも図って改定をするわけでございますが、その前段といたしまして、東京都の防災計画の内容、これに準じて作業をしていくというようなこと、また整合を持たせるというようなことで、東京都の災害防災計画がこの3月にでき上がっております。これを一つの参考にし、また日野市独自の特徴といいますか、対策も必要でございます。このようなことにつきましては、役所の内部のそれぞれの災害対策に当たるセクションの責任者から、いろいろ事情を聞き、またお願いもしたりして協議を持ち、問題点については、ほぼ洗い出しておるところでございます。

ただ、まだ1点、避難所となる学校、これにつきましては文部省の方で学校がかなり防災にかかわるというようなことで、建物についても、あるいは教職員が、防災に従事するというようなことについても全面的に協力していこうという態度で文部省が見ております。その具体的なことがまだ来てはおりませんが、そういうような方向づけがございますので、これら避難所関係につきまして、どう運営していくかという点がまだ残されておりますが、大方の修正項目がほぼ問題点としてでき上がっております。

これらにつきまして、「地域防災計画書」という赤い冊子でございますけれども、これが膨大な量になりますので、これを全部改正するについて箇条式でなく、今後は、その都度の限定版として改正ごとに1冊1冊つくっていくというような形で仕上げていきたいということを考えております。この仕上げに至る編集、全部を見直すというようなことで編集については、かなり印刷的な技術、あるいは東京都、あるいはよその計画との整合性、そういうようなものも図っていくという中で、そういうことで編集を含めた委託をし、最終的に印刷物として仕上げていきたいということでお願いしておるものでございます。

それから、もう1点の専用電話でございますが、これは災害発生のときに電話が不通になるということが考えられるわけでございます。そういう中では無線を使用するのが一番いいということで、現在無線を整備しておるわけでございますが、たまたま市の防災情報センターと日野市にあります消防署とが近いということで、これを直接、地下ケーブル、有線で結んで連絡を図りたい。無線ですと相互交信でなく若干支障があるので、

やはり電話であれば相互通信で便利であるというようなことで、これは日野消防署からの提案によりまして、ホットラインといいますか、そういうようなものを設置しようということでお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうしますと、この専用電話については地下ケーブルで直接防災センターと日野消防署と結ぶということでよろしいわけですね、現在あるＮＴＴは関与しないで、直接に日野市と日野市の防災センターと消防署を直接ラインで結ぶというふうに解釈してよろしいのか、ちょっとその辺、確認いたします。

それから地域防災計画で大枠の説明をいただいたんですけれども、ちょっとよくわかりにくい点がありますので御確認をしたいと思うんですけれども、この計画は既に庁内で検討してでき上がったものを、新しく今までと違って改定ごとに発行するというような方法の中で、編集のための作成業務委託になるのか、それともその内容も含むのか、その辺がちょっとわかりにくかったので、それについて、もう一度御確認をしたいと思います。

それとあわせて、この間、総合防災訓練が25日の日曜日、南平小学校でとり行われましたが、いろいろと私も参加させていただきまして、従来と変わっているところがよく見えてこなかったんですけれども、特にこの地域防災計画見直しの中でも非常にいろんな視点があろうかと思うんですけれども、その辺がこの総合防災計画にどう反映されて、どういうふうな形の中で今回の防災訓練に生かされてきたのか、それについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　１点目の専用電話につきましては、これは消防署と市だけの専用ということでなく、一応ＮＴＴが設置いたします。この神明の地域は地下ケーブルを利用しているところが多いわけでございます。そういう中では、地下であれば電話線が切れるということは余りないだろうということで、それを利用させていただくということでございます。

それから防災計画の見直しの件でございますけれども、問題点等が出ておりますが、これを文章化していく上に、やはりこれまでの計画書、赤い冊子でございますが、これも専門機関に、編集し印刷をしていただいた経緯がございます。その印刷だけでなく、若干といいますか、防災について取りまとめについての知識を持っている会社を選定い

たしまして、適正な言葉とか、そういうふうなことで編集をお願いし、またこれを防災会議にお示しして設置を図っていきたいという考えでございます。

したがいまして、ただ原稿を何ページという中に編集するのではなくて、内容についても吟味を加えていただくという内容でございます。

それから総合防災訓練につきましては、これまで、どちらかというと実施機関といいますか、消防署、消防団、警察、あるいは市の防災関係、そういうふうな訓練を常時やっているといいますか、そういうような直接その衝に当たるところの訓練が主体であったわけであります。消防署の消防自動車の放水とか、そういうふうなことが主だったわけですが、やはりこの訓練は市民参加といいますか、市民が防災をどう意識して、どう避難したりしていくかというようなことが必要だというふうなことでございます。これは阪神・淡路の例でなくてもそういうことは前から言われておったんですが、これまでの防災訓練は、どちらかというと機関訓練的になっておりましたので、阪神・淡路の例もございますし、これを一つのきっかけとして市民の参加型の訓練に切りかえていきたいというふうにして、昨年、ことしと市民型にしておるところでございます。

また、ことしにつきましては災害対策本部の設置訓練も行いました。朝、本部員の召集と、それから本部員の報告、伝達等についても訓練をしております。これは初めての訓練として、ことしは加えたところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　地下ケーブルのことでＮＴＴの回線を使うんだということの御説明ですけれども、地下ケーブルを利用するのはよくわかるんですけれども、そのＮＴＴの中継基地を経て、また防災センターから中継基地を経て消防署につながるという形になると思いますので、この神明の地域が地下ケーブルであるから安全だということは言い切れるのかという疑問を感じておるんですけれども、それについては間違いないのか、とりあえず災害が起きた場合、間違いなくＮＴＴの回線で消防署とホットラインがつながるのか、それについて、いろいろと当然調査して問題ないという一つの方向を見出せたゆえに、こういう形になったのかと思いますので、その経緯もまたお尋ねしたいと思います。

それから、地域防災計画につきましてよくわからないのは、なぜ今回の補正予算で組まれてきたか、これは当然３月に東京都が修正をいたしまして、もう流れは事前に見えている中ですから、当初予算に組まれてくるのが一つは当然じゃないか、これが補正で

出された意味がわかりませんし、また各市いろいろと見ますと、庁内にプロジェクトチームをつくりまして、この防災計画の見直しについてはそれぞれやってきて、そのことをまとめてきておる市が随分多いんですけれども、日野市においては、その策定はどういう策定をしてきたのかお尋ねしたいんです。

ということは、この防災センターができる過程の中で、現在の防災センターに対応する防災の職員の問題等、いろいろと現状の中で対応できないということが随分ありまして、今までも再三にわたって質問を受けてきたと思うんですけれども、なかなかその実態が整わないという中で、職員の今の状況の中ではどこまでそれの対応ができたか、非常に難しいのかなという気がしましたので、どういうプロジェクトを組みながら、どこまでまとめてきたのか、その辺のことをお尋ねいたします。

それから、防災訓練につきましても先ほど、市民が中心になった総合防災というのは当然でありますし、このことも再三いろんな角度から質問を繰り返してきているんですけれども、昨年と比べて、ことしは大きかったということは見た感じでは感じられませんし、じゃあ昨年はその前と比べてどうだということを考えますと、それもほとんど現状と変わってないように私は見て感じられます。また、いろいろと資料を見ても基本的には変わってないと思いますので、この阪神、特に大震災後の防災の訓練のあり方は、他市を見ますと、例えば夜間訓練を用いたり、また１カ所の防災基点ではなく各学校別に地域住民が参集して訓練したり、いろんな、本当に市民が参加した、また市民中心の参加型に大きく変わってきております。残念ながら日野市にはそういうふうな実態が見られません。ですから、先ほどの部長の答弁も理解ができない状態でありますので、それについて、もう少し詳しく教えていただきたい。

以上です。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　最初の電話の件ですけれども、これは御質問にもございましたように絶対安全といいますか、大丈夫という内容ではございません。やはり地下といっても切断されることがあろうかと思います。しかし、一般の地上のケーブルよりも安全性が高いというようなことでございます。それと、これは専門である消防署が無線を上手に使う機関ではございますけれども、その消防署側で、やはり一般の直通の電話を設置し、無線で１人が応答していれば済むというものではなく、消防署と市の方とは３人が相互にやる、あるいは５人がやるということも出てくるかというような中で、一つの伝達、通信手段として設置すべきではないかというような進言がございましたこと

で、安全性も通常よりあるというようなことも含めて予算をお願いした次第でございます。

それから地域防災計画につきましては、これは庁内でプロジェクトを設けて見直しを行っているところもございますし、民間専門会社にそっくり委託して検討しているといいますか、見直しを行っているところもあるようであります。

防災につきましては、市の職員では、これは通常起こってほしくない災害についてのそれぞれの分担でございまして、これまで幸いにして経験がないわけでございます。そんな中で、防災につきまして各行政の職員に検討するというようなことでお願いしても、なかなかその身になって検討するというような状況でないところも、まま受けるわけでございます。そういう中で安全防災課といたしましては、逆にリーダーシップをとりまして、こういう点をこうしていただきたい、こういう点はどうかというようなことで、個々に個別折衝といいますか、協議をいたしまして、問題点、あるいは改善すべき点というものを一応整備してきておるところでございます。

ですからプロジェクトをつくって、平面的というよりは、かなり直接的にそれぞれのセクションにそれぞれの役割というものを十分認識していただいて、改正の手続きを踏んでいるということで御理解いただきたいと思います。

それから、総合防災訓練につきましては御指摘もございましたように、まだ夜間訓練、避難所で過ごすというような訓練だとか、テントを張って行うとか、いろいろございます。これにつきましては市民の、やはり参加をお願いするわけでございますが、市民の防災に対する関心、これについては自主防災組織といいますか、自主防災について関心を持っていただき、これによって夜間訓練だとか避難所訓練だとか、そういうようなことを行っていく必要があろうかと思います。

そういう意味では市民への喚起といいますか、啓蒙をこれから進め、夜間訓練、そういうようなものも取り入れていきたいという考えでございます。

○議長（土方尚功君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

一般質問ではありませんから、余り細かく言ってはいけませんけれども、答弁が同じなんですね、今まで一般質問した中でも、今後取り入れていきますという、その繰り返しで、実際、残念ながら本当に市民中心の参加型の総合訓練はできてない。それと同時に、それぞれの機関、ＮＴＴを初め各機関の訓練場所だけで終わってしまっているような実態でありますから、やはり今後そういうことのないように市民が直接、もっと積極

的に対応できるような総合訓練のあり方にかえていただきたいということを強くお願いしておきます。

それと、地域防災計画につきましても非常にわかりにくい。ちょっと説明がわかりにくいんですけれども、できれば直接その役割を各セクションで対応したものを取り入れるんだということが、実際、今の状況の中では、なかなかそれはできにくい市の状況かと思いますので、これをもう少し具体的に、どういうものが上がってきたのか、どういう内容なのか、これ、まず資料で１回、いただけませんか。資料を請求しておきますので、これは早急に、決算もありますので、これは早急に資料として、まずいただきたいと思います。

それから地下ケーブルについても、神明地区は地下ケーブルであってもＮＴＴの一つの施設を通じての回線がつながっていますから、随分、地上に出ているのが多いのかなという推測ができるんですけれども、その辺について答弁がありませんでした。ですから、せっかく消防署とホットラインをつくるんであれば、一番安全で災害が起きたときも有効に利用するという視点から、無線が、本来もう少し積極的に無線についても検討した中で最終的な結果が出てくれば理解できるんですけれども、ちょっとその辺が不明確であったのが非常に残念であります。

それから先ほど部長の答弁の中で、今回、災害対策本部員の参集ですか、それから災害対策運営本部の訓練というようなことが、今度、初めて取り入れられましたので、その内容について若干御説明をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　これまで防災計画での見直しでまとめてきておりますもの、概要でございますが、資料として提出したいと思います。

それから電話につきましては、最終的には無線で相互交信できるもの、これが一番よろしいかと思います。そういう技術はできておると聞いております。ただ相当な金額になるというようなことでございまして、消防署と十分協議して、先ほど申し上げました通信手段の一つとして無線、あるいは電話、そのほかの通信の方法もあるわけでございますが、その一つとして加えていきたいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、防災訓練におきます本部訓練につきましては、７時に大地震が発生したということを想定いたしまして、本部員のお宅には個別無線機がございます。市外の方には無線が届きませんが、大体、日野市内におります本部員には、無線でその伝達をしております。大地震が発生した、本部員は直ちに集合してほしいというようなことの通知

を持っております。本部員は、一応訓練でございますので、早く来られる方といいますか、最寄りの方は早く来られる、あるいは遠方の方は時間がかかるというようなことが実際にはあるわけですけれども、次の訓練を進める上で一応一定の時間に集まっていただきまして、そこで災害の情報収集をする形をとりまして、ことしの場合は倒壊家屋が210とか、負傷者が300人とか、火災発生が13件というような被害が出たと。それは最初の第一報の時点でございます。その時点で避難所の設置も必要でありますし、災害対策本部の設置も必要であるということに基づきまして本部をつくり、それで、それぞれの対策部長がございます。建設対策部長とか、教育部門とかございます。そういう中でそれぞれの対策部長が状況報告、出動とか、あるいは結果報告、そういうようなことを本部長に報告する。それから指示を仰ぐというような訓練を行いまして、それが一通り終わりましてから南平小学校の方の現地訓練所の方に向かったというような訓練を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

実は、私もそこに参加をさせてもらったんですけれども、特に今回、初めての本部員の参集及び対策本部の運用の訓練を行うということを聞きましたので参加させてもらいましたけれども、本部長がここには出席をしていなかったんですね、本来、本部長の命令下、すべての組織が動くんですけれども、本部長が出席されてなくて副本部長が本部長代行を努めておりましたですけれども、この辺のいきさつはどうだったのか、市長の方からお伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　25日に総合防災訓練を行い、その前に庁舎におきまして職員の防災集合訓練ということになるわけでありますが、要するに時間を繰り上げて登庁する、その訓練を行ったということでございました。私は特に、特別の理由というわけではありませんが、その後で、いわゆる総合防災訓練の現場に出向く、そういう予定もございましたので、助役にその責任者を代行するように直接依頼をして、当日の私自身の登庁は通常の形になったわけでございます。報告を聞いて、成果はあったというふうに評価をいたしております。

○議長（土方尚功君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　あきれ返って物も言えないという気持ちですね。

要するに前回の大震災のときに危機管理について、大きなクローズアップをされてき

たわけですね、特に行政における機関に……。その本部長が――初めて今回、日野市も参集訓練をするんだと。ですから、もう少し防災に対する認識をしっかり対応していただきたいですね。まず、その本部長が市民に対する責任を持つんだ、生命の安全、財産について責任を持つんだという強い中で、やっぱり訓練をしていただかないと末端までその気持ちは伝わっていかないわけですよ。まして第１回の初めてです。ですから、もう少し心をやっぱりそこのところに集中していただきたいと思うんですよ。

いろんな、例えば消防庁から出された緊急点検の実施についても非常に危機管理、また組織対応についても随分言われているんですね、ちょっと省きますけれども、あと日野市が防災会議をやりましたね、あのときの資料についても、この部分がしっかり載っているんですよ、行政の対応について。また東京都の方針を見てもそうなんですよ。ですから、そういう今一番大事に言われているその部分が、みずから欠席してしまった、これは本当に、非常に大きな問題点かなと思うんですよ。

こう振り返ってみますと、昭和53年に宮城沖地震で28名の方が亡くなりました。そのうちの多くの人たちがブロック塀の倒壊によって、特に小さなお子さんとか、お年寄りが亡くなったということがありまして、議会としても当時そこを調査をして市長に報告した中にも、ブロック塀についての緊急対策の対応の仕方が報告されております。

それで私、昭和57年に初めてこの問題を、議員にならせてもらって質問をさせていただきました。そのときは何も対応ができてない。その後も何度か質問を繰り返しておりますけれども、対応ができてない。今回、小川議員の方からも質問されておりました。阪神・淡路の大震災の機関認識、この問題も一般質問で取り上げました。でも、体質がまるきり変わってないんですよ、同じことの繰り返しなんです。この状況の中で、もし大きな災害が起きたら市民はどうなるか、大変なことになる予測は十分立つんですよ。

ですから、行政はもう少しシステムとして、しっかりしたものをつくり上げていただきたいし、そういう対応をしていただきたいんです。それが、本部長がそういう姿勢では本当に市民に責任を持てませんので、しっかり、その辺、市長の対応をよろしくお願いします。これは別の機会に質問しますので、さらに、もう一度これに対して市長の見解なり、市長のことについて、もう一度、一言御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　わきまえているつもりではございますが、一層、ひとつ精励をしてがんばりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　確認を含めて企画財政部長にお伺いをします。

23ページ、商工会の補助金の件であります。提案理由の説明は人件費分として補正をしたいという提案でございます。この商工会の当初予算というのは私の記憶ですと1,000万円というふうに記憶しておりますけれども、間違いがないかどうか１点。

それから年度途中の補正でございますけれども、平成９年度から経常的にこの分がプラスされていくのかどうか、この２点について、ちょっと伺っておきます。

○議長（土方尚功君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　　商工会に対します1,000万、間違いはございません。それで、ここで補正分でありますけれども、これは局長人件費、こういうことでございます。局長が――ちょっと詳しくなりますけれども、正規な職員の中で、３月の11日から派遣ということで行っております。その分。それと再雇用職員身分といいますか、という中で４月から１年分の、来年の３月までですけれども、これの人件費及び補助、こういうことで445万1,000円ということでございます。したがって、経常的に、将来的に行くのは445万1,000円ではなく、７年の３月分のものがこの445万1,000円には含まれておりますので、50万ちょっとでございますけれども、したがって400万ちょっと前という経常的なものを今後考えたいということであります。以上です。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　大変重大な発言でございます。私は、この平成８年度の予算委員会のときに商工会の補助金について市長に問い質しました。いわゆる、今、生活文化部長は３月11日とこういうお話でございましたけれども、私の記憶では３月15日の発令で、当時、現職の部長を執行という形で執行させたわけです。これは15日間ぐらいだと思います。そのときに他の職員の方々については、再雇用の問題という点については何ら触れてないんです。わかりますね、市長。その点で私は、従来の部長さんの再雇用の関係について、すべて平等に行うのが市長としての役目でしょうと、こういう指摘も行いました。しかし、その時点では、当時の部長ただ１人を事務局長として派遣した、この派遣したことについて、執行ですね、４月１日からの年度が変わりましてから今度は再雇用という形で事務局長が置かれる、こういう形になるわけです。

そこで私は、従来は日野市の商工会の事務局長としては、東京都の職員を派遣という形で商工会に派遣されてきたわけです。派遣されるということは人件費と事業費含めまして、ちょっと資料がありませんから額は定かではありませんけれども、一千数百万円の予算が商工会の方に都の補助金として入ってきたわけです。平成７年度の決算の状況

を見ていただければおわかりになると思うんです。

そこで私は、わざわざ東京都から派遣されている事務局長を退職させて、市の職員を当時は執行、現在は再雇用、そういう形で行くことは必ず、人件費不足という1,000万円の費用では治まりませんよ、市長、そういうことをお考えですかと、こういうことを予算委員会で質問をいたしました。議事録が手元にありませんから定かではありませんけれども、市長としては「そういうことはありません」と、こういうことを明言なさったと思うんです。にもかかわらず、わずか6カ月しないうちに、もう補正予算で人件費分だとこういう提案がなされている、どういうことなんですか。ちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる商工会事務局長、従来の慣例で東京都の、多分退職職員だと思いますけれども、いわゆる東京都の任命で人事が行われてあったということを具体的にその内容まで承知する機会になりました。と申しますのは、その当時の、いわゆる商工会事務局長が2月いっぱいで突然、自分で退職なさるということになったそうです。そこで商工会長は大変困るので、何か市からでも派遣をしてほしい、そういった依頼が、申し出がありました。2月いっぱいでやめるというのも、ちょっと非常識なんですが、予測しなかったことではありましたけれども、商工会側の要請でございますので、間もなく退職適齢にある職員、具体的に言えば山口君ですが、環境部の人事を既に行っていたと思っております。退職予定者ということがございましたので、現職という形でとにかく一時、派遣をするというふうに措置をいたしました。

そして、そこで私も初めてわかったわけですが、東京都の補助金は、いわゆる事務局人事の補助ということで行われるものだと思っておりましたら、東京都の、いうなれば息のかかった派遣職員で、よそから来たのには負担しないということだということがわかったわけでありまして、（「だから指摘したんですよ」と呼ぶ者あり）ですから、今非常におかしなことが行われている。（「勉強不足なんだよ」と呼ぶ者あり）勉強不足といえばそうかもしれません。

そういうことで退職職員としての市の与かりがあるわけでありますから、その範囲に私は与かられていると思っているわけでありますけれども、要するに人件費として改めて助成をするということに落ち着いた、事務的にそういうふうに処理するということになったので今回の補正にお願いをしておる、こういう状況でありますから、確かに勉強不足、あるいは認識不足、多少そういう点も御指摘のとおりでございますが、これはぜ

ひ、ひとつ本来の商工会に対する助成の一環として位置づけていただくように申し出をきちんとしたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　長くなりますから最後にしたいと思いますけれども、つまり市長、これは議長をして議事録、市長が予算委員会に御答弁した議事録、この提示を求めておきたいと思いますけれども、市長は明言しているんですよ、はっきりと。つまり商工会は市の職員が入ることによって――ここで商工会館の建て替えをやりますね、これの寄附を商工会の会員にお願いしなければいけない。これが一つあるわけです。現実にやっているんです。それから、職員が市から派遣されたことによって今まで東京都から補助金が出ていた人件費分が不足するんです。その不足する分を商工会の会員に――月200円だったと思いますけれども、値上げをしてくれと、これをやっているんですよ、それで商工会は対応しているんですよ。そのことが浮きますよということを市長に予算委員会のときにお話ししました。もう忘れているかもしれません。つまり、真剣でないんですよ。もう少し耳を傾けて内容がどうなっているかということをしっかり判断しなければいけないんです。そういうことを指摘しておきます。

それから議事録、作成して市長によく読んでおいていただいてください。決算委員会ではそのことをぜひ、ひとつ審議していただきたい。これで終わります。

○議長（土方尚功君）　黒川重憲君。

○24番（黒川重憲君）　教育費に関連をいたしまして、１点、お尋ねをしておきたいと思います。

第四中学校の中で２年生の女子生徒だったと思いますが、バレーボール部に入部をして大変活発に部活をしていた女生徒だそうでございます。ところが、突然、部活を何日か欠席をしまして、どうしたのかということで、そうしましたら先生にこの生徒が平手で殴られたと。そして口の中を大きく切った。そして校庭を40周か50周して来いと。そして同じその部活の人たちも連帯責任だというようなことで一緒に走らされたと、このようなことを伺ったわけでございますが、その真相がどんなものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　今、議員さんの方から御指摘がございましたとおりでございます。私どももその明くる日に親御さんの方から連絡を受け、また学校からもその事実を受けました。私もそれを聞いたときにびっくりしたんです。正直な話、こんな先生が

まだ日野市にいたのかというようなことで、私自身も相当衝撃を受けました。

その後、調べていきますと、いわゆる多摩の方でありましたところのバレー部の試合のときに、いわゆるぐあいが悪くて休んでいた子供を電話で呼び出して、その子に暴力を振るった。また、そのほかの生徒にも暴力を振るったということでございます。

それで、きょうの段階でずっと調べていっているところ、11人のお子さんがその教師から暴力を振るわれた。人によってその程度の差はあるんですけれども、いずれにしても、そういったようなことは許されないんだということの認識の甘さというものがあったんではないかというようなことで、私どもの方も指導主事を学校へ派遣しまして、本人からも聞くし、生徒からも聞くし、親御さんからも聞いて、そしてその事実の上において処置をしていきたい。こういうふうに今考えているところでございます。

その生徒たちに対して本当に申しわけない。その生徒の、いわゆる精神的、肉体的な苦痛、はかり知れないものがあるんじゃないか、また親御さんの驚きと怒りというものは本当に深いものだと、こう思って、大変申しわけなく思っております。

そういった意味で、私どもは四中だけではなくて日野市の全部の学校に対して教師の暴力というものを完全になくしていくということで、いわゆる緊急の対応を今進めているところでございます。四中は四中でその対応ということで、お子さんに対しても、また保護者の方に対しても、それから四中自身が教師が一致して、そういった暴力なり体罰なりをなくしていくという体制を校長を中心にしてとるように、今、鋭意努力しているところでございます。そういった状況であるということで、御指摘のとおりで大変申しわけなく生徒や保護者の方、また市民の方々へ申しわけなく思っているところでございます。

○議長（土方尚功君）　黒川重憲君。

○24番（黒川重憲君）　私が承ったところによりますと、今、教育長も言われておりましたびっくりするような先生とおっしゃいましたが、アルコール依存症にほぼ近いような状況の症状にある先生だということもちょっとお聞きいたしました。これは本人から聞いたわけじゃございませんし、定かではありませんが、その辺のこともよく今後調べていただいて処置をしていただきたいと思います。

今、教育長が言われましたとおり、今、子供の人権ということで大きく社会問題にもなっておるところでございますので、今後このようなことがないように十分配慮されていただきたいと思います。

終わります。

○議長（土方尚功君）　　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　　きょうの本会議で、やりとりを聞いて、どうも近ごろ業務執行の姿勢にたるみを感ずるのが多々ございます。きょうの、この補正予算の中でも２点ほど指摘したいと思うんですが、歳入の方で、13ページの環境緑化基金の繰入金、これは当初予算で落とした、こういうことでありますけれども、これだけの金額を落としたなんていうのは、とにかく常識じゃ考えられない。なぜそのような事態になったのか、その背景をお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう一つは同じ環境緑化関係の27ページですけれども、環境緑化協会の助成金であります。これは316万9,000円の削減でありますけれども、これについては、当初予算で市からの補助金収入として、平成８年度は７年度に比べて578万2,000円を増額し、また受託事業の収入として、平成８年度は７年度に比べ5,768万7,000円も増額しているわけです。これを当初予算で議会で認められたわけでありますけれども、この背景は、市から派遣職員６名を配置するということで、それを受けての事業及び人件費ということであります。そういう当初予算でしっかりとした審議を我々がして、それで予算を認定したわけでありますけれども、この今議会において補正で減額という形で結果的に職員を派遣しなかったと、こういうことでありますが、しかも６月議会で緑化協会からの「事業計画書」というのが我々に提示されているんですが、その中でも「平成８年度は市の緑化事業の一部を引き継ぎ派遣職員６名を受け入れたいと考えます」というふうに、こういう計画書の中にも、６月議会でもこういうふうなものが報告されているわけです。

そういう経過をたどりながら、今日、いきなり減額ということで先ほど財政部長から簡単な説明がありましたけれども、それでは当初の計画は何だったのかということになるわけですね。なぜ、この受け入れといいますか、派遣して受託事業としてこれが予算どおりできなかったのか、その理由を明確にしていただきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　　御指摘の環境緑化基金の繰り入れの件でございますけれども、これは平成８年度の当初予算を御審議をいただく提案をさせていただきました際にも、議会からも御指摘もあり、私どもの方からも、これにつきましては財源の構成を誤りましたので、年度の途中で修正をさせていただくという御説明をさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、私どもの、毎年環境緑化基金については、環境緑化協会への補

助金の財源として充当するということでやっていたものを、事務的な手違いでこういうふうなことになりました。大変申しわけないことだと思っております。私自身も、十分注意を怠ったということで責任を感じております。

今後、このようなことのないように十分注意をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　2点目の緑化協会の助成金の減額でございますけれども、緑化協会と公園緑政課との競合して行っている公園の清掃、除草等の管理業務、それから信託緑地散策コースの維持管理等の業務を一元化することとし、より効率的な業務運営を図っていくため公園緑政課より職員を、先ほど御説明しましたとおり6名を派遣するということで、当初予算でその経費計上を御承認いただいたところでございます。

しかしながら、この業務移管につきまして、市行政と協会との連携、移管すべき事業の整理等をいましばらく時間をいただきまして検討すべき点がございますので、今回の予算の組みかえをお願いしたところでございます。

何分、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　十分に精査しないで本予算、当初予算に入れてきたということで、そのことだけをもって、ずさんだということを、その点は理解はできました。

しかし、市長、これは基本的な話になりますけれども、当初予算で事業計画を出させて、そして予算の裏づけをつくって議会に審議をさせて、それで6月議会の事業計画の計画書の報告の中に、その事業を裏づける報告をしてあるわけですよ。それで、この9月議会でこれは削減しますと。今の説明によれば十分に精査してないから、もう一度よく検討してというような話なんですね、これは、いかにも本当に場当たり的な、ずさんな予算編成と言われても仕方がないと思うんですが、これは市長、どう認識しておりますか。こういう一連の経過の流れ……。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと私の指導の手違いであったかもしれませんが、その原因を少し申し上げますならば、いわゆる職員定数というものが庁内にはあるわけでありまして、そして、いわゆる公園緑政課には、当然作業員という正規の職名の員数が相当数、配置をしておるわけであります。たまたま、一緒に仕事をする同じ目的の環境緑化協会という法人組織による日野市の政策的な協会があるわけでありますが、私は、む

しろ公園緑政課には作業員も正規職員を置いて、そうして数を何か部分的にあけるために執行させるという政策は、今、行政改革の体制上、好ましくない。むしろ定数は減らさなければならないという時期に進みつつあるわけですから、現状をみずからあけて何か余席をつくるというようなことは、むしろ考えるべきではないと、そういう見解に立ちました。

したがいまして、今後の行政改革の中でなるべく賃金の削減もしなければなりませんし、定数のことについても配慮しなければならない。そういうことで、たまたま内部指導したその結果だというふうに受けとめております。本会議場というよりも委員会等でひとつ具体的にお答え、ないし説明をする機会をいただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　細かいことをやりとりするつもりはありませんけれども、今の市長の答弁のような認識に立ったということであれば、それは当初予算の段階でそういう認識を持たなければならないわけですよ。そういうふうなことを議論を積み重ねないで、それで当初予算に出してきたということは、だから安易ですよ、ずさんですよというようなことになるわけで、近ごろ、どうもそういう姿勢が気になってしようがない。私も最近、非常に温厚になりましてですね、余り森田市政にかみつくなんていうことはしてないんですけれども、ちょっとこれはひど過ぎるなというふうに思うわけです。

先ほどの非常食の件もそうですけれども、職員が試食して大丈夫だったからという話には、本当にあきれる話で、職員の皆さんがどこにも配らないでですよ、自分たちで食べるのにこれは大丈夫だろうか、どうかということで、食べてみたら大丈夫だから食べるというのは、これはまだいいですよ。人に差し上げるという場合、これは礼儀なんですね、礼を失するということになるわけですよ、その賞味期限が切れているというのは。自分たちで食べるならば結構ですけれども、人様に上げるときに賞味期限の切れたものをやるなんていうのは、こんなばかな話はどこにありますかということになるわけで、これも本当に市民本位といいますか、市民に顔を向けた行政姿勢ではなくて何なのか、自分たちだけで何か事を資するというか、糊を口にほうばっているというふうな形で、もっと市民に対する真剣さというものが欠けている。ここのところ思うのは、部課長たちは緊張感をとにかく持っていない。今持っているのは市長に対する緊張感ですね、市長に怒られないようにしようという緊張感は、周りが見ていても感ずるんですけれども、業務そのものに対する緊張感、あるいは市民に対する緊張感というものが、最近欠落し

ているというふうに思うんです。

大変言いたくない話ですけれども、目に余る昨今の情勢なものですから、あえてこの補正予算の中で、こういう質問をさせていただきましたけれども、十分に反省をしていただきたいし、襟を正していただきたいというふうに思います。

細かい内容については、委員会でお伺いしたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、消防費、諸支出金、予備費、第２表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、歳出のうち民生費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第55号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第55号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の受託水道事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ7,409万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,541万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（清水啓治君）　それでは議案第55号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、説明書の５ページをお開きいただきたいと思います。ただいま市長からも提案理由がございましたけれども、歳入歳出それぞれ7,409万1,000円を追加補正

するものでございます。

それでは、6、7ページで詳細を御説明申し上げます。

歳入でございますが、7,409万1,000円すべてが東京都の支出金によって賄うものでございます。

次のページの8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。配水費、給水費と分かれてございますけれども、耐震性の関係でございますが、耐震性の劣ります配水管や石綿セメント管をダクタイルの鋳鉄管にかえたい。それから給水管の円管をステンレス管に取り替えまして、漏水の防止だとか浸水対策のために実施いたしたい。このための工事費と欠員職員補充のための臨時職員1名分でございます。

工事の場所でございますが、豊田の三丁目、四丁目、日野台一丁目の各一部、それから東平山一丁目の一部を実施いたしたいと思います。

以上でございます。よろしく御審議ください。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第55号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第56号、平成8年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第56号、平成8年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成8年度日野市の老人保健特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ4,149万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億701万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い

いたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　議案第56号、平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

事項別明細書をお開きいただきたいと思います。15ページでございます。今回の補正は平成７年度の老人医療費の清算によるもので、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。

５款．支払基金交付金以下それぞれ所定の負担割合に応じて、必要な清算を行ったものでございます。負担割合は、それぞれ支払い基金が10分の７、国が10分の２、都が10分の0.5、市が10分の0.5、これに従って清算を行ったものでございます。

18、19ページは、繰越金でございます。

20ページ、21ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。10款．諸支出金は歳入と同様、平成７年度分の国庫負担分の超過分でございます。所定の負担割合によって清算するものでございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第56号、平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時00分　休憩

午後３時33分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止の件を一括

議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第57号、市道路線の一部廃止について

本議案は、Ｌ２－４号線ほか２路線について、現況が廃滅しており公共の用に供されていないため、道路法第10条第３項の規定に基づき市道路線の一部を廃止するものであります。

議案第58号、市道路線の廃止について

本議案は、K69－11号線ほか２路線について、現況が廃滅しており公共の用に供されていないため、道路法第10条第３項の規定に基づき市道路線を廃止するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　議案第57号、市道路線の一部廃止について御説明申し上げます。

一部廃止路線につきましては、３路線でございます。１番は路線名Ｌ２－４号線、起点が南平六丁目22番２地先、終点が南平六丁目23番４地先、延長で9.38メートル、幅員で2.42メートルでございます。２番目にO48－２号線、起点が百草1,006番35地先、終点が百草1,042番４地先、延長で323.47メートル、幅員1.82でございます。３番目にO48－３号線、起点が百草1,012番２地先、終点が百草1,006番33地先、延長184.04、幅員で1.82でございます。

以上３路線は現況が廃滅しており、公共の用に供されないため、道路法第10条第３項の規定に基づきまして、今回、市道路線の一部廃止をするものでございます。

なお、廃道敷の財産の処理につきましては、一番目は隣接する土地所有者の拡幅道路用地と交換処理を行う予定です。２番、３番につきましての廃道敷の財産は、杉野学園所有の道路用地と交換処理を行う予定です。

２ページ、３ページにその位置図が明示してございますので、よろしくお願いいたします。

次に議案第58号、市道路線の廃止についてでございます。

廃止路線は３路線でございます。１番目が路線名Ｋ69－11号線、起点、平山六丁目15番10地先、終点、平山六丁目15番14地先、延長87メートル、幅員1.82メートルでございます。２番目に路線名Ｏ48－４号線、起点が百草804番２地先、終点が百草981番４地先、延長106.22メートル、幅員1.82メートルでございます。３番目が路線名Ｏ48－５号線、起点、百草1,006番34地先、終点が百草1,006番44地先、延長150.91メートル、幅員1.82メートルでございます。

これらの路線は現況が廃滅しており公共の用に供されていないため、道路法第10条第３項の規定に基づきまして路線の廃止をするものでございます。

なお１番目につきましては、廃道敷の財産は宗印寺所有の道路用地と交換を行う予定でございます。２番目、３番目の廃道敷の財産は、杉野学園所有の道路用地と交換処理を行う予定でございます。

２ページ、３ページにその位置が明示してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第59号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その９）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第59号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その９）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その９）工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき

提案するものであります。

入札の結果、１億5,965万円で有限会社金子土建が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは議案第59号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その９）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は１億5,965万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成９年３月18日までございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市大字万願寺87番地、有限会社、金子土建、代表取締役　金子榮二さんでございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページをお開き願います。入札の経過でございますが、８月２日に指名業者に設計図書を渡しまして、入札を８月20日に執行いたしました。入札の結果、有限会社、金子土建が１億5,965万円で落札いたしました。

次のページでございますが、工事の概要でございます。施行延長119.5メートル、幅員22メートル、面積2,480平方メートルで、工事の内容といたしましては街渠工、キャブ設置工、これは電線共同溝でございます。それから舗装工、管渠工、それから人孔、マンホールが４カ所でございます。

工事の場所につきましては、下に図示するとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第59号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その９）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号、浅川左岸第４処理分区（７－１）工事請負契約の一部変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第60号、浅川左岸第４処理分区（７－１）工事請負契約の一部変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、株式会社福田組と締結しております浅川左岸第４処理分区（７－１）工事請負契約の契約金額を変更するため、提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　議案第60号、浅川左岸第４処理分区（７－１）工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

契約変更の内容は金額の変更でございます。変更前の契約金額４億479万円を6,355万5,120円増額いたしまして、変更後の契約金額を４億6,834万5,120円とするものでございます。

変更の理由でございますけれども、地下水の上昇により掘進が不可能なため薬液注入の増量及び到達マンホールの変更が必要となったことによるものでございます。

３ページに工事概要がございますが、延長規模は変更ありませんが、薬液注入の増量変更及び到達立坑深とマンホール深の変更を行うものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第60号、浅川左岸第４処理分区（７－１）工事請負契約の一部変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号、消防ポンプ自動車の買入れの件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第61号、消防ポンプ自動車の買入れについて提案理由を申し上げます。

本議案は、消防ポンプ自動車の買入れをするもので、地方自治法第96条第１項第８号の規定及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、提案するものであります。

2,307万2,000円で日本機械工業株式会社から買い入れるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　議案第61号、消防ポンプ自動車の買入れについて御説明申し上げます。

本議案は、日野市消防団配備用の消防ポンプ自動車の買いかえでございます。種類及び数量でございますが、消防ポンプ自動車２台でございます。買入れの予定額でございますが、2,307万2,000円でございまして、消費税を含んだ金額でございます。買い入れ先は東京都中央区京橋三丁目１番２号、日本機械工業株式会社、代表取締役　浜光春さんでございます。

買い入れます消防ポンプ自動車の仕様、主要諸元でございますが、別紙資料を提出してございます。

なお、昨年、同じように２台の消防ポンプ自動車を購入してございますが、金額で11

万3,000円ほどの開きがございますが、これにつきましては、今回の購入につきましてはオイル漏れを一層防止するための措置を仕様に入れたことによりまして、11万ほどの増額になっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　消防ポンプ自動車直接ではありませんが、可搬ポンプの扱いで、この際、伺っておきます。

消防団に聞けば10年に一遍入れかえるということで、いわゆる償却の過ぎた可搬ポンプの処置は、どのようにされていたかということと、それから10年経過してもまだ十分に使えるという話でございます。したがって、今、各地、各自治会で自主防災組織などをつくる動きがあるわけですけれども、そういった自主防災組織が編成された折りには、その可搬ポンプの配置が可能かどうかを伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にございましたように消防ポンプ自動車並びに可搬式ポンプにつきましては、耐用年数といいますか、かなり長く使えるわけでございます。今回提案しております議案の消防ポンプ自動車も排気ガス規制がございますことによって買いかえを必要とするものでございます。

それから可搬式ポンプにつきましても、これが使えるということでございますので、できるだけ供用を続けたいわけでございますが、いろいろな新型が出たり、操作しやすいというものに買いかえていく中では、これは自主防災の中でも別に古いものということではなく、新しいものでも補助といいますか、貸し付けるということも考えてございます。そういう中では消防団が持っているポンプについても活用ができれば図っていきたい、このように思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第61号、消防ポンプ自動車の買入れの件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第62号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第62号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に住所、東京都日野市百草614番地の１、氏名、杉山一夫、生年月日、昭和17年３月13日生と御記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。本件については、質疑・意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第62号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより報告第７号、平成７年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第７号、平成７年度日野市土地開発公社決算の報告について提案理由を申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成７年度日野市土地開発公社決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは報告第７号、平成７年度日野市土地開発公社決算の内容について御説明申し上げます。

お手元にございます平成７年度土地開発公社決算書をごらんいただきたいと思います。

初めに第１ページでございますけれども、事業報告でございます。事業の概要でございますが、平成７年度に取得いたしました用地は12件で、5,501.45平方メートルでございます。また処分しました土地は11件で、4,224.5平方メートルでございます。なお、事業資金の年度末借入額は236億5,399万円となっております。

次に５ページ、６ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま事業概要で申し上げました平成７年度の用地取得の明細でございます。件数で12件、金額で８億8,462万3,620円となっております。

次のページに移らせていただきます。７ページ、８ページでございます。

この欄は、平成７年度に処分した用地の明細でございます。件数11件、処分金額は９億798万2,696円でございます。

次に９ページに飛んでいただきますが、財務諸表に移ります。平成７年４月１日から平成８年３月31日までの事業会計の損益計算書でございます。表の一番下に表示されておりますように平成７年度の登記は、5,332万5,191円の純損失となっております。

次に10ページ、11ページでございます。このページからは収支計算書になっております。収益的収入及び支出として、平成７年度の事業活動により生じた収益と費用が計上されております。収益的収入でございますが、合計９億1,036万599円で、内訳は事業収益として用地の売却収益９億798万2,696円、事業外収益として受取利息12万8,474円、雑収益224万9,429円となっております。

次に12、13ページでございますが、収益的支出でございます。合計９億6,368万5,790円で、内訳は売却しました用地の事業原価として９億4,860万915円、販売費及び一般管理費として988万4,875円、事業外費用として520万円となっております。

次に14ページ、15ページでございますが、ただいま御説明いたしました収益的収入及び支出の明細でございます。説明は省略させていただきたいと思います。

次に17、18ページでございます。資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の合計は、17億4,320万5,246円で、内訳は、市からの運営費補助金６億5,613万7,246円と銀行等からの長期借入金10億8,706万8,000円となっております。また資本的支出の合計は24億7,975万7,816円で、内訳は公有地取得事業費として15億4,123万9,816円、借入金の償還金９億3,851万8,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足いたします金額７億3,655万2,570円は、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次の19ページ、20ページですが、ただいま説明いたしました資本的収入及び支出の明細でございますので、説明は省略させていただきます。

次に21ページでございますが、これは損益勘定留保資金の残高等の資料でございます。年度末の残高は15億5,585万1,468円となっております。

次に22、23ページでございます。土地開発公社の財政状況を明らかにするため、年度末現在の資産及び負債等、資本をあらわしました貸借対照表でございます。資産の合計と負債、資本の合計は、それぞれ302億449万3,786円で貸借は一致しております。

続いて24ページでございますが、このページ以降は公社用地の明細、有形固定資産の明細、未払金の明細、長期借入金の明細など付属資料となっておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上で平成７年度、日野市土地開発公社の決算の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　　１点だけ伺っておきたいと思います。

長期借入金の金利の明細書が42ページ以下載っておるわけでありますけれども、上期と下期、これは平成７年度の上期、つまり４月から９月まで、10月以降から３月までというふうに解釈するわけですけれども、利率が上期については3.5、下期については2.125、こういうような利率で長期借入れを行っていると。中には４％、3.5％という変速の利率があるわけですけれども、考えてみますと平成７年度の上期も下期も、公定歩合等考えても金利そのものは変化があったというふうに解釈できないわけでありますけれども、何か特別な理由があったんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　　御質問にございました長期借入金の金利でございますが、ほとんどが都市銀行、三菱銀行からの借り入れでございまして、そのほかは建設省、道路開発振興センターでございまして、三菱銀行以外は固定金利でございます。３％でご

ざいます。

三菱銀行につきましては、御質問にございましたように金利が上期と下期で変わってございます。これにつきましては公定歩合の引き下げ、あるいは長期プライムレート等の関係で、若干半年ずつぐらい遅れたような形で金利設定となります。つまり年2回に分けてございますので、下がったからといって、すぐその日から金利を下げていただくというわけにはいきませんので、上期、下期で変わってきておるということでございます。

それと、もう一つには私どもの方で銀行との交渉の中で、かなり努力をしていただくというか、なるべく安くしていただくようにというようなことも加えておるところでございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

今、この長期借り入れを行っている銀行というのは、民間銀行は三菱だけですか。そのほかにはありませんか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　三菱銀行だけでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　これをもって報告第7号、平成7年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第8号、平成7年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第8号、平成7年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成7年度財団法人日野市環境緑化協会決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　報告第8号、平成7年度財団法人日野市環境緑化協会の決算の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

昭和64年１月に財団法人として発足して以来、市の施策等を連携を図り、自治会、老人クラブ、子供会等の協力を得て、市民と一体となって緑の愛護運動に努めてまいりました。平成７年度も理事会、評議委員会の意見を反映させながら緑地の推進に関する普及、啓発事業、事業活動、調査、研究及び受託事業を柱に実施してまいりました。おかげさまで多くの方々の御協力をいただくことができました。事業実績は、６ページから13ページに記載のとおりでございます。協会の理事会及び評議委員会の開催状況は、14ページから17ページのとおりでございます。

次に決算でございます。20ページから21ページをお開き願います。

当期収入合計は7,282万1,711円で、前期繰越収支差額469万2,260円とあわせて、収入合計は7,751万3,971円であり、前年対比では0.8％の減でございます。執行率では100.9％でございます。基本財産運用収入は696万821円で、対前年比では0.3％の減でございます。市からの補助金収入は決算額で3,586万6,640円で、対前年比で3.2％の増でございます。

次に支出の部でございますが、22ページから27ページでございます。

当期支出合計7,355万409円、前年対比で0.2％の増であります。執行率では96％でございます。当期収支差額はマイナス72万8,698円で、前期繰越収支差額を加えて469万2,260円、次期黒字分は396万3,562円で、16％の減となっております。

28ページ以降については、正味財産増減計算帳、貸借対照表、財産目録等の資料であります。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○７番（小川友一君）　それでは、緑化協会の件に関しまして質問に入る前に、市長に一、二点、確認をさせていただきたいと思います。

緑化協会の職員は市の職員なのかどうか、それから緑化協会の職員が不法行為を起こした場合の負担を負う責任者は、どなたとお考えなのか、この２点を市長からお答えをいただきたい。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

日野市と緑化協会、一心同体というような事業目的に当たるわけでありますが、機関の性格としては、一応、地方公共団体の日野市、それから、その日野市のまた全額出資による環境緑化協会でありまして、職員体制におきましても緊密な関係はあるわけでありますが、機関としての仕分けは正確に位置づけておるというふうに思っております。

再雇用職員を事務局長、あるいは事務局長に相当する常務理事に位置づけておる、こういうことはございます。

それから、環境緑化協会の機関において起こした事故というのは、私は具体的にはまだ知り得ておりませんが、環境緑化協会自身が資金を求める、そういう資金をみずからつくるという機関ではございませんので、やはり公費、あるいは公費から生まれる戒律によって消費しなければならない、こんなふうに理解していいんではないかと思っております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今の市長の答弁ですと、これから先の質問が進まないんですね、財団法人緑化協会なんです。財団法人。財団法人というのは別組織なんで、別法人なんですよ、市の職員じゃないんですね。市の職員じゃないんです、財団法人緑化協会は……。わかりましたか。それで協会の職員が起こした不法行為、これは理事長の責任なんですよ、理事長の責任。市長、いかがですか。今、私がそう言ったんですけれども、理解していただけましたか、いかがですか、それでないと、これから質問に入れないんです。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　正確な解釈は、そのとおりだと思います。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そのことを前段に確認をしないと、これから質問ができないんです。さきの、今回の３月の定例会で市長の職務権限であります議会の指定議決に基づく専決処分した事項の報告についてということで、緑化協会の職員が事故を起こしましたね、事故を。私、このときに、緑化協会の職員が起こした事故をどうして日野市の市長が専決処分をして損害賠償を払うのかなというふうに疑問に思ったんですよ。しかし、緑化協会の決算書が出た段階で緑化協会としての何らかの措置がとられているかなというふうに思ったので、今まで待っていたんです。

建設部長にお伺いしますけれども、今回出された決算書の中に、この事故にかかわる費用負担は支出されていないと私は見たわけですけれども、支出されていますか、いかがですか。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　支出されておりません。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　契約に関係することでありますから、総務部長にお伺いします。

この報告第１号で市長が専決処分をした、この緑化協会の職員の方が起こされた事故に関する損害賠償額55万5,712円、これを賠償したわけでありますけれども、どのような法の根拠の中で、この額を市が賠償したのか、法的根拠を示していただきたい。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にございました昨年10月16日に交通事故を起こしました緑化協会の職員に関する賠償責任の件でございますが、お話にありましたように別の法人格でございます。

したがいまして、使用者責任というのが民法715条にあるわけでございますが、この事故が交通事故というようなことでございます。したがいまして、相手方は――その車両が日野市の車両でございます。説明が遅れましたが、緑化協会の事故は市の車両で起こした事故でございます。市が緑化協会に使用を認めていたということでございます。そんなことで車の所有権といいますか、そういうものが市にございます。したがって賠償の責任に応ずる中で、相手方は緑化協会の理事長、あるいは本人、または車の所有者に賠償の請求をする権利があるというふうに思っております。

それで、この場合、一般的な事故でございますと使用者責任の緑化協会でございますけれども、自動車の事故ということで所有者の関係、それから保険適用で保険で支払われるということから、市が一応賠償の責に応ずるということで行ったところでございます。もちろん、この事故を起こしました職員に対しましては理事長の方から厳重な注意があり、また理事長の方から市に対しましても、事故を起こしてしまったことについての一応報告、謝罪というようなものを含めての報告が出てきておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、総務部長の方から説明をいただきました。民法の715条を適用してということですが、それでは再度お伺いしますけれども、公有財産の貸し付けをしていたということですね。公的な公共団体の緑化協会ですから公有財産を貸すことは違法ではないと思いますけれども、じゃあ、その財産を貸与したときに、当然公有財産を別法人に貸与するわけですから、車なんて事故を起こすことはもう想定されるわけですね。どういうふうな使用貸借の契約を結んでいたわけですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　緑化協会は別法人ということでございます。しかし、緑化協会に対する助成等に関する条例ということで議会にお諮りして定めてございます。こ

れにつきまして財産的な助成もできるということなんですが、この車については、そっくり長期貸付といいますか、一般の庁内で利用しているのと同じような形態で貸し付けていた。これは、いろいろ緑化協会に限らす福祉事業団とか、いろいろな外郭団体がございますが、発足当時から若干そういうような貸し出しを一般庁内的に準じてやっておったわけですが、この緑化協会だけ１台、まだそういうような貸付の状態が続いておったということで、この事故を契機といたしまして、やはり責任問題、あるいは貸借の問題等がございますので、今年度からはそういうふうな貸し出しはしないで、緑化協会は緑化協会で独自に自動車を確保するというふうに是正を行ったところでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そうしますと、一応市でこの損害賠償額を負担したということは、妥当があるというふうな認識もあるけれども、多少こういうふうなのはうまくないんだなということは認識しているんですか。いかがですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　おっしゃるとおりだと思っております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、総務部長が民法を引き出しましたので、私は、じゃあ自動車損害賠償保障法というような法律を引き出します。３条に今総務部長がおっしゃっていたように車が市の所有だから最終的には市が弁償するのは当然だというふうなお話でしたね、そこの次の第４条、今言った民法の適用というのがあるんです。それで「事故のために自動車を運行の用に供するものの損害賠償の責任については、前条の規定によるほか民法の規定による」ということで、民法の不法行為、第５章の不法行為に当たるんですね。不法行為の第715条の中には使用者責任だと書いてあるんですよ。先ほど市のものだから、市の車だから市が損害賠償を払うのは当たり前だと言ったんだけれども、逆の立場を言えば、民法の不法行為の中では使用者、要するに理事長の責任だと言っているんですよ。

だから、法論争になってくるとそういうことになるんだけれども、基本的に日野市の方で損害賠償を払ったことは是としても、それでは、要するに日野市は公金を使って保険をかけていたんでしょう。保険だからいいというふうな問題じゃないんですね、これは。保険金をかけたのは公金でかけていたんだから、保険金が出るからいいというふうな問題じゃないですね。であれば、緑化協会に対して当然日野市としても求償権があるわけですから、求償権はどうしたんですか。いかがですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　求償権、確かにございます。保険をかけていたからいいというものではございませんが、幸いにして保険で全額賄うことができました。したがいまして、金額的な求償はいたしませんで、やはり十分注意をしていただくということと、先ほど申し上げましたように、こういうような貸借について是正をするというようなことを行ったわけであります。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そうしますと総務部長が、こういうふうな事故が発生したから福祉事業団だとか緑化協会に貸しているような車は、緑化協会に譲渡したんですか。どうしたんですか。渡したんですか。新たに予算をつけて買わせたんですか。そのときに緑化協会には無償で譲渡したのか、有償で譲渡したのか、お聞かせ願いたい。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　貸付を取りやめたということで、車はそのまま市の財産として庁用車として使っておりまして、緑化協会には渡してございません。

したがいまして、緑化協会は、その車両の不足分については緑化協会の予算の中で取得する、確保するということにしてございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そうしますと、じゃあ緑化協会に関しては、今まで貸していた車は市に引き上げて、緑化協会独自で車を買っていただいたということですね。要するに緑化協会に対する補助金は、緑化協会としては補助金収入ですね、その中で充当したというふうなことでよろしいんですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　私の方では使用をやめたということですから、緑化協会の方でその対応について、１台不足で業務しているか、あるいは全体の中で購入したかどうか、その点についてはちょっと私の方としては掌握してございませんので、申しわけございません。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　それでは、もうその件は結構ですけれども、一応そういうふうな支出の仕方は、公金をそういうふうな形で使うことは余りよくない。要するに責任分担をしっかりとして、公金を使っての予算をしているんだから別団体は別団体としてはっきりしていただくということだけは、ちゃんとしていただきたい。

最後、ひとつお話をあれなんですが、車、財産を貸しているのは緑化協会だけだという話でしたね、ここに７年度の「財産に関する調書」というのがあるんですが、ここにトヨタの車を、所属課は老人福祉課、備考欄に「福祉事業団管理」と書いてあるんですが、これはどういうふうなことなんですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　外郭団体には直接は貸しておりません。これまで緑化協会に１台残っておりましたけれども、これも廃止しましたので、現在のところは直接は貸してございませんが、緑化協会あるいは福祉事業団等、市の職員と一緒に仕事をしている場合が多いわけでございます。そういう中ではお互いに相乗りといいますか、どちらかというと事業団等の仕事に、老人福祉課等が借りたものを優先的に共同で使っているというふうに私は解釈しております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そうすると、庁用車を貸しているということじゃないんですか、それは……。貸しているということではないんですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　何回もお答えするようになるかもしれませんけれども、直接外郭団体には貸しておりません。

○議長（土方尚功君）　これをもって報告第８号、平成７年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

これより報告第９号、平成７年度株式会社日野市企業公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第９号、平成７年度株式会社日野市企業公社決算の報告について

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成７年度株式会社日野市企業公社決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは報告第９号、平成７年度株式会社日野市企業公社決算について御説明申し上げます。

お手元の平成７年度第１期企業報告書をごらんいただきたいと思います。

２ページをお開きください。営業報告書でございます。営業の概要でございますが、平成７年度第１期決算につきましては、企業別の売上実績等、２ページ記載のとおりでございますが、年間の総売上高は３億5,800万円でございます。

事業は、自動車駐車場運営事業でございますが、これは土地開発公社所有の土地を有料で借り上げて行っているもの、それから高幡市営住宅、下田市営住宅の駐車場の運営を行っております。あわせて10カ所、132台分でございます。

保養所利用推進事業でございますが、これは日野山荘等の利用推進のための事業として、春と秋のバスツアーを行ったもの、さらに冬場の歩くスキーの事業を行っているものでございます。

それから、次の自転車駐輪場運営事業でございますが、これは日野駅西駐輪場についての運営でございます。この利用につきましては、一日平均、自転車で190台、バイクで43台となっております。

次に日野市役所食堂運営でございます。企業運営は業者に委託をしております。

それから乗鞍高原日野山荘運営事業でございますが、日野山荘につきましては、利用者は7,531人、部屋の稼働率で見ますと68.5％となっております。

それから、次が八ケ岳高原大成荘の運営事業でございます。ここにつきましては一般棟につきましての利用者が6,586人、部屋の稼働率で68.6％でございます。団体棟につきましては利用者が7,815人、部屋の稼働率で44.8％となっております。

次に市民プールの運営事業でございます。市民プールにつきましては、プールの運営とプールに行くための渡し船の運営を行っておりますが、プールについては47日間の運営をいたしました。利用者は３万7,635人でございます。渡し船につきましては36日間の運用をしております。利用者は6,716人でございました。

次の地区センター点検保守事業につきましては、58館の営繕工事を受けているものでございます。

次に中学校ナイターにつきましては、４月16日から10月31日までの間の一中、二中、三中、四中及び七生中学校の５校につきまして運営管理をいたしたものでございます。

次に、３ページをお開きいただきたいと思います。

会社の概況でございます。株式の状況でございますが、平成８年３月31日現在、株式数は、発行する株式の総数は600株、発行済みの株式総数が600株でございます。当期末株主数は１名ということで日野市でございます。資本金につきましては3,000万円。

次の従業員の状況でございますが、従業員11名でございます。内訳は嘱託職員４名、これは市の再雇用職員としての嘱託職員でございますが、４名。それから企業公社採用の事務職員が４名、それから現地駐在の嘱託職員としまして、日野山荘に１名、大成荘に２名となっております。本店の所在地については記載のとおりでございます。

４ページをお開きいただきたいと思います。取締役、監査役等の名簿でございます。それから６番目の項目、株主総会開催状況、それから５ページには取締役会の開催状況等が記載してございます。説明は省略をさせていただきます。

７ページでございますが、貸借対照表でございます。これは決算時点の８年３月31日現在の資産、市債、資本の状況について記載したものでございます。

次に８ページの損益計算書をごらんいただきたいと思います。損益計算書につきましては、経常損益の部としまして、純売上高のうち、売上高でございますが、これはすべての費用の売上にかかるものでございますが、次の売上高Ｂというのがございます。これにつきましては大成荘、日野山荘の食事料について別途の管理をいたしておりますので、企業公社としましては預かり金という形で利用者からいただいて委託事業者に支払いしているものですから、分離がしてございますが、その売上高Ｂというのは食事料でございます。この二つの合計が３億5,867万6,000円余りとなっておりまして、この数字が最初の２ページの事業別売上実績の数字となっております。

次の売上原価でございますが、仕入高２億2,900万円余りの数字が計上してございますが、これは企業公社から委託事業会社への支払いをした経費でございます。ここまでの差し引きで売上純利益が１億2,900万円余りとなっております。

それから販売費及び一般管理費でございますが、ここには人件費、光熱水費等すべての販売にかかわる経費が計上されております。この中には市との委託契約の中で管理費を支払っておりますが、これらについての額もここに計上してございます。

この販売費の中には――後ほど御説明申し上げますが、収益を上げるための企業ということでは必ずしもありませんので、市からの受託事業につきましては、譲与金が発生したものにつきまして市の方に返還をいたしておりますので、これの返還に要した経費1,400万円余りもこの中に含まれております。差し引き、経常損失は3,000万円余りの数字が出てございます。

営業外収益としまして、受取利息、雑収入等がございます。繰入金というのがございますが、これには先ほど販売費、一般管理費の中で、管理費として市から受け取っている経費について、特別会計の方に繰り出しておるわけですけれども、その特別会計から

営業外収入として、再度繰り入れをしております経費等がここに計上されております。差し引き経常利益が274万円余りとなっております。当期の利益が274万円ということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

利益金の処分でございますが、差し引き274万円余りの利益金が出ておりますが、この処分であります。法人税、事業税及び住民税について147万7,000円余りを支出いたしまして、次期への繰越利益が126万3,000円余りというふうになっております。

以上で、事業決算等については御報告をいたしましたが、先ほど申し上げました市との契約との関係で、ここに具体的に数字が具体的に出てまいりませんので補足をさせていただきますが、日野市との契約の中で乗鞍高原日野山荘の事業につきましては、譲与金が606万8,000円余り出ておりまして市に返還をいたしております。以下、大成荘については719万8,000円、それから市民プール運営と渡し船の業務委託につきましては33万1,000円余り、それから地区センターの点検保守業務につきましては43万1,000円余り、それから中学校ナイター管理につきましては11万9,000円余り、それから譲与金につきまして、市側に戻入をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第９号、平成７年度株式会社日野市企業公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

本報告は、庁用車の事故による相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分いたしました事項の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、２ページをごらんいただきたいと思います。事故名は、日野市多摩

平四丁目４番地先路上の事故でございます。和解の相手方は、日野市大字新井842番地13－503、車両所有者、小野寺文男様と運転者、小野寺芳恵様でございます。事故の発生状況でございますけれども、平成７年10月５日午前８時45分ごろ、社会福祉課職員が庁用車を運転し、日野市多摩平四丁目４番地先――これは市立病院の前でございます。――の４車線道路の右側車線を走行中、道路左側に駐車するため車線変更した際、左側の安全確認が不十分だったため左側車線を走行中の相手方バイクと接触し、転倒させ、運転者を負傷させたものでございます。

損害賠償額は72万2,024円で和解が成立いたしましたので、平成８年８月22日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第10号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第８－16号、消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第８－16号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第８－17号、住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第８－17号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第８－18号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第８－18号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第８－19号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第８－19号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたし

ます。

これより請願第８－20号、固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第８－20号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時46分　散会

9月4日　水曜日　（第2日）

平成8年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第24号）

9月4日　水曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簾野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	槇島英紀君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成8年9月4日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時03分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、女性への性暴力追放都市宣言をし男女共生都市を実現せよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（執印真智子君）　おはようございます。

それでは質問をさせていただきます。

このような質問をしないで済む社会ならどんなにいいかと思いながら、この質問を始めます。

前回の議会で宮沢議員が「青少年をめぐる社会的諸問題について」の質問で、新しい性風俗関連営業やアダルトビデオの宣伝チラシに触れていらっしゃいましたが、私のところにもたくさんの市民の方から、アダルトビデオ通信販売用やテレフォンクラブ勧誘のチラシについて苦情が寄せられました。

我が家は川のそばですから、チラシ配布には効率が悪いせいか、ポストにそういうチラシが入ったことはありませんでしたが、友人宅に投げ入れられたチラシを見たときに、これはひどいと思いました。まるで女性が物のように扱われているのです。荷物じゃあるまいし縄で縛ってあるものから、幼い少女のものまであります。私はそれを見ながら２年前に行ったカンボジアを思い出しました。１週間ほどの滞在のうちのある夜、現地の日本人のＮＧＯ職員が日本橋の近くにあるツゥールコックという売春街を車で案内してくれました。女性たちの中には十四、五歳と思えるような少女たちもいて、薄明かりの中で客待ちをしていました。アンタックがいる間に売春宿がふえたことや、貨幣経済が進み、現金を得るために売られる少女たち、だまされたり拉致されたりして農村から連れてこられる少女たちがふえていることを聞きました。人口100万人のプノンペンに２万人の売春婦がいることや、アンタックの置いていった病気が怖いので、年々売春婦が低年齢化していることも聞かされました。

私は日本で待っている自分の娘たちを思い出し、そのような状況に置かれたときのつらさを考えると、母親として胸が痛みました。アダルトビデオ通信販売用のチラシの幼い少女たちを見たとき、その胸の痛みと悔しさを思い出し、国が違っても女性が置かれている状況の根っこは同じだと思いました。なぜこのようなものが世の中に必要なのか、

ひどく腹が立ちました。女性への性暴力そのものだと思います。

子供が学校から帰ってきてポストをのぞいたら、女性が物のように扱われているチラシが入っているということを想像しただけで、母親ならだれでも不快感を持つと思います。その不快感は何なのかと考えていくと、女性の人権が侵害されていることへの不快感なのです。

さて、性暴力とは何かということですが、「性差別に由来し、一方の性が、他方の性に加える暴力である。現在の男性支配社会では、必然的に男が女に加える暴力となっている。暴力の形は、直接的に性暴力が加えられる強姦に最も典型的にあらわれるが、極限的には殺人にまで及ぶ強制的性行為のすべてであり、有形無形の性的脅かし・嫌がらせ・女性が望まないあらゆる性的行為を意味する」という見方があります。これは「女性の人権と性」実行委員会シンポジウム、許すな性暴力社会、女たちが見る「幼女連続誘拐殺人事件」の背景、1989年９月30日配布のレジュメよりとっています。具体的にはポルノグラフィー、強姦、売買春、ミスコンテスト、性的虐待などで、性の商品化も性暴力と考えます。現在は同性による性暴力も加えられるかもしれません。

ちょうど朝日新聞では「性暴力を考える」という特集をやっていました。７月７日には「ビデオもやっている」という見出しで、20代後半の男性が仕事でイライラしていたときに、ビデオでもやっていたから少しくらいいいのではないかと考え、１人で歩いていた女性に抱きつき、口をふさいで転倒させた。人が来て逃げたが、現行犯で逮捕され、結局は仕事もなくしたという記事がありました。７月８日には「抵抗、ノーと認めず勝手に合意と思う」という記事がありました。これは最後の方だけ読みます。「……思い込みで合意のハードルを勝手に下げる、相手のノーが見えない、見ない男たちがいる」最後、これで終わっているんですけれども、途中のところはまたそのうち皆さんに差し上げますので、ぜひお読みいただきたいと思います。７月９日には「女になって知る怖さ、実感させる心理療法も」という記事が載っています。これは最初省略して途中から読みます。「……作家の蔦森　樹さんは男として生まれたが、約10年前の27歳のとき、女として暮らすことを選んだ。女性になりたてのころ、朝の電車で痴漢に遭った。後ろの中年男性がモゾモゾ動き出した。男性のころはさわられたら気持ちいいかもと想像していた。しかし、スカートの中に手を伸ばされたとき、そんな気分は吹っ飛んだ。金縛りに遭ったように声も上げられなかった。「やめてください」と言うのにいかに勇気が要るか。男のときには「ばかやろう」となぐることもできたのに、自分の意思に反して体を他人の思いどおりに性的に扱われた体験は初めてだった。男でいる限り、そんな怖

さもポルノにしてしまう。だから相手の痛みも想像できない。女性になってわかったのが夜道の怖さだという。後ろから足音が聞こえたときの強烈な緊張。蔦森さんは提案する。もし男性が夜道の怖さを実感したいなら、治安の悪い国で１人で護身用の武器も持たずに夜の街を歩いてみればいい。そのとき後ろから聞こえてくる足音にどう感じるか」ということで、あとはアメリカなどで行われている女性がいかに怖いかという心理療法のことが書かれています。この３回の記事の後、特集が27日に組まれています。その中では「恋人や夫婦の間にもある」「レイプビデオが誤解拡大」という見出しでたくさんの示唆深い意見が読者から寄せられています。これは意見ですけれども、省略して、最初のところを省略します。「……ビデオの最初と最後に、これはつくり話で実行したら懲役何年だし、被害者の心の傷は深いとテロップを入れることを義務づけたらどうか」（女性）「高校生になって通信販売でアダルトビデオを買った。初めは、ひどいとショックを受けた。毎日見ているうちにどうでもよくなった。ビデオはうその世界であることを徹底して教育しておくべきだ」（24歳、男性）ビデオの存在を認める人から禁止派まで分かれたが、最大の問題は「レイプでも女は喜ぶ、嫌がるのは、ふりだけというような事実に反する女性の反応をおもしろおかしくつくり出し」それが「男の幻想」だと認識されないまま拡大再生産されていることだと、いう点で一致した、という記事が載っています。また「ビジネスホテルに３週間泊まったとき、ビデオでポルノ映画をやっていたので見てみた。日本の映画はすべて嫌がる女性と強引に交わるもので、ヨーロッパやアジアの映画が相手と合意の上での場面だったのと対照的だった」（48歳、女性）という意見も来ているということが書かれています。最後に「何て生ぬるい話ばかりしているのですか」というところから始まりまして、二十歳のときに強姦された女性の話というのが載っています。

表現の自由という言われ方で不愉快な雑誌や写真を嫌だと思いながら見過ごしてきたことが、事実と違うことを男性に思い込ませ、新たな女性の被害者をつくり、加害者になる男性もつくってきたのではないかと、チラシが嫌だというふうに最初に集まった私たちは考えました。

そこで８月３日、「緊急集会子ども達の夏休みが危ない、我が家のポストにまできた性風俗」という集会を、市内で女性問題に取り組んできた「グループつくし」の皆さんと持ちました。奥住議員もおいでくださいましたが、約35人の方が参加してくださいました。市の生活課の職員、都議会議員、市内在住現代美術家の岩上さんにパネラーをお願いし、現状と対策について話し合いをしました。なお当日、主催者側は、このチラシ

を「いわゆるピンクチラシ」という表現をしておりましたが、この参加者の中から「このピンクチラシという言い方はどうなのか。業界の言い方をそのまま受け入れているようで気にかかる」という御意見が出ました。そのとおりと感じましたので、きょうは新聞の記事以外は、正確にチラシを表現して話していきたいと思っています。

このときに女性への性暴力という視点からパネラーの方にもお話しいただいたわけですけれども、以下のような意見が出ました。「この問題が人権問題であることを集会に参加して初めて知った。」「女がばかにされているし、それに乗っている女性もいる。根本から見直すべき問題。親という役割ではなく、私自身が嫌と発言したい。」「性の問題は個人的なものと考えているが、この問題はそれ以前の問題、地域としてノーと言える力を見せつけられればと思う。」「表面に出ている状況だけが問題ではなく、根本的な問題、日本人としての方向、大人としての責任について考えていかねばならないと痛感した。」「人間としての生き方、自分を大切にすることなどを考えさせられた。ノーをはっきり言いたい。早速ステッカーをドアに張ろうと思っている。」「自分一人で困っていたが、同じように困っている人が大勢いて心強く思った。このような声がより一層大きくなるよう行動していかねばと思った。」「根本的な部分で、女性が人間として大切にされていないこと、知らず知らずのうちに、子供たちの意識の中に住み込まれていったことに腹立たしい思いでいっぱいだ。」「いつもアダルトビデオチラシがポストに入れられたり、テレクラの看板が通学路に立てられたりして困っていた。業者に働きかけるだけでなく、自分自身はっきりと意思表示できる人間にならなければと感じた。その上で子供たちと話し合ってみようと思った。」「わいせつなチラシはノーという意思をステッカーを張って示したい。近所の人や子供とも話し合ってみたい。」「育成会の活動の一環としてピンクチラシ追放のためのステッカーを自主的に作成した。全市的に盛り上がることを期待したい。追放のためには統一的行動が必要。家庭内で話題にすることも大事。」「小中学校の先生方へのアンケートなども必要ではないか。」「行政の対応方法が少しわかったが、根本的な解決策については決め手がないことが難しいことだと思う。」「継続した学習、国・都・市への提言が必要。学習を重ねながら市民一人一人の意識を変え、行動へと結びつけるような活動を進めていきたい」こういう意見が出ています。

この会を終えて、さまざまな意見が出ましたけれども、特に私の心に残りましたのがパネラーの現代美術家の岩上さんがおっしゃった「これはとても重たい問題ですが、現状への最大の攻撃策は、女性たちが嫌なことを嫌だと言えるようになることです」というものでした。

市民はまず意思表示をしていますが、行政は何をすべきで、何ができるか。状況がここまで来ていますので当然考えるべき時だと思います。先ほど朝日新聞で取り上げられていた夜道で女性を襲った青年は、なぜそれが犯罪だと知らなかったのか。では、だれが彼にそれを教えたのかを思いつつ、まず現状と市の認識について５点質問をいたします。

１点目は、アダルトビデオ通信販売用やテレフォンクラブ勧誘のチラシ、また通信販売のビデオそのものについての苦情は、市民相談や消費生活相談にどれくらい寄せられているのでしょうか。また、どのように対処しているのでしょうか。

２点目は、女性センターへ、アダルトビデオ通信販売用のチラシについての苦情は寄せられているでしょうか。また女性センターの担当者としては、このように各戸配布で女性の裸が配られるような状況をどのように感じていらっしゃるでしょうか。また今後の対応について計画がありましたらお教えください。

３点目は、「青少年に有害な」という表現がよく使われますが、有害をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。子供の権利条約の中では、子供は自己決定権を持つと保障されています。性の自己決定権ももちろん含まれていると考えます。「有害」イコール「性の決定権」から子供を遠ざけるということにならないことが重要ですが、それは有害をどのようにとらえるかで違ってくると考えますので、伺っておきます。

４点目は教育委員会にお伺いします。

このようにチラシが各戸配布される状況を、教育委員会は子供たちとのかかわりの中でどのように考えていらっしゃるでしょうか。私はこの問題に関心を持ってから、特にチラシが入りやすい集合住宅を調べたり、住んでいらっしゃる方に聞き取ったりしました。集合のポストがあるところではポストのそばにごみ箱を置いて、要らないチラシはその場で捨てられるようになっているところもありました。子供たちが学校から帰ってきて郵便受けからそれらのチラシを出して捨てることもあるでしょうし、また雨の日などはごみ箱から落ちたそのチラシを見ながら遊ぶこともあるでしょう。女性は裸になっているものだというメッセージをいやが応にも日々すり込まれているのです。以前、教育委員会にこの点で伺ったときには余り関心がないというか、Ｏ－157の対策でそれどころじゃないというふうに感じられました。Ｏ－157も命にかかわる大変な問題ではありますが、このチラシも子供たちに誤ったメッセージを与え続ける点で大変大きな問題と思います。先日の調査でも高校生の女生徒のうち、４人に１人――25％がテレフォンクラブに電話したことがあるという結果が出ていました。そこで大人はすぐに、近ごろ

の子供たちは、と考えるわけですが、大人の文化水準の低さがそのまま子供の世界に反映されているだけだと考えた方が正しいと思います。

8月3日の集会をするに当たり、私はこの市役所から生活・保健センターを通り、日野駅のそばまで集会のお知らせのチラシをまきました。郵便受けに入れるとき、見るともなしに見えてしまうのですが、市役所から生活・保健センターを通って日野駅のそばまでの大きなマンションは、ほとんど全部と言っていいくらいアダルトビデオのチラシが入っていました。教育委員会や学校関係者はこの問題をどのように論じ合っていらっしゃるのでしょうか。

また子供たちへの性暴力の被害などの状況を、どの程度把握されているのかをお伺いします。

5点目は、前回の宮沢議員の質問後、育成会がステッカーを作成し、自治会で配布していると伺っておりますが、現状をお教えください。

6点目は、日野ケーブルテレビについてお伺いします。

日野ケーブルテレビに対しては、日野市としても2,000万円の出資をしていますが、8月3日の集会のときに次のような意見が出てきました。「ケーブルテレビと契約をしたが、サービス期間だったのか、深夜、子供たちには見せたくないと思うようなひどい場面がある番組が流されていた」というものです。出資する際に、女性への性暴力や青少年の健全育成の視点で、番組についての話し合いはなされているのかどうかをお伺いいたします。またガイドラインのようなものはどのようになっているかをお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　ただいまの第1点の市へ寄せられておる苦情についてでございます。

アダルトビデオ通信チラシ等についてでございますけれど、生活課への苦情といいますか、情報の関係の問い合わせというのは市民相談を通じまして五、六件ございます。また直接、生活課の方へお電話というのが4件ほどございました。合計10件程度の問い合わせでございました。これはいずれも青少年の健全育成上、大きな問題があると、こういうような趣旨のものでございました。

次の女性センターへのアダルトビデオチラシにつきましての苦情はあるかと、こういう御質問でございました。また戸別にチラシが入ることについてどう考えているのかということでございました。

青少年の健全育成の上からも、こうしたチラシ、戸別のチラシの配布につきましては、まさに性の商品化を助長するというような趣旨のものであります。そうした中から阻止しなければならない課題というふうに受けとめております。昨日の朝日新聞の夕刊にも大きく載っておりました。これはチラシ、ピンクチラシと言いましたけれども、ピンクチラシというような表現で載っておりましたけれど、このピンクチラシにつきましては、家庭の郵便受けに投げ込まれ、そしてこれを青少年等がごらんになる。非常にショッキングと申しますか、ここにもチラシがございますけれども、決して好ましい状態ではない。こうしたことで警視庁の方もこの摘発に乗り出しておるという記事でありました。このチラシの件につきましては、今、下火になっておる。こういう記事であります。そしてさらに戸別配布のチラシというのは影を薄めて、レジャー日刊誌にですね、この旨の広告に移っていると、切りかわっていると、こういうような状態にある。こういうような記事でありました。また広告でありますから、警視庁の方としましてもその取り扱いに苦慮をしておる。こういう記事でありました。

第3点目の育成会の対応でございますけれど、このピンクチラシの戸別配布につきまして、一つのステッカーを、これは地区育成会の大きな各地域の活動の、事業活動の一つとして地区育成会合同でチラシを4万枚つくりまして、これを自治会を通しまして配布をしておるという状況にございます。このことにつきましては、8月15日号の市の広報でもその旨、お知らせをしております。また、このステッカーでありますけれども、「青少年に有害なビラ・チラシお断り」と、こういうような阻止のチラシであります。東京都でもつくりまして、これに似たものつくりまして、3,000枚市の方に送られてまいっております。これにつきましては市役所関係の公共施設の窓口に置きまして対応をしていきたい。こういうふうに考えております。この件につきましては9月15日号の市広報で市民にお知らせしたい、こういうような考えを持っておるところであります。

いずれにいたしましても、このチラシにつきましては、地区育成会としても課題として受けとめて地域活動として実施をしていただいたというような状況でございます。もちろん市の方も一体となってチラシの対応をしたところであります。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　有害であるかということを、どうとらえているかということで教育委員会からお答えしたいと思います。

明るく希望を抱き、心身ともに健康で、知性と感性に富んだ人間性豊かに成長していくことを願っているところでございます。この考え方から、このようなチラシがはんら

んするということは大変問題であります。教育委員会は好ましくないということで有害であると考えています。

それから教育委員会は、この問題についてどう考えるかという内容でございますけれども、４点目でございます。

女性をあたかも性の商品として扱っていると思われるようなビデオ等における購入を誘うチラシは、青少年にとって有害なものだと考えています。チラシが児童・生徒の健全育成を阻害するもので、各家庭でこれらのチラシが配布されることについて拒否する意思を明確に示していただけたらというふうに思っております。チラシの現実を十分に把握してＰＴＡ等で取り上げていただくよう、それぞれの学校での対応について校長会を通じて協力依頼をしているところで、今までもいたしましたけれども、今回また新たにいたしました。有害チラシを配布させないことを通じて、児童・生徒の健全育成を守っていきたい。また子供たちも発達段階に応じて毅然とした態度で拒否をしていくという自主的な、主体的な児童・生徒を育てるということも大切だと考えております。

教育委員会は教育の充実した推進を図り、みずから正しく判断して行動できる児童・生徒の育成を目指して努力してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　日野ケーブルテレビ関係の御質問についてお答えをいたします。

日野ケーブルテレビに対しましては、先ほど御質問の中にもございましたとおり、日野市は2,000万円の出資をいたしました。この出資の意味合いは御提案の際も御説明申し上げましたとおり、あくまでも地域の放送をメディアの一つとしてとらえておりまして、幅広い情報の提供によって地域の文化、福祉の向上に貢献できるであろうということ。それから公共性の高い地域密着型の情報伝達機能としてとらえ、特に行政情報のニューメディアとしての機能といいますか、そのことの活用を目指して当ケーブルテレビ会社との関連を持つという意味で、最小限の出資をさせていただいたところでございます。

したがいまして、この出資の根拠を、出資をしたことによって放送内容そのものについて、放送全般について意見を言うとか、そういうことを目指しているわけでもありませんし、また放送のメディアに対する、報道機関に対して、内容について公共の立場から干渉することはできないというふうに考えております。

それは一応基本というふうに考えておりますけれども、ここで、ただ、日野ケーブルテレビ会社では、放送内容について内部に放送番組の審議会というものを設けます。そ

れから社内に放送番組の基準というものを設け、これからも再送信チャンネルの選定や自主番組の制作を行ってまいります。そこで日野市にもこの放送番組審議会へのメンバーの参加の予定を申し入れられております。まだ具体的に人選は進んでおりませんけれども、市の立場では、この放送番組審議会に参加することによって番組内容の適正化を図るよう提言等意見等は申し述べていきたい。基本的にこのように考えております。以上です。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

ちょっとお答えの中で抜けていた部分がありますので、もう一度質問をいたします。

まず一つは、生活文化部長さんは健全育成の方の担当でもありますし、女性センターの方の担当でもあります。今のお答えですと、健全育成の視点から、こういうものはおかしいのではないかという話だったんですけれども、これが性暴力であるという認識をきちんとしていらっしゃるのかどうか。担当としていらっしゃるのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

それから教育委員会からもお答えいただきましたけれども、有害であると考えているということはわかりましたが、有害というものをどういうふうに考えていますかという質問をしたわけです。それは子供たちの人権にかかわる部分だから伺っているのですが、その辺が全くお答えがなかったので、これは通告もしてありますので、お答えをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、性暴力の被害の状況というのがお答えの中になかったので、このことをお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　このステッカー等のことにつきまして女性センターの方に電話等の苦情と申しますか、そういう問い合わせというものはございませんでしたけれども、すべてが申しましたように青少年の健全育成と、こういうものからとらえての苦情だったということでございました。しかし、この問題は女性問題にも関連するということについては強く認識しております。したがって、この問題を女性問題の点から考えることも必要であるということは強く認識をしております。以上です。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えをさせていただきます。

こういうようなアダルトビデオの勧誘に関する、非常にもう見るにたえないチラシが

配られているということに対しては非常に遺憾に思っておりますし、また、こういうようなチラシが配られて、これが商売になっているというのが私には本当に不思議に思っているんですけれど、そういったようなところで、非常に最近は度を超しているというので残念に思っております。そういった意味で、いわゆる小中学生に与える、いわゆる心理的な、また興味をそそる、こういったようなことに対して憂慮しているわけでございます。その中で、このチラシが配られるということと、そのチラシが配られて、それに対する、いわゆる青少年の発達に非常に害を与えるということは、これはどなたも否定をなさらない、こう思っております。そういった意味で私たちはこれを有害だと考えているわけでございます。

また一人の、今度は子供が自分の発達の段階において、または自分の人間性を豊かにしていく上において、いわゆる一つの性に対するあこがれといいますか、また体の成長といいますか、そういったものに対するものをこれによって制限するとか、または侵害をしていくというようなことは、御指摘のとおり、やはり人権の問題だと、こう考えて認識をしております。

そういった意味から学校では、いわゆる正しい性の知識と、そして体の発達に応じた変化、そういったものを具体的に現在は指導をしているところでございます。また、もうごらんになったかと思いますけれども、保健体育の教科書等にも具体的に女性の体について、また男性の性についても教材として取り上げて指導をしている。そういった、いわゆる一人の男性と、また一人の女性として豊かに性をお互いに認めながらいくということは、これは人間の自然な発達である、こういうふうに認識しております。

ただ、このアダルトビデオは、そういったものを、いわゆる商品化して女性の人権を侵すというようなものを商品化しているというところで、これは、こういう知識が子供たちに、いわゆる判断のない子供たちに入っていくということについては、議員さんが御指摘のように間違った認識を持っていく。こういうものは正していかなければいけない、こう考えております。それは学校の中で、やはりきちっと指導すべきことだと認識をしております。

そういった意味で、これはやはり学校で指導するとともに御家庭の皆様の御理解も得なければいけないので、家庭での話題にしてもらうとか、お父さんやお母さんの考えを聞くとか、そういったようなことの協力は求めなければいけませんので、やはり学校の保護者会等でもこれを話題にしていくようにということで、先ほど学校教育部長がお話をしましたようにＰＴＡ等の働きかけ、また地域の働きかけ、御協力を願っていきたい。

こう思っております。

第２点目でございますが、性の被害についてです。

ことしは日野市内に例年になく痴漢が出ております。直接、被害に遭ったという話は聞いておりませんけれども、車の上から、いわゆる話しかけて車に乗せて行った。で未遂に終わったというような際どい報告も受けているわけです。それから声をかけられたというようなことで、痴漢というのは、このチラシと関係あるかどうかわかりませんけれども、やはり私は間違った性に対する知識、認識、こういうものが行動意識にあらわれているものだ、こう考えております。そういった意味からも、この痴漢については地域の方々、保護者の方々また学校の教師も子供を安全な距離まで送り届けるというようなことをやって実際に努力をし未然に防ぐように力を尽くしているわけでございます。そういった意味で今後とも教育委員会も学校も教師も、そして地域の方々の力を得ながら、何とか正しい認識が育ち、そして正しい大人のいわゆる文化が豊かに伸びていくことを願って頑張ってまいりたい、こう思っております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

先ほど生活文化部長が、きのうの夕刊のことをお話しされていましたけれども、やっぱりこういうふうに騒ぎ出すと今度は別のところに方法を求めていくということになってくるんですね。ですから私が女性への性暴力というふうに、これをとらえるかどうかということが大変大事になってくるわけなんですけれども、そこの視点をきちんと持っていないと、うちの中に入らなくなったからそれでいいではないかということになりますと、さらに見えなくなっていく、さらに陰湿になっていくということが考えられるというふうに思います。またそれから女性の人権にとって有害なものは青少年にも有害なんだということをきちっと認識をしていかなければいけないのではないかというふうに私は考えております。そこがこの質問の求めたいところだったわけですけれども、例えば社会の中からすべて裸とか性に関するものを見えなくすればいい、なくせばいいということではありませんので、その中でポルノですとか盗撮――盗み撮りですね。そういうものは許さないという、女性の人権にかかわる、また人間の人権にかかわるんだということをきちっと押さえていかないと、どうしても目の前の対応だけになってしまうだろうということを考えております。

警察にも伺いまして、これは少し話を伺ってきましたけれども、警察にもさまざまな苦情が寄せられているということでした。この半年余り、わいせつチラシの投げ入れが

頻繁になって苦情が来ているということですが、警察でも取り締まりの解決の決め手はないと。警察でも「有害チラシお断り」のステッカーを作成したけれども、問い合わせに間に合うほどの枚数が保障できずに品切れ状態。市では育成会でつくったわけですけれども、そういうような状況になっているそうです。ビデオ購入者からの苦情及び相談も何ケースか寄せられているということでした。内容は「看板に偽りあり」というもので、モザイクとかぼかしの処理をしていないと表示されているため、購入者は期待するけれども、現物は女性が服を脱ぐ行為を予感させる程度のものや何でもない風景がまさにモザイク処理、ぼかしなしで映っているというようなものがあるそうです。あるケースでは50歳から60歳くらいの男性が前述のようなビデオを60本余り持ち込んで、買ったのに看板どおりじゃないという苦情を持ってきたそうです。係官とともに再生をしてみたけれども、解決策はなく保安係の職員はこんなものを欲しがったこと自体に問題があるというふうに語っていたそうです。

今、教育長の方からもチラシが各家庭に入ってくることを結果的に、入ってくることについて有害であるというお話があったんですけれども、これが子供たちに与える影響というのを考えていきたいというふうに思います。

これは1996年６月22日参議院議員堂本暁子さんの質問の議事録から少し抜粋させていただきました。「テレクラは電話で女の子とおしゃべりをする機会を与えるというものですけれども、男性客の目的は、ほとんどが最終的には性的な関係を持つということにあるそうです。警視庁の調査によりますと、その売春の代金というのは、孫ギャルと呼ばれる中学生の場合には５万から８万、それから子ギャルと言われる女子高校生の場合は４万から５万、そしてギャルという大学生の場合には３万円、主婦になると２万円というのが相場だそうです」ということです。それからまた、先ほど言いました「日本ＰＴＡ全国協議会が全国の中学の２年生、３年生を対象に行った調査によりますと、テレクラとかこういった電話のダイヤルを経験した女子生徒は27.0％でございました」ということで、子供にとっては最初はほんの遊び、でも電話をしているうちに悪い大人にだまされてもう抜けられなくなっていく、そういうケースもあるというようなことも報告をされております。

前回、宮沢議員の御質問の中で、市内にも３カ所のテレフォンクラブがあるというふうに生活文化部長から御答弁がありました。１カ所看板を見ました。警視庁によりますと、テレクラを通じて性犯罪などの被害に遭った少女らは昨年は５年前の５倍近くにふえているということです。

次にアダルトビデオの自動販売機、これは前回の６月議会で宮沢議員の質問に対して市長が「かつて不良文化図書の自販機を全部駆逐した」と述べられておりましたが、現在、日野市内にまた自販機が設置されています。その１カ所に私も行ってみました。３台機械があるうちのすべてが、いたずらか何かわかりませんが、燃やされたような跡がありました。落書きもあり「おれに関心があるやつは何月何日の何時に日野市中央公園に来い」というようなことが書いてありました。実際にはもっとおかしな表現でしたが、口にしたくもない言葉なので、このように報告をさせていただきます。このような落書きをすること自体どうかしていると思いますけれども、もしかして本当にその日時に中央公園で待っていて、たまたま通りかかった女性や少女がいたりしたら大変だなというふうにも感じました。機械の中には雑誌とビデオが置かれているようでしたが、値段は3,000円とか6,000円とか書いてありました。子供でも買える値段ということが言えると思います。それから女子高校生とおぼしき女性が排泄しているところが表紙になったようなものもありました。７月27日に江東区のウィメンズフォーラムがあった中では、ある女性が大手スーパーの女子トイレで用を足した途端フラッシュがたかれ、それが投稿誌に掲載されたため裁判を起こしているという報告が一人の出席者よりされていたということです。人権侵害以外の何物でもないと思いますし、それは犯罪だと思いますが、それらを誘発するものが野放しになっていることは本当に問題だと思います。

せめてこの日野市の中では人権侵害に当たる図書の販売やビデオの販売はやめさせたいと考えます。見たい人がいるか、いないかの問題や表現の自由の問題ではなく、人間の尊厳にかかわる問題です。この夏には東京の区部だったと思いますけれども、つばくれおじさんというのが出現したというふうにテレビで見ました。このつばくれおじさんというのは私が命名したんですけれども、小学校６年生くらいの女の子に「つばを下さい」といってフィルムのケースにつばを入れてほしいというふうに頼んだということで、このつばも、いわゆるブルセラショップには２万円くらいの値段で売っているという、そういう話も同時にしておりましたが、人間だれでも変な物を見たいというような気持ちが絶対ないとは言いませんけれども、それが今のマスメディアによって増幅されていっている。そのことが特に少女たちに被害を及ぼしているということが言えると思います。

外国の例を少し紹介したいと思います。'96年３月７日の東京新聞では「動き活発、ピンクちらし追放」という記事が載っています。小金井の条例などが紹介されていますが、デスクメモという囲み記事が隅っこにあります。「堂本議員の米国人秘書の母親が来日。娘のマンションに入るピンクチラシのひどさに「アメリカでこんなことをしたら

大変」と驚いたという。アメリカでは未成年のポルノ写真の撮影はもちろん、売ったり配ったり、さらに受け取っただけでも犯罪だそうだ。子供の権利条約を批准している国なら当然のことだろう」と書かれています。また、これは市内の女性から伺った話ですが、アメリカから来たお友達が日本のテレビを見て、アメリカではこんなふうに水着姿の女性をなめるようにテレビカメラで映したりしないと驚いていたそうです。また私は今、ロンドンから来たリサ先生に英会話を習っています。その週の初めの授業でウィークエンドに何をしたかというおしゃべりをします。8月3日の集会の後、チラシについての集会を持ったと話しましたところ、リサ先生も非常に怒って、イギリスではこのようなチラシがドアに入ってくることなんて考えられない。自分はいつも腹が立って丸めてくず箱に捨てると言っていました。本当に怒っていました。イギリスでは電車の中に下着姿の広告もないと言っていました。異国に来て裸のつり広告のある電車に乗り仕事場へ行き、家に帰ればポストに3日とあけず入っている裸のチラシ、彼女は日本という国にどんな気持ちを抱いているのか、もう少し語学力がついたら聞いてみたいと思っています。

やはり日本では女性が嫌なことを嫌と意思表示してこなかった歴史があると私は情けなくて少し落ち込みます。ヤンソン柳沢由美子さんは「女の裸をつけて物を売ることに対して、日本の人たちは余りに無反応なんですね。麻痺しているのかもしれません。どう言っても仕方がないと思っているのかもしれません。あるいはもう一つ複雑な心理があるのかもしれません。そういうところで立ち上がってNOを言う女をヒステリックな女、あるいは教育的な清廉潔白を売り物にする教育団体のおばさんたちと思われるのではないか」と言っています。そんなこんなで日本ほど女性の裸に寛容な国はないのかもしれません。

近ごろ話題になりました「愛のめぐりあい」という映画。ヘアを最初は修正するということでしたけれども、最終的には無修正が決定をいたしました。この映画はミケランジェロ・アントニオーニ監督とヴィム・ヴェンダース監督が共同監督した映画なんだそうですけれども、映倫の問題が起こってヴィム・ヴェンダース監督が日本にやってきたときに、日本の現状に大変驚いたという記事が、これは朝日新聞に載っていました。最初は略しますけれども、「空港からのタクシーの中にはセックス場面だらけの漫画雑誌があった。地下鉄では16歳以下に見える少年がヌード写真満載の雑誌を開いていた。だれもが手に取れる雑誌がこんな状況なのに、客を制限することができる映画はだめというのはおかしい」ということで、そういうことで日本では性の開放——開くという字に

放つという開放と、性の解放――解き放つというのがごちゃ混ぜになって考えられているのではないかということがここからわかるというふうに思います。また、こういう状況に、これは人権侵害である、裸の女性がこんな形で街にあふれていることは人権侵害だというふうに、そういうことを感じなくなったとき、それが怖いというふうに思います。差別は人がそれを感じなくなったときに完成するというようなことも江東区の集会では話がされていたというふうに聞いております。

こういうような状況になっています。つまり日本は外国とは余りにも違う。女性の人権という視点で街がつくられていないという、そういう大くくりにしますとそういうことになりますが、こういう中で日野市がしなければならないことと、できることという視点で４点質問いたします。先ほどレイプをしようと思った青年にだれが教えられたのかというふうに申し上げましたけれども、先ほど教育長もおっしゃいましたように、それは家庭であり学校であり社会である。当たり前のことなんですけれども、それを今、市も一緒になって実行していく必要があるというふうに考えています。

１点目は女性センターの充実です。

先ほど市に寄せられた苦情は青少年の育成の視点からだけで、女性の人権というものが、女性の人権の視点から苦情はなかったというふうにお話がありましたけれども、そのこと自体が既に問題だというふうに私は考えます。女性問題という視点でアダルトビデオのチラシ、テレクラのチラシをとらえている女性や男性が少ないこと。また女性センターにその機能がないという二つの理由が考えられると思います。

まず女性センターの充実の中の一つ目の質問なんですけれども、江東区では男女平等推進基金をつくっています。それを受けた「わたしの会／江東ウイメンズフォーラム」が「日常生活のなかの女性への暴力」というのを発行しています。この中でもチラシの投げ込みというのが71％で一番多い性暴力の被害でしたけれども、この会が女性への性暴力反対の視点からステッカーをつくっています。これは担当の方にお渡しをしてあったというふうに思います。それを見ていただいていると思います。日野で育成会がステッカーを作成し自治会で配布をしておりますし、東京都も3,000枚、東京都からも来たということですけれども、６万7,000世帯のうち４万枚の作成ということは行き渡らない世帯があるということになります。私は女性センターが女性への性暴力反対の視点でステッカーをつくり、希望者に配布することも有効だと考えますが、いかがでしょうか。また性暴力の調査も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また今「女性センターだより」というのも出ていますけれども、もう少し突っ込んだ

広報活動が必要ではないかと思います。三鷹市では「コーヒー入れて！」という三鷹市女性問題を考えるコミュニケーション誌で、特集「値札のついた性、性の商品化をめぐる冒険」という企画をしています。この「コーヒー入れて！」という名前の由来は、女が男に、妻が夫にコーヒーを入れてと言えることが性差別を超えた相互理解の第一歩、そんな身近なことから始めようという市民の発案によって名づけられたということです。ことしの３月発行の「コーヒー入れて！」の企画を少し読んでみますと「性の商品化は悪いことである。だれも異論のないところですが、なぜ悪いことなのでしょうか。未成年者に悪い影響を与えるからよくない？では大人にはいいのでしょうか？男性が女性を差別する行為だからよくない？では女性が男性を商品化するのはいいのでしょうか？こうしたたくさんの「？」マークをどんどんぶつけ合って一人一人が考え、感じたことを一人称で語ってください。きっと性の商品化という鏡に映るあなた自身の性が見えてくるはずです」というような記事が載っております。かなり突っ込んだ記事になっているわけですけれども、私が、やっぱりぴしっとしてやっていかなくちゃいけないと思うのは、日野市でも踏み込んだ情報提供が必要ではないかということですが、どのようにお考えでしょうか。

次に性暴力110番が必要ではないでしょうか。とにかく言っていける場所をつくり、嫌だと思ったことを口にできる場所が必要です。これは女性や少女に限らず、男性や少年にも必要です。ある電話相談機能を持つ女性センターを訪ねたとき、17歳くらいだったかと思いますが、母親と性交渉を持ち悩んでいるという相談が入っていると聞いたことがあります。何とも痛ましい話ですが、傷が深くならないうちにだれかに相談し、できれば離れて暮らす場所が確保できれば言うことがないというふうに思います。それはもちろん少女に関しても言えることです。性暴力被害者の相談に乗ってきた東京のボランティア団体「サラ」のメンバーが中心になった「性暴力被害研究会」の調査によると、関東・関西を中心に2,015人が回答を寄せ、そのうち強姦の被害者が65人いたということです。加害者は友人、教師、親族などの顔見知りが88％を占めていたということです。こういう大変深刻な例はもちろんのことですけれども、チラシが入ったとか、それからつばをくれと言われただとか、そういうようなことも含めて言っていける場所として性暴力110番設置についてのお考えをお伺いいたします。

次に教育委員会に人権教育の視点での性教育の必要性をお尋ねいたします。

今、いじめの中で特に陰湿で人権を侵害するものは、下着を脱がせて性器をみんなで笑うということがあると言われています。日野市でそこまでのことがないにしても、性

を豊かに教えることが大切です。女性福祉法を考える会発行「ＳＥＸＵＡＬ　ＨＵＭＡＮ　ＲＩＧＨＴＳ」の４号で村瀬幸浩さんは「セックスを売ったり買ったりしたくない人に育てたい」と書いています。最初の方は省略をいたします。「……子供、青年たちの周りにはあふれるほどの性情報がある。学校でも遅まきながら性を教育の対象にし始めている。ただ一方は煽りと凌辱の情報であり、もう一方は脅しの教育の感が強い。そこからは生きることの讃歌につながる豊かなイメージは育ちにくい。私は売春を論ずるときにこのセックス観を磨き深めることを欠かしてはならないと思う。そうして人の体、性器、プライバシーを慈しみ、尊び、勝手に蹂躙したくない、されたくないという考え方と力を身につけさせたいと思っている。これは大変な難事業ではあるが、しかし、心楽しい仕事である」この全文は教育委員会の方にお渡しをしてありますので読んでいただいていると思います。このような考え方の性教育をイメージしているわけですが、今のカリキュラムの中に入れ込むのは大変難しいだろうというふうに思います。国語・算数・理科・社会中心じゃないカリキュラムをつくっていくということも考えながら、これは日野市だけではどうすることもできない問題ですけれども、性教育、要するに性器教育ではない人間教育という視点を含めたものを考えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また片方では具体的な対処の仕方を教えることも必要ではないでしょうか。先ほど痴漢が、ことしの夏は随分出没したというお話がありましたけれども、これは旭が丘方面の先生に伺った話ですけれども、女の子が性器を見せられたという報告を聞いています。また、こういった性暴力の被害は女の子だけの問題だけではなくなってきています。男の子も被害に遭っているという報告を聞いています。市内のあるマンションのエレベーターの中で小学生の男の子が若い男性に抱きつかれたというふうに聞いております。先ほどの「サラ」の調査の中では、性的被害を受けたという回答者が９割いたというふうに書いてありましたけれども、そういうときにどのように対処したらいいのかという、具体的なことも教えるべき時に来ているのではないかというふうに思います。これにつきましては私たちの中でもいろいろな意見がありました。他人に不信感を持ち過ぎる子供になってしまうのではないかという意見も出てきましたので、十分な配慮が必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次、日野ケーブルテレビにつきましては仲間が直接ケーブルテレビに聞き取りに行っております。ケーブルテレビのロビーには幾つもの画面がありまして、お訪ねしたときも二つのチャンネルで女性の裸が映っていたと聞いております。会社の方は「女性の裸

の番組については、ここで流されているのは他のチャンネルよりきれいだし、ストーリー性もありますよ」と要旨でいうとそのようにおっしゃっていたそうですけれども、実はそういう問題ではないというふうに思っております。何回も言いますように、何もかも規制すべきだという考え方ではありませんので誤解をしないでいただきたいと思います。問題はその内容だというふうに思います。

少し脱線をしますが、しかし、世の中、不要な裸が多過ぎると感じています。先日も都庁に行きましたときに、中庭の像を見てみましたら、8体の像がすべて女性で、そのうち3体が裸の像でした。男性の裸の像はダビデ像とマンネンケン・ピス、これはベルギー語でマンネンケンはマネキン、ピスは尿という意味だそうですが、つまり小便小僧くらいしか見たことがないとみんなで話をしました。先日は男性の風船の人形がわいせつ物の展示に当たると判断され、警察がおむつをさせたという記事が新聞に載っていました。これは女性が、亡くなられたお連れ合いをしのんで注射器とか、それからピアスを性器に刺してあるという、そういうものなんだそうですけれども、つらかった幼少期を痛みで克服した夫の人生を象徴しているというふうに言っているんですけれども、この展示会は中止になった世界都市博覧会のかわりに企画されたシーサイドフェスタ'96、アートプラザの一環のギャラリーということですけれども、パンツをはかされたというか、もう一つの新聞では「猥褻と警察、芸術、おむつ着用」というふうになっておりましたけれども、これが女性の像なら警察はどのように判断したのだろうかということも私たち女性の間では話題になりました。

さて戻りますけれども、ケーブルテレビの番組については会社はそれなりの御努力をしていらっしゃるというふうには考えておりますけれども、市民の受けとめ方と会社側に意識のずれがあるということだというふうに思います。女性の人権の視点でどうなのか、市民がチェックできる仕組みが必要なのではないでしょうか。ケーブルテレビで放映されたものが引き金になって、先ほど、朝日新聞の特集で紹介したような男性がいて、女性が傷つけられるような事態が生じたとき、日野市はどう責任をとるのでしょうか。今まで、そのような発想がなかったとしても考えるべきではないでしょうか。このメディアについて受け手と送り手が話し合う場をつくっていくということは、先ほど出ました男女共同参画ビジョンの中でも触れられております。

次に条例に関してお伺いをいたします。

現在、このような女性への性暴力を規制するための法律や条例は各県の青少年の健全育成の視点の条例だけだというふうに考えます。この近くでは小金井市が議員提案によ

り条例をつくっています。また神奈川県は条例改正をして、有害物を指定するというふうになっておりまして、この中にチラシも指定をされました。入れてはいけないということになっておりまして、違反すると30万円以下の罰金ということだそうです。福岡県でも有害広告物の指定ができるように条例改正をしています。

私たちは女性への性暴力反対の視点での条例制定の必要を感じています。今、国では女性基本法の必要性が言われるようになりました。また市民運動の中でも売春防止法の改正の必要性が言われております。これは随分何回も改正が出されようとして、国会の女性議員が改正案を出そうとしたんですけれども、つぶれてきたというふうに聞いております。６月議会では優性保護法の改正による母体保護法についての意見書で、女性健康保障法制定の意見書を全会一致で国に提出しています。これらの動きを見ながら、女性や少女を守る条例を市でもつくるべき時に来ていると考えますが、いかがでしょうか。条例や法律で取り締まることについては慎重でなければならないと思いますし、青少年の健全育成条例の淫行処罰規定など特に慎重でなければならないと考えますが、日野市としては、全国に先駆けて女性の人権を守る視点での条例の検討を始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に男女共生憲章、また女性への性暴力追放都市宣言について伺います。

今いろいろ述べてきた中では、女性への性暴力だけではなくて両性への性暴力もふえているということが言えると思いますけれども、現在のところ、圧倒的に女性への性暴力の方が多いと考えますので、この表題にしました。憲章や宣言をつくっていく中で、市民、事業者、行政が一体となって人権に敏感な街をつくる足がかりにしたいというふうに思います。既に女性憲章を持っている市がありました。三鷹市が昭和63年につくっています。昭和60年の婦人行動計画の推進助言者会議から女性憲章の提言があったことがきっかけだそうです。憲章、宣言とそれぞれの意義があると思いますけれども、これらの検討をしてつくり上げていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　女性問題につきましては総論から各論に移っているというような現況にあるというふうに認識をしております。そうした中で日野市におきましても、昨年度の中で前に一定の計画を持っていた推進計画であります。それを引き継いだ中で新しいといいますか、一部追加あるいは修正と申しますか、多くの市民の意見を聞きながら、市民参加を得ながら男女平等社会推進プランというものをつくっており

ます。まさにこの推進をどのような形で推し進めていくのかというのが大きな課題の一つであります。それにつきまして、庁内的な組織として庁内女性行政連絡会というものが、庁内を一つの総合的にまとめる、調整を図るという機関を持っております。それに対して、新しく８年度から男女平等行政推進協議会という組織を持ちました。これは市民参加から成る協議会であります。したがって、この推進に向けましては、この男女平等行政推進協議会で大いに協議をしていただいて、庁内女性行政連絡会と一体となって、と申しますと市民と行政が一体となって推し進めていく、こういうような組織のもとに今後取り組んでいきたい、こういうふうに考えております。

この行動計画にしましても、具体的に今出ました性暴力110番の設置であるとかいうような具体的な内容というものについてはない――ないといいますか、計画にはのってないんじゃないかというふうに思っておりますけれども、これは多くの市民の中で、いろいろな男女平等社会をつくり上げていくのに具体的な、要するに事例というものをピックアップといいますか、多くの方からお寄せいただいてつくったものでございます。したがって、この行動計画にないから推進しないんだということでは決してございませんし、この男女平等行政推進協議会、これを大いに御活用と申しますか、協議をいただいて参考としながら進めてまいりたい、こういうふうに考えております。したがって、女性センターの充実というような中で、御指摘がありました広報活動の強化というのはまさに行動計画に盛っておりますけれども、その一つでもあります。広報活動の強化そしてまた啓蒙活動、意識づくりの啓蒙活動というものも学習会を通しても実施もしております。ここで前段について、こういうような題目の中で勉強会というものをしております。まさに意識づくりの変革というものを求めてやっていく必要があろうかと強く考えているところであります。

それから、いろいろな御提案のございました宣言あるいは憲章、条例、こうしたものの関連する制定についてでありますが、今申し上げましたように、広く市民の意見を聞くという場の行政推進協議会、この中でも協議課題として一つの考え方というものを協議していただきたい、こういうふうにも考えているところであります。以上です。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ＣＡＴＶ関係――ケーブルテレビ関係についてお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、基本的にそのように考えておるところでございますが、いずれにしましても、市も出資をし、地域に密着した情報伝達手段としての機能をとら

えて行政情報のメディアというふうに考えておるところでございますので、やはり市民に親しまれる機関でなければならないというふうに基本的に考えておりますので、当然市民からの御意見、苦情等につきましては常にケーブルテレビ会社の方に伝えるなりし、配慮すべきことはしていただくという努力はしてまいりたいというふうに思っております。

今後とも、先ほど申し上げました番組審議会等の意見の場のみならず、そうした意見等、市民の苦情、寄せられた意見、苦情等については常にその内容を伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　性教育の充実についてということ、人権教育としての性教育の充実ということでございます。

学校教育ですけれども、人格形成を目的として人格の形成を究極の目的ということでしております。この目的を達成するためにさまざまな教育活動を推進しているところです。性教育においては自己の性の認識を確かにして、人間尊重、男女平等等の推進に基づく男女の人間関係を築き、社会の一員として必要な性の基礎的、基本的な事項を習得することを目指しています。性に対する解放的な風潮、性情報がはんらんしている今日、生命尊重の意識を高め、豊かな人間関係をはぐくみ、男女平等の精神の繁栄と協力の態度がまさに必要とされているところです。

日野市におきましては、性教育を通じて命を大切にする子供を育てる指導法の研究や命の学習を校内研究として行っている学校があります。また教育の意識向上を図るために、教育委員会として、今年度、学校経営研修会「豊かな人間性をはぐくむ性教育」という題で、そういう開催をいたしました。教育委員会は、生命の尊厳に裏打ちされた人間尊重教育としての性教育を各学校が積極的に進めるように努力をしてまいりたいと思います。学校でいろいろやっておりますが、学校でもこういうふうな、ある学校では命の学習とかという、こういうことを出しておりますが、例えば１年では「誘いに乗らない、体をきれいに、男子、女子、私たちの体」誘いに乗らないということは、他人から性被害を受けることがあることを知るということや、それから指導内容としては、今の目標ですが、指導内容としては痴漢から身を守ろうとする態度を養う。体をきれいにするということは、健康な生活を送るために体を清潔に心がけることが大切であるということに気づくということで、指導内容は、体の汚れやすいところを知るとか、上手に入浴することや清潔な下着を身につけるというようなことは、これは１学年の内容でござ

います。これを１年、２年、３年というぐあいにありまして、長い、こういうような本をつくって子供たちに教えている学校。いろいろございますが、教育委員会としては、できるだけ全体の学校でこういうふうにやっていただくということで、今後努力を進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

女性センターの件につきましては通告もしてあることですから、もう少しはっきりとしたお答えがいただけるのではないかというふうに思っておりましたので、ステッカーなどは、一つには、これは女性への性暴力だということを市民に知らせていくという意味の効果もあると思うんですね。もちろん業者への効果もありますけれども。ですから、もう少しきちんと考えていただきたいというふうに思います。

性教育についても、どの学校でも同じことが教えられるように、もちろん個性はあっていいんですけれども、どの子供にも情報が届くような、そういうものをやっていただきたいと思いますし、先ほど性暴力の被害なんかもはっきりつかんでないところもあるのかなという気がしましたので、その辺も十分にやっていっていただきたいというふうに思います。

おどかすわけじゃありませんけれども、できない理由を並べておりますと、あなたの一番大事な女性があした被害に遭うかもしれないという、そういう状況に、例えば今までお話ししてきた中の状況がなっているということはわかっていただけてると思うんですけれども、行動計画とか行政推進協議会が逃げ場にならないように、ぜひ、これはきちんとした対応をお願いしたいと思います。検討するということだったというふうに思います。

それでは最後に市長にお伺いをしたいと思います。

現在、日野市には二つの憲章と二つの宣言があります。「日野市民憲章」と「日野市老人憲章」「美化都市宣言」と「日野市核兵器廃絶・平和都市宣言」です。今回、女性への性暴力追放都市宣言また男女共生憲章が女性の立場から必要だと感じたのはいろいろお話ししてきたとおりですが、最初にカンボジアで聞いたこと、見たことを申し上げました。カンボジアはＰＫＯ――ピース・キープ・オペレーション――国連平和維持活動によりアンタックが入りました。現地に行ってみまして平和維持の中に女性の平和は入っていないというのが実感でした。当時、カンボジアでは明石代表が、若い兵士は楽しむ権利があると発言し、世界の女性のひんしゅくを買いました。1992年７－13号のカ

ンボジアタイムズには「約65名のカンボジアのエイズ患者が発見された。－中略－　国連は先日80万個のコンドームを配布。明石は売春宿に出入りする際、イメージを傷つけないため国連の車を店の前に駐車しないよう命令」という記事がありました。行くなというのではなくて、イメージを傷つけるなというふうに言ったわけですね。売春は認めたわけです。これは世界が平和をつくるという名のもとに、少女たちは体を売る仕事をさせられたということです。平和維持活動の中に、現地の女性や少女を売春させないプログラムを組んで初めて本当の平和維持活動と言えるというふうに思います。女性の平和が確立されないうちは本当の平和であるというふうに女性は考えません。

いろいろ申し上げてきましたように、日本も決して平和ではありません。今、日野市にある「核兵器廃絶・平和都市宣言」と同じ重み、それ以上の重みを女性への性暴力追放都市宣言というのは持っております。これをぜひ私は各公共の駅の前に、日野市はこういう市なんだということを立てていただきたいというふうに思っております。そして世界じゅうの核実験に抗議するように、日本はもちろん世界じゅうの女性への性暴力に抗議をしていただきたいというふうに思っております。もちろん憲章もつくっていただきたいというふうに思っております。カンボジアも日本も女性や子供たちが置かれている状況は全く同じなんです。市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御提言をいただきまして大変啓発をされた思いであります。

健全な民主主義社会あるいは健康な文化を指向する社会を目指す行政の立場といたしまして、女性に対する性暴力的な情報あるいは社会的な動向、これはまさに許すべからざる新しい、新しいというよりも表に出てきたテーマであるというふうに受けとめております。

日野市では、小さな施設ではありますが、特に女性の社会的地位の向上のために女性センターという拠点を早くから設けまして、いろいろ活動をしていただいているわけであります。行政内部でもなるべくそのことに積極的に意識をして女性行政の連絡チームを設けておるという状況はあるわけでありますが、決して十分と言える状況にないこともよく承知しております。御提言の中に具体的に女性センターの充実、また女性センターの機能の向上、また女性センターを拠点としていろいろな情報連絡あるいは110番活動、特に御指摘の一つにケーブルテレビのチェックのことが言われました。ケーブルテレビはコミュニティー情報をなるべく市民に具体的に知っていただく一つのメディアの手段

として活用したい、このように考えておりますが、社会的にマイナスの活動には決してあってはいけないことだと、こんなふうに、ということはもうもちろん言うまでもありません。

条例の制定のことも御提言にございましたが、いわゆる都条例で今淫行処罰規定というのが論議をされておるようでありますから、これの動向をしっかりと見きわめていきたいと思っております。

それから女性行動計画を今議論していただいておる状況でございますので、女性憲章の問題あわせて男女共同社会の健全な発展のために憲章等の制定も結構だというふうに思っております。何といいましても女性も被害者、暴力に対しては女性の被害者また健全育成を受けるべき権利を持つ青少年もまた被害者だというふうに考えるべきだというふうに認識をいたします。人権尊重の社会的、地域社会としての意識をますます高めるためのいろいろな施策を行っていきたい。このように質問を通じて意識した次第でございます。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

きょうの女性への性暴力追放都市宣言と男女共生憲章、その質問の趣旨というのはよくわかっていただいたというふうに考えております。憲章のことが出ましたけれども、ぜひ宣言も積極的にやっていただきたいというふうに思っております。

混合名簿を提案しましたときには、小学校の40％が実施するまでに約２年間がかかりましたので、この問題も本日の提案が実施されるまでには日にちがかかるだろうと予想していたわけですけれども、しかし、今市長のお話で予想以上に早くその日が来るのではないかということを感じました。これは人間の尊厳にかかわる大切な問題です。この子供たちの世界がこのようになっているということは国家の滅亡にかかわる大問題と定義した国会議員もいます。私は、このような国家であれば滅亡するのも仕方がないかな、自分たちのせいですから仕方がないかなというふうには考えますけれども、女性や少女が人権侵害されたままの社会というのは絶対何とかしなければならないと思っています。もちろん少年の人権や男性の人権もそのとおりです。

条例その他、宣言、憲章につきましてはぜひ積極的に検討をお願いしたいと思いますし、条例については青少年健全育成の視点からの条例ではない条例の制定ですので、これは市民としても今後ともいろいろな活動を通しながら市へ提案をしていきたいと思います。以上です。

終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって１の１、女性への性暴力追放都市宣言をし男女共生都市を実現せよの質問を終わります。

一般質問２の１、行政改革についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　それでは１問目の行政改革について、市のこれからのあり方を中心にお尋ねをしていきたいと思います。

この問題につきましては、前回少し本年度の福祉予算が削減された経緯と関連をしまして触れさせていただいたところであります。すなわち本年度の予算の中で、私はまさに行政改革と一体となって、いわゆる住民にしわ寄せがくる福祉予算については市民の方の納得の得られる手順が必要ではないか。その中に、やはり行政改革というものが一体となって市民の方に提示されることが必要ではないかということを申し上げました。その先取りをする形で、いわゆる社会福祉費、老人福祉費、心身障害者福祉費、ひとり親福祉費、生活保護総務費が、これはまさに平成８年度はゼロというふうな査定で、まさに福祉費が削減され、制度によっては廃止をされたわけであります。そういうふうな状況を踏まえまして、市長のお話ですと、それは一時的な話であって、また復活させるんだというふうな話も、そういうような意味も含んでお話があって、それはまさに行政、市長が提示をされている行政改革大綱案と矛盾するんではないかということもお話をさせていただいた経緯があります。やはり、ここで今回はまさに公共料金の問題について、この行政改革大綱案、これは改革案で諮問も得たわけですが、やはり機軸になりますのはその辺の問題ですので、お尋ねしたいと思っています。

ちなみに日野市行財政調査会の答申が７月１日に会議の経過とともに諮問されたわけでありますが、そういたしますと、私たちからいたしますとこの大綱改革案がとれまして、まさに行政改革の筋道がこれから決まるだろう。案の中にも示されておりましたが、いわゆるこれを実施する実施計画についても言及されておりますから、その辺、どういうふうに理解をしたらよろしいのかということをお聞きしたいわけであります。

ちなみに、これも国の方でも議論されていることですが、国民に負担を強いる以上は国の方の財政努力、行政改革の努力を国民に示してほしい。示さないで税負担を強いるというのは筋が逆ではないかということが、私は国民の大多数の意見ではないかと思います。その努力を見ながら国民も納得する負担はいたしましょう、こういう筋だろうと思うんです。これは地方自治体でも私は同じだろうというふうに思います。

公共料金の改定のこの数年に、平成８年度を中心にして公共料金の値上げですね、大幅値上げが相次いで集中をいたしました。これはまさに行政改革案の、いわゆる市民の方に納得の得られた形であればいいんですが、そうでない段階で矢継ぎ早に日野市においては大幅値上げがあったわけですね。そして例えば小さな話もありますし大きな話もあります。例えば除草の手数料というのがありますが、これが平成６年に改正されて、１平米当たり70円から85円に値上げになっております。それから国保税、これが平成７年の４月１日に値上げになりまして平均6.8％の負担になったわけであります。それから保育料、これもやはり平成７年の４月１日に平均3.25％の値上げをいたしました。それから住民票等の証明手数料、これも平成７年の６月１日に１通当たり100円が150円に値上げになりました。それからプールほか体育施設、これも平成７年の６月１日にプールの、時間制でいきますと100円が200円に――倍ですね、値上げになりました。それからテニスコートの２時間が400円から600円になりました。それから戸籍等の証明手数料、これが平成８年の１月１日ですね、１通400円から450円に値上げになっております。次が下水道使用料、これが非常に大きな影響を全市民に与えているわけですが、下水道使用料が平成８年の４月１日から平均14.4％の値上げになっております。それから道路使用料、これも同じく平成８年の４月１日から平均14％の値上げであります。それから公園の使用料、これも平成８年の４月１日から平均60％の値上げであります。それからもう一つ大きな問題になりましたのは廃棄物の処理手数料、これが平成８年の４月１日から１キログラム当たり、査定分19円が30円に値上げになっております。それから同じく１キログラム当たり、持ち込み分ですが、これは10円から17円に値上げになったところであります。それから廃棄物、これは粗大ごみの処理手数料になりますが、これが平成８年の10月１日から100キログラム当たりが無料であったのが、１キログラム当たり30円という値上げになっております。それから分娩介助料等が、これもやはり値上げになっておりまして、平成８年の４月１日から、いわゆる自賠法の適用関係では50％増しから100％増しという状況であります。それから分娩介助料、これは市内の方は４万5,000円から５万5,000円、市外であれば５万5,000円から６万5,000円、それから乳幼児の健康相談料、これが１回1,700円が、ここでは明示されておりませんが、初診料相当額ということで同じく大きな値上げになっております。

市長、これ、ずっと今私、お話しをしましたとおり、市民の方に負担を強いる形であります。一つ一つの中身につきましてはそれぞれ理由があるかもしれませんが、これほど短期集中に市民の方に負担を強いている時期というのは、私も長く議員をさせていた

だいておりますが、非常に異様に近い形であります。なぜ、こんな現象が起きているのかというと、やはり財政的な危機がある。何とか要するにそれを乗り越えなければいけないということが具体的な形で見えているわけですね。前回の６月議会でも私は社会福祉費を削減するという思い切った手法というのは、むしろ住民に直撃する前のものについての努力があってくればいいですけれども、社会生活をしている、市民生活をしているそのものにいきなりずばっときたというのは、要するになりふり構わず始まったというふうな感じを受けるわけですね。まさに行財政改革の前提になるものを先取りをしているというふうに私は受けております。

それから本会議でも私はちょっと質問をさせてもらいましたが、いわゆる税金等の全納の報奨金の制度ですけれども、通常であれば利息が２％ぐらいというふうな形になったとすれば２％の形で私はおやりになればいいと思うんですね。それを全部廃止をする。じゃあ利息分はだれがもうかるというと日野市がもうかる、こういう形ですね。明らかになった形です。庶民のささやかな利息、当てにできる将来的な利息も日野市の方がいただきましょうという発想は、非常にちょっと要するにがめつ過ぎるんじゃないかなと思うんですね。そこまでおやりになるのは、ちょっとがめついなというのが実感なんです。

それを前提にしますと、非常に大綱案で示された内容はかなり具体的な内容まで切り込んで入っております。これは市民の方が納得するかしないかということも、これからの日野市の行財政改革についてどういうふうに具体的に取り組むかということを真剣に見てるというふうに私は思います。そういうことを含めまして、どういうふうに具体的に取り組んでいくのか。実施計画まで示されておりますから、その手順等も含めて現状を報告をいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君）　行財政改革の取り組みでございます。

庁内行政組織を主体としまして、日野市行財政改革推進本部を設置をいたしました。行政視察と運営全般を見直して事務の能率と機能の向上や財政の自立的、弾力的な運用を目指し検討を行ってまいりました。この行財政改革推進本部で調整いたしました原案、それが今議員さんがおっしゃいました、いわゆる大綱案でございます。これを、いわゆる行財政調査会に諮問をいたしまして審議をいただきました。そして７月１日には答申を得たわけでございます。

実施の手段といいますか、これにつきましては、現在、答申を、いわゆる本部の中で

検討、各調査あるいは庁内調整を経て、現在大綱及び実施計画を策定を行っているところでございます。以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長、どういうふうに……。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　住民福祉を後退させて行財政改革をやるということは全く意味をなさないというふうに、まず申し上げておきます。

すべての法律、条例の何ですね、趣旨の末尾には住民福祉の増進に資するんだということでありまして、その中の財政バランスの努力でありますとか、それから時期に時期に変化をする社会情勢にあわせてというふうな考え方でございまして、矢継ぎ早に何か突然の発想でそのような施策を行っているというつもりではございません。いつも御指摘いただきますように、一つの建前といたしましては、入るを量って出ずるを制するという内部努力の判断の結果だというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

とりわけ一時的な施策だとは思いますが、我々の不交付団体に対しまして御承知のとおりの、いわゆる所得減税、政策減税が極端に打撃を与えて１年間二十数億、合わせて70億近い減収、ここ３年間で70億近い財源を失っておるという状況があります。そのために、いわゆる経常収支比率が通常には80％程度で維持のできたものが93％にもなっておる。このような状況の中で今行っております、いわゆる日野市の時代的な大きな事業であります都市基盤整備事業。具体的には都市計画事業になるわけでありますが、将来の世代にいい都市条件また環境が整った、施策にもバランスのある自治体の将来の発展のために必要な、いわゆる都市基盤整備事業を行っておるための支出が相当大きいわけでありまして、私も庁内で話すわけですが、今区画整理事業と、それから公共下水道事業のいわゆる臨時的出資のために年収の100億以上の経費が投じられてある。

いずれはこれらが今、事業として終われば支出もなくなる時期は来るわけでありますから、その経費を今度は福祉や教育にもし充てるとすれば、日野市の将来はまことに期待の大きい、そういう地方自治体の動向が見通せるというふうに考えるべきだ。このような見解でおりますことを、ひとつぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　よく、ちょっとわからないんですけれども、市長ですね、私の趣旨はよくわかると。またそういうふうに言われないまでもそういうふうにやってきましたというお話のようなんですね。あと国の方の所得減税でということをおっしゃいま

すけれども、経常比率が云々という話を聞いているんじゃなくて、何か言いわけ的に聞こえてしまうんですけれども、市長ですね、例えばですよ、ぱっと頭に浮かんで今までなるべく庁内の行財政改革をどのぐらい自分で本能的に何点ぐらいやってきましたかというように質問されたときに、ぽっぽっと言えるものがあると思うんですね。これだけは言えるというものが何点かあると思うんですけれども、61年の行財政の答申を受けての、から以降には当然なりますけれど、ちょっと挙げていただけますか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今まで、いわゆる長期にわたって変動を抑えておりました手数料、それから使用料についてもある程度社会的変化のことも考えて一定のバランスという意味合いの、具体的には値上げにはなるわけですが、市民の負担をお願いをする。それに伴いまして、よく議会で指摘をされておりました、何といいますか、福祉の領域におきましても例えば所得制限というような具体的な課題。確かに必要としない方にまで過剰サービスというふうに言われるものであれば、やはり所得制限も一つ妥当な手段かなというふうに、今考えるようになったというようなことが挙げられるかと思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ちょっと私いつも最近首をかしげてしまうんですが、要するに、そういうふうに考えるようになったということでなくて、そういうように考えるようになったということでなくて、現実にどういうことをおやりになったかと、例えばですね。こういうことが挙げられます、こういうことをしました、こういうことをやってきました。それで、この延長線にこの改革要綱にとってこうですというものをね。私も忘れやすっぽい方ですけれども、61年以後からの何をおやりになったのか、どこを絞ったのか、そこら辺のことは、市長ですから、まさに自分のお仕事ですから、これはもうまさにすぱっと言えるというものが私は頭の中にあると思うんですね。今いきなり話をしても、これだけは夏井さん、やっている、これだけは市長選でもちゃんと話ができるよというふうなものか私、個人的にあると思うんですよ。私たちでも、夏井さん、一体何を提言して何を推進してきたのと言われたときに、やはり記念に残るようなといいますか、これとこれはというふうなものは大体浮かびますからね。やはり市長にも私はおありだと思うんで、ちょっと言っていただけますか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の財政負担でかなり大きく感じますのが、将来に対す

る用地確保。つまり都市化が進むにつれまして、将来に対する施策の用地を用意をしておくということが物事の解決の（「そんなことじゃない」と呼ぶ者あり）一番近道になるわけでありますから、御承知のとおり都市計画関係のこともそうでありますし、それから文化行政につきましても同様だと思っております。それから将来になるべく緑地を残したい。こういう施策も行ってまいったというふうに御理解がいただけると思っております。そのようにお答えを申し上げておきます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長、私が話しているのは、なるべく市民の方に負担がならないように、要するに行政需要の中でも時代とともに、こちらの方は市民の需要はもう実際にはなってきている、こちらにはふえてきている。そのようなやりとりをしなければいけないといえば、まさに行政改革でいろいろ展開するわけですよね。ですから、なるべく市民の方に負担のならないような形で、行政としてそういうふうにいつも市長がおっしゃっているスクラップ・アンド・ビルドという話なんですけれど、そういうものを実はお聞きしたかったわけです。ですから緑のことの問題とか将来の土地、公共用地の土地の取得とかというその話ではなかったんですけれど、それは後でまたお聞きする機会があると思いますので、ぜひ率直に御答弁をいただきたいというふうに思います。

話は変えますが、これから先のことなんですけれども、今この答申を受けまして、これから要するに実施するための改革になるわけですが、市長はどういうふうにお考えになっていますか。その要するに実施計画も含めてですね。いつごろの時期にどういうふうに展開をしていくのか。その辺を市長の考えを、基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、行財政調査会の答申もいただき、庁内で一応用意をしておりました大綱案を一定の手直しを加えて、行政報告で申し上げておりますとおり、日野市の行財政改革大綱として位置づける。一つのよりどころとする。こういう考え方であります。（「時期は」と呼ぶ者あり）３年程度で今、具体的な計画を項目を挙げて、いわゆる庁内の行政改革推進本部（案）ということで一応まとめております。終局的には、ことしの所信表明の中で申し上げておりますとおり、自治体としての何といいましょうか、住宅政策によって若干の人口が少しずつふえる政策は、やっぱりとるべきだろうということと、それによっていろいろな市内の商工業はもちろん活性化を図っていく、そうして子供の育つといいましょうか、賃貸住宅という形で市営住宅もそうであります

が、都営住宅あるいは公団住宅、これらの建て替えの際にもある程度増戸を図って、それに伴って若い勤労者の方々が住みつける、そういう政策に連ねていきたい。こう考えているわけでございまして、一番それらが将来の日野市という自治体経営の基盤になる、こんなふうに考えておるわけであります。それに伴いまして地方自治体というのは常に生き生きと市民活動、市民生活が成り立っていかなければいけないわけであります。とりわけ子供が減らない、少なくも学校の、何といいましょうか、整理統合などを考える必要のない、そういう状況に持っていきたい、こう考えるのが一番妥当だというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長ですね、その中身について今御答弁いただいた、中身の一部についてですよ、こうありたいという大綱の方向性の一部の話をしてくださったと思うんですが、私はそうでなくて、中身に入らないで、大綱というのはいつごろまとまるんですかと。今市長のお話ですと、ことし、年内にまとまってそれが発表できるというふうに私は理解をしたんですが、それでよろしいかどうかということが第１点と、それから案の方では21世紀までの間ですね。その中でこれを達成をしていきたいというふうに市長がおっしゃっているわけですけれど、それで間違いがないのかどうか。

そうすると大綱というのは年内に発表する。それを実際に発表しただけでは目標を達成できませんから、まさに実施をする手順になりますね。ですから、手順もいつごろ実際に開始をしていくのか。年内に発表するということで理解していいのかどうか、それから、それを実際に実施を展開をしていくのかどうか。この２点、どうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長が答弁すべきでしょう。（「これ市長、一番基本的な大事な点なので、市長、話ができると思うんですね」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　大綱の場合もそうでございますが、大体10年間をめどにしてという、ある期間が伴うわけでありまして、私は３年区分ぐらい（「一応５年です」と呼ぶ者あり）――５年――３年区分ぐらいに考えて、そして書いたものでは５年ということになっているわけでありますが、３年ぐらいの３回ぐらいを経過をする。そしてそれに伴ってまた年次年次の予算が具体化する。こういうふうに進めていくのが一定の大綱の目指すところだというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ちょっと話がよくわからないんですね。ちょっと前後しますけれども、もう少し具体的な展開をもう少し御答弁願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　日野市の行財政改革大綱でございますけれども、現在、答申を受けた後、若干今現在整理をしておりまして、できればこの会期中に御提示できればということで現在努力しております。それと同時にそれに伴います実施計画、これにつきましてもある程度具体的な目標年次あるいは――目標年次ですね、こういうものも設定して、できるだけ同時に御提示していきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今ちょっと補足的に坂口助役の方から具体的にお話をしていただきましたが、こちらの方の市長の示されている案の中にも、目標年次は2000年――平成12年度とする。このための実施計画を策定するということで、今の御答弁ですと今議会のうちに何とかそれを提出をしたい。そのときに実施計画を具体的な形として示せるようにしたい。こういうふうにお話を受けたところですが、市長は、これは非常に大事なことなので議会でもいろんな議員の方が、多くの議員の方が質問をされていますので重大な関心だと思いますので、そういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。市長、どうですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりであります。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　わかりました。それでは、この質問については以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の１、行政改革についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時03分　休憩

午後１時19分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の２、多摩平団地建て替えについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。（「傍聴の方、見えてます」と呼ぶ者あり）

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　この問題につきましては、もう数年来、私もさせていただいております。またほかの議員の方からも多くの質問がされております。一番重要だというのは、現実に今生活をしていることが、あすの生活も同じようにできるんだろうか。こういうことであります。いろいろ調べていきますと、きょうの生活があしたも同じように生活ができるというふうに言えない状況が鮮明になってきております。そういう点で大事な問題ですので取り上げさせていただいているわけであります。

一つは最近の、ごく最近の状況ですが、日野市の対応ですね、経過報告になるかと思いますが、そういう点、どういうふうな経過を今来ているのか。その辺のお話を承りたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（鈴木栄弘君）　ごく最近の状況でございますけれども、この23日に自治会の代表と、それから市と話し合いを行っております。それで、この時点で自治会からお話がございました件、これは早速公団にその日のうちに連絡をした。こういう経過がございます。この内容は、公団が９月に事務所をつくる。こういうふうなことでございました。この内容を自治会の方としては、一時待ってもらいたい。こういうお話の内容でございます。その内容を公団にそのまま伝えたということでございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今、中身的な話ではなくて、今の手順といいますか、その点も労を、今答弁いただいた鈴木助役の方にも労をとっていただいて、これからその事務所のあり方の基本は、公団さんの方もかなり今までの建て替えについてのさまざまな多くの経験を踏まえて新しい手続のあり方、そういうことについても新たな展開をされているというふうにも具体的にお聞きをしております。そういう意味では従来どおり市長がお話をされているように、市民の方のあすの生活を守っていくということは地方自治体にとって非常に大切なことであるし、それが発想の原点でもあるというふうなお話の基本を踏まえて、公団さんの方も、かなり多摩平団地につきましてはさまざまな経験を踏まえての住民の意思の尊重ということを手続の手法の中で大事にしていきたい。そういうことについての勇気は十分持っているというお話もありますので、その点では市の方もこれからの対応というのがかなり今まで市民の方にお約束をし、本会議での御答弁の中のお話がかなり具体的な形で進められるんではないかというふうに期待をしております。そういう意味で、市長の方から一言、これからの展開についての基本的な決意をお話をしていただければありがたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる多摩平公団住宅の建て替えのことにつきましては、これまでも御報告ないしお答えをしてまいっておりますとおり、住民の生活の実態に十分配慮をし、それから日野市の都市計画を尊重し、そしてまた将来に耐えられる地域社会をつくる要件を整えてほしい。あわせて増戸の件にも承認を与えてあるということでございまして、今まで申し上げてきましたとおりの、今後も一番具体的に理解のできる形で実践のできるように努力をしてまいるということの以外には全くないわけでありまして、御指摘のとおりでございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　私も、吉冨議員、鈴木議員と同様に団地の住民でもありますし、また皆さんから多くの悩みを受ける立場の一人でもあります。そういう意味では、きょうの生活が、またあすの生活に続くんだという、そういう信頼といいますか、保証といいますか、そういうものを大切にしていくという視点から、この推移を注意深く、また立場として、応援ができる立場として努力をしていきたいということをお話をして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の２、多摩平団地建て替えについての質問を終わります。

一般質問２の３、区画整理事業の現状　――堀之内地区――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　この質問なんですが、日野市は御案内のとおり、かなり多くの区画整理事業を、主体は別にしても市内全域で展開をしているわけですけれども、最近、堀之内地域の方から「夏井さん、この堀之内地域は区画整理事業というのはなくなったというふうな話があるんだけれども」という話を聞いたわけであります。前に議会でも数人の議員から区画整理事業がこういうふうに大きく日野市内で展開をしていって、財政的な、将来的なものとして心配はないのかというふうな指摘もありました。私も、その辺、大丈夫なのかなというふうに思っている一人でもありましたので、こういう話を聞いて、実際日野市の区画整理事業がどうなっているのか。特に堀之内地区を名前として出させていただいてますが、この辺の話の現状をお話をしていただきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　全体的な区画整理事業と、それから次に堀之内地区の

現状、今後の展開、そのように御質問の趣旨を理解させていただきまして、全体的なものにつきましては昨今のやはり財政事情とか、そういうものの情勢の中で、当初予定しておりました進捗の率を少し先に延ばしたり、また都市計画事業としてどうしても必要な部分につきましては逆に先行する。例えば市施行の中でもモノレール等のところについては、やはりどうしても限度がありますので、期限がありますので進めさせていただいた。それからもう少し待っていただけそうなところにつきましては――そういうような整理をいたしまして、これは市の基本計画、実施計画等の中にも順に配列させていただきながら毎年度の予算で順次それを進めていきたい。このように考えております。したがいまして今ある６地区の市施行の地区、９の組合の事業につきましては、取り組みました以上、最後までこの事業は完成するように日野市としてもちゃんとした進行管理をしながらやっていきたい、このように考えております。

御案内の堀之内地区につきましては、平成２年から区画整理事業による整備を目指し、地元アンケート調査とそれから説明会等延べ18回行ってきたわけでございますけれど、いわゆる区画整理事業の仮同意をいただくのが８割前後ぐらいしかいただけませんでした。そこで事業の円滑をするためにはもう少しこの率が上がらなければいけないわけでございます。係る事情の中、今のような財政事情それから職員数等にも限度がございますので、区画整理事業につきまして川辺堀之内以降、再考をさせていただきました。

そこでまちづくりについて全くそのままでいいということではございませんものですから、いわゆる補修型の地区計画というものを案として提案をさせていただきまして、まだまだ下話の段階ですけれども、お話をさせていただいているのが現状でございます。この補修型の地区計画と申しますのは、事業の期間ですとか財政的にも大分軽くできるということでもございますし、また新しい制度でもございますものですから、ほかの市町村が手につけてない部分もございますものですから、都や国の助成措置もかなり優先的に受けられるんじゃないか。そういうことを予想いたしまして、それを今模索をし地元の人と下話をしている段階でございます。

川辺堀之内地区につきましては真ん中に国道が通ってございますので、国道のバイパスが通る予定でございますので、いつまでもまちづくりをそのままに放置しておくわけにいきませんものですから、この補修型の地区計画で何とかならないかなというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今ちょっと補充型といいますか、補修型というか、その辺の言

葉がわからないんですが、あと新しい制度だというお話もありました。

再質問ですが、一つは、この手法でほかの組合施行だと思うんですが、そういう方向でほかの地域についてもその手法で乗り越えていきたい。まちづくりの継続性をしていきたいというところがほかの地域でも何件かあるというふうに考えていますが、その辺どうなのかが一つですね。

あともう一つ、新しい制度ということで東京都、国の方の体制も、要するに応援体制もやられるんではないかというお話がありましたけれども、それをもう少し詳しくお話をしていただきたい。特に堀之内の方では80％というふうな同意を得られたというんでしょうか、そういうふうな固まってきている段階ですし、要するにこの新しい制度と、いわゆる区画整理の手法との違いがあるわけですが、その長所短所というものがあると思うんですけれども、私は一番の手法としては、やはり強制力といいますか、その辺が事業としての一番の違いになってくるのかなというふうにも理解しているんですが、ほとんどの区画整理の事業がむしろ強制的なものの発動ではなくて、粘り強い住民の方の話し合い、納得をしていただいてやってきてるというふうに思っていますので、その辺どういうふうに実質的な違いといいますか、そういうものが出てくるのかどうか。その辺、新しい話として聞いていますので、もう少し詳しくお話をしていただきたい。

この２点です。お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　まず地区計画の内容につきまして種類を申し上げました。私、ちょっと言葉のあれで補修型と言ったかと思いますけれども、修復型ということに訂正をさせていただきたいと思います。

開発整備型と修復型と保全型というのが地区計画でございます。開発整備型は区画整理そのものを一緒になってやっていくものでございます。それから保全型といいますのは、例えば多摩丘陵の中のデベロッパーが開発したところが建築協定等結ばれております。それをなるべく建築協定がなかなか期限等の関係で、なかなか次へ継続しないものにつきましては保全型ということでやっております。そこで修復型でございますけれども、区画整理事業につきましては、例えば減歩率を30％と仮定いたしますと、皆さんに、高い人で40％とか、少ない人で20％とか、そういうことで減歩率の中で公平さを保っていって、ある程度、家のところにも道路を入れ、公園も入れていくというのが区画整理事業でございます。それは御承知のとおりだと思います。

この修復型の地区計画につきましては、基本的には現在の道路、ある道路を拡幅をす

る。例えば４メートル道路それから一部セットバック等入れて４メートルないようなところにつきましては、例えばの話ですけれども、５メートルぐらいにしてその用地については寄附をしていただこう、そういうことでございます。それから現道がないところで、ずっと宅地並み課税の農地等があるところにつきましては、あらかじめ予想される予定線というのを区画街路として入れておきまして、それは急ぐところであれば先に寄附をしていただき、または開発をするときであればその設計図に合うようにしていく。したがいまして大きな違いはかかったところの方がある程度寄附をしていただくということでは、減歩率で公平さを保つわけにはいかないわけでございますけれども、現在、そういうことで土地の方はそういう多少の差が出ますけれども、許容の範囲で御協力いただきたいというのが一つございます。

二つ目には、そうしますと一遍に道路工事等の市道をつくる必要というものが優先順位が決まってくると思いますので、例えば現状の拡幅のところを第一優先にした地域につきましては、そこの寄附をいただきまして、その工事費については地区計画の補助金等、またいろんな形の補助金がありますものですから、それを補助金を入れながらやっていけるということで、単発の市道整備よりもそういったものの整理がしやすい。もっといろいろ長所短所がございますけれども、基本的にはそういうような形の中で修復型の地区計画を進めることによって、区画整理事業よりも事業期間の短縮またはその順序それから整理の仕方がもう少し簡便に済むであろう、このような形でございます。それからもちろん財政的にも職員数につきましても、もう少し少なくて済むであろう。区画整理より少なくて済むだろう。このように考えております。

それから、ほかの地域へのということでございますけれども、三、四年前から組合施行の区画整理事業でそれをやりたいという地区がかなりほかにもまだございました。そういうところにつきましては、順次この修復型の地区計画への切りかえをお願いをしつつございます。そういったところで今後も具体的にはやっていきたいなと考えております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　それでは１点だけちょっと確認なんですけれども、新しい制度だということもあるんですが、この制度を使いまして実績を上げているところがあるというふうに思うんですが、ありましたらちょっと教えていただきたいということが１点です。

それから国道のお話が、まさに堀之内のところには下水道事業計画と密接に関連して

いるというふうに聞いていますが、国道をつくっていくという話もあるんですけれども、そこら辺の連動性といいますか、手法といいますか、それはどういうふうに理解したらいいのか。その点を教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　この修復型の実績でございますけれども、ほかの形は先ほども言ったように日野市内にたくさんございますけれども、足立区と江戸川区の方でもう既に完成しているのもございますし、一部手をつけているのもございます。三多摩では初めてだと承知をしております。

それから国道の取り扱いでございますけれども、地区計画によりますと、これは全部直轄買収事業でございますので、建設省の方でその土地を買っていただく、そういうことになります。

まちづくりとの整合性につきましては、その中にあります方は用地買収でほかへ移転をしていただく。区画整理の換地とは違いますけれども、そういうふうにはなりますけれども、それにあわせたような形でまちづくりもしていく、地区計画を制定していくのは当然だと考えております。特に環境とか、そういったものに関してはそれにあわせてやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　最後に市長の方にちょっとお尋ねをしたいんですが、三多摩では初めて、足立、江戸川では実績がある、それで進捗状況があるというお話があったわけですが、区画整理で期待されている人もいるのかもしれませんし、それがなくなったということでホッとされている方もいらっしゃるかもしれませんが、この辺、大きな決断だったと思うんですが、本会議でも再三今一番日野市の今進めている大事な事業は何かというと、市長は再三区画整理事業、将来の基盤整備、まさにこれがもう最大の事業になっていますという話もされていますので、一つ一抹の不安としては、こういうふうな手法でなったまちのところは、結果的には区画整理事業で進めていたところよりも、まちの理想形態としては後退したものとして完成するんじゃないかという、そういうふうな心配もあるところなんですけれども、その辺を含めて市長の決断した理由といいますか、その辺のお話をしていただけると思うんですが……。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では比較的都市化の時期が、都心部から後であったという、余裕時間があったということでしょうか、あるいは本格的な都市計画手法が採用

できたということになるわけでありまして、多摩平団地のいわゆる住宅団地としての開発をきっかけに都市化が始まり、またその区画整理事業というのはなかなか当初は地主さんにも御理解が難しかったということはあったと思いますけれど、手法として、いわゆる地主さんの自発的な、あるいは協力的な御参加ということで非常に意味がある都市基盤整備事業を区画整理事業によって行ってきたという歴史があります。

その後、市施行の区画整理事業で全市的な御理解が大きく進んだということがあったと思いますし、大きくいいますと浅川以南は民間開発のいわゆる造成団地ということになったわけでありますから、日野市には幸いに将来を見通した当時の都市計画を持ち得たということが基本になって区画整理事業の施行によってそれらが逐次連檐的に実施できた、こういう経過でございまして、既に事業として行った地域と、それから今取り組み中の市施行の事業が6事業あるわけでありまして、その施行過程の中で大変不利な条件といいますのが、いわゆるバブル状態の崩壊によって土地の評価が一時低下した。そのことに伴って計画中に込めておりました、いわゆる保留地の処分によって事業の相当な財源に期待をするということに多少難しさが伴ってきたという状況でありました。

組合施行は特に、いわゆる甲州街道ないし、あるいは浅川を中心とした地域に進められてきたわけでありますが、今御指摘の堀之内の部分というところで、いわゆる基盤幹線となる東京－八王子バイパス道路の1,800メートルでしょうか、その間が手法としてまだ未確定だという状況がありまして、私の今まで知るところでは、地元に極力御理解が進んで、いわゆる区画整理手法によってつなぎ得るというふうに思っておりましたけれど、そのあたりのまだ詰めの段階に到達できていない。場合によっては今都市整備部長がお答えをしましたような地区計画方式を採用したらどうかという案が生まれておるということでありまして、まず一番大切なのは、いわゆる国道20号線のバイパスに相当する将来の国道をつながなきゃならないということと、またその道路敷の中に公共下水、流域幹線あるいは公共下水が仕組まれてあるものですから、その工事をどのように進めるかということで一番苦慮をしておるという状況があります。

いろいろ工夫をこらしまして、いわゆる何といいますか、伴う道路の見直しをするとか、あるいは暫定的に既存の道路、水路を使って下水道を埋設していくとか、そういうことを検討中にあるというのが、いわゆる担当部署のいろいろ苦心をしておるところでございます。

全体としては多少年限が延びたり事業の見直しが伴うわけでありますけれど、既に実施を始めておる事業は言うまでもなく原案どおりに進めていかなければなりませんし、

信頼をいただいていることであるだけに責任も重いということで取り組みを確実に、しかも説得力を持って進めなければならないというところに今日の市の行政の大きい課題がある、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　それでは最後に要望して終わりたいと思いますが、助役会の話し合いも含めてしてきたと。８割――80％の、これは80％の人なのか面積なのかはあれなんですが、要するにかなり完成度の高い話し合いのあれができてきたということで、要するにここに将来のまちづくりにいろんな考えがあったにしてもそれでやっていこうと、将来のいいまちになるんだという希望を持ちながら市に協力をしてきた方も多くいらっしゃると思うんですね。そういう方たちの願いを実現できるように、要するに区画整理手法とこの手法では、もう格段の違いが出てきたというふうな形では余りにも財政的な話もありましたけれども、運不運という形のような差では説明できませんので、その辺をぜひ遜色のないような形で進めていただきたいというふうに希望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の３、区画整理事業の現状――堀之内地区――の質問を終わります。

一般質問２の４、再雇用制度の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　この問題につきましては過去に数回質問をさせていただいています。これは60歳定年から65歳ということで、私は個人的には65歳定年制になるだろうというふうに思っておりますが、それにしても国の方でもどういうふうな形にするか、まだきちっとして形で提案できてない。特に60歳以降からの給与体系の問題ですとか職場の体系ですとかあると思いますが、私は完全65歳定年制ということが社会の推移だろうというふうに思っている立場です。そういう立場で何回か質問させていただいているわけですが、そういう意味では日野市の再雇用制度というのは定年制65歳へに向けての一つのあり方というふうに基本的には私は賛成の立場でおります。

ただ暫定的といいますか、国の動向が不安定だということもあって、きちっとした制度としての安定性がまだ確立していないんではないかというふうな現象が目立つものですから質問をさせていただきます。

特に再雇用制度の場合に、ほとんど運用を見てますと、希望する方は、言葉が少し正確ではありませんが、自動的にそのまま継続、いわゆる継続して仕事につかれているというふうに思っています。「私はもう十分働かせていただいたし、ほかにありますので」

というふうな希望者の方はそういうふうな形になっていますので、それ以外の方ですと、将来全うに仕事をされると、その延長線に65歳まで来るであろうという期待と、ある意味の権利的な性格が私はそこにはあると思うんです。ですから実質的に見ると、継続的な面を強調すれば再雇用といってもその再雇用の時期――65歳以降からのその配置のあり方についても単なる人事の異動というふうな性格が強くなっていると思うんです。再の方に、再びという方に力を置けば一度60歳でおやめいただく。で新たに雇用をしていくという形に重心を置きますと、まさにはそこではぴっしりと分かれていますから、そこには当然自分も将来的には全うすれば、さらにそのまま継続的にできるだろうという考え方は出てこないわけですが、その二つの考え方の中で私は今苦労されておやりになっているんじゃないかというように思うんです。

それで改革大綱の方を見ますと、この再雇用の制度を定数管理の問題を含めて、かなり積極的に、消極的ではなくて、積極的に日野市の中で展開をしていこうというふうな意見が強くにじみ出ているわけですけれども、それを将来的にどういうふうに持っていかれるかということが、再雇用の人の人数がかなりふえてきているというふうな状況も聞いていますので、重要な点になってくるだろうというふうに思うんですね。

その点で、要するに現状の問題点と、それらを積極的に進めた場合、どういう点が配慮していったらいいのか、もう少し一歩踏み込んだ形のお話をしていただきたいなというふうに思っております。それが質問の趣旨ですが、その前提として運用の現状ですね、どういうふうな現状に今あるのか。再雇用の方の人数もありますし、それから、どういうところで展開をしているのかあると思うんですが、まず現状を詳しくお話をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御承知のように、急速な高齢化が進む中では各種の社会保障制度等の改革が進められておるところでございますが、このうち高齢者の雇用問題につきましては、老後の生活を支える公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられることになりまして、国におきましては高年齢者等の雇用の安定等に関する法律を制定してございます。この法律は継続雇用制度等による高年齢者の安定した雇用の確保と促進それから定年退職者及びその他の高年齢者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的に制定されたものでございます。

その法律の中では、特に事業主に対して「定年後も当該事業主に引き続いて雇用され

ることを希望するときは、定年から65歳に達するまでの間、当該労働者を雇用するよう努めなければならない」というような規定がございます。このような状況の中で、公務員におきましても、特に国家公務員については人事院がこの法律に基づく高年齢者の雇用制度について検討しておるところでございます。また地方公共団体におきましても、東京都は昭和60年度から高齢者対策の一環として再雇用制度を設けておりますし、また東京都下の27市の中でも既に17の市が再雇用制度を持っておるところでございます。

この再雇用制度は言うまでもなく、定年者といいますか、退職者が有する知識、経験を活用することによって行政サービスの向上を図ると同時に、退職者の生活安定と生きがいを目的にしたものでございますが、自治体側においても行政の効率、運営の確保という要請の中で、これにこたえるためには定年退職者を活用することが、より有効であるということでございます。

日野市におきましても、このような観点から東京都の再雇用制度に準じまして、平成４年から再雇用制度を導入して今日までに至っているところでございます。平成４年からこれまでに退職者の再雇用は87名を行っておりますが、現在では、既に再雇用からまた退職される方もおりますので77名が再雇用制度によっていろいろな職場で仕事についていただいているということでございます。

どんな職場についておるかということにつきましては、市の行政全般にわたりまして、また外郭団体等にも向いております。それぞれの専門性を生かせるところ、あるいはこれまでの公共サービスとしての精神を持って、また新たに新しい職場で仕事をしていただくというようなことでお願いしておるところでございます。

御質問にございましたように、定年の延長、65歳定年の延長ということも、そういうような考えもあるところでございますが、現在の中ではまだ定年ははっきりと60歳ということになっておりますし、一方で先ほど申し上げました継続雇用については、再雇用ということで当然の定年延長ということでなく、今までの職場をそのまま職務を引き継ぐということでなく、一たん定年としての区切りを切っていただいて新たに雇用するという制度でございます。そんな中で、ことしも人事院が８月１日に人事院勧告を出しておりますが、この勧告の中でも退職者の再雇用といいますか、そういうようなことを確立するような勧告が出ておるところでございます。

また今後の見通しでございますけれども、人数といたしましては現在77名が再雇用されてございますが、退職者の数あるいは再雇用が一通り終わるというようなことを単純に計算していきますと、来年は88名、それから再来年からは６年間ぐらいは100名前後

が対象となりまして、さらに10年近くなりますと130から140というふうにふえてくるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今、詳しく説明をしていただきました。

将来的にはどのぐらいの先かあれですが、100名、また140名という推測も予測があるというお話があったわけですが、これは当たり前のことなのかもしれませんけれども、今のお話ですと、再の方に、要するに一度おやめいただく。それから新たな採用というふうなところに力点を置きますと、公務員でまた試験を受けて入るときに、試験制度があって複数の試験官がいて合議制がそういうものが決まる制度になっています。再の方に力を入れると、まさに一度おやめになって新たに採用するというふうな考え方に力点を置きますと、これはやはり複数の合議体の制度の運用の中でやるのが、やはり公平性からいって必要ではないかというふうな考えが出てきますけれども、現在の運用は、そういうふうになっているのかどうかですね。また、その必要性がないのかどうか。その辺ひとつ確認をさせていただきたいと思います。それが１点です。

それから改革大綱案の中で、積極的な展開をするというふうにありますが、現在、77名の人がこの制度の中であるわけですけれども、具体的には時間の制約の問題、要するに労働基準法の枠の中の問題があるんだろうと思いますが、その中で市の行政の部長、課長、係長という一つのラインですね、意思決定ラインの中に参画をして指揮をとるような立場でいる方もいらっしゃるのかどうかですね。そういう点はどういうふうに考えて、基本的に考えておられるのか。いわゆる混乱をしてしまうので、そういうところの補佐といいますか、そういうふうな形というふうに市の方は考えておられるのか。その辺の行政の決定のラインの中でどういうふうに位置づけておられるのか。また位置づけようとされているのか、その辺の基本的な考え方を現状の範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　再雇用という再のことでございますが、先ほど申し上げましたように、一般の定年制の中では退職をしていただくということでございます。そして退職された方の希望それから市がそのまま退職された方を必要とする職場、そういうような兼ね合いの中で決定させていただいて、それぞれの職場に配置をしておるわけでございます。

それで、この再雇用の人をどういうふうに活用、運用しているかという中では、これ

までの市の職員としての経験、知識等が十分活用でき、外郭団体あるいは市の直接の管理体制の中ではないところで働ける場があればそこでそれを生かしていただく。つまり外郭団体の中心になっていただくということも現実行っておりますし、また市の直接の行政の中で働いていただいている中には一般職としての地位といいますか、一般職と同様の仕事をしていただいていることが多いわけです。もちろん身分、給与等は違いますけれども、業務としては一般の仕事と、あるいはこれを補佐するというようなことでのラインの補佐というようなことでやっていただいている数がほとんどでございます。

今後の行革といいますか、職員管理あるいは人件費の問題等考えますと、これからの行政需要に対して、ただ職員定数を増としていくということは非常に困難でございます。そういう中では退職者の活用ということで、できるだけ人件費の軽減にも役に立てたいというような考えを持っておるところでございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　これは市長に１点、前にもちょっとお話をさせていただいて正確な御理解はいただかなかったんですが、いわゆる再雇用するかしないか、しなくてもいいというふうに制度的にはなっていますけれども、実質的には、やはり公平性それから継続性ということを考えると、やはり市長の判断のみでこれは左右できない制度というふうに私は思っておりますけれども、私、先ほど提案的に申し上げましたけれども、要するに再、再びという方に力点を置きますと、やはりどこにどういう場所にということの対応というのは事務方がよく情報としても得ているところだと思うんですね。

そういう意味では、市長は、象徴的な言葉で申し上げますが、めくら判に近いような形の運営で大半はよろしいんではないかというふうに思うわけです。市長の方で具体的に、ここのポスト、ここのポストというふうな権限は、この制度の中では私は本質的になじまないというふうに現状では思っていますけれども、市長の考え方を、その点１点表明をしていただきたいと思います。

時間がありませんので申しわけありませんけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　再雇用制度というのは、特に地方自治体の場合、一般事業所ですと、これは一度勤めた方をなるべく継続的に仕事をしてもらうということは善意に当たるというふうに思っておりますが、地方自治体の再雇用を市民の方からごらんになって、どう見られるだろうかということにかなり考えるわけであります。現状では一般的事業所としてなるべくその能力を活用するということで、できるだけ職場の機会を提供

するということで考えております。

たまたま日野市では企業公社をお認めいただきましたので、なるべくあそこの、つまり行政事務あるいは行政の事業を委託をする、その中に吸収できるのが一番望ましいと思うわけでありますが、株式会社に公金を直接支出するということも困難なわけであります。そのあたりをどのようにきちんと制度に乗り、また現実に課題の解決になり、しかもまた市民にも有益な行政サービスを展開することによって能率が上がるという、そのところの三者をなるべく整合しながら考えていく課題だというふうに思っております。

めくら判という意味は、特に何とか基準を強制するなということだろうと思いますから、それでよろしいと思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の４、再雇用制度の質問を終わります。

一般質問３の１、仮称西豊田駅は森田市長が行政報告しているように可能であるのか再度問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　議長からのお許しを得ましたので、これから一般質問に入らせていただきます。

今回の定例会でも市長の行政報告の中で、西豊田駅誘致事業推進事務所の開設という説明がありまして、そしてそこに職員を３名配置して運動体系の組織づくりをしていきたいという説明がなされたわけであります。こういう形の市長発言というのは、この地域にいらっしゃる地域住民の方にとりまして大変期待感を持っておるものと私は思うわけであります。そういう面で私は、これらの問題を、市長もそういう期待感を持たせる発言をしておりますし、そして、これらのものを100％可能にするということに対しましては、それなりの努力がなければ私はできないものと、このように思っておるところであります。そういう面で私は、これらの問題を少し掘り下げて複々線を具体化するためにはどのような形で今後、次回ともども動いていくならば可能なのかということを私なりに考えてみたわけでございます。

そして、これらのものを具体的にするためには、まずあれですね、中央線の複々線が３回に分かれて立川－高尾間まで――ごめんなさい。三鷹－立川間まで――２回だな。東京駅からあれですね、三鷹。三鷹からこの立川間に来たその経過をしっかりと把握しておく必要があるんじゃないかなという形の中で、ここまで進んできた中の経過説明を

いただきながら、この問題を私なりに取り上げてみたいと思っておりますので、今までの中央線の複々線の経過について説明していただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　それではお答え申し上げます。

議員さんの方の御質問では中央線の複々線化の現状と経過、こういうお話でございました。御承知のとおり、多摩地域にとりまして中央線のいわゆる高架、複々線化、これは非常に大きな懸案事項であるわけでございます。その一つには輸送力が、いわゆる青梅線沿線あるいは高尾以西のベッドタウン化などによりまして切迫してきているという現状でございます。今日見てみますと武蔵境と三鷹間、この朝のラッシュに混雑の度合いが非常に強いという事情にもございます。また三鷹と、それから立川間、ここには18カ所の踏切がございまして、いわゆる道路交通上のネックとなっているという事情でございます。したがって今三多摩の大きな課題は、南北道路の交通問題が非常に大きくなってきているわけでございます。三鷹以東のいわゆる高架、複々線化、これは昭和44年に完成してございます。三鷹以西については立川まで約13.1キロございます。これについては25年後の昨年の11月28日に建設大臣の認可を受けまして、東京都では平成７年度事業として用地買収に着手いたしました。完成については平成15年、こういうふうに予定しているそうでございます。

また、この事業費でございますが、これにつきましては約1,950億、こういうことが言われております。また、この経費負担でございますが、ＪＲが１割、残りの９割については国・都それから沿線の自治体の負担、こういうふうに言われてございます。

このような状況にございますが、立川以西の、いわゆる立川と高尾間、これにつきましては15.6キロ、現在ございます。これについての複々線化が望まれているわけでございますけれども、ＪＲの方にちょっと聞いてみますと、この区間の計画については現在のところ俎上にはない、こんなような状況でございます。以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大変ありがとうございました。

今説明いただいたように、平井参事の回答の中で、私は昭和44年については警視庁に勤めておりました。サラリーマンをして日野から通っておりました。そして当初、昭和40年ごろはまだ電車で乗っていって家を、６時40分ぐらいに乗れれば大体電車に座れたんですね。そして44年、まだ要するに東京駅から三鷹まで複々線化になっておりません

でしたから、踏切があって、そこではどうしても、この踏切があるために電車がおくれて６時40分に出ても新宿まで出るのに、やっぱり１時間をちょっとかかってしまうときが多分にあったんですね。時間が定まらない。それが昭和44年に東京駅から三鷹間が高架になって、その輸送力がすごく進捗しまして私たちが助かった部分を覚えているわけです。それでも今度は私たち、40年から45年ぐらい私はいたんですが、44年ぐらいになってきたらもう実際市内から７時45分ごろ乗る電車であると、豊田発であっても座席に座れない。そして、もうしようがないからもう少し早くということで６時半ごろ出て、ようやく座れたということを今思い出しているわけであります。

そのように私は中央線の複々線そして利用客から見たときに、どれほど中央線の複々線というものが期待されているものかということが強く私も感じておるわけであります。そして三鷹－立川間の工事も、要するに昭和44年から25年経た後に、ようやくこの工事に入った。この事業計画が建設省に認められて、そして用地を一部買収をしながら平成15年の目標で作業が進んできた。そして今、参事の方からの説明のように、この沿線には16の踏切がある。この踏切を解消する。この踏切の交通渋滞を解消するということが最も南北をつなぐところの交通網の整備というものにつながって、そして通勤ラッシュを少しでも、16の踏切を立体、もぐっていくということになると解消できるものと私はこのように思うわけであります。

そして、たまげたことにこの工事費が13.1キロで総工事費が1,950億円かかるわけですね。そして、これらの工事費というのはもうＪＲには金がないから、ほとんど出しませんから、１割負担だそうです。そして国と自治体と、沿線の自治体が――国と東京都と沿線の自治体が９割の負担を持つという計画であるわけです。こうした中で、現在の厳しい経済情勢の中では、やはり平成15年といっても、また延びてしまう、多少は前後することは予測されるわけであります。そして１キロメートル当たりに直すと、１キロで大体148億8,000万円の工事費がかかるわけですね。これを考えたときに、大変なこれは事業だな。そして国や東京都やＪＲが絡まなければとてもとてもこれらの事業はできないものだろうなということが、この私たちにも大体わかってきたわけであります。

そして私どもも今近隣市の市町村の立川や八王子の市会議員の方にも呼びかけて「何とか複々線をしないことには多摩の発展はない。ひとつ協力し合ってやりましょうよ」という形で、ある程度の「よし、じゃあこういう形でやろう」という形の合意がとれているというわけです。そして先日、八王子の八王子21プラン第２次基本計画の中に、第３編に「快適で機能的な住みよいまちづくり」という形の中に、第２節に「都市交通の

整備」ということがあるんですね。ここにちょっと載っておるんですね。「中央線立川－高尾間の複々線に向かっての要請」と、この中で中央線複々線立体化事業の推進を取り上げておるわけであります。そういう中で、私は八王子もそういう形の中で計画をしておりますし、やる気であるならばそんなに難しい問題じゃないんじゃないかなということを考えるとともに、これも中途半端な予算じゃとてもとてもできないわけですね。できないわけですから、じゃあ可能なものは、じゃあどういうものがあるのかなということを追求しなきゃならないわけですね。そして先ほど説明の中にありましたように、立川－高尾間は15.6キロもあるわけですから、１キロの工事費に直すなら大体、だから先ほど申し上げたように１キロで148億8,000万円かかるわけです。これが15.6キロあるわけですから大体2,321億円以上の金額がかかってしまうわけですね。そして日野市の中の、要するに中央線の線路は大体5.8キロあるわけですから、これだけだって計算すれは863億円もの金額が必要となってきてしまうわけです。

日野市の、これは私の昔の先輩でありました高橋徳次議員もこの問題を２回くらい取り上げて一般質問したり努力しているのを私は聞いておるわけであります。そして、こういう要望があって、日野市ではＪＲの中央線西豊田駅設置予備調査報告書というものを出しております。そして、これらの中を調べてみますと、要するに、どうしてもあのＳ型に曲がっておるところの線路を直すには相当の経費がかかり、また、ここを直さないことには駅舎ができないという形の中で、これは調査報告書ですから、こういう形が一番お金がかからないでできるのではないかというものができているわけですね。それを見ますときに、要するに豊田駅側の方に、これは平山区画整理事業の中でここのところを開発をして住宅ができてしまっておる、その部分の家を移さなければならない。そしてこの部分の移す方法、そしてこの部分の、しかも大体800メートルあるんですね。そして用地費が大体１万4,100平米ですから、大体家屋を移していただく家が約30戸ぐらい出てきてしまうわけです。それでも私どもが交通対策特別委員会に国鉄の職員に来ていただいて駅舎のことで、その当時の（仮称）西平山駅という形で言っていたと思うんですが、その駅舎をつくるには、これは曲線、Ｓ型に曲がっておるところの線路を直すだけで、ざっと見積もっても150億円くらいかかってくるんだ。だから、これはもう大変な事業で今の状態ではとてもとても考えられないということを聞いたわけです。この調査報告書によりますと、これらの事業は家屋を移転しても大体73億円ぐらいでできるんじゃないかというものがここに出てきているわけであります。

その中で、私はここには当然都市計画道路ももう位置づけされてしまっておるわけで

すね。そういう南北に通るもの、そして東西に走る都市計画道路が予定されておりますから、こういうものを考えて、その部分に駅舎をつくるということは大変困難な状況があるわけです。これらの問題を、やはり一つ一つクリアしていくということが西豊田駅の誘致には絶対的に欠かせない問題であるということがわかってきたわけであります。

そして今回、職員を３人ここに張りつけて、これらの問題を具体的にするためには、この西豊田駅を建設するにはどうしたらできるのかということを積極的に考えていただけることになっておるわけです。そしてこの西豊田駅の建設に当たって、これが調べた調査であるならばここに取り巻くところの、要するに運動体系というふうに書いてありましたけれども、ここに向かっての作業を当然国や東京都やＪＲや、そしてこの駅を利用するところの、あそこには工業団地がありますから、工場の役員の方々や能力のある方にみんな集まっていただいて、そして、じゃあどうしたらこれらの問題が完成するのかということを、やはり具体的に考えていかなきゃならないということを感じておるわけです。そして今後、まだ開始したばかりですから、この質問を皆さんで取り出して役割分担をして作業を進めていくことと思いますけれども、やはり私はこれらの事業を具体的に進めていくためには、やはり市長みずから先頭に立ってこの問題に取り組まなきゃならないんじゃないかなということを感じておるわけです。そして当面はこれらの職員を通して、少なくとも半年なり１年なり活動して、そして組織的なものができてくるならば、ここに推進事業本部とか、そしてその役員等を募っていただいて、そして具体的にしていかなきゃならないんじゃないかなということを感じておるわけです。

そして、たまたまきのうある方たちと話をしておりましたら、森田さんはいつも市長選挙の前になるとこの問題を取り出すというわけですね。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）私は何回も、やっぱり２回ぐらい聞いているのかな。そして中央高速道路の固定資産税のことも出てきたという。これはちょっと私、ここの部分については何か今回初めてだったんじゃないかなという思いもしておるんですが、やはりそういう形の中の、やはり市民がお気に入りをするというような期待感を持たせているわけですから、これが中途半端でやっぱり終わってはならないと思うんですね。だから少なくとも私は、立川－高尾間のもし中央線の複々線をしかけることによって線路を直していただいて、そしてこれらのものが具体的になるということであるならば国や東京都や、国のやる仕事ですから、そんな予算に糸目はなく、私はやると思うんです。そして森田市長さんは６月の定例会で私が聞いたときには、いや平成15年では立川－高尾間の事業がそこで20年もかかってしまう。だから日野市で独自でやるんだということをおっしゃったわけです

ね。そして、だから私は少なくとも、私の頭には要するに線路を直すだけでも150億円かかるということが頭にいつもこびりついているものですから、そのお金を７年以内に、じゃあどこから工面するのかということが一番私は引っかかっていることなんですね。そのために、じゃあ本当にやる気があるならば少なくとも具体的に示していただかなきゃいけない、こう思っておりましたら、職員を３人張りつけて、そして企画財政部参事にこの仕事にかかわらせるということでありますから、ある程度の受け皿といいましょうか、仕事をする人材は確保できたわけですよね。だから、これからだと思うんです。そしてこのことがいつも前倒しにならないような形で私はぜひこれらの問題を進めていただきたい。

市長も熱意を持ってこれらの問題に取り組んでいらっしゃるわけですから、今回、３人の職員をあそこの西平山の区画整理事務所に張りつけて作業させるという意気込みがあるわけですから、とりあえず市長に、どういう形で今後展開していくつもりなのか。このあたり、まず市長の方にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　手法について大分認識が違うわけでありますが、促進をやろうというお立場では御理解がいただけておると思っておりますので、ぜひよろしく御鞭撻、御協力をまずお願いをしておきたいと思います。

いわゆる西豊田駅誘致運動を始めた当初は国鉄時代でありました。そうして本来国鉄は国の機関でありますから、駅の誘致あるいはその他の住民要望に対しましても国鉄御自身で、地元の財政力等を依存しない、むしろ地方自治体は国鉄に負担金を持つというようなことは法の制度からして成り立たないという関係でありました。その後、ＪＲという株式会社企業体に変化したことに伴って、当局の言い方がだんだんと変化をし、また具体化にと見受けられる状況になってきた、こういうことであります。

６月の第２回定例会で行政報告に申し上げましたとおり、ＪＲの責任者が、いわゆる西豊田駅の長い誘致運動に対して相当具体性のあるお言葉をいただいたということであります。その一つは、対応の窓口を組織の中で指定をして設けられたということであります。それからもう一つは、御承知のとおりの、いわゆる三つの条件、技術的に、いわゆる新駅の設置、地元からいえば誘致でありますが、技術的に可能であるということ、それから将来の経営が見通せるということ、それからもう一つ、これが一番大きな取り組みになるわけでありますが、所要する経費を地元負担で賄ってほしいという言い方であります。

御質問の天野議員の御認識では、技術的には何か、いわゆる長いＳ字状カーブを直すことが絶対必要だというふうに思われておるようですが、我々の今までの経過の中で、また調査の中で、現状で駅の設置は可能だということに専門家から資料によって、調査資料によって回答を得ております。それから経営的に将来見通しということにつきましては、当初から黒字だという言い方ですけれど、これは、これからもまだ当然周辺の都市化と人口がふえる、また、その他の条件整備もするということでまずクリア、説明が可能であるというふうに考えております。いわゆる地元負担、所要する経費は地元負担でお願いをしたいということにつきましては全く新しい課題でありまして、本来、地方自治体がＪＲに直接融資といいましょうか、出資といいましょうか、そういうことができない建前でありますから、それをクリアするにはどうすればいいかということに考えが展開するわけでありまして、まだ構想段階ではありますけれど、恐らく公社と言えるふうな公共第三セクターのようなものを設ける必要があるだろう、このように考えられております。

何よりも地元に対します、いわゆる大きな協力といいましょうか、組織体をつくるということが、組織体を設けて、そうしてみんなの運動にしていくということが大切だと思っております。そういう意味で地元にそういう役割を託した、事務所を開いたということでありまして、このようなお答えによって、その趣旨を御理解をしていただき、また地元としての長い期間の期待にこたえるということが日野市の行政の中のまた一つの大切な課題だというふうに考えておりますことを御理解いただきたいと思っております。

自治体が事務的な推進の中心役を務めることは言うまでもないと思っておりますが、組織体といたしましては市長を長としない形の、つまり別人格の団体を設けることではないだろうか、このように考えられます。そういうことを含めてこれからの具体的な課題につきまして、地元に大きな説明と理解を行いまして、そして協力体制をつくるということで取り組んでまいりたい。こういう発想によるものだということを御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　私が質問させていただいて、そして３人の職員の方をあそこに配置したわけですから、その３人の活動ですね、どのように考えておるんですかということを私はお聞きしたかったわけですね。

そういうことについて今また答えていただきたいと思いますが、それと平井参事に聞きたいんですが、今市長の説明ですと、あの曲がりくねったところの線路を直さなくて

も、あそこに電車がとまれるということを今市長が言われたわけですね。そして当然この問題はＪＲは、当面、立川－高尾間の複々線は今のところ考え方はないですね。ないわけですから、この駅舎についても当然具体的な話がなされているかどうかはちょっとわからないんですが、今確かに技術が、土木技術というものが、もう10年たてば変わりますね、工事そのものがですね。そういう面で実際この部分の線路を直さなくても技術的に進歩したので可能になっているのかどうか。この部分を参事の方でわかりましたら教えていただけますか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　それではお答え申し上げます。

まず１点目が７月１日に開設いたしました西豊田駅誘致事業推進事務所の件でございます。

ここに派遣いたしました職員は、御承知のとおり３名と、こういうことでございます。そして、この方たちにつきましては、これから設置されます誘致事業本部、これの体制づくりに当面は当たっていただく、こういうことでございます。あの周辺には約91団体の事業所あるいは住民組織、企業、団体と含めまして約91団体ございます。それらの方々に対する広報活動、こういったものを今行ってございます。したがって業務内容としては、まず今回市長の発想でございますその事業本部の設置に向けて全力を傾注する、こういうことでこの３人の方々はその活動と事務を行っているわけでございます。

それから２点目の線路を直さなくても設置できるということに対する、市長の方から報告書の内容においてこうなっているという話でございますが、確かに報告書の中ではそのような形態でそれぞれ曲線状に駅を設置した場合の４案――Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４案あるいは当初の昭和63年の３月に作成した報告書では、豊田駅から八王子方向、約1,670メートル、時点を想定した駅の構想があったわけですけれども、それに対するＪＲ側の指摘がございまして、さらに追加資料として平成元年の３月に曲線状に設けるＡ案、Ｂ案、Ｃ案、Ｄ案という形の中でそれぞれＲ600、豊田寄り側のＲ600メートルの位置と、それからさらに八王子側のＲ500メートルの位置それぞれについての検討が出されたのが報告書に記載されているわけでございます。

技術的にはＪＲの方として確かに世界的な技術を持っているわけでございますけれども、問題としているのは、いわゆる運行上の問題、安全性。運行上の保安上も当然あるわけですけれども、そういった点。さらには乗客の安全性ですか、こういったものの観点から、今の提案されているそれぞれの位置については、さらに吟味し検討し、そして

そういった中で見てみるとそういう問題があると、こういうことでございまして、私たちの方としましても、できるだけＪＲさんの方で技術基準に沿うような形で、あの曲線状であっても沿うような形あるいは実際的には原則が直線上と言われているわけですけれど、その位置に近づけていくような方向をこれから検討していくと、こういうふうなことになるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大体わかりました。どうもありがとうございました。

このような形の中で私は将来的に、単なる中央線だけの、中央線の通勤快速や、そういうものだけではない計画があるようですね。要するにこれから予算が確保、国の予算が確保できれば当然、中央新幹線というものがときどき新聞紙上にも出てくるわけです。この中央新幹線の構想があるわけですね。この中央新幹線を、要するにこの中央線の今の線路上に走らせるということであるならば、まずこの豊田の一番問題になっているところの、ことが一番駅に引っかかると私は思うんですね。そして、これらの問題を、やはり新駅をつくるという形の中では、この部分が必ず問題になってきておるんだろうと思うんです。そして先ほども参事の説明だと平成元年では、やはり直線上に駅を持ってくるという形のものが、それで私は出てきたのではないかなということが感じられるわけであります。

だとしたら、やはり私は、この日野市に中央線の新駅をつくるということは確かに大きな問題なわけですよね。地域の住民にもそのような形で説明をしておりますし、そして期待感を持たせているわけですから、これができるものであるならば一日も早くつくってあげるということが一番いいことだと私も思いますが、やはり国の大きな事業として考えた場合に、私は、やがては当然この話が具体的になっていけば間違いなく、要するに通勤快速とか新幹線のこともこの中にのってくると私は思うんですよね。そして少なくとも東京駅から立川間までは平成15年までにはそれが可能になってくるわけですから、その延長上にあるわけですから、私はこの問題は間違いなくこれらの問題が進んできた時点においては、この中央線の新幹線の設置という問題が具体的になってくるものではないかということが、私はまだ勉強してないからよくわかりませんけれども、そういう問題が間違いなく出てくるものであると私はそういうふうに思っておるわけです。

そういう中で私は、少なくとも日野市の企業そして先ほど市長が言っておりましたように第三セクターでこれらの問題に対応していきたい。それらも大変あるいはいいことであるかもわかりません。しかしながら、主導権はある程度日野市の中に位置づけをし

ていかなきゃならない。そして国や東京都、またＪＲの方の折衝に対しても積極的に日野市がやらなければ、これらの問題は前に進んでこない。そして既に八王子においてはもう既に中央線の複々線というものを長期計画の中にのせて検討している経緯があるわけです。そう見ますと、やはり私はこの日野市だけで駅舎をつくるというような狭い根性じゃいけないと私は思うんです。やはり立川や、また八王子とも協議をしながら、そして日本の将来、ここに新幹線を通すならば、恐らく長野までだって１時間ぐらいで行っちゃうだろうし、そういうものがいよいよできるわけです。そうしたら距離感というものがなくなってくるわけです。そしてそこをまず名古屋の方に抜けて名古屋の新幹線の場所につながれば、これはまた距離感というものがなくなってくるわけです。

そういう中で私は少なくとも日野市なら日野市のこの作業の進め方で私はいいと思うんですね。いいと思いますけれども、やはりその駅舎をつくるという形で話を持ちかけるわけですから、日野市の財源だけでできれば苦労はないです。そんなことはまず考えられませんから、日野市の財源でこれらの問題を十分賄うということは私はできないと思いますので、やはり近隣市と協議を重ねながら、そして国や東京都やＪＲの方に働きかけていくということが大切なことではないかなということを強く感じておるわけです。そして、ぜひそのようにしていただきたいんです。

そして、そのために私どもも近隣市の立川や八王子の市会議員の皆さんと仲よくしながら、これらの問題も具体的になるようにしっかりと今後取り組ませていただきたい。このように強い願いを持っておりますので、市長を初め企画財政部参事の平井さんを通して皆さんで頑張っていただきたいということをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって３の１、仮称西豊田駅は森田市長が行政報告しているように可能であるのか再度問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時59分　休憩

午後３時32分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の２、多摩川苑福祉ゾーンの基本計画の中で、年次計画につき問うの通告

質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　それでは引き続き質問させていただきます。

自治省では各地方自治体に新ゴールドプランに基づくところの福祉計画を策定するように通達いたしました。日野市においても保健・福祉計画を策定いたしたところであります。そして万願寺の土地に土方英世さんが所持しておるその土地を公共の用に使ってくださいという形の中で、区画整理の終わった跡に、ここに多摩川苑福祉ゾーンが新設されたわけであります。そして、ここの道路の移管、区画整理を進ませた後、道路が新設されたものを移動したりなんかしておりまして、少し時間が経過したわけでありますが、日野市の森田市長の考え方は、当初、特老につきましても、やはり官がつくって官が経営するというような形のものを計画しておりまして、特老の浅川苑をつくって運営し始めたわけであります。この中で、やはりいろいろ経費がかかる、目に見えないところの経費がかかったりして、これは、施設はつくるとしても運営の方は民間に任せる以外にないだろうという中で、実際、栄町にできたところの都営住宅を利用してつくったところの施設に対しては、経営は民間の方に委託をしておるというのが現状であります。

私どもも、私の友人が28歳のときに特別養護老人ホームをつくって経営しておりました。そして28歳で施設長になっちゃったもので、もうお年寄りばかりでおもしろくないという中で、彼は施設をつくる方に回りました。そして今、日本全国に18ぐらいつくっておりまして、今彼は、板橋に病院を150床の武蔵野病院という病院をつくっておりまして、彼にも来ていただいて市長に説明をしていただいたときもありましたが、実際そういう中で私どもも、今日野市の中にそういう市民のための施設ができたらいいなということを願っておりまして、そして当初は確かに多摩川苑福祉ゾーンの中の建物、そう簡単にはできないだろうなという形の中で、私はほかのところに何とかという形の中で進めておりまして、そして、ことしの６月にこの多摩川苑福祉ゾーンの中の特老の計画が出てきたわけであります。そういう中でやってくださる人がいれば大変ありがたいことだ。私もこのように思っております。しかしながら、多摩川苑福祉ゾーンの中には当然一つだけの施設でありません。老人保健施設とかケアハウスとか総合福祉センターも予定されておるわけであります。

そして、この福祉のための施設はここだけで十分であるかといえば、まだまだこの日野市の中の人口が20万なり22万ぐらいに落ちつく10年先ぐらいになりますと、当然急激にお年寄りもふえてくることが間違いないわけであります。そして、これらのものをつ

くるに当たっても年次的にしっかりと計画を立てていかなければ、実際、施設をつくるのもおぼつかなくなってしまうのじゃないかなということを懸念しておるわけです。そして6,000坪あるところの用地費は６分の１ぐらいは確保しておるようでありますが、今回、特別養護老人ホームは日野市民だけを対象にしてほしいという形で話し合いがなされておるようであります。日野市のベッド待ちをしている人が130名ぐらいいたわけでしょうか。また、もっとふえてきておると思いますね。そういう中では、ここに一つできる、もしね、来年の予算になるでしょうが、来年できれば、２年後にできますからね。そのときはまた100人ぐらいお年寄りがベッド待ちが出てしまうようなのが現状じゃないかなと思うわけです。

そういう中で私は、こういう用地がある程度ここにつくるという形の計画が出てきているわけですから、やはり私はこれらの施設を一つ一つ、やはり具体的にできるように、具体性を持って計画してつくっていかなければならないのではないかなということを感じておるわけです。そして、ぜひ私は計画的に予算を確保して、そして民間で協力していただける人には協力していただいて、これらのものを進めていくということが最も大切なことじゃないかなということを強く感じております。

このたび、特別養護老人ホームをマザーズ、社会福祉法人の方にお任せするようになりましたけれども、ことしの予算はとれてなかったわけですが、これを来年度の予算には恐らく用地費、日野市でベッド数全部確保するということになりますと、日野市民のための施設ですから、当然日野市の財源がそこに導入して、それをベッド数を確保しなきゃならない。そういう形の中で私は、要するにマザーズの社会福祉法人の特老に対して用地費の一部と建築費の一部、そういうものを補助金で出す場合に、実際どのくらいの計画でマザーズ特養老人ホームに日野市の財政で負担する計画なのか、まずこのところを教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　平成６年３月に策定いたしました日野市多摩川苑福祉ゾーンの計画は、要介護高齢者あるいは障害者の施策だけでなく、児童から健康な高齢者まであらゆる市民の利用を目的としたゾーン計画整備を基本的な考えとしております。

具体的な内容は、高齢者施設として100床程度の特別養護老人ホーム、老人保健施設そしてケアハウス、これら３種類が主なものですが、特養ホームは高齢者在宅サービスセンターや在宅介護支援センターの併設あるいはショートステイの確保あるいはヘルパーステーションなども内容としているところでございます。また、だれもが利用できる施

設として総合福祉センターが計画されており、ここには健康増進施設あるいは老人福祉センター、身障者――身体障害者福祉センター、児童館その他もろもろの地域福祉施設としての多目的ホールだとか会議室などが検討されておるところであります。

この福祉ゾーン計画は、ほぼ同じ時期に策定された日野市保健福祉計画との整合性もあり、その意味では日野市の福祉計画全体に大きな位置を占めるということが言えます。したがって御指摘のことも踏まえて対応していく必要があると思っております。

福祉ゾーンの建設予定の諸施設、いずれも莫大な費用がかかります。今日の厳しい財政事情の中で、当初の計画どおりには進まないというのが実情であります。特養ホームについては既に御報告のありましたように、民設民営方式で実現するという方向が確定しております。民設民営方式とは申しましても市民の需要にこたえるということで、日野市民が100%利用できる施設ということで、公設公営方式とは全く遜色のないものとなるような内容を考えているところでございます。そのほかの年次計画についても関係部課との調整を図って一つ一つ具体化していく必要があると思っております。

特別養護老人ホームだけでも大きな財政負担、今議員さんが御指摘のとおりでございます。これらの長期債務を考慮しながら、今後詰めていく予定でございます。これからの高齢化社会に対応した多摩川苑福祉ゾーンの施設計画では高齢者施設が優先されるわけです。特養ホームの次の重点課題は老健――老人保健施設があるわけでございます。民間の協力も視野に入れながら平成９年度以降、早期に実現してまいりたいと思っております。

事業費、現在、民設民営方式で多摩川苑福祉ゾーンに計画されている事業費については、この福祉ゾーン、多摩川苑の福祉ゾーン計画の中にもございました、ほぼ規模と費用――事業費といいますか、大体それが中心になって計画がされております。また費用については総体の額がコンクリートされておりませんが、ほぼ、この計画の中に示されている内容で推移してございます。以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大体わかっておるわけですが、そうしますと、この事業に対しては、実際日野市の中の財政が計画を今立てることができないのでおくれてしまうという形ですね。それはわかります。

そして特別養護老人ホームの計画は、そういう面では、要するに民設民営という形になるけれども、建物、そういうものに対しては公設公営のような形で進めるという条件も大変よろしい条件なわけなんですね、この施設に対してはね。そういう面で人によく

してあげれば、市民の、要するにお年寄りが、日野市の中のお年寄りがお世話になるわけですから、しっかりと世話をしていただければこんないいことはないわけですから、そういう中ではよろしいかなと、このように思うわけです。

しかしながら、本来、今建築費も大分下がってきておるんですね。そして建築費も下がってきておりますから、そういう中では多少緩みが出てきたわけですね。そして多分契約はしてないけれども、日野市の中の特別養護老人ホームに対しては、日野市の負担というのは大体20億ぐらいは多分するような形になると思うんですね、この建設する当初。そういう形で、その中ではケア、要するにショートステイとか、そういう入浴サービスとか、そういうものもしていただくような形になるんでしょう。そういう計画がなされて、これが来年の予算がついた時点で具体的になるという形になるわけであります。そして、たまたま私どもも、あっちの方に話をしていたということと、あと多分八王子城山病院とか、日本で一番大きい組織というのは、これは賀川豊彦さんの流れを受けているところの今、山田先生というのが理事長で、これは武蔵野会と、めぐみの里という身障者の施設と――武蔵野会というのは多分老人の施設をやっているんだと思うんですね。この施設が今日本全国で両方で18か20ぐらいになっておるんですね。ここも何か日野市の方でやってくれないかという話があって参画していたということなんです。

それで、たまたま私の子供が少しボランティアの仕事をしたいという形でめぐみの里の方に夏休みのうちにお世話になっておりまして、そしてたまたま理事長の山田先生が、私の家内が若いときに奉仕の活動に手伝っていたときがありまして、直接に電話をしたら、向こうも30年ぐらいたっているんですが、向こうで覚えていまして「ああ知ってるよ、じゃあ私のところによこしなさい」そこで今日野市でも特別養護老人ホームの新設を受けているんだけれども、今この問題をちょっと考えているんだと、何で考えているのかというと、何か言っていることがしょっちゅう変わるし、これじゃあとても責任を持ってできないから、今やるかどうか今考えているんだという形で、だからそこも私、やはり思っておりましたら、考えてみてもらったらそこは一つしかマザーズというのは東久留米につくったところの特別養護老人ホーム一つだけでありましたから、この経営者が違ったんだなということがわかったわけであります。

そして私は、これは待ったなしにこういう施設、お年寄りがお困りになったときにどうしても入所させてあげたい、お世話をしてあげたい。そして在宅の、在宅老人のお世話とともに、どうしても在宅だけでは見れない、そういう部分がお年寄りには出てきてしまう。もう長く寝たきりになっておりますとね。褥瘡ができたり、そこが化膿してし

まって、そして高熱が出てしまうとか、そのうみは出さなきゃいけないとか。そういう特殊な事情が絡んできますから、どうしても待ったなしにそういうお年寄りのお世話をしなけりゃならない施設を、人口に見合ったところの施設をつくっていただかないことには、もう十分対応ができない状態なわけであります。

そして今回私も、昨年度――平成７年度の基金の取り崩し24億4,000万ぐらいあったわけですね。そして基金の取り崩しというのは、もう一番先の工事は平成２年ごろだったでしょうかね、大体165億近くあったんだよね、基金がね。これがだんだん取り崩してしまって現在はもう110億ぐらいしかないですね。そして積んだのが半分ぐらいしかありませんから、当然この多摩川苑福祉ゾーンの特別養護老人ホームに20億あそこに繰り入れた場合には、それぞれの基金がまた一般財源からも多少繰り入れるのかもわかりませんけれども、そういう形の中で施設をつくれば、もうまた四、五年はできないんじゃないかというようなことが明らかといいましょうか、そういう形なわけですよね。そのためには、だからどうしても私はこの起案設計の中で実施計画そして、しっかりと予算を計画的につくっていきながら、そしてそれらのものに充ててこない場合には、これはとてもとてもできないんじゃないかなということを感じておる。そして、もう予算がないから、予算が組めないからできないんだと、先延ばしになるんだというような仕事だったらだれだってこれはできると思うんですね。やはりその部分を工面しながらも民間の協力をいただきながら、これらのものを具体的にしていくということは、やはりそれなりの努力が必要であると思う。努力してないと言っているわけではないですよ。具体的に施設ができるという形の作業を進めなければ、これらは仕事をしていると私は思えないわけですね。

そして今回監査委員の指摘がありましたですね、基金の意見書の中で、個人的な見解としてね。書かれておりますね。今回の監査の星野さん、それから一ノ瀬さんがやっていらっしゃるんでしょうか。これはなかなか私はまとまっておると思うんですよね。日野市の中で基金の取り崩しが行われておって、そしてこれらの問題、基金の取り崩し、これらの中で、やはり私は一番大きな問題というのは、要するに日野市の開発公社ですね、開発公社の方に、土地開発公社ですね。総額で大体1,258億3,241万円の累計の要するに額の用地取得費があるわけですね。そして国や東京都の支出金及び保留地を処分しますと大体729億4,606万円となっている。それでも527億8,635万円の財政の赤字となってしまうわけですね。そしてこれを日野市の市民の一人当たりに、要するに平均して割りますと32万7,762円にもなってしまう。これだけの要するに日野市民に対しても負担

がかかっておるところの行政だということが言えるわけです。そして、これらの膨大に、要するに積み残されておるところの借金をどういう形で精算していくのか、こういうことが今後のこういう高齢者事業のための事業費を生み出すためにも、私はこれらの問題を解決しないでは確保できない問題である、このように思うのであります。

そして私は、今回、日野市の中の、要するに行財政改革の大綱を計画いたしました。私たちが議員になった当時もこれは策定しておりまして、今、肥後和夫先生とか、今こういう方たちがつくったものを見せていただいて私たちが勉強会をやらせていただいたときがありましたけれども、やはりこの中で一番、勉強した当時のことを今思い出しておるんですが、この中で一番言われていたのは、やっぱり人件費の削減だったんですよね。61年ごろ、62年ですか。この大綱が出てきた中では、やはり人件費を抑えないことには、日野市の要するに財政は必ず行き詰まりが出てくるということが言われていたわけです。そして我々もこの問題に対しても盛んに議会で発言したりして人員の削減をするようにということを議会で私は要望しておりました。

そして、ここで私、10年間で何人職員がふえたのかと思って、さっき調べたんですね。そうしたら職員が191人だったかな。191人。１人500万として、だから大体９億ぐらいの財政がそこに食い込んじゃっておるわけですね。そういう状況なわけです。そして私は今回こういう形で行政改革の大綱が出されたんですから、私は今度はぜひ生かしていただきたいんです。生かして、そして日野市の中の財政の立て直しをぜひしていただかなければ、将来、日野市で必要であるところの要するに事業はすべて小規模になってしまうか、先送り先送りになってしまって、三多摩27市中最もおくれてしまうような乏しい施設しかできないのではないかなということを強く感じたわけであります。

このあたりも少し突っ込んで質問したいと思っておりましたけれども、何か時間がなくなってしまいましたので、実際こういうことを踏まえながら、ぜひ財政の厳しいことはわかりますけれども、実際、用地費もある程度確保でき、高い用地費らしいけれども、そういうあたりも税金の問題だとか、そういう問題で話し合いをするような形をとりながら、今20％ぐらい地価が下がってきている部分がありますから、これらの問題を、用地費を先に、施設をつくる所を買っていった方がいいと思いますよね。そういう中で、せっかくその土地を提供していただいておるその誠意を十分にくみ取りながら、逐次報告して年次的にこういう形で事業を進めてまいりますと、ぜひ協力してくださいというような形でお願いすることが必要じゃないかな、このように思います。

そして先ほど福祉計画の中で、要するに数字を示しておるとおりだという形ですから、

そのとおりはわかりましたから、福祉部長、少なくともこれらの問題は年次的に、具体的に進めていただけるかどうか、もう一回ちょっと答えてください。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　多少の時間のずれはあるかもしれませんが、そのように努力したいと思います。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　わかりました。ひとつよろしくお願いいたします。

まだ言いたいことはあるんですけれども、しようがないから、これで終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって３の２、多摩川苑福祉ゾーンの基本計画の中で、年次計画につき問うの質問を終わります。

一般質問３の３、幼児障害者の早期発見治療につき問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君）　身障者を持っている親御さんを私は何人か知っております。そして相談を受けたときもありました。そして障害者を持つ親というのは、どうしても子供を自分の子供として、おれの子供は障害者じゃないんだと、普通の子供だという気持ちが強いんですね。そして一見見たりなんかしただけではわからない部分がたくさんあるんですね。そして私はたまたまこういう子供たちを持った親を知っておる、知っている人が何人かいるという形と、そして学校で障害者として普通学級に入って同じ勉強をしておって手がかかる子供も実際いるわけですね。そういうのを見ておりまして、これはどういうことかなという形で私は、これらのことが恐らく６カ月たつとある程度ちょっと障害の程度によってわかってくる。それでまた６カ月ならもっとわかってくるんですね。それで１歳６カ月の健診ではわかってくるという方が把握しておるようなんですね。そして就学前であるし１歳６カ月ぐらいで多少障害があるという気持ち、障害児であるということがわかっていても、親は、その子を自立して何とかしようなんていう、なかなかその考え方は持てないわけですね。そして、そこにまた行政側から関与してやんややんや言えば行政に反感を持つでしょうし、そういう部分が大変難しい問題だと思うんですね。

そして何とかいい方法がないのかなということを私なりにいつも考えておったんですね。そしてたまたまことしの厚生委員会の視察が長崎の要するに総合福祉センター、これは被爆者がいますから、そっちの補助金ですごい施設をつくったわけです。そして、

その中に幼児の身障者の学級がありまして、一番感激したことは、市内に循環バスを走らせて六十数名――70名近い児童を集めてきて、そしてこれを見ておると、玄関先から見ているわけですから、よくは観察できませんでしたが、中を見ると、要するに障害に応じて子供たちが、手のかかる方は3人ぐらいを見ていたわけですね。そういう幾つかのグループで活動しておるのを見ておりまして、やはり、あそこに行ってそういう障害の程度による、そういう障害者を持つ親と子供たちが勉強会をしたり遊んだり、そしてそういうことを通して、親が熱心に語りかけ、そして努力するならば、その子供もある程度回復して普通に戻るケースもあるようなんですね。

それを私は見ておりまして、やはり私たちの日野市にあっても、その障害者を持つ親はどれほど子供のために苦労するかわからないし、そういう形の手助けができないものかなということを感じておりましたもので、この問題について保健教育課だとか教育委員会の方といろいろと話を煮詰めたわけです。そして大体のことは日野市でもやっていただいておるわけですね。そして障害者ですから、少し広いような施設があったり、いつでも自由に仲間同士が、障害者を持つ親たちが利用したり、そして話し合ったりしていただけるような窓口を、やっぱり少し整備をしながら、そして位置づけをしていくことが必要じゃないかなということを感じたわけであります。

そして大体これらのことは私は回答を得ておるんですが、今後、就学前にある程度回復できるように努力をしてあげて、そして、その時点においては、やはり子供の能力に応じたところの教育をしてあげることが子供にとって負担がかからない方法じゃないかなということを私なりに感じておるんですね。そのあたりのちょっと見解がありましたら、時間が11分しかなくなっちゃいましたけれども、教えてください。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　乳幼児の健診体制ということでございますけれども、その中で母子保健法に基づきまして乳幼児健診という中で疾病の早期発見、早期治療というのが何よりも大事でございます。そうした体制というのは今の中では保健所または市の責任の中でも健診を実施しております。そうした中で重度の障害児というような健診を受けた場合、十分保健所と協議をした中で対応をしているところであります。

また、そうした関連の施設、こうしたものにつきましても児童館、児童相談所、保健所、多摩療育園、それから市立の希望の家、こういうようなものを紹介した中で随時関係機関と連絡をとって実施しておるというのが状況でございます。

特に早期発見、早期治療ということが、特に市のやっておる、まず健診体制の義務で

もあります。そうした今申し上げましたような施設関係についても中にまたがるものもありますでしょう。こうした相談を受け付けておりますのが、まず健診の中の、要するに市の健康課になりますけれども、医師を初め専門職の方でございます。そうした方向で今後とも努力をしていく必要がある。こういうふうに考えます。以上です。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　今、早期発見ということでそういうことがございましたが、学校の方では幼稚園、小学校に入学されるお子さんについて、適切な就学ができるようにそれを受け継いで努力をしております。

お子さんの障害のある場合は教育相談を受け、保護者の方のお考えも同時にあわせて学校教育をどうやってやっていくかという相談をしております。

お子様が充実した学習や生活をされ、豊かに成長されることを願って就学相談を進めている、その中で小学校等に入学をしていただくということでございます。以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ある程度、健診という形の中で相談する窓口もあるようであります。そして、まずは健診を通しながら、そして親御さんにお話をして、そして納得というか、御理解をいただくという形の努力は、ともすると他人事ですから、やりたくない部分があると思うんです。しかしながら、子供たちの、やはり将来を考えるならば、やはり障害児としての、要するに耳の聞こえない子とか、いろいろ障害の程度によってあるわけです。そういうものに対しては、やはりそれなりの説得をして、そして理解を求めて、子供に負担がかからないような、そういう指導をしていただけないかなということを強く感じております。

どうぞ、そしてこれらのことを通して日野市の中の子供たちの教育が整えられることを期待して、これらの質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって３の３、幼児障害者の早期発見治療につき問うの質問を終わります。

一般質問４の１、多摩平団地建て替えと、豊田駅北口商店街の活性化についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　多摩平団地建て替えと、豊田駅北口商店街の活性化について質問させていただきます。

公団住宅の建て替え事業の概要が具体的に表面化したのは1985年10月22日付の朝日新

聞の中で、丸山公団総裁のインタビューが載りました。そのときに「かなり立地条件のよいところに三、四十年代に建てた狭い賃貸住宅はたくさんある。これを高層化して各戸の面積を広げ設備も近代化する、ストックの充実、改善を進めていく、家賃は3倍くらいになる。どうしても今程度の家賃でという方には郊外の住宅や、当面建て替えの予定のない住宅をあっせんする形で理解を求める。年間1万戸くらいのペースで進めていきたい」こういうことが発表されました。

その後、いろいろと建て替え事業が進んでいるんですけれども、建て替え後の家賃は新規住宅の供給とみなして設定するために、用地を再評価した上で建設原価にこれを加えて全費用を入居者から回収するという、こういうことなので、とても高い家賃になっているんです。先日6月29日ですが、日本共産党の中島武敏衆議院議員と緒方靖夫参議院議員、このお2人はともに建設委員です。高い家賃のために空き家が続出しております多摩ニュータウンに調査に入りました。もちろん住民の方も御一緒、そして八王子の市議会議員も一緒に行きました。そして八王子市の公団賃貸住宅コリナス長池を訪ねますと、目立つのは郵便受けをふさぐガムテープと「この住宅は空き家です」という、こういう張り紙なんです。ある棟の集合ポストを中島武敏さんが数えますと、40戸のうち23戸が空き家でした。南大沢学園二番街では8戸のうち7戸まで転居のシールや張り紙がある、こういう棟がありました。

住民は「当選してうれしくなって入居したけれども、今は家賃を払うために働いているようなものだ」こういうふうに話しておりました。そして土曜日の午後にもかかわらず子供たちの声もなく閑散としていたということでございます。公団の高家賃の引き下げを求める運動も本当に団地住民が一緒に進める中で、住民からも「平均して三、四割の空き家になっている」「公団は3割ぐらい家賃を引き下げて満杯にしていただきたい」こういうふうにもおっしゃっておりましたし「要求実現に真剣になってくれる政党と連携をとってやっていきたい」こういうふうな話もされました。

私は、そういう意味において、今多摩平団地の中で本当に空き家が多くなっている。これを本当に団地の政策、公団に対する国や住都公団の家賃制度のあり方が住民を再び住んでいけない、こういう建て替えとなっておりますので、日野市においては本当に市長を先頭に、住民の立場に立っていろいろと自治会との話し合いの中で仕事を進めてまいりましたけれども、今回、私は団地の問題と、特に商店街の問題について質問をしてまいりたいと思います。

多摩平の団地の中の商店街は中央集会所、中央集会所じゃなくて東集会所のそばにあ

る中央マーケットと、それから駅前の商店街があります。三十数年前に多摩平の団地ができたときに、ここに商店ができて、そして近隣の人たちは買い物のできる商店として、お買い物をするときにその商店主の方とお話ししながら人と人とのつながりを持って商店が成り立ってきた今日でございます。京王ストアーから郵便局までは、ここは大家さんは住都公団です。駅前一等地なのに次々と店を閉めてしまって、今25軒中17軒しかお店は開いておりません。本当に長いこと、ここで商店をやっていた方たちが、電気屋さんもあり金物屋さんもあり八百屋さんもある、肉屋さんもあった、だれでもここに行ってお買い物ができたのに、今では本当に商店街が寂れているんです。そして私は今回、商店街を歩いてまいりました。そのとき、商店主の方たちが「バブルがはじけて大変経営が苦しくなっているときに、特に旭が丘地域に大きな商店ができたために、みんな車に乗ってそちらに買いに行く。そしてまた多摩平団地では空き家が700戸もあって、なかなか商店が栄えない。こういうことで何とかしていただきたい」という、そういう声を私はたくさんの方から聞きました。

そういう意味において、これから質問をさせていただきます。

一つ目には、国や住宅公団の家賃制度のあり方が、住民を再びここに住んでいけない、そういう建て替えとなっております。ぜひ市長を先頭に、国と住都公団の住宅政策の転換を図るために建設省や住都公団の交渉を行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

２点目は、多摩平の空き家店舗に新しい事業者を入れて住民の購買力を高め、商店主の期待にもこたえられるよう、そして住都公団にそういう働きかけをやっていただきたいと思います。まだまだ建て替えといってもすぐにやるわけじゃありませんから、商店の方が希望を持って年月だけを決めて、いつになったら、じゃあ出ていきますよという約束をすれば、新しいそこで商売をやりたいという人もあるわけでございます。ぜひ、そういうことを公団の方に働きかけていただきたいと思います。

三つ目には、豊田駅北口周辺整備計画策定に多摩平商店会との対話を行い、意見を反映させていただきたいと思います。473万8,000円のこの整備委託料がついておりますが、商店主の方とお話をしたときには、全然市の方からこれについての説明もないし意見も聞いていないということでございますので、私は、あそこには８店舗、８店舗というより八つの商店街がございますので、ぜひ、ここの商店街との話し合いをやる中で、どういう北口をつくっていくのか、南口との関係、北口との関係もございますので、ここで長く商売を続けていきたい、次には２代目にこの私たちの仕事を引き継いでいきたい、

こういうふうに熱意を持って仕事をやっておられる方もおりますので、そのことをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（土方尚功君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　商店街の活性化ということでございます。特に２番目、３番目のところにつきまして私の方からお答えをさせていただきます。

豊田駅をめぐります当然まちづくりをしていかなきゃいけない課題はございます。一つは南口との区画整理事業との整合性でございます。それから豊田駅にあります市有地の活性化、市有地の有効利用それから駐車場の問題、そして当然のことながら、今御質問がありました北口の商店街の活性化、こういうものをトータルをしまして、現在平成７年度、８年度で予算をつけていただきまして豊田駅北口整備計画というのをつくってございます。１年目につきましては、平成７年度につきましては現状の把握をいたしまして、そして今年度後半になりまして最後の完成のちょっと前になりましたら、当然のことながら、住民の皆様方や商店街の皆様方の御意見もお聞かせいただきながら日野市としての豊田駅の周辺の整備計画をつくってまいりたい。一つはそのように考えてございます。

それから建て替えまでの間の実際に今あいている商店街のところにつきましては、御質問にありますような趣旨を踏まえまして、今後またこの整備計画の中でもどのような方法をしたらいいかをよく検討をさせていただきまして活性化のために何か方策を考えていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（土方尚功君）　いいですか。１番目は……。（「１番目がありました。済みません。１番目の……」と呼ぶ者あり）助役。

○助役（鈴木栄弘君）　１番目の第１点目の御質問でございますけれども、今までの公団さんとの話の中でも、公団の中では公団施行規則があって、その中で家賃の設定がされてくる、こういうふうな話がございました。いずれにいたしましても、現在の御承知の社会情勢も非常に変わってまいりましたし、各団地の、先ほど議員さんが御指摘したお話にございましたとおり、空き家等も出ておるようでございますし、民間の住宅等も相当下がってきておるようでございます。そういうことも考えまして、公団としても、ある程度のそういうふうな検討もされているんじゃなかろうかというふうに新聞等でも多少ちょっとございました。これからも事あるごとに、できるだけ安いというんですか、そういう形のお話はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

日野市は革新自治体で森田喜美男市長のもとで、本当に住民が暮らしていける、そういうまちをということでやっていただいておりますので、私ども安心していられるわけでございますが、ぜひ住民の意見をくみ取って、これからも住み続けられる多摩平をつくっていただきたいと思います。

私が商店会のことについてお話をさせていただきます。京王ストアーとかガソリンスタンド、食料品店、化粧品店、もういろんなところを歩いて私は声を聞いてまいりました。そうしましたら、もう本当に切実な声がたくさん上がったんです。一つには、やっぱり駐車場が欲しいということです。駐車場はなかなか駅の商店街にはもう車を置くスペースがないので、皆さんが車で乗って来た方は全部旭が丘の大きいスーパーが次々とできるために、そちらの方に行ってしまうので、駐車場を何とかしてほしいという、こういうことがありました。それから今多摩平で700戸空き家がある。本当にこれは一つの団地がそっくりなくなるということにも匹敵するんです。これを野放しにして空き家にしていく公団も私はけしからんと思います。こういうことで人口か減って、そしてお年寄りがふえて、これは私は、お年寄りは大事にしなきゃならないと思いますが、こういう中で街が本当に活性化していない。このために商店街としては早く建て替えをして、それによって人もいっぱい集まるし、仕事をする方ですよ。それによって食べ物のところも潤うし衣類も買うし商店も潤うしという、そういう声も私は聞きました。

そういうことで本当に建て替えと住民が本当に住んでいける、そういう競合が私は必要だというふうに思います。それから買い物の量も質も落ちてきたというふうに言われています。当然だというふうに思うんです。それから大通りに面したまちづくり、これを私たちとしても勉強しているんだけれども、これに対しても市の方がもっと協力していただきたい。勉強会をやるから市の方で来ていただけないかというと、夜だから出られない。でも、私はほかの例えば病院の問題の学習会とか、あるいは福祉の学習会には市の職員も出てきて本当によく説明してくださるんです。そして皆さんが納得して、ああ、いうものをつくろうというふうになっておりますので、こういう商店街が学習会などをやるときには、ぜひ市の職員も、今度、産業振興課になったんですが、前の経済課のときにはなかなか応じてくれなかったというふうにもおっしゃっておりましたので、こうときにもぜひ出ていただきたいというふうに思います。

それから商店主の方は、この多摩平をよい街にして、本当にいいまちづくりをやって自分たちの次の世代に引き継いでいきたい。もう２代目の店主は大分ふえているんです。

でも、最近の多摩平を見ますと初代からのお店というのは本当に私も数えてみると余りいないんですね。みんな次の方に移られたり、移ったり、それからオーナーだけがいて食べ物屋さんがどんどんふえて、私、本当に調べてみましたら、本当にこの多摩平の商店街というのはお弁当屋さん、お花屋さん、靴屋さん、おだんご屋さん、それから文房具屋さん、八百屋さん、クリーニング屋さん、古本屋さん、薬屋さん、婦人服店、印鑑屋さん、食料品店、魚屋さん、それに京王ストアーと、こういうふうに本当にまちの中でお年寄りがいつでも行って買い物ができる、そういうまちだったんですけれども、今、そのまち並みが消えてきているんですね。ですから本当に商店街を活性化するために、シャッターを締めているそこの店に絶対にこの方たちが、お年寄りの方はすぐ行って買い物ができるわけですから、そこに公団住宅の方はお店を入れる。このことをぜひやっていただきたいというふうな要請をぜひしていただきたいというふうに思います。

あるお店では子供服、ずっと長いこと子供服専門だったんです。私、先日そこのお店に入ってお話を聞き、中に入ったところ婦人服にかわっていたんですね。それで本当にびっくりしました。そうしましたら「やっぱり子供の数が少なくなって子供服は買う人がいなくなったので婦人服に切りかえたんですよ」とおっしゃったんですね。だから私も本当にお話などを聞かせていただいたんで、安かったのでちょっと洋服を買って帰りましたけれど、こういうふうに、やっぱりまちの中で買えるお店、こういうものが必要だというふうに思います。

それから魅力のある街を、商店街をつくっていきたい。これもその商店街の方たちの声でもございました。それから日野市は商業政策が大変おくれている。この対策をぜひ立てていただきたいという声もございました。それから公団住宅側、これは京王ストアーから郵便局までは公団住宅が大家さんです。ここでは昭和33年に入ったときには住民のためになる商店を建設するということで、八王子や立川から35軒のお店がここに来たそうです。でも、今は先ほど言いましたように、本当に次々とシャッターがおりたり、あるいはもう次の２代目になったり、あるいはもう全くいない。こういうふうになっておりますので、私はここの商店の問題と、あるいは都民銀行からバンボーネ、そこのお店屋さんまでのところは自分で建てたお店なんですけれども、そういうところも本当に住民の皆さんが――（「まあ、ゆっくり水飲んで、ゆっくりやりなさいよ」と呼ぶ者あり）――何か、もう焦っているんです。皆さんに協力してもらおうと思って、時間を早目に――そういうことなので本当に商店街を活性化すれば街も潤いますし、皆さんが安心して住んでいけるまちになると思います。ガソリンスタンドに行って本当に私、もうショッ

クだったのは、このガソリンスタンドも最初からあるんですね。私も入居が35年ですから、そこからそこを利用させていただいているんですが、お話を伺いましたら「あなたのおうちも入れて３件しか多摩平団地の方は私のうちを利用してません」それには本当にびっくりしました。駅前だからほかの方たちが駅前を利用するとか銀行を利用するので商売は成り立っておりますが、これくらい、やっぱり多摩平の700戸の空き家というのが影響しているんですよということでした。それから美容院も団地の方は本当に少なくなって、自分のうちは日野台の方からバスに乗ってくるとか歩いてくる、そういうことで商売が成り立っているというふうに言っておりました。それから食料品店では、昨年の暮れの31日には、もう本当にお客様が来なくって電気代がもったいないから閉めようかなと思ったけれども、いつもいつも来る方たちがいらっしゃるかもしれないということであけておいたということでした。

私は、きょう、この多摩平のこの商店街のことを主にやってまいりましたけれども、本当にこういう声を生かして、ぜひこの声を住都公団にも言いながら、まちの活性化そして多摩平の方たちが再び住んでいけるには、やっぱり大もとは家賃なんです。でも、家賃の問題では全国から運動が盛り上がりまして、住都公団も、やはり方針をかえざるを得ないところまで住民の運動が成り立ってきておりますので、皆さんと一緒に私どもは、多摩平では３人の議員が住民の皆さんと一緒にいろんな声もかけ合いながらやっておりますので、多摩平で再び本当に住んでいける、このまちをつくるために、ぜひ市の方でも頑張っていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって４の１、多摩平団地建て替えと、豊田駅北口商店街の活性化についての質問を終わります。

一般質問４の２、人権尊重のあたたかい生活保護行政をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　人権尊重のあたたかい生活保護行政をということで質問させていただきます。

皆様方ももう本当に御存じだと思いますが、豊島区の親子餓死事件、ことしの４月に豊島区のアパートで77歳のお母さんと41歳の寝たきりの御長男が餓死をしているのが見つかりました。「お世話をしてもらえない、死なせて頂きたい」という、この新聞の切り抜きを私は持っておりますけれども――「明日から口にする物がない」「今日までで、私共の食事は、終りと思っていたところ、子供が、明日から、お茶丈では苦しいからと

て、毎日うすいせんぺいを、３枚食べているのに、１枚明日のに残すと言って、食べないで、残したが、私は、毎日１枚のせんぺい丈を、朝と、後からとの２回にわけて食べているので、明日に、残す物がない、……何時も、頭から、食べ物の事が、はなれなくて困る」翌日の11日には――「とう、とう、今朝までで、私共は、食事が終った。明日からは、何一つ、口にする物がない、少し丈、お茶の残りがあるが、ただ、お茶丈を毎日、のみつづけられるだろうか、……子供が、先に、死ぬのではないかと、心配である。一緒に死なせて頂きたい、後に残った者が、不幸だから」――こういう日記が発表されました。豊島区の福祉事務所の対応が本当にちょっとまずかったために、これは大きな問題ともなっております。こういうことが起きたその後に、また、この近くの八王子の女子死体遺棄事件が起きました。これも２人で暮らしていた、トヨタという車の中で、座席には歯ブラシや洗面具、毛布など約200点の生活用品が詰まっていた。そして動機は、昨年８月から一緒に住んで車の中での生活だったそうでございます。自動車整備会社に勤務して正社員ではないけれども、出来高払いで収入は20万から50万あっても、借金の返済で敷金や礼金も払えないためにずっと車の中で暮らしていた。こういうことがあって、その死体遺棄があったわけですね。６年間に及ぶ車中の生活、こういうことがありました。

私、本当にこれを見たときに、９年前に札幌の白石区の市営住宅に住む最上藤子さんという39歳のお母さんが、中学２年と小学校５年、４年の３人の子供を残して栄養失調による衰弱死、これも餓死です。そして、ただ一つ暖をとったのは電気コタツだけ。詩も残しておりました。時間の関係で私は読み上げませんけれども、憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」――こういうふうに憲法に載っているんです。私たち日野市民は、この憲法によって本当に私たちの生活が守られているということを本当に私はつくづく感じました。飽食の時代と言われている、こういう中で、いつまでもこういう苦しみが続くのか、そしていつまでも問題が解決しないで事故が起きております。

厚生省は、もっと人の命を大切にし、そしてまたエイズ問題でもＯ－157でも根本は一つです。どこに目を向けた仕事や政治をやっているのか。たった一つしかない命を餓死やエイズやＯ－157で失わせてはならないというふうに思います。ということでございますので、これから私はこの立場で本当に日野が憲法を守っていく、そういう中で、福祉の立場にいらっしゃるケースワーカーを初め福祉の担当の部長や課長は、ああ、自

分のところでなくてよかったと私自身ですら、そう言ったら悪いんですけれども、やっぱり日野の中で起きたらどうしようかと、私どもも行政にかかわっておりますので、そういう思いは皆どなたもすると思うんです。その中で本当にこれが起きたときには皆さん、大変だったというふうに思います。

それで私は５点について質問させていただきます。

豊島親子餓死事件、八王子女性遺棄事件など、悲しい事件を日野市において起こさないために、福祉の現場では、どのような対応を市民に行っているのかお聞きいたします。

それから２番目には、ケースワーカーは、国・都の指導と市民との間に立ち苦労が多いと思いますが、その声をお聞かせください。

３番目には、ケースワーカーの人数をふやして十分に仕事ができるように保障をしていただきたいと思います。

４番目には、憲法で保障された生存権を守るためにも、市広報を通じて生活保護行政のあり方を知らせ、悩んでいる市民を救済する援助をしていただきたい。

最後に、厚生省123号通知の撤回を国・都に強く働きかけをしていただきたい。

こういう五つの質問を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土方尚功君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　お答えいたします。

生活保護法は、すべての国民、もちろん生活に困窮する人も含めて、健康で文化的な生活を保障するとともに、その自立を助長するということがまず目的となっております。窓口に来られ、あるいは電話による相談者から、相談理由の中では、けがや病気のために働けない、あるいは就労先がなくなり収入が減少してしまった。あるいは高齢で働けず、蓄えもない。配偶者と死別、離別したために生活ができない。さまざまな内容であります。保護は保護基準に基づいて最低生活をまず計算をし、これとそのものの本人の収入とも比較して、そのものの収入だけでは最低生活に満たないとき初めて行われます。相談を受ける際には、ケースワーカーはその市民の悩みや訴えを十分にお聞きし、憲法を初め生活保護法に基づく適切な対応に努めているところでございます。

また保護の要件に該当しない場合でも、そのほかの制度、施策によって援助の方法はないか、支援の方法はないか一緒に考えて、できる限りの援助を行っているよう努めてまいっているところでございます。

ことしの４月から、いわゆる住所不定者や生活困窮者などを対象として、保護法等の施策によっては援助が受けられない世帯も対象にした緊急の援助を対象として緊急の援

助をする日野市緊急援助事業の予算をお認めいただいて、これを開始したところでございます。この事業の一環として、ことしの６月には担当の係が市内の公園や河川敷等で現地相談、これはいわゆるホームレスでありますが、それなども実施いたしました。この結果、10名以上の住所不定者らと面接して健康状況などの聞き取り調査を行いました。また、ぐあいが悪くて事務所までは行けない、そういうような訴えがあったり、あるいは近隣からの通報あるいは市役所関係ほかの機関から情報などがあった場合には、ケースワーカーが民生委員とともに直接訪問するなどの体制をとっているところであります。

２番目のケースワーカーの苦労でございますが、生活保護は、被保護者との自立助長を図るということが目的であります。ケースワーカーは保護者との個々について置かれた状況や本人の希望、意欲などを十分把握、理解をし、それに応じて積極的な援助をたゆまず行わなければなりません。一方で、被保護世帯の多くは高齢者あるいは傷病者、障害者など、要援護世帯によって占められております。また精神疾患やアルコール依存症などの世帯も少なくありません。このような世帯に対する指導・援助は、他の世帯に対するよりもはるかに困難であります。また近年目立って増加している高齢者世帯への援助は、他機関とのきめ細かな連携を初め、非常な労力と努力を要するものとなっております。被保護者の援助方針について、これは本人に理解させて自立に向けて継続的な生活指導をさせるということがケースワーカーにとって大変難しく、成果がなかなか上がらない。立ちどまっては後退し、また一歩進む。そういったような繰り返しの中で、一般の職員とはまた異質の努力と忍耐が要求されます。また各ケースワーカーの持つケースも増加傾向にあり、また一件一件の困難さも増しております。一職員にとっても大変な重荷となっていることは事実でございます。

３番目のケースワーカーの人数の件でございます。

現在、生活保護にかかわるケースワーカーは７名おります。一人当たりの持ちケースは平均で70余り、七十幾つかになります。大変多忙であります。繰り返しになりますが、生活保護の趣旨は、被保護者の自立助長を図るということが目的であります。ケースワーカーは保護者の個々に置かれている状況、本人の意欲、希望を十分理解しながら、それに応じた積極的な援助が必要であります。そのために個々のケースについて十分な訪問時間をとり、把握に努める必要があります。しかし、国や都からの厳しい指導等もございます。事務量も大変な量になって、また煩雑化しております。適正な保護を実施し続けるためにはケースワーカーの負担軽減、相談業務への時間をいかに傾けるか、この方策が必要な状況になるかと思います。近年の要保護世帯、要援護世帯がふえて、一件一

件の内容もいろいろ困難さを増す中では、これらの被保護者への指導は、よりきめ細かにしなければなりません。ケースワーカーには相当の資質が求められております。また保護の要件に該当しないまでも、これは実際にはまた件数が多いんですけれども、医療や保健、福祉その他の援護を、援助を要する相談ケース、こういったものへの行き届いた対応が求められております。生活保護法の目的を達成するためには要員の確保が不可欠の要件であると考えております。

次にＰＲについてであります。

関係機関と相談しながら、また年間、数回ＰＲするなど、生活保護のことを知らなかった、援助の施策の内容は知らなかった、そういうようなケースが生じないように温かい保護行政が推進されるよう、なお一層工夫してまいりたいと思います。

いわゆる123号通知の件であります。

生活保護が法に照らして適正に実施されなければならないことは言うまでもありません。日野市には従来から被保護者との信頼関係、これが保護、実施の前提という考え方に立ちまして、被保護者との理解と協力を得て適正実施して努めてまいっているところであります。いわゆる123号通知は、こうした信頼関係をつくるための努力を基礎に置くということよりも、むしろ生活保護の開始に際しては、収入の状況、資産の保有状況について詳細な報告を提出させる。あるいは実施機関による関係機関の調査、照会について同意書の提出を求める。このような内容になっております。また福祉事務所の組織的な対応の強化を図ることも指導されているところであります。この実施に当たっては生活困窮者を保護から遠ざけたり、あるいは申請者に圧迫感や屈辱感を与えることがあってはならない。そういう指摘があることは聞き及んでいるところであります。また国や都の指導検査などが、このことが重点項目として実施され、調査件数などが適正実施の目安となっていることもまた事実であります。

本市においては、あくまで被保護者との信頼関係を保護実施の前提と考えて、憲法と生活保護の趣旨に沿う保護行政を適正に実施してまいる所存であります。

御指摘の、いわゆる123号通知について、あえて撤回というお話がありましたが、私どもは一つの機関としてこれの業務に当たっているということも踏まえ、なお憲法と生活保護法の趣旨に沿う保護行政を適正に実施していくことで、御指摘のような問題を引き起こすことなく対処できるものと考えております。以上です。

○議長（土方尚功君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

私は今回質問するに当たりましていろいろと調査をして、またケースワーカーの方お２人にもお会いしていろいろとお話を聞いてまいりました。そういう中で、本当に日野市のケースワーカーの方たちが７人しかいない中で71件の、１人が71という件数を抱えているということも初めて知りまして、大変だろうなというふうに思ったんです。でも、本当にケースワーカーの方たちは誇りを持って仕事をやっているということを感じまして、やっぱりよかったなというふうに思うんです。

それで１番目のことなんですけれども、住所不定者の方や生活困窮者などを対象にして緊急の援護を開始したり、そして河川を調べて10名以上いたという、そうことも本当に、多摩川のアシが生えていて、そばに行かなければそこに住んでいるかどうかわからない、そこまで行って調査をしたという、このケースワーカーの努力に私は本当に、やっぱり人間を大事にする姿勢なんだなという、それが職員にも伝わっているんだなというのを感じたわけです。私も多摩平に住んでおります若いホームレスの方と道でお会いしたりして、このごろあいさつするようになって、そのうちに、公園に住んでおりますので「そのうちに、あなた、日野市に行ってらっしゃい」と声をかけようと思って、その方、とっても身ぎれいにしていらっしゃるんですね。それで市の方からお聞きしたら、下着を持っていったりとか、だんだんと親しくする中で市の方にも来ていただいて、そして、そこで職業を探してもらうとか、緊急実施要綱に基づいて１日3,500円支給すればサウナにも入れるという、そういう住宅もあるので、住宅じゃなく、そういう所にも行って、その間、仕事も探すという、１日1,500円の、食事代も出るということで本当に自立に向けて努力していけるという、そういうことを本当に嫌がらないでやっているというのはいいなあというふうに思いました。

私も何件か、夫の暴力から逃れて、ほかの県から３人の子供を連れて逃げてきたんですね。私も知人の方を通じて来たものですから、ケースワーカーの方に会っていただいて――もう私、いつも涙もろいものですから、もう聞きながら、ちょっと涙が出ちゃうんですけれども、本当にすぐその場で対応してくださったんです。やっぱりこれは人間尊重のこういう日野市だからこそできるんだなというふうに思いますので、ぜひ、このことはケースワーカーも努力だけではとてもできないと思うんです。

２番目には、ケースワーカーの苦労ということで件名を出させていただきましたけれども、本当に国と東京都との間に入って、書類もうんと書かなきゃなりませんし、それから生活保護を受ける方も、いろんな、昔はお年寄りの方とか、そういう方たちが多かったと思うんですけれども、今は高齢者の方とか精神障害の方とかアルコール依存症とか、

いろんなタイプの方たちがいるので、本当にその人たち一人一人に接するというのはどんなにか大変だろうなというふうに思うんです。私は、ぜひその苦労なんかもお聞きする中でお聞きいたしました。それで祭日なんか、連休になりますけれども、連休なんかになっても、やっぱりうちで精神的にも休まらないしということも聞きましたし、「あなたはポケットベルを持っているんですか」「とんでもない、ポケットベルなんて持ったらとても休めません」ということで、「れは当然ですよね」と私も同調したんですけれども、本当に仕事が終わってからも、そういうことで精神的にも圧迫されているということを私は本当に感じました。

ですから、ケースワーカーの方たちが本当に仕事ができるには、私は職員をふやしていかなければならないと思うんです。今本当にリストラ、リストラで職員を余りふやさないということでありますけれども、ケースワーカーというのは本当に一番、生活保護を受けられればいいんですけれども、それ以前のもうすれすれのところ、どうやって助けていこうとか、また相談に来たら窓口でどういうふうに対応して、そしてお話をきちっと聞いていくということで、これをお聞きしましたら４年制の大学で法律学と社会学と心理学を学んでいけば、そして卒業していけばケースワーカーということで、社会福祉のところの仕事につけるということなので、それから学びながら経験を積んでいけばできるわけですから、ぜひ私は、職員をふやして、そして査察指導員という方が１人いらしていろいろ記録をとらなければ、その記録もたくさんあるらしいんですね。その記録なんかにも全く経験がない新しい方は、それをとるのも大変だということなので、ぜひ私は、皆さんも勉強していらっしゃると思うんですけれども、職員をふやして、そして国や東京都の煩雑化しているこういう保護のやり方とか、それから書類を出さなきゃいけない、そういうことについても、ぜひ職員をふやすということを私はお願いをしたいというふうに思っております。

それから広報を通じて関係機関とも相談しながらやっていくということでございますので、これについても、ぜひ広報で生活保護、こういうふうなものがとれますよということもいいですけれども、市民読本みたいな、そういうのを通じても生活保護のとり方はこうですよ、もうギリギリにならなくとも来られますよということなどを、ぜひＰＲしていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、私は123号通知のことで、ちょっともう一回きちっと質問したいというふうに思います。

これは日野市が、やっぱり――。

○議長（土方尚功君）　会議時間の延長をなさいますか。（「諮ってください」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　123号通知というのは、生活保護の適正実施の推進についてということで、昭和56年11月17日に厚生省の社会局保護課長と監査指導課長通知ということで、このときには、暴力団の方が生活保護を不正に受給していることが再三マスコミなどにも取り上げられまして、そのために世間からかなり批判が起きたんですね。この再発を防止するためにということで、非常に一般の市民までもがこの生活保護の適正化ということで、新しく申し込むためには資産がどれくらいあるとか土地、建物、預貯金、自動車があるかとか、当然のことなんですけれども、そういう生命保険の加入状況はどうとか、こういうことを調べて、これを拒否をした場合にはもう生活保護を受けられない。それから収入状況も勤労収入、年金、仕送り、保険など、そういう種類を全部書いて、勤め先までこれを調べるということや、銀行に行って、どれくらいまだお金が残っているかとか、そういうことなども全部調べる、こういう同意書を書かなきゃいけないんです。そして今、保護を受けている方も同じようなことで、これを拒否した場合には直ちに保護を停止するという、こういう通達なんですね。

私は、ケースワーカーの方とお話をして、また今、部長からお話を聞きますと、この日野市においては123号通知が大変うまくいっているというのは、生保を受けさせないということではなくて、本当に信頼関係、被保護者との間の信頼関係を保っているからこそ、もうきちっと同意書も書くんですよ、これは切るためのものじゃありませんということを言われましたのでホッとしたんですけれども、ほかの自治体では反対なんですね。これがもう足かせになって、それでなかなか受けられない。窓口に来ては、もう切ってしまうという、そういうことでもあります。それで東京都の方では、昭和56年の11月17日にこの通達が出たときには、人口1,000人当たり11.4人だったのが、現在は８人になっているということで、本当に生活保護はこのために切られているということが６月議会でも大山とも子議員の質問でも明らかになっております。

この一番最後のところに、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される

などの不正受給事件については、その概要、対応、方針などについて速やかに報告すること。こんなことまで、議会で、もし問題になったら大変だから速やかにこれを報告しなさいという、ここまで入れての適正実施の推進なんですね。これには本当に驚いてしまいましたけれども、私は、今日野市がそういうことでなくて、同意させるためでなくて、本当に生活保護を受けさせるためにいろいろとケースワーカーの方、市の担当の方たちも一生懸命努力されているということがよくわかりましたので、この撤回をということを言ったんですけれども、でも、ほかの自治体では撤回を求めていることが大変多くて、これが出たときには市の職員の間でもいいという方と、いや、これはだめだという方と、まあまあ何とかそのままにしておいたらということで、これは全国的な傾向なんですけれども、そういうことがあったということを私はお聞きしております。弁護士会でもちょっと意見を申し上げたという、こういう文章もございますので、日野市としては、この123号通知が有効に使われているということなので少しホッといたしました。

私は最後に市長にお尋ねいたしますけれども、憲法を市政に生かす日野市において、職員が他の市のように、区のように、事故や事件を起こさないために、本当に努力している。残業も７時、８時までやるときがある。そして、その日のうちに、書類なんかもありますから、処理できなくて残業をしている。そして、これは、ただ生活保護を受けさせるということだけじゃなくて、この一人の人間の自立、それを促進させるための生活保護ということでもありますので、本当に今は国の指導が厳しくて、東京都の指導も厳しくて、何とか削らせよう、そしたらお金が浮くからということで大変な中でやっておりますので、ぜひ職員をふやしていただきたいということが、ここの現場の声でもございますので、私は庁内で入れかえるというのも大変だと思いますので、新しく採用していただいても、さっき言いましたように、４年制の大学を出てやれるわけでございますので、この庁内の中でも３年から４年とか、そういう回りで回っているみたいなので、ぜひ、過去にもケースワーカーをやった方もいらっしゃると思いますので、ぜひ職員をふやしていただきたいので、そのことだけをちょっと市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市の社会福祉行政の第一線に立って役割を果たしたいという、努力しておりますケースワーカーを、いろんな意味で高く評価していただいてありがたく思っております。

日野市は、従来は生活保護件数が比較的少ないということで、また一つの特色のある自治体であるというふうには評価されておりましたが、具体的に高齢化も進み、また社

会情勢も変わって、みずから進んで保護世帯に陥る方はないわけでありますから、いろいろな事情によって不幸な状況におられる。それに対する適正、適切な処遇を行うのが、これが社会福祉の仕事だということを日常感じておるわけでありますが、現場が非常に人数が少なく、また担当するケースが多いという事情も承知はしておりますが、なお一層、行政の責任を果たすために、また職員のやる気をまた大きく評価をして、余裕のある、また判断能力が正しく駆使できる、そういう条件をつくらなければならないということはつくづく感じた次第であります。

○議長（土方尚功君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　日野市は職員を採用したときに宣誓書というものに署名いたします。その宣誓書というのは「私はここに主権が国民に存することを認め、日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」という、こういうことで署名捺印して、私、これは保守の昭和34年ですから、森田喜美男市長の前からこれがやられていて、これがずっと現在まで脈々とつながっている。私、本当にこのことで日本国憲法の中に、本当にこの中に生活すべてがかかっているんです。それで、やはりこの革新市政のもとで、また福祉の現場の中で、職員の熱心さと、熱心さ、本当に私も胸を打たれました。それから基本的人権と憲法で保障された生存権を守るために頑張っている現場の方たちの声、部長初め課長、職員――ここだけじゃありませんけれども、私は今回は一番弱いところの立場の方たちを何とか救って、そしてまた日野の中でこういう悲しい事件を起こさないためにということで質問させていただきましたので、皆さんのこういう職員の声もこの行政の中に反映できるように、職員もぜひこの現場の中ではふやしていただきたいということを要請いたしまして、質問を終わります。

御協力、ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって４の２、人権尊重のあたたかい生活保護行政をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は９月６日金曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後５時08分　散会

9月6日　金曜日　（第3日）

平成8年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第25号）

9月6日　金曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	槇島英紀君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成8年9月6日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時04分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問５の１、「脳ドック検診」の実施を問うの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（宮沢清子君）　おはようございます。通告に従いまして、「脳ドック検診」の実施を問うと題しまして、一般質問させていただきます。

現在、世界で、20万種類の薬が使われているそうです。本当に効くのは、たった270種類しかないと、ＷＨＯは指摘をしておるところでございます。

1994年度の国の医療費は25兆円で、毎年の自然増だけで約１兆円ふえ続け、人口の高齢化がピークを迎える2025年には140兆円と５倍以上になるとの試算もあります。この破局とも言える健康の不安時代をどうやって健康の世紀へと転換していくのか、その方途については、予防医学の充実を図っていかれることが大事ではないかと痛感するのは私一人ではないと思います。

自分の健康は自分で守るとの基本的な考え方をもって、自分の健康状態をチェックしていかれることも当然のことと考えます。生涯を健康で幸せに暮らすことは、私たちの共通の願いでもあります。現在は健康であっても、将来、さまざまな疾病や負傷、障害を持つ可能性を私たちは持ち合わせています。

脳出血や脳梗塞、脳卒中などは、自覚症状のないまま突然発病するのが特徴とされております。御存じのとおり、重い後遺症の残ることが多く、治療にも高額の費用がかかります。これらの疾病を未然に防ぐためには、脳の健康診断である脳ドックを受診することが最も効果的と言われております。

日野市におかれましては、93年12月１日より、国民健康保険被保険者の健康増進のため、人間ドックの受診に対する補助事業の実施をいたしておりますことも周知の事実であります。この中で脳ドックについても、一つの医療機関にお願いをして実施しておりますが、しかし、受診状況が大変に低く思われます。ＭＲＩ、ＭＲＡといった装置を使い、クモ膜下出血の原因になる脳動脈瘤などの異常を発見できると聞き及んでおります。また、頚部動脈超音波検査なども行っていただけたら、なお一層、よい効果が出てまいります。96年の３月21日、ことしでありますが、日野市立総合病院でＭＲＩ室が竣工しておりますので、ぜひ市立病院でも脳ドックの検診を実施していただきたく、お考えと

御所見を伺いたいと思います。

次に、肝がん検診の導入についてお伺いいたします。

厚生省によりますと、肝がんの死亡者は10万人当たり20.7人で、がんの中では第３位を占めております。近い将来、肝がんが第１位になるという見通しのようでございます。年代別の50歳代後半では、トップに立っています。一般の健康診断を受け、肝機能に異常が見られた人のうち、１次検診は血液検査で、ウイルス感染肝炎の可能性を調べ、２次検診では、エコー検査による画像診断を行います。肝がんの多くは、肝炎、肝硬変を経て発病するため、肝がんにかかりやすい群として、慢性肝炎の患者が注目をされております。ある医師の方は、現時点では、慢性肝炎の90％前後を占めるＣ型肝炎の方の経過を見ることで、肝がんの早期発見につながると、その有効性を指摘しております。近い将来、肝がんががんの中でも高い比率になると言われておりますが、ぜひ予防のため、早期発見できるよう検診制度の導入をしていただきたく御見解をお伺いいたします。

以上、２点につき御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　市立病院における脳ドック検診についてのお尋ねでございますけれども、現在、都下の公立病院で脳ドック検診を実施しておりますのは、町田市民病院と公立昭和病院の２院でございます。町田市民病院においては、通常の人間ドックを１泊２日というふうな形で設けておりますので、それにオプションといいますか、希望に乗せるような形で、２泊３日の人間ドック患者に付加して、それもあわせてやっているというような状況でございます。それから公立昭和病院については、昨年の11月からスタートしておりまして、日帰りでございますけれども、週２名の検診を行っているというふうに伺っております。

市立病院におきましても、おかげさまで今年の５月からＭＲＩのスタートさせていただきまして、一応器具的にはそろってきたわけでございますけれども、現在、事前に機器の使用するレントゲン技師が研修したのは１名でございまして、さらに取り扱いのできる技師をふやしている状況にございます。また、脳外科においても、その方向で検討はいたしておりますけれども、これを実施するということになりますと、やはり人員の整備もしていかなければならない、こんなふうに考えております。

今御質問にもありましたように、ＭＲＩだけの検診では、当然脳ドック検診としての成果はなかなか上がってこないんではないか、このように思っております。ＭＲＩを含め、ＭＲＡ、アンギオと申しますか、血管造影装置でございますけれども、これを付加

し、さらには、頭部についてはＣＴも撮らなければいけないでしょうし、脳波関係、眼底カメラの関係等も含めて、一つにセットしていくことがよろしいんではないかなというふうに思います。それらでセットいたしますと、かなりの高額になってくることが予想されるというのが現状でございます。

したがいまして、市立病院におきましても、現在行っております人間ドックに希望があればプラスするといういうようなやり方もありますし、また単独で脳ドックということを標榜することもできるんではないか。どちらがよいのかというようなことも現在検討しているところでございます。国民健康保険もそうですし、社会保険もそうですけれども、１回の健康保険にある程度の限度額を設けて助成をいたしておりますので、合わせますと患者さんの負担が急にふえてしまいますので、それらも分ける方がよろしいのかなと、こんなようなことも今検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、できるだけ早い機会に条件整備をいたしまして、御要望のように、開設できるように努力をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　肝がん検診の件でございます。市では現在、老人保健法に基づきまして、高齢者検診、成人病検診、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診と七つ行っております。また、法定外といたしまして、平成６年度から喉頭がん検診、また平成７年度から骨粗鬆症の検診を積極的に行っているところであります。

我が国におけます肝臓がんによる死亡率というのは、平成７年には、がん全体の12.1％を占め、胃がん、肺がんに続きまして３位ということになっております。日野市の中におきましても、平成７年には、がんにより亡くなった方234人のうち21人が肝臓がんによるもので、９％という率を占めているところであります。また、平成７年の中でも、全国レベルでは肝臓がんによります男性の死亡率が増加傾向にありまして、特に男性の壮年層、30歳から64歳までではありますけれども、の部位別の死亡者数、肝臓がん、これが１万359人と、胃がんまた肺がんを抑えまして第１位と、こういうような状況にもございます。

現在、肝臓がん検診――肝がん検診でありますけれど、現状市では実施しております基本健診の高齢者検診、また成人病検診の中で、肝機能検査を実施しております。その中で、血液検査によりまして肝機能、その中で「異常なし」「要指導」「要医療」と、

こういうような判定を行っておるところであります。これを受診者にお知らせしまして、そうした中では、一定の効果を上げているというふうに考えております。

なお、都内の自治体におきましては、基本健康診査で「要指導」「要医療」と判定された者につきましては、さらに精密な検査、話が出ましたけれども、超音波検査というようなもので、より精密な検査をする方法ということから、肝がん検診としまして実施している自治体は、中央区と板橋区の二つの自治体であります。

こうした中で、肝臓がんによります死亡率というのは非常に高く、市民の健康を守る上からも、また働き盛りの方々の関心も高いというふうに推察をしております。十分医師会の方と相談しまして、肝がん検診につきまして検討していきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　大変にありがとうございました。

いろいろと御答弁いただきまして、私も「とうけい日野」を見てまいりますと、この主要死因の順位の割合の推移を見ましても、第１位が平成７年度、昨年でありますけれども、悪性新生物が31.3%、東京都は30.4%、全国平均は28.5%ということで、日野市の方の死因の順位が全国平均、また東京都の平均を上回っているような割合の推移が統計上出てきておりますので、ぜひ前向きに御検討していただきたいと思います。また、脳血管疾患におかれましても、全国的、また東京都もそうですし、また今御回答いただきましたように、日野市の中でも、脳血管疾患で亡くなられた方が12.6%と、死因の第３位を占めているという状況でございますので、ぜひ前向きに、早い時期に実施の方向で御検討をお願いしていただければと、市民の方も待望しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう１点、それに関連してといいますか、人間ドックの補助額についてですけれども、５カ所の医療機関で人間ドックの補助額をされておりますけれども、コースによりますし、また、内容的にもいろいろとあると思いますし、特にエイズ検査を含んでいるところも２カ所ありますし、実際、その検査を受けられている方もいらっしゃいますので、進んでいるのかなというふうに感ずるんですけれども、この国保の補助事業の要綱の中から見ますと、補助金の額が受診料の２分の１の額で、２万円を限度として実施をさせていただいております。それから満30歳以上の方を対象に、国保被保険者に対しては助成をしていただいているところでありますけれども、この内容がさまざまな

のか、補助額が、要するに先様の診療機関での１人当たりの単価の金額に対して２万円を限度額にしておりますから、若干のいろいろと補助額に差が出てくるのは当然ではないかというふうに理解を示すところでありますけれども、ここのところに関しまして、メニューを統一していただくというか、きちっと基準をもって実施していただけないかなということを一つ感じているところでございます。この点について、どのように理解をし、また見解を持っていらっしゃるかお尋ねをしたいと思います。

それから、今の御説明にもありましたように、市立病院では１日２人、ことしからは３人というふうに年々ふやしていただいておるところですけれども、週２回を毎日できないかとか、主婦の方にしても、お勤めをしている方にいたしましても、さまざまな生活サイクルがありますので、予約制とはいえども、受診率を高めていくということ、また予防率を高めていくということで、すぐには無理かもしれませんけれど、年次計画の中で毎日できる方向に到達できるような御検討をしていただければと思いますので、このことも伺いたいと思います。受診回数の増強、毎日できないかということでございます。

それから、他市の医療機関、かかりつけの病院とか、または勤務の関係とか、いろいろな勤務地の関係等もありますので、他市の医療機関でその助成を適用していただけないかどうか。今そのことをやっているところはないと思いますけれども、日野市が先鞭をつけていただいて、また医師会との協議もございますし、他市の医療機関とのこともありますので、また大きな枠での御検討になっていくし、また話し合いになると思いますけれども、例えば、これはちょっと例がどうかなと思うんですけれども、沼津の「海の家」というところで保養施設、これも保健事業の一環の中からやっていただいておりますけれども、ここのところは生活課ですか、ここの方に申し込まれますと、沼津の観光協会の方に連携をとっていただきまして、行かれる方は、民宿なり、そこの宿泊施設で住所・氏名を記入するだけということで、あとは市の方と観光協会でやっていただく中で、2,000円の補助が出るというシステムもございますので、これは適する例かどうかわかりませんけれども、他市の医療機関でかかりつけの病院等、また自分の希望するところで受診できるような方向で検討していただけないかどうか、国保事業の一環の中でこのことが検討できるかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、もう１つ感じたことでございますけれども、人間ドックの受診率が、今年度いただきました事務報告書の中に、事務報告として数字的に掲載をされておらないものですから、どの程度の受診があって、どの程度進んでいるのかなということが、事務

報告の中で見ることができませんので、その辺は、次年度にはまたそういったところも含んでの事務報告をお願いできればと思いまして、指摘と同時に、お願いをしたいと思いますが、この点についての、どういうあれで載せなかったかどうかという、そういう細かいことは結構でございますので、前向きな御見解をお伺いしたいと思います。

以上、再質問をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　国保事業とのかかわりでの御質問でございます。国保事業の中でも、国民健康保険法の中で、「保険者は健康教育、健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持・増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない」という明確な規定もございます。私ども、医療費を抑える決め手といたしましては、健康づくりと病気の予防、これが最も有効な施策であるというふうに考えております。そういう中で、この保健事業にかかわります費用は、日野市は27市の中でもトップクラスに位置する内容を持っているというふうに認識しておりますが、私どもも、ただいまの御指摘に沿う中で、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

メニューの整備、それから他市での検診等につきましては、これらの現在行われている補助制度そのものが、医師会等との協議の上で確立できているシステムでございますので、これらにつきましても、今後医師会等とよく協議いたしまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、このドック検診につきまして、事務報告に確かに載せておりませんでした。来年度分の事務報告からはこれを載せるようにいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　２点目の御質問でございます。現在行っております人間ドックの回数なり日にちをふやせないかという御質問でございますが、御案内のとおり、平成４年から市立総合病院における人間ドックはスタートしておりまして、平成７年の実績ですと、123名の方が受診をされているという状況にございます。御質問にもありましたように、我々内部におきましても、これを１日の人数、または週２日を３日、４日とできないかということを常に考えておりまして、今年から意見といいますか、内部調整をいたしまして、週２日ではございますけれども、１日の受診者を２名から３名にふやして、４月から行っているのが現状でございます。

いろんな隘路はあるわけでございますけれども、外来患者が非常に多数お見えになる

わけですけれども、その中に人間ドックの患者が割り込んでくるといいますか、そういうような状況もございますし、建物が大分古く狭いわけでございますので、控室もなかなか十分ゆとりがとれない。さらには、コンピューターの開発とあわせて、これから改善をしていきますけれども、受診された方々に、それぞれ結果を踏まえて、所見を個々に送っているわけでございますが、これがパターン化しておりませんので、個々に手書きなりワープロを打ちまして、いろんな状況について指導するというような形になっておりますので、それらの対応もなかなか難しい点が現在ではございます。コンピューターの入れかえ時期との関係もございますので、これらもある程度パターン化をしながら、職員の対応も考えて、御要望にありますように、受診日の増加、さらには1日の受診患者の増を図れるように、今後も努力をしていきたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

それでは、的確な御答弁をいただきましたので、この質問につきましては終わらせていただきたいと思いますけれども、日野市の保健事業の方針の中に「健康はみんなの願い、国保の願い」をスローガンに、被保険者の疾病の予防、早期発見のための成人病検診、胃がん検診等8種類、今現在、9種類だと思いますけれども、検診を実施してきているということも出ておりますので、また、こちらの方の国保の実績、日野市の国保の実績の中にも、昭和61年12月の老健法の一部を改正する法律に伴う国民健康保険法等の改正により、老人医療費拠出金の算定方法が改正され、著しく多額の負担となる保険者の拠出金が緩和された、というふうに報告されております。

こういった中で、いかに予防検診が大切かということを感ずる次第でございます。国民健康保険の効用というものは、病気になってからとか、あるいはけがをしたらかかるという、その保険の使途ではなくて、今申し上げましたように、有効に使っていただけるような、その施策の展開をお願いしたいと思います。

また、日野の「国保年金だより」でも、「国保で安心、家庭に笑顔」と、本当に笑顔のある家庭、ここがすべて原点だと思います。また、このことが健康の第一の秘訣ではないかと、このように感ずる次第でございますが、最後に市長さんの御見解を伺って、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、脳ドックということにかかわりまして、一応職員

でお答えをした次第でありますが、院長にもよく技術的に、また設備の整備の上で、特に現場の能力の問題があるだろうと思いますので、十分ひとつ要望するとともに、取り組んでいただきたい、こういうことを相談してみたいと思っております。

それから、国保関係の検診につきましては、今御答弁申し上げておりますとおり、一応いろんな形を網羅して、御指摘のとおりの予防こそ国保事業の基盤の柱になる業務でございますので、そのように今後も努めて努力をしていきたい。御提言もいろいろ伺いましたので、そのように対応して検討させていただくというふうにお聞きした次第でございます。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　大変にありがとうございました。

脳ドック検診、また肝がん検診について、ぜひ早い時期に実現していただくことをお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって５の１、「脳ドック検診」の実施を問うの質問を終わります。

一般質問５の２、「インターネット通信」について問うの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○13番（宮沢清子君）　続きまして、「インターネット通信」について問うの一般質問に入らせていただきます。

最近の新聞報道の中で、最も頻繁に使われる用語の一つがインターネットであると言われています。朝日新聞には、１日平均７件以上のインターネットの関連記事が掲載されていると言われています。インターネットとは、コンピューター同士をデジタル通信回線で結んだネットワークのことです。現在、世界で2,000万台以上のコンピューターが加入していると言われていますが、今もなお急速に加入者がふえつつあるようです。そして、このネットワーク上で作動する通信プロトコルと、情報を読み出すすぐれたビューア・ソフトが開発されたことにより、だれでも容易に世界じゅうのサーバコンピューターにある情報にアクセスすることができるようになりました。

また、情報を読み出すだけでなく、みずからも自分の情報をサーバコンピューター上に置くことによって、情報発進が簡単にできるようになり、この機能を商品の宣伝媒体に使ったり、ニュースや行政情報を始めようとするあらゆる情報提供の手段とする道が開かれてまいりました。特に民間企業では、商取引をインターネット上で行ったり、社内情報の交換もインターネットを利用する企業もあらわれ、さまざまな活用の道が開発

されています。現在、日本国内では、３万台以上のサーバコンピューターがあると言われ、情報発信の単位であるホームページ数は数十万に上ると言われますが、日に日にふえ続けており、正確な数はだれにもわかりません。

また、最近では、インターネットの機能を活用して、地域・行政情報や、観光情報を提供する自治体もふえてきております。国や他の公的機関も、この機能に注目をして、積極的にこれを活用する動きが広がってまいりました。都内23区の状況を見ますと、地方自治情報センターのサーチェンジで調べますと、杉並、世田谷、板橋、中央、大田、葛飾区等が先行しているようです。27市の中では、青梅市が大学の、国分寺市が企業の協力を得て、それぞれホームページを開設しております。

ホームページの内容を調べてみましたが、取り組みのスタンスにかなりの違いがあります。世田谷区では、区政情報室が中心となって、「ヒューマンライフ・ネットワーク」という研究委員会を組織して、そこが直接ネットワークをつくっています。内容は、地域の紹介、行政情報の紹介、友好都市の紹介、区民のホームページ、区長のメッセージなどです。世田谷区の特徴は、インターネットを区政情報の提供による住民サービスの向上の手段といった狭い意味で考えるのではなく、ネットワークの充実自体が、21世紀の都市生活に不可欠といった考え方を持っておられます。杉並区も板橋区も、同じような考え方を持っておられるようです。中央区のように、野村総合研究所と共同でインターネットを行政情報の広報手段としての考えを持っていらっしゃるところもあります。その他全国の自治体の例を挙げれば切りがありませんが、それぞれの立場で、最もふさわしい活用のあり方を模索しながら取り組みを進めているのが現状ではないでしょうか。

質問の第１点目といたしまして、「インターネット活用推進検討委員会」の設置を提案いたしたいと思います。今回のＯ－157の問題を通して、職員の方の個人的な努力に依存して、的確な情報提供を素早く入手されたようなことも聞き及んでおります。行政全体として、インターネット通信をどう考えていくのか、明確な位置づけをしていただけたらと考えております。

地方の自治体を見ますと、主に観光地を抱える自治体が、自分のところの観光案内情報をインターネットで提供するのが一番多い活用例ですが、これも確かに一つのあり方ではあると思いますが、都市部の自治体にとっては、また違った活用法があるのではないでしょうか。さきに紹介をいたしました23区内の取り組みも、新しい試みの一つですが、日野市としても、都下27市の中でも先駆的に取り組み、自前の活用のあり方を全庁的に検討してみていただけないでしょうか。そのために、庁内に検討委員会を設置して

はどうかと御提案を申し上げるところでありますが、その御見解をお伺いいたしたいと思います。

第2点目といたしまして、インターネットの取り組みに対する基本理念は、将来の発展も踏まえて、幅広い見地から検討していただきたく思います。インターネットによる行政・地域情報の提供ということになりますと、どうしても従来からの広報活動の一環という考え方を持ちやすくなりますが、インターネットは単なる行政情報の伝達媒体との考え方よりは、これからの都市生活に不可欠な社会的インフラと考えるべきだと思います。今、こうして質問させていただいている間にも、インターネットは日一日と拡大、増殖し続けており、大容量の高速通信網の整備が進み、さらには、高機能のソフトウエアが開発されることにより、専門家も予想できないほど大発展するのではないかと感ずる次第です。

いまだ発展途上の部分が多分にあります。活用のあり方も年々変化発展すると言われております。したがって、できるところからまずやってみようという思いで、先取りの気持ちで取り組んでいただきたく思います。それと同時に、理念も明確に持っていただきたいと思います。やがてインターネットが社会の主要な情報のインフラになると思いますので、将来を見据えた幅広い視点に立った取り組みを可能にする基本理念を確立すべきだと考えますが、御所見をお伺いしてみたいと思います。

第3点目といたしまして、インターネット通信を一日も早く制度化して、日野市のホームページを開設していただきたく思いますが、ぜひ御検討していただきたいと思いますが、このお考えはいかがでしょうか。

第4点目といたしまして、今までの情報伝達媒体は蛸壺のようなものです。特定の情報はそれだけで完結して終わります。ほかに関連する情報を提供することはありません。しかし、インターネットでは、リンクがある限り、情報は無限に連鎖するそうです。他の自治体とのリンク、ネットワークこそインターネットの命であると言われております。インターネットの最大の特徴がリンクにあります。今後日野市が、インターネット上にホームページを開設する場合、開かれた情報提供、リンクの豊富さで支持されるようなものにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第5点目の質問といたしまして、小中学校のパソコンについてお尋ねをいたします。文部省は、西暦2000年までに公立校に対して、90万台の教育用パソコンを置く計画を進めており、既に60万台を配備したと言われております。日野市におかれましては、小中学校の現状はいかがでしょうか。児童・生徒の関心と反響はいかがでしょうか。パソコ

ンが導入されており、顔を輝かせてキーボードをたたく光景や、パソコン教室で教師みずからが取り組み、見事に先導的役割を果たされている学校もあるんではないかと思います。この御努力は大変なものと考えます。技術革新の激しい中、新機種の導入の件も出てまいるのではないでしょうか。

文部省は２年前、通産省と協力をして、全国の小中学校から選抜をした100校を対象にインターネットを導入するプロジェクトをスタートさせております。実際は111校が選ばれ、「100校プロジェクト」と言って、その成果が期待されておるところであります。現在、この111校は、コンピューター教育開発センターの支援を受けつつ、インターネットに接続をして、活発な活動が続けられておるそうです。各校それぞれ環境問題につきまして情報の交流をし合っているということも伺っております。児童・生徒の大いなる夢をはぐくみ、このようなプロジェクトに名のりを上げていただけたらと感じておりますが、いかがでしょうか。

日野市の実情とは対照的に、教育現場でのインターネットの取り組みは、加速度を加え、５月、ＮＴＴが全国の小中学校のインターネット利用環境整備を目的に、コネットプランを発足させております。器材購入費用、１校当たり30万円を1,000校を対象に寄附をする。このようにしてインターネットの発展に努められておられます。こうした状況下の中で、日野市の小中学校でも、パソコンのネットワークを図るため、他校との通信もできるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、学校はいざというときに、災害の救援所、緊急避難所になります。学校のパソコンが通信機能を備えていれば、例えば震災時、混雑してかかりにくくなっている一般電話を使わずに、広く全国ネットを持つパソコン通信で正確な情報の交信が図れます。また、救援についての正確な情報というものもいち早く流せます。ぜひ、御一考いただきたいと思います。

昨今、小学生のときから英語をとの声があります。インターネットを利用することで、いや応なく英語に触れる機会をふやします。英語の理解力を高めるために、大変役立つとも思います。いずれ現在の子供たちが社会の中核となって活躍をするころは、コンピューター・ネットワークは、現在のテレビのような生活必需品となっていることと思われます。

次に、この学校パソコンを地域住民に開放することができないかとお尋ねをいたします。パソコン人口が爆発的に増加していると言われている中ではありますが、そのほとんどが若年層であります。また、男性に比べて女性が圧倒的に少ないというのが実情で

あります。アメリカでは、65歳から75歳の高齢者を中心としたシニアネットが全国的な活動をしていると言われております。特にジョージア州のサバナ市では、シニアネットの会員１万8,000人のうち約半数がパソコンを持っていないと言っております。どのように交信しているのかと申しますと、生徒が下校した後の学校パソコンを使わせていただいておるそうです。今では、先生が不在のときは、そのシニアネットの会員が生徒にパソコンを教えるまでになっておるそうです。年齢とともに失うことがふえる高齢者の方、世代間を越えて人に何かを教えてあげられるこの喜びが、生きがいになっておるのではないでしょうか。さらに、ＰＴＡ、あるいは女性を対象に、放課後のパソコンを開放していただけたらと思います。パソコン教室の開放についてのお考えをお伺いしたいと思います。

第６点目の質問といたしまして、図書館のパソコンについてお伺いいたします。ビデオデッキなどと同様、市民に利用できるよう御検討いただけないでしょうか。図書館のパソコンについての現状を教えていただければと思います。

次に、紙のない図書館として、電子図書館が今話題に上がってきております。本や絵本など数冊分がＣＤ－ＲＯＭ１枚に収録されますので、このＣＤ－ＲＯＭを貸し出すことをしておりますが、このことについての取り組みについても教えていただきたいと思います。

最後に、震災対策としてのパソコン通信についてお尋ねをいたします。御承知のとおり、阪神・淡路の地震の際には、パソコン通信が被災状況の情報掌握に活躍をした様子は、さまざまに伝えられておるところであります。あれから１年有余、通信機器は格段の進展をいたしております。さらにパソコン通信は、災害の際の活躍に期待が深まっております。一般ボランティアの協力だけでは十分機能し得ず、やはり災害地を中心とした自治体等の参画が求められておるようでございますが、この御所見をお伺いいたします。また、市内在住のパソコンを持っていらっしゃる市民の皆さんにお願いをして、防災パソコン通信ネットを結成することを提案したいと思いますが、このお考えについてもお聞かせいただけたらと思います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　インターネットにかかわる利用といいますか、これにつきましては、今御質問の中でいろいろ御指摘をいただきましたとおりだというふうに私どもも認識をしております。地方自治体におけるインターネットの活用の事例等につ

きましても、今御指摘をいただきましたような状況として、私どもも把握をしているところでございます。この中で、この利用の仕方が、御指摘にもありましたとおり、従来の自治体での利用の状況を見ますと、情報の発信を地域の外に向けて、観光物産情報的なものが最も多い、という御指摘もございましたけれども、そうした利用が例としては多く、それに次いで行政情報とかイベントの情報などの提供にも利用されているというふうな状況でございます。

このインターネット活用についての推進検討委員会を設けたらということでございますけれども、非常に多様な可能性を持っているこのインターネットにつきましては、私どもとしましても、大変強い関心を持っておりまして、これまでも活用状況等の情報、あるいは技術的な情報についての把握につきましても、内々進めてきているところでございます。市民の利用の把握とか、市民への情報提供の必要性を念頭に置いたインターネットの活用を考えていくという上から、この推進のための検討委員会といった形のものを庁内に設けて、取り組みをしていく考えを持っております。

その中で、２番目、３番目、４番目の質問にかかわることになるわけですけれども、御指摘のありました、その行政情報、地域情報の提供の仕方についての考え方、これも御提案のありましたような基本的な方向といいますか、そういうことだろうというふうに思っております。この検討の中で進めてみたいというふうに思っておりますし、ホームページの開設につきましても、インターネットを利用してということになれば、当然それが前提になるということになろうかと思いますし、また、他の自治体との情報のリンク、ネットワーク等につきましても、まさに御指摘の中にありましたとおり、ホームページに情報を置くということは、同時に、それぞれの自治体の判断での関連情報の指標をつけるという、インターネットそのものの基本的な仕組みといいますか、そういうものに沿って考えられていくべきものだというふうに考えております。

それから、その中では、２番目の情報提供等の関係等もありますけれども、最後の学校関係等ちょっと飛ばさせていただきますが、震災関係、それから災害対策等につきましても、当然その２番目の御質問にありました、情報の提供、あるいは利用の仕方の中で、そうしたことも御提案ありましたが、項目を当然含めて、検討を進めていくことになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校の状況ですけれども、高度情報社会の実現となっ

た今では、情報教育は教育に取り上げる大きな問題というふうにこれからなってまいります。現在、全中学校には、生徒用のパソコンが、各学校20台と先生のものが１台、それから小学校には、各学校まだ１台ずつというような配置状況でございますけれども、教育委員会といたしましては、このコンピューターを整備していくことはもとよりでございますが、インターネット、今御説明がありましたような、広い情報を入れるということで、情報の教育推進委員会というのをつくりまして、小学校、中学校、先生方、校長先生方も――あっ、先生方ですね、先生をメンバーといたしまして、校長先生も入っておりますけれども、ねらいとしては、社会の情報化への対応を目指し、学校教育のコンピューター活用について研究・協議をすると。この中に、インターネットについてはもちろんのこと、内容を入れまして、まず学校におけるコンピューターの活用を十分にしてからという内容でございます。そういうことで今やっております。それから、先生方がそういうものを教えられなければまずいので、そういう中での学習指導法の研修会、コンピューターを活用した指導の展開という授業研究、そういうことを行います。

それから、学校において今、パソコン通信でインターネットみたいなのをやっているかということについては、現在のところ、まだやっておりませんが、私的にパソコンを持っている人も、先生方の中でも多くありまして、インターネットでＯ－157の情報を得て、現にここにも資料がありますが、それをいただいて、いち早く対応した例もございます。そういうことだとか、学校においては、これからできるものとしては、姉妹都市の小学校とのインターネットの交流とか、いろいろ大きな夢がありますが、こういうのにはどうしたらいいだろうかという調査・研究だとか、校内でこういう調査・研究の団体奨励を推薦して、それで研究をしていただくというようなことで、先ほど質問もありましたように、プロジェクトの名のりを上げたらどうかというようなこともありますが、まずは基本的なことを十分にやっていきたいというふうに考えております。他校との通信や、実際にはインターネットになれば、地理なんかの場合でも、地域の情報を映したり、いろいろな形で、地域の冬の様子だとか、そういうものが本だけでなくて、いろんな形で授業の中に役立つということもあると思います。

それから、そういう中で、教育の中で、これから情報社会にたえるようなもとをつくるということでございますが、コンピューターをどうやって整備をするかという問題もこれから11年までに文部省の方は計画をするような、そういうあれがありますので、それに向けて計画的に実施をしていきたいというふうに思います。

開放のこともございましたので、開放でございますが、整備ができた段階では、もち

ろん、教育だけでなくて、地域にも開放して、教室やなんかのように、開放していけるようになればいいな、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　図書館関係でございますけれども、図書館のパソコンの絡みについて、現状はどうかということでございますけれども、御承知のように、図書館ではパソコンシステムの導入を行ってきております。ただ、これまでの導入については、どうしても資料の管理を中心とした稼働で進められてきております。ごく最近につきましては、一部の中央館あるいは分館等で、市民が直接検索できような形に一部切りかえられてきております。今、私どもで取り組んでおりますのは、来年度以降、図書館の資料の管理システムの変更を考えております。その中で、当然資料の検索を各分館からということを念頭に入れて、あるいは将来的には、図書館以外の公共施設から、あるいは学校施設から、あるいは直接市民の方々がパソコンによる検索、アクセスができるようなことも念頭に入れまして、来年度からのシステムの改善について、その中で検討しているところでございます。

それから、ＣＤ等の資料につきましては、一部取り入れているところもございますけれども、本格的にそれに取り組むということになりますと、一定のスペースが管理上必要になってまいります。この辺は、図書館内部でも、あるいは生涯学習部としても、今後の検討課題ということで、現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　大変にありがとうございました。

新しい試みを、基本的にインターネットということで御質問させていただいておりますので、きょうのところは提案という形で進めてまいりたいと思っております。日野ケーブルテレビでも来年、インターネットの事業をスタートするということが新聞紙上で報道されているところであります。また、きのうおとといだったと思いますけれども、朝日新聞に「パソコンを使い切っての注文、口座振替」ということで、自宅で郵便局のサービスを受けられるということで、郵政省がインターネット上に設けた電子郵便局で、2000年以降、記念切手の注文や、郵便貯金の口座振替、年金の受け取りなどができるよう、郵便局サービスの電子化を進める方針を決めたと、このように報道されておりますけれども、刻々といろんな関係機関で、このような試みというか、実施の方向に向けて

検討されているようでございますので、ぜひ検討委員会の中で、御提案申し上げましたようなことも含んでいただきまして、御検討お願いしたいと思います。

あとは、学校のパソコンのことでございますけれども、地域開放ということで、今現在、学校開放が行われているのは、校庭の開放ですか、それから余裕教室を会議室等に一部小学校を使っていただくということで対応していただいておりますけれども、学校によっては、陶芸窯を持っているところもありますし、高幡台小学校のように和室がございまして、お茶室があるとかというふうにありますので、ただこう、余裕教室を会議室に提供するという試みではなくて、そこに教養と文化を高めていけるような開放、スポーツの振興も、当然健全な精神を養っていくわけですから、大切なことでございますので、それと同時に、教養と文化も高められるような、日野市民の向上のために、ぜひその辺も、パソコンの開放とともに御検討していただきたいと思います。特に学校間の交換というか、交信ができるようなことは、なるべく早い時期に実施の方向で検討していただきたいと思いますが、教育長の御見解はいかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　今、議員さんから御指摘ございましたように、今の子供たちが社会で活躍するころは、もう今とは比較にならないほど、いわゆるインターネットが実用化され、そしていろいろな生活の中に入り込んできていると思います。そういったことを予測する中で、学校教育の中で、やはり子供の時代から親しんでいくということは、とっても大事だと、こう思っております。文部省等でもこのことに視点を置いて、いわゆる義務教育学校のコンピューター室の充実ということに力を入れております。日野市の学校教育でも、今後、このコンピューター室の充実ということに力を入れてまいりたい、こう思っております。それと同時に、コンピューターをいかに活用していくかということが重要でございます。そういった意味で、子供たちが日常、生活の中でコンピューターが使えるような、いわゆる知識と技術を身につけるというようなこと、そういった指導法の研究を教師にもしてもらうと同時に、またできることならば、今御指摘のように、学校間、または大きな夢は持っているわけですが、外国のもし姉妹校でもできたら、そことの通信もできればというような夢は持っておりますが、足元を見詰めまして、今のところは、学校間にできるような方法はどういう方法がいいのかと、いろいろな方法が提言されておりますので、そういったものも今後研究してまいりたい、こう思っておるところでございます。

それから、せっかく学校にはいろいろな体育・スポーツの施設、それから文化施設、

コンピューターも含めてでございますが、ございます。こういったような施設や機能をやはり地域の方へ開放していくという考え方を教育委員会は基本的に持っております。そういった意味で、条件整備を今図っているわけでございます。なかなか御期待に沿うようにどんどん進んでいないのが実情でございますが、今後とも鋭意努力をしてまいりますので、御理解を賜りたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ここ数年、日本では、研究者以外に門戸が開放されてから３年ぐらいというこういう状況ですから、まだまだ試行錯誤の状態ではないかと思うんですね。ですけれども、早い時期に未来を見据えて検討していくということが必要ではないかと思いますので、こんな視点の中から御質問させていただいておりますので、市長さんの御所見もお伺いしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆるこのコンピューターシステムにより、高度情報社会に進歩の形で開発されることは間違いのない事実でありますから、なるべく早く行政としても、御提案のインターネットシステムの委員会といいましょうか、あるいは庁内の私はまずチームというような仕組みで始めたい、早速やっていきたい、こう考えて伺った次第でございます。

高度情報社会の利便性、あるいはいろいろないい面ももちろんあるわけでありますが、選択能力を初めとし、判断能力をやっぱり一方にバランスよく持つ教育をしなきゃならない、こういう忙しい課題がまた伴ってくるように思います。御提言の趣旨を十分わきまえて、早めに取り組んでスタートを切りたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　大変にありがとうございました。

さまざまな視点で申し上げさせていただきましたけれども、インターネットの一番の魅力は、発展と拡大を続けている情報の宝庫を利用しながら、世界の人々と交流ができることだと思います。どこにいても、世界じゅうのあらゆる人々と交流していけるマルチコミュニケーション・ツールとして活用できますので、ぜひ早い時期でのお取り組みを期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって５の２、「インターネット通信」について問うの質問を終わります。

一般質問６の１、“西豊田駅誘致”実現に向け、体制の整備は出来たかの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　それでは、“西豊田駅誘致”実現に向け、体制の整備は出来たか、こういう件名で一般質問をさせていただきたいと思います。

私が議員になりまして、最初に行いました一般質問のテーマは、（仮称）西豊田駅誘致についてでありました。以降、この問題については、本会議場での一般質問を中心といたしまして、交通対策特別委員会で幾つかの提言をさせていただきました。そのうちの一つに、「開業に向け、志を一つにする地元の団体、自治会、企業などなどに呼びかけ結集し、早期開業に向けた運動を展開してほしい」、こういう要望をしました。最初に提言した平成２年３月議会より６年半が経過した今、遅々として進んでいなかった西豊田駅誘致問題が、ＪＲがおくればせながらやっと門戸を開き、日野市も庁舎内外にそれぞれの組織をつくり、運動を繰り広げる方針を固め、その第一歩をことしの７月１日からスタートさせました。誘致実現へ向け、一つの前進だと思っております。西豊田駅開業に向けては、今後多くの諸問題を克服しなきゃなりませんが、これまでのいろいろな苦難を糧に、ぜひとも乗り越えていただきたいと思います。

それでは質問させていただきますが、この種の問題につきましては、これからも何度か取り上げていきたいというふうに思っておりますので、今回は質問を浅く広くしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

市長の行政報告資料に、「西豊田駅誘致事業推進事務所」を西平山まちづくり事務所内に併設。当面、３名の職員体制により、運動体系の組織づくりを中心に新駅誘致事業の事務に当たっている旨の報告がされています。まず、この専門チームのことについて２点お伺いをいたしたいと思います。

その１点目は、３名の職員は、どういう役職、あるいは立場の方で、組織づくりは具体的にはどの辺までのことを指しているのか、このことについて伺いたいと思います。

２点目は、７月１日より開設された目的に沿って職員の方は仕事を、組織づくりをされているわけでありますけれども、具体的にはどのような動きをされているのか、以上２点の質問をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

まず第１点目の、３名の職員の役職、あるいは組織づくりの内容でございます。この

たび、開設いたしました事務所の職員については、次の３名の方でございます。所長といたしまして、再雇用の前市建設部長、そして嘱託顧問としましてシルバー人材センターから元市議会議員、そして市の職員は企画財政部主査でございます。この方たちですが、当面の業務といたしましては、新駅誘致事業を推進するため、そのかなめとなる運動組織をここでつくるわけでございます。「西豊田駅誘致事業推進本部」、この体制づくりに当たっていただくわけでございます。もう既に、その活動と業務についてございます。

それと２点目でございます。開設されたいわゆる職員の仕事の内容はどんな内容かと、また、動きはどうかと、こういうことでございます。事務所開設と同時に、この組織づくりの協力と参加、これを求めるために、その対象とされます住民組織、それから企業、事業所、団体、これらの調査と把握に努めました。そして、去る８月中旬より新駅実現の協力と参加、これについてのお願い文書を持って事務所開きのあいさつ、あるいはその説明も兼ねて各団体への個別訪問を始めたと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

何点かの再質問をさせていただきたいと思いますけれども、今参事の方から、「西豊田駅誘致事業推進本部」という、これまでに聞きなれない組織名が出てまいりました。このことについては後で触れますけれども、以下３点の再質問をさせていただきたいと思います。３名の張りつけ職員の内容は理解ができました。それぞれの方の特性を生かした、つまり、かつて西平山土地区画整理事業に携わった地元に明るい元職員、そして、地元大手企業の労働組合出身の役員をされた元議員、そして業務に精通された職員ということで、まさに的を得た適材適所の配置と判断をし、西豊田駅誘致に向け、大いに期待をするものであります。私も先日、この事務所に行ってまいりまして、いろいろとお話を伺ってきたところであります。

そこで、体制づくりに当たります３名体制のことで質問をさせていただきますが、一つは、この活動と業務の進行によって、今３名の配置者がいるわけでありますけれども、人数に増減が出てくるものなのでしょうか。

二つ目は、現職員、元職員、元議員の３名の配置は、属人として固定されたものと理解をしてよいのかどうか。

それから３番目には、この活動と業務の継続期間についての質問でありますけれども、どの程度の期間として想定されているのか、この３点について質問をさせていただきま

す。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　それではお答え申し上げます。

１点目の職員の増減の問題、これにつきましては、当分の間、現在の３名体制を堅持していきたい、こういうふうに思っております。

それから、職員の配置がえ、これにつきましては、現在でございますが、一応適任者を選任して配置しておりますので、現在の方々でこの業務については当分当たっていただきます。

それから、３点目の存続期間の問題でございます。現在進めております、この推進本部ができた後も、引き続き事業を促進するということになりますので、この本部に事務局、これが設置されます。その中で運動推進等の事務処理、これらがございますので、これらについて当たっていただきたい、こういうふうに考えてございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　わかりました。

もう１点再質問をさせていただきますけれども、先ほどの参事の御回答の中に、住民組織とか企業、事業所、団体等の話が出されました。住民組織とは自治会のことを、団体とは労働組合のことを指しているものと考えますが、そのように理解してよろしいでしょうか。また、企業と事業所の文言の違いについて御説明をしていただき、それぞれの組織の今現在の実数と、関係団体等への個別訪問の進捗についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　それではお答えいたします。

本部の構成員でございますが、住民組織、これにつきましては、大まかに対象を定めておるわけでございますが、関係自治会が市内に32団体、いわゆる西豊田駅周辺に関連する自治会が32団体と、それから自治会連合会が４団体、さらに西平山区画整理まちづくり協議会が１団体ございますので、住民組織としての対象は37団体と、こんなふうに見ております。それから企業といたしましては、平山台の工業団地、ここに七日会という会がございますので、その加入会員が29社、現在おります。その方たちを対象といたしてございます。それから事業所でございますけれども、これにつきましては、都立科学技術大学、あるいは東京光の家、さらには七生病院、交通遺児育英会、こういった４カ所を対象としてございます。それから団体につきましては、今のところ、労働組合19

団体が存在しているということでございますので、これも対象といたしたい。それからその他につきましては、日野市の商工会、あるいは旭が丘の区域内に旭が丘料飲組合というのがあるそうでございますので、これらと商店、それからさらに、関連する区域、駅勢圏の関係で、市外に八王子の大和田、これの一丁目から四丁目、そして高倉町、これについても一応対象といたしますので、これからこれは調査を予定してございます。

それから、文言の関係で、企業と事業所、まあ、大きく分けたわけでございますけれども、趣旨としては、企業とは、いわゆる継続的に物資の生産などをする事業を行っているところと、こういうふうに概念を持っています。それから事業所とは、社会福祉等の、いわゆるそういった生産を伴わない事業所と、こういうふうな概念でとらえてございます。そして、現在把握しているのが約91団体でございますけれども、これからまだまだふえると思います。いずれにしましても、現在、推進事務所の職員が現在まで自治会については32、それから企業については28を一応回ったと、こういうふうになってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　わかりました。

ちなみに、わかっている範囲で結構なんですが、ＪＲの豊田電車区はどこに入っているんでしょうかね。わかっている範囲で結構ですから。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　事業所の範疇というふうに考えています。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　わかりました。

続きまして、次の質問に入っていきたいと思っております。地元の期成会についての質問であります。この事業の促進と財政的支援を目的に、地元においては新たな組織として、市民団体、自治会、企業、事業所などなどを含めた「西豊田駅誘致促進協議会」を結成していただき、事業化に向けて、より確実な運動を展開していけるよう、行政としてもその努力をしたい、市はこういう考え方を３月議会で明らかにしました。そこで、このことについての質問を４点させていただきます。

１点目は、この市の方針に基づいて、地元へどう呼びかけをしたのでしょうか。これは先ほどの最初の質問と似通っておりますけれども、よろしくお願いします。

２点目は、その呼びかけに応じた団体は、現時点でどの程度の数になっているんでしょうか。

3点目は、この地元協議会の最終規模はどの程度を市として見込んでいるんでしょうか。

最後は、誘致看板の今、中央線の沿線に看板が立てられております。その誘致看板の中に「広域住民期成会」という名前がありますが、この「広域住民期成会」は行政組織とは全く別の団体でありますが、この団体を今後どう育成していくのか、この4点についての質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答えいたします。

まず第1点目の、市の方針に基づいての地元への呼びかけということでございますが、このことについては、去る3月の第1回定例会で議員さんの御質問に答えて、庁内に事業本部を、そして地元には促進協議会を結成して、この運動を展開していくと、こういうふうに申し上げたところでありますが、その後、組織について再検討を加えまして、この結果、対外的にも強力的なインパクトを持った組織とするために、全市的な官・民の能力を結集した「西豊田駅誘致事業推進本部」を設置することにしたわけでございます。したがって当面は、この組織づくりの活動に全力を注ぎまして、地元の協力と参加をお願いしようと、こういうことでございます。

それから2点目でございます。その呼びかけに応じた団体は、現時点でどの程度かということでございます。このたびの推進本部設置に伴う協力と参加についてでございますが、その説明とお願いについて、文書を持って今各団体を回っているわけでございます。これからこれが一通り終わりますと、この訪問によって出た意見あるいは要望、これらを検討して、その結果を集約して再度訪問すると、こんなことを予定してございます。現時点の状況は、自治会関係32団体、それから企業28社、対象としては先ほど申し上げましたとおり、今つかめているのが、それらを含めて91という内容になってございます。

それから3点目の、地元協議会の規模はということなんですけれども、これにつきましては、構成関係団体等の状況を見て、推進本部の設置後に、その位置づけと役割を検討していただくことにいたしたい、こんなふうに考えてございます。

それから4点目の、誘致看板の「広域住民期成会」はどう育成するのか、こういう御質問でございます。この件につきましては、当面は、会と従来どおり情報交換を行い、そして連絡を密にしていきたい、かように思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　　３点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

最初の質問でありますけれども、今の参事の御回答のとおり、３月定例会で私の質問に答え、庁内に西豊田駅促進事業本部を、地元に西豊田駅誘致促進協議会を結成し運動を進めていくということでしたが、その後、今定例会で初めて知ったわけでありますけれども、対外的に強力的なインパクトを持つ組織、官・民一体となった「西豊田駅誘致事業推進本部」を設置することになり、この組織づくりの活動に当面全力を注ぎ、地元の協力と参加をお願いすることにしている、こういうことであります。３月定例会で提案されてきたこの二つの組織が、半年もしないうちに当初の方針が変わる。何とも情けない話でありますけれども、この「西豊田駅誘致事業推進本部」のいわゆる組織について説明をしていただきたいと思います。

次に、運動の進め方と組織名称が変更になったわけでありますが、この推進本部設置に伴う協力と参加について、関係諸団体を表敬訪問しつつ、お願いをしているということでありますけれども、関係諸団体を一巡する目安についてお示しをしていただきたいというふうに思います。

それから、地元の協議会の設置についてであります。推進本部の設立後、その位置づけと役割を検討するということであります。推進本部で検討の結果、地元の促進協議会を必要としないで、誘致事業推進本部だけで運動を展開していくこともあり得るのかどうか、この３点について質問いたします。お願いします。

○議長（土方尚功君）　　答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　お答え申し上げます。

第１点目の、「西豊田駅誘致事業推進本部」の内容でございます。本年２月９日のＪＲとのトップ交渉において、新駅設置に対する具体的な基本的条件が示されて、これを受けて、地元として、この示された３点をクリアするために、全市的な能力を結集して、積極的にこの取り組みを進める必要がある、こういうふうに感じているところでございます。そのために、その組織としまして、「西豊田駅誘致事業推進本部」を設置することにしたわけでございます。

この組織の内容でございます。先ほどちょっと出ましたけれども、本部は行政と住民組織、それから企業、事業所、団体等の代表をもって構成することにいたしまして、本部長については当面は、市長を当てることとしたいと思っております。そして、この本部には、必要に応じまして部会を設け、懸案事項の対応に当たる、こういうことでござ

います。

本部の所掌事項としましては、大まかには４点を考えてございまして、新駅誘致事業に対する必要ないわゆる組織と運動体制、それから二つ目は、それに必要な事務と調査、それから三つ目としまして、ＪＲとの協力と調整に関すること、四つ目としましては、この誘致目的達成のための有益な事項を検討していただこうと、こんなことになっているわけでございます。

そして、この本部には、新駅の誘致事業に関して、協力と助言を、これをいただくために、顧問団として市議会の参加をお願いしたい、こういうふうに思っているところでございます。また、本部の運営に当たりましては、市の関係部長を幹事にしまして、本部会議等の開催に先立って、事業の推進に必要な業務等の検討に当たらせます。また、本部事務局、これにつきましては、企画財政部におきまして、会の運営とそれから本部組織の連絡調整、さらには運動推進についての業務に当たらせる予定でございます。

このような組織体制の構想の中で、この構築を図るために、先般市長が行政報告したとおり、現地に事務所を開設しまして、この本部設立に動き出したと、こういうことでございます。したがって当面は、そこの組織づくりに全力を傾注したい、かように思っております。

次に、２点目ですけれども、表敬訪問の終了目安。現在のところ、市内関係区域については精力的に回っているわけでございます。市外の関係する八王子市の区域についても、これも対象にいたすわけでございますが、これからこの状況を調査するわけでございますが、いずれにしましても、第１回の表敬訪問、これについては、来る11月中旬を目途に終了させよう、こんなふうに思っております。

次に、３点目の問題でございますが、推進本部で検討した結果、促進協議会は必要としないと、こういうことが考えられるがどうかと、こういうことでございます。当面、今やっていることは、推進本部の設置に全力投球しているわけですけれども、ここで組織されてきますと、この中でこの問題も確かに検討していただかなければならない課題でございます。地元に従前から「（仮称）西豊田駅実現住民広域期成会」と、こういうのが存在しているわけですから、それらとの関連も考えなければなりませんので、いずれにしましても、この協議会での検討結果を見ませんとわかりませんが、御指摘のようなこともあり得るかもしれませんけれども、これは今後の問題として検討させていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　　わかりました。

いずれにしましても、７月１日から西平山まちづくり事務所を拠点に、本部設置のための行動が開始されました。ぜひ、体制づくりのために全力を傾注していただきたいというふうに思います。体制の準備についての質問はほぼ終わりました。次の質問に入っていきたいと思います。

質問の３点目は、ＪＲから提示された３点をどう克服するかの質問であります。ことし２月、日野市は、ＪＲ本社へ、日野駅の駅舎改良と西豊田駅新設について協議の促進を図るために、要請文書を持って訪問をしました。その折、ＪＲから３点の基本条件が提示されました。駅舎建設が技術的に施行可能であること、将来の経営に見通しがあること、そして、建設事業費を地元負担することであります。このＪＲから提示されました宿題を行政としてどう解いていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　お答え申し上げます。

ＪＲから提示された３点についてでございます。ＪＲの方から基本的条件として３点が提示されたわけでございますが、このうちの経費のいわゆる全額地元負担、これにつきましては、法的制約もあることでございますので、この資金の調達についてどのような方法で対処するかということが、これからの推進本部での課題というふうになるわけでございます。したがって、この中で議論をし、そして検討していただく、こういうふうに思っています。

それから、技術的問題と採算性の問題、これは原則的にはＪＲが考えることでありますが、市としましても、過去に調査いたしまして、提出した報告書がございます。これをベースに再度、都市的あるいは経済的観点から検討しまして、このクリアできる条件整備をしまして、その工法なりあるいは収益性についての方策を提案していくという方向で、ＪＲとのこれからの協議を進めるように努力をしていきたい、かように思っております。

○議長（土方尚功君）　　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　　わかりました。

―昨日の本会議で市長は、天野議員の質問に対しまして、駅舎建設は、専門家の調査でも、技術的に可能である。また、採算面でも黒字である旨の発言がありました。つまり、ＪＲからの提示のうち、２点は克服できたことになります。しかし、残された１点、建設費の地元負担につきましては、いまだ克服されておらず、今後、推進本部で議論を

し検討していくという御回答であります。請願駅としてＪＲに駅をつくってほしいとお願いをしながらも、その建設費の捻出方法について、これから議論をし検討していくということでは、取り組みとしていかがなものでしょうか。改めてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

経費の地元全額負担ということでございます。この対応については、額の確定がされていないわけでございますが、いずれにしましても、今後、方策を検討しなければなりません。その資金の調達方法をこれから定める、こういうことになるかと思います。そこで、先ほどもちょっと触れましたけれども、法的制約はありますけれども、市の負担協力が絶対条件でございます、これは。そういった中で、その負担率を担う場合、市はかなりの比重を担うことになります。残りを企業と開発業者からのシフト負担で賄うと、こういった方向を定めて、そしてこの方向で資金確保に努力していかなければならない、こういうふうに思っております。特に、市は直接支出ができないわけですから、第三セクター等の設立も考えていくことが肝心ではないかと、かように思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　大体の考え方、わかりました。この問題は特に、これからの中で議論のやりとりをしていきたいと思いますけれども、時々第三セクターの話が出てまいりますが、第三セクターという組織はどういう組織なのか、参事あるいは市長、おわかりの範囲で結構ですから、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の大きな願いになっております、いわゆる中央線に西豊田駅を実現したい、これはもう長い期間の市民要望でありますとともに、また、行政課題として、市の行政が筋道をつけていくということが当たり前だというふうに思っております。もともと運動を開始した当初は、国鉄という国の機関で、そして国鉄は国鉄で計画をつくられ、また国で資金調達がされるというのが当然のやり方だったわけですが、いわゆる分割民営化されて、そして今日の株式会社東日本鉄道公社というんですか……（「公社じゃないよ」と呼ぶ者あり）株式会社になったわけでありまして、当時の国鉄とは事情が全く違うということは、我々もよくわかるわけであります。そして、駅誘致運動というのは、何か典型的な筋道があるというわけではありません。恐らくＪＲ側の大

きな判断が伴うものだろうと。また、判断によって、当面のところは決められるものだろうと思います。株式会社になったＪＲといえども、国民に対する大きなサービス機関であることは、国鉄当時と全く変わるはずはない、このように思っております。したがって、公共的機関としておつき合いをするということは当然だと思います。

それから、示された３点、それぞれ厳しい内容を持っているというふうには思うわけでありますが、いわゆる駅設置に伴う経費は全額地元負担でという要請といいましょうか、要件がつけられておりますので、それをクリアするためのいろいろのまた創意工夫を凝らさなければならないということに今まで多少取り組んできた、そういう状況であります。何か準拠すべき法規があるわけではありませんし、いわゆる自治の能力で、運動体系、また運動体制、これらをつくり上げていくということが、その一番内容のスタートになることは言うまでもない、というふうに思っております。

御質問のいわゆる第三セクターというのは、要件をクリアするための地元負担を調達といいましょうか、そういうまた第三機関に当てて、資金を取りまとめるという形に多分ならなければいけないだろう、こう思っております。そういう意味で、よく世間で言われております第三セクターという言い方をしておるわけでありまして、何一つ準拠すべき法規とか、それから前例が――まあ、前例は多少ありますが、規定に沿ってというようなことはないわけでありますから、すべて創意工夫をしながら、みずからの自治体並びに住民の皆さんの努力によって達成をする、そういうことが今のＪＲを動かす一番大きな理由になるだろうと思っておりますので、そのような形をつくり上げて、そしてまた、日野市の何といいますか、切なる要望を反映をさせる、そういう意味で取り組んでいるわけであります。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　市長からるるいろんなお話がございまして、そのとおりというところと、第三セクターに対する組織の考え方に若干相違があるということが今わかりました。先ほどのＪＲの関係でありますけれども、「東日本鉄道株式会社」、たしかこういう名称だと思います。ちなみに国鉄は「日本国有鉄道公社」、こういう名前でありますね。

それでは、４点目の質問に入ります。ＪＲから提示されました技術的問題と採算性及び費用負担の３提示と市長の新聞報道についての質問であります。市としましては、ＪＲが提示した３点を地元がクリアすれば、ＪＲが積極的に対応することを示したものと見て、これまでの行政的折衝の段階から、経済的交渉の段階に入ったものと理解しまし

た。しかし、そういう思惑とは別に、東京新聞に森田市長のコメントとしまして、「ＪＲ側の条件をすべてのむと決めたわけではない」と報道されております。商業新聞ですので、報道内容を全面的に信じているわけではありませんけれども、ＪＲからの三つの提示内容が絶対内容であるとするならば、この発言は新駅誘致に大きなブレーキとなります。この発言に対する真意についてただしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どういう質問の設定について答えたか、ちょっと記憶をしていないわけでありますが、自治体という国の憲法に基づく組織、それからＪＲという国民に奉仕する、いわゆる鉄道運行事業で奉仕する機関、それぞれ立場があるわけでありまして、ＪＲ御自身は、国民になるべくみずからの努力によって奉仕をするという姿勢がなければならないはずでありますし、それから自治体は市民生活を守るためとか、あるいは改善するために、いろんな努力をするわけでありますから、自分の主張を申し立てる立場、おのおのの主張を申し立てる立場、それから基本的な役割というものには、いわゆる交渉という機関にはある程度緊張感が伴ってしかるべきだと思います。取引は必ずしもスムーズな取引ではないと言えるだろうと思います。

したがいまして、ＪＲにはみずからの立場に立って、日野市という地域の仕事に貢献をしてもらわなきゃなりませんし、それをまた説得するだけの実力と能力の体制を整えなきゃなりません。そういう意味で多分、申し上げた言葉であって、何ら矛盾はない、というふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　冒頭、「記憶にない」と、こういうお答えなんですけれども、これは市政図書室で発行しております『新聞記事速報』の96年６月３日付なんですが、東京新聞の６月１日付の報道の中に、「同市は、新駅設置にかかる費用などまだ算出していないが、森田喜美男市長は、ＪＲ側の条件をすべてのむと決めているわけでない。ともかく行政や住民」云々というふうに載っているんですね。もし市長の意に反したプレス発表であれば、今後、東京新聞の記者に、このことに対する抗議をやっぱりする必要があるんじゃないか、こう思います。せっかく７月１日から西平山のまちづくり事務所に３人の方が詰められて、これからの誘致事業に向けてスタートしたわけであります。ぜひ、この事業が完成するためにも、市長のこれからの行動には特段の御配慮をしていただきたい、こういうふうに思っております。この問題は、これで終わります。

最後の質問になると思いますけれども、新駅の建設費とその負担額についての質問で

あります。これまた６月１日付の毎日新聞によりますと、「日野市が西豊田駅誘致へ」という見出しで、その記事の一部に、「新駅建設には30億円程度がかかると見られるが、市側が全額負担する方針」と報道されています。そこで、２点の質問をします。

１点目は、新駅建設費について、マスコミは30億円と想定していますが、市の想定されている建設費はどの程度を見込んでいられるのか、これが１点であります。

２点目は、費用負担について今も述べましたが、マスコミは30億のすべてを市側が負担すると報道していますが、いわゆる地方財政再建促進特別措置法の適用は別としても、この報道を信じてもいいのかどうなのか、この２点について質問させていただきます。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

まず１点目が、マスコミが報道しました30億の想定の問題でございます。この建設費については、これから検討する課題でございます。そして、検討する中でも、新駅の位置、あるいは軌道のＳ字の問題、技術的な問題も提起されているわけでございます。したがって、これからのＪＲとの協議を待たないと、想定額を申し上げることは今のところできませんので、これについて御理解願いたいと思います。

それから２点目の、30億の金すべてを市が負担するという報道の問題でございますが、費用負担については、請願駅の場合、地元全額負担がこれは原則となってございます。したがって、今後、推進本部の中で十分協議して、行政も協力するという立場で、資金の調達を図っていくところでございますが、この報道については、恐らく地元全額負担という形の中で、市が持つんじゃないかと、このような見解の相違ではないだろうかと、このように推測しているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　わかりました。

この問題で２点だけ再質問をさせていただきます。今、東京において、ＪＲの新駅が２駅開業をしようとしています。その２駅のそれぞれの建設費は、横浜線の南八王子駅が29億5,000万円、ＪＲの出資はゼロです。五日市線の五日市駅、これが33億円、これは既に開業しております。ここのＪＲの出資は4,000万円であります。日野市が同規模の新駅をつくるとすると、やはり30億を必要とし、さらに北口の買収資金、線形価格ですね、線形の修整なとで、さらに工事費がかさむことになるのは事実であります。新駅をお願いする請願者が、その建設費について何の腹案も持たないことがあるということ

は、少し理解ができません。10年ほど前の予備調査に基づく市の報告書の当初建設予算７億2,000万円は、どこからはじき出された額でありましょうか。新駅建設に伴う建設費の概略を再度、お伺いをいたしたいと思います。

それから二つ目の再質問であります。駅舎建設資金をどう調達するかは、今後の経済動向にも左右されますけれども、ここしばらくは好転を期待することも難しく、大変厳しい状態にあります。しっかりした資金計画を策定し、それの実現に向けた努力をしなければなりません。そのためには、地方財政再建促進特別措置法の特例の手続と、実現へ向けての行政としての取り組み、特例が実現することを想定しての基金の積み立て、また、地元企業、事業所へ、市長みずからが出向いて、趣旨の説明と資金拠出のお願い、さらには、地元以外の関係諸団体への要請、また忘れてならないのは、政治力の活用もあります。資金調達に市を挙げて取り組んでほしいと思いますが、この２点について再度お伺いをいたします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　それではお答え申し上げます。

１点目の、いわゆる請願駅に対する建設費はどうなんだと、こういうことでございます。いずれにしましても、この建設費につきましては、いろいろな設定条件があります。これらを勘案しまして、先ほど議員さんから言われました、市の予備調査報告書に試算された額、あるいは横浜線南八王子駅、そして去る７月６日に営業を開始いたしました五日市線の武蔵五日市駅の事例も既に把握してございます。これらをもとに、概算額を推定することはできると思います。したがって、その検討をこれから試みてみたい、こんなふうに思ってございます。

それから２点目の、基金の積み立てですか、これについては、確かに御提案のことについては、現在の財政事情もあります。この基金設置にかかる補正上の問題もございます。これらも調査しまして、これから検討したい、かように思っております。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　今回の一般質問は、新たな行動を起こしたことにつきまして、いろいろと知りたいことがございましたので、浅く広く質問をさせていただきました。きょうの市側の答弁をもとに、これからの一般質問、あるいは交通対策特別委員会等の中で議論をしていきたいと思っておりますけれども、最後に市長の方から、特に資金調達について、今後どういうふうな考え方で臨んでいかれるのか、そのことについてお尋ねをしたいと思いますので、市長のコメントをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今、運動組織と体制をつくることを一番大きな目標と考えております。資金調達につきまして、また努力することは言うまでもありません。金額等については、まだ基礎的な積算をやっているわけでもありませんし、申し上げられる段階ではございません。

○議長（土方尚功君）　　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　　資金調達のことにつきまして、中に入ったお答えがいただけなかったことは大変に残念であります。何か今の御答弁を聞いておりますと、体制づくりはもちろん、全力を傾注して取り組んでいかなきゃいけませんけれども、資金の面での考え方が全くない、というふうに理解せざるを得ません。何かこの問題を消極的に考えている、そんな気も私はいたしました。次回といいましょうか、これからの一般質問の中で再度質問いたしますので、ぜひ市長、私たちが感服するような、そういう考え方を披瀝していただきたい、このことをお願い申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　　これをもって６の１、“西豊田駅誘致”実現に向け、体制の整備は出来たかの質問を終わります。

一般質問６の２、“なぜ有効活用しない”市遊休保有地の通告質問者、佐藤洋二君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時01分　休憩

午後１時19分　再開

○議長（土方尚功君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の３、旭が丘地域に念願の図書館をの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○２番（佐藤洋二君）　　それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

1987年、昭和62年の６月３日に提出されました「旭が丘図書館誘致に関する請願」は、同月の市議会定例会におきまして、全会一致で採択されました。請願の内容要旨は、公共図書館を利用する人は、幼児から大人まで、さまざまな段階に幅広く広がっており、私たちの生活を豊かにし、文化活動を向上させる糧として、図書館の果たす役割の大き

さを訴えた上で、旭が丘地域は、中央図書館を利用するには遠く、交通の便もないこと、また、２週間に一度の移動図書館のサービス体制では、現実に合わなくなってきており、限られた住民しか利用できないということ、３点目には、千代田自工跡地に建設される公団住宅により、人口が増加することなどを考慮云々、以上３点を誘致根拠に挙げ、旭が丘地域に図書館の建設を訴える内容であります。

そこで、今の請願の誘致根拠、３点について市側の見解を求めたいと思います。

１点目の、中央図書館を利用するには遠く、交通の便もない、ということについてであります。昭和62年にこの請願が提出されたわけでありますので、提出後９年が経過したことになります。当時と今を比較しましても、この地域の交通の利便は、余り変化していないと私は思います。つまり、請願に挙げられている根拠は、９年たった今でも主張ができるということであります。このことについての御見解を求めたいと思います。

次に、２点目に挙げられています、誘致根拠についてであります。シティハイツができたことで、移動図書館が同居所内に停留し、その用に供していますが、旭が丘地域への２週間に１度のサービス体制では、限定された時間の中で、その時間にしか本の貸し出しを受けられないことを含め、基本的に変化しておりません。つまり、このことも、請願されたときから余り変化、向上していないということであります。このことの御見解を求めたいと思います。

３点目は、シティハイツは既に完成されました。多くの方が居住もされています。確かに請願に危惧されているように、人口増が既成化されました。シティハイツの世帯数、それから居住者数について、どの程度の規模かをお伺いをいたします。

また、請願者の方々が誘致根拠に挙げられました３本の柱と、日野市立図書館の発展計画のための調査・研究の調査結果と、日野市の分館構想、これらを総合しまして、旭が丘図書館の必要性を再度、お伺いをいたします。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　最初に１点目の、中央図書館の利用するには遠い、交通の便もないという点でございます。日野市の現在の図書館のサービスの状況から、旭が丘地区の市民の方々が主として使用される図書館施設、これは中央館と社会教育センターになります。御指摘のとおり、現在も状況には、残念ですが、大きな変化はございません。

それから２点目の、移動図書館のサービスでございますけれども、旭が丘地域への分館設置が現在まだ実現しておりませんので、時間的には制約がありますが、移動図書館

駐車場を御利用いただくか、先に申し上げた中央館あるいは社会教育センターを御利用いただく、そういったサービス体制については、大きく変化はございません。ただ、全域の移動図書館の駐車場の見直しをその後行い、現在、47駐車場のうち、旭が丘地域につきましては、８カ所の駐車場を設置しております。また、人口密度が特に高いシティハイツ日野旭が丘周辺につきましては、シティハイツ駐車場と隣接する旭が丘中央公園の駐車場の巡回回数を、都合がつけば、週に１度の御利用いただけるというようなことで配慮して、今日に至っております。

それから３点目の、シティハイツ日野旭が丘の世帯数でございますけれども、住民基本台帳によりますと、平成８年９月１日現在でございますが、442世帯、1,379名でございます。

それから４点目の、旭が丘図書館の必要性についてということでございます。旭が丘地域に分館を設置した場合に、これらの主なサービスエリアといいますと、町名で申しますと、旭が丘、西平山になります。人口の対象は約１万5,000人から２万人が対象になると想定されております。したがいまして、旭が丘地域への分館設置の請願が既に採択されているということ、また、御指摘にありました調査報告書の中でも、この地区の分館の設置の必要性が提言されております。それらをかんがみまして、現在、生涯学習部といたしまして、図書館の将来の施設計画、これらを検討しておりますけれども、その中では、日野市の分館の構想といたしまして、この旭が丘地区は、所蔵の冊数で申しますと、５万冊以上のいわゆる中型分館を設置する方向で現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。

趣旨を理解していただきましたので、再質問はありませんので、若干の意見を述べ、この項目の質問を終わりたいと思います。

９年前に提出された旭が丘地域への図書館建設の請願根拠が、今でも解消されいないこと、また、分館設置の必要性を十分に認識されており、行政の展開に意を強くしているところであります。採択された請願の趣旨を尊重されまして、御答弁にもありましたが、今後、早い時期に中型分館を設置する御努力をお願いをいたしたいと思います。

さて、日野市の図書館行政は、中央館に伴って、高幡など７館の分館と移動図書館を擁し、またレファレンスルーム、市政図書室など、私的なものを含めまして、全国から

見れば、指導的役割を果たしてきている自治体であると私は思います。しかし、いつでも、どこでも、だれにでものモットーの図書貸し出し冊数は、かつて全国で１位ということで、100万冊を超えた時代もありましたが、昭和58年をピークに、それ以降、順位を下げてきております。さまざまな事情、理由によるものでしょうが、他自治体図書館行政の先進地に追いつけ、追い越せの施策に比べ、日野市は、これまでの図書館の日野市という名声に甘んじていたと思いませんが、分館構想を含め、図書館行政がややおくれてきているのではないでしょうか。日野市が今、全国的に見て、どのような指導的な立場にあるのか、質問をいたしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　お答えをいたします。

御指摘のように、昭和40年代の日野市立の図書館開館当時におきましては、人口１人当たりの貸し出し冊数は、全国でも１位ないし２位でございました。御指摘のとおり、58年の106万冊をピークに、貸し出し冊数は減少傾向があらわれてきております。ただ、平成６年以降、再び100万冊台の貸し出し実績に戻っております。この大きな要因といたしましては、財政事情の厳しい中で、日野市は図書館にとって最も大切である資料の収集に最大限の努力をした結果であろうというふうに推察しております。今後とも、市民に役立つ図書館として機能するよう十分に努力してまいりたい、そのように考えております。

それから、図書館は各自治体それぞれが一定の方針に基づいて運営をしているわけでございます。当然その中で、相互に資料の協力関係については十分に協力関係ができておりますけれども、自治体間での、図書館同士での指導とか上下関係というものはございません。ただ、現在でも日野市は、各市からの多くの視察を受けているというのが現状でございます。

また、日野市の図書館は、中央館、分館、あるいは移動図書館、こういったもので図書館のサービス網ができております。このサービス網、あるいは日野市独自の市政図書室の設置、あるいは障害者に対するサービス、こういったものは現在も、全国的に見て、進んだ運営をしているというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

この質問に対しましても、再質問はございません。意見だけ述べさせていただきたい

と思いますが、日野市の図書館行政は、分館構想の立ちおくれ、また、図書貸し出し冊数の大幅な落ち込みなどもあり、図書館行政がおくれてきているのではないか、と指摘しましたけれども、今の部長の御答弁のとおり、図書貸し出し冊数も、平成６年、７年と、100万冊を超え、もとに戻ってきた、また、図書館サービス網、障害者サービスなど進んでおり、日野市の図書館行政を視察する自治体も多くなってきている、こういった部分から見ても、全国的に進んだ運営をしている、というふうな御回答でございました。これまでは「日野の図書、図書の日野」というううわさもありました。ぜひ、今後とも、先進的な運営に努力をしていただきたいというふうに思っております。

続いて質問に入りますけれども、かつて日野市立図書館の発展計画のための調査・研究を、社団法人日本図書館協会が調査しました。その調査・研究の結果、旭が丘地区を含め、今後、５カ所に分館が必要という提言がされました。そのうちの落川・百草地区は既に建設されましたが、残り４館の分館構想が、どう進んでいるのか、総論で結構でございますので、説明をしていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　御指摘の調査報告書では、確かに分館設置の提言を５地区受けております。百草・落川地区につきましては、既に解決をしておりますが、未設置の地区が４地区ございます。旭が丘地区、栄町・新町地区、石田・下田地区、南平地区と、まだ課題を残しております。これらについての分館構想でございますけれども、現在、生涯学習部では、日野市立図書館網の将来構想案というものをさらに具体化するために検討を進めているところでございます。

現在の図書館の施設別に利用状況を分析してみますと、それぞれの地区館、分館によって、開館時間が相違がありますが、厳密に比較ができないのですが、いわゆる中央館、高幡図書館のように、蔵書の冊数の多い図書館につきましては、貸し出しの実績が増加の傾向にございます。他の図書館利用につきましては、利用が横ばいの状態ということになります。そして、児童の減少の大きな要因というふうに考えられますが、いわゆる小さな分館でございます多摩平、あるいは百草台児童図書館等、あるいは移動図書館は、実績が極端に減少しているというのが現状でございます。

これらの状況を見まして、これからの図書館施設につきましては、今生涯学習部で検討を進めておりますけれども、５万冊以上の蔵書を有するような規模の施設として、蔵書内容の充実、あるいは開館時間等の改善を図る必要があるというふうに考えております。このようなことを、基本ベースを念頭に図書館の今後の適正な配置について鋭意検

討していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　２点再質問をさせていただきたいと思います。

その１点は、今後の分館設置の参考にしたいと思います。日野市の分館の中で、一番小さい分館、その面積がどのぐらいか、これについてお伺いをしたいと思います。

二つ目には、今部長からもお話がありましたけれども、児童数の減少に伴って云々という中で、移動図書館が極端に貸し出し冊数が減っている、こういうお話がございました。移動図書館の貸し出し冊数の減っている主な理由はこれ以外にもあるのかどうか、この２点についてお伺いをいたします。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　１点目の、小規模な分館というのはどのくらいの平米数かということでございます。一つは市政図書室を参考にしていただきたいと思いますけれども、現在の市政図書室が140平米でございます。これよりもさらに規模が小さい施設というふうにお考え、御理解いただきたいと思います。そうしますと、百草台の児童図書館、百草台児童館の１室を利用しておりますが、平米数が40平米でございます。それから社会教育センター図書館が66平米、多摩平児童図書館が105平米でございます。これらがいわゆる小規模の分館と、私たちは呼んでおります。

それから、移動図書館の貸し出しの実績が減少した理由で、先ほど、市内の児童数の減少というふうに申し上げましたけれども、そのほかにつきましては、これは推測でございますけれども、いわゆる子供の活字離れが進んでいるということも一つの要因であろうかと思います。それから、子育てが終わって、母親等もパート等に就業する家庭が比較的ふえているんではないか。そういう関係で、いわゆる移動図書館の巡回時間に不在になるケースが多くなっているんではないかというようなこと、それからもう一つは、分館網が一定の整備が、まだ完全ではございませんが、整備をされてきております。移動図書館から近くの固定の図書館施設の利用へ移行したというようなことが考えられるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　二つの再質問で部長の方から御答弁いただきまして、理解ができました。若干私の意見を述べて、この再質問を終わりたいと思います。

未設置の４地区について、生涯学習部で、日野市立図書館網の将来構想案をさらに具体化するための検討をしており、現在の図書館網の現実を注視しながら、図書館の適正配置を検討するということでありますが、その検討を急ぎ、早い時期に結論を出していただき、図書館行政の全国的に進んでいるとおっしゃる「図書館の日野」にふさわしい分館を設置されることを強く望んで、この質問を終わります。

続いて、４点目の質問に入りたいと思います。旭が丘地域への図書館建設についてお伺いします。この地域への図書館設置については、設置要望の非常に高い地域であり、行政側も図書館の分館構想の中でも、その必要性を認めており、その実現に向け、現在検討しているが、適当な場所がないことから、具体的な建設計画が策定できない、これがこれまでの経過になっております。今どのようにこの旭が丘の分館構想が進んでいるのか、その後の取り組みについて御説明をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　旭が丘図書館の建設について、現在どうなっているかということでございます。これまで旭が丘地区の分館設置の請願に対する対応、経過についての御質問については、数多くいただいております。その必要性につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、十分教育委員会生涯学習部としても、認識しております。ただ、地域分館として機能する規模の施設であり、将来的に地域住民のいわゆる生活動線を配慮した場所に適当な用地、場所を確保することが現在、大変、非常に困難な状況でございます。これまでと同様に、具体的な計画の策定ができない状況にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　意見だけ述べて、この再質問を終わります。

いわゆる適地がないということで、具体的策定計画が立てられない状況であるということであります。これまでも行政が旭が丘地域への分館配置で、二、三の候補地が挙がり、検討したが、帯に短したすきに長しということで、なかなか適地が確定できない状況にあることは漏れ伺っているところであります。請願提出のとおり、旭が丘地域に分館を希望する方は、非常に多いわけでありますけれども、旭が丘地域に居住される方が中央図書館等を利用される割合は、居住人口の23.4％に過ぎません。ところが、中央図書館設置の豊田二丁目は39％、高幡図書館設置の三沢四丁目の利用者は、居住人口の43.6％にも上っています。住民の方より、居住地区に分館を設置してほしいという要望

に対し、行政もその必要性を認識しています。知恵を出し合い、一日も早い設置を強く要望するものであります。

残り14分ということでありますので、最後の質問に入ります。

次に、図書館の用地、いわゆる適地がないということであれば、旭が丘中央公園に設置してほしいという質問であります。市がこれまでに旭が丘地域内に図書館を建設しようと努力されてきていることは伺っており、評価もできます。しかし、要望の高い地域にもかかわらず、適当な候補地がない。そのために、行政もその必要性を認めながらも、具体的な建設計画が策定できない。何とも歯がゆい話であります。そこで再度、中央公園内への設置についての要望をいたしますが、まず建設部長にお伺いをいたします。もし、法的なものを含めまして間違っていましたならば、御訂正をしていただきたいと思いますが、旭が丘中央公園の面積は約２万6,000平米で、都市公園の位置づけがされています。したがって、都市公園法の施行令によりまして、都市公園内の許容建築面積は、法律が変わりまして、100分の10でありますので、その範囲内で公園施設は建てられる、こういうふうに理解してよいでしょうか。御見解だけ求めたいと思います。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　ただいま議員さんの申されたとおりでございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　もちろん、この建築物である公園施設の設置が、「公共オープンスペースとしての機能を阻害するおそれがあるので、特例を適用する場合は、十分留意すること」の文言があることも承知しています。そこで再度、この中央公園内の図書館設置について担当部長のお考え方を求めたいと思います。今の建設部長の御見解のとおり、中央公園内には法的には図書館がつくられる、こういう見解を示していただきました。中央公園内の分館設置はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　今の公園の法改正で、100分の10ということでございます。スペース的には確かに、2,600平米ほどになりますので、可能であろうというふうに考えております。ただ、旭が丘中央公園に分館を設置することにつきましては、今議員さんからも御指摘がありましたように、幾つかの問題点がございます。一つには、御指摘のように、市民の憩いの場、スポーツ広場としての公園の機能を損なうおそれがあるということ、また、公園内にスペースを設置できますが、いわゆる駐車場が確保できないということがございます。施設はできても、駐車場が確保できないということに

なりますと、また公園周辺についての駐車場の用地の確保等、あるいは路上駐車の問題等が出てくるというようなことも考えられます。また、この地区のサービスエリアは、さきにも申し上げましたけれども、西平山四丁目、五丁目も含むということで、将来的には、いわゆる旭が丘地域の生活動線等も勘案すると、今話が出ております（仮称）西豊田駅が予定されている周辺も考えられるんではないかというようなことで、他に適当な場所が、あるいはそれに向けて、確保に向けて努力をしていきたい、そのような考えでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　再質問と意見を述べ、その意見に対しまして、市長から御回答をしていただき、この質問を終わりたいと思いますけれども、今部長の方から、設置については可能であるけれども、幾つかの問題点があるということで、３点の問題点が提示されました。そのうちの１点で再質問いたしますけれども、駐車場が確保できない、こういうお話であります。今、中央館には、２年ほど前から駐車場が確保できました。分館の中で駐車場のないところがあると思います。分館の中で駐車場のないところについてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　分館の中でいわゆる駐車場がないというのは、百草図書館、これは百草の駅前でございますけれども、駐車場がございません。また、高幡図書館につきましても、専用の駐車場はございません。それからあとは、多摩平の児童図書館、これは子供が利用するわけですけれども、ここも駐車場がございません。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　わかりました。

百草と高幡、それから多摩平の児童図書館にないということですね。このあとは市長の方に私の意見を述べながら、お答えといいましょうか、コメントをいただきたいと思っております。

今、部長の方から３点の事柄で、設置が大変難しいんじゃないかと、こういうお話でありました。私は、市民の憩いの場、スポーツ広場としての公園機能を損なうおそれがある。この問題につきましては、スポーツ広場に生涯学習の拠点となる図書館がある。１区画に文武両面の施設がある。これが市民にとって、何とも利用しやすい施設ではな

いでしょうか。例えば、あの中でジョギングをし、ジョギングを終えた後、疲れた体をいやしながら本を読む、野球をやった後、本を読む、こういうことでは非常に、図書館を利用しやすい。そういう意味では、市側が言っているような、公園機能を損なうおそれというものは、私はないんじゃないか、こういう気がいたします。

また、駐車場スペースが問題になっていますけれども、確かに駐車場は必要だと思います。しかし、今の部長の御答弁のとおり、百草、高幡、多摩平の児童公園には、駐車場がないと言われております。旭が丘の中央公園だけに、駐車場がつくれないから設置については難しい、こういう理屈はちょっと無理があるんじゃないか、こんな気もいたします。(「そうだ。徹底追及しろ」と呼ぶ者あり)西豊田駅の開業の問題も出てきております。先ほども西豊田の誘致問題について触れました。やっと今、その第一歩が踏み出したところであります。このまま運動を続けて、一日も早く西豊田駅の誘致が実現できるように私も望んでいるし、行政の方もその努力をしていただきたいと思います。しかし、これはどのぐらい先のことになるか、正直言ってわかりません。

また、行政が旭が丘への分館設置の必要性を十分に認識をされております。また、その十分に認識をされている中で、これまで行政が旭が丘に分館をつくるために、いろんな努力をされてきたことについても、私は知っております。バブルの崩壊以降、いろんな経済情勢の悪さが目立ってきております。これからの中で、先ほど部長の方から、分館の小さい分館名と広さについてのお話がありましたけれども、相当5万冊の分館構想をお持ちであります。その5万冊の分館構想の中の用地買収というのは、かなり無理が出てくるんじゃないか、こんな気もしてなりません。そういった意味で、法的にクリアできている旭が丘の中央公園の中に何としても行政の努力によって図書館の分館をつくっていただきたい、こう思いますが、市長、いかがでしょうか。残り3分です。

○議長(土方尚功君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　私の頭に、旭が丘地域に求められるもの、一つには交番の設置、交番ができなければ、駐在所というような形のことも考えられるわけであります。このことにつきまては、警視庁当局自身の今用地確保の行動が進んでおりますので、見きわめていきたいと思っております。

それから、図書館が欲しいという地域の運動もあるわけであります。地域の住民の方々の生活動態から考えまして、多摩平に出ていくコース、これが一番優先順位が高いだろうと思います。今までの言い方で、何か大きい建物のできる機会に、ひとつ設計の中に入れていただくような、そういう工夫をしたいというふうには思っておりますが、その

ような建物の計画もまだ具体的にはないものですから、なかなか現実のめどが立たないという状況にあります。

中央公園にという大きな観点からの考え方も、他の手段が絶望だという結論になれば、あるいは視野を広げるということも必要かもしれませんが、当面、やはり水道部かいわい、あるいは市営住宅かいわい、あのあたりに適地がないだろうかということを点検をしてみたいという考えがございます。中央公園をなるべく中央公園として、地区センターのあることでもありますし、公園機能を阻害しない形で、それぞれの役割を果たしていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　１分切りました。市営住宅、あるいは水道部ですか、あのあたりに適地があるかどうかということで検討していきたい、こんなふうな話もありました。ぜひ、この請願が一日も早く実現できるように、これまでの努力をさらにしていただいて、御努力をお願いし、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって６の３、旭が丘地域に念願の図書館をの質問を終わります。

一般質問７の１、スポーツ施設の充実について問う。①（仮称）仲田総合体育館の建設について、②市民野球場の建設についての通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（奥住日出男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

御案内のように、昨日、市民会館において、日野市の敬老大会が開催をされました。多分、過去、午前午後がほぼ満席になったのは初めてではないかなというくらいのお年寄りが参加をされました。約私の計算で2,000名近くになったかなと。あの光景を見て、生涯、健康づくりのまちを一層目指さなければならない、こんなことも感じたわけでございます。特に市長のごあいさつ、さらには、土方議長のごあいさつを聞いていて、その意を強く持った一人でございます。そんなことも頭に入れながら、一般質問をさせていただきます。

まず、スポーツの秋、こういう季節を迎えまして、体を動かして頑張ろうという方が、数多くいらっしゃるんではないかというふうに思いますけれども、過去多くの議員が、スポーツ施設の充実については本会議、あるいは委員会等で取り上げてまいりました。私も何回か質問をさせてもらったわけでございますけれども、今回は２点に絞って質問

をさせていただきます。１点ずつ別々に質問をいたしたいと思います。

まず１点目は、（仮称）仲田総合体育館の建設についてでございます。ただいま申し上げましたように、スポーツの秋を迎えて、多くの市民が年齢を問わず、体を動かそうという気持ちが嫌が上にも盛り上がってきております。ところが、いろんな資料を見ますと、スポーツ施設の利用者数がここ数年、横ばいの状況になってきています。なぜだろうかなということで、関係者に聞きますと、担当部局の分析によると、これは施設の限度に近い利用状況になっている、こういうことが言われました。裏を返すと、それだけ施設が少ないのかな。社会の動向を考えれば、市民のスポーツ活動に対する高まりというのは、だれでも容易に判断ができるわけでございます。

こういうことを考えると、やはり施設の拡充が必要である、こういう結論に行き着くわけでございます。とりわけ市民のだれもが気軽にスポーツ活動ができて、楽しみながら、仲間との交流をできる、こういう施設である総合体育館の建設は、もう待ったなしの状況下にあります。過去何回も言われた南平体育館がもう、飽和状態である。場所的なこともありまして、京王線を越えて向こうまで行くというのが、どうも地理的にもアンバランスな状況下にあるということも、それに水を差しているようですけれども、いずれにしても、体育館が１館しかないということで、ほとんど365日使っているのか、あるいはもっと少ないのかわかりませんけれども、連日満員、こんな盛況である。そこで２点について質問をいたします。

まず１点は、ことしの３月26日に、（仮称）仲田総合体育館建設検討委員会から「総合体育館建設に係る基本的な考え方について」ということで、約１年２カ月にわたって審議をされた答申が出されました。この答申を受けて、今後、建設に向けてどのような形で進めていくのか、考えをお聞きしたい。

ダブりますけれども、２点目は、具体的に建設時期がいつになるのか、このスケジュールをあわせてお答えいただきたい。この２点についてまず答弁をお願いします。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　今御指摘のように、（仮称）仲田総合体育館建設検討委員会の答申が、３月26日に市長へ答申が出されました。それを踏まえまして、今後の対応といたしましては、答申の中でも触れられておりますように、いわゆる週休２日制の普及による余暇時間の増大、あるいは高齢化社会の進行に伴う市民の体育スポーツ活動に対する欲求、要求ですね、非常に多様化してきております。これらのもとになっております健康体力づくりや、スポーツ活動の中心的な場としての多目的な屋内体育館建

設の必要性は十分認識をいたしております。したがいまして、私どもの方では、第３次基本構想、基本計画に総合体育館の建設の計画についてこれから計画をしている、というふうに考えております。また、基本計画の中では、前期と後期に分かれておりますけれども、私どもの方では、前期に用地の取得、後期につきまして、その建設について具体的な検討を進めていきたいというふうには考えております。

それから、そのスケジュールということでございますけれども、体育館の建設を予定している桑園跡地は、現在、東町土地区画整理地区内でございます。現在、区画整理事業が施行されておるわけでございますけれども、現在の事業の進捗事業によりますと、仮換地の供覧が平成８年度中に予定されておりますが、多摩川のスーパー堤防化の結論が出ていないというようなことで、確定していないというふうに伺っております。仮換地の指定は、平成10年度以降、部分的に数年かけて行われるというようなことも聞いております。東町の区画整理事業の進捗状況によって、用地取得の時期が変わってきますので、現段階では、具体的な建設時期等についてのスケジュールについては、今後検討してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

検討していくというお話ですけれども、市長にちょっとお伺いしたいんですが、市長が３年前に市長選に出られるときに、ちょうどこれ、私のポストの中に３年前投函された資料がここにございます。「おくればせながら、豊かな人間性をはぐくむ文化・スポーツのまち、文化創造元年」というようなタイトルで、「グレードアップ、スポーツ・文化施設」というような記事が載っています。これは公約ですね。この中に「総合体育館、温水プールつきのものを建設をします」というふうに書かれております。来年４月がちょうどその任期になりますから、今生涯学習部長が言われた、全くいつになるのかわからない。区画整理との関係だから、10年以降になるんだろうけれども、スケジュールについては申し上げられない、というようなお話でしたけれども、市長、３年前に市長選に出るに当たって、こういうことを、私も日野市民ですから、ポストに入っていたものを大事にしまって、今初めてあけてみて、ああ、やはりきちっと書いてあるなあというようなことで今質問しているんですが、市長は３年前の市長選に出て、あと数カ月で終わるわけですけれども、今生涯学習部長が御答弁された内容を聞いておって、市長の御見解をお伺いしたいと思いますけれども、市長の方から建設時期、答申を受けて、もう必

要性は十分わかっていると思いますけれども、どんなふうにお考えになっているのか、見解をお伺いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ここ相当期間、日野市が目指す都市像に向けて、緑と文化の市民都市と言える状況を目指しながら、着々という言い方はちょっと無理かもしれませんが、区画整理事業、つまり都市基盤の整備とともに、その地域地域の事業の中で、それぞれに文化・スポーツ施設をきちんと位置づけてきておる（「そうだ」と呼ぶ者あり）ということはもう、御承知のとおりだと御理解をいただけると思っております。

したがいまして、この都市基盤整備事業の進行と、それから財政事情のことも伴うわけではございますが、なかなか年次を限ってというわけには今のところ、言えないまでも、将来展望を十分具体的に整った見通しができるというふうに御理解がいただけるんではないかと思っております。そういうことを選挙の資料の中に多分、採用されたというふうには言えると思っておりますので、そのように御理解をお願いをしたいと思います。具体的には、今教育委員会の方でお答えをしておりますとおり、将来の姿というのは、かなり具体化してまいりました。大きな自治体行政というのは、また都市の建設というのは、営々として将来をしっかりと展望しつつ、取り組んできているということでございますので、そういう意味で、明確に御理解をお願いをしておきたい、こう思っております。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　行政の成果の評価をするのは市民なんですね。ですから、市長みずから、やっていますと言わなくても、市民がどう評価するか、それは市民にゆだねればいいことなんですが、確かに、そういうステップを踏んできているのはわかるんです。ただ、整備計画をつくります、ということをきちっとうたっているんですね。今の生涯学習部長の御答弁だと、そういうスケジュールが全くできない。なぜ諮問をしてきたのか。それだけの必要性があるから諮問したんでしょうし、それを忙しい中、数回の委員会を開いて、いろんな施設も見学して、こういう体育館がいいだろうということ、温水プールつきの体育館がいいんじゃないかということで、答申をされたわけです。答申をされて、多くの議員も、過去何回もこのことは触れてきている。ところがいまだに、いつになるのかわかりません、というようなことで、果たして市民が納得するのかどうか。市長の見解はわかりました。生涯学習部長ですね、第３次基本計画の中で計画していきたいという御答弁なんですが、まだそれもきちっと出ていない。前期と後期に分け

てやるということは、具体的に前期は何年度で、後期は何年度になるんですか。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　前期につきましては、1994年度から1998年度というふうになっております。それから後期につきましては、1999年度から2003年度までというふうに、基本計画の中でうたわれております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　であるならば、具体的に建設時期はいつごろになるかということはスケジュール組めるんじゃないですか。今のところまだ、その区画整理との関係で全然わかりませんということじゃなくて、少なくとも2003年までには建設されるんでしょう、総合体育館は。そうじゃないんですか。いかがですか、部長。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　私ども教育委員会では、そのように、いわゆる計画の中に盛り込んでいただくようにお願いをしているというところでございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　そういうことなんですね、教育委員会では。企画財政部長にお聞きします。今の生涯学習部長の答弁を聞いていまして、よく言われるように、生涯学習部の方では、できたものを管理すればいいんだというようなことを常々言われていると。これは本会議でもいろいろ聞いていますけれども、企画財政部長としては、いかがですか。今の御答弁を聞いていまして。2003年までに総合体育館ができる、このように御答弁いただけますか。いかがですか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　仲田総合体育館の建設計画につきましては、ただいま生涯学習部長の方から大筋説明をさせていただいたとおりでございます。確かに基本計画等を策定する段階での考え方ということで設定をしてきたところでございますが、先ほどの説明でもありましたとおり、この仲田総合体育館の建設を予定しております用地の確保につきましては、区画整理の事業等の関係で、時期が少なくとも、この基本計画の前期の期間の中で確保ができる状況には少なくともないということがはっきりしてきております。しかしながら、総合体育館の建設につきましては、これは今お話の中にもございましたとおり、大変重要な事業として位置づけをしておりますので、こうした状況の中で、できるだけ早い時期に、用地の取得が可能な時期を見据えて、今後の実施計

画のローリング等の中で、基本計画上の設定等をさらに進めて、具体的な検討ができるのではないかというふうには思っております。

ただ、ただいま正直申し上げまして、基本計画期間の何年の時点にというふうには、現時点では申しわけないんですけれども、なかなかお答えしにくい状況であるというところでございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　担当部長がそういうことなので、それでもどうなんだと言うわけにいきませんので、考え方はわかるんですけれども、冒頭申し上げましたように、敬老大会で70歳以上の方が今、約１万1,000名いるという。人口構成比として6.75％ですか、その比率になってきていると。「どうぞ、皆さん、人生の先輩として、これからもお元気で暮らしてください」ということを、いつも市長がごあいさつされます。一貫性がないんですよ。じゃあ、今後そういうふうにですね、老後を楽しく、健康で豊かに暮らしたい。よく言われるように、老後の健康を決めるのは、主に若いときの生き方であるということを言われます。私もそうだと思うんですね。若いときにどういう生き方をしたか。それによって老後が決まるんだ。お酒をがんがん飲む人もいるでしょうし、全く飲まない人もいるでしょう。スポーツをやる人もいるだろうし、やらない人もいるだろう。やるから健康で長生きするとは限りません。限りませんけれども、少なくとも一日でも長生きをしていただきたいということなれば、まず体を動かす。さらには、いろんな方と交流をする。よく言われる、年をとると、閉じこもり症候群といって、なかなか外に出なくなる。多くの老人が家の中に閉じこもってしまう。だんだん口もきかなくなる。で、寝たきりになるという、こういう閉じこもり症候群的な社会的な傾向が強いんですけれども、少なくとも市長がきのうもごあいさつされたように、日野市はまだ全国に比べて、高齢化社会には入っていないんだと。70歳以上８％にはまだ相当時間がありますよ。皆さん、ひとつ健康でね、というようなことを言われている。

いずれそういう時代になりますけれども、寝たきりにならないように、あるいは多くの方と交流ができるように、こういう施設というのは、どんどんやっぱりきちっと市長選に出るときに、やるんだと言ったらば、計画をしていただいて、進めていただきたい。その点は両部長が御答弁されましたように、計画も全くわからないんだと、今後いつになるかわからないというようなことでは、何のために多くの委員が委員会を開催して、議論を尽くして、そういう場所まで視察して、答申をまとめて出したのか。この答申がお蔵入りされることはないんでしょうけれども、スポーツを愛好する方がどんどんふえ

てきている。我々のレベルとはまた違うんですね、市民の方は。なぜできないんですかという、本当にもう、素朴な質問なんですよ。こういうことを多くの市民に今みたいなことを言うと、首をかしげる方も多くいると思います。

いずれにしても、今の段階では、はっきり申し上げられないということですけれども、生涯学習部長がおっしゃられたように、98年度までに用地を取得して、きちっと整備して、99年度以降、2003年までには総合体育館が建設できるように一層の努力をお願いして、この質問を終わります。

2点目の、市民野球場の建設について、引き続き質問いたします。

今、野球人口がかなり多くなってきています。日本の国技とも言っていいほど、特に軟式野球が盛んになってきていまして、今、日野市でも一般の方のチーム数が約107チーム、まあ、約107ということはないですけれど、107チームあります。1部、2部、3部というふうに分かれまして、多摩川の河川敷を使っているんですが、数カ月前から市の御努力で杉野学園の百草グラウンドが使えるようになりました。ただ、1部の強力なチームの試合というのは、ほとんどが企業のグラウンドをお借りしている。東芝さんであるとか、そういうグラウンドをお借りしてやっているのが実態なんです。一番最新の東京都の軟式野球グラウンドという資料を入手をしたんですが、この中で、河川敷以外でもってグラウンドがないのは、日野だけなんですね。特に16万以上の人口の中で、本格的な野球場がないのは、日野市だけです。これもこの市長選の中に出された資料に書かれているんですけれども、「きちっと整備をします」と書かれているんですね。公約として。

当局がスポーツに余り理解がないというのはよくわかるんです。「平成7年度の主要な施策の成果」というのがあるんですけれど、この中にスポーツ関係の記事が載っているのは、たった1行。それも市民陸上競技場の公認第4種を申請して認定されましたと、これだけなんですね。主要な施策の成果ですから、これに必ずスポーツ関係を入れろと言いませんけれども、これほど寂しい限りなんです。最近特に、本格的な市民球場をつくってほしいという声は、野球関係者から日に日に高まってきています。理事者側の方も十分承知をされていると思いますので、3点について質問します。

まず1点目は、過去からずうっと言われています建設計画、これについて今どんな考えを持っているのか。

2点目は、野球場について、担当部局の中で、何か検討をしているのかどうか。

それから3点目は、今の時代を考えて、あるいは今申し上げましたように、他市の施

設状況を踏まえたときに、日野市の現状ははっきり申し上げて、余りにも惨め過ぎます。この３点目については、市長の御見解をお伺いしたい。

以上、３点御答弁をいただきます。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　野球場の建設の件でございます。直接私どもが建設するわけではございませんけれども、今御質問の中で、軟式野球107チームとおしゃっておりました。そのとおり、毎年、市民体育大会の軟式野球大会等には約100チームが参加をしております。昨年までは多摩川グラウンドをメイン会場として実施されてきております。ただ、グラウンド数が面数が少ないために、年によりましては８月下旬から11月下旬まで、いわゆる長期間にわたることがあったのも事実でございます。今年度につきましては、御指摘がありました杉野学園のグラウンドが供用開始されたために、この点は非常にスケジュール的には短縮されたというような現状がございます。ただまだ、例えば公式野球場がないために、高校野球等の地区予選の大会等は、日野市ではまだ開催できないというのが現状でございます。したがいまして、グラウンドの建設についての必要性は十分私ども認識しておりますけれども、何分にも野球場を建設するという場合には、地形にもよりますけれども、約１万5,000平米以上必要とするため、大変用地の確保が難しいという状況でございます。

現在、北河原公園、あるいは農林省の淡水区の跡地等を一応対象の候補予定地として検討を進めているということでございます。ただ、建設予定地が確定しておりませんので、具体的な内容につきましては、まだ生涯学習部の方でも検討に入っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ、我々が考えることでありますが、日野市はいろんないい条件を持って、しかも今、基盤整備を行うちょうど時期に当たっておる。第１次の人口急増期をようやく突破をして、第２次の都市基盤の整備を行っている。そして、来るべき第３期には、いろいろな施策の予定地が具体的に実現をできる、こういうふうな順序で進みつつある発展途上のまちだということが、特に議会の方には御認識いただけるというふうに思っております。将来的に、その用地すら用意できていないということではなくて、用意はそれぞれに、一応の用意ができておるというふうに都市計画上進めつつございますので、実現できる年次を特定できるということは、現状では難しいとい

うふうに御理解をいただくことだと思っております。

当面は、病院の建て替え事業に全力を注がなきゃならない期間がございます。それからそれぞれの国有地、これらもまた確保する、こういう手順になっていくわけでありますから、一歩一歩正確なステップで前進をするというめどはほぼ立っているわけでありますから、そういう観点から現在のところ、特に御理解をいただきたい、こんなふうに思うわけであります。私自身、惨めとか、あるいは将来に責任のないとか、そういう日野市の現状は全くない。将来は非常に見事な「緑と文化の花の咲くまち」になり得るという素質を持っておるというふうに確信をしておりますので、そのような御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　生涯学習部長の方は、できたものを管理する、あるいは要望するという立場だというふうな答弁ですけれども、財政の問題と用地の問題というのは、いつもついてくるんですね。それがないからということで。今市長が、病院建設が今主なんだというようなお話ですけれども、私は病院のことを聞いているんじゃないんです。日野市長として、16万3,000市民のトップとして、公式のこういう野球場がない、河川敷以外ないという現状を、惨めじゃないと思っているというけれども、市民はそう思っていないんですよ。

例えば、５年に１回か何年に１回か、都下の大会でもって当番市が回ってくるんですね。日野市に来たときに、日野市はグラウンドがないものだから、断ったり、あるいは違う市のグラウンドを借りたりしてやっている。情けないというような声が、関係者からいつもあるんです。ことしもソフトボール大会が、５市の関係でやったんですけれども、そのときも、日野は本当にあれだね、グラウンド少ないねというようなことを聞いたんですけれども、学校を使ったり、浅川のスポーツ広場を使ったりしましたけれども、生涯学習部長が、高校が３校ある、予選ぐらいは使わせてあげたい、そういうお考えを持っている。我々はもっと下がって、青少年の健全育成という場で、今少年野球チームも少なくなっているんですけれど、それでも四十幾つある。公式競技の少なくとも準決勝ぐらいまで行ったらば、本格的なそういう市営球場でもって戦わせてあげたいなというのがあるんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういうことが大きくなって、いい思い出となって、またいい指導者になっていく。こういうことも考えますと、今市長が、私は惨めだと思っていないとか、胸を張って私は言っていいのかどうか。市長、本当にこれ、いろんな資料を見ても、本当に日野は寂しいですよ。何にもないんですから、グ

ラウンドが。やはり選挙のときにそういう公約したり、あるいはいろんな中で答弁されるんであれば、きちっとそれにあわせて、私は施策を進めてほしい、こういうふうに思いますけれども、企画財政部長、今市長の答弁を聞いて、担当部長として、過去何回も委員会なり、あるいはこういう本会議の中で質問してきて、その都度、国と折衝するとか、あるいは努力するとか、検討するとか、検討するということは何もしないというふうに私は受けているんですけれども、いまだにそういう考えなんですけれども、担当部長としてはどうですか。企画財政部長としては、現状を見て、惨めだと思うかどうか。これでいいんだと、市長の言うとおりです、というふうに言えるかどうか。私に答えなくて、市民に答えてください。いいんですよ、今の状態で、というようなことであれば、いいです、それで。そう思っているんであれば。いかがですか、担当部長。過去何回もやっています、この問題は。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　市民野球場の建設に関することでございますけれども、確かにグラウンドの整備といいますか、この市民野球場を持っていきたいということで、構想としてはかねて持っておりますことですので、このものが必要ないとか、そういうものがなくてもいいんだというふうには、決して考えているわけではございません。これまでも、先ほど生涯学習部長の方からも挙がりましたけれども、北河原公園の整備構想の中にも、この野球場の構想は持っていたわけでございます。この北河原公園等の整備が進む中で、この構想をできるだけ私どもとしては現実のものにしていくべきではないか。また、野球場ということになりますと、先ほどの説明でもありましたとおり、一定以上の面積を必要とするというふうな条件もございますので、やはり今時点、多少北河原公園の――北河原公園といいますか、この処理場の構造等に変更はあったといたしましても、再度ここでこの公園計画を検討する中で、これを実現させていくという方法が一つの道ではないかというふうに考えております。今後、基本的にはその方向で実現化を図っていくということが考えられるところでございますので、今申し上げましたとおり、また同様な答弁内容で恐縮なんですけれども、年次計画的に何年というふうには、なかなか正直申し上げて、申しにくい時期でございますけれども、この構想を実現していく、市民野球場が必要だということについては、十分な認識を持って臨んでいるところでございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　生涯学習部長、あるいは企画財政部長の方から、北河原公園

の話が出ました。これも市長の公約であれば、来年、再来年、1998年ですから、２年後には下水道が100％普及するという公約があったんですね。これはもう、もちろん、公約どおりいきませんけれども、ですから、市長が公約した、1998年までに下水道を100％普及させるという３年前の公約であれば、完成した暁には、あの上をそういう総合グラウンドができる、こういうふうに絵はかかれているわけです。ところがそれも、今部長がおっしゃったように、何年先になることやらと、こんなあきらめの境地の答弁でありますので、私は北河原公園なんていうのは、10年ぐらいたってもできないんじゃないか、こんな気がいたします。そうじゃなくて、市長が言った、四小の問題とか、過去にそういうことを言っているわけですね。第四小学校を、あそこをスポーツの施設にするとかね。ですから、そういった考えが庁内の中で、あるいは担当部内でもって何か話が出ているのかなあというような質問したんですけれども、それも出ていないようです。少なくとも用地がない、お金がない。簡単なんですよ、そういうふうに言うのは。ああ、そうか。じゃあ、できないなと。そういう問題じゃないんです。やはり、きっちとこういうものを一つの柱として出した以上は、それに向けて、じゃあどうすればいいのか。学校の統廃合をするとか、いろんな手があったと思うんです、今までに。ですから、そういうツケが今来ている。

しかしながら今、スポーツ愛好者がどんどんふえてきて、多くの方が、グラウンドが本当に欲しいんですよという、こういう声を、当然担当の方にも来ていると思いますけれど、それに対して、用地がないんですよとか、お金がないんですよということじゃなくて、もっと主権者が市民であるというんであれば、きちっとした計画をつくって、あと何年待ってください。今こんな計画で行ってますと、進んでいると、こういう答弁をぜひいただきたかったんですけれども、残念ながら、今回もそういう答弁がいただけませんでした。

これから二弾、三弾、さらに質問を、きょうはやめますけれども、続けていきますけれど、スポーツが進んでいる割には、余り日野市というのは、トップがそういう気がないという事例を１件だけ申し上げて終わりたいと思いますけれども、これは過去にもお話ししたと思うんですけれども、昨年、市内の大坂上中学校が、東京都の大会で、中体連で優勝した。決勝で羽村二中を２対０で破って、さあ、いよいよ関東大会だ。こうなったときに、どういうわけか、大坂上中は、関東大会には出しません。関東大会へ行くのは羽村二中です、とこうなったんですね。で、保護者も選手も、なぜだ、こう聞いたらば、何の返事もなかった。それをずうっとさかのぼってスタートから聞くと、ああ、そうか

という面もあったんですね。大坂上中が中体連で優勝して、市役所にその報告に来た。あるマスコミが、「大坂上中が関東大会に出ます」、こういうふうにはっきり書かれたんですね。関東大会へ行っても、頑張ってきます、こういうふうに言ったらば、普通だったらば、トップが、そうですか、おめでとうございます。頑張ってくださいねと。何かあったら、ひとつ言ってくださいと。ここまで言ってもいいかどうかわかりませんけれども、そのぐらいの激励があってもしかるべきなんですが、何のお褒めの言葉もないし、何もなかったそうです。ああ、そう、ってな感じだったらしいんです。ほかはどうかというと、都内の方では、バスを出してくれたり、交通費を出したり、区長なり市長がみずから応援に行くなり、それはそれはもう、市民ですから、一生懸命やってくれた。

決勝で羽村二中を２対０で破った途端に雨が降ってきた。物すごい豪雨だっそうです、夏ですから。みんなはもう、自分たちが乗ってきたバスでもって全部帰っちゃった。参加した多くのチームが。大坂上中だけは、ダックアウトにひざまで水につかって、外へ出られないんです。ないから、電車で来ていますから、皆さん。日野駅から電車で行っているんですね、生徒は。先生も、保護者も。そういう足がないものですから、びっしょりになって雨のやむをのをひたすら待った。１時間数分たって、雨がやんだ。保護者から私も訴えられたんですけれど、本当に奥住さん、惨めですよと。びっしょりになって生徒も、がたがた体を震わせて優勝したんですよ。でも、そういう交通手段も何もないんで、駅まで行く間、ぬれちゃうんで、じいっとベンチでもって耐えてたんです。しかもそのあげく、追い打ちをかけるように関東大会には行けなくなっちゃった。

二、三、あれがそうだったのかなというのは、羽村二中の生徒は、イニングの終わるたびに、冷たいものを審判に持っていったり、おしぼりを渡したり、こういうことをやっていた。心証をよくするというのはありますけれど、関係ないです、それはゲームとはね。そんなものは。それで、試合の合間にたばこの吸い殻を拾ったり、何かごみを拾ったりしているそうです。大坂上中は何でと言ったらば、いや、大坂上中の生徒は、試合と試合との間に、暑かったかもしれないけれど、ユニホームを脱いで、アンダーシャツ１枚でもって寝転がっていると。羽村二中はどうしたの言ったら、同じことをやっていたというんですね、羽村二中も。何でそういう、まさかそんなことが選考の理由じゃないんでしょうね、と言ったら、いや、それはわからないですけれども、強いて挙げると、目立ったなあと、こういう保護者の声があったんですね。

これは市の姿勢云々じゃなくて、その市の市役所に来たときに、トップが激励の一つもしてあげればよかったんでしょうけれど、それも何もなかった。何となく来て、報告

して、何となく寂しい思いで帰った。学生たちは大人不信、保護者は行政不信、審判不信、関係者不信ということで、この子たちが大きくなったらどうなるんだろう。たまたま大坂上中のエースの子は、なかなか性格がよくて、今小川議員の息子さんの後輩に当たる国士館の方でピッチャーとして今、ことし１年生で投げていますけれども、私も将来、３年間頑張って、甲子園に行けと、こういうことを激励をしているわけですけれども、そういう面からも何か冷たいんですね、日野市というのは、スポーツに対して。ですから答弁も、何となくそんな感じでされてしまうのかなあ。

私は私なりに整理をしてまとめますけれども、市民にどうやって報告していいのか、正直言って今迷っています。悩んでいます。これ以上質問はやめますけれども、こんなことも市内にはあったということを胸の内にとめていただければ幸いかなと。このことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって７の１、スポーツ施設の充実について問う。①（仮称）仲田総合体育館の建設について、②市民野球場の建設についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時45分　休憩

午後３時22分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、市民が安心して暮らせる防災対策を推進せよの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（江口和雄君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

市民が安心して暮らせる防災対策を推進せよというテーマでございます。防災をテーマとしての一般質問は、私自身でも３回目になります。また、本定例会の初日に馬場議員からも、地域防災計画や、あるいは防災訓練についての指摘があり、多くの論議が交わされました。

そのようなことからも言えるわけでございますけれども、防災は国民、市民の永遠のテーマと言っても過言ではないと思うわけでございます。昨年の阪神・淡路大震災から

１年半が過ぎましたが、その傷跡は到底消え去るものではありません。依然として避難生活を強いられている方も、相当数いらっしゃるとのことを聞いております。またさらに、今でも地震の影響によりまして、病気やけがをされた方がお亡くなりになっているということも聞きます。親を亡くした子供、子を亡くした親、ひとりぼっちになってしまった人、あるいは家をなくした人、職をなくした人などなど、地震や火災、台風、水害などの災害は、一瞬にして人々を不幸に陥れます。

しかし、いわゆる天災というものからは、絶対に逃げることはできないわけですけれども、その被害をできるだけ少なくすることや、被害があっても、復旧を速やかに行う、安全なところへ迅速に避難できるなど、訓練や予防、各種の対策を立てることによって、最小限の被害にとどめることは相当あると、できるのではないかと思います。

ことしもまた台風シーズンを前に、「防災の日」を中心として、各地域で防災にまつわるイベントが数多くとり行われております。日野市も８月25日に総合防災訓練を実施したことは御案内のとおりでございます。このようなイベントが行われるたびに、市民は安心して暮らしたいと、だれもが思うのではないかと思うのでございます。基本的には、安全や暮らしは、自分自身で守るものだと思いますけれども、行政がそのための支援をする。個人ではできないところを担当するということは、非常に大事なことと思います。そのような視点から、幾つかの質問をいたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

まず第１点目は、阪神・淡路大震災により、地域防災計画が大きく見直しをされるということは、この議会でも以前に明らかにされましたけれども、その進捗状況を御説明いただきたい。見直しにつきましては、国では災害対策基本法、東京都も地域防災計画を既に見直しが終わったというふうに聞いておりまして、日野市の地域防災計画がこれから行われると思いますけれども、平成８年度中には取りまとめられるようなことを聞いておりましたけれども、現時点での作業はどこまで進んでいるのか、お聞かせをいただきたいと思います。あわせまして、日野市としてのより実践的なマニュアル等についても見直し作業が行われているかと思いますが、それにつきましても、進捗状況をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　地域防災計画につきましては、災害対策基本法で、その義務づけがされております。これまでも赤い冊子で基本計画ができておるわけでございますけれども、御質問にございましたように、阪神・淡路大震災の教訓ということで、こ

れを見直すということで、現在手がけております。災害対策基本法に基づき、国あるいは地方公共団体、特に都道府県、また市町村というような段階でそれぞれがつくっておるわけでございますが、国におきましては、中央防災会議におきまして、阪神・淡路大震災の教訓を生かして、昨年の７月に修正されておるところでございます。

それから東京都におきましては、やはり阪神・淡路大震災の教訓を生かしたということで、緊急的な見直しということで、ことしの３月に地域防災計画を修正してございます。ただ、東京都におきましては、これは阪神・淡路だけのことでなく、ちょうど見直しをやっておったところでございまして、それの見直しに、阪神・淡路大震災の教訓を取り入れたということでございます。特に東京都におきましては、海洋型地震を予定して地域防災計画を見直したところでございますが、直下型地震については、まだ見直しを行っておりません。この直下型地震の被害想定につきましては、来年度一応想定といいますか、調査の結果が出ますので、それに基づきまして、直下型震災に対するまた防災計画をつくる予定になっておるようでございます。

それから日野市でございますが、日野市におきましては昨年、防災会議を持ちまして、やはり日野市の地域防災計画を見直すという方針で、それぞれの関係機関に見直しをお願いするということで方針が決まっております。特に市に直接かかわる市の行政で行う見直しにつきましては、各対策部がございます。対策本部を置きますと、それぞれの教育対策本部とか、建設対策本部、総務対策本部、財務対策本部というような部門が分かれてございますが、それぞれの部門に対して、個々に検討会を開きまして、見直しについての討議を行っております。それで、この春、大体見直しの骨子ができております。そして、東京都の３月の地域防災計画との整合を図るため、ここでその調整を行っておるわけでございますが、現在、その調整を文言にし、編集していくということを予定してございます。その編集していく過程の中で、若干コンサルタントの力もおかりして、全体に印刷をし直すというようなことを考えており、このたびの議会の補正予算でもお願いしておるところでございます。

また、御質問にありましたマニュアルにつきましては、膨大な400、500ページからの印刷物で、すぐ災害時に、これを見て対応するということは難しいわけでございます。それぞれの対策部におきましては、できればＡ版なりＢ版の１枚の紙で、大体自分たちの担当・役割の行動がとれるようにというようなマニュアルが必要だということは、昨年来感じておるところでございますが、本体的な地域防災計画がまだでき上がっていないものですから、マニュアルもこれの後に個々の対策部についてのマニュアルをつくっ

ていくという予定になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

ただいま地域防災計画の進捗状況をお伺いしたわけでございますけれども、取りまとめまでには、もうしばらく時間がかかるようでございます。まあ、釈迦に説法ではありますけれども、地域防災計画は、災害対策基本法及び防災基本計画などによってその内容も定められているようでございますけれども、昨年の阪神・淡路大震災以来、神戸市はその復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。生活のすべてのシステムが崩壊した中で、このたび、神戸市は、「神戸市地域防災計画地震対策編」を、わずか１年足らずでまとめ上げたと伺っているわけでございます。関係する方々の努力には、心より敬意を表する次第でございます。このことにつきましては、専門家や学者の中でも言われていますように、全国の自治体が大変注目をしており、神戸市がどのような地域防災計画を策定するのかということが注目をされいるわけでございます。大震災に見舞われ、その中からつくり上げた生きた地域防災計画というものは、他の自治体におきましても、今までの地域防災計画を根本から見直す指針としていくべきではないかと思います。そのような視点で日野市の取り組みを見てますと、残念ではありますが、体制等の問題もあり、外部コンサルタントへ一部委託しなければいけない、そういったことで見直しを進めていくということでございます。

これも神戸大学の室崎教授の論文では、地域防災計画の必要性の中で、このような一節があります。「災害の特性に応じるとともに、地域の特性に応じることも必要である。国の定める防災基本計画や、消防庁防災業務計画で地域防災計画に定めるべき事項や、作成基準が具体的に示されていることもあって、画一的あるいは類似的な計画書となる傾向が見られる。さらには、他都市の計画をそのまま模倣しているところもあって、地域の特性に応じた計画となっていない。この地域に応じた計画となっていないということは、防災計画を身近なものとしてとらえないことに通じる。私は、手づくりの地域防災計画を推奨しているが、これはみずからのものとして防災計画をとらえるということと、防災のために地域の実情を知るということを両立させるためである。レディーメードの計画よりも、オーダーメードの計画の方がフィットするのは言うまでもないことである」と記述がされています。

地域防災計画は、市の防災会議で決められることになっており、直接市民が参加をし

てつくるということは無理のようでございますけれども、広く市民の声を聞くようなシステムをつくり、より多くの市民に参加意識を持ってもらうような工夫が必要ではないかと思います。

また、地域防災計画書のスタイルについて見れば、先ほど総務部長のお話でありましたように、大変立派で、電話帳のような厚いものとなっているわけでございます。果たしてどのぐらいの人たちがこの計画書を読むのかということを考えますと、もっと簡単なものができないだろうかと思わずにはいられません。神戸市の新しい地域防災計画書の一部を見ましたけれども、まさに実践的マニュアルというようなもので、だれが読んでもすぐに理解できる内容で書かれているわけでございます。改めて再質問を3点いたします。

1点目は、地域防災計画の見直しに当たって、広く市民の声を聞くような取り組みを日野市として実施するような考えはあるか。

2点目は、だれもが使いやすいマニュアルとしてつくり上げていくような考えはあるか。これにつきましては、先ほど総務部長の方から、本体ができ上がってから取り組みたい、というようなことがございましたので、そのことにつきまして改めて確認をしていきたい。

3点目は、これら一連の見直し作業は相当急がなければいけないというふうに思いますけれども、現在の安全防災等の部門のマンパワーを考えた場合に、どうしてもマンパワー不足が否めない事実としてあります。そのことについて、どのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　地域防災計画につきましては、ただいま御質問の中にございましたように、実際に経験をした神戸市、このようなところが見直しを行ったわけでございます。これは体験の中から貴重な経験のもとに策定されたというふうに判断しておるわけでございます。私はまだ、手にしてございませんけれども、神戸市の地域防災計画につきましては、2部から構成されておりまして、1部は一般的な防災計画、第2部につきましては、マニュアル的な構成になっているというようなことでございます。今後の市の防災計画の見直しにも参考にしていきたいというふうに思っております。

また、御質問にございましたように、市民の意見といいますか、声を聞くということでございます。これにつきましては、東京都の防災計画におきましても、都民の声を聞くというようなことで策定してございます。私どもの地域防災計画をつくるに当たりま

しても、その作成のプロセスの中で、市民の声を参考にするというような考えを一応持っておるところでございます。

また、マニュアルにつきましては、先ほど行政側といいますか、防災指定の直接の実施機関、そういうようなところの人にもマニュアルが必要でございますし、また、市民に対しても、今までも、いざというときにはこういうことが必要だというようなことは、消防関係、東京都のＰＲあるいは市の方のＰＲでも、若干しておるところでございますが、これにつきましても、市民にもできるだけ避難の件、非常食の件とか、いろいろな持ち出しのこと、防災グッズといいますか、そんなようなことについてもＰＲをしていかなければならないかと思っております。

３点目の、地域防災づくりの一連の作業でございますが、一応年度内には成案といいますか、案をつくりまして、防災会議、あるいは東京都との意見調整が必要でございます。そういうような手続を経て、印刷に入りたいというふうに考えておりますが、今回の補正予算にもお願いしてございますが、一部専門機関の知恵もおかりするというようなことも考えておるわけでございます。マンパワーにつきましては現在、防災情報センターというものができておりまして、このセンターそのものがかなり立派でございまして、このセンターをいかに機能するかということにつきましては、特に防災無線の関係の技術者等で訓練、あるいは技術者が必要でございます。そういう意味では、これまで防災を担当した職員で、現在は防災課におらなくても、前にいた方たちに、いざ災害というときには、中心になってやっていただこうというふうには思っておりますが、防災計画の見直しに当たる職員につきましては、これまで立派なのができておったものの一部修正ですと、通常業務で十分対応できますが、抜本的に見直すということでは、かなり時間等が必要でございます。そういう中では、やや私どもの見直しの時間が遅くといいますか、経過しておる状況であることは否めない事実でございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今の３点目の、担当部門のパワーの問題でございますけれども、いろいろ聞いてみますと、実際には、直接地域防災計画の見直しを担当されている方はお一人だと。１人職員が退職してしまったと、こういったような話も聞いているわけでございますけれども、今、市民が非常に、こういう時期に頭に考え、不安に思っていることは、やっぱり安心して暮らせるということだと思いますし、そういう中で、いろんなマスコミも取り上げ

ているんだと思いますけれども、こういうことも踏まえれば、やっぱり人の少なくなっている中で、今まで以上の仕事をしなきゃいけないというようなことを考えれば、当然そこには、一時的ではあっても、力、人をシフトするとか、何らかの形の対策がとられなければならないんじゃないかと思うわけなんですけれども、そういった点につきまして、非常にまだまだ必要性を感じながらも、現実的に動かれてないということについては、私としては、ちょっと納得しかねないというところもあるんですけれども、ぜひそのことにつきましては、早急な見直しを改めてお願いしていきたいというふうに思います。

この計画今、それぞれ担当部門でやられているようでございますけれども、いずれにいたしましても、この地域防災計画というのは、毎年検討を加えて、必要があるときは、必ず修正しなければいけない、こういうことが災害対策基本法に決められているわけでありまして、今までの見直しが本当にきちんと行われていたのかと、こういったような疑問もあるわけでございますけれども、日野市としての地域の実情を十分に取り組んだ地域防災計画というものをぜひつくってもらいたい、こういうふうに思うわけでございます。そういった意味でも、先ほどの先生の話じゃございませんけれども、業者委託ということも、マンパワー不足の中ではわからなくはありませんけれども、まさに市の実情というものを一番よく知り得る職員を中心としたまちづくりの計画というもの、より実践的なわかりやすい計画というものを今後も追求していただきたいと思います。

次に、総合防災訓練についてお伺いをいたします。「防災の日」を挟みまして、全国各地で一斉に総合防災訓練が行われております。日野市も８月25日に総合防災訓練がありまして、私も南平小学校の会場の方には参加をして、訓練を見させていただいたわけでございますけれども、これにつきましても、馬場議員からの質問の中で指摘もありましたけれども、残念ながら余り目新しいものものなく、市民参加の訓練とはいえ、やはり防災関連機関の訓練というような今までの訓練の域を大きくは出ていないというふうに思います。その中で、本部員の招集訓練というものが今回行われたようでございますけれども、これについても、本部長の市長が出席しなかったというようなことも明らかになったわけでございますけれども、これらにいたしましても、必要な訓練とは思いますけれども、私はもっと市民が実際に関心の持てる訓練内容にする必要があるのではないかと思います。訓練は日野市民が全員が参加できれば、これにこしたことはないわけでございますけれども、現実的には大変難しいわけでございます。しかし、より多くの市民が参加をしてもらう工夫というものが求められるわけですけれども、市としては、

総合防災訓練の実施に当たりましては、どのように検討されているのか、疑問を感ぜずにはいられません。そういったような視点で３点質問をいたします。

１点目は、災害が発生したときの情報をいかにして早く多く集めるかが、その後の対応するために、大変重要であると言われていますけれども、アマチュア無線家の協力についても、多くの自治体が積極的に取り組んでいます。日野市におきましても、多くのアマチュア無線の愛好家がいますし、グループとしての活動も大変活発に行われています。日野警察署の中にもアマチュア無線のグループがあり、そのグループの働きかけで、市内の災害時情報ネットワークができたことも、報道がなされました。日野市役所内にもアマチュア無線クラブがあり、一部のグループとの交流も始まっているようでございます。このような動きの中で、私はぜひ、それらの活動をさらに広く、大きくできないものかと思うものであります。災害時ボランティアの募集などにつきましても、日野消防署を中心に、その取り組みが行われていますが、正規の試験を受け、アマチュア無線の資格を取得した人たちは、日常の活動の中で、アマチュア精神といいますか、あるいはボランティア精神ということに非常に強い意識を持つ人が多いと思います。そのような面でも、ぜひこういった人たちとの協力体制ができ上がれば、大変心強いものとなると思いますが、このことについて検討ができないものなのか、お伺いをいたします。

２点目は、避難訓練についてでございます。日野市の訓練では、一部の自治会の協力によりまして、総合防災訓練の際に、避難訓練を実施しているわけですけれども、これにつきましても、参加者の規模、実施時間など、内容はほとんど毎年同じことの繰り返しであり、万が一のことを想定すると、全く不安であり、もっと実践的な内容で工夫ができないものなのかと思います。マスコミ報道の範囲以外では承知をしていないわけですけれども、近隣の自治体においては、夜間の訓練や、あるいはもっと大規模な参加人員の訓練が行われており、また、避難所における生活体験として、学校の教室やテントで、あるいは市の公共施設も含めて、多くの市民に実際に避難生活を体験してもらうことなどをしているわけでございます。実際に災害が発生すれば、とても訓練のようにはいかないと思いますが、繰り返し繰り返しの訓練が一番の対策だと思うものであります。そのような意味で現在の訓練は、余りにも義務的で、形だけのものと言わざるを得ないと思います。このことにつきましても、事前にどの程度検討された上で実施をしているのかということをお聞きしたいと思います。あわせまして、今後取り組んでいく考えがあるのかお聞かせをいだたきいと思います。

３点目は、他市との支援協定などであります。多摩の地域では、ある程度の総合協定

が結ばれていると聞いておりますけれども、実際に災害が発生した場合を想定した上で、協力可能な近隣自治体との、より実践的な支援協定が必要と思われますが、これらについても、検討の経過があったのかどうか、あるいは今後の考え方などがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　地域防災計画の中で、災害が発生し、電話回線が途絶えた場合、東京都の防災行政無線及び指定行政機関、公共機関、学校などに配置されている防災行政無線を活用して情報の収集・伝達に当たることになっているわけでございます。この無線については、215機現在ございます。また、市民からの情報収集ということで、アマチュア無線の活用も、地域防災計画の中で既に位置づけられております。現在、市内には900人ぐらいのアマチュア無線家がいるというふうに聞いております。市の職員でもかなりおります。こういうようなアマチュア無線家の方に協力していただきたいということもございまして、今年度の総合防災訓練では、本部訓練の中で、アマチュア無線局より情報収集するというような訓練も行ったところでございます。多くのところからのいろいろな情報を収集するという意味では、アマチュア無線の力がかなり大きいものと承知しております。今後、アマチュア無線のクラブ等がございますので、このようなクラブにも協力を働きかけ、いろいろ市との防災関係の情報交換等を行いまして、今後の協力について話し合っていきたいというふうに思っております。

それから、防災訓練、避難訓練でございます。最近の訓練におきましても、余りかわりばえのしないことだというような御指摘でございます。これまで毎年行っておりました防災訓練につきましては、それぞれ前年なりの経験から、反省すべきこと、加えるべきようなことをいたしまして、翌年といいますか、の訓練に反映させておるつもりでございますけれども、特にその中で、市民参加といいますか、住民の参加については、苦労しておるところでございます。避難誘導に当たりましても、自治会にお願いした中では、ゼロに等しいような参加のところもございますし、また、50人、100人というふうに協力・参加していたところもございます。これも一つには、私どものＰＲ不足もございますし、またそれに基づいて、市民の防災意識が十分でないということもあるかもしれません。そんな中では、今後、市民の中に自主防災組織をできるだけ取り入れていただいて、やはりいろいろな避難とか体験の訓練をしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

特に他の団体等の訓練については、ことしの例ですと、区部で６団体、あるいは市部

で２団体が夜間避難訓練を行ったり、あるいは会場を幾つかに分けてやっておるところもございます。これについては、大体自主防災組織の市民といいますか、が中心であるわけでございます。そういう中では、市民の防災意識を高めるためにも、組織づくりが必要だというふうに感じておるところでございます。

それから、他市との支援協定でございますが、一部団体におきましては、100キロ、200キロぐらい離れた市町村と協定を結んでいるところも、マスコミで知るところでございますが、当市の場合におきましては、特に当市、日野市が発案者というような立場になりまして、三多摩の少なくとも身近な市町村でとりあえず支援協定を結ぼうというようなことで、ことしの３月には多摩31市町村による総合応援協定が結ばれておるところでございます。また、日野市が甲州街道に面しているということで、甲州街道の連絡会がございまして、これは東京から山梨、長野の方にまで至るわけでございますが、こういう中で、甲州街道の沿線の都市としての災害発生時における総合応援協定を結ぶことで現在準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今のお答えの中で、ちょっとわからないところが少しありましたので、改めて確認をしたいと思いますが、最初のアマチュア無線の問題につきましては、今部長の方から、その必要性と、今回が初めてそういう訓練を一部取り組んだということを聞きましたけれども、やはりこれは私は、せっかくそういうところまでいったら、団体の数も多いですし、やっている方も多いわけですから、これを正式の形としてやるには、やっぱり予算化だとか、そういったことが必要になるわけですけれども、そういうこととは別にしても、市のアマチュア無線部の方々が、あるいは音頭をとって、市役所の会議室を提供して交流会をするとか、そういったようなことでの一つの形をつくっていくということをそろそろ取り組んでもいいんではないかと。金がかかるわけじゃありませんのでね。そういったことについて少し工夫ができないものかと、日常の中で。そのことをもう１回お聞きしたいというふうに思います。

それから、２点目の避難訓練の問題でございますけれども、ここについては、今ちょっと質問の内容とは多少違ったような答えだったんですけれども、市民の防災意識が必ずしも十分でないというような表現もございましたし、あるいは自主防災組織ができれば、市民の意識は高まるというようなことでございますけれども、そういうことではなくて、

訓練そのものに一つの目新しさとか、あるいは何か今までと変わったことをやっているということが、やっぱり、そういうこと自体が、市としていろんなことをやってくれているなという市民に対して安心感といいますか、要するに興味を引くようなものか出てくると思うんですね。そういったことを少し、総合防災訓練をやる段階で、他のところのそういうものを一つのモデルとして、日野市としても、端的に言えば、来年度の総合防災訓練からそんなことも少し取り入れてみたいというような、そのようなことがちょっとお聞きしたかったわけです。そういった観点について、その考えがあるかどうか、その点を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　アマチュア無線の件でございますけれども、アマチュア無線につきましては、御提言にございましたように、アマチュア無線のクラブ等があれば、そういうクラブ、先ほど、相当数の市民がおるということですが、クラブに入っている人ばかりではございませんが、一応市役所の中にもクラブがございますし、また、警察等々と協力しているクラブもあるわけですから、そういうようなクラブといいますか、アマチュア無線家といろいろなお話をする機会を持ち、一つの災害の支援協定といいますか、協力団体というようなことで、協議会をこれからも持ち続けていきたいというふうに思っております。

それから、防災訓練につきましては、現在、実施機関といいますか、それぞれの行政指定機関みたいな、消防署とか、消防団だとか、ＮＴＴとか、そういうようなところの実際の訓練でなく、できるだけ市民の訓練をというようなことで考えている中で、市民の意識を向上していきたいというふうな答弁を申し上げたわけでございますが、新しい試み、これにつきましては、それぞれの団体で、同時期に同じような訓練をしておるようですが、やはり毎年工夫を入れて、ことしの場合は、警察のレスキューが来たということでございますが、これについて事前にＰＲをしなかったということが若干反省の材料でございますが、何か新しいものを取り入れていく考えを持っております。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今、来年以降の問題につきましても、前向きなお話をいただきましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

総合防災訓練につきまして、幾つかの内容を聞かせていただいたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、実際に訓練を何回もすることによって、市民の中に

は、非常時の対応というものが心構えとしてでき上がってくるものと思うわけでございます。場合によっては、地域防災計画が今見直しをされておりますけれども、でき上がったものをそのまま訓練の中で実施してみる、こういったようなことも今後必要じゃないかと思いますし、そういったことによって、実際に計画の見直しやら、あるいは市民なり職員の習熟度の向上といいますか、そういったことにつながってくるんではないかというふうに思うわけでございます。

次に、自主防災組織と校区コミュニティの進捗状況についてお伺いしたいと思います。私は、昨年の12月議会に一般質問で、校区コミュニティ協議会と自主防災組織の問題は切り離して推進するべきであると、こういうことで市の考え方を問いただしてまいりました。その中でも論議をしてきたわけでありますが、自治会の主体的な取り組みがなくして、自主防災組織、校区コミュニティ協議会というものはでき得ない、あり得ないというふうに思います。特に校区コミュニティ協議会は、複数の自治会の集合体としての小学校区を単位として進めるということから、当初からその準備についても難しさを指摘したところでもあります。また、平成８年度の予算委員会におきましても、そのための予算計上について、本当に予算執行ができるのかと、こういうことでの論議もあったというふうに思います。

一方、自主防災組織の編成ということにつきましては、昨年の大震災の直後から、日常活動の活発な自治会においては、積極的に組織づくりや訓練にも取り組んできたところであります。校区コミュニティ協議会は生活課、自主防災組織は安全防災課と、市の担当部が分かれているわけでございますけれども、それぞれについて現時点での組織化ということについて、自主防災組織、そして校区コミュニティ協議会の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　自主防災組織と校区コミュニティ協議会というような関係の中での打合会の状況であります。この打合会につきましては、御存じのとおり、この中身というのが、安全防災課に関係もしてくる。またリサイクル課にも関係してくる。生活課にもと。こういうようなことで、３課で対応しているということであります。平成７年度の中では、昨年の11月から本年の２月にかけまして、20の校区に出向きまして、自治会の役員さんにお集まりをいただきまして、校区コミュニティ協議会促進に向けましての打合会を行ってまいりました。前にもお話ししたとおり、この状況というのは、あるべき姿だと、こういうような一定の理解をしていただいているという認識をし

ておるところであります。

そこで、今年度に入りまして、６月から２度目の打合会に入っております。この２度目の打合会を行った校区は12校区でございます。残る８校区につきましても、10月中にも第２回の打合会を予定しております。また、そうした中で、さらに３度目というような地区もございます。３校区ございます。

なお、自治会の打合会出席率を見ましても、第１回の打合会は、全体で45％程度でございました。過半数にいかないんじゃないかというような中の御質問もあったわけでありますが、第２回の打合会の済んだ12地区の自治会さんの出席率を見ましても、第１回目は43％、第２回目は63％というように上昇しまして、関心を持っていただいているというふうに認識をしているところでございます。

打合会の中では、自主防災を中心とした形で、まず準備会からの出発をというような地区を初め、組織づくりの具体化に向け、取り組んでおります方向の地区が４地区ほど出ている状況にございます。早目の組織づくりを期待しているところであります。我々といたしましても、第３回、第４回というような打合会も、必要というふうにも考えております。各20校区足並みをそろえた中で、我々も歩いておるわけでございます。今お話ししましたように、４地区につきましては、具体的に組織づくりについてお話に入っているというような方向にございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　自主防災組織づくりの件でございますが、自主防災はやはり、災害の地域防災計画の中でもうたわれておるところでございます。自主防災組織をつくること、またこれを行政が支援すること、そういうようなことになっておるわけでございます。残念ながら、これまで日野市内には、はっきりとした自主防災組織というものはできていないというふうに聞いておりますが、この自主防災につきましては、阪神・淡路の例が教訓となりまして、「みずからの安全はみずからが守る」というような言葉もかなり出てきております。そういう中で、自主防災組織づくりの機運が上がっておるところでございます。

ただ、自主防災組織は、コミュニティ活動の組織の中の一つであるという理解もあるわけです。考えもあるわけでございます。国におきましても、「自主防災」という言葉を使っておる一方で、この自主防災組織に対するいろんな助成については、物資あるいは金銭的な助成については、「コミュニティ助成」という言葉も使っておるわけでござ

います。こんなこともあり、自主防災もコミュニティの一つというようなことで、自主防災組織づくりをただいま生活文化部長が答弁いたしました校区コミュニティという話し合いの中で、私どもも参加して、自主防災をその中の一つにというようなことで、お話の中に入っておるところでございます。ただ、校区というかなり広い地域に及ぶことにもなります。その中では、なかなかまとまるのに時間がかかるだろうという中で、一、二の自治会で、自主防災組織をまずつくっていこうというようなことで、現在、三つの自治会が既に自主防災組織をつくったというようなことを聞いておるところでございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今、担当の部長さんからお聞きのとおりの状況なわけです。非常にこの問題につきましては、昨年から非常に市長の方も力を入れて、市の広報等通じながら、この校区コミュニティ協議会というものをつくれということで、市内にそれぞれ担当の方々が自治会に説明に上がりながら、今日までその組織づくりということについて話し合いを持っているわけでございまして、今お聞きしますと、今年度におきましても、実施途中の中から出てきたのは、まず自主防災からというふうなことで準備を進めているところが４地区ほどあるということで、話がございました。こういったような話をお聞きになってもらっても、市長の方もお気づきかと思いますが、今まで阪神・淡路大震災以来、住民、市民の不安というのは、やはり自主防災組織をつくろうということで動き出したわけなんですけれども、その中において、市長の方から校区コミュニティ協議会というものが別の形で提案をされて、それをもとに話し合いが持たれているということで、いずれにいたしましても、表現が適切ではないかもしれませんけれども、今の状況というのは、自主防災組織づくりを校区コミュニティ協議会が邪魔をしているんじゃないかと、こういったようなのが実態ではないかというふうに私は思うわけでございます。そういったような苦しさの中から、日野台地区等を中心として幾つかの自治会が自主防災組織をつくって、活動がスタートしたということにつきましては、大変すばらしいことだというふうに思うわけでございます。

私はそういった面から見ても、この際、校区コミュニティ協議会の準備というものは、一時的に休んでもよいんじゃないかと、そういうふうに思うわけでございます。自治会活動そのものが大変活発なところと、あるいは単に役員が機械的に交代制でやっているところとか、活動における自治会の実力の差というものが大変大きくある中で、やはり

市民が取り組みやすいのは、自分の身の回りの安全ということを中心とした問題が一番関心が強いんではないかというふうに思うわけでございます。そういったことからいっても、校区コミュニティ協議会というのは、余りにもそのねらいを、多くのことを求め過ぎているわけでございますし、その単位も大きいわけで、このことについては、ぜひ一休みしてもらってもいいんじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、今までの答弁、やりとりをお聞きしまして、市長としてのお考えがあれば、ここでお聞かせ願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　災害対策というテーマは、非常に広範囲の内容、課題を持つわけでありまして、完璧を期するということは、非常に難しいことだと。したがいまして、一歩一歩市民生活が安全であるといういわゆる安心感に向かって、具体的な仕組みを整えていくことだというふうに考えております。特に阪神大地震におきまして、いろいろな教訓から得た一つの考え方として、日常的なコミュニティ意識が非常に大切だということを学んだわけでありますので、これまで日野市としましても、あるいは他市でも、ほぼ似た形だと思いますけれど、一番公共施設として頼りになる大きな施設は学校だというふうに考えられますので、学校に防災基地としての機材整備と、あるいは食料品・備蓄等をもう既に行っておるわけでありますので、自治会の規模にもよりますけれど、大きな自治会で機材まで保有できる、倉庫が置けるような場所のある自治会もないわけじゃありませんが、そういうことを全体的に考えますと、やっぱり学校に依存するということが一つの一番具体的な手段だというふうに思い至っておるわけであります。校区コミュニティが日常的にいろんな形で時間をかけてできることが望ましいわけでありますが、特に防災ということを中心に考えますと、防災はなるべく早いがいいということもまた、当然になりますので、住民の方々、あるいは地域の方々にいろいろな形で考えていただきつつ、防災にもかなう、防災にも役立つ、そういう組織づくりに全体をコミュニティというとらえ方で進めたいというふうに思い立ったわけであります。

今、担当部課におきましては、資材をどこに置くかと。自治会でかなり要望は出ておるわけでありますが、その置ける場所というのはやっぱり、学校に置いておりますコンテナに数量をなるべく具体的に考えつつ行っていくことだろう、こんなふうに思います。これからの防災基地、特に機器ということになりますと、非常に簡単なスコップやのこぎり程度のものから、もっともっと能力のあるものまで網羅するという必要があろうかと思っておりますので、そのあたりを具体的に十分考えながら、また御意見も伺いなが

ら、整備をしていこう、こういう考えでございます。

御指摘のこともよく理解できますし、また、そういう考え方に立って、急ぐべきものを急ぐということも大切だと思っておりますので、まず日野市が持ち得ております一番の防災情報センターのあの設備、これを有効に災害時に活用できること、これは専門家でありますやっぱり消防庁と、出先は消防署でありますが、消防署と一番密に連携をとる。そういうことで今回、特にホットラインの電話、あるいは無線を設備をして、専門的な連絡と、それから専門的な機能が迅速に行動できる、こういう条件整備をしなきゃならないと思っております。確かに安全防災課のいわゆるスタッフは、まだ不十分なこともよく承知しております。専門的な知識、あるいは能力を蓄えたものをすぐにというわけにはまいりませんので、いろいろな訓練も受けつつ、また勉強しつつ、進めなければならない、このように御指摘のことも全体から考えて、進めつつあるところでございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○1番（江口和雄君）　ありがとうございました。

今、市長からもお答えいただきましたけれども、防災にかかわることにつきまして市長さんの方から、いろいろの考え方が出されました。そういった点については、大変ありがたいんですけれども、私が言っているのは、そのことは、今の状況を見ると、防災だけなんですよね。あの校区コミュニティ協議会の説明会をやっても、何しても出てくるのは。市長の口からもそういったことで、防災のことしか聞けなかったんですけれども、校区コミュニティ協議会というのは、余りにも私は、ふろしきを広げ過ぎたと言っているんですけれども、スポーツ大会だとか、運動会とか、そういったことも求めているわけでございまして、やっぱりそこは、一たん休みをとったらいかがですかと。自主防災なら自主防災で、みんなが一番関心を持たれているわけですから、そのことだけを中心として、もう少し具体的なものに進めたらどうですかということを言っているわけでございまして、生活課にしても、安全防災課にしても、校区コミュニティ協議会というものの中で話を進めていくと、市民が自治会ベースでどっちをあれしていいかわからない。迷っているんですよね、市民が。こういった点について、この際、その校区コミュニティ協議会は一時的にお休みしてもらっても、自主防災を中心としたところの話を進めていくというようなことにむしろ枠を狭めてやったらいかがでしょうかと、そういったことについても、もし市長さんの方から校区コミュニティ協議会の中での防災だけでも、もう少しいいからやろうということでの話があれば、担当の部局にしても、大変進

みやすいんじゃないかというふうに思うんで、そこら辺につきましては、もう１回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地域地域でかなり、いわゆるマンパワーとか、あれですね、お考えの上で、差があろうかと思います。したがいまして、一番手近に取り組みが進む方法、これを進めることはもう言うまでもない、こんなふうに申し上げていいと思っております。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

なかなかはっきり言ってもらえないんであれなんですけれども、やっぱり具体的に市民の方にわかる防災対策というものをやらなければ、市民としては大変不幸なことになるわけでございまして、私は、市民が安心して暮らせる防災対策を推進せよというタイトルのもとで今回質問してきたわけでございますけれども、いろいろ今までお話を聞きまして、まだまだそういった面では、市長の考え方にはもう少し強いものが欲しいなというようなことを感じたわけでございます。阪神・淡路大震災の後遺症というものは、まだまだ続いているわけでございます。いろんな面でマスコミの方も取り上げているわけでございます。市民といたしましても、まだまだ頭の中から、あの災害というものは消え去っていないのが、その昨年の大震災ではなかったかと思います。ぜひ、この生きた大きな教訓というものを、一つひとつしっかりと形に今していくことが大切だというふうに思うわけでございます。本当に鉄が冷めないうちに、ぜひこのことをしっかりとお互いが認識しながら、さらに市民が安心して暮らせるための施策に力を入れていかなければいけないものだと、私自身もそのことを感じながら、この質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって８の１、市民が安心して暮らせる防災対策を推進せよの質問を終わります。

一般質問８の２、行財政改革の進め方を問うの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

○１番（江口和雄君）　日野市行財政調査会によります「日野市行財政改革大綱」についての答申書につきまして、市長の受けとめ方をお聞かせいただきたいと思うわけでございますけれども、私も答申書を読ませていただきましたが、その内容につきましては、大筋で理解ができます。きょうは、この内容について具体的な項目などには触れません

けれども、この答申を実行していくためには、市長みずからの強い決意と具体的な行動がなければ、まさに絵にかいたもちになってしまうというふうに思います。具体的な課題として７項目にわたって記述があり、市長さんも十分にお読みになったと思いますけれども、この答申についての受けとめ方、今後の実行のための決意などがあれば、市長さんからまず最初にお伺いをしたい、このように思います。

○議長（土方尚功君）　　江口和雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　この議会の冒頭の行政報告で、行財政改革の答申をいただいたこと、それから、これからのこれが行政みずからのいわゆる行財政改革の一つの道筋として、真剣に努力をしていこう、こういう考え方でありますことは言うまでもございません。

○議長（土方尚功君）　　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　　ありがとうございました。

この内容につきましては、これからいろいろ論議もあると思いますので、もう少し具体的な内容につきまして、答申を実現していくためのどういうふうな考えがあるかについて、具体的に４点お伺いしたいと思います。

まず第１点目は、今後、どのような組織によって進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。これだけの内容ですから、恐らく小規模のプロジェクトや、あるいは全庁的な委員会、あるいは場合によっては、外部の専門機関への委託など、現時点の考えがあれば、どういった形で進めていきたいと事務局としては頭の中に描いているのか、お聞かせを願いたいというのが１点目でございます。

それから第２点目は、今の１点目の質問と関係するわけでございますけれども、こういったメンバーの選出については、どのように考えていくのかということです。市の職員を中心として構成するのは、ごく自然ではありますけれども、職員以外からの選出も当然なされるものと思います。学者や専門家以外にも、市民や、あるいは女性の方も多く含めていく考えがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから３点目は、実行までの期間についてお聞きいたします。多くの検討を加えながら、実施計画などがつくられ、それをもとに進められるというふうに思いますけれども、すぐに実行可能なものと、あるいは、ある程度年数を要するものと整理がされてくると思われますけれども、達成年数というものをどういうふうに想定されているのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

４点目は、職員組合との関係をどう考えているのかということについてお聞かせいた

だきたいと思います。理事者と職員組合の関係、民間の表現で言えば、労使関係というものは、現在どうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。民間との比較で考えるのは、必ずしも正しくないのかもしれませんけれども、これだけの内容の行財政改革というものは、民間では大変な出来事ということでございます。当然、事前での組合に対する説明や、内容によっては、協議事項として取り上げられるものもあります。最終的には、労使の話し合いの中で合意点を見出し、新しい仕組みや新しい事業を取り組んでいくことになりますが，今回示されました答申の内容は、まさに職員組合の理解がなくしてはでき得ないと思います。

以上、４点につきまして、現時点での考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君）　第１点目でございますが、今後、どのような組織によって進めるかということでございます。既に庁内組織に行財政推進本部を設置してございます。したがいまして、この庁内組織でいわゆる原案を策定いたし、行財政調査会に御審議をいただいた、そして答申をいただいたという経緯もございますので、大綱実施計画の策定に当たりましては、この庁内組織でございます推進本部で進めさせていただきたいと考えております。

それから、２点目のメンバーの選出でございますが、ただいま申し上げましたように、大綱及び実施計画については、物理的な問題もございますし、大綱案を示し、そういうことも含めまして、推進本部のメンバーで策定を行いまして、それがさらには策定後の進行管理だとか、今後のことにつきましては、市民あるいは、そういう専門家等の組織も含めまして、検討課題とさせていただきたいと考えております。

それから、３点目の大綱の期間でございます。これにつきましては、なるべく早くということでございまして、今年度、1996年から初年度といたしまして、５年間の期間を達成年度と考えております。しかしながら、この５年間で達成できないものについても、その後、さらには継続的にその大綱の趣旨、考え方が、後年度にわたるものも出てくるのではないかと考えられます。

それから、職員組合との関係でございます。行財政改革の推進に当たりましては、当然のことながら、幅広く市民の皆様の御理解と協力を得るとともに、特に勤務条件、あるいは労働条件にかかわる内容もございます。これらにつきましては、市民サービスの向上や、あるいは社会経済状況の変化に対応すべき行政主体として責任を踏まえて、職員組合と必要な協議を進めなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今、具体的にはいろいろあると思いますけれども、大きな考え方として御答弁いただきました。特に私は、今のお話の中では、４点目の職員組合との関係の問題につきまして、もう少しお伺いしたいわけでございますけれども、当然今、お話の中でも、必要な件については話し合いをということでありますけれども、この答申書の細かな話は別にいたしましても、今お話の中にもございましたけれども、給料の中に能力給の導入とか、あるいは場合によっては、仕事がもう根底から変わるということで、職員の人たちにとっては、あれがどういう形で今後進められるのかということについては、非常に期待と不安があるのではないか、こんなふうなことが想像ができるわけでございます。当然、市が市長の諮問によってつくった調査会によって答申が出されたわけですから、まさにこれは、職員組合であろうと、あるいは理事者側であろうと、一体となってやらなきゃいけないものというふうに受けとめているわけでございますけれども、今までの労使関係のことをいろいろ言うつもりはございませんけれども、そういった中の反省を生かすならば、当然事前の、相当な職員組合との話し合いというものを真剣にむしろ理事者側としては、専門の職員を配置しても、その職員組合との話し合いというものはじっくりやっていく。時間をかけて何回も何回もやるということをしながら、正しい理解と方法をお互いに見出していく、こういうことがすごく必要ではないかというふうに思います。

悪い状態のことを想定して言うわけではございませんけれども、今までの市における理事者側と労働組合とのいろいろな出来事を見てみますと、そういったことによって、いかにきちんとやっていれば、問題点がなく進められたかという問題もいっぱいあるわけですね。そういった点の反省を、ぜひ今回の行財政改革の推進については生かしながら、少なくとも市役所の中から、このことについての反対運動とか、ビラをまいてどうのこうのというようなことは、これはあってはならないというふうに思うわけなんですね。そのことについて、ぜひ私は、労働組合を批判したり、どうのこうのと言うつもりじゃないわけでございまして、市の方がきちんとそういった話し合いをしながら、聞くところは労働組合の意見も聞きながらやっぱりやっていかないと、本当の行財政改革ができないというふうに思いますので、その点につきまして、もう少しその点につきましての考えがあれば、補足してお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　今回の行財政改革の一番の基本とするところは、やはり内部努力に尽きるんではないかというふうに考えております。若干の事業の見直しもこれは当然していかなきゃなりませんけれども、特に今御指摘のありました人事、給与制度、これの適正化ということが一番の課題ではないかというふうに認識しているところでございます。特に人事関係におきましては、適正な定数の管理、また給与制度におきましては、職務給の導入ということが最大の課題でございます。特に給与制度におきましては、これは東京都の方からも、再三にわたり指導があるんですけれども、現在、東京都下の大部分の市の給与体系を見てみますと、ほとんど内容的には通し号俸的な給与体系になってございます。ほかの都市におきましては、大体それぞれ独自の職務給を導入しているということでございます。

そんなことで、これは日野市だけじゃなく、都下の大部分の市の共通の課題でもございます。先日の市長会におきましても、これに各市一緒になって取り組んでいこうということで、いろいろ協議をしたところでございますが、これについては、やはり、市だけでできる問題でもございません。御指摘のとおり、これから組合と積極的に交渉していかなければならない課題ではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、長い期間、労使の間で確立されてきた現行の給与体系でございますので、これについては、１年というような短期間で決着を見ることはなかなか困難ではないかというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、一刻も早く適正な給与制度の確立を目指して努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

行財政改革につきましては、今助役の方から最後にお話ございましたけれども、ぜひしっかりと進めていかなければいけないというふうに思いますので、きょうは基本的な部分だけさせていただきまして、この問題につきましては、議会としても今後、多くの論議が必要ではないかと思います。今回の一般質問でも、何人かの議員が取り上げておりますし、同じ会派の沢田議員もこの後に質問を予定しています。森田市長の任期の中で答申の内容を実現させるには、時間が足りないわけでございますけれども、だれが市長をやるにしても、この問題は何としても、第一番に取り組むべき課題だと思います。今までの慣例や仕事の仕組みにこだわることなく、大胆に推し進めていかなければならないと思います。職員と市民が一体となって知恵を出し合い、何としてもやり抜くんだ

ということを、お互いに確認しながら進めていく必要があると思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって８の２、行財政改革の進め方を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、９月９日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時37分　散会

9月9日　月曜日　（第4日）

平成8年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第26号）

9月9日　月曜日　（第4日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
16番	天野輝男君	17番	奥住日出男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田　勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	箕野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

15番　土方尚功君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	槇島英紀君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成8年9月9日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時04分　開議

○副議長（鈴木美奈子君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問９の１、ネットワークの活用で市民サービスの充実を（その２）の通告質問者、菅原直志さんの質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（菅原直志君）　おはようございます。一般質問を始めさせていただきます。

まずは、一言御報告させていただきたいと思います。先日来、私から提案させていただいております住民カード、これは住民票の自動交付機に伴うカードですね、これを多機能の目的に使用するという提案については、著作権の問題が発生する可能性が出てきましたので、この提案については取り下げさせていただこうと思います。関係部署の皆様には御報告させていただきますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。以前から提案しております、ネットワークの活用による市民サービスの充実についての質問です。質問の趣旨については、何度もお話しさせていただいておりますので、大体のところは御理解いただいていると思います。そこで、今回は具体的なところでお話しさせていただきます。理事者の皆様にも、ぜひ前向きな御答弁をお願いいたします。

まず、住民票などの自動交付機の導入についてです。この問題については、前回の質問の答弁から、担当している市民部として、市民サービスの拡大のためには、ぜひ必要なんだという趣旨の御答弁をいただいております。しかし、住民票自動交付機の導入は、予算を伴うものであって、その決断を下すのは市長だと思います。そこでまず、市長にお伺いしようと思います。

市民サービスの観点から、交付機の導入は必要だと思われるのか。市長は交付機の導入について、どのようにお考えなのか、また、その予算化についての御見解についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　かねて御質問の趣旨のことをいろいろと考えさせていただいております。自動交付機という新しいメディアが、一般的な商業サービスには役立つ面も多いだろうと思っておりますが、果たして行政サービスに適切に機能できるかどうか、

そのあたりの見きわめがなかなか難しいところではないだろうかと思っております。迅速とか的確とかいう意味では、全く機能性が高いというふうには思うわけでありますけれど、多少、窓口で、おいでになった市民の方と行政職員がいわゆる対話できるとか、あるいは多少の余裕のある雰囲気が一面また信頼関係に役立つ一つの要素であろうということもございますので、御趣旨は尊重しながら、内部的な今検討の過程にあるというふうに御理解をお願いしておきたいと思います。

したがいまして、適切な面、あるいはやや問題かなと感じる点も十分見きわめ、また市民の御意見等も聞きながら、方向づけをしていきたい、こんなふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○3番（菅原直志君）　市民サービスという観点から、もう少し議論させていただきたいと思うんですけれども、自動交付機を入れることについての感覚の問題だと思うんですね。今のお話では、行政サービスに適応するのかということから始まって、速さや、または的確に交付機が発行できるというお考えなのはわかりましたけれども、その次の問題なんです。

窓口に来た市民の方と職員が対話できるということ、またはその余裕であるとか、信頼関係、それが、市民が窓口に来ることによって保てるというか、というお話だったと理解するんですけれども、そうなってくると、以前も市長とはこの問題についてはお話しさせていただいてきましたけれども、市民の方は窓口に来てくださいということにしかとらえられないんですよね。たまにしかなかなか来れないんだから、住民票をとる機会に、ぜひ職員の仕事ぶりを見ていってくださいというお話なのかなと思うんですけれども、それはまた一つお説ごもっともですけれども、市民は一体、何を求めているかということなんです。会社を休んで住民票をとりにきて、その場で、私は言えないですよ。さあ、せっかく来たんだから、職員の仕事ぶりを見ていってくださいとか、ぜひ、カウンターで職員の方とお話ししてくださいとか、そういうことじゃないんじゃないかと思うんですね。

市民サービスというのは、どれだけ行政が市民に対して利便性を提示できるかというところにポイントがあるんです。信頼関係がそこから生まれると思うんです。自動交付機を入れることによって、余裕がなくなるということではないと思うんです。自動交付機を入れれば、窓口に来る方は少なくなるんですね。そうすると、忙しさが、カウンターの職員の方々は、多少、今までよりも忙しくなくなるかもしれない。その余剰時間を市民の方に、さまざまな行政サービスについて説明する時間がつくれるという意味でも、

自動交付機を入れることは非常にメリットがあるんです。市民サービスになるんです。何もわからないで日野市に来た方々がいらっしゃいます。その方々に、母子健康手帳はここに行けばとれますよとか、または婚姻届も一緒に出されるんであれば、これこれこういう形で書いてください、であるとか、戸籍の問題についても、こういうことになっています。老人福祉のサービスについては、2階に行ってお話ししていただければいいんですけれども、でも、この窓口でも多少なりとも説明できますよ、とか、あの市民課の窓口が、総合的なサービスになるためには、もっともっと作業量を減らさなければいけない。となると、そこに住民票の自動交付機が必要なんです。それが市民サービスだと思うんです。機械を入れることによって、多少なりとも、こう何というか、デジタル化された社会というか、そういうものに懸念される思いがあるのかもしれないんですけれども、それは市民が判断することなんです。職員の方とじかに接して、住民票を交付してほしいという方は、どうぞカウンターに来てください。しかし、いや、そんな時間ないから、もう会社も休みたくないし、という方には、土曜日、日曜日も自動交付機があるんですよと。それが市民サービスじゃないか。選択の余地を与えてください。そういうお願いなんです。

その点について、市民サービスというのは何なのかということについて、もう一度市長の方から、私の考えはお話しさせていただいたので、もう少しお話をお伺いできればなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民サービスというのは、地方自治の本旨に立って、市民を主権者、主人公とする、そういう行政のありようである、というふうに基本的には考えております。役所は、機関という言い方もないわけではありません。何か市民と一線を画した、いわゆる従来の役所的感覚の場所であってはならないということは言うまでもないと思っておりますけれど、しかし、地方自治も一つの何といいましょうか、性格を持つべきだと思います。そして、市民の意思を尊重するということは言うまでもありませんが、商業サービスに近いような、何か提供するサービスよりも、交流をする、気持ちの通い合うといいましょうか、人間らしい、そういう感覚も大変重要なことだというふうに考えるべきだと思っております。

ですから、的確、迅速とか、あるいは24時間サービスとかいうことだけでは終わらない、もっと貴重なものがあっていいんではないか、こんなふうに考えておるということでありまして、また、私がすべて正しいという気持ちではございませんが、十分市民に、

時には役所にも来ていただく、そしてたたずまいを見てもらったり、状況のまた的確な把握をしていただくと。それが奉仕者としての、また役所の姿であるべきではないか、こんなふうに考えるということでありまして、ノーと言っているわけでもありませんが、そういういわゆる職員の意識を育てる、こういう役割は大切だというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　多分、この市民サービスについての感覚について話し合うということは、これ、並行線になるかなというふうな気がしています。しかし、私は思うんです。交流しましょうと、市民の方と職員がですね。それは押しつけちゃいけないと思うんです。それを求める市民が窓口に来ればいいんですよ。市役所のたたずまいを見たい人は、市役所へ来ればいいわけです。でも、そうじゃなくて、時間がないんだと。または、家庭にいる方は、自転車をこいで、わざわざあの日野坂を上って、または南平の方からずうっと坂道を上って市役所へ来る、そういう方もいらっしゃいます。タクシーを飛ばしていらっしゃる方もいます。タクシーで来たら、往復で1,500円。150円の住民票をとるために、1,500円かかる。または１時間、２時間ぐらいの時間がかかる。そういう時間を僕は強要できないと思うんですね。だからこそ、土曜日、日曜日、または駅前に自動交付機を置きましょう。それが一つの市民サービスの形ではないかという議論をしているわけなんです。疑問に思うところがあるならば、市民アンケートをとってもいいと思います。

ただ、そのときには、住民票自動交付機には、これこれこのぐらいのコストがかかるんだ、１枚単価はこのぐらいかかるんですという形で、出すべきだと思います。一応私の方では、今の市民課のコスト、１枚コストから出しています。そして、市民課で出した場合のシミュレーションも組んでいます。その中で比較したときにも、やっぱり機械で出した方が安いんですよ。だったら、それだって市民サービスだと思います。そういうコスト計算もあって、初めて議論できるものだと思いますので、これはまた別の場で提案させていただこうと思います。

予算の話にいきますと、私は個人的に調べたところ、例えば自動交付機というのは幾つか調査すると、大体機械３台入れます。そうすると、開発費も含めて8,500万円ぐらい。その前後ぐらいかなと思います。例えば、これを５年間の利益にしても、年間2,000万円弱の予算でいけるだろうと。１カ月平均では、３台で167万円、１台当たりの単価57万円かかります。これ、ランニングコストは考えていません。しかし、この56万円と

いうのは、職員の平均人件費よりも低いんです。最低１人分の仕事をさせれば、それは採算が合うという計算になります。そして、そのことによって生まれる余剰力を、人間でしかできない仕事、市民サービスに割り当てようということも考えていくべきではないかと思います。それが本当の市民サービスではないかと思うんです。迎え来る超高齢社会に向けて、どのように今の職員の配置を考えていくかということも視野に入れなければいけないというふうに思います。そのことを指摘しておきます。

また、多摩平支所、これは私は、現実的には、廃止の論議をもっと具体的にすべきだと思うんですけれども、多摩平の住民の方々は怒るかもしれない。しかし、その点については理解していただかなければいけないと思います。しかし、多摩平の支所の廃止に伴って、新しい施策の必要が出てきます。そのときには、例えば豊田駅前にサービスポイントとしての位置づけも必要になります。それはもう議論されていること、そのイメージについては、今後もまたお話しさせていただこうと思います。

ちょっと違う話になります。暮らしの情報を、新しいメディアを使って市民に提供しましょうという提案なんですけれども、先日、宮沢議員の方からも、インターネットを使って行政情報を流しましょう、という提案があり、非常にうれしく聞いておりました。情報提供の手段として、新しいメディアを使うということは、社会のインフラの整備だ、という宮沢議員の御意見はまさしく本質をついておりますし、これからの行政のあり方が問われることだと思います。

さて、私は、行政情報の提供の手段として、生涯学習部が担当し、文化スポーツ振興協会が始めるパソコン通信に非常に期待しております。６月議会以降、生涯学習部の御尽力によって、文化スポーツ振興協会の立ち上げがあり、先日はパソコンも設置されました。これからどんな情報を提供し、集約できていくのか、非常に期待しているわけですが、きょうは、そのパソコン通信局の使い方についても考えていきたいと思います。このパソコン通信に文化、スポーツだけでなく、生活全般の情報、これ例えば、生活課の情報や、または市民部の情報もあるかもしれない。または病院の情報、これは準夜診療であるとか、そういうものも入れていったらいいと思うんですけれども、または福祉の情報、そのほか、いろいろな情報をのせていく。または、それを市民から集約するような方法もできるわけです。そういうことによって、市民への情報サービスは格段に広がっていくわけです。その点について、担当の部長の方々、どのようにお考えなのか、御意見をお聞かせ願えればなあと思います。特に生活課と福祉部の方には、御答弁をお願いしいたと思うんですが、よろしくお願いします。

もう一つ、先日の本会議の中で、地域防災計画を今策定しています、というお話が出ました。その防災に対して、以前から、情報災害という枠組みの中でのパソコン通信を利用しましょうという提案をさせていただいております。今回は、そのパソコン通信を防災情報の収集、または情報の整理に活用していく意思はあるのか、その点についてもう一度、御答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　生活文化部では、生活文化の振興という観点からも、今五つの課がございますが、生活課、また市民会館というようなところは、いろいろな情報というようなものを、紙メディアを使った中で、情報を提供しているというのが実態でございます。パソコン通信などの新しいメディアは、いつでも最新の情報提供が取り出せるというような大きな効果を持っておるというふうにも考えます。そうした中で、紙メディアの欠点というようなものも補うことができる、こう思っております。そうした中で、生涯学習部と連携をして、新しいメディアを使っての市民への情報提供というものも検討していきたい、こういうふうに考えます。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　福祉情報の提供につきましても、どの程度、どの範囲までできるかも含めて検討し、生涯学習部の方と連携を深めていきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　パソコン通信を防災に利用することについての御質問でございますが、これまで２度ばかりそのような御質問も受けております。パソコン通信がいかに有効であるかということは、十分承知しております。これがもっと身近に、常に毎日のように、防災ではなく、通常、電話を使うように、使えるような状態になれば、なお防災に対して有効であろうというふうに理解しております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　基本的には、前向きな御答弁をいただいていると理解しておりますけれども、例えば、このパソコン通信に今、毎日、気象庁から防災の方と、また総務の庶務課の方に朝10時、そして午後の４時、この２回にわたって気象情報などが入るわけです。これはファックスで入っています。こういう気象情報、これは日野の限定版みたいなものが入っているわけですよね。そういうものをパソコン通信にどんどん情報を入れていくわけです。そうすると、この日野の地域の方々は、多分、見ようと思うかもしれない。特に金曜日とか木曜日ぐらいになれば、土・日の天気はどうかなと、見た

りするわけです。それだって十分な行政の情報サービスだと思います。または、これらの毎日新しい情報が見られる、または「広報ひの」のバックナンバーがどんどん入っていく。または『日野の福祉』という本がございますよね。あれをどんどん入れていく。そういうことによって、そのどれだけの情報が入っているかによって、市民の方がアクセスする件数というのは、比例するわけです。ですから、どんどんいろんな情報を入れていきましょう、というお話をさせていただいております。ぜひ、このパソコン通信についての議論、これは社会のインフラの整備という観点からも議論していただきたい、そういうふうに思います。

次は今度は、庁内のお話になるんですけれども、庁内のＬＡＮ――ローカル・エリア・ネットワークと言いますけれども、これを現在整備されていることは理解しています。しかし、この庁内のＬＡＮをもっと有効に活用できないかという観点からの質問です。日野市の現状の庁内ネットワークの中で、実は機能的にはできます。しかし、それを実務に生かしていないのではないかというふうに考えます。ＬＡＮの活用は、できるような状態にあるのに、実務の中ではほとんど活用されていない。その点についての御見解をお聞きしたいと思います。また、このＬＡＮが活用されていない原因について、具体的に御答弁いただければと思います。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　庁内ＬＡＮの有効活用ということでございますけれども、特に実務に生かしていないという御指摘、そういう原因は何かということでございますけれども、今、御指摘もございましたとおり、ローカル・エリア・ネットワークのためのハードウエアといいますか、回線の設備については、庁内におきましては整っているわけでございますが、これは財務会計事務の電算化を進める中で、ホストコンピューターと各端末とをつなぐためのハードウエアとして整備をし、今日に至っているところでございます。したがいまして、この実務といいますか、それ以外の相互の端末同士のネットワークといいますか、そういう形での利用に現在はなっておりません。

これらにつきましては、原因は何かということもありますけれども、今後、こうした利用についてさらに検討を進めていかなければならない段階にあるということで、現時点においては、特段その原因といいますか、技術的な問題があるとか、そういう意味での原因というのは特にございません。今後の活用のための検討を進めなければいけない段階にあるというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○3番（菅原直志君）　この庁内ＬＡＮというのは、いわゆる技術的な話になって申しわけないんですけれど、縦型のＬＡＮですよね。だから、各端末から上のホストにしか情報がいかない。そこから今度は、それを横型のＬＡＮにしなければいけないというふうに思います。横型のＬＡＮとはどういうことかというと、ここにあります端末、そしてここにある端末、またはこれが2階と3階の間でもいいんですけれども、この間で相互にやりとりができる、そういうものが横型のＬＡＮというふうに考えていただきたいと思うんですけれども、そういうふうに変えていかなければいけないと思うんです。そうしないと、いつまでたっても、例えば何月何日、こういう会議をやりますよというのを、わざわざプリントアウトして、それをだれかがコピーして、各担当部署に持っていく、または、会議室の予約のために、電算課から一応電話で予約をして、そしてだれか職員が一人とことこ歩いてくるわけですね。4階に来て、初めて予約の紙に書く、そういう業務のやり方をやっているようでは、いつまでたってもやっぱり、電算化の効果はあらわれないというふうに思うんです。それはもう重々御承知のことだと思うので、改めてここで一つひとつチェックはしませんけれども、しかし、せっかく整備されている、そして、パソコンは今、101台も入っているわけですよね。それらが一つひとつしか動かないで、それぞれつないでいないというのは、せっかく導入したパソコンをうまく使っていないんじゃないかというふうに思うんです。ぜひ、そこのあたり、もっと深く研究してもらいたいと思います。

今のホスト、M－1600でしたか、違ったかもしれませんけれども、今のホストコンピューターは、あと1年半でリース切れですよね。このリース切れに合わせて、あと1年半の間に、じゃあ、今度のコンピューターをどのようにしていくか、そういう議論をぜひしていただきたいというふうに思っています。そしてまた、職員のスキルアップという問題も同時に考えなければいけないと思います。庁内のＬＡＮが整備された、完成された状態を具体的に職員にイメージできるように話さなければいけない、提案していかなければいけないと思います。そうしなければ、いつまでたっても実効性のあるＬＡＮは活用できない。現状のシステムの開発に時間がかかったことは、それは理解しますけれども、例えば、コンピューターを使うのは若手に一任した、という発言が時々聞こえるわけですね。こういうことではやはり、いつまでたっても、職員一人ひとりが自分の問題として、自分の仕事としてコンピューターを使えるようにはならないんじゃないかというふうに思います。これは年齢の問題じゃなくて、年齢の問題、全然僕、無視しようとは思わないですけれども、しかし、全く触れないで、何かもう若手に任せっきり、20代、

30代の人がやるものだというふうな、そういう意識はぜひ払拭していただきたいというふうに思います。

さて、市長にもちょっと御見解をお伺いしたいなあと思っているんですけれども、市長は常々、「最少の費用で最大の効果を目指す」というお話をされています。この庁内ＬＡＮについても、やはりそのとおりだと思うんですけれども、費用対効果の中で、電算化の効果について、これは過去の経緯ですね、それについてどのように御評価されているのかをお伺いしたいと思います。

また、今後の電算化の推進について、どのようにお考えなのか、その２点についてお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁内の電算化につきましては、これまでも時々、実情を申し上げておりますとおり、いわゆる省力化、したがって、職員の数を減らすといいましょうか、担当者を少なくて済ませる。こういうことにはほとんどまだ機能できていない。迅速、的確ということはほぼ確立できたというふうに言っていいかと思っておりますけれど、今まで職員が非常に数多くの何といいましょうか、能率性とか機能性に寄与できなかった、そういう状態が職員の数をおのずから必要としたということだろうと思っております。今後、それらの関係を、多少、省力化でありますとか、担当職員の定数の削減にも寄与して、他の領域のサービスにまた担当できる、こういう有機的と申しましょうか、そういう開発に積極的に取り組むべきだ、こう考えております。

電算化は確かに、大きな基盤づくりの役には立っておるわけでありますが、まだそれに対します全体の習熟というところでもまだ余地があるだろうと思っております。より内部的な機能化には、もっともっと苦労を要する。その結果は市民に対して、サービスのまた新しい能力を生むわけだ、このように思っておりますので、いわゆる行財政改革のまた中心課題でなければならない、このように思うわけであります。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　例えば、ここ１年ぐらいを見て、この電算化をどのように使うか、庁内ＬＡＮをどのように使うか、そういう議論が深まらない場合は、やっぱり新しい方法を考えなければいけないだろうなと思っているんです。前近代的なお話をさせていただきますと、今、この電算化には、年間２億5,000万円ほどの費用がかかっているわけです。その前段にはいろいろな開発費用、もろもろかかっているわけですよね。それをじゃあ、全部やめましょうと。職員をふやして、そして職員が例えば財務会計も

全部計算するわけです。または外部に委託するわけです。それでいいじゃないかという議論にもなってくると思うんです。だって、今やっているのは、住民票の管理と、あとは会計の予算、決算ですね、それぐらいしかほとんど機能していないわけですから、じゃあ、その会計決算のところは、もう外注しちゃいましょう、という議論だってできると思うんです。または、職員をふやしましょう、という議論だってできると思うんです。もう庁内にはパソコンを置きませんと。電算化やめましたと。その方がもしかしたら、安くなるんですよ。やっぱり２億5,000万円毎月かけてて、101台もコンピューターが入ってて、そういう状態まで今整備してきているわけですから、それをじゃあ、どうやって使うか、もっとこれができるだろう、もっとこれができるだろうという形で、ぜひ担当部署、または市長も先頭になって考えていただかないと、費用対効果ということはなかなか言えないと思います。来年になっても変わっていないようだったら、僕は「電算化廃止」ということでまた提案させていただこうと思っていますので、ぜひ議論の方をお願いいたします。

このたび、答申の出されました「行財政改革の答申」の中にも、この事務改善について、電算化についてさまざまな角度から、いわゆる「高度情報化社会」という言葉を使って提言がなされております。あえてそれぞれの部分には触れませんけれども、答申の語るところには、最終的にはやっぱり、市民サービスになるんだ、ということが触れられているんだろうなと思っています。そのために、情報化社会への対応をしっかりしていこう、と答申の中にも明記されているわけです。市役所というのは「市民の役に立つ所」というふうに書きます。市民に、「最近、市役所も変わったね」と言われるような市民サービスの展開をお願いしたいと思います。それが例えば、住民票の自動交付機であったり、パソコン通信であったり、または庁内ＬＡＮを使った市役所の業務の改善であったりするんじゃないかなというふうに思っています。そのための今回の質問でしたので、具体的な問題については、今後の課題とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。これで質問終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって９の１、ネットワークの活用で市民サービスの充実を（その２）の質問を終わります。

一般質問９の２、実効性のある行財政改革のために具体的な議論を望むの通告質問者、菅原直志さんの質問を許します。

○３番（菅原直志君）　通告に従いまして、質問させていただきます。

今回の行財政改革の内容についての質問は、何名かの議員さんからされているので、

私は私なりの視点でお伺いいたします。

まず、そもそも今回の行財政改革は、どのような意図で始められたのか、その点について、確認のためにお答えいただければなと思います。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君）　今回の行革の意図ということでございますが、市政を取り巻く環境、あるいは行政需要の変化に的確に対応して、行政サービスの充実と市民福祉の向上を図るために、行財政全般の見直しを行い、時代に即応した健全な行財政運営を推進するという考え方でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○3番（菅原直志君）　それでは、それを踏まえて質問させていただきます。実は、今回の質問に備えて、行財政改革については、民間委託、業務委託についての調査を中心に行ってきました。単純に行財政改革の中での業務委託というと、民間委託をどんどん活用していきましょう、という議論が中心にされがちですけれども、私の視点というのは、そこから先、つまりどのような形で委託されているのか、市民が納得できるような形での委託になっているのか、そういう点での議論はなかなかされていないような気がしたんですね。見る方によっては、これは行財政改革じゃなくて、ふだんの業務の中でやっていくべきことだという御意見もいただいて、確かにそうかなあ、と思ったんですけれども、あえてこの行財政改革の一つとして考えていくことも大切かなあと思って質問をさせていただきます。

実は、ここに一つグラフをつくってまいりました。議長の方にもお許しをいただいて、議長と市長、助役、そして企画財政部長の方には、これのコピーをお渡ししました。中身をちょっと見ていただければなと思うんですけれども、昨年度、平成7年度分なんですけれども、一般会計決算から、それぞれの支出の項目について全部計算したんですね。それで、それを各割合ごとにパーセンテージで出してみました。それでいったところなんですが、この赤い部分ですね。赤い部分が委託料なんです。見ていただければわかると思います。14.2%ございます。これ、すべての支出の項目の中で、一番大きいんです。それぞれの項目は、報酬、給料、職員手当、扶助費、補助金、償還金、利子、工事請負費、またはその他という形で出しておりまして、支出の総額は、一般会計ということで460億円という数字が出ていましたから、460億円で計算。委託料が、総額これは66億円あるわけです。14.2%も委託料が今かかっているという数字ですね。確かに市の職員ではなくて、委託した方が経費が安くなる場合は、どんどん委託すべきだと。それは

当然だと思います。しかし、その委託のあり方に問題があるときは、その点を指摘していかなければいけないだろうと思いまして、今回は疑問を感じる点について質問させていただきます。

それでは質問をさせていただきます。まずは、建設部長の方の御答弁になるかと思うんですけれども、京王線高幡不動駅周辺の駅前放置自転車の駐輪場案内誘導管理業務は、株式会社日野衛生公社に委託しておりますが、この契約はどのような契約の方法をとっているのか、確認の意味で質問いたします。また、部長は、この会社の定款を御存じなのか、そこについても確認させていただきます。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　ただいま御質問の、管理課から日野衛生公社へ業務委託をしております駐輪場案内誘導管理業務と放置自転車移動業務、これを委託しております。御指摘の、衛生公社の定款でございますが、定款第２条第３項「道路等環境の整備管理の請負に関する業務」ということで条文化されておりますので、これによって業務委託を行っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　契約の方法について、たしか御答弁がなかったと思いますので、それだけ確認させてください。一般競争入札だったのか、随意契約だったのか、またそのほかの方法だったのか、御答弁お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　随意契約で行っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　この会社の定款を私も読ませていただきました。定款の第２条３項「道路清掃、公園清掃など、環境の整備管理の請負に関する業務」という、これはわかるんですけれども、それがそのまま駅前の放置自転車の駐輪場の案内誘導管理業務、こういうことにつながるのかどうか。これは私から言わせれば、定款にないものを随意契約しているというふうにしかとれないわけです。そこについて、やっぱりわかりずらいですよ。これが、先方は株式会社ですから、その仕事の内容まで云々することは、私たちの立場ではできないんですけれども、しかし、随意契約をしているわけですね。あなたのところにお願いしますね、というお話をしているわけですから、そのときには、やっぱり定款のある会社、そういうところで、わかりやすい形でなければいけないと思っていますので、もう一度ここ、もう少し業務の内容ですね、この会社に委託するメリッ

トというところをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

この委託は、予算的には1,600万円程度ですね。その人員の配置、またはその業務内容について、もう少しお伺いできればと思っています。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　随意契約の理由でございますが、駐輪場案内誘導、それから管理業務は、朝の７時半には、駅前に自転車等を放置されないための業務を開始しております。午後からは、駐輪場内外の整理・清掃、それから長期放置自転車等の調査及び整理等が主な業務でございます。早朝の業務開始であるということと、駐輪場内の放置自転車の把握と業務の特殊性を考慮いたしまして、経験豊富な日野衛生公社にお願いをしております。それでよろしいでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　わかりました。業務に特殊性があるというお話だったんですけれど、私はどうも、業務に特殊性があるようには思えないんですね。そこのあたり、もう少し今後の中で、担当の中で話し合って、考え直していただければなあと思います。

ちょっと答弁、私、聞き逃しがあったかもしれないんですけれども、ちょっと確認させていただきたいと思います。この契約の中身について、例えば1,600万円を払っていて、そして何名の方が勤務されているのか、就業状態ですね。そこについて。または、年間に大体何日ぐらい働かれているのか。そして、それを割り込んだときのいわゆる１時間当たりの単価、時給ですね、そこについてお話いただければなあと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　ただいまの条件でございますけれども、人員は４名でございます。それとダンプ１台。１カ月の稼働日数は22日間でございます。算定の根拠ですけれども、人件費、それと車両費、それに諸経費等で算定しております。今、人件費についてでございますけれども、１人１日当たり１万2,075円。時給に換算しますと、1,509円であります。それから車両費でございますが、車両費につきましては、１日1,534円でございます。諸経費につきましては、諸経費の率が直接費の約25.3％の率になっております。以上のことから、単価的には適正な額であるということで随意契約しております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　わかりました。１時間働いて1,500円というところが適正だというお話なんですけれども、私は、もう少し考え直さなければいけないと思うんですね。私の感覚がおかしいのか、ちょっとどちらがどちらなのかわからないんですけれども、これ、単価やっぱり高過ぎますよね。そういうふうに思うんですよ。それが適正な価格なのか、よくわからないんですけれども、しかし、単純に市民の方々が聞いたら、じゃあ、僕だってやりたいよという話になると思うんです。何で競争入札しないのという話にもなると思うんです。どこに特殊性があるんだという質問だってあると思うんです。そのあたりについて、やっぱり委託することはいいんですけれども、しかし、委託した後の委託のあり方ですね、それはもっと精査すべきだと思います。ここについて、どうやったらいいのか、これは私は、委託のやり方をもう一度検討し直すべきだと思うんですけれども、その点について、ちょっと御見解をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　実は、単価につきましては、東京都の設計単価、普通作業員１万5,600円を算定基礎に置いて行っております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　じゃあ、お話、もう少しお伺いしたいんですけれども、１万5,000円という単価は、それは私も見ました。しかし、もう一つ、単価には何段階かの形がありまして、ちょっと具体的にこういう名前という、名称は忘れて申しわけないんですけれども、普通作業員と軽作業員と、そういう形での分け方がありますよね。それにどこに見合うのか。それが１万5,000円という数字、私も見ましたけれども、これ、もう少しやっぱり見直すというか、どうなんですか。私、理解できなんですけれど。時給1,500円ですよ。今、アルバイトやったって、学生のアルバイトで幾らだか御存じだと思うんですけれども、それの単純に言って２倍ですよ。そこのあたりはどうやって理解したらいいのか、答弁していただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　ただいま御指摘のありました、私の申したのは、普通作業員１万5,600円ということで申しておりますけれども、実は、ことしの国の監査等で、ガードマン、あるいはこういう今の整備事業、こういうものについては見直す必要があるのではないかという御指摘も受けていますので、今後、十分内部で検討して、見直し

をしていきたいと思っています。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　ぜひ、見直してください。それを踏まえて、もっとわかりやすいような形にしていただきたいと思うんです。そのあたりはお願いいたします。

次、今度はまた別のテーマなんですけれども、毎年夏に、駒形公園の中で、市民プール、これが開かれているわけですけれども、この管理については、これも委託しているわけですね。プール管理の運営と渡し船の運営、この２本立てで一括で委託していると承知しています。この委託の契約については、過去さまざまな経緯があったと聞いておりますが、競争入札から随意契約に変わったという話も聞いております。そのあたりについて、その委託の経緯の御説明をいただきたいと思います。

また、その競争入札から随意契約になった理由についてもお話いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　市民プールの委託の経緯でございます。平成３年度ということでございますので、その以前は民間会社の方へ委託をいたしておりました。平成３年度、平成４年度につきましては、日野市企業公社へ委託をいたしております。それから平成５年度につきましては、再度民間委託になっております。そして平成６年度、平成７年度、７年度は株式会社になりましたけれども、平成６年度、７年度につきましては、日野市企業公社へ委託という形でございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　この競争入札から随意契約になった理由ですね。そこについて教えていただけますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　失礼いたしました。民間会社のときには、競争入札という形で数社入札をいたしております。企業公社ができましてからは、地方自治法の244条で規定されている公的団体という形で、日野市に誕生したわけでございます。それが一つの理由と、もう一つは、企業公社の育成を図るという視点から、随意契約という形をとっております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　わかりました。じゃあ、今度、この委託の内容についてなんですけれども、随意契約で委託を受けていた企業公社が、実際の業務を行ったのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　企業公社への委託、そしてさらに、企業公社の方で一部専門的な業務につきましては、さらに委託をされているというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　プール管理と渡し船のどこが専門的なのか、ちょっとお伺いします。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　渡し船につきましては、特に専門的なものというものはございません。もう一つは、プールの運用ということになりますと、生命の危険の問題がございます。日赤で言う、いわゆる救急法等の問題、そしてプールの運営管理という場面で、ある程度一定の資格と専門的知識が必要だということでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　わかりました。じゃあ、それらの業務を含めて、そのプール管理と渡し船を含めて、これ、もう少しはっきりしたいんですけれども、企業公社の職員がされたんですか、それとも全部どこかに委託したわけなんですか。企業公社の職員がやった部分について教えていただけますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　さらに委託した部分を除きましては、企業公社の行った業務というのは、こちらの方ではっきりとわかりませんけれども、一応、毎日の使用料の収集、集金というんでしょうか、金銭的な管理、それから施設全体の保全という意味で、管理をいたしております。そして、さらに委託業者への指示、あるいは教育委員会との連絡等、そういった管理運営全般をさせております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　わかりました。この企業公社の問題についても、これ、私が聞いている部分なので、間違えていたら申しわけないんですけれども、訂正していただき

たいんですけれども、企業公社から委託している部分がありますよと。で、企業公社はマージンをとっているという話を聞いているわけですね。マージンをとることは悪いことじゃないんですけれども、特にこれという仕事をしていないで、というところで聞いているんですよ。そこについて、何%マージンをとっているのかというところから、ちょっとお伺いしたいんですけれども、そこを教えていただけますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　いわゆる管理経費でございます。企業公社に対する。約15%でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○3番（菅原直志君）　わかりました。マージンについて、多いか少ないか、ちょっとわからないんですけれども、これ、私の見解が間違えていたら、はっきりと違うんです、という話をいただければありがたいと思っているんです。企業公社が日野市とかかわりが深くて、準公益法人であるという位置づけ、それについては理解しているところなんですけれども、そもそもこの企業公社というのは、市民サービスの拡大のために、民間活力を導入しましょうという目的だったと思うんですけれども、この委託については、一つは別に企業公社じゃなくてもよかったんじゃないかということ、または、企業公社を絡ませなかった方が安く委託できたんじゃないかという二つの見方があるわけですね。そこについて、どのような議論があったのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、特に議論がなければ結構なんですけれども。答弁いただけますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問としては、趣旨のある御質問だというふうには承知しておりますが、この衛生公社に対する委託、あるいは市民プール業務に対する委託、それぞれ理由があるわけでありまして、ちょっとそのあたりを御理解をお願いしたいと思っております。

衛生公社のことにつきましては、かつて日野市が都市化を目指さざるを得ない、そういうきっかけになった当時のことを回顧する必要があるわけですが、当時のいわゆる衛生処理は、くみ取り方式が大部分でありました。したがいまして、すぐ対応できる業者というのはなかったわけであります。各市共通にそういう業者を育成する、こういう発想によって、その端緒がつくられた、こういう経過がございます。日野市の場合は、いつかもお答えをしたと思っておりますけれど、当時の農協が、農家の肥料需要という面から、ある程度の役割を果たしてもらったわけでありますが、農家が絶対数が減り、そ

れから需要が変化をして、いわゆるくみ取りの問題を浄化槽によって処理をしなきゃならない、こういう事態に変化をしたわけであります。したがいまして、ない業者を育成しなきゃなりません。たまたま当時、全駐労という組織がありまして、それがまた米軍の基地の返還とともに、失業者がたくさんできる。そういう時期に、当時の全駐労の役員であった大谷さんという有力な方が、いわゆる今日の衛生公社のもとをつくっていただいた。そして、一定の役割を処理していただいたわけでありますが、また、そのいわゆるくみ取ってきて浄化をするという仕組みも、今日はだんだん公共下水道に置きかわりつつあるという状況であります。

したがいまして、その衛生公社は、言うなれば、育成をして、必要な人員、機材等を備えてもらった関係がありますから、仕事量が減ると、ある程度の補償的な配慮が必要になってまいります。つまり、廃業補償であります。そのことをまた、何か話し合いで処理するために、別の仕事が生まれるそのときに、その仕事をあっせんをして、仕事量をなるべく整えてあげるというふうな配慮が必要であった、と思っております。したがいまして、現在という時点で考えますと、確かに御指摘のとおり、競争入札の仕組みでありますとか、あるいは単価の決定でありますとか、そういうことに当然の合理性がなきゃならないわけでありますが、そのあたりに少しまだ、何ていいますか、過去のいきさつを引きずっている、こういう状況があります。

それからもう一つの市民プール管理、これはもともと、教育委員会体育課が直営をしてやるのが建前であります。既設の市民使用を求めておる施設でありますから、私は生命のかかわることであるから、いわゆる民間委託ということでは、市民から問われて説明ができない。本来ならば、体育課が今まで同様に直営をして、アルバイトを毎年募集をして、そしてきちんとした名簿の登録によって、一日の作業の運営をするというのが、当然の仕事である。それもある時期、いわゆるアルバイトを提供するといいましょうか、それを業としておられる仕事の方に委託をしたということがあります。それでは余りにもひどいものですから、私はせめて企業公社に一段階かかわってもらってはどうか。これもしかし、一、二年そのことをやったわけですが、これもよく考えてみると、まるで中間のただ手数料だけいただく、そういう仕組みになっておりますから、やはり原点は体育課が直営をすると、あるいはそれに近い状態が適当だという考え方に立ちまして、たしかことしからだと思いますけれど、たまたまプール管理を、温泉プール等の管理を委託している社会教育センター、この機関といいましょうか、日野市の一番信頼し合う関係のところに委託をしたということになっております。

しかし、いずれにいたしましても、既設のサービス事業の市民プールですから、なるべく市内のアルバイト学生の方をきちんと登録をして、そのチームの編成によって、１日の作業を処理していただくと。そして絶えず責任者は、当然体育課ですから、体育課の職員が複数で出向いておく必要がある、というふうに指示をした経過があります。そういう過程にあるということでございますので、多少、その経過をごらんになって、何となく理解がしにくいということもまた、当然だろうかというふうに反省をいたしております。なお、市民に一番的確にサービスのできる方法として、また、生命や安全に責任の持てる方法として、きちんとした確立をしたい、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　昨年のこのプールまたは渡し船の管理というのは、2,100万円。これは決算の数字から出ると、2,100万円。そのうちの15％のマージンというと、300万円ぐらいなんですね。非常に、300万円、２カ月ですよ。で、やっている業務が、先ほどの話だと、使用料の徴収であるとか、施設の保全、または市役所との中間で連絡を取り合う、そういうので２カ月で300万円というのは、私はやっぱりわからないんですよね。となると、300万円の仕事をしていないというふうに私は判断させていただいて、今回質問したわけなんですけれども、このあたり、業者もころっころ変わっている。または競争入札が急に随意契約になっている。そしてその部分の業務も、じゃあ、本当に必要なのかどうかわからないわけです。そして、ことしになったらまた変わっているみたいな話もあるわけで、これ、企業公社が絡むと、何かいろいろあるのかなと思うぐらいの感触なんですね。そのあたりを……（「あるんだよ」「企業公社、要らない」と呼ぶ者あり）企業公社、要らないという話も今聞こえてきましたけれども、本当に必要なのかどうか、もう１回、やっぱり考え直すべきときではないかというふうにも思います。

私は、議員になって以来、ずっと市民サービスの拡充について訴えてきたんですね。そのために、空き教室をどんどん有効利用しましょうとか、パソコン通信を開局しましょうとか、そんな話をさせていただいたんです。しかし、それぞれ担当部署の方々が、大変な思いをしながら、予算化に向けて努力をされてきたのを、私、知っています。しかし、それで新規事業としての予算は、空き教室については200万円だったんですよ。文化スポーツ振興協会は80万円、パソコン通信の開局については40万円なんです。その40万円また200万円の予算でさえ、あれだけパワーをかけないと、予算化されない。片や、マージンで300万円とらせているわけです。これ、やっぱり整合性とれないですよ。一生懸命やって、これやりたい、あれやりたい、一生懸命やっている。そういう人たちが

やっぱり納得できるような形にしてもらわないといけないというふうに思うんです。これ、マージンについては、何か反論があれば、今言っていただければなあと思うんですけれども、その点について、後でも結構です。もう一つ、テーマ取り上げているのがありますから、そのときにお答えいただいてもいいんですけれども、やっぱり日野市は、委託に対する感覚をもう１回考え直すべきときだと思うんですね。こんなずさんな予算のあり方、それをどのように理解すればいいのか、私は理解に苦しんでいるんです。これでは、行政が市民感覚から遊離していくことは当然だと思うんです。予算がないことを理由に、市民サービスを低下させるということが時々、議論されます。しかし、これですね、内部努力というもの、または内部の業務の精査ということがない限り、予算がないということはなかなかこれは言えないと思うんです。その点について、もう少し考えていただきたいと思います。

もう一つのテーマがありますから、そちらの方に移らせていただきますけれども、次は庁内印刷についてなんですね。先日、小川議員の質問から、私なりにも調べさせていただきました。それを踏まえて質問いたします。

さて、庁内印刷の会社への委託の経緯はさておいて、毎年の契約料は、大体5,200万円になっています。この委託料の変遷、これは平成３年度ぐらいからでも結構なんですけれども、その数字をちょっとお教えいただきたいということ、もう一つが、この金額、5,200万円なら5,200万円の算定基準、これについてお伺いします。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　庁内印刷についての御質問でございます。庁内印刷につきましては、現在、日本複写工業という会社に委託してございますが、これの変遷でございますが、主に人件費ということで見てございます。したがいまして、大体の市場といいますか、人事院勧告等の人件費の伸び等を参考にして委託料が移り変わってきておるところでございます。平成３年では、4,600万円ほどでした。現在では、5,200万円ほどになっております。伸びるところは八、九％伸びたときもございますけれども、現在では、１％前後というような伸びの数値になっておるところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　３年度から７年度まで、計算すると114％、これ、人件費の委託ということで上がっているわけですけれども、じゃあ今、人事院勧告云々の話も出ましたけれども、そこで、それだけ上がっているかというと、またそれは考える余地があるんじゃないかというふうに思うんです。しかも、この委託料は、ここ３年間は変わっ

ていないわけですね。となると、114%上がったというのは、H３年、４年、５年、この３年間の間にぽんぽんぽんと上がっているわけです。その間、９%ぐらい上がっていたという経緯があるんですけれども、これ、委託の仕方というのを、人件費で考えるというところから考え直したらいいんじゃないかというふうに思うんです。何を業務するのかについて、その業務内容についての積算根拠というものが必要なんじゃないかというふうに考えて、質問を進めていくわけなんですけれども、例えば、私、３月、そして６月議会の中で、ごみの収集の委託についても取り上げさせていただいたんですね。ちょっと環境部長にも一言経過についてもお話いただければなと思うんですけれども、あのときに私が質問したのは、何で委託料が上がっているの、という話だったんですね。で、それを、算定基準をしっかりしましょうという提案をさせていただいて、つい先日、その算定基準、６カ月かけて何とかつくりましたという報告をいただいているんですけれども、それについて簡単に環境部長の方から経過説明をいただければなあと思います。算定基準できたかどうかという話で結構なんですけれども。

○副議長（鈴木美奈子君）　　環境部長。

○環境部長（中里正市君）　　議員さんからは３月以来、その都度御指摘をいただき、また６月定例会では、小川議員さんからも御指摘をいただいた経過がございまして、この間、類似市であるとか、市町村自治調査会、あるいは東京都指導当局へ、課長以下足を運びまして、勉強してまいりました。８月末をもって部内、清掃部の当事者案として見繕いを、将来にわたる積算及び査定の根拠になり得る見繕いをしたつもりでございまして、今後、これを市長、理事者まで通ずる庁内協議を経て、来年度以降の予算化に向けては、これをもって積算及び査定根拠といたすべく腹づもりでございます。そういうことで進んでまいっております。

○副議長（鈴木美奈子君）　　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　　ありがとうございます。

私も、ずっと話、おつき合いをさせていただいてきたので、大体間違えていないと思うんですけれども、あれはトラックが走る距離なんですね、基本は。つまり、何キロ走って、何カ所回ったから幾らですと、わかりやすい数字なんです。つまり、お話ししているのは、仕事量見合いでお金を、委託料を払いましょうという形がなければいけないというふうに思うわけです。しかし、今みたいに人件費見合いだと、わかりずらくなるだろうということで、ちょっとお話しさせていただきますね。こちらの委託先には、９人いらっしゃって、そしてそのうちのワープロの専門の職員という方なんですかね、位置

づけちょっと、具体的な名前わからないんですけれども、その方が５名いらっしゃるというふうに聞いていますが、そもそもワープロを委託するということはどういうことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　庁内印刷は、印刷物、文書の浄書、印刷ということでお願いしてございます。これまでＯＡ機器がまだ発達していないときにおきましては、特にタイプライターによります浄書、そしてタイプライターによってできました原稿を印刷機にかけて、印刷をしておったわけでございます。最近では、ＯＡ機器、特にワープロの精度がよくなりまして、これの文字がタイプに匹敵する、あるいはそれ以上というようなことになりまして、タイプライターがどちらかというとなくなって、ワープロに置き変わってきている状況でございます。つまり、私どもとすれば、浄書、文書をつくっていただく、きれいにつくっていただくということでトータル的にお願いしておりまして、これがタイプか、あるいはワープロかという区別はないんですが、たまたまただいま申し上げましたように、ワープロの時代になったということで現在、ワープロに昨年から全体的に置きかえられて、４台の機械でやっておるところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　わかりました。職員が５人いて、ワープロが４台しかないというところもちょっとひっかかるんですけれども、それは置いておいて、現在、各職場には、立派なワープロが導入されているわけです。以前は、ＯＡ機器がないということで、タイプライター専門の方がいらっしゃる。それは当然あったと思うんです。しかし、以前のタイプライターのように、一定の専門的技術としての委託だったら、それはわかるんですよね。しかし、今、ワープロを現場が打つのは当たり前の時代だと思います。そのためにどんどん導入しているわけですよね。ＯＡ機器をどんどん入れているわけです。確かに大量の原稿を作成することであるとか、または外注した方が能率がよい場合、それについては、どんどん外注したらいいと思います。委託したらいいと思います。しかし、そうでない場合も、かなりあるんじゃないかというふうに思っています。

先日から私、気をつけて、外注するときの、ワープロを作成するときの、外注するこの庁内印刷に持っていく原稿を、それを時々、ちらっと見てきたわけなんですけれども、その中には例えば、前の年にある文書があって、前の年、例えば、今庁内でいうと平成何年という形ですか、６年を７年に変えるとか、７年を８年に変えるとか、そういうところから委託していると。こんなのはすぐ終わっちゃうわけですよ。部内のワープロで

十分できるわけです。そういうのを委託している例があるわけです。またはそれに類するいわゆる単純な修正、これを委託しているケースがかなりあるような気がします。ワープロ作成のためには、担当部局の課長までの印鑑と、またはその次は庶務課、４階に行って庶務課の課長までの印鑑が必要なわけです。そうすると、７名を８名に直すだけで、印鑑五つぐらい必要なんです。そういうことをやって委託しているのが今の現状なんですね。これは非常にもったいない委託のあり方ではないかというふうに思います。日野市は、ＯＡ化と銘打って、パソコンやワープロなどのＯＡ機器をどんどん導入していますけれども、それを使う側、つまり職員の中にＯＡ化に対する意識がいま一つ浸透していないような気がするんです。ワープロ作成はどんどん委託しようという雰囲気があるみたいですけれども、これは、やっぱりシステムの問題だと思います。外注する場合のその単価というか、年間のお金は決まっています。そうすると、どんどん委託した方が、１枚単価安くなるんですよね。そうすると、どんどん渡しちゃう。しかし、自分たちの部署のワープロはあいている。こういうことが現実に起こり得るんだと思います。これ、システム的な問題ですので、そこについては指摘しておきます。

余り時間がなくなったので、ちょっと話を進めますと、委託について、単価契約にはできませんでしょうか。今の委託の形がわかりにくいというのが１点、もう一つは、このままではＯＡ化の推進を言っている今の行政の姿勢と実務が相入れないというその二つの点をもって、これは単価契約にすべきだというふうに思って提案いたします。『積算資料』という本から持ってくると、１字当たり１円という単価の水準も出ています。またはＡ４が１枚幾らですよ、Ｂ５は１枚幾らですよという形、または罫線を１本引いたら幾らですよとか、そういう形で実際にやっている会社もたくさんあるわけです。そういうものと同じにするだけの話。そういう形での契約方法を考えられないのかなあというふうに思うんですが、それについて御見解をお願いいたします。

また、競争入札、ずうっと30年間随契でやったきたということも踏まえて、もう一度ここで契約先をスタートラインに戻してみましょうということも考えられるんですけれども、それについての御見解もいただければと思います。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にございました、ワープロはなるべく委託という機運は、これはございません。現在、ワープロが、少ない範囲ではございますが、各課に一応のものが使えるような状況になっております。したがいまして、通常の庁内的な連絡文書等につきましては、浄書印刷に委託せず、それぞれがワープロを使用して、プリ

ントアウトしているということが多いわけでございます。私どもの管理の中では、それぞれの職員がフロッピーディスクを持っておりまして、どのくらいの文書が入っているかというところまで、まだ調査してございませんが、相当な数が入っておると思います。ただ、手持ちのワープロ、機械では、あいている時間がないというようなこともございまして、浄書印刷の方に回しているところがあろうかと思いますし、また印刷会社の方でも、ディスクに入っておりますので、これをもう一度メモリーから出すということで、簡単にできますので、また簡単な修正もお願いしているというのが実態でございます。

それから、単価契約にできないかということでございます。この浄書印刷につきましては、本来的には、印刷は外注であるべきなんですが、やはりその日のうちに欲しいとか、あるいは簡単なもので、見積もり等がかえって煩わしいというようなことを排除といいますか、そういうことを避けて、もう少し能率的にできないかということで始まった庁内印刷制度でございます。そういう中では、なかなか単価が出しにくいわけでございます。つまり、一定の、１枚当たり幾らで１週間というようなことでつくれば、一つの単価ができるかと思いますが、これを午前中に上げるとか、あるいは大きな冊子について１週間で上げるというようなことで、それぞれそのときそのときで変わってくると思います。そういうような中では、単純にはできませんけれども、ある一定の統計をとって、数字が標準的になっているものについては、これを一応チェックして、一定の基準単価的なものを洗い出してみたいというふうに思っております。

それから最後の御質問の、契約先を変えられないかというような問題でございますけれども、ただいま申し上げましたように、一応このＯＡ化の波に影響されておりまして、文書の量がふえてもおりますし、また浄書からどちらかというと、印刷の方に変わってきております。そんな中で、先ほど御質問にもございましたように、各職員が直接印刷所へ行けば早いんですが、職務課長を通しているということは、一つの統計をとって、どのくらいの量で、どういうものかというようなことを今調べておるところです。そういうような分析を行って、今後の対策にしたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　時間がなくなってきたので、あんまり突っ込めないんですけれども、統計は全くとれていないわけですよね。それは何回かのやりとりの中でわかるわけです。昨年１年間、9,000枚ぐらい浄書をつくりました、という数字は上がっています。これ、事務報告書の数字。しかし、その中身が、これは新規でつくったのか、さらの紙からつくったのか、または前回のやつの修正なのか、全くわからないんです。また、

その紙の大きさもわからないんです。それは、じゃあ何で庶務課を通して、統計とっているという話、まあ、今これからとるというお話なんで、重々理解した上での話なんですけれども、やっぱりそこのあたりの仕事量がはっきり把握できないというところ、それはですね、この委託の形にもやっぱりあらわれるわけですよ。人件費見合いで１本ぼんというふうに委託しちゃうから、わからなくなってくる。実際、仕事がわからなくなってくる。そのあたりに問題を感じています。

すみません。あと６分しかなくて申しわけないんですけれども、市長、ここのきょうの議論なんですけれども、やっぱり委託の中身について、委託しましょうと、それはいいんです。委託の中身をもう１回考え直しましょう。日野市の総予算の14％ですか、それを占めている66億円払っている委託料、その中身を考え直すことによって、市民サービスになるための事業をまだまだ継続できるんじゃないか、またはもっともっとふやせるんじゃないか、そのように思うんです。そういうところについて、市長、どのようにお考えなのか。すみません、あと５分ぐらいしかないので、お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれ歴史につきましては、多少お答えしたとおりでありますが、今日は、まさにそれぞれのまた市場も形成されているというふうな判断もすべき時期かもしれません。したがいまして、今の時代に即応できる適切な透明度の高い内容を形成するということが、市民の御理解をいただくためにも、また特に大切でございますので、そのような内部努力に努めてまいりたいとお伺いをした次第であります。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　ぜひ、内部努力をしていただきたいなあと思っています。

昨年秋、11月に出されました「行財政改革大綱案」、この中では、「１課１事業廃止」いう言葉もあるわけですよね。お金がないから事業の見直しをしましょう、この事業を廃止しましょう、という議論もされているんだろうなあと思います。または、現実に適合しない業務は廃止しましょう、こちらの方はいいと思うんですけれども、直接市民サービスにかかわるところ、例えば「１課１事業廃止」の言葉の中には、そういう事業もあるんじゃないかなというふうに思うんです。または具体的に出されているのは、図書館のバスですよね。あれの縮小という議論もされているわけですけれども、それは現実に合うかどうかという議論だったらいいんですよ。お金がないから、予算を削減しましょうという議論になったときに、今みたいな、いま一つわからない委託、これが66億円あって、例えばどこかを改正していく、契約の仕方を変えていく、そのことによって生み出

される利益で、余剰の金額で、その事業を何とか継続できるんじゃないかというふうに思うんですね。今回取り上げた問題は、多分、氷山の一角だと思います。まだまだ突いていけば出てくると思います。私はチェックマンにはなりたくない、そういうように思うんですけれども、しかし、全体的なものが市民サービスになるということであるならば、やっぱり一つひとつチェックしていかなけりゃいけないんだろうなというふうに思います。このことについては、今後の活動の中で一つひとつ明確にしていきたいと思いますけれども、最後に提言だけさせていただきます。

この支出の抑制のため、または委託しているこの66億円をどうするかというところでの検討委員会、または調査委員会、こういうものが必要だと思うんです。それについて、市長はぜひ、そういう委員会をつくっていただけないかどうか、それだけ、一言だけ御答弁いただきたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁内本部の仕事になりますので、きちんとした組織の中で検討する、ということを申し上げておきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　じゃあ、実務の中でされるのかなあと思いましたけれども、ぜひこれ、１回洗い直してみてください。多分、いい結果が出るんじゃないかなというふうに思います。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって９の２、実効性のある行財政改革のために具体的な議論を望むの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時33分　休憩

午後１時05分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、遅れている「文化・スポーツ施設整備促進」と市民サービス新時代の「余暇環境整備」へ発想の転換を問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（馬場繁夫君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日、総合体育館及び市民野球場につきましては、奥住議員より質問がなされまして、建設へのめどが立たないことが明確になりましたので、少し方針を変えて質問をさせていただきます。

昭和48年より６期24年間に及ぶ長期にわたり日野市政の最高責任者として市政運営に尽力され、大変御苦労も多かったと御推察いたします。いまだにお元気で、市政運営に奔走している森田市長に敬意をあらわすものであります。日野市は、都市像として「緑と文化の市民都市」をキャッチフレーズに、市政運営を行ってきたわけでございますが、そこでまず、市長にお伺いいたします。

第１点としまして、文化、社会教育、スポーツ行政は、他市と比べて、特徴やすぐれている点について、市長はどうお考えになっているか、まず１点お伺いします。

第２点目としては、同じ文化、社会教育、スポーツ行政等におきまして、今後の進むべきビジョンについて、どうお考えになっているか、この２点について、まず市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市という我々の地方自治体は、ことし市制施行32年を迎えるという若い都市であるということはどなたも御承知のとおりだと思います。そして、長い過去の期間の農業文化のもとに、部落的な共同体、あるいは町村制というふうな姿の中で、特に当時の日野町の地域は、ごく戦前あるいは戦中の時期に、大手の企業が進出をされて、大きな転換の機運に当面した時期がありました。それから、昭和33年、ちょうど今から37年前になる計算でありますが、いわゆる当時の町村合併の進めがあって、日野町、それから七生村の合併を見たということは、日野市の歴史にまだ新しいことであります。その後、多摩平団地の建て替えをきっかけに、都市化への大きな機運が地域社会に大きな変化をもたらしたという状況でありまして、その経過そのものは、先輩の方々の努力と、それから当時の市民の皆さんの適切な判断であったというふうに思うわけであります。そして何よりも、多摩川の中流域に存在するということ、そして、当時の国鉄・中央線、それから南には京王線が東西に大きな交通の基盤をなした。あわせて、国道20号線甲州街道、それから南の七生地域には、川崎街道の大きな交通の動脈があって、地域社会の性格並びに都市化への選択の何といいましょうか、当時の役割を果たしたということであったと思います。

ちょっと状況に対する御認識をいただくために、少し余計なことも申し上げたかもし

れませんが、そういう情勢の中で、新しい都市化に向かう、また人口急増を迎えた、こういう社会的な変貌に当面した過去があるわけであります。したがいまして、人口急増に伴って、一番最初に、特にいろいろな新しく転入された住民の方々の市民運動的中心をなしたのが、幼児の施設が足りないということ、つまり保育園、幼稚園が足りないということ、それから学校の校舎並びに教室が非常に不自由をしたこと、また医療機関、あるいは当時の適切な住民施設と申しましょうか、そういうことに取り組んだわけでありまして、今の住民施設として、いわゆる地区センター方式は、当時の有山市長によって先鞭をつけられ、それが発展をして、今日の地域地域の一つの市民集会、あるいは地方自治のコミュニティのあり方を基礎づけた、こういうふうに申せるかと思います。

いわゆる御指摘の文化施設、あるいはスポーツ施設等、これはもう全くなかったというわけでありまして、日野市の場合は、とりわけ何といいましょうか、公有地、いわゆる自治体が所有する、あるいは発言権を持つ、そういう土地に非常に窮屈であったということが、具体的に市民施設をつくる非常な隘路になったということが言えるだろうと思います。たまたま当時、蚕糸試験場の桑園跡地でありますとか、あとは淡水区試験場の跡地でありますとか、国有地がそれぞれの試験研究機関等の移転によって、地元に一つのチャンスを与えた。それらを確保することによって、例えば市民の森・スポーツ公園ができたとか、一つのきっかけはできたわけでありますが、国有地の譲渡につきましては、当局の理解は正確に得ておるわけでありますが、区画整理を行うとか、あるいはそれぞれの用地の取得、つまり有償の時価で譲渡してもらうと、こういう条件があるものですから、財政的な問題もあって、目標は見通せておるが、なかなか現実に具体化できなかったという恨みを多分に残しておることもまた事実であります。

先輩市長の配慮があって、例えば都市間活動に先鞭をつけた、あるいは多摩平という地域ではありますけれど、社会教育協会によるひの社会教育センターというふうなものが位置づけられて、ある程度の文化的な、あるいは新しい市民に対する行政サービスには、ある程度の答えができたわけでありますが、特に南の方面には、私が就任をすることになりましてから、図書館の分館、あるいは将来、サブに位置するという言い方を当時いたしましたが、いわゆる体育館の建設でありますとか、多少のことは行ったわけでありますけれど、決して十分な状況でないことは言うまでもありません。そのうち、人口の急増の状況も、だんだんと鎮静化してまいりまして、一応対応できたと。まあ、このときとばかりに、都市基盤の整備をしようということに……（「市長、時間が随分経過しましたので、簡単明瞭に」と呼ぶ者あり）着手をさせていただきました。それが現

状であるというふうに御理解をいただき、将来に対する展望・展開の要旨につきましては、この間申し上げましたとおり、相当なめどができておりますが、実現にはまだまだ一定の順序と、それから財政的な負担の克服があるということが、これからの課題だというふうに認識をしておるところであります。議会でも長い経過の中で、おおむねそのあたりのことは御認識いただいていると思って、将来に御協力のことをぜひお願い申し上げたい、こう感じております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

随分、約10分間にわたりまして、市長は歴史的な背景を中心とした御答弁かと思います。特に私が質問いたしました趣旨の御回答は得られていないような雰囲気を得ました。先もまだありますので、進めさせていただきますけれども、物事に対する評価や批判をする場合、一つの大きな基準があるんじゃないかと思うんです。大きく分けて三つの見方があるんじゃないかと思うんです。一つは、その団体、行政なりに対して、基本的な理念が具体的に文章化した――基本構想、基本計画等の計画性が文章化しているかどうか。これはほとんどの自治体、93％ぐらいの自治体は、それぞれの基本構想を持っているということが新聞報道にも出ていまして、日野市もこれは当然あるわけなんですけれど、問題は、その今度は２点目として、計画が法律や、また理論的に科学的に矛盾がないのか。そのまた総合性の計画が、市民ニーズや時代背景に適合しているのか。それが論理的、合理的、科学的な面から矛盾がないのか、という大きな２点目があるわけですけれど、これは今回このことについては、いろいろとありますけれど、あえて質問いたしませんけれど、問題は３点目ですけれど、実際、その計画に即して市民の実生活の上で、そういうふうになっているか。要するに、総合計画に基づいて実施したら、市民の生活が、また市政が本当によくなってきているのか。他から比較してそのような都市になっているのか、という大きな実際の面があると思うんです。

市長は昭和48年より６期24年間にわたり、長きにわたり市長を務めてまいりました。そして、そういう状況を見まして、日野市は「緑と文化の市民都市」という大きな都市像を掲げながら、その三つの大きな３本柱の一つとして、「文化とうるおいの都市」と。文化というものを位置づけているわけです。その文化の中には、教育や文化、スポーツ活動ということを具体的に大きな柱に掲げているわけですけれど、そういう状況の中で、ずうっと振り返ってみますと、日野市の例えば図書館行政につきましても、これは平成７年度の社会教育施設の設置状況というのを見ますと、日野市は、延べ面積にしまして、

図書館が5,470平米であると。これは三多摩の中では、トップが小平市で、１万501平米、こういう状況です。日野市は、三多摩の中で、面積からいうと８番目に位置いたします。また、蔵書数も、同じく小平市がトップで、110万冊の蔵書がありまして、日野市は660万冊という蔵書数で、これは５番目に当たってまいります。また、人口１人当たりの蔵書数を見ましても、これは三多摩では６番目ということで、当初は随分、図書館行政も全国に名をとどめた経緯があるんですけれど、時間の経過とともにどんどん後退しているというのが今、図書館行政の状況であります。

また、博物館を見ましても、日野市では面積的に言っても、６番目の1,511平米と。市によっては、博物館なくて、郷土資料館になっているところもございますが、それを含めますと、もう少し順位的には後退してくるわけですけれど、特に公民館に当たりましては、公民館は三多摩23市で公民館を持っていまして、公民館の面積は23市中23番目ということで、極めて施設的にも他とは比較にならない状況になっております。１番は東村山市で、これが１万699平米です。日野市は687平米になっています。ほとんどの市は、4,000平米以上の大きな面積を占めているところですけれど、日野市は687平米という状況であります。その他いろいろ社会的な施設を見ても、同じような非常に厳しい状況が明確になっているところでございます。

また、総合体育館を調べてみましても、三多摩で23市ありまして、面積的にも、一番面積が多いのは、約日野の10倍の面積を持っています町田市総合体育館、２万4,776平米であります。日野市は、南平体育館が2,555平米であります。三多摩で体育館の平均を見ますと、7,346平米が平均的な総合体育館の面積であります。いかにこれを見ましても、日野市が体育館、まして日野市は、総合体育館というのはまだない状況であります。それからスタンドつきの野球場を見ましても、三多摩では９市持っていまして、日野市を取り巻く市は皆さん、立川市、昭島市、八王子市、町田市、多摩市という市も、それぞれ体育館を持って、スタンドつきの野球場を持っている状況であります。

このように見ましても、非常に日野市として、特に文化・スポーツということをキャッチフレーズとして市長は市政を運営してまいりましたが、これが今三多摩における日野市の文化・スポーツに対する状況であります。いかにお寒い状況かが、この数値を見ても一目でわかってくるわけでございますが、ここで何か市長、コメントがありましたらお伺いします。何かございますか。簡単で結構ですけれど。

○副議長（鈴木美奈子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほど申し上げました経過でございまして、不十分な点は不

十分というふうに認識をいたしております。特にコメントすることはございません。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　それでは先に進めさせていただきます。文化・スポーツ施設の現状は、先ほども言いましたように、他市と比べておくれている状況でございます。今後、ますます増加する自由時間、余暇時間は、市民のスポーツや生きがい、生涯学習など、多岐にわたり生活時間充実のための環境整備は行政の責務であります。総合体育館や野球場の建設は、無理な状況のもとで、今後どう緊急対策を図ることにより、責任ある行政にとって必要なことでしょうか。そういう意味から５点質問させていただきます。

まず１点は、施設利用のネットワーク化について、平成４年第３回定例会質問後の進捗状況についてお伺いいたします。

２点目としては、学校開放については積極的に行っておるところでございますが、施設管理上、限界に近い状況とお聞きしております。予算措置を行い、学校管理に支障がないように整備を行い、いつでも利用可能な学校開放を今後進めていただきたい。この予算措置を含んで企画財政部長にお伺いいたします。

第３点目として、これは市長にお伺いいたします。緑化環境整備の中心施設としての公民館につきましては、中央公民館の建て替え及び分館の建設について、今までも何度も質問をしているところでございますが、なかなか市長に御理解いただけないところでございます。公民館について、市長のお考えを再度お尋ねいたします。

４点目として、市民の生活全般や、文化的、専門的な学習意欲に対応するため、指導者の発掘養成を行う、市民ニーズに応じた指導者を派遣する人材派遣事業の設置についてお伺いいたします。

５点目として、スポーツ施設については、学校開放や企業施設開放に努力しているところでございます。今後一層の努力と市の遊休地の活用や、民間借り上げ等を行いまして、スポーツ施設の拡充をお願いするわけでございますが、これについてのお考えもお伺いいたします。

以上、５点についてお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　１点目の施設のネットワーク化でございます。現在、生涯学習部を中心でございますけれども、先般お認めいただきましたスポーツ文化振興協会を中心に、この８月から準備に入っております。体制が整い次第、施設のネットワーク化に向けても、これから取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　文化・スポーツ関係の施設整備につきましては、先般の御質問でもお答えさせていただいておりますとおり、それぞれ施設の整備、総合体育館、それから野球場等についての整備が必要であるという認識をもって構想として取り組んでいるところでございます。ただ、現実の取り組みということになりますと、財政的な負担の問題等もございまして、なかなか年次を追った計画を持ち得るというところにまいっていないというところが実情でございます。今後とも、財源の確保の方法につきましても、あるいは施設の持ち方といいますか、そうした機能を合理的に配置をする、あるいは総合的な機能を持たせるとか、そうした方法も含めて、実現化に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。今後とも、所要の施設につきましては、できるだけ早い機会に実現化を図る努力は続けてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問は、いわゆる文化施設としての公民館の位置づけ並びに将来像ということだと承知いたします。公民館という公民館法による施設は、日野市が合併をする直前、つまり町行政時代に、現在地の施設が設けられた、こういうことでありまして、あの場所が今日建て替えということで、一つの論議にはなるわけでありますが、いわゆる隣接所有権との調整が困難なこと、特に国有地も存在をするものですから、そのあたりにつまり、あの場所で特に建て替えなければならないという、あるいは建て替え可能であるという状況が結論づけられませんので、それを理由にという言い方が適当でないことは承知をしておりますが、要するに現実の課題となってまいっておりません。社会情勢のこともありまして、公民館といういわゆる自治体の施設、だんだんと言っていいかどうでしょうか、農村的時代にはかなりふさわしい住民自治の拠点だったということが言えるかもしれませんが、その後の社会情勢を見てみますと、区部でありますとか、都心に近い方向から、公民館という名称の施設は極めて伸びてないといいましょうか、そういう状況があるわけでありまして、そのことが公民館を否定する要件には全くならないわけでありますけれど、市民集会の持てる複合文化施設の場所として、そしてこの市民の自治意識が育つ拠点というふうに考えたいわけでありますが、特に公民館の条件とされております、いわゆる資格を持つ正規職員の設置、それからもう一つは、すべて無料であるという原則が、公民館の性格をかなり既定をしているというふう

に思いますので、それに該当のできる状態は、つまり、現在の公民館が拠点となって、いわゆる司令部となって、公民館行政というものを実質的に市内全域の公共施設等を利用しながら、市民要望にこたえることができるんではなかろうか。そういうふうに現状は公民館的将来像がないままに考えておる状況であります。市内の中規模の集会、あるいは文化施設というものを、年間の計画的にそれらの使用料あるいは附帯する経費を予算化して、そして資格のある職員をなるべく積極的に計画に当たってもらうということは、可能だろうと思って、そのための努力をするように今進めておる状況であります。とりあえずそこまでお答えをしておきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　何点か答弁漏れがありますので、お願いいたします。

一つは、企画財政部長にお答えしていただいたんですけれど、私が質問させていただいたのは、学校開放に対して、今までいろいろと学校開放は積極的に進めておるところでございますが、管理上、もうそろそろ限界に来ているなあと。ですから、もっと思い切った予算措置をしながら、例えば大きな改築とか模様がえのときに、少し予算をつけて、管理しやいすような形態にすることによって、いつでも社会教育施設の位置づけの中で学校開放が対応できますので、現状では限界にきていますので、今、文化施設等含んで、市内には大変少ないですから、その辺の学校開放ということをもう少し積極的な位置づけをもって対応していただきたいという趣旨の質問であります。特に学校開放については、文部省の第３期生涯学習議会におきましても、学社融合ということの中で、地域の開放に配慮した施設の余裕教室の活用を進めるということで、新たな方針も出てまいりましたし、今後の高齢社会等を考えますと、当然一つの流れになりますから、その辺の位置づけをしていただければという趣旨でお尋ねしているところであります。

それからあと４点目につきましては、人材派遣ですね、その人材派遣事業について御質問しておりますが、これについてもお答え願います。

それから５点目に質問しました、今後、市の持っている遊休地、また民間の借り上げ等をすることにより、スポーツ、特にグラウンド等の拡大というのは図れないのかという質問をもあわせてしておりますので、あわせて答弁の方、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　すみませんでした。ちょっと質問の内容とお答えと合っておりませんでしたので。

学校開放にかかわる件でございますけれども、これまでも教育委員会の事業として予

算要求を受けております。その中で、特に施設を整備する際に、そうしたことを配慮したといいますか、そういうことをということだと思います。これまで大規模改造等を行う際には、特に体育館等につきましては、住民の方々に対する体育館の開放事業を行えるような施設も、単に体育館の改築だけではなくて、附属の施設としてつけ加える工事をするというふうなことにつきましても、予算上の配慮はしてまいっているつもりでございます。その他に学校関係の整備につきましては、学校開放、教室の開放を前提とした配慮がされるべきものについては、そのような検討がなされるべきだろうというふうに考えているところでございます。

それから、施設全般につきまして、用地の確保、そうしたものを初めとして、大変厳しい状況ではございます。それから大型の施設の建設がなかなかできないという中で、特に遊休地の施設、あるいは民間の施設で活用させていただける施設、そうしたことにつきましても、できるだけ市民の方に使っていただけるような形をとっていきたい。最近ですと、杉野学園さんの御好意によりまして、グラウンドの一般市民の開放とか、具体的にそのようなことも進めておりますけれども、そうしたことも積極的に考えていきたいというふうに思っております。浅川スポーツ広場の例でも、大蔵省の処分留保地を借り上げるという形で使わせていただておりますけれども、今後も可能なそうした方法はさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　4点目の指導者の養成と派遣ということでございます。現在も指導者の派遣につきましては、例えば子供会、あるいは体育指導員、青少年員等進めているところでございます。本年度におきましては、さらに新しく高校生、あるいは大学生のいわゆるプレイワーカーというような制度を設けて、積極的に派遣していこうということで、養成と派遣が今年度より実施されているところでございます。これからも人材登録絡みでございますけれども、一般の成人者に対しても、生涯学習の視点から、みずから学んだことを社会に還元するという視点から、活動の場を新しく開発・開拓していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

1点目のネットワーク化については、積極的に今後、よろしくお願いいたします。

それから、今の5点目につきましては、人材派遣につきましても、これから大きな余

暇時代、新しいまた高齢化社会ということも踏まえまして、成人者、またお年寄りに対する派遣指導できるようなシステムをつくり上げて、積極的な人材派遣事業を促進していただくように強くお願いを申し上げておきます。

それと学校開放につきましても、もう少し日野市として、文化・スポーツという大きな流れの中で、もう少し明確に、今後どういうような形の中で施設開放をしていくのか、また学校開放をどうするかという一つの大きなしっかりした幹をつくっていただきまして、もっと積極的に学校を開放、管理上明確に区分した中で、市民に開放できるような位置づけをしていただいて、場合によっては、学校の一部改築なり補修なりをしながら、積極的な対応をお願いしたいと思います。先ほどいろいろとお話をさせていただきましたように、他市と比べましても、著しくスポーツなり、また文化施設が日野市は足りませんので、今後の時代背景を考えますと、相当思い切った対応をしていきませんと、十分市民ニーズに対応することができませんので、この辺、もう少し具体的に詰めた形の中で、学校施設開放をお願いいたします。特に学校教育のあり方について、新しい諮問等も出てきまして、その方針を十分踏まえつつ、積極的な対応をよろしくお願いいたします。

それで、公民館等につきまして、いろいろとこれから重要な部分になりますので、これからちょっと先にまた進めさせていただきます。

人生80年時代は、70万時間にわたり、生涯自由時間は、経済企画庁では約21万時間、また大手労働組合では約25時間と見ているところであります。生涯生活時間は、生理的時間を含むと人生の約50ないし60%の、35万から42万時間を地域社会で過ごすことになります。地域での自由時間や余暇時間の充実は、人生において重要になってまいります。余暇やスポーツ、生涯学習など自由時間環境整備は行政においても重要な責務でありますし、今後の高齢社会に多大な影響を及ぼすものであります。21世紀は支えの時代であるとも指摘されておりますし、日本社会事業大学の大橋兼策教授は、「地域福祉に必要なのは、個人の尊厳と人間性の尊重であり、生きがいを持ち、自己表現できる機会を持つことである。そのために、地域で家族や友人とともに生活できる環境整備をし、老いも若きも、男も女も、障害を持つ人も持たない人も、社会環境を豊かに持ち、お互いの存在と人格を尊重できる社会、地域を構築することである」と訴えているところでございます。

個人においても、現在のストレス社会の中で、プラス志向が健康によい、また痴呆性の原因の一つは、充実感の欠如とも言われております。個人の生き方、考え方が健康に

大きな影響をもたらすことは周知のとおりであります。地域社会で人生の大半を過ごしていく市民一人ひとりの自由時間をどう充実できるか、環境整備が21世紀の高齢化社会の健康や活力を左右すると言っても過言ではありません。その自由時間環境の中心的存在の一つが、社会教育施設の公民館ではないでしょうか、と私は考えているところでございます。

公民館について市長から答弁をいただきましたけれど、この公民館、確かに、一つの国の文部省系列と厚生省とのその部分がありまして、戦後特に三多摩では、公民館が急速に伸びてまいりました。特に三多摩県政という有名な一つの公民館に対する位置づけもなされ、それが埼玉や全国に伝わった経緯があります。今市長が言われた、公民館というのは、農村的時代にふさわしいんだ、社会情勢で都市型では公民館は伸びていないんだ、というような趣旨もありましたが、公民館という名前に特にこだわる必要ありません。特に社会的教育施設というとらえ方をしていきたいと思うんですけれど、要するにその施設にはいろんな指導する人がいるんだと。ここが大きな特徴になると思うんです。特に厚生省管轄のコミュニティセンターとはちょっとその辺が違うと思うんですけれど、市長は従前から、コミュニティセンターということを中心に主張しておりまして、社会教育施設としての位置づけを随分毛嫌いしているのかなという気がするんですけれど、今後は余暇時間の増大の中で、市民一人ひとりが、どう余暇を市内で家族や友人と、場合によっては１人で施設を利用しながら、どう活動の展開ができていくかによりまして、21世紀の高齢化社会に大きな影響力を与えると思うんですけれど、今具体的に市長は、そういう時代に向かいまして、公民館ではなく、どういうふうな位置づけの中で、この市民の余暇を活用していくのか、その辺について、もう少しお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公民館は、公民館法によって、いわゆる専門職員、公民館主事という性格の職員を、公民館の行政に当たらせるということだと思っております。それから、特に無料制ということが、古い啓蒙時代の一つの意味をなしたということかもしれません。将来に向かって、公民館という名前を使用する、あるいはしないは別といたしまして、全く公民館の趣旨に該当する、そういう複合文化施設というものが、図書館のことも含めて該当するんではないか、こんなふうに思っております。たまたまその中心になる用地確保ということが、現実的にめどが立ちませんので、日野市のこの将来の交通の中心的形態をなす国道の２・２・３道路、あるいは別の名前で甲州街道バイパスという路線に沿って、万願寺区画整理事業、豊田南区画整理事業、西平山区画整理事

業と、この事業によって、面積1,000坪、したがって、三千数百平米という程度の用地を確保できるように、それぞれ設定をして、将来像を描いておる、こういう状況であります。それらが事業の進捗とともに、また財政力の投入の可能性とともに、具体化できることは私は言うまでもない、このように、用地の確保ということでまず取り組んでおる、こういう状況でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　一応、この区画整理事業の中で複合文化施設をつくるんだということはわかるんですけれども、いつなんですかね。もう21世紀に入っても、できるんですかね。問題は、一つは、21世紀の高齢化社会の中にどう対応するか、要するに健康で元気な人たちがふえていけば、結果的には、地方行政にも財政的にも大変助かってまいりますし、御本人は当然、健康で生きがいを持って頑張ることが大事ですから、そのために早急にそういう環境を整備していくんだということも大事であります。その後、区画整理事業の中で用地を確保していくんだということでは、これはもう、いつのことかわかりませんし、それでは時代の背景から見ても、無理なことです。問題は、今どうしていくかということが非常に大事なわけです。先ほど話をしましたように、日野市はいろいろ施設がおくれているんだと。ですから、この現状の中を踏まえて、どう緊急的に、対応が可能なものからどう対応していくか。やっぱりこれは最優先課題じゃないかと思います。

ですから、そういうような位置づけになりますと、市長の言われていることは、先の先の話で、これはもう全然、余りにも現状を踏まえていないことになりますので、もっと積極的な対応していただきたいと思うんです。例えば、市長は用地がないんだということを言っていますが、用地は工夫すればいろいろとあるわけですね。例えば日野の図書館、随分老朽化しています。あそこの地下と１階を図書館にして、その上に公民館、社会教育的施設というのも可能でありますし、また今後は学校の統廃合も視野に入っていくだろうし、また思い切った学校の施設を、空き教室を思い切った形の中で管理運営上明確にして、入り口部分から全部、問題なく管理上しっかりすれば、そういうところも近い将来は可能でありますし、いろんな方法が考えられてくるわけです。ですから、社会教育的施設があって、そこで市民の人たちが、指導者によっていろいろと趣味なり、いろんなことを学んでいく。そういうことでリーダーが育って、そのリーダーがまた地域へ戻って、地域の中で地域の人と一緒になって地区センターを活用しながら、またそこで輪を広げていくんだと、そういう形が非常に重要な部分になると思うんです。

ですから、問題は、早急にそのリーダーを育てる施設としての社会教育施設なんだと。本来であれば、市内に数カ所あってしかるべきな状況でございますが、中央公民館という本当に時代的なおくれた施設が１カ所あるだけで、その公民館すら、将来的なビジョンを明確に示していただかないで、また議会において２回も請願が採択されても、一向に進展が出てこないという状況であります。その後、市長の言う文化とは何だろう。日野市がキャッチフレーズに掲げています都市像の中にある文化というのは何を指しているのか。非常に日野市の行政のあり方、都市像のあり方というのは、疑問を感じてまいるんですけれど、そう考えますと、今まず、そういう現状を踏まえながら、どう高齢化社会を乗り切っていくか、そう考えますと、早急な対策が必要であるなと思うんですけれど、もう一度市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面する現実の課題と、それから将来を展望した将来像と言うべきものを適切に整合させながら、１年１年の発展と向上を目指すのが、私は進歩ということだというふうに思っております。将来の――将来というよりも、次世代の方々に対して、今、都市基盤の整備ということが、日野市の場合は、最も大きい課題になっておるものですから、用地の確保、あるいは見通しはありながら、なかなか現実の施設そのものに取り組みができていないというのが、御指摘のおくれの指摘だろうというふうに受けとめております。言われることもごもっともでありますし、それからしっかりした将来像をもって、そして一つひとつを克服していく、実現をしていくということもまた行政展開の大切な手段であるわけでありまして、例えば余り資金を要さないで、たまたま姥久保の都営住宅の建て替え等に対しまして、東京都にお願いをし、日野駅の玄関口にふさわしい、そういう市民施設をお願いをしているような状況があります。具体的に言えば、1,300平米の建物部分は提供されることになっておりますので、相当100人以上の集会施設、あるいは一つの分館と言える図書館、それにまた別の附帯施設もつけるというようなことが可能ではないかと思っております。

これは余計なことですが、大坂上の都営住宅で、かねて都にお願いをしていた市民施設が、来年度から供用できるということを、今回の行政報告で申し上げた経過もございます。市内には、可能性ということから考えますと、今御指摘のようなアイデアも考えられることでありますし、私は大きな区画整理事業という仕事をやりながら、市民の皆さんに十分御理解を、しかもお願いをしながら、相当の期間を要する大きな都市、いわゆるまちづくり、都市整備事業ということとあわせて、文化施設のことを申し上げたよ

うなことでありまして、もっと手近なといいましょうか、例えば小規模であっても、地区センターというような形のものが、公民館的利用を十分可能なようにするということも一つの手法だというふうに思います。教育委員会とも十分打ち合わせをしながら、将来展望の中で、大きい事業、具体的な事業あわせて、ほぼ見通せる状況にあるということをお答えとして申し上げたいわけであります。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　市長、随分考え方思い違えているんじゃないですか。いいですか、確かに都市基盤整備というのは、非常に重要な部分です。ただ、少し時代の変化を考えていただきたいんです。高度成長でどんどん活性化をしていく、人口もふえていくという状況下では、都市基盤整備をしっかりして、そのどんどん税収がふえていく中で、ふえた財源を使ってどんどん基本的なまちづくりの整備をしていくんだと。これはもう重要な政策になると思うんです。そして、経済が低迷してきたこと、これから高齢社会になっていくと。そしてある一定にいくと、人口が減ってくると。この間の新聞報道では、100年後は日本の人口は半減してしまうというような指摘さえ、今出てきているわけです。そういう中で、従来と同じような都市基盤整備をしていくことが本当にいいんだろうか。やはりその時代に応じた、財政条件に応じた、その財源をどう有効に、その市民ニーズに、またその先の社会情勢に合わせて、行政は先取りしながら、施策を変化していく必要があるんじゃないですか。

そこで、常に都市基盤整備だからということではなく、もちろん、今手をかけている都市基盤整備についてはしっかりやらなきゃいけないんです。ですから、そのことについては、もう少し時間をかけるなり、いろんな優先順位が必要じゃないかと思うんです。今、行政にとって一番必要なのは、高齢化社会をどう乗り切っていくのか。これはもう、急速にどんどん高齢化に向かっていく。21世紀、特に2025年は４人のうちの１人が65歳のお年寄りになってしまう。そして、このときは税収も非常に厳しい状況になりますし、またお年寄りたちが安心して暮らせるために、いろんな施策をしていかなきゃ、いろんな整備をしなきゃいけない。大変なお金がかかってまいります。そして今度、お年寄りを支えていく若い世代がどんどん減ってきている。ですから、それを総合的にどう、そのために今から具体的に一つひとつ手を打って、そのときに慌てても遅いです。だからこそ今、そのことをやらないと、後では取り返しがつかない。その結果、そのときには、大きな差としてあらわれてしまう。これが明確になってきているわけです。

ですから、そのことを踏まえながら、現実を直視しながら、将来のことも踏まえてやっ

ていくと。その取捨選択を庁内でしっかり論議をし、場合によっては、市民の意見を聞きながら、市民にフィードバックをしながら、多くの意見を集約していきながら、行政運営していくのが、今の行政の姿だと思うんです。いつまでたっても、この都市基盤整備だけをうたっているのでは、時代錯誤だなという感じがするわけです。ですから、時代の流れの中で、限られたものをどう生かしていくのか、そう視点に立っていただきたいと思うんです。そのためには、大事なことは、ソフトの部分、今ハードの施設がなかなか予算的にも、大きな施設をつくるのは現状難しいです。ですから、優先順位を決めながら、取捨選択をしていく。そして、将来に同じ禍根を残さないために、今やらないと、これは行政じゃなくなっちゃうわけですね。行政は、現在及び将来に対して責任があるわけです。その将来に対しての責任のためにも、今やっていかなきゃいけないのは、余暇ですよね。一人ひとりのお年寄りたちが、一人ひとりの市民の人たちが、地域の中でどう安心して生きて、そこで家族や、いろんな友人関係とどう地域の中でコミュニケーションしながら、生きがいを持って生きていけるのか。そういう環境をいかに整備していくか。それが病気になりにくい、またボケになりにくい、そういう状況に結びついていくわけです。そのためには、そういう一つの大きな位置づけとしての社会教育施設というのは、もう少し明確にしながら、コミュニティと社会教育施設をどう活用しながら、そういう流れをつくっていくか、そういうソフトの時代なんです。ですから、限られた施設を、少しのお金をかけて、どう活用できるように変えていくか、そのことを含んで対応すれば、かなりできるわけですね。そういう視点を持っていただきたいんです。そのためにきょうは質問させてもらっているわけです。

ですから、先ほどの市長の答弁は、非常に納得もいきませんし、このままであれば、将来のために大きな禍根を残してしまうということを明確に訴えておきたいと思うんです。ですから、そのために市長の市政運営に大きな方向変更を、施策の変更をしていただきたいんですよ。それが今回の大きな質問の趣旨なんです。それをやりませんと、大変な汚名を市長は残してしまいますよ。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よくわかりました。余り金のかからないソフトな仕事にも十分取り組めということだということがわかりましたので、いろいろな市民情報をいただきながら、発想の転換、あるいは具体的な行政の対応ということを新しい当面の課題として、庁内にもそれらの配慮を求めていきたい、このように伺った次第でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　伺っていただいたことはありがたいんですけれど、多くのやっぱり優秀な部長や課長、職員の方がたくさんいますので、そういう意見を十分聞いて、悔いがない方向を出していただきたいんです。

それから、昭和43年ですか、「日野市基本的総合計画」というのを出されていますね。それを見ますと、地区センター計画というのがあるんです。市内を数地区に分けて、大地区センター、これを取り巻く各地区別に小地区センター、そして市の中心部に統括調整機能としての中央センターと、大きなこういう方針がありまして、この総合地区センターというのは、各地区に点在するわけですけれど、そこは福祉、教育、文化活動等の社会活動の場としての総合的機能を持つものだと。公民館・図書館活動や、福祉会館的にその役割を果たしていくんだと、そういうような位置づけをして、「日野市基本的総合計画」も昭和43年、策定されているわけでしょう。今市長が言っている地区センターとはまるっきり違うんですね。今、地区センターと言われたのは、貸し施設なんですよ。ですから、この貸し施設だけでは、やっぱり地域のコミュニティは深まっていかないわけです。

特に日野市の大きな問題点の一つは、日野市の中に、例えばほかの、府中市にしても、国分寺市にしても、武蔵野市にしても、三鷹市にしても、調布市にしてもどこにしても、地域の中を幾つかに分けて、その地域の中心拠点として、文化施設とか公民館とか、いろんな施設があるわけです。そして、そこをエリアとして、それぞれ地域住民に対して、サービスを提供しているわけです。ところが、日野市は、市内の中にそういう核づくりを何にもやっていないんですね。ですから、これから高齢化社会、本格的に高齢化になっても、各中学校にサービスセンターができてきますけれど、その地域の中心的な役割との整合性がないですから、これはえらいことだなあ、大変なことになるなあという気がしてしようがないんですよ。

ですから、有山さん当時の総合的な計画のように、やっぱり市内を、小さなというか、地区センター、そして大地区センター、そして中央センターというように、こういう具体的なエリアを設けながら、そこに施設があって、そこに地域の人たちが、地域の中心拠点としていろんなコミュニケーションができ、人的な交流ができていくことによって、そこで高齢社会になっても、人間交流ができていくことになるわけです。そういう基本的なことが日野はできていないということで、これは大変致命傷なんですよ。今市長は、学校区の中でコミュニティを無理やりつくろうと、いろいろと尽力していますけれど、そういうものじゃないんですね。その辺のことがこれから嫌というほど、その肝心な時

に肝心な政策を展開しなかったツケがこれから回ってくるわけです。

ですから、そういうことを今からでも、今までそういうできなかったことはしようがないですから、これからそれをどう具体的に少しでも早くカバーしていけるか。ですから、そのことも今までも再三、一般質問等で市長にお願いしてきたのは、地区センターをつくるときにも、ただつくるだけじゃなく、やっぱり設計から管理運営すべてを地域住民と一緒になってやっていくべきだと、さんざん市長とやってまいりました。でも、実際、そういう手法をとっていただけませんでした。多摩市のコミュニティセンターも、そういう手法でやってきています。そういうことによって、地域住民ともコミュニケーションを行政との間でつくってきているわけです。それが市民参加であり、市民自治になっていくわけです。残念ながらそういうことも何も、今まで質問を繰り返してきましたけれど、何も耳を傾けていかない。そういう一つひとつがすべて今時代錯誤となって、もう今、森田市政の今までの政策的な部分がいろんな部分で疲労を起こしているんですね。時代錯誤という金属疲労じゃないですけれど、行政疲労というのが。そのことをまず市長も知っていただいて、早く軌道修正をしながら、新しいこれから地方自治の時代というか、地方分権の時代です。ですから、ますます地方行政が責任を問われてまいります。そういう方向転換をしていただきたい。

そのとき、まず大事なことは、市民参加の前に、職員参加です。職員の意見をしっかり聞きながら、職員を中心に施策を展開していく。そして、行政のこれからどうあるべきかということをしっかりとつくり上げていく、これをまずしていかないと、これはもう大変なことになる。今ですら大変ですから。この文化・スポーツ施設を見てもわかるように。その時代に手を打たなきゃいけないことは、やらないと、後で二度とつくることが不可能になってきます。これから財政的にもますます厳しくなるでしょうし、だから、基本構想、基本計画が大事だし、しっかりしたビジョンを持ってやっていただきたいことを強くお願いをしまして、本当にまだまだ不満でありますし、もう少し市長がこの認識に立っていただかないと、将来に責任を持てませんので、しっり強くお願いをしまして、とりあえずこの質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって10の１、遅れている「文化・スポーツ施設整備促進」と市民サービス新時代の「余暇環境整備」へ発想の転換を問うの質問を終わります。

一般質問10の２、高幡不動駅、豊田駅の「地下駐車場・駐輪場」促進について問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

○22番（馬場繁夫君）　自転車は便利で、手軽な乗り物として、また地球環境に優しい乗り物として、世界で広く利用されております。駅周辺では、放置された自転車が通行を妨げたり、緊急時に車両が通れなかったり、多くの人に迷惑をかけるなど、自転車が社会問題として取り上げられているのは日本だけであるそうです。自転車法改正後、日野市でも積極的な対策を講じているところでございます。

そこで、高幡不動駅、豊田駅周辺の商店街振興のための区画整理事業の一環として、地下駐車場の整備計画の中で、駐輪場も併設されているかどうか、まずお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　高幡不動駅前、豊田駅前につきましては、区画整理事業の中で、地下駐車場、車の方につきましては、事業決定の中で収容台数200台程度で予定をしてございます。

それから、御質問の駐輪場でございますけれども、豊田駅につきましては、この地下駐車場とあわせた駅前広場の中に一定のスペースが確保できますので、駐輪場についても、あわせて計画をしてございます。高幡不動駅につきましては、駅前広場の関係その他から、なかなか現在確保している公共用地の中での駐輪場は難しい状況でございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　非常に素朴な疑問を感じているんです。それは、区画整理事業で、特に駅をエリアとして面整備を行っていく。確かに区画整理事業という一つの目的から見ますと、なかなか難しいことはよくわかるんですけれど、せっかく駅を中心としたエリアの整備をしていく、そういう中で、この駅周辺の商店街の振興として地下駐車場をつくっていく。それもよく理解できます。

ところが、その駅をエリアとしながら、通勤・通学の人たちが、たくさん自転車に乗ってまいりまして、そしてそれが放置されたり、いろんな問題が起きてくるわけです。せっかくまちをつくっても、まちが立派になっても、きれいになっても、この駐輪場というものが並行して対策がとれないということが、非常に一般市民から見ても、疑問を感じるんではないかと思うんです。確かに区画整理事業法という面から見ますと、これはやっぱり一つの性格で、よく理解できるんです。なぜこういうことが起きるのか、実は結城さんが都市整備部長をしているときも、高幡の区画整理事業にあわせて、商店街振興と

いうことでも質問した経緯もあるんですが、そのときも、区画整理という事業を促進しながら、例えば市内にあります、そういう商店振興を取り扱っています産業経済課が絡んでいなかったり、その事業そのものだけでやってしまう経緯があるんですね。ですから、まちをつくる場合は、当然もう、中心的なのは、その事業主体である区画整理事業、都市整備が担当するのは当然ですけれど、もう少しまち全体、そこのまた駅を利用する周辺のことも通しあわせて検討することはできないのか。

ですから、例えば一般財源をここから投入しなきゃいけないんであれば、そのことをあわせながら整備をしていく。今回、高幡不動の地下駐車場については、駐輪場の部分が何も計画されていない。また、公共用地も大変ない状況の中で、難しいんだと。これは何のための区画整理事業をしているのか、非常に疑問を感じているんですけれど、これは制度的に市長なり、これは総体的な部分ですから、都市整備部長でも――企画財政部になるのか、この位置づけをどうするんですか。今後、高幡不動駅について、駐輪場対策はどういうふうな対応をしていくのか、ちょっとお答えをお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　助役。

○助役（鈴木栄弘君）　将来の駐輪場対策ということでございますけれども、まちをつくっていく上で、現在は駅前、特に周辺、こういうものにつきましては、自転車の利用が非常に大きいということで、当然そういうものもある程度考慮していかなけりゃいけないというふうに考えております。ただ、必ずしも駅のすぐ接近したところに駐輪場をつくると。用地的には一等地の一番高い土地でございます。この土地を果たして、そういうふうな駐輪場だけのためのそういう形で確保するということは、これは理想ではあったにしても、なかなか現実は、そういう用地を駐輪場のために確保していくということは、非常に財政的に難しい面があるんじゃないかというふうに思っております。ただ、できるだけその中でも、市の先買いした用地とか、公共用地とか、そういうものと同時に、ある程度そういうものを整備していければ一番理想であろうというふうに考えております。

ただ、自転車の利用者の方々にも、ある程度利用についてのマナーを守ってもらうということも、これもやはり必要なことであろうと思いますし、そういう面も含めてＰＲしていかざるを得ないと。まちの駐輪場の設置につきましては、現時点でも高幡につきましては、周辺に相当の台数の用地、その駅に隣接したところでなくても、何カ所か設けておるわけでございますので、できるだけそういう面で、そういうところを利用していただくという方法をこれからも利用者にＰＲしていきたい。また、一部は現在、市の

公共用地があの区域の中にございますので、現在はまだ仮設でございますけれども、そういう利用も現在はさせていただいております。将来的に、その土地利用がはっきり決まった時点で、再度そういうものも含めて、駐輪場も含めた形での土地利用を検討していく必要があるというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　助役、少し視点が違うんですよね。急ですから、やむ得ないんでしょうけれど、確かに駅の周辺は、土地が高い。これはもう、本当にそのとおりです。財政的にも大変な負担ですけれど、この区画整理事業を考える中で、継続する中で、場所的にも、どうして並行して考えていかなかったのか。もちろん、それには財源的な裏づけは当然必要ですから、これは区画整理事業の中の財源では、できる問題じゃないでしょう。これはもう、一般財源を充当してやることは当然ですからね。その中で、なぜここまで進捗した中で、そういう御答弁なのか、よく理解できないところです。どこの市も、この駐輪場問題は頭を痛めて、大変な問題なんですね。ましてや、先ほど申し上げたように、新しくまちをつくっていく中では、まちの美観を損ねることも当然出てきます。

ですから、そういう状況を踏まえて、もちろん、利用者の交通の流れも当然考えませんと、せっかくつくった駐輪場も生きてこない。空いてしまうということもありますから、そういうこともよく考えながら、その全体の計画の中で位置づけを明確にして、こういう理由で、地下の中には駐輪場はできないんですと。こういう場所に、こういうふうに確保しています、というんであれば、まあまあ理解できるところでございますが、高幡については、そういうこともまだないというか、その辺が不明瞭である。非常に残念ですね。こういうことで行政があってはならないんじゃないかと思うんです。ですから、もっと具体的にしっかりした、こういう方針を持ってやりますという方針を出していただかなければ、やっぱり地域としても納得しないだろうし、また、自転車駐輪場が今後、大きなまたまちの美観を損なってまいりますので、もう少し具体的な方針を出していただきたいなと思うんです。市長、お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま豊田駅前、あるいは高幡駅前の地下駐車事業が、建設省の新しい施策の手法としてできましたものですから、それに取りついたということが、今まで駐車場を中心で物を考えておったということになっておるわけでありますが、御指摘の自転車そのものが、都市計画上にも、市民生活の利便の供用ということで、極

めて重要な位置づけにあるということも理解できますので、新しいまた工夫をプラスして、要するに自転車という乗り物がいい面と、それから多少社会的なルールに沿わない面と、両面の問題をつくっておるわけでありますから、積極的に取り組んで、なるべく駅の近くに四方から利用のできるような位置づけを行うべきである。あわせて新しい法律は、鉄道や交通の事業者にも、用地を提供する義務を課しておるということでもありますので、積極的な取り組みによって、大きく解決のできる、そういう仕組みもあわせ考えていかなきゃならない、御指摘のとおりだと思いますので、そのような取り組みを今後具体的に進めるということでお答えにさせていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

せっかくまちをきれいにする以上、まちづくりの中の一つに組み込んで、駐輪場対策もお願いしたいと思います。この間、新聞報道を見ましても、立川の北口に、駅から１分のところに、1,700台の３層にわたる駐輪場をつくった。ところが、１層はいっぱいであるけれど、２層目は約半分である。３層目はほとんど自転車を置いてないという、そういう状況も報道しているところでございます。ですから、使う方のいろんな問題点もあるんですけれど、それが現実ですから、その辺も踏まえながら、駅前の人の流れ、また利用状況もよく踏まえながら、利用がしっかりできるような体制をつくっていただきたい。

あわせて、大変駅前を整備した以上、美観というか、デザインというか、建物も、普通の駐輪場というのは、見ても本当に目を覆いたくなるような施設も随分あるんですね。ですからやはり、せっかくまちをきれいにしていく、豊田駅にしても、高幡駅にしても、やっぱり区画整理事業として、一つのまちを、その駅の広場は特にシンボルですから、そういう中にマッチした形をあわせて考えていただきながら、安心して美を備えたような駐輪場対策ができるように、また、今後、区画整理事業にしても、あらゆる事業にしても、もう少し横の連携というか、縦割りだけじゃなく、横の連携をしっかりと踏まえた検討をしていただきたいんです。ですから、市長も、もう少し職員の方に、自由にいろんな発想ができるような場を与えてくれませんと、言われたことしかできなくなっちゃうんですよ。ですからこれは、言い方をかえれば、大変市長には申しわけないんだけれど、市長の職員に対する何というんですか、一人ひとりの部長さんに対する、またそれぞれの職員に対して、権限を与えて、自由発想的に市民サービスができるようなシステムの対応をしていきませんと、これは幾らやっても、同じケースが生まれてくるんです。

ですからやっぱり、行政のやり方の市長自身のまずさが一つの形としてあらわれたんじゃないかと思うんです。その辺は部長さん一生懸命やっているんですけれど、やはり越えてまでやれる雰囲気じゃないんですね。余計なことをすると、いろんな雷が飛ぶこともありますので、ですからもっと自由に、それぞれが持っているよさを発揮できながら、体制づくりすれば、こんなミスが起こらないで、みんな伸び伸びとして仕事ができますので、そういうあわせて体制づくりをしていただきたい。そうすれば、こんな問題が起こりませんので、そのことを踏まえて、高幡駅及び豊田駅の駐輪場対策を万全に対処していただくように強くお願いをして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって10の２、高幡不動駅、豊田駅の「地下駐車場・駐輪場」促進について問うの質問を終わります。

一般質問11の１、福祉・保健・医療の総合的な運営について問うの通告質問者、吉冨正敏さんの質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（吉冨正敏君）　ちょっと風邪ぎみで頭痛くて、声が出なくて、聞き苦しかったら、言ってください。

それでは、福祉・保健・医療の総合的な運営について問うと題しまして、安心して暮らせる福祉・保健・医療の制度づくりについて、まず保健所廃止後の新しい保健医療体制は、Ｏ－157事件等に対応できるのかといったサブタイトルづけで御質問させていただきたいと思います。

９月に入りまして、朝晩、随分と秋めいてまいりまして、私の大好きなＪＲ東海の「そうだ、京都に行こう」という佐藤さんの宣伝をさせていただきますが、紅葉のシーンがやっとテレビに出てまいりました。早いもので、平成８年度もはや秋を迎えてしまいました。せっかく秋が来て、何で話が夏に戻るんだということで、御非難はあるかとは思いますが、話を夏に戻して、ことしの夏のＯ－157の件をちょっとお聞きをしたいと思います。

日本全国がＯ－157の話題で持ち切りとなり、世間の一般常識でいきますと、食中毒は梅雨時と夏が山、そして秋は峠を越して下り坂というふうに思われております。またことしも、本業は保育園の園長ですので、峠を越して、山を下りたいなというふうに思って、また願っている一人なんですが、ところが、厚生省の食中毒の統計によりますと、９月の食中毒の発生件数が実に梅雨時の３倍というデータが毎年上がっているんだそうでございます。これは、夏の間に夏バテと申しまして、免疫等、内臓等弱ると。そして、

梅雨時ですと、エイズじゃないですけれども、単なる食中毒のキャリアというところで済む人が、最悪発病してしまうと。このため、梅雨時の３倍になるんだというふうに聞いております。また、涼しくなってきますので、調理する側にも、若干の心の緩みがあると。この辺も食中毒の件数の増加の一因だというように言われておるんだそうです。

さて、一連のＯ－157の報道の中で、堺市の対応のまずさが取りざたをされたことは周知のことと思っております。私もテレビを見ている中で、堺市の市長がいろいろ謝罪をしておりますが、日野市の市長の森田さんじゃなくて、本当によかったなと思いながら、テレビを見ておりました。私の本業の保育園の方で、堺市でＯ－157が発生しまして、それ以来、厚生省、そして東京都、それから日野保健所、そして給食の施設給食会ですね。そんなようなところから、ありとあらゆるところから、さまざまな文書、そしてさまざまな通達が次々と郵送で届けられてまいりました。もちろん、今日野市は入れませんでしたが、日野市からも来ていました。大体それを全部合わせますと、イエローページという職業別の電話帳、普通、大体このぐらいの厚さありますが、それよりも厚いと。物すごい量の通達が回りました。

ところが、お役所行政の常で、全部朝令暮改という、あれが来たのに次にこれが来ちゃったというぐらいに、全然内容がころころ変わるんですね。それを全部合わせると、こんなに来ちゃったと。これが厚生省のＯ－157に対する対応のあらわれだったのかなというふうに思っております。その一番のあらわれが、菅厚生大臣のカイワレショーというところに一番あらわれているのかなと私は思います。厚生大臣がカイワレを食べているところをテレビで安全宣言をしないと、厚生大臣ですから国民というんですかね、国民が納得をしなかったと。これが厚生省のＯ－157に対する行政の失態というふうに私は思っております。

幸いなことに、学校の方は夏休みに入りまして、学校給食の関係者は、それこそＯ－157は夏休みの宿題というのが現状だと思います。ところが、私のやっている福祉施設の方は、正月三が日以外は休みがございませんで、要は夏休みがなく、年中無休でやっております。福祉の施設は、集団給食の施設としては、Ｏ－157と闘う最前線の施設と。私の保育園の例を言いますと、女性の方何人かおるんでわかると思いますが、最近の新商品で抗菌まないたというのがございます。まないたを全部買いかえました。それから洗いおけ等も全部買いかえました。そして消毒液が、テレビでやっているのはオスバンとかその程度しか言わなかったと思いますが、消毒液も、クレゾール、それからオスバン、そしてヒビデン、消毒用エタノールと。菌によって、たんぱく質、それから水、そ

の他、まく場所等によってありとあらゆる消毒液がございます。薬局にあるすべての消毒液を使わさせていただいて、保育園の本当に隅から隅まで、子供のトイレの便器の裏側から園庭の砂場にまで、用途に応じて全部消毒をさせていただきました。それから、うちの園は、まだ公共下水道が来ておりませんので、浄化槽がどぶへ直接放流されております。そのどぶにまでとりあえずクレゾールをまくということで、ほぼ無菌状態に近い消毒をさせていただきました。浄化槽を消毒しちゃうと死んじゃいますので、そこはやっておりませんが、それ以外は全部やらせていただきました。まあ、早い話が、O－157ノイローゼという現状に近い消毒を、園を挙げて、夏の暑いさなか、やらさせていただきました。

話が最近になりまして、先日、たまたまテレビを見ていまして、チャンネルを変えましたところ、急に変えましたもので、たしかＮＨＫだったと思うんですが、給食室で調理員に直接インタビューしているところが放映をされておりました。その番組の内容は簡単に言いますと、学校給食の食材屋さんが学校に納品をするルートを、どういうふうに回って、何時間かかって、どうなるかというのを追いかけるという番組でございました。保冷車の配送トラックが食品会社を朝５時に出て、たまたま一番遠いルートということで、最初の学校に着くのが７時で、２時間かかるということで、５時に出発と。そして、最初の学校に７時に着いて、それからいろんな学校に食材をおろしていくのを順番に追いかけていく、そういう内容でございます。

で、保冷車は次々と学校を回り、学校の給食室の、私は冷蔵庫に入れると思ったんですね。冷蔵庫ないんです。何か台車のようなところにいきなりどっかんどっかんと置いて行っちゃう。要は野積みですね。肉も野菜も野積みのままどんどんおろして、保冷車は行ってしまう。そして、その番組のとどめが、給食調理のおばさんが、納品された食品材料を整理しながら、私たちが調理に使うときには、肉や野菜は腐りかけています。それをよけて、それから調理をするんです、とはっきり言いました。私はびっくりして、腰を抜かすところでした。浄化槽以外は全部消毒をした保育園の園長としては、これで食中毒が出ない方がおかしいなというぐらいにびっくりしたんですが、私も職業が保育園の園長という前に、私と似て多分問題児だとは思うんですが、日野五小に小学校４年生と１年生の２人の子供を通わせている父親でございます。執印さん流に言うと、男女平等ですから保護者と。父権ということで、保護者の一員ということで言わせていただきたいと思います。

９月議会の市長行政報告の１番に、「病原性大腸菌Ｏ－157予防対策本部の設置につい

て」とありますので、日野市では、O－157対策に全市を挙げて取り組んだことと思いますが、予防対策本部の対応状況等の説明をまずお願いをしたいと思います。

それから文中に、「日野保健所より口頭の申し出があって、設置した」とありますが、どういう法的なあれなんでしょうか。文書じゃなくて、口頭というのも、ちょっと奇異な感じがいたしましたので、その辺も御説明をいただきたいと思います。

それから、日野保健所から要請がなかったらどうなったんだろうかなというところも、日野市が独自に本部を組んでやったんでしょうか、その辺もお聞きしたいなと思います。

それと、たまたま今回は、まだ日野保健所がありました。もし、これが（仮称）南多摩保健所になっていた場合は、どういうふうに手続、進行等されたんでしょうか、その辺もお聞かせを願いたいと思います。

それと文中に、「広報ひの」のコピー文書ですか、を３万何千枚か配布したとありますが、そのほかは何もしなかったんでしょうか。ほかにしたことがございましたら、御説明をいただきたいと思います。

まだ何点かございまして、文中の「なお、当感染症は伝染予防法の一部適用に指定され」云々というのがございます。適用されるとどうなるんでしょうか、その辺の説明をちょっといただければありがたいと思います。

最後に、学校給食の話を引き合いに出して大変申しわけなかったんですが、２学期が始まり、学校給食が再開されたことと思います。日野市は、そのテレビに出ているようなことはないと思いますので、その辺のお話もいただきたいと思います。

議会の一般質問で、保護者代表というような代表質問で申しわけありませんが、その辺のお答えをいただきたいと思います。学校給食の設備等は、私の大先生の渡邉議員が専門家ですから、そちらは後の一般質問で出ると思いますので、現状のことでちょっとお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　市長からも行政報告がありましたように、病原性大腸菌O－157の予防対策本部というのを設置いたしました。これは三者連絡会という、日野保健所、それと医師会、日野市という連絡会をさらに設けて、そしてまた対策本部という別途の組織を設けておる、こういうことであります。８月１日付をもちまして設置したわけでございます。まず、８月１日の中では、本部員、お互いにこの状況というのを確認いたしました。そして、大きく問題がありました、第２次感染を防ぐということ

からも、また感染経路がいまだまだ確定をしておりませんけれど、そうした中で、集団給食施設の冷凍庫の設置というのが、７月26日付で厚生省の方から通達で設置の要請方が来ております。

それの対応につきましては、御存じのとおり、各市ともいろいろな対応をしておりました。これを８月９日の中で、早い時期の中で、対応方につきましては、マイナス20℃以下の冷凍庫でもって、検食、あるいは食材を２週間以上保存するような機能を持った容量の冷凍庫を用意すると、こういうことであります。集団給食施設につきましては、御存じのとおり、現在では、３日以上の保存というような食品衛生法上の取り扱いがございます。これを２週間というような７月26日の通達に基づく対応をいたしました。これは本部会議の中で決まったことであります。民間保育園を含む保育施設、また小中学校の冷凍庫、こうしたものを合計52台、また日野山荘、また大成荘につきましても、同じ取り扱いでございますけれども、900万円を超える予備費を充当した中で対応していこう、こういうことが決まったわけであります。

それから、このＯ－157につきましては、いろいろな不安を持っているということでありますけれども、まず大事なのはＰＲであります。このＰＲにつきましては、８月13日の中で、広報に、８月15日付の広報をお流ししましたけれど、これはいろいろなＯ－157に対する、家庭でも予防ができるんだと、こういうような記事のものでございます。手洗いの励行であるとか、生ものはよく、野菜などはよく洗ってというような一つひとつの呼びかけでありました。このチラシを３万6,000枚配布をいたしました。これは自治会を通して、また医師会、あるいは歯科医師会、薬剤師会、三師会と申しておりますけれども、そちらの方にもお願いして、窓口に置くようにと、こういうような方法をとりました。また、庁内の窓口、市民課等に5,000枚置いて、広報と同じ内容でありますけれども、ＰＲに努めたと。何よりもＰＲが第一の手段だというふうに考えたところであります。

そうした中で、早いうちからの７月15日号でも、これと似通った注意の呼びかけといいますか、広報記事を書かれております。そして、今言いましたように、８月15日号につきましても、さらに大きく１面に掲げたと、こういうことであります。また、これにつきましては、別途健康課でつくりました5,000枚のチラシというものも、その他施設、公共施設の窓口に置いて、励行をお願いしたところでございます。また、８月２日の早い時期の中では、公共施設の各トイレに「正しい手洗いの励行」というようなチラシを貼付したところでもあります。また、こうしたことは、日野保健所とも十分協議をして

のことでもあります。日野保健所でも、８月２日に「日野保健所だより」というのを発行しまして、各家庭、自治会を通してＰＲに努めたと、こういうことであります。そうした中でもまた、国の方でも同じような内容のチラシ、新聞折り込みをしておりました。また、最終的には、この８月21日ぐらいにかけまして、東京都の衛生局でも、新聞各紙で「都民の皆様へ」と題しまして、私どもの方のチラシと内容は同じでありますけれども、ＰＲに努めておる、こういうような状況でございます。

それから、７月30日に日野保健所長が参りまして、口頭の申し出があったと、こういうことでございますけれども、この一体の主催的な取り組みというのは、保健所であるというのは当然のことであります。市も一緒になって協力をしながらやっておるというような位置づけであります。したがって、保健所長さんの方が参りまして、これからの対応については、三者連絡会も必要だと、こういうような要請があっての三者連絡会の設置であります。

それから、日野保健所がなくなった場合といいますか、これはなくなるんではなくて、再編になるわけであります。場所が、来年の４月１日以降は、多摩の永山の方に、東京都南多摩保健所と、こういうことで移るわけであります。機能が失われるわけでは決してありませんし、万が一、こうしたことがまた以降出た場合、同じような対応が行われる、こういうことであります。従来どおりの伝染病予防法上の防疫対策が講じられるということであります。

それから、コピーの３万6,000枚につきましては、先ほどお話ししたとおりであります。

それから、８月６日付をもちまして、病原菌Ｏ－157、これが伝染病予防法上の指定伝染病になったと、こういうことであります。この一部適用というのは、法定伝染病の場合には、患者さんを隔離するとかいうような、非常に社会防衛上、交通の遮断だとかいう厳しい措置がとられます。そういうような措置はとらない。したがって、患者さんの隔離を行わないとか、あるいは消毒につきましても、保菌者の家庭に出向いていって、法定伝染病であるならば、白衣を着て消毒をするというような態勢をしきますけれども、これも家庭の消毒につきましても、義務ではない。保健所の方から指導によって、消毒の仕方等を指導して行うというようなことでございます。一部適用というのは、厳しいといいますか、伝染病に対しまして、いろいろな部分につきましての一部適用と、こういうことでございます。これは申すならば、人権を尊重すると、人権に十分配慮しての措置であります。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校の対応でございますけれども、O－157ということで、原因が学校の給食にあるということで、市よりも先駆けて、いろんな対応をしたつもりでございます。市の対応というか、保健所の指示によっていろいろ出たんですが、５月になりますと、どうしても食中毒が起こります。５月の校長会でも、もう既に、このO－157は知らなかったんですが、５月の校長会で、そういうことが起こらないように、衛生面を注意するようにということで、５月７日、５月15日、教育長発で文書を出しまして、それから６月４日に岡山県で、その食中毒事件の報道を受けましたけれど、６月６日ですか、私の方と健康課の方で日野保健所の方へ、保健所の方がどうなっているんだというようなことで訪問いたしました。それで、大腸菌って、どんなものだということで、伺いました。それで６月14日には、伊藤さんという担当の専門家の係長が見えまして、小学校、中学校の調理室、そういうところをどういうふうな衛生管理をしたらいいかということで、一応立入検査をしようということで、していただきました。

６月17日ごろには、給食の食中毒の発生防止の徹底についての文書を出しまして、６月20日、６月議会中でしたけれども、かなり教育の方は忙しく動きました。それで、６月24日に都庁でも説明会がございまして、６月25日には、学校教育部内に食中毒対策委員会というものをつくりまして、教育委員会とそれから学務課を中心に、そういうもので動き始めました。そういう形で、それから６月27日ですか、25日には防止の対策委員会を開きまして、６月27日には、保健所の所長に、エイズの専門家と、こういうものの専門家ですので、お医者さんとして505会議室で講習会を開いていただきまして、校長関係者を呼びました。そのときに一緒に保育園とかそちらの方にも御足労いただきまして、説明会を開いて、また６月28日には、調理器材の検査だとか、そういうものをしていただきました。一斉検査をして、指導をいただきました。６月28日に、学校、薬剤師、会長さん、O－157に対して、飲料水の管理とか、そういうものを中心に対応していただきまして、飲料水の大腸菌の検査を実施して、あわせて、学校における日常の管理をどうしたらいいかということで、そういうことの指導、それからプールの水質の検査、カルキの入れ方だとか、そういうような問題も指導いただきました。

７月からずうっとそういうことがありまして、７月１日に、今後の対応についてということで出しまして、７月１日から３日の間に保健所でプールの水の検査をしていただきました。それから７月４日には、腰洗い槽の問題だとか、そういうものをやりました。

で、学校、薬剤師の会議を７月５日というぐあいに、ずうっともう開きまして、ちょっと途中を省略いたしまして、７月中は相当会議を開きまして、８月13日までに、相当会議を、二十何回ですか、開きまして、２学期から調理方法というのをここで打ち出しました。

一応、７月中、なぜたくさん開いたかというと、学校が休みになる前に、学校ではＯ－157に絶対にかからないということを目途に、それぞれの施設から、指導の面から全部やりましたので、８月の初めになりまして、新学期始まったらどうしようかと、その辺の問題で検討いたしました。これは８月16日ですけれども、２学期からの調理方法ということで、大腸菌Ｏ－157による食中毒が、その発生源、感染経路が特定できないまま続発し、重大な事態となっています。日野市教育委員会は、絶対に食中毒を出さないという見地から、２学期からの給食を当分の間、より安全な調理方法で実施したいと考えますと。関係者と相談をしながら、献立は衛生面の安全性を確保するということで、一部変更いたしまして、要するに内容についてはまた述べますけれども、それから食材料はすべて十分に加熱して使用する。加熱調理後、そのままの状態で提供するというようなことで、中止をしないで、日野で出ておりませんので、実施をしていきたいという基本的な考えで、パンについてはどういうふうにするとか、御飯についてはどうするとか……（「細かい」と呼ぶ者あり）そういうぐあいに、野菜をどうするかとか、具体的に決めてスタートしたところです。

ちょっとくどくなりましたけれども、そういう形でスタートしているんですが、先ほど議員さん申されたように、９月中にまだ食中毒というのは終わりませんので、今後も施設面、少し施設が古くなっておりますので、十分利用上、衛生的に消毒をしたり、施設の消毒をしたりしながら、絶対に起こらないようにというふうに教育委員会の方では注意をしながらやっているところです。

以上、ちょっと長くなりましたけれど、以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　詳細にわたって学校の報告をいただきまして、ありがとうございます。再質問のしようがないなんていう、大変細部にわたる御報告を両部長から賜りまして、実は、その52台の冷蔵庫のうちの１台はうちの保育園に来るということになっておりまして、900万円の予備費を突然つけていただき、他市に先駆けて日野市がＯ－157に対応していただけたということで、実は、私は業界の会議で、日野市はもうやりましたという報告ができて、８月の何日でしたか、ありまして、そのとき報告ができて、

大変うれしい思いをしております。市長の方で何かコメントがございましたら、いただきたいんですが。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　病原性大腸菌O－157予防対策本部の設置についてということで先日、議会の冒頭、行政報告を申し上げました。御質問の中に、なぜ保健所長が口頭で申し出があったかというふうなこともございましたが、７月という期間を中心とし、一番厚生省を初め、国民に対する公衆衛生の行政が緊張をさせられた期間であったと思っております。したがいまして、本来、専門的な保健行政は、保健所が上位の行政として責任を持たれると、これが本来の仕組みでありますが、特に保健所長がわざわざ市においでになって、提言をいただいたということであります。事情を伺い、また推察をしておりますと、保健所というのは、保健行政の専門的機関であることはそのとおりでありますが、地域社会に対して、特に市民に対して指示をするとか、医師会に対して協力要請をなさる。ふだんのルールとして成り立っておりますけれど、やはり市がそういうことにかかわりましては、地域の住民に対する行政の責任庁であるということ、それから医師会とのつき合いも非常に深いものがありますから、日野市からという御要請が求められるのも当然だ、というふうに解釈をいたしました。そのことによりまして、報告を既に行いましたとおり、保健所、それから医師会、市役所の三者連絡会という一番基本的な連絡会の形を合意をしたということと、それから庁内に対策本部を設けたということに発動をさせた経過でございます。その他につきましても、できるだけの手は打ったということではございますが、まだまだ油断もなりませんし、大変いい経験もしたわけでありますから、これを後日の教訓に生かしていかなければならないというのが、またあわせて求められる我々の認識でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　いつも市長には変な質問しかしていないので申しわけないんですが、今回は、大変日野市の対応がよかったなということで質問させていただいておりますので、いつもと私の質問は逆だということで御理解いただきたいなというふうに思うんですが、実は大変三多摩の中でも珍しく日野市が上から何番目の対応をしているというのがこのO－157に対する対応ということで、詳細な質問をさせていただきました。これが行く行くの保健・福祉・医療の制度、それから運営というところにぜひ反映をしていただきたいなというのも、私の願いでございます。突発的なことに即応される底力のある日野市でございますから、未来展望にかけてちゃんと対応してくれるものと今思っ

ておる次第でございます。

まだ続きがございまして、つまらないことを一般質問で聞くんじゃないぞとおっしゃる方もおったかと思いますが、その続きへ行きたいと思います。サブタイトルの２番として、高齢社会の福祉・保健・医療制度の充実と多摩川苑福祉ゾーンの早期完成をと題して、また似たような質問をしていきたいと思います。

６月議会の市長の行政報告に、多摩川苑福祉ゾーンに、民間法人による特別養護老人ホームがつくられるということが発表されました。私の友人で口の悪いやつは、多摩川苑福祉ゾーン計画なんて、選挙用のアドバルーンだから、10年たったって、20年たったって、できっこないよと。これが通説でございました。しかし、６期二十数年のキャリアを持ちます森田市長は、国のゴールドプランの大きな流れというのに、しっかり流れの真ん中に乗りまして、現在待機者百数名という日野市の老人の問題を一気に解決できる特別養護老人ホームの建設が現実になるというお話でございました。多分、多摩川苑福祉ゾーン計画に網羅されている施設も次々と着工されるのかなと思っております。その中で、この次はあれだけいっぱいある中で、やっぱり老人保健施設かなというふうに私も思っているんですが、部長答弁で、平成９年から動くとかというのが、たしかだれかのときにあったなと記憶はしているんですが、予算があって、国の補助があってつくられるのは結構なんですが、箱だけつくってもしようがないというのがございまして、その老人保健施設と、これから200億円だかかけてつくる市立病院とか、いろんなものがどういうふうに総合的に調整され、リンクされ、運営されていくのかなと。お金は国が勝手にくれますから、できるのは間違いないと。

その中で、ただの無用な箱ばっかりふえちゃって、実態は何もないということがないようになっているんだろうなと思うんですが、厚生省のゴールドプランそのものは、施設の補助プランが主ではございませんで、実際は地域の老人福祉の全般の総合運営というんですかね、そういうプランだというふうに、厚生省の説明には書いてあったと思います。その中で、日野市も今現状は、何でしたか、高齢者調整チームですか、何か施設間調整というのがあるそうですが、福祉・保健・医療の各分野がほぼばらばらというのが現状だと思います。多摩川苑福祉ゾーン計画が現実のものになってきた場合、調整でなくて、福祉・保健・医療の総合運営をしなければ本当にならなくなると思います。

それから、今法案がどうなっているんだか、問題になっていますが、話題の公的介護保険と、これのベースも明らかに、この総合調整の部分があってと、保健・医療の調整のもとでできると。福祉・保健・医療ですね。その三つの調整のもとに乗っかるのが公

的介護保険だと。要するに老いは病気ではないという部分ですね。それが老人福祉のゴールドプランの総合運営システムの一環として動き出すということだそうです。そうしますと、多摩川苑福祉ゾーンというすばらしい計画を立案され、そして予算も引っ張りつつ、施設もつくりつつある日野市としては、そういう総合運営のかなめとなるセンター機関というんですか、の構想を検討されていることと思いますが、どのようなものが、どこへ、どのようにつくられるのか、お話をいただければと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　多摩川苑福祉ゾーンにつきましては、施設配置として特別養護老人ホーム、老人保健施設、総合福祉センターケアハウス、多目的広場、これらが計画されております。これらの施設建設には、いずれも莫大な費用を要することから、他の施策との財政上のバランスをとりながら、長期展望に立って進めるべきものと考えております。しかし、現状を検討してみますと、やはり緊急を要するものついては、早期実現を図る必要があり、その努力をしているところでございます。既に御報告いたしました民設民営による特養ホームの建設推進もその一環であります。この特養ホームの次は、老健施設が検討課題となるわけですが、仮にこの二つの課題が実現しますと、日野市における要介護高齢者の施設ケアは大きな広がりを持つことになります。さらに市立病院の建て替えと結びつくことによって、福祉行政を新しい基盤に立った展開を可能にするものと思われます。この間、高齢者人口の増加を考えますと、そのほかの施設、例えば在宅サービスセンター、訪問看護ステーション等でありますが、これらによるデイケア、入浴サービス、リハビリ、ショートステイ、これらも充実されなければならないことは言うまでもありません。

このような状況を想定しますと、在宅要介護高齢者への対応もかなりスムーズになってまいると思います。例えば、病院から退院した在宅要介護高齢者が通院をしながら、多摩川苑のデイサービスやショートステイを利用し、時には、老健施設で３カ月程度入院・入所、このことによって、リハビリを受け、その間に家族の介護疲れを解消することにもつながることになろうかと思います。また、ホームヘルプサービスや介護訪問看護ステーションなどと病院との連携で、要介護者へのより適切な対応が可能になってまいります。このことは、要介護者の生活の質の飛躍的な向上につながるものと思われます。

以上の中で、重要なことは、それらの福祉と保健、医療との連携でありますが、この三者を結ぶ組織がまた重要となります。いわゆるケアプラン作成組織であり、コーディ

ネート機関であります。将来、導入が予定されております公的介護保険では、その役割を在宅介護支援センターに担わせようとしているようです。したがって、どのような介護支援センターをつくるか、これも今後の課題ですが、その運営形態も日野の福祉を向上させるために重要な課題となってまいります。いずれにしましても、新しいライフステージをつくるためには、多摩川苑福祉ゾーンの特養ホームと老健施設は欠くことのできない施設であります。さらに新しい市立病院との緊密な連携を構築して、夢のある福祉の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　老人福祉のゴールドプランのかなめということで、介護支援センターという名前が出てまいりまして、もう一度確認をしたいんです。これはどこへできるんですか。特養の中へできるんでしょうか、それとも福祉のセンターの中へできるんでしょうか。場所だけでもちょっとお聞かせをいただきたい。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　今計画されている特養ホームと併設の形に１カ所は確定されております。なお、日野市保健福祉計画の中にも、福祉施設等の整備の中に位置づけられておりまして、これも将来的な課題になってこようかと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　ちょっと将来の話ですので、ぼんやりしているところがあると思うんですが、実は、介護支援センターというのがヘッドクオーターになるわけですよね、老人福祉の。あとのは全部要するに海軍、陸軍、空軍という軍隊組織になるんだというふうに思いますが、そのヘッドクオーターはどなたが運営主体になるんですか。日野市がやられるんですか、それとも民間の社会福祉法人がやられるんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　在宅介護支援センターの運営主体は、市町村の可能性もありますし、社会福祉法人が運営する場合もございます。この多摩川苑に計画されております在宅介護支援センターの場合は、法人にお願いしよう、そのように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　つまり、日野市の現状の老人福祉の約2.5倍のものが多摩川苑福祉ゾーンにできると。それの総合指令部を一民間法人の経営運営にゆだねてしまうと。日野市はただの措置権者というふうに理解をしているんですが、その中で、前回も言っ

たんですが、特別養護老人ホームを建設するに当たって、臨時特例条例をつくって、ベッド買いをして、その法人を支援するということは、言うことを聞いてくれない法人をお金で黙らせて、なおかつ、日野市の老人福祉の総合指令部までゆだねちゃうと。私の文書の読み方が悪いんでしょうか、そういうふうに思えるんですが、福祉に関して日野市は、丸投げをするというふうに御理解してよろしいんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　介護支援センターの関係でございますが、これは将来的には、中学校区単位に一つずつ設置していきたいというふうに考えております。したがいまして、日野市では８カ所から９カ所ということで、これは2026年のピークのときの必要な設置数だろうというふうに考えております。これら介護支援センターですね、地域の出先機関、そういうようなことで、特に例えば介護の指導、あるいは相談、場合によっては、在宅のお年寄りのところに出向いて、いろいろ介護の指導を保健婦等が行うというようないわゆる出先の機関でございまして、必ずしも医療・保健・福祉の連携の中での総合指令所というのとちょっと意味合いが違います。したがいまして、総合的な指令所というのはあくまでも、日野市の行政の福祉でございます。

特にこの中で、医療と福祉と保健の連携でございますが、例えば病院の場合には、これは治療ということで病院に入院するわけでございます。そこで、長期の治療ということになりますと、退院時には寝たきりの状況になってしまう。その場合には、病院で入院しているときから、例えばソーシャルワーカー的な方がいて、この方が退院するときには、今度どういうようなサービスを受ければいいのかというようなことを、行政の方のケースワーカー、あるいは健康課の方の指導員、こういうところと調整をとりながら、その方が退院後のサービスを受けるものがたくさんございます。必ずお年寄りですから、いろいろなサービスが重なりますけれども、例えば訪問看護ステーションを利用するとか、あるいはホームヘルパーの援助を受けるとか、あるいは在宅サービスセンターに行きまして、いろいろデイケアを受けるとか、いろいろなサービスがございますので、その辺をこのようなシステムでやっていきたいということでございます。そういうようなことで、介護支援センターというのはあくまでも限定された地域の中での出先機関ということで御理解いただければと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　大変助役の説明で、私もよく理解をしたんですが、とりあえずは多摩川苑福祉ゾーンの限定でいけば、私の言っていることで間違いないんだと思いま

すので、将来展望は日野市全体へ広がっていくと。それもいつになるかわからないという注釈つきだと思いますが、現状は、現日野市の福祉の2.5倍のキャパのある多摩川苑福祉ゾーンが、この新しい老健ホームの社会福祉法人マザーズにすべてお任せということで間違いないんだろうなというふうに理解をして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって11の１、福祉・保健・医療の総合的な運営について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時22分　休憩

午後４時04分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の２、多摩平団地の建て替えと豊田駅北口整備について問うの通告質問者、吉冨正敏さんの質問を許します。

○５番（吉冨正敏君）　すみません。休憩を挟みまして、心機一転、多摩平団地の建て替えと豊田駅北口整備について問うと題しまして、多摩平団地建て替えと豊田駅北口整備に住民参加をという質問をさせていただきます。

６月議会で質問中に突然の休憩が入り、前代未聞ということなんですが、いろいろございました。その中で、それが影響したかどうかわからないんですが、議事進行が混乱をいたしまして、多分、私の質問の仕方が悪かったんだろうなと思うんですが、市長に多摩平の四つのお願いに対して答弁を求めたんですが、実は、議事録のページ505の下から４行目のところに、（「そのとおりです」と叫ぶ者あり）という記録になってございます。私としては、市長の答弁というふうに議事録に正確に載せておきたかったんですが、叫ぶ者ありというふうになってしまいました。多分……（「呼ぶ者ありだ」と呼ぶ者あり）呼ぶ者ありですか、すみません。議長の指名と私のやりとりのミステークということで、再度まことに市長に申しわけないんですが、前回の「そのとおりです」というのが、市長の発言であったというふうに、ここで議事録を訂正するわけにいかないので、きょうもう一度もらいたいなというのをまず一番にやりたいんですが、申しわけありませんが、市長、四つのお願いを認めて守ってくれる、「そのとおりです」というのを、もう一度御発言願えませんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりで結構です。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　大変ありがとうございます。

その部分が市長の発言でないと、今後の自治会の活動に支障を来すというクレームが大変入りまして、まことに申しわけなく思っておりますが、ありがとうございました。

この団地の建て替えの問題なんですが、今新しいステージに向けて、団地の問題が動きつつあるということで、今回も３名の議員が一般質問したんですが、どうも中身がいま一釈然としないというのが現実でございます。今、産みの苦しみの中で、少し団地の問題が変化しつつある、というふうに言うしかないなというふうに思っております。

実は、それとはちょっと別の問題なんですが、今、多摩平団地の中で静かなうわさと申しましょうか、４月に市長選挙があるから、それまでは建て替えは絶対ないというわけのわからないうわさが広く静かに広がっております。単なる流言飛語といいましょうか、そういう話だと思います。市長選挙というのも大切なものでしょうが、そういうことに多摩平団地の建て替えというのが、大事業が左右されることはないというふうに私は思っておるんですが、その辺も市長に確約をいただきたいなというふうに思います。ぜひ、皆さんが望んでおります都営住宅の建設、それから高齢者住宅の建設等、今後の進展について、市長選挙が左右するようなことはないよと。住民のため、福祉のために市長はやっている、というような御発言がいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政と市民、それから公団と住民、あるいは公団と日野市でもいいんですが、とにかく信頼関係をきちんと築きながら、それぞれに理解のある建て替え事業に取り組んでいくということが適切な方策だろうというふうに考えております。したがいまして、これまで住民の方に申し上げたこと、あるいは公団に申し上げたこと、それらに別の変化というものは特にある状況はございません。したがいまして、先ほどお答えしましたとおり、今までどおりの住民との信頼関係ということに変化はありません、と申し上げた次第であります。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　どうもありがとうございました。

市長は、態度に変化がなくやっていただけるということで、ありがたく思っておりま

す。北口の整備について、毎回、団地と絡めて質問してまいりましたが、団地の建て替えに伴う整備事業という理解で考えておるんですが、毎回、例の週刊誌に出てきます「住みよいまち」の日野市がワースト記録にいつも入っているというのを言いますと、市長は主観の違いだと、やり方の違いだといったような趣旨の発言をいつもされます。団地の建て替えと駅の整備ということで、新しいまちをつくっていく、実行していくという中で、市長のその主観の違いという意見も理解できないことではないんですが、やはり万人が認めるというんですか、そういう方法や観点は不可欠だと思っています。そういう意味で、建て替え、それからそれに伴う北口の整備について、主観の違いなどと言わずに、住民を参加させていただいて、万人が認める開発を進めていただきたいと思うんですが、大体その整備がいつごろに住民参加を迎えることができるのか。助役でも部長もいいんですが、見込みをお聞かせを願いたいと思うんです。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　豊田駅を取り巻きますまちづくりの課題は幾つかございます。南口で行っております区画整理事業、それから北口に市有しております市有地の有効利用、それから駅の駐車場の問題、それから北口商店街の活性化等でございます。それらにつきまして、駅北口周辺整備基本計画というのを平成７年度、８年度の予算で調査をしております。平成７年度は地域の現況、整備課題等を整理いたしましたので、今年度になりまして、仕上げの段階を迎えるわけでございます。その段階になりましたら、当然のことながら、地域の皆様方の御意見、商店街の皆様方の御意見等もいただきながら、仕上げてまいりたいと考えております。その時期は、やはり年が明けたころになるんではないかなと今予定しております。

以上でございます。（市長「予想だよ」と呼ぶ）

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　年明けの予想ということで今市長から助言がございましたので、議事録の方はそういうふうにしておいてもらいたいなと思います。年明けの予想で４応していきたいと思いますので……（「予定と予想とどう違うんだ」と呼ぶ者あり）さあ、私は国文学よくわかりませんので、市長の方で御説明いただけるとありがたいんですが、ともかく年明けの予想ということで、御期待を申しております。

最後に、今議会に板垣さんですか、代表質問だということで、姥久保都営の建て替えの問題が出てまいります。私ども公団の住民は、都営の建て替えは天国の話だというふうにいつも思っております。都営と公団では、天国と地獄ぐらい差がありまして、とん

でもない天国の話をしているんだなあと思っていましたら、案の定、何か問題があるようで、一般質問に出てくると。それも代表質問として。

その中で、多摩平の団地の建て替えも次なるステップアップといいますか、ステージといいますか、を迎えて、ちょっと今、混沌と、ぐちゃぐちゃとしておるところがあるんですが、姥久保団地の都営ということですが、ほかの団地がどういうふうに建て替えを進め、やっていくのかというのをぜひ、板垣さんの質問の中から多くを学んでいきたいというふうに思っています。多摩平団地の参考にしたいと思いますので、板垣さんの質問等、ぜひ御拝聴していきたいと思って、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって11の２、多摩平団地の建て替えと豊田駅北口整備について問うの質問を終わります。

一般質問12の１、「憲法を市政に生かそう」のスローガンの価値とその先見性――地方自治が国に基本政策の転換を迫る時が来た――の通告質問者、森田美津雄さんの質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（森田美津雄君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日、沖縄の米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の見直しについて賛否を問う、都道府県レベルでは初めてという沖縄の県民投票が実施されたことについては、御案内のとおりです。約60％の投票率で、大多数の賛成ということで、全有権者の過半数が沖縄知事の姿勢を、直接の投票によって信任したということになるわけであります。この結果に対し、政府、各政党とも一様に、厳粛に受けとめ、米軍基地の整理・縮小への取り組みを強めるというコメントを出しているが大変印象的でありました。

けさの新聞報道で、若干ニュアンスは違うんですけれども、自民党の代表は、「沖縄の人たちのこれまでのいろいろな気持ちのあらわれであり、厳粛に受けとめたい。政府も、基地の整理縮小に一層努力する」と申し、「与党もそれを後押ししたい」。それから新進党の加藤「明日の内閣」の副総理は、「政府は、沖縄県民のこれまでの過重な負担と、今回の県民投票結果を真摯に受けとめ、基地問題の解決に全力を傾注すべきだ。我が党は、基地の整理・縮小の実現を目指すとともに、沖縄県の振興のために、思い切った対策を県民に示す決意だ」と。共産党の代表も、もちろん強い意見をお持ちでした。それから社民党の佐藤観樹幹事長も、「沖縄県民の意思が明確に示された。県民の意思をしっかりと受けとめ、具体化のために全力を挙げて取り組む」と。さきがけの井出正一代表も、同様のコメントを出しておられます。

沖縄問題は、地方と国のちょうどせめぎ合いの中で、地方の主張が県内外の大きな世論の支持を得ているんだと思いますし、また本来、政治の目的が、国民、市民の命と暮らしを守り、福祉を実現することにあるとすれば、大田知事の政治姿勢と行動は、国のそれよりはるかにその目的に沿っていると言えるからこそ、大きな共感と支持を得ているんだと評価できると思います。

今回の投票結果は、憲法の大きな原則のどの点から見ても、主権や人権や平和のどの点から解しても、きちんとした論拠と正当性があり、国の主張の矛盾をだれにもわかるほどにあぶり出したと言えようかと思います。米軍用地をめぐる強制使用手続の代理署名の拒否、公告・縦覧代行拒否の、つまり国の機関委任事務の不執行の不当性が裁かれる前に、この機関委任事務の中身そのものが、民主主義によって裁かれているんだと言えようかと思うわけであります。

国が基本政策をみずから転換するときであるにもかかわらず、国政はだれが見ても、その責任と能力を今持ち得ているとは評価できない状態にあります。それを変え得るとすれば、突きつけられた問題を憲法の物差しで正確にはかり直し、市民自治の力量で国政に迫っていくことによってでしかないのではないかと思うわけです。逆に言うと、そこまで地方自治が汗をかき、頑張らないと国政を動かせないんだというしんどさも覚悟しておかなくてはならない政治状況にあります。

地方自治は今、沖縄の問題だけでなく、政府の住専処理の問題、薬害エイズの問題、阪神大震災の復興の問題、消費税の問題、さらに地方財政の問題、先ほど来、ここでもお話になっておられますけれども、病原性大腸菌O－157の問題など、あらゆる問題で国の基本政策の転換を迫る時を迎えていますし、また、頑張れば、切り札となるカードも持っている、そういう状況を迎えているというふうに思うんです。

長い間、「憲法を市政に生かそう」というスローガンを掲げ、住民自治に軸足を据えて、施策の発想と展開を図ってきた森田市長を先頭にした日野市政の先見性と価値が、やみに迷い込んだ国政を前に、また大きく評価される時を迎えていると感じている次第であります。

まず、今回の沖縄問題への感想を含め、市長の所見を伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　さきの新潟県巻町の原子力発電に対する住民の態度といい、また、今回の沖縄県で行われた県民の住民投票によるいわゆる意思の具体的表明といいましょうか、まさに法制の上では、拘束がないというふうには言われておりますけれど、

地方自治の本旨を最も明白に表現をした、そういう成果であったというふうに表現できると思っております。私どもが日野市政の立場におきまして、「憲法を市政に生かそう」という、大変大きい課題を絶えず一番の機軸に置きながら、すべての政策の開発や施行について努力をしてまいりました。その立場からも、まさに共感をともにすると、そういう気持ちでいっぱいであります。

私は、日ごろ申し上げたこともあるわけでありますが、旧憲法と新しい憲法と相対比できる人生経験を持っている高齢者の一人でありまして、戦争を、15年戦争と言われるいわゆる侵略戦争を、人生の経験の中で、新しい憲法がいかに将来の人類の発展や幸せのために、有益な理念であるかということをつくづく感じておるわけでありまして、それらを通じ、いわゆる憲法に書いてありますとおり、その前文と言い、また条文と言い、99条に書いてありますとおり、すべての行政組織、それから国民、地方自治体の関係者、この憲法を守るということに最善の努力を果たすべきであって、何か逆行するようなことはまさに考える余地がない、というふうに世界にも表明することが大切だろうと思っております。

そういう観点におきまして、今御提案あるいは御質問の趣旨につきましては、日野市という小さな地方自治体ではありますが、自治の本旨を唱える意味では、決して小さい自治体として、何といいますか、力を否定することはないんではなかろうか、こんなふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

今市長から、憲法第99条というお話がございました。公務員の憲法遵守義務という規定でありますけれども、市長室にも掛け軸にこの条文が書かれて、あそこに飾ってあります。本当に大変な大切な条文です。いつも出されることは少ないんですけれども、非常に大切な条文であるというふうに理解もしております。

そういうことからしますと、今、憲法の秩序と、それからもう一つ、安保体制ということを軸にした、そういうことから求められていることとが、ちょうどせめぎ合っているというふうに言えようかと思うんです。

朝日新聞の９月２日からの連載で、「日米安全保障条約第二部、共同作戦研究のシリーズ」というのを、たくさんの方が既に目にされたと思うんですけれども、長い間、機密のベールに包まれていた「日米防衛協力のための指針」、いわゆるガイドラインというふうに言われているものなんですが、これに基づく日米共同作戦研究の策定過程と具体

的なシナリオの全体像が、日米の関係者、直接関係した方たち60人に対するインタビューと防衛庁の内部資料から明らかにされました。

私も愕然とした思いで、この連載を読んだわけですけれども、平和を願う国民の目からすれば、この我々の願いを踏みにじる国の動向が、極めて明確に浮き彫りにされたと言える内容ではないかと思うんです。今市長のおっしゃった、憲法第99条の憲法遵守義務に明らかに違反するような、そういう事柄が一方でしっかりと進んでいた、こういうことではないかと思うわけであります。しかもその中身は、日本政府とアメリカは、北海道、それから中東、朝鮮有事を想定して、米太平洋軍が、アジア太平洋地域で研究計画をもって、日米共同作戦計画を、その戦略の一角に位置づけていることを示して、共同研究し続け、憲法違反の集団自衛権への道も深く進んでいたということが、その中身として報告されております。

日米両政府は、ことしの４月にも首脳会談で、安保条約の再提議の中で、沖縄の普天間飛行場の返還と抱き合わせて、このガイドラインの見直しを合意し、極東有事などの研究を進展するという約束をしました。そのことによって、日本は大変危険な方向へ歩みを加速させているというふうに言えようかと思うんです。

昨年は、戦後50年、そしてことしは、日本国憲法が公布されて50年を迎えます。我が国の民主主義の原点であり、最高法規である日本国憲法は、恒久平和と戦力の放棄を初め、国民主権、基本的人権、議会制民主主義、さらに地方自治を基本理念として掲げています。

しかし、報道に見られるように、現実の日本では、憲法に基づく政治体制と並んで、先ほど申し上げましたけれども、日米安全保障条約に基づく政治体制とが存在し、自衛隊の増強、軍事費の増額、在日アメリカ軍への予算の拡大を初めとして、実際には憲法違反の政治が行われ、さらに最近では、日米の軍事支配をアジア全体に広げようとする安保体制の見直しまでなされています。

国際貢献は、大変議論のあるところだと私も思うんですけれども、そういう名目で国連を利用しながら、自衛隊の海外派兵を自由化する、文字どおり憲法骨抜きの軍事大国化の道がこの先にしっかりと用意されていた。しかもそれは、私たちの目の届かないところで、着々と日米によって共同研究されていたという現実は、私たちは冷厳に受けとめなければならないというふうに思うわけであります。沖縄の苦しみと比べますと、相当乖離しているんではないか、こんなふうにも思うわけであります。

御承知でしょうけれども、米軍基地を支えるために、年間約6,000億円もの経費を負

担し、さらに地位協定には何ら負担義務もない思いやり予算も3,000億円相当計上しているという現実。この一般質問でも阪神大震災に触れられたこともありますが、国民として人たるに値する最低限の生活も補償されていない阪神地域の方たちの思いを考えるときに、こういう状況で放置されている中の財政支出、私は許されないんではないかというふうに思うんです。

住専の処理への税金の投入を見ても、全く納得のいくものではないわけであります。そんな中で、消費税の税率アップも進められております。

日野市は、「核兵器廃絶・平和都市宣言」、これを早くから宣言し、自治体が地域住民の命を守るという発想を市民の皆さんに提起しております。政府が消極的な中で、住民の命や暮らしと真正面から向き合っている自治体において、市民レベルで国際問題に関心を持ってかかわる時代になりつつあります。市民と国との間の自治体が、宣言をし連帯することによって、国の内外の平和に対する世論をつくる重要な担い手になりつつあります。

報道では、宣言都市、昨年の集計では、全国の３分の２、2,050の自治体がこの宣言を行ったというふうに伺っております。フランスや中国の核実験に抗議する決議や意見書の採択も集中的に行われております。森田市長も中国の核実験に対し、「平和を願う世界の世論に背を向け、世界規模の軍縮に逆行する」という抗議文を中国大使館に送っておられます。

私は、今こそ自治体が、この平和を願う国民、市民の気持ちをしっかり受けとめ、世論を喚起するためにも、しっかりとした反核平和に向けた運動の先頭に立つ、このことがひいては市民をしっかりと守っていくということにつながろうというふうに思いますし、ハーグの裁判所における判決文等々みましても、国がというよりは、世界の各地域の市民や、そして自治体がハーグに寄せた意見を、ハーグが重く受けとめたという現実もあります。そういう中ですから、自治体のしっかりとした受けとめ、そして行動が、今後とも大変大切な位置を占めるのではないかというふうに思うわけであります。

したがいまして、ただいま申し上げましたことに対する反核平和へ向けた今後の決意、これについて伺えればと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後の決意という御質問ですが、私は、ごく当たり前な市民意識、あるいは自治体の権限能力として、憲法そのものを金科玉条として考える立場といいましょうか、そういう信念に立っておりますものですから、状況を、異常な政治情

勢だということは、またそれにいろんな形で大きな懸念や、また世界の視点もあるということも承知の上ではありますが、国民自体がいろいろな仕組みの中で、正確な判断能力を失わないということで、信頼をすることが可能であると。これこそがお互いの信頼関係、あるいは国際間の信頼関係、こういうことの一番の原点であるというふうに考えて、全く変わりがないということでよろしいんではないだろうかと、自分で自覚といいましょうか、あるいは多様な反省の立場に立ちまして、また市民の信頼もいただける、このように考えてきたいろいろな施策や、それから市民参加の成果であったと、こう思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

信頼関係ということをつくり上げるということは、とても難しいというふうに思うわけですけれども、冒頭にお触れになりましたアジア太平洋戦争、いわゆる15年戦争、1931年から45年の間に行われました。この終結からちょうど51年目ということになるわけですけれども、そのアジアでは2,000万人の方たちが、あるいは日本人においても310万人の方たち、これ以上でしょうけれども、この方たちが、この戦争によって命を奪われた。多くの人の心にも、いまだに深い傷を残しているわけであります。

私は、市長はこの平和の先頭に立って頑張っておられますけれども、国がこの事実を厳粛に受けとめるということが、まずもって大切だろうというふうに思いますし、過日の国会決議を見てみますと、まるで自分たちが加害者であるというような責任、これは全く感じられないような内容になっているところが、日本がアジアからもなかなか信頼をされないということにつながっているんではないかというふうに思うわけです。

したがいまして、まさに信頼ということを得るために、私どもは、しっかりと責任を受けとめるということを国に迫っていかなければならないし、国家による謝罪と補償の責任を明確にするというところから、反戦平和の決意が明らかにされていくんだろうという気がしてならないわけであります。場面を変えて、質問を続けさせていただきます。

次は、地方分権と住民自治についてお伺いをいたします。財源配分の裏づけの不明確なままの分権、機関委任事務の廃止をめぐる省庁間の激突など、多くの問題を残しながら、地方分権論争が激しいわけでありますけれども、しかし、確実に作業は進んでいます。そこで、この地方分権への移行をどうとらえるかということが問題になろうかと思います。

日野市では、森田市長を先頭に、早くから憲法の保障する住民自治を市政の基本に据

えて、住民参加、住民運動で市政を運営し、市民の安全、健康、福祉の増進という、市民の命と暮らしを守るためのきめ細かな施策展開を図ってきたことは、極めて評価に値することであります。「参加と連帯をつくる市民自治のまち」というスローガンの数々の実践は、分権化で問われる市民と自治体の能力としても、十分なトレーニングを重ね、十分な能力を蓄えてきていると評価できると思います。

もっと言えば、全国的にも日野市は、注目される施策を実現し、そうした意味では、地方自治の可能性を示した、というふうに言えようかと思うんです。その功績は大変大きいものがあろうかと思います。地方分権が進めば、地方自治体は政策づくりや事業業務の実施に当たって、正当性を形式的にも実質的にも市民の納得と支援に求めなくてはならなくなるわけですが、その点、日野市の場合は、基本的には問題なくクリアできる力を蓄積してきたと評価し得ると思います。

しかし、市民参加が地方分権の不可欠の要素であることを考えれば、つまり地方自治体の自己決定権が増大すれば、それに対する実質的な市民による提案機能とか、あるいはチェック機能の確保が求められてきます。日野市としても、さらに広く市民参加の仕組みについては整備を進める必要があろうかと思うわけであります。

具体的に申し上げれば、一つは、市民参加と知る権利というのは車の両輪的なものでありますから、情報公開の一層の促進は特に大切だろうというふうに思います。

二つ目には、障害者も介護を必要とする高齢者も子供たちも、そしてすべての市民が、自分たちの生き方を選択し決定する権利、これを有しています。住民の自己決定権に基礎を置いた市民自治のまちを築く、これがこれからの日野のまちづくりの方向だとすれば、自己決定権を実質的に保障するために、例えば審議会等の委員の公選公募、あるいは審議会の公開などが必要であるというふうに言えようかと思います。市民参加の推進に関する要綱を前進させて、この点では市民参加の取り組みに法的根拠を与える住民参加条例、市民参加条例、こういうものが工夫されていい段階になっているんではないかというふうに思うわけであります。

さらに、市民の意見を二分するようなテーマが出てきたとき、先ほど市長がおっしゃいました新潟県の巻町のような状況の中では、議会を補完するものとして、住民投票条例を制定して、直接市民の意思を問うというような市民参加方法も注目に値するというふうに思うわけでありますけれども、この点については、どうお考えでしょうか。住民が地域の主人公として、どんな計画に対してもしっかりと意見を持って、そして述べる機会と方法を保障されることが重要であります。そのための自治体でのいろいろな試み

こそ、政治への関心を高め、民主主義のために大切であるというふうに確信をするわけですけれども、お話ししました幾つかの点について、どんなふうにお考えか、よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　民主主義に徹底した手法を我々もいろいろと考えるわけでありますが、御承知のとおり今の制度は、いわゆる議会制民主主義、別の言葉で間接民主主義と言われる方式に決定権の依存を求めておる状況があります。国政とか、あるいは自治体でも、組織の大きい今の制度の中で、なかなか住民参加、あるいは住民投票に依存するということも容易ではないわけでありますが、事柄によっては、大いにそういう考え方を取り入れることは民主主義の発展のために、また有意義であるということも明らかなことだと思っております。

日野市の場合、市民参加要綱という程度のものを今指針にはしておるわけでありますけれど、これを条例化するということになりますと、かなり議会制度の形と、調整あるいは対応が難しい面もないわけではありません。

したがいまして、両者を適切に調整しながら、なるべく市民の意思が明確に伺える、あるいは市民の方々に直接、行政に意見を言ってもらえる、そういう参加方式を工夫することが、とりわけ今、かなり価値観の変化する社会情勢もあるわけであります。いろんな意味で、民主主義の発展には、工夫とそれから積極的な取り組みが望ましいことだというふうには言えると思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

ちょっと補足的にお伺いするんですが、いろいろな準備が必要であろうかと思います。その市民参加条例にしても、住民投票条例というものになれば、またたくさんの運動も積み上げられなきゃいけないというふうに思うんですが、審議会等への委員の公選公募、あるいは審議会の公開というのは、これは具体的な検討をすれば可能かなというふうに思うんですけれども、企画財政部長、いかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　落としちゃったかもしれませんが、会議の公開ということは、民主主義制度のもとで、全く当然のことだというふうに考えるべきだと思っております。それから、なるべく公募の手法を用いて、そして広く人材の御参加並びに意見の何といいましょうか、集まってくること、具体的な方式で努力する必要があるということには、

全く依存はございません。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　どうも積極的な御答弁ありがとうございました。この分権と住民自治については、これで質問終わります。

次に、通告してあります自治体の財政自主権についてということで、これも皆さん、既に御案内のことですけれども、中央自動車道への固定資産税課税の話を市長、記者会見で行われました。これに対して、全国的な反響を呼んだんですけれども、総じて拍手が多かったということではないかなというふうに思います。これは立場によるし、考えによると思うんですけれども、私の見方によれば、国から収奪を繰り返された自治体が、財源問題で国の懐に手を突っ込んだと、痛快だというふうに評価しているわけです。この中央自動車道への固定資産税課税の問題というのは、自治体の財源問題と自主財政権について重要なテーマと考え方を提供したというふうな点では、大変評価できるんではないかと思うんです。

先日、本会議で天野議員がこの質問に関しては、積極的な応援発言をされましたので、自信を持って質問を続けたいと思います。

地方自治が憲法によって保障されているということの意味は、私が言うまでもありませんけれども、地方自治のあり方が、単に法律制度によって勝手に左右されるというものではなく、憲法によって方向づけられる、こういうことにあろうかと思うんです。

地方自治の目的は、何度も申し上げますけれども、地方公共団体における住民の基本的人権の保障にあるわけであります。そのためには、区域内の住民の意思が自治体の組織とか運営にしっかりと反映されること、これが大前提でありますし、またさらに、自治体が国との関係において対等並列な関係に立つ、こういうことが原理的、理念的に求められている。つまり団体自治が保障されていなければならないというふうに思うわけです。したがって、自治体には、条例制定権を含めた自主立法権、それから組織権、さらには自治計画権、あるいは自己形成権を含む広範な自主行財政権限を内容とする自主権が保障されていなくてはならないわけであります。

地方自治の本旨は、このような基本理念の実現の方向を示しているというふうに思うんです。この自主財政権ということから考えたときに、提起されました中央自動車道への固定資産税の課税、これはまさに象徴的な事例であったんではないかというふうに思います。したがって、既に本会議でもこれに関するお考えを述べられた節がありますけれども、改めてこの件に関して質問をしておきたいというふうに思うんです。

○副議長（鈴木美奈子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日本国憲法には、御承知のとおり、第８章地方自治という章が設けられ、第92条から95条まで、４条の明確な地方自治に対する制度の提唱が行われてあります。政治や行政には、ある程度の秩序も大切かもしれませんが、行政指導という名前で、いわゆる上級官庁と言われる当局が、地方自治を無視した勝手な、例えば特別減税の例に見られるごとく、ああいうことが許されるはずは私はないというふうに、憲法をよりどころに信じております。地方自治権といういろいろな地方自治の権限と能力について、具体的な規定もあるわけでありますから、それはそれといたしまして、「自治の本旨はこれを法律によって定める」、こういうふうにも憲法に書いてあるわけであります。いわゆる行政指導という言葉が安易に用いられて、中央庁の何か地方自治に対します指揮権といいましょうか、あるいは御都合主義が今まで長い慣例になっているわけでありまして、そろそろこういう地方自治が尊重される時期に、本来のあるべき姿を提唱するということも、地方自治の進歩のために、また大切なことだというふうに私は考えております。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

たまたま市内の住宅公団の管理される中央道が走っておるわけでありまして、もともと将来は、いわゆる天下の公道として無料化にされるという大原則が、永久に有料化であるというまた中間答申も出たわけでありますから、そこで初めて、私どもの考えのまた正当性も主張しながら、一つの財源の確保であるというふうな考えに立ったわけであります。数多くの反響をいただきましたが、不法であるとか、不当であるとかいうことは全く指摘されていない。こういう現段階でございますので、やはり努力すべきものだろうと、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　　どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

森田美津雄さん、どうぞ。

○８番（森田美津雄君）　　地方自治の財政面における中身、自治について、市長にしっかりお話いただいたと思うんです。

ちょっと市民部長にお伺いするんですが、この地方財政法ですか、この納税義務者とそれから非課税の範囲ですか、地方税法三百何条かの、その非課税の範囲にこれが入っているか、入っていないかという――今後ですよ、入るか、入らないかという、こういうふうになろうかと思うんですけれども、先に申し上げますと、ＪＲについてはお話になったように、固定資産税がかかっているということになるわけですね。それとの比較をしてみましても、それから348条ですか、非課税の範囲をつぶさに、結構たくさんあるんですけれど、全部は読み切れませんでしたけれども、見てみますと、どうもこの非課税の範囲に入っているというふうには思えないんですね。もし、ＪＲを外すならばですよ。ということからすれば、地方税法上の問題というのを、この税法に限っては、ないんではないかなというふうに思うんで、そのほか、いろいろな手続があると思うので、ぜひ検討していただいて、調整が伴うものなら、やはりしっかりと天野議員のおっしゃるように、言い出したんだからやるというふうにやっていただくのがいいかなというふうに私は思うんですが、ちょっとその点。

○副議長（鈴木美奈子君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　ただいまの御質問の中で、非課税の規定ということがございました。地方税法348条に規定がございます。348条の非課税の範囲という規定の中では、１項、２項に分かれておりまして、１項には人的非課税、所有者がどういうことであるかということが１項に規定されております。国または地方公共団体が所有しているものは非課税であると、これが１項でございます。それから２項には、目的非課税という規定がございまして、それぞれ号が分かれております。非常に細かな規定になっております。先ほどＪＲとの関係というお話もございましたが、ＪＲは国有鉄道という位置づけの時点では、当然この１項の規定により非課税であったわけでございます。民有になりまして、課税の対象になったという関係にございます。それから、２項の目的非課税の中で、公共の用に供する道路ということで、２項の５号に規定がございます。問題は、この２項５号の公共の用に供する道路に該当するかしないかということが問題になるわけでございますが、有料道路でございますので、課税が妥当ではないかという質問を昭和33年の時点で、ある自治体が国に対して出したところ、国の方では、有料道路であっても、将来無料になる道路であるから、２項５号の公共の用に供する道路に該当させるのは妥当であるという判断を示しまして、全国三千有余の自治体が、全部その行政実例に従って、現在まで非課税の扱いにしてきているという経過でございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　それでは、部長さんに申し上げるんですけれども、地方分権論議がどんどん進んできて、そして地方財政権というものをしっかりと確立していかなければ意味がないとすれば、大胆な議論が要ると思うんですね。今まで、例えば公共の用かどうかということと、有料無料ということの細かい、もちろん、大切なことですけれども、裁量をそこにかけた、そういうことでずっとこう、今後も課税か非課税かというふうな一つのメルクマールにしていくというんじゃなくて、やっぱり財政自治権をどうやって確立していくかと。さっきの市長のお話にあった、地方自治というのが制度的にきちんと保障されているという意味は、やっぱりそういう意味だと思うんですね。ただ財政のない権限があると言ったって、何も仕事はできないわけですから、やっぱり自主財源をちゃんと持っていくための方途をつくっていくということが大事だと思いますので、ぜひ研究をしていただきたいなということをお願いして、この点については終わります。

それから最後になりますけれども、学校給食、先ほど吉冨議員もお触れになりましたけれども、私は、日野方式と言っていいかどうかわかりませんけれども、日野の学校給食というのは、大変今回の病原性大腸菌O－157による食中毒の問題以来、さらにこう、再度大きくクローズアップされたというふうに思うんです。

何かの集会で、8月12日号の『ＡＥＲＡ』の記事を手にしたんですけれども、学校給食のあり方が特集されていまして、特に日野市の学校給食というのが非常に高く評価されるんだ、という記事を読みました。その中に、なぜ日野市の学校給食が、より安全で、しかも子供たちが大切にされるようなというか、教育的効果の高い給食になり得ているかという記事なんですけれども、先ほど中毒のいろいろなことが紹介されましたけれども、特に学校給食で問題なのは、一括購入によって大変多くの食材が購入されていると。場合によっては、先ほど御紹介があったように、細かく点検されることなく学校に搬入されているということによって、時間的にもたっているものが多かったり、あるいは大量に食材が購入されるために、中毒等起こった場合に、一体何が原因なのかということがよくわからないというようなことがあったりするということのようです。それで、大体こういう学校給食について、共同調理とか、あるいは一括購入を含めた、まあこれを合理化と言っていいかどうかわかりませんが、合理化だと思うんですが、これはやっぱり、政府の指導によって、民間活力を導入しようということで行われてきて、そういう傾向にあったようであります。

1985年に中曽根内閣の当時ですけれども、文部省が旗を振って、「学校給食業務の合理化について」の通知というのを出して、そして、その地域実情などに応じて、パートタイム職員の活用とか、あるいは共同調理方式、それから民間委託等々盛り込んで適正化を図れ、というふうな指導をしたことがありまして、予算を減らそうとする自治体が、これに次々飛びついたということであるわけです。しかし、さらに、センター方式についても文部省は進めておりまして、これに補助金も出しているんですね。ですから、補助金欲しさに、センター方式にどんどんしていくという傾向も出てきたようであります。数量が大きいセンター方式では、確かに効率化という点では、図れるわけですけれども、学校によっては、配達の順番が最後になって冷めてしまうということもあるでしょうし、今回問題になっていることは、でき上がってから食べるまでの時間的な間隔が長いために、食中毒などが起きる危険性が非常に高くなるということ、あるいは静岡市で4年前に起こったことらしいんですが、注射針や温度計の破片や、流し台のゴム栓などがまじる異常な事態が明らかになったと。注射針はどうして混入したかといえば、豚の伝染病の予防接種の際に残ったと考えられていると。それから温度計というのは、揚げ物などの温度をはかるときに折れて混入したというようなことがはっきりした、というふうに報告されているんです。しかもこれは、どんどん民間委託というようなことになりますと、確かに市としては、コストを下げることはできるわけですけれども、逆に契約金が安いことを口実にして、調理技術とか衛生知識が不足している調理員がどんどん学校現場に配置される傾向になっているというようなこともある、というふうに報告されているんです。

日野市の場合には、今全国的にも注目を集めて、多分、視察も多いんではないかと思うんですけれども、新鮮な食材、これを、地域でつくられた食材を給食に使うということによって、地元の文化や農民の方たちの労働に触れることができるというようなこともやられていると。それから、日野市では学校給食は子供たちにたくさんの野菜を食べさせようとして始まった、というふうに紹介されていますけれども、子供たちが口にする給食を、間違えのない食材でつくるには理想ではないか、というふうに、この中では紹介をされています。

確かにコスト論からいいますと、どんどん自治体は、こういう攻勢をかけられてくると思うんですけれども、私は今回の中毒事件だけではなくて、子供たちが温かい給食を、自分たちの通う学校の調理室においてつくられたものをお昼に口にするということの一つをとっても、やはり人間的には、本当に自治体が子供たちの環境を大切にしているん

ではないかな、というふうに思うんです。また食材としても、地域から購入する、そういうことはとても大切なことだろうというふうに思うわけであります。

したがって、私はこのような学校給食というものに対して、やはりしっかりと信念を持って今後も守っていただきたいというふうに思う立場から質問するんですけれども、今後とも自治体のコスト論というのは、何度も何度も形を変えながら提起されると思うんです。しかし、今申し上げました安全性の点からも、それから子供たちにそういう、栄養という点では、日常的には満たされているかもしれませんけれども、温かい給食、お昼時になるといいにおいがして食をそそるというような、そういうふうな人間らしい気持ちになりながら、しかも友達と一緒に食堂で食べるというようなことができる、こういう自校方式というのは、大変評価されるんではないかなというふうに思います。したがって、ぜひ守っていただきたいなということで、学校教育部長の御所見を伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　日野市におきましては、小中学校とも自校方式で完全給食を実施しています。皆さん御存じのとおりだと思いますが、特色といたしましては、おいしい給食づくりを目指して、農薬等の心配される野菜、果物は避けるなど、日常的に安全性にも気を配り、注意しながら、手づくりを基本に調理しております。食材料の購入方法も特色がございます。当市では、学校内に校長を責任者とした納入業者の選定委員会を設けて、各学校単位で食材料を購入しています。安全でおいしい給食づくりは、食材料の品質が大切です。その日に使用する食材料は、その日の朝に納入されます。基本的には、それが可能な範囲の業者と契約をしております。また、地元野菜を近隣の農家から食材料として仕入れるという、他市に比べて、地域に密着した購入方法もとっております。森田議員さんの言われたような、心温かい給食というか、それにいたしましても、いずれの方法にいたしましても、給食をする方の学校の管理はきちっとしたチェックがなければ、安全だとは言えないと思います。そういう点を注意しながら、よりよい給食にしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　どうもありがとうございました。

幾つかのテーマについて、地方自治が国に基本政策の転換を迫る時が来ているんだという思いで質問させていただきました。ありがとうございました。これでこの件に関す

る一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって12の１、「憲法を市政に生かそう」のスローガンの価値とその先見性――地方自治が国に基本政策の転換を迫る時が来た――の質問を終わります。

一般質問12の２、『個人情報保護条例』の制定へ向けた具体的検討は進められているのかの通告質問者、森田美津雄さんの質問を許します。

○８番（森田美津雄君）　６月の定例会の一般質問で、『日野市情報公開条例』の意義と運用についてというテーマで質問させていただきましたが、その中で、市民の政治参加にとって、情報が公開されることの大切さ、つまり市民の知る権利の大切さについてお訴えし、現代的視点に立って、積極的に運用をお願いしました。加えて、個人のプライバシーの保護、情報の悪用や流用からの保護、さらには、個人情報の自己コントロール権を含む「個人情報保護条例」の一日も早い制定が必要ではないかと質問をさせていただきました。市長初め、積極的な御答弁をいただき、早速庁内で検討が始まったとお聞きしています。そこで本日は、この個人情報保護条例の意義、内容について、少し踏み込んで質問させていただくとともに、各所管での段取り、成文化への取り組みについて具体的にお聞きし、またお願いしたいということを冒頭お伝えし、質問に入ります。

市が保有するプライバシーにかかわる個人情報は、非常に広範な分野に及び、その量もたくさんであります。例えば住民票や戸籍、税、年金、保険、福祉、保健衛生、教育と、身近なものだけでも数えれば数十種類に及びます。これらの情報が市の公共機関のいろいろな部門で収集・保管され、各種の行政活動に使われているわけであります。しかも、高度情報化社会の到来とともに、国や自治体を問わず、行政機関におけるコンピューターの飛躍的普及により、行政活動に役立てられる個人情報が、次々とコンピューター処理されるようになってまいりました。今日の個人のプライバシー保護に対する関心の高まりも伴って、個人のプライバシーを侵すさまざまな動きから、どのようにして人間としての権利を守り、どのようにしてプライバシーの権利を確立するかという課題がますます重要になってきております。だれが、いつ、どこで、何の目的で、どのような個人情報を収集して利用しているのか、簡単にはわからない状況が生まれ、いつ何どきどのような不利益をこうむるか予測できなくなっている中では、プライバシーの権利は、個人情報をみだりに公表されない権利という受動的かつ消極的権利にとどまらず、さらに進んで、自己に関する情報の流れをコントロールする権利、自己情報のコントロール権として確立を目指さなければ、保護したことにはならなくなっているというふうに

思うわけです。

そこで、検討されているものが、述べましたような、現代におけるプライバシー保護の基本理念と言われている自己情報コントロール権を含むものとしてなされているのか。つまり、制度の基本的理念をどう考えるのかを、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　個人情報保護制度の確立に関して、基本的な理念といいますか、そういう観点からのお尋ねでございます。まず、御質問の中にもございましたように、いわゆる高度情報化社会というものが進展する中で、一方で、「高度情報化社会の光と影」というふうな言葉もあるように、大変バラ色のいろいろな高度情報化の利用といいますか、そういう面と、もう１点、個人情報にかかわるものを初めとする幾つかの問題が存在するわけです。この中で特に、従来のような、単にプライバシーの保護、要するに私事をみだりに公表されない権利ということにとどまらずに、積極的、能動的な権利としての、今お尋ねにございました、いわゆる自己情報コントロール権、言いかえれば、自己に関する情報の流れをコントロールする権利というふうなものの確立が求められているというふうに認識をしております。現在、個人情報保護制度の確立についての検討を進めているところでございますけれども、この点につきましては、制度の検討の中の基本であるというふうにとらえております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

この自己情報コントロール権というのは、なかなかまだ耳なれない言葉ではありますけれども、部長がお話になりましたように、大変大切な権利といいますか、まさに光と影、高度情報化社会の光と影の影の部分として、これはぜひしっかりと守っていかなければ、我々の人間としてのプライバシーが大きく組織的に侵害されるという危険性を持っているということでは、大切かというふうに思います。また、これは基本に据えるということですから、この点については、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、内容に少し入らせてもらうわけですけれども、主要な課題と制度化に伴う必要事項について、幾つかお伺いしておきたいと思います。

部長は、個人情報保護条例というふうにおっしゃらずに、「個人情報保護制度」というふうに慎重にお話になりましたけれども、まず立法形式については、どのようにお考えになっているのか。これに関して、私の方から意見を申し上げますと、市民の自己情

報コントロール権というのを保障するには、端的に言って、条例に市民の諸権利を明記して、個人情報に関する行政側の義務を明らかにして、最終的には市民が裁判所に救済を求めることができるというようにする必要があるというふうに思うんです。そういうふうに考えれば、条例と言いましたけれども、そういうことを配慮するならば、条例によることが望ましいというふうに考えるところであります。この点、いかがかということが一つ。

それから二つ目には、権利の主体の範囲ですけれども、市内に住所を有するいわゆる日野市民に限るかどうかですね。あるいは市の機関に個人情報が保有されている個人ならば、日野市民である必要はないというふうに解すべきか。私は後者の方に解した方がいいというふうに思うわけですけれども、この点についてはいかがか、この2点についてお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　制度の確立に当たっての、立法形式ということについてのお尋ねでございますが、まず個人情報につきましては、これまでも「日野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」というものを定めまして、電子計算組織による処理に係ることにつきましては、この条例に基づき、電子計算組織の運営に当たり、さらに市民の個人的な秘密をみだりに他人に知られないといいますか、そういう管理上の問題を、この条例に基づき、進めてきているところでございます。今回、個人情報保護制度の中で考えておりますのは、この電子計算組織、いわゆる電算処理による個人情報に限らず、手処理、マニュアル処理というふうなことも言いますが、手処理の個人情報も含めた総合的な制度で検討するというふうに考えております。

そこで、立法形式としましては、この「電算組織の個人情報に関する保護条例」、略して申しておりますけれども、この条例の内容を取り込み、まずこの条例を廃止した形で総合的な個人情報保護条例及び規則の形で制定をしてまいりたい。そういう方向での検討を進めております。

それから、権利主体の関係でございますけれども、権利主体につきましては、個人情報を保護するという目的から考えまして、権利の主体は市の機関に個人情報が保有されている個人すべてを対象として、やはり検討されるべきものだというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

総合的な個人情報保護制度を確立するために、日野市電子計算組織に関する個人情報保護条例に関する条例を廃止して、統合するというようなお考えで、本当にその方向がいいんではないかなというふうに思います。

それから範囲についても、市機関に個人情報が保有されている当該個人をすべて含むんだということで、私もそれがいいんではないかなというふうに思うところであります。

次に、市が個人情報を取り扱うときの一定のルールについて、収集、管理、利用という場面があると思うんですけれども、これについてはどんなふうに今時点でお考えなのか、教えていただけますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　検討を進める個人情報保護制度の中で、いわゆる個人情報を扱う上での職務行為の範囲のことというふうに考えていただいてよろしいと思うんですけれども、個人情報を取り扱うということになりますと、いわゆる収集をするという段階、それから保管をし、それを利用すると、こうした大きく三つ、その他に細かく言えばありますけれども、こうした職務機能があるわけですけれども、これらの収集、保管、利用すべてにわたって制度的な確立をしていかなければ意味をなさないものだというふうに考えておりますので、そういう方向で検討をさせていただいております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　１点、ルールという意味では、特に個人情報ですから、収集するときに、大変注意を払う必要があると思いますのは、基本的には、本人から収集するということが、まず第１点、非常に大切だというふうに思うんです。

それから、さらに保管ということをお話になりましたけれども、これは少し後のことになりますけれども、やっぱり最新のものをきちんと保管をするという体制が必要かなと。それからさらに、外部にいろんなものを委託するときに、事業者に対して、プライバシーを守るための必要な措置をきちんと講じておくということで、外への出るときに、漏洩とか流用を防ぐというようなことも配慮が必要かなというふうに思うんてす。

それから、利用についてはお触れになりませんでしたけれども、これは特に目的外利用の制限というのは、あるいは外部提供の制限といいますか、こういうことは極めて大切ではないかなと。当たり前と言えば当たり前なんですけれども、これはやっぱり大切なものであり、条文化きちんとしておいていただきたいなというふうに思います。

次に、自己情報についての請求、これが、これに関しては大変大きな個人情報保護条例の自己情報コントロール権という面からは、大きなテーマでありますけれども、６月

にも申し上げましたけれども、個人情報について、自己情報について開示請求とか、あるいは閲覧した場合に、誤りがあったという場合の訂正請求権といいますか、こういうもの、あるいは一定のルールに基づかない自分自身の情報が出されたという場合に、形式的には大変大切だと思うんですけれども、削除を要求したり、あるいは利用中止の請求をするというような請求権が大切だと思うんですが、この３点についてどうかということを教えていただけますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　自己情報の開示請求権ということですけれども、これは自己情報コントロール権の当然前提になる制度といいますか、考え方でございまして、今回の検討を進める保護制度の中の中心的な内容の一つだろうというふうに思っております。したがいまして、開示請求権の範囲については、できるだけ広く応じる方向で検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

また、自己情報の訂正、消去等の請求権といったことにつきましても、この不正確な記載の訂正とか、無登録処理情報、要するに一定のこの制度の中で、情報の収集、保管、利用等をするわけですけれども、その際、無登録で処理された情報とか、行政上不必要な情報、そうしたものの消去を求める権利でありまして、正確な個人情報に基づいて、市政運営がなされるべきであるという観点からも、この問題については検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　よくわかりました。そのほか、不服申し立て手続等当然あろうかと思うんですけれども、それらの調整というのを、常識的に進めていただきたいというふうに思います。他市の先行市もございますので、例えば藤沢市なんかに関しては、私も事務局を通して取り寄せていただいたんですけれども、かなりわかりやすい内容を、市民にもわかりやすくパンフレットにして配ってあったりするんで、こういうものをぜひ参考にしていただきたいなというふうに思います。

最後に、条例化に当たって、各所管の段取りを決めて、実際の成文化のスケジュールですけれども、情報公開を含めて、多様な市民参加の仕組みを用意することが不可欠となっている現在でありますから、また、地方分権の推進が大きな潮流となって、自治体の行政事務が膨大となっているという折でもあります。より組織的に危険にさらされるプライバシーから個人を守るためには、早急な対応と集中的な検討、成文化が必要と考えます。したがって、鋭意取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、具体的にお伺いしていいかどうかですが、このようなことを踏まえて、条例案というものが大体いつぐらいになると出てくるかと。６月に提起してすぐというのも、何かせっかちなようですけれども、中身がやっぱり早急な対応ということが必要だということからすれば、可能な限り早い方がいいというふうに私も思うわけで、最後に市長の御所見を、その点についてもお伺いできればというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　情報公開に伴いまして、今お答えの中に説明をしてまいりました。たまたま電算機運営に伴う個人情報の保護に関する条例というのを定めた経過のことも伴っております。情報公開は、とかく我々のごく自然的な発想といたしましては、なるべく何でも公開できるというぐらいな意気込みで行政側も当たるべきだと思っているわけでありますが、よく他の自治体、あるいは東京都も同様でありますが、個人の迷惑に当たる部分だとか、そういうことを理由にして、むしろ情報公開条例が逆に公開をしない条例に扱われておる傾向とか、あるいは可能性があるということも、今までの経験の中で、事例を感じてまいった経過があります。担当する行政の立場といたしまして、情報を大切にするという気持ちは当然でありますし、また、第三者に迷惑を及ぼさないということも一つのマナーだというふうには思いますが、ちょっと情報の何といいますか、制定の意図と現実の運用が違うということを時々感じております。担当する職員にしてみますと、大事の上にも大事をとりたいという気持ちもまた理解できるわけでありまして、情報公開条例そのものは、そういうことで、なるべく公開を原則とする位置づけで進みたいというふうに考えるわけであります。

したがいまして、ちょっとそのあたりに内部的な意見の差もあるようでありまして、私としては、９月の議会に提案しなさいというぐらいに言ったわけでありますが、実現には至っていない。次には12月ということに順序としてなるわけでありますが、ちょっと庁内のそのあたりの最終情報といいますか、担当の方からお答えを申し上げたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　現在、制度化といいますか、はっきりと言って条例化という方向で検討を進めさせていただいておりますが、ただいま御質問の中にございました幾つかの点を初めとし、さらに検討しなければいけない事項というのは多々ございます。その中で、特に個人情報保護制度を確立してきちっと運用していくという観点から、まず、個人情報がどういう種類のものがどこにどれだけあるか。これはそれぞれの

業務の中では管理をされておるわけでございますけれども、この制度の中で、市民の方にそのことが、いわゆる登録情報として一覧性を持ってわかるようにしなければならない。このことがこの制度の実務的なといいますか、目に見える形での根幹になる部分でございます。これにつきましては、かなり膨大な作業を必要とするというふうに考えております。もちろん、その作業だけではなくて、制度全体の検討もあわせて進めていきたいというふうに思っておりますので、正確にいつまでにというふうに申し上げられればよろしいわけですけれども、鋭意努力をし、できるだけ早く制度化を図っていきたいということでお許しいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　どうもありがとうございました。

御提案しましたことに対しての市側の積極的な取り組みに大変感謝を申し上げながら、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって12の2、『個人情報保護条例』の制定へ向けた具体的検討は進められているのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時37分　散会

9月10日　火曜日　（第5日）

平成8年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第27号）

9月10日　火曜日　（第5日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成８年９月10日（火）
午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第１

午前10時19分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問13の１、日野駅舎及び駅周辺環境整備は何故進展しないのかの通告質問者、小島久君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（小島　久君）　おはようございます。さわやかな一日を迎えたことと思います。一般質問をさせていただきます。

平成６年３月議会で「通勤地獄の緩和をめざして」というタイトルで一般質問をさせていただきました。あれから２年６カ月ほど経過をしております。そのときの状況と現在の状況、人口形態については、ほぼ同じだというふうに判断しております。日野市の人口、16万3,000余人でございますけれども、そのうちの生産人口、つまり15歳から39歳までの年齢層が41.8％ございます。また、40歳から64歳まで33.9％、合わせまして４分の３に当たる75％の人口が、いわゆる生産人口であります。検算をいたしますと12万4,000人が、日野市のまさに生産人口の働き盛りのある人員層でございます。年代層でございます。

また、年少人口は２万5,000人。いわゆるゼロ歳から14歳まで、率にして15.6％。また老年人口は65歳以上ということで8.6％、つまり１万4,000人がその動向にあるわけであります。

合わせまして12万4,000人ということになるわけでありますけれども、そのうち日野の駅、豊田の駅、京王線の高幡不動駅、これが主要の駅であります。この、それぞれの駅勢圏から都内へ通勤通学する人員、これらを分析してみますと、本日は中央線を主議題として申し上げますけれども、日野駅が乗客で２万9,000人、降客は同数の２万9,000人、合わせまして５万8,000人が１日の乗降客になっている、こういうことが言えると思うのであります。

つまり乗客の２万9,000人のうち8,000人が、少なくても三鷹以東というんですか、都心に向かう人員であります。他の２万1,000人は、三多摩近辺の乗客である、このように分析をしております。

また、豊田駅につきましては、１日の乗客が３万7,000人、降客を含めますと７万4,000人、このうち１万人が東京都都心部に向かう人だというふうに、データで示されており

ます。これらは平成４年１月１日現在のデータに基づく資料であります。人口形態が平成８年の今日、16万3,000余人、100人単位で若干は増加はしておりますけれども、ほぼ同数であるといっても過言ではないと、このように思うわけであります。

そこで、御質問をさせていただきます。

まず１点目は、日野駅を利用する市民、乗降客を含めまして５万8,000人に対する駅舎の改造というのは、最大の関心事であります。昭和53年から今日まで18年間を経過いたしましたけれども、何ら進展をしておりません。なぜ進展をしないのか、理由があろうかと思いますので、その問題について１点お伺いしておきます。

さらにまた、この駅舎の改造ということが不可能なれば、これに対する対案を考える必要があると思うのであります。いろいろな議員の方から、対案についての御質疑がなされております。私も、この対案について、つまり具体的には大坂上地域の方々、日野台、多摩平の七丁目の方々、これらの方々は、今の駅舎を利用するに、かなり不便な利用を強いられております。したがって、少なくても朝夕、できれば一日じゅうがいいわけでありますけれども、対案として、大坂西の駐輪場、しかもこの駐輪場が100％機能していない状況でございますので、これらを何とか駐輪場も100％機能するようにというようなことで、朝夕だけでも駐輪場のスペース、ＪＲののり面を利用したスペースを利用して、改札口が設置できないものかどうか、なぜ不可能なのかどうか、これらの点を含めまして、２点、御質問をさせていただきます。

よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　小島久君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

まず第１点目の、駅改造に何が問題なのか、こういう御質問でございます。

今、議員さんがおっしゃったとおり、日野駅の改造につきましては、昭和53年以来、今日まで、約18年間、抜本的な改良を求めて要望を続けてまいったわけでございます。この駅が抱えております市民要望、この点も含めまして、７項目に及ぶわけでございます。そのうちエスカレーター等の設置については、現状の駅舎の中で事業化に決定、協議に入ったわけでございますが、他の項目については進展が見られないのが実情でございます。

それでは、ＪＲが昭和62年４月に民営化されまして、経営形態も変えました。旧国鉄時代の、いわゆる公共性重視から採算性を重視する会社となりまして、既存駅等に対する設備投資は経営上、必要最小限にとどめているのが実情でございます。このことに対

するＪＲの基本的な考え方でございますが、当事業が国の許可を得て行う事業である。したがって、運賃は認可制であり、それも低く抑えられている。したがって、利益の多い事業ではない。こういったことで、駅舎の整備に当たっては必要最小限の費用しか充てることことができませんと、こういうことでございます。

ＪＲが、みずから駅舎整備を行うとする場合、それぞれ条件がございます。その条件は五つございます。

一つは、乗降客が多くなったり輸送効力増強のために現行の駅舎で対応できなくなった場合、二つ目が、連続立体化交差事業の実施により駅舎の改築が必要になった場合、三つ目が、駅舎の老朽化が進み改築の必要性が生じた場合、四つ目が、駅舎を改築し駅ビルを建設する場合、五つ目が、駅構内踏切を撤去し跨線橋や地下道を設置するなど保安上の理由により駅舎を改築する場合、このように五つが挙げられているわけでございます。

日野駅については、３点目が該当するわけでございますので、私どもとしましては３点目の老朽化に当たっているのではないか、こういうことで駅改良を強く要望はしております。

この回答に対しまして――この件に対する回答としましては、この駅については今日まで既に駅の改良、これを部分的にやってきている。したがって、一応の対応はなされている、こういうことでございます。したがって、現在の日野駅の位置づけとしましては、整備計画を持たない駅、こういうふうなことでございます。でありますから、基本計画には位置づけられていない、こういうことでございます。これらがありまして、いまだ解決への進展が見られないのが実情でございます。

したがって、今般、日野駅の抱えている実態を把握しまして、これをもって実情を訴えるために調査を委託したところでございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それから２点目、大坂西駐輪場付近に朝夕の改札を設置することは不可能か、こういう御質問でございます。

このことについても、去る７月３日の要請行動の際、西改札口の設置ということで、再度、この対策を要望したところでございます。しかし、この回答といたしましては、通勤通学時の臨時改札口としても職員の配置と設備が必要でありまして、現状ではこれに投資するほどの採算上のメリットはない、こういうことでございます。

もう一つは、ＪＲから見た必要とする特殊事情にはない、こういうことも言ってござ

います。したがって、こういった改札口については、合理化を図るために１カ所に集約して効率的に管理と運営をしていく方針を進めておる、こういうことでございます。このようなことで、新たに改札口を設置する必要とする意思はないように見られます。したがって、私どもとしましては、現在要望している駅改良の実現を待って、この中で解決を図ることが最善の方法ではないか、かように考えてございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　回答いただきました。旧態依然として進展がないというお答えであります。しかも昭和62年に国鉄時代からＪＲに変わった。しかも旧国鉄時代の公共性の重視から採算性を重視するという意図で、なかなか思うように進まないという御回答であります。しかも２点目の臨時改札口についても見通しが全く立たない、このような御答弁でございます。

まず、１点目の、駅舎の改造については、18年間たっても、あるいは２年半前の体制からも一歩も進展をしない。日野市においては森田市長という偉大な指導力がありながら、そういう状況が今日まで続いているということであります。私は、従来から市長が申し上げておりますのは、日野駅も西豊田駅もそうですけれども、施策駅と請願駅という二つの形態が、私はあると思うんですけれども、西豊田駅については、請願駅という方向を転換されまして、そういう状況に市長みずからが導いて行うという方向転換がなされております。もうそろそろ、施策駅ということに頼ることなく、そろそろ方向の転換を図ってもいい時期に来ているのではなかろうか、このように思うわけであります。

私は、駅舎の改造ということになりますれば、地下駅を想定しなければなりません。現状の駅では無理であります。しかも、お答えがありましたように、駅舎の老朽化がかなり進んでおります。したがって、この際、駅舎の改造が整えば臨時改札口云々の話は立ち消えになってまいります。

そこで、市長にお伺いいたしますけれども、そろそろ方向を転換をして、請願駅として交渉する意思があるのかどうか、その見解を伺っておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　中央線日野駅が日野市民の毎日行動する主要拠点の一つに当たっておるということは、まさにそのとおりだということであります。

そして、日野の一番玄関口に相当する日野駅、確かに旧態依然といわなければならな

い状況であります。たまたま日野市の都市化に伴って神明上区画整理上の事業の中でガードをつくるとか、あるいは別途に甲州街道のガードが非常に狭い状況にありましたのを、一つの非常に見事な工夫によって一応の対策がとられた。それから駅自身は、国鉄時代から総力の増強のために、いわゆるプラットホームを延長をして、一応の駅の形が機能化できているわけでありますが、市民の生活動態に合わせた、この意味ではまだ抜本的な解決になり得ていないという現実があります。

今、御質問が、いわゆる改善で解決をする事業にするか、あるいは請願駅というような形で強力な運動をするか、そういう御質問でありますが、一番我々にとって運動の展開に不都合といいましょうか、連続性を――いわゆる国鉄当時と、それからＪＲという経営の鉄道、考え方はかなり格差が伴っておるということでありまして、古い駅舎の改造につきましては、専ら国鉄に対します、いわゆる都市化に向かっての駅舎の改善を求めたということでありまして、当時から私は区画整理事業にもあわせて、別の第三セクター的な発想で駅ビルを計画することによって、全体の解決ができないものだろうかということに、専ら運動の拠点を置いたつもりでおりました。

そこで、たまたまその地域に住宅公団が駅ビルをつくり、屋上に住宅をつくって一つの大きな役割を果たしたという事例を学びましたので、その方式のことを実は、ちょうど国鉄がＪＲに変わったときに提案をいたしました。つまり、別の財源等を投下の形によって幾多の問題の解決に当たる、そういう提案をしてみたわけでありますが、当時のＪＲは、つまり我々は経営体になったので、そういう発展的見通しこそ我々の仕事である、こういう言い方をされまして、なるほど、これからそういうふうになるのかなと、それなら、それなりのまた運動展開をしなければならないというふうに、考えを新たにしていたつもりであります。

ところが、ＪＲにはますます、何といいましょうか、内部の小さな改善は、しなければならないが、駅舎をつくるとか駅ビルを立てるとか、そういう発展的な対策による事業は、まだ取り組める状況にない。つまり投資的投資よりも現在の可能な小さな仕事で当面を対応するというのが、今のＪＲの基本姿勢である、こういうことを意見交換の中で確認をした経過があります。確かに、日野駅が今日の住民動態の用に必ずしもこたえられない条件、あるいは特に駅を中心とした出札、改札の動態が、場合によると事故を起こしかねない、そういう状況にあるということは現実の問題であります。

したがいまして、駅ビル化による、いわゆる抜本的改善ということは、これからの課題にしていかなければなりませんが、一段階として、御指摘のプラットホームの八王子

寄り、あの場所に出入り口をつくるということが非常に効果があるに違いないということを、だんだんと理解できてきたつもりであります。そういうことにつきましても、今のＪＲの情勢ではなかなか難しい点がありますので、ちょうど今、西豊田駅の誘致運動として第三セクター的、つまり出資のできる、そういう機関を設ける必要があるという思いに至っておりますので、むしろその経営で話を申し入れてみたい。それならば、かなり可能性が高いのではなかろうかというふうに考えておる状況でございます。

日野駅の改造は、御指摘のとおり52年当時、あるいは62年当時、いろいろな変遷を経ておりますが、なかなか現実に至っていない。特に動態に対しまして、かなり市民に不便な状況もございますから、そのことをひとつ改善の眼目として、請願駅というのではありませんが、積極的に日野市が日野市方で負担をするというような形で交渉を試みてみたいと考えております。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　ありがとうございました。

市長、私の質問時間は１時間30分、しかも私は１時間をめどにやろうと思っているんですけれど、市長の答弁を聞いていますと、もう16分もしゃべっているんですよ。（「いいんじゃないの」と呼ぶ者あり）いいんじゃないのと鈴木さんはおっしゃいますけれど、やっぱり前段の余計な部分は要らないんです。私が質問したことに答弁をしていただければ結構なんですよ。長々といっても、結果は、難しいということなんでしょう。私は、だからそういうことを聞いているんじゃないんです。つまり、もう施策駅というのは無理なんじゃありませんかといっているんです。請願駅に、もうしなきゃいけないでしょう。もう、そろそろ方向転換をしなきゃいけないんでしょうと、こういう質問をしたんです。経過はわかります。その件は恐らく平行線だと思いますから、新たに問いただしません。ぜひひとつ、方向の転換を図っていただきたいということが一つ。

それから、西駐輪場付近の朝夕の改札口、これは今、後段の御答弁の中で、今までの答弁と若干違うのかな、あるいは大きな進歩かなと、こう受けとめました。（「いい答弁だったじゃないか」と呼ぶ者あり）ええ、だから受けとめたと言っているじゃないですか。ちゃんと私もそう言っているでしょう。

つまり、私は、いろんな方法があると思うんです。西駐輪場付近のところの臨時改札口。なにか聞くところによりますと、ＪＲのＯＢの方々が臨時的に、日本全国どこにあるか、まだ私も調べておりませんけれども、退職された方々を中心にして、そういう臨時改札口の管理運営面に当たっているというようなこと、仄聞ですけれども、ぜひ執行

部のところで、ＪＲさんと交渉する際に、１カ所か２カ所あるというふうに伺っておりますから、それらを踏まえて前向きに、少なくても駅舎ができなければ「当面の間、市民の皆さん、これを御利用ください」と、これが本当の市長じゃありませんか。そういうことで、御努力を願いたいと思うんです。

企画財政部参事に伺いますけれども、いわゆる臨時の改札口云々のことで、国鉄さんと話をしたときに、そういう話は、過去、出ましたか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

その辺について、まだ話は出ておりません。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ぜひひとつ、新たな発想ということで交渉をしていただきたいと思います。

次に入らせていただきます。

次は、日野駅の始発の通勤通学に対する東京行きの電車の件でございます。これは、従来、日野駅の留置線、これは神明上の区画整理事業で留置線を確保してございます。昭和30年代から40年代の初めかもしれませんけれども、日野駅始発東京行きがあったんです。５本ぐらいあったと思うんです。このことは、前企画財政部長の大崎現総務部長からお答えがありました。私は、豊田の電車区ができたために日野駅始発という、大変日野市民にとっては大きなマイナスでございます。あったものがなくなったわけでありますから。朝夕、座って東京都内に通勤する、こんないいことはありません。そこで、これらの日野駅始発東京行きのＪＲとの交渉、その後どうなっているのか、その件についてお伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　それでは、お答え申し上げます。

この問題については、昨年の５月12日、あるいは10月26日、そして本年に入りまして５月27日の要請行動の際に問題提起しております。ＪＲで、運転について私も経過が定かでなかったので確認をいたしました。日野駅の始発電車は昭和30年代のころ、御指摘のとおり留置線も使用しまして、折り返し運転等によって運行はされていたそうでございます。その後、沿線の都市化に伴う乗降客の増加に対応するために、中央線の運行体系の整備と、それから輸送力の増強に迫られまして、この対策としましては昭和41年11月に現在の豊田電車区が開設された。したがって、その後、これを整備しまして廃止さ

れた、こういうことでございます。

これに伴いまして、現在の留置線、これは特急列車が通過するための貨物列車と、それから回送電車の退避所として使用されてございます。この始発に活用されておりました留置線は、今日では中央線以西への重要な退避所として、今、機能しているわけでございます。したがいまして、このような経過の中で、現在、始発電車が、近接しております豊田駅から１日61本、そして立川駅からは30本が運行されておりますので、日野駅の始発も復活、これについては中央線が抱えております運行形態の中では非常に困難である、こういうことでございます。

いずれにしましても、いろんな方法がまだ考えられるかどうか、私もこれからまた、さらにＪＲに提案する手法を模索しまして、その交渉には努力していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

日野駅始発は無理だという御回答でございました。冒頭に申し上げましたように、日野市民の方々が、約人口の15％ぐらいの方々が日野駅を利用して通勤通学をしておるという状況でございます。

私は、過去にも申し上げたというふうに自分自身では思っておったわけでございますけれども、新しい提案として、いわゆる豊田駅始発61本、今、お答えでございます。立川駅始発30本。かつて昭和何年ごろか、年代は定かではありませんけれども、例えば10両編成といたしますと、前の２両ないし３両が子供、婦人専用車という形で、例えば豊田駅始発だとすれば、次の日野駅で前２両ないし３両が日野駅の始発分と同等の扱いを受けるというようなことで、そういう電車の発車の車両があったというふうに伺っております。

つまり日野駅始発という状況が無理であるならば、今現に61本の始発が出ているということでございますので、少なくてもダイヤ改正のときに前車両、２両ないし３両、豊田駅は始発のときには前２両ないし３両は封鎖していく。日野駅でその車両部分をあける、そういうことは可能だというふうに判断いたしますけれども、そのようなことをＪＲさんと交渉したときに、そういう経緯があるのかどうか。もし、ないとすれば、今後、そういうような交渉をしていただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　今の御提案の件でございます。新しい発想ではない

かと私も認識してございます。

これから、先ほど申し上げましたとおり、私としましても、さらにそういった手法も模索しまして、交渉に努力したい、かように思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

ぜひひとつ、せっかくいろんな施策があるわけでございますけれども、これらはＪＲとしても話に乗っていただけるんではないだろうかというふうに思うんです。市長、御見解いかがですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ＪＲ当局と公式の交渉をする際に、日野市内に、いわゆる豊田電車区の存在は、日野市の都市計画としては大変不便な施設である。場合によっては、どこかへ移転をしてもらわなければならんかもしれぬというぐらいな問題提起を一方にしながら、特殊な日野市の事情をサービスによって理解を求めてくださいという言い方は、いつもやっておるわけでありまして、御指摘の点も、輸送力増強で、結局、せっかくのサービスが日野市から言いますと、多少、後退、後退という傾向があります。ダイヤ編成の技術的な可能性がある、なしということは、我々に余りよくわかりませんから、ひとつ強力な提案を行って実現に期してみたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

前段の話はさておきまして、日野市民に大きなサービスができるように期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に入らせていただきます。

さて、次の問題は、先ほどの駅舎の関連です。なかなか難しいというお答えをいただきました。平成８年度の当初予算に、日野駅の改良関係で、駅の乗降客の流動実態調査というようなことで、300万円の調査費が計上されております。これは夏井議員さんも御質問されましたけれども、恐らく駅乗降客の流れがどのような状態になるか、また、駅周辺の開発状況がどういうような状況になるか、人の流れ、この調査をするために計画をしているわけでありますけれども、現在、まだ委託調査を行っているという話は聞いていないわけでありますけれども、委託の関係はどうなっておるか、その件についてお伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　お答え申し上げます。

この流動調査につきましては、実施する時期、いわゆる平常、平均的な流れを把握するに適した時期ということで、その安定期があるわけでございます。その安定期が10月から11月と、こういうふうに一般的に調査に当たってのいわれでございます。したがって、これを目途に、この調査委託の準備を進めてまいりました。昨日、委託業者が既に決定してございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　今のお話ですと、実施時期、いわゆる乗降客の安定期というのですか、これが10月から11月というお答えなんですけれども、一般的に考えて、七、八月なんていうのは夏休みとかいうようなこと、これは理解できるんですけれども、例えば５月とか６月とかいう時期は、乗降客の安定期の時期というには、ふさわしくないのですか。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　５月、６月の時期の問題でございます。ゴールデンウィーク、いろいろといろんな行事が入りまして、一定された乗客をつかむということは大変難しいということは、その月における人の流れが、その流動性が多いということで、ＪＲ関係でも、あるいは一般のコンサルタントにおいても、１年を通した中での安定期として10月から11月を定めている。こういうことでございます。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　今の答弁だと、余り……説得力に欠けるというふうに私は判断しております。

と申しますのは、少なくてもこれだけの調査をして、この調査にのっとってＪＲに交渉するわけでしょう。したがって、私は３月の議会で議決されたわけですから、一刻も早く、４、５月でも、私は駅の乗降客の安定期の10、11月と比べても何ら遜色はないと、私はそう思うんです。したがって、この調査をするという取り組みについて、きつい言葉で言えばルーズである、こう言わざるを得ないわけですよ。もっと早い時期にやるべきだろうと私は思うんですけれども、今の答弁で、業者もようやく決まったというお話ですから、やむを得ません。できるだけ早く、その流動調査を完結していただいて、それをもとに、さらにＪＲに交渉していただきたい。このことを要望しておきます。

次の問題に入らせていただきます。

次は、日野の駅周辺を取り巻く西口の広場にトイレを設置していただくという件であります。これは、平成７年９月７日、請願第７－15号、日野市民自治学園友和会、吉岡幸子さん外2,559名による公衆トイレの設置に関する請願が、昨年、出されました。きょうで、ちょうど１年少々過ぎております。

そこで、お伺いいたしますけれども、駅西口の広場の公衆用のトイレは、今日まで計画すら聞いたこともございません。どうなっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　日野駅西口広場にトイレの設置の問題でございますけれども、今、御質問にもございましたとおり、請願が採択され、私どもも当時、検討を進めるということでお話をさせていただいておりますが、この日野駅の西口にトイレを設置をするということになりますと、設置のための所用の土地を当然、必要とするわけでございますが、大体40平米から100平米程度の土地が必要ということで、検討を進めてまいりました。

御承知のとおり、日野駅の西口広場で、その程度の土地を確保するということになりますと、現在、緑地の状態になっております交番のわきの土地しかないわけでございまして、ここで設置が可能かどうかということを検討を進めてまいりました。その結果、この緑地内に最大限100平米程度の土地は確保できる。それから、所用の規模のトイレを設置し、障害者等の利用についても配慮しながら実現可能かどうかということで検討し、一応、可能だというふうに考えておりますので、今後、実現に向けまして庁内調整を進め、具体的な実現を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

なにか、庁内調整をして可能だという方向でございます。いま少し具体的に問いただしたいと思います。

実は、先ほど申しましたように、昨年の９月７日、１年を経過して、今、企画財政部長から、設置は可能というようなことで、というお答えをいただきました。まず具体的に、ちょっとこの件については、問いただしてみたいと思います。

まず、日野駅前の西口の広場の面積はどのぐらいあるかということ、それから西口の広場は通常、道路法上に言うところの都市計画道路に面して、位置づけは、駅前広場が

なされていること、さらにまた、駅前広場の中に車道と歩道という区分ができていること。それぞれ面積、それから位置づけ、どういうことになっているか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　西口の広場のところにつきましては、いわゆる広場として使える面積が3,400平方メートルでございます。

その内訳でございますけれども、約2,000平米が車道部分でございまして、あと歩道部分が1,000平米、あと植栽、分離帯等ということになっております。植栽のところが250平米ぐらいございます。いずれにしましても、全部公共用地で、道路という位置づけでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ちょっと勘定が合わないんですけれども、都市整備部長、駅前広場は3,400平米で正しいですか。それが１点。

それから、今、内訳をおっしゃいました車道2,000平米、歩道1,000平米、植栽が250平米、その他という、あとのことがはっきりいたしませんけれども、これ全部、今言われたのを足しますと3,250ですよね。あとの150というのは何ですか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　あと、分離帯等でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　分離帯は車道の中に入るんじゃありませんか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　あえて細かく申し上げますと、実は端数までは申し上げませんでしたので、全部頭に約をつけますと、そういうことになります。車道の部分は、車道だけを先ほどは2,000と申し上げました。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　まあ、それはよしといたしましょう。続いて、お伺いいたします。

今、歩道部分1,000平米、それから植栽部分が250と、この数字を了として、さらにお尋ねいたします。

つまり、歩道の1,000平米というのは、駅前広場の東側と西側に面した部分の歩道が

1,000平米、それから東側の部分のところに250平米ほどの植樹帯がある、こういうふうに私は理解したわけでありますけれども、この駅前広場の管理する課は、どこが管理をしておりますか。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　現在、日野駅西側の広場の管理の件でございますけれども、道路部分につきましては、管理課でございます。

それから植樹帯関係でございますけれども、これにつきましては、公園緑政課で管理いたします。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　いつからそういう管理の方法になったかわかりませんけれども、私は少なくても日野駅前の広場というのは、冒頭に都市整備部長からお答えがありましたとおり、都市計画道路の付属する施設なんです。したがって、位置づけは、道路という位置づけになるわけであります。その道路の部分を専有して、恐らく公園緑政だと思いますけれども、そこに緑地帯をセットしている、こういう形になろうと思うんです。

そこで、冒頭に今度は戻ります。今、企画財政部長から、緑地の状態を検討してきたと。それで、可能だという方向、これは大いに結構だと思うんですけれども、私が指摘をしたいのは、少なくても去年の９月７日に請願が採択されて、しかも第三者の国鉄に関係なく、今お答えを聞くところによりますと、250平米の緑地帯があります。しかも企画財政部長のお話ですと、用地は40から100平米あれば十分、可能だと。なぜ１年間も放置をして実施ができないのか、これが疑問なんですよ。できるところは、どんどんやらなきゃいけないんです。何の支障もないわけです、今、問いただしたところによりますと。なぜ今日まで放置されていたのか、もう一遍、企画財政部長、理由を聞かせてください。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　最終的に検討結果として実現可能ということで、取り組みをさせていただくということで御答弁をさせていただきましたけれども、これまで用地の確保、結果的にはここでということになったわけですけれども、現在、緑地として存在している土地でもありますし、そうしたことに関する配慮も考えなければいけないということ、それから、今、日野駅そのものの改良の中でも、このトイレにかわる一定の期間を対応がとれないかとか、若干のそうした検討もありましたものですから、結

論を出すのがちょっと遅れまして、まことに申しわけございませんでしたけれども、できるだけ早く実現を図っていきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　余り追及する意図はありませんけれども、やはり自分の市の中でできるものについては、市民要望にこたえて、どんどんやるという姿勢が大切だろうと、こう思います。

市長、見解、いかがですか。短くお願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれの担当を調整いたしまして、位置の確認と、それから可能性について結論を出したい、こう思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

私も、なぜ、このトイレができないのか、市内のトイレを見てまいりました。大久保公園などは、わずか5.5平米のトイレで、1,300万ほど費用がかかっておりますけれども、立派に機能を果たしております。また、工夫をすれば、いろいろなメーカーの既製品も、できているものもたくさんございます。少ない用地を有効にして、やる気があれば、すぐ実現可能になるというデータも持っておりますけれども、あえて、きょうは申し上げません。ぜひ、そのことを強く要望いたしまして、一日も早く可能になるようなことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって13の１、日野駅舎及び駅周辺環境整備は何故進展しないのかの質問を終わります。

一般質問13の２、大坂上二丁目地域まちづくりの考え方を問うの通告質問者、小島久君の質問を許します。

○６番（小島　久君）　題名が変わりまして、これは地域の問題を取り上げさせていただきました。

まず、この大坂上二丁目のまちづくりという区域でございますけれども、これは国道20号線と旧市道、補助６号線との挟まれた三角地であります。位置的には大坂上中学校の北側という地域でございます。三角の地域でございます。これは昭和40年10月１日、神明上の区画整理事業が行われました。区域決定、事業決定が行われて、事業を進めてきたところでありますけれども、ちょうど、この神明上区画整理事業の区域の取り方が、

大体40万坪前後が区画整理事業としての施行する標準的な区域だということで、この大坂上の二丁目の地域、約1.2ヘクタールほどですけれども、三角地が取り残されてしまったという地域であります。過去には、いろんな道路とか排水とか、そういった生活環境の整備が行われてきたわけでありますけれども、その後の状況が、市としての全体計画がどういうふうな方向で今後、整備していくのかどうか、もし計画があるのかどうか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小島久君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　御質問の地域でございますけれども、前段では、ちょっと日野市全体のことのお話をさせていただきたいと思います。

用途地域そのものは、都市計画法と建築基準法の改正によりまして、この６月１日から新しい用途地域に変わってございます。時代に合わせた用途地域の変更を全国レベルにさせていただきました。

そして、あわせまして各市町村で都市計画に基づきます、いわゆる都市計画マスタープランをつくらなければいけないという状況にございます。97、98年度、２カ年ぐらいをかけまして、日野市としてもそれをフォローするための計画を作成したい、このように考えてございます。

それらの中で、日野の場合には区画整理事業でまちをつくっている。もう既に開発等が進みまして、それをフォローするための地区計画等の網がかぶっているところ、たくさんございますけれども、そのほかにも、やはり少しそういうところの、どんなまちづくりのプロセスがあるのか、そういったようなものを都市計画マスタープランの中で基本的には位置づけ、また貴重な緑、用水等の残し方をどうするのか、そんなようなことも今後、総論の計画の中でお示しをし、また皆様方の御意見を聞きながら進めていきたい。計画、この決定をしていきたい、このように考えております。

御質問の地域につきましては、新しい甲州街道、それから旧の甲州街道が第１種中高層……いずれにしましても、建ぺい率がかなり高い区域でございます。そして東側の部分については神明上の区画整理事業の中での建ぺい率も高くなってきます。したがいまして、あそこの部分がエアーポケットのように用途地域等がそのまま残されております。非常に小さい地域が、そのようになっています。したがいまして、それらを考え、また現地を見ますれば、やはり行きどまり道路ですとか、非常に狭い道路がたくさんございます。防災上の観点からも、何らかのまちづくりが必要であろうというふうに考えておりますけれども、今後、全体の中での調整をしながら計画を練っていきたい、このよう

に考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

全体的には、いわゆる都市計画の基本計画ということで、マスタープランを平成9、10年の2カ年にかけて行いたいということが一つ、これはもう全体的なことですから、大いに結構だろうと思うわけであります。

また、後段で御答弁にありました、いわゆる「防災上の観点から見て、まちづくりが必要だ」というようなお答えでございました。私は、御近所に住んでおりますので、この地域のかつての、いわゆる生活環境の整備の状況を見てまいりました。確かにこの地域には私道の整備、これは住みよいまちづくり指導要綱と同時に、私道の整備補助要綱がございます。これらを用いて、かなりの部分が私道として権利移動がされてないところ、あるいは市道に寄附をして市道として整備された箇所、それらを含めてかなり整備が行きとどいております。また、雨水排水等については、まだ若干の区域で浸水等の被害が生じておりますけれども、これも市の御努力によりまして、かなり整備が行きとどいている。

この地域の中で問題は、下水道がまだ設置されていない。これは年次計画によりまして、最終年度の平成12年度に、あるいは11年度になるかしれませんけれども、若干、前倒しで整備するという計画も聞いております。

問題は、この地域に私は二、三本の行きどまりの道路がある。これは何かしなきゃいけないのかなと、こういうような感じを持っております。したがって、その行きどまりの道路の解消が整えば、反対側の神明上の区画整理事業で都市基盤として整備を整えた区域と何ら遜色しない区域になるというふうに思っておりますけれども、これら行きどまりの道路を解消するためには、単に単独買収でその部分だけを抜いて行えばいいという状況にならないと思うんです。そこで、どういう方向をとれば、これら生活環境の整備が整うのか、その手法ですね。市としてお考えがあるかどうか、もう一遍、お伺いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　今の御質問の中にもありました、ただ単なる線だけでは、やはり全体のまちづくりにはなりませんものですから、全体のまちを考えますと、理想的には区画整理等を考えるわけでございますけれども、あれだけ立て込んでおりま

すと、そうはいかないということと、財政的なものや人的なものを考えますと、そうはいきません。

そこで、次に、一定の、ああいうふうにエアポケットのように残ったところがありますことにつきましては、回りじゅうが高い建物が建ってしまうであろう環境の問題、それと今言ったようなものを面的に考えますと、やはり今ほかのことを、財政的なものを考えますと、やはり地区計画等でのメニューが考えられるわけでございますけれども、全体的の中での順位とか、そういったものの中で、そういうものを格づけをさせていただきたい。このように思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　そこで、次の問題に入らせていただきますけれども、今、まちづくりの手法というようなことで地区計画――区画整理は無理だけれども地区計画で何とか市としては前進させたいというお答えなんですけれども、私は、この地域の今、問題になっているのは用途地域、いわゆる建ぺい率の問題であります。40の100ということで、建ぺい率40%、容積率80%、こういう区域でございます。部分的に見てみますと、区画整理が完了した区域と、1.2ヘクタールのうちの半分の6,000平米ぐらいのところは何ら遜色のない区域になっておりますけれども、あとの半分のところは若干、都市計画法上の手続を踏まえながらしなければ、全体として建ぺい率、容積率を上げるということは不可能だろう。今、都市整備部長のお話ですと、地区計画を導入して何とか地域の環境面、生活面の状況を上昇させたいと、こういうお答えなので、建ぺい率の変更という点については、やはり地区計画が先行しなければ無理だというふうに考えて、よろしいですか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　日野の都市計画でございますけれども、東京都の都市計画との整合性を考えますと、今、東京都との、いろんなほかの方面で詰める段階では、やはりまちづくりのメニューを一定、示しませんと、なかなかそうはいかないということが、今、通常の業務の中でございますので、何らかの形の面的なまちづくりの整備が必要であると考えております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　平成8年6月、今年度6月に用途地域が変更なされたということは、先ほどお答えを聞きました。次の変更は5年後ですから、平成13年になるというふうに思うわけです。したがって、次の目標に向かうためには、前段で今、指摘になっ

た都市計画上の手法を用いて行わなければならないわけです。そこで、地区計画を行うについては、当然、原形測量を行って、どこと、どこに道路形態あるいは公園形態、そういうようなプランを立てない限りは、東京都に俎上として上げていただけない、こういうことになるわけであります。

したがって、企画財政部長にお伺いいたしますけれども、今、都市整備部長は、地区計画を行って次の用途地域の状況にのせたい、俎上にのせたい、こういうことでございますので、これには予算がついて回ってくるものであります。財政上いかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それぞれの事業につきまして、各主幹課から予算の要求、事業の計画化、十分な説明を受け、その中で判断をさせていただきたいというふうに思っております。基本的には、現在の財政状況の中での判断でございますので、それぞれの事業の優先度を勘案しまして進めてまいりたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　突然の御答弁を求めたので、苦慮したと思いますけれども、ぜひひとつ、もう過去、何十年も放置されている。しかもお困りの住民の方々が多いわけでありますので、日野市全体のバランスはもちろん必要だということは私も理解できます。前向きに対応していただきたいということを要望しておきます。

次の質問に入らせていただきます。

この地域には、大坂西地区センターというのがございます。これは、建物の規模としては30坪くらいでございますけれども、２階が廊下を除いて畳が20畳ぐらいあるんですかね。入るときには45人から50人ぐらい入っちゃうんです。心配は、床なんですよ。恐らく建築基準法上から見ますと、せいぜい20人か30人ぐらいの設計でなされていると思うんですけれども、いつ床が抜けるんじゃなかろうかということで、心配でございます。そういう点で、心配がないのかどうかということが１点。

それから、日野市内には、たくさんの地区センターがございます。もう、そろそろ耐用年数が来ている地区センターもありますね。これはやっぱり年次計画を立てて、新しい地区センターをつくることも必要でございましょう。並行して、既存の地区センターも年次計画で建て替えの計画を立てないことには、これは一度に耐用年数の状況が来てしまうと、とても一度には建て替えられないわけでありますから、そういった年次計画をもとにして、そろそろ計画を立てる必要があるんじゃなかろうか、このように思うわ

けでありますけれども、この辺についての御回答をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　御質問の建て替え計画についてでありますけれど、第三次の基本構想に基づきます基本計画の中で「老朽化した地区センターの改修を図る」こういうふうにしております。さらに実施計画の中では、平成10年から１館ずつ改修していきたいと、こういう考えを持っております。

現在、59館、地区センターがありますけれど、建設順に見ましたときには、昭和40年代前半に建てられたものが５館、後半のものが11館と、こういうようなことになっております。こうした老朽化につきましては、老朽化の程度等を考慮して、大規模な修繕を施し対応をしていかなければならない、こういうふうに考えております。

そうした観点の中から、ただいま御指摘のございました大坂西地区センターにつきましては、平成７年度の中でも、といのかけかえ、それから１階の床の張り替えを行ってはおりますが、さらに来年度の中で、外壁面も、外回りであります。それと屋根がかなり傷んでいるというような状況の中で、屋根の修繕、こういうようなことを考えておりました。今、床が非常に心配だというような御指摘でありますが、早速、建築課の方にも調査をお願いしたところであります。そうした中で、それを踏まえて来年度の中で対応していきたい。こういうふうに考えます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

ぜひひとつ、地区センター全体を見ていただいて年次計画を立てて、一度に財政負担が生じないよう努力していただきたいと、これは要望しておきます。

また、特に床の件については、事故があってからでは遅いわけでありますので、事前によく調査をしていただいて、問題ないということであれば結構なんでございますけれども、このことは要望しておきます。

いずれにいたしましても、この大坂上二丁目のまちづくりの関係について、理事者側から答弁を行ったわけでありますけれども、かなり、この二丁目の区域については生活環境の整備がおくれていると。おくれているというよりも、余り積極的に行政の手が差し伸べられていないという地域だろうというふうに判断しております。さりとて、今から区画整理事業を用いてやるということを行っても、1.2ヘクタールの区域の大半が、もう既に建物が建っているわけであります。空地部分もかなり少ないわけでありますか

ら、結局、あと残された道は、先ほど都市整備部長からお話がありましたように、地区計画でもって都市計画上の対応をしていくということでございますので、ぜひひとつ、前向きに次回の用途地域あるいは建ぺい率の見直しの際には、この区域のことが変更になるように要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって13の２、大坂上二丁目地域まちづくりの考え方を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時36分　休憩

午後１時20分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の１、商工業振興をまちづくりの柱に――中小企業振興条例の制定、地域産業振興計画の策定を求める――の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員登壇〕

○10番（中谷好幸君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

８月30日に国税庁が発表した大企業50社の申告所得額は６兆383億円で、前年度より39.2％も増加しました。上位50社の顔ぶれを見ますと、基本料金値上げでＮＴＴが申告所得を4.28倍にふやして、3,848億円で第１位、また銀行、サラ金などの金融業者が上位50社中、17社を占めています。

例えば第一勧銀は、前年度比4.91倍の2,502億円で第４位、東京銀行、現東京三菱銀行は、前年度対比で5.19倍で第５位、これらは低金利政策による利ざやで稼いだものであります。国民は、銀行の責任でつくった不良債権処理のために、１次、２次合わせて１兆円以上を税金で負担させられます。その国民の生活はどうなっているでしょうか。景気は回復基調などといわれておりますけれども、それは護送船団方式で守られた一握りの大企業、大銀行だけで、庶民や中小零細業者の暮らしと営業は最悪といってよいのではないでしょうか。

最初に、日野市内の何人かの業者から聞いた話を紹介したいと思います。

最近、市内の中堅の建設会社が倒産いたしました。都営住宅の建設の途中の倒産で、

そのもとで働いていた型枠大工の業者は、6,000万円の未払いの被害を受けました。東京都は、仕事の発注者として当然の責任があると考えられますけれども、民間同士で解決してほしいという態度だということであります。そんなトラブルが、市内で今、幾つも発生しています。下請け業者は、見積もりを出しても幾らもらえるかわからない、契約書もつくらず、相手の言い値で仕事をしなければならない、仕事をもらっても、その会社がいつ倒産するかわからない、そういう状態に置かれています。一番弱い下請けにさまざまな矛盾がしわ寄せされ、業界には夜逃げや自殺など、悲惨な事態が蔓延しているということであります。

近所の電気屋さんから聞いた話ですけれども、政府が進めている規制緩和の結果、日野市の行政境にも大型店が次々と浸出しています。去年、野猿街道にコジマ電器、この夏には八王子の高倉町にセキド、この９月には山田電器というふうなぐあいであります。関東地方ではＹＫＫといわれ、山田電器、コジマ、加藤の３社は、安売り商法で恐れられています。そのうちの２店が、去年からことしにかけて進出してまいりました。大体、毎年２店ぐらいの割合で市内の電気屋さんのシャッターが閉まっているということであります。

そこで、２点、質問したいと思います。

この長期不況の中で、市内の中小工業者の暮らし、営業の実態はどういうふうになっているのか。把握されている点について、お聞きしたいと思います。

また、市は、市内の中小零細業者に対してどのような対策を行っているかについても、お聞きしたいと思います。

私は、この間、一般質問や委員会の場で融資の問題や公共事業や物品の地元発注の問題、建設業界の下請けの問題などで、さまざまな要望を行っておりますけれども、それらの点にも触れて、実績や成果について教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　平成不況といわれるもとでの影響は、中小企業、工業者の手形の不渡り、また破産の問題、また大手の下請けの突然の大幅減、借り入れの増大の問題など、不況が招いたことは御承知のとおりであります。

また、バブル崩壊による金融システムの不安定が重なり合ったことにとどまらず、大企業の生産、出荷のテンポにあらわれ、中小企業、自営業者のそれが著しく大きく、例えばトヨタ、日産などの生産量が数％の低下にすぎなかったのに比べ、２次下請け以下である自営業者の仕事量というのは、少なくとも３割から４割減、深刻なところでは７

割から８割減の仕事量の減になっていると承知しております。

当市におきましても、産業施策の抜本的な施策は、国、都の事務とされていることもあり、産業振興施策につきましては、融資などの補完的な業務を主体に実施しておりますけれど、融資の一つの例を見ましても、バブル経済の崩壊後、1992年、平成４年以降でありますけれど、融資件数が倍増しております。特に運転資金で見てみますと、1992年、平成４年は76件でありました。これが1995年、平成７年でありますが、191件と、2.5倍の数字を示しております。また、融資額を見ましても、1992年、平成４年でありますが、２億9,260万円の融資に対しまして、1995年、平成７年のそれは、８億6,815万円と、約３倍の数字を示しております。これらの不況の厳しさが、依然、続いているというふうに認識しております。

２点目のことでありますが、特に融資制度の関係でありますが、数字を示したいと思います。

市の融資制度についてであります。まず、中小工業対策としまして実施しております融資制度であります。運転資金あるいは設備資金等々のものでありますけれど、これを年次別に見ますと、1990年、平成２年であります。件数が62件、融資額が３億1,372万円。91年、平成３年、件数が79件、３億6,035万円。92年、平成４年であります。件数、147件、融資額、６億9,480万円。93年、平成５年であります。251件。融資額、12億6,529万円。94年、平成６年、件数、251件――失礼しました。94年であります。266件、融資額12億5,815万円。95年、平成７年であります。383件、融資額、16億7,609万円。実に90年（平成２年）に比較しまして、平成７年のそれは件数で6.2倍、融資額で5.3倍となっております。そうした中で、融資制度というのが大きな効果を持った支援策というふうに受けとめております。

次に、市の実績の中での、昭和61年４月１日に条例を制定いたしました小規模事業者の育成条例に基づく施策であります。市内の小規模事業者であります。これは、事業者を含めて４名以下の商工業者につきまして、経営改善、振興を図ることを目的としまして、商工会に市は経営指導員の人件費を補助しながら、市商工事業者の経営についての指導、あるいは研修、営業の近代化に必要な調査、計画等、こういうようなことを行っているものであります。この経営指導員の指導実績を見ましても、巡回指導、平成７年度の中では、金融あるいは税務関係の指導になります。158件と、大きな数字を見ております。

また、商工会の窓口の中での対応も143件と、活発な指導が行われている。経営指導

であります。行われているという実績であります。

また、講習会の開催につきましても、税務関係の講習会というものも５回、開催しておりまして、49事業所の方が受けていらっしゃるというような中で、小規模事業者につきましても、個別指導、個別対応というような方法もとられております。

また、そうした中で、特に小規模等の経営改善資金の貸し付けというものも同時に行っております。これにつきましても、平成２年度で73件という貸し付け状況でございます。金額にしましても２億570万円でありました。これが平成７年度を見ましても、80件ということで、融資額も３億860万と、こちらの方の貸し付けの方もかなりの数字を示しているという状況であります。

それから、商店街等の活性化事業についてでございます。商店街の活性化事業につきましては、商店会の街路灯の電気補助であるとか、あるいは商店街のイベント事業補助、販売促進事業補助などの施策を実施をしております。そうしたことと、また別に、商業の動向調査を商工会に委託しまして、商店街活性化に向けまして取り組んでいるところでもあります。また、商工業振興の活動の拠点となる商工会館の建設につきまして、建設支援を行っているところでもございます。

概略の商工業者に対する実績等につきまして、御説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　御答弁ありがとうございました。

中小業者の実態についてですけれども、私も幾つか統計表調査を見てみたんですが、東京都経済局が出しております「東京都における企業倒産状況」という報告書がありますけれども、日野市における負債額1,000万円以上の倒産件数は、1990年、２件、負債額２億7,000万円でありましたけれども、バブルが崩壊し、92年では６件、26億6,500万円、93年は７件、10億7,000万円となっています。95年、一番新しいデータでも５件、９億1,000万円というふうな状況です。とりわけ95年では、建設会社が３軒も倒産している状況であります。負債1,000万円以上の倒産というのは、氷山の一角であると思います。中には負債を残さず店じまいをしたものもあると思うわけです。

そこで、工業統計について見てみました。従業員４人から29人の規模の製造業の事業所数ですけれども、1981年、市内には187の事業所がありましたけれども、1994年には137事業所、50事業所、30％弱が減っているわけであります。

それから、日野市の中心的な製造業である電気機械器具製造業の事業所数を見てみま

すと、1981年に69事業所あったものが、1994年には45事業所、何と35％も減っている。今、生活文化部長のお話にあったように、全体として産業の空洞化が深刻に進んでいるという実態が見えるわけであります。

私も、グラフをちょっと書いてきて、これはコンピュータじゃなく手書きなんですけれども、こういうふうな、これは電気器具製造業、バブルの時期にちょっと取り戻しているわけですけれども、こういうふうに減っています。

商業統計で、市内の商店街の小売店の状況を見てみました。もっと深刻であります。一番身近な生鮮３品、食肉、魚、野菜の小売店数について見てみました。市内の肉屋、魚屋、八百屋は、人口増に伴って1979年ころまではふえているわけですけれども、それ以後、減り続けています。これがグラフですけれども、お肉屋さんは、1976年、市内に49軒ありましたけれども、94年には29軒、41％減です。魚屋さんは、1979年に39軒ありましたけれども、94年には何と半分以下、19軒になっています。八百屋さんは、1974年、50軒ありましたけれども、94年には36軒となっています。

商店街に肉、魚、野菜の生鮮３品がそろわなければ、お客は集まらないといわれております。言わば商店街が成立する最低要件となるこれらの小売店が、このままではグラフで見られますように消滅しかねない。そういう深刻な事態であります。

これらのことから言えますことは、今日の中小零細業者が置かれている実態というのは、単に今の長期不況の影響だけとは言えない問題を含んでいるのではないかと思います。景気が回復すれば何とかなるというようなことではない。産業の空洞化を進める大企業のリストラや規制緩和による大型店の進出、あるいは人口の伸びの停滞や高齢化、市民の生活様式の変化など、さまざまな構造的な問題があるのではないかと思うわけでございます。

別の統計調査で、事業所統計調査というのがありますけれども、これによれば、市内の全事業所は4,682事業所あるわけですけれども、このうち従業者が１人から29人の、言わば零細とも言える小規模事業所は4,400事業所、全事業所の何と94％を占めているわけであります。そこに働く人は、２万2,567人、全従業者数の36％を占めています。日野市は大企業のまちといわれておりますけれども、従業者500人以上の大規模事業所で働く従業者数は１万7,684人。これに比べても小規模の事業所がいかに大きな比重を占めているかということを示しているのではないかと思います。

その意味で、中小商工業は、日野市においても、地域経済の主役とも言えるわけであります。そして、今、その中小企業に市民の多くが働き、生活の糧を得るとともに、さ

まざまなサービスを市民に提供することによって、市民の生活、文化を支えていると思うわけであります。その中小商工業者において、極めて深刻な事態が進行している。この点を押さえておく必要があるのではないかと思います。

市の施策についても、御答弁をいただきました。３月の市議会で、森田市長は私の質問に対して、商工業振興を本格的に進めなければならない時期に来ている。体制的にも強化したい旨の御答弁をいただいているところでございます。この数年の商工会と市のパートナーシップは大きく前進しておりますし、商工会の事務局長に市と直接のパイプになっていただける方を配置されたことも、本当に画期的なことだと思います。

また、商工会館の建設が進んでいることも、市内の商工業者の大きな励みになっております。そこで、私は次に、今後どのように商工業振興を進めようとしているのか、大きく分けて五つの提案を行いながら質問したいと思います。

まず、市内業者への発注の割合を高めるということでございます。御当局に資料をいただいたのですけれども、請負工事では、市内の発注率は件数で86.3％、金額でも84.3％、かなり努力をされていることがわかります。しかし、一層、御努力をいただきたいと思います。技術の問題等々で市外の業者を使わなければならないというようなところもあると思いますけれども、その場合も、下請けの市内の業者を使うように、あるいは資材購入は市内の業者を利用するようにというような指導を一層強めていただきたいと思います。

物品について見ますと、件数では68.7％となっています。70％弱なわけですけれども、しかし金額を見ますと37.3％、物品では、さらに努力が必要ではないかというふうに思います。そこで、市内業者への発注を高めることにかかわり、２点、質問しておきたいと思います。

多摩平団地の建て替え、市立病院の建て替えは、かなり大きな公共事業になると思われます。工事、物品購入など、できる限り市内業者を積極的に活用してほしいと思うわけでありますけれども、その点について質問したいと思います。

２点は、物品購入ともかかわるのですけれども、市では成人式や、あるいは賀詞交歓会などの各種の記念行事で、各種の記念品などを配る機会があります。気になるのは、大手のデパートの包み紙が使われていることがしばしばあるわけですけれども、市内の商工振興を考えるなら、できるだけ市内の業者に発注してほしいと思うわけであります。この点で、一つ提案なのですけれども、市内の共通商品券というようなものを発行して、これで支給をするというようなことを検討できないかということを思うわけですけれど

も、お考えをお聞きしたいと思います。

２点目に、生鮮食料品など、小売業者への援助をということで、２点、提案と質問を行いたいと思います。

先ほど、商店街から八百屋や魚屋、お肉屋が消えているという実態を示したところでございます。この理由は、商品がそろっているスーパーなどに対抗できないためであります。身近な便利なところに、いきのよい魚や野菜、お肉のそろった商店街ができればスーパーにも対抗できますし、商店街全体の活性化にも貢献できるわけであります。しかし、一等地に店を出すことは、なかなか大変なことだと聞いています。例えば、家賃の補助など、こうした小売店に援助を行うことも大切になっているのではないかと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

二つ目に、お豆腐屋さんもまちの中から消えています。こうした豆腐製造、あるいはそば屋だとかクリーニング屋だとか、お水をたくさん使う業種への下水道料金減額制度をつくれないかということであります。近所の豆腐屋さんのお話では、豆腐のあく抜きのために井戸水を多量に使っております。この下水道料金が２カ月で10万円程度になるそうであります。さきの下水道料金の値上げで10％、１万円くらいの負担がふえているということであります。価格に転化することはできません。なぜなら、極めて競争が厳しいということであります。市外の大きな業者がスーパーに安く卸す。またスーパーでは、卵とお豆腐が絶えず目玉商品になっておりまして、安売りを競うという状況であります。下水道料金の改定に当たっては、日本共産党市議団として、生活保護世帯を初めとする弱者や豆腐屋さんなどの生活関連業者への減免制度をつくることを申し入れも行っているところでありますけれども、御検討できないか、お考えをお聞きしたいと思います。

３番目に、中小業者の健康、暮らしを守るために、２点、提言と質問をしたいと思います。

中小業者の健康や暮らしを支えていくことも大変大事になっています。特に、朝から晩まで働き続ける業者婦人や、仕事の跡を継ぐ若い世代への配慮が必要となっているのではないでしょうか。例えば、一般健診の受診率を上げること。国保加入者の対象者のどの程度が受診しているのか、数字がわかれば教えていただきたいわけでありますけれども、私の調べたところでは余り高くないのではないかと思います。国保に加入する業者の生活実態をもっとよく調査を行い、受診率の引き上げの努力が必要ではないかと思います。それから、業者の皆さんとお話をしていて改めて気がついたわけですけれども、

跡継ぎとして頑張る若い世代の健康診断の機会は、全く保障されておりません。病気にならなければ気がつかない。今、35歳とか40歳以上が対象になっている一般健診の対象年齢を引き上げることも必要ではないかと思います。

二つ目に、何度も議会で質問し、請願も出ておりますけれども、乳幼児医療の無料化、保育所の入所基準の緩和など、若い業者の子育てを支援することも重要だと思います。とりわけ東京都の制度でありますが、３歳未満の乳幼児医療費の所得制限において、厚生年金加入者に比べて、業者に対する所得制限が厳しくなっていることについては、何の根拠もない不合理な点であります。改善が急がれます。このことについては、議会でも改める必要を当局も認めておられるわけですけれども、予算的にも、そうかかることではないので直ちに改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

４番目に、商店街の活性化との関連で、２点、提言と質問をしたいと思います。

商工会では、商店街診断調査を行っています。私も調査報告書を読ませていただいたわけでありますけれども、最初は商工会の独自の力で始めたものでありますけれども、その後は市や都の補助も受けています。そのためもあってか、回を追うごとに充実をしてきているのではないかと思うんです。しかし、この診断調査の結果が十分にまちづくりに生かされているかといえば、そうとも言えないようであります。調査結果は、言わば討論のたたき台として、これをどのようにまちづくりに生かすのかということが、課題となっています。そのためには、調査に補助金をつけるだけでなく、まちづくりについて、さまざまな情報を持った職員を、言わばオルガナイザーとして派遣をし、業者と一緒になって商店街活性化のために知恵を出す。そのようなことが必要となっているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

二つ目に、大きなスーパーなどが消費者動向調査といいますか、市場調査といいますか、そういう消費者の意向を絶えず把握する努力を行っています。売れ筋商品は何かなどということを具体的につかむ、大変役立つ情報だということであります。こうした点でも大いに援助ができるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、５番目ですが、区画整理など都市基盤整備と産業振興のかかわりで、提言をしたいと思います。

都市基盤整備と産業振興は、一体のものとして考えられなければなりません。鈴木市議の質問で、多摩平団地の建て替えや、豊田南区画整理との関連で、多摩平北口周辺整備計画が立てられ、その中で、多摩平商店街の整備、活性化も大きな柱の一つとなっていることが明らかにされ、商店街などの意見も積極的に集約していくという答弁がなさ

れたところでありますけれども、評価したいと思います。

しかし、これまでの区画整理など、この点が十分であったのかといえば、そうとも言えないのではないかと思います。高幡の区画整理では、商業集積を進める上で、もう少し工夫が必要であったのではないかと思います。商店街はテナントが多いわけですけれども、区画整理の結果、その場所で商売ができなくなった業者も出ていると聞きます。多摩平の建て替え、その他の区画整理では、業者がさらに意欲を持って営業ができる条件をつくり出す必要があると思います。区画整理では、法的にはテナントは地権者と認められておりませんけれども、そうした業者も含めて、商工業者に情報を公開し、意見を反映させる仕組みをつくる必要がある。そういうことを通じて、業者の営業が成り立ち商業振興にもつながる都市基盤整備を進めることができるのではないかと思います。

そこで、２点、質問したいと思います。

一つは、廃棄物減量等推進審議会の委員には、商工会や業者の代表が参加しています。同様に、都市計画審議会や区画整理審議会など、まちづくりにかかわる審議会には商工業者の代表を参加させるべきではないかということであります。多摩平団地の建て替えに伴う商店街の活性化、整備計画でも、窓口をきっちりとつくり、単に意見を聞くというだけではなくて、一緒に計画を練り上げていく仕組みをつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

２番目に、区画整理など都市基盤整備の結果、営業ができなくなるということがないように、例えば、公営で貸し店舗あるいは貸し工場などを設置することも考えるべきではないかと思います。例えば、万願寺第一、第二区画整理が進み、モノレールが通るということになりますと、第四小の前につくられている小さな商店街はどうなるのかと、考えてしまうわけであります。人の流れは完全に変わるはずであります。商業の集積を予定する地域に、貸し店舗や貸し工場をつくり、商売を続けることができるような配慮が必要ではないかと思います。市内に工業地域、準工業地域が設定されていますけれども、地価が高く、マンションなど住宅がどんどん建てられております。工業者が、意欲はあっても仕事が続けられない現実があります。意欲のある商工業者が仕事を続けられる環境を整える、中小業者のための公営の貸し工場などもつくる必要があるのではないか。

以上、大きく分けて５点、10項目の質問をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　　今、御質問が、かなり出ました。そうした中で、私ど

もの方だけで対応というものはございませんので、順次、生活文化部関係でお答えできるものにつきまして、お答えをしておきます。

まず第１点の、市内業者への発注を高めることにかかわる提言がございました。産業振興を図るという中では、市内業者を積極的に活用していくということは大事なことでございます。そうした中で、先般、前に御質問の提言がありました三者懇談会というようなものもございました。先般、その三者懇談会も開催をいたしまして、この効果というものも期待しているところであります。また、予定をもって開催したいというふうに考えております。そうした中で、一方では、中小業者自身も自助努力をお願いしたい。これは一定のパンフレット等をつくりましてＰＲをすることも大きな効果があることではないか、こういうようなお話し合いをしたところでございます。そうした場である三者懇談会というものも有益な場であると考え、今後、有効な開催につきまして、開いていきたいというふうに考えております。

２番目の質問でございました、商店街関係の活性化に対する家賃の補助についてでありますが、これは検討課題とさせていただきたいというふうに考えます。

３番目の中小業者の健康、暮らしを守るという中で、一般健診の受診率を上げることについてであります。これにつきましては、市で行っております主たる検診事業のうち、子宮がん、あるいは乳がん、高齢者健診につきましては、個別の健診でなく、医療機関の診療機関にあわせまして、成人病、大腸がん、胃がん検診などは集団健診というようなことで、平日に実施をしているというのが現状であります。市民の方々は、一方、市の健診以外にも職域での健診、それから加入しております健康保険等でも実施できるというような体制にもなっているところであります。

御質問の中にありました国民健康保険加入者の受診率でありますけれど、申し上げますと、成人病、大腸がんが受診率10.48％であります。平成７年であります。胃がん、4.41％、子宮がん、7.97％、結核、0.14％、乳がん、2.47％、肺がん、1.23％と、このように横ばいの傾向であります。そうした中で、受診率のアップという方策としましては、市の広報あるいは健康だより、市民健康の集い、それから勧奨通知と申しまして、受けてくださいというような通知を各個人あてに実施しておりますが、これが年齢の節目であります35歳とか40歳とか、５歳刻みで年齢の節目に各個人にお送りしてＰＲに努めておるという実態がございます。それから、健診の対象年齢につきましては、これは老人保健法に基づくものであります。

それから、今後、より一層の受診率を高めるということの手段としては、受診者が身

近な場所で健診を受けられるという体制が好ましいというふうに考えております。先ほども言いましたように、子宮がんであるとか乳がん、高齢者健診というのは、今、個別健診といいまして、各医療機関で受けられるというような体制をとっておるところであります。したがって、今後、より一層受診率を高めるということは、ＰＲはもとよりそうでありますが、身近なところでということになるというふうに考えます。したがって、この関係につきましては、医師会と十分、検討して、受診率を高める手段というものを考えていきたいというふうに思います。

４番目の、商店街の活性化につきましての、商工会での商店街の診断調査についてでありますが、今この件につきましては、商工会に委託をしまして行っております。御質問の御指摘のように、間違いなくまちづくりに大きく関連することは言うまでもありません。そうした中で、御指摘の点、工夫、検討いたしまして、充実した調査結果が得られるように努めていきたいというふうに考えます。

消費動向調査の御質問であります。まさに今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「共通商品券のことについて」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　市内業者への公共事業といいますか、公共工事等の発注についての御質問あるいは御提言でございます。先ほど議員さんの方からお話もございましたように、公共工事につきましては、ここ３年間、金額にいたしまして市内受注率は80％を超えております。これは毎年の工事の質にもよります。また、量にもよるわけでございますけれども、ここ３年間は、今まで70％、60％台だったものが80％に上がっているというようなことでございます。これは、できるだけ市内業者発注を心がけている一つの原因によるものかと思っております。

それで、御質問にございました多摩平団地の建て替え、あるいは市立病院の建て替え等のときの発注でございますが、多摩平団地の建て替えにつきましては、住都公団の仕事でございますが、この建て替えにつきましては、十分、市と協議して、これが実現するということでございます。建て替えの中では、商店街等の設置も出てこようかと思います。その中での商業者への店舗の割り当てといいますか、募集というようなこともあろうかと思いますし、また、建物等の工事について、地元発注というようなことでは、商業振興という意味で、発注ということでなく、ただいま生活文化部長の方でお答えいたしましたような地元の商業振興という意味で、住都公団に要望することになろうかと

思います。

直接の発注でございます市立病院の建て替え、あるいはそのほかの工事、物品でございますが、市立病院の建て替えにつきまして、かなり大規模の工事ではございますけれども、できるだけ分離発注等を考えて、地元の業者に発注できるようなことも検討してみたいと思います。

なお、病院の物品につきましては、大方が医療物品といいまして、特殊物品でございます。そういうような中では、なかなか地元で扱っているところがないわけですけれども、これも工事と同じように、小から大までございますので、できるだけ地元の発注の機会をもっていきたいと思っております。

記念品等のことでの御質問でございますが、この記念品につきましては、どういう記念品をお渡しするかというようなことについては、それぞれの担当部局で決定してございます。それの仕様書といいますか、仕様に基づいて発注しておりますので、一つ一つ小さい品物であるけれども包装しなければいけない、あるいは、のし紙をつけなければいけないというような一つの仕様があったりしまして、地元の商店でないところに発注をしているというような実態もあるわけでございますが、これは発注の前に、どういう品物を選定して、どういう配布方法をするかというような計画の段階を含めまして検討してみたいというふうに思っております。

最後に、市内共通券でございますけれども、具体的には図書券みたいに、なにか、どこででも使えるというような、特に日野市内で使えるというような共通券の御提案かと思いますが、これにつきましても、市だけでなく、これは商店の方とも御相談しなければならない問題だと思います。検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　5番目の、都市基盤整備と産業振興のかかわりのところにつきまして、御回答申し上げたいと思います。

土地区画整理事業によるまちづくりは、総合的なまちづくりでございますので、道路や公園をつくるか、公共施設の整備というハードな面だけではなくて、いわゆるそこに住んでいらっしゃる方や、商業や事業を営んでいる方たちも当然、発展するような見通しの立てられるソフトなまちづくりが必要であるというふうに位置づけております。そのために必要なものは、市や事業者だけ考えるのではなしに、地域内に住んでいらっしゃる、またそこで商業を営んでいる皆様方の意見の反映が非常に重要である、このように考えております。

土地区画整理事業、各地区によりまして、事情や背景が違いますので、地区別には十分今までも意見を聞いておりましたけれど、なお一層そういったものへの意見を聞くための場づくりでございますとか、テーマ別な協議会のようなものができていけば、より一層反映しやすくなるのではないか、このように考えております。

御提案の、審議会等への参加でございますけれども、参加への呼びかけもしたいと思いますけれども、できれば積極的な御参加もお願いをしたい、このように考えております。

そして、より具体的には、豊田駅とか高幡不動駅の、要するに駅に近いところの方の商業、事業者への移転というのは、非常に……特に専有者の方への移転につきましては、非常に難しいといいましょうか、そこでなるべく継続をして事業を営んでいただくことを第一に考えた措置を、今、現在しております。したがいまして、区画整理事業の通常の補償とあわせまして、なるべくそこで営業をできるような措置も講じた補償体制を組んでおります。これからも、より一層地域別にこういったものが発生すると思いますので、地域性の中では十分に今後、考えていきたいと思います。

そして、貸し工場等につきましても、これから万願寺の第二等、工業を営んでいる方も多いようでございますので、そういったところにつきまして、貸し工場までしていったらいいのか、集団でいったらいいのか、また、その必要性についても、よく移転の時期に合わせまして、なるべく事業がそのまま継続できるようなことを第一に考えたことを今後も考えていきたいと考えております。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（清水啓治君）　下水道料金の減免制度につきまして、お答え申し上げます。

豆腐製造業だとか、そば屋あるいはクリーニング店という24業種の、生活関連業種と申し上げておりますけれども、これにつきましては、東京都では平成６年の値上げのときに、上水道あるいは下水道ともに都議会の付帯決議で料金の減免措置が行われております。月当たり50トンから200トンまでにつきまして、水道料金につきましてはトン当たり６円、下水道については５円ということだと思います。しかし、この適用期間につきましては、本年の８月で終了いたしております。

日野市の下水道料金につきましても、同様の減免制度をということでございますが、生活関連24業種すべてを対象としなければいけないということもございまして、減額の数字は相当大きなものになるのではないかということが思慮されます。下水道料金の値

上げによりまして負担がふえたということにつきましては、十分、理解をしているつもりでございますけれども、負担の公平だとか、あるいは現在の下水道の財政状況、あるいは今後の整備計画におきましても貴重な財源の一部を占めるものということでございますので、未整備地域等の早期の促進が望まれています現在では、下水道財政の確立をする意味からいたしましても、積極的な減免措置が非常に難しい。困難であるというふうな状況でございます。以上の実情を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　乳児医療費の無料化の件と、保育所基準、入所措置の緩和の件について、お答えいたします。

乳児医療の無料化につきましては、区部と多摩地域との格差というのは歴然としております。ただ、これは広域的な制度ととらえるべき側面もありますので、国及び東京都に対して改善方、強く要望していきたいと考えております。

また、厚生年金あるいは共済年金加入者と、それ以外の人たちで所得制限の格差が生じているじゃないかという御指摘でございます。これは、やはり現在の制度が導入された経緯もあると思いますので、そのあたりを十分研究して、なお検討課題とさせていただきたいと思います。

保育所入所措置の緩和につきましては、入所措置基準が、それぞれ法令で定められております。実際の運用面で、それぞれ地域の特性に合わせた中で動ける範囲で改善を図りたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　御答弁ありがとうございました。幾つか要望と再質問をしたいと思います。

１番の、団地の建て替え、病院の建て替え、ぜひ地元発注ができるように御努力いただきたいと思います。

共通商品券の発行ですけれども、いろいろ見舞品、記念品、御苦労されているということなんですけれども、共通商品券などができれば非常に活用しやすいということになるのではないかと思います。商工会というか、商業者も、例えばシール会というような形で市内でお客さんを確保するような努力もされているわけですから、もちろん市で独自でできるわけではありませんけれども、業者のそういうふうな御努力も、ぜひ協力し

ていただきたいというふうに思います。

八百屋さんや魚屋さん、肉屋さん、あるいは豆腐屋さんなど小売業への援助ということなんですけれども、家賃補助については検討という御答弁をいただきました。下水道料金の減額については、財政上困難という御答弁をいただいたわけであります。私は、この点について、もう少し大局的に考えてほしいということについて、意見を述べたいと思います。

こういう要求を出すと、絶えず財政問題とバランスの問題が出てくるのですけれども、例えば、防災対策でも、今、お金がたくさん必要になっています。食料の備蓄が必要だということも言われています。しかし、阪神大震災で備蓄の食料がどのぐらい役立ったのかということについては、意見がいろいろ分かれるところなんです。むしろ大変大きく注目されたのは、震災直後に小売店が店を開く、店頭に新鮮な食料が並べられたということに、被災者の皆さんはどんなに励まされたか。こういうことを聞いているわけであります。私は、小売店をつぶさないで守るということは、こういうことじゃないかというふうに思うんです。

高齢者の介護やヘルパーの増員も問題となっています。一番身近な商店街から八百屋さんやお肉屋さん、魚屋さん、豆腐屋さんが消えて、セルフサービスのスーパーだとか、車で行かなければならない大型店ばかりになったら、お年寄りはどうしたらいいのかという問題があると思うんです。ヘルパーだけの増員で対応することはできません。お年寄りが身近な商店街で買い物をして、声をかけ合うことができるまちこそ、血の通った福祉のまちではないでしょうか。これを公的な福祉サービスで置きかえることはできないのではないか。私は、これを財源に換算したら、どれだけの大きな力を持っているのか、福祉の力になっているのか、ということを考えるべきだと思います。

ごみ減量やリサイクルのための自治体の財政負担も大変になっています。その中でも、スーパーの包装容器は深刻な問題です。スーパーでは、トレーにパックされた野菜や魚が売られておりますけれども、小売店ではざるやお皿に盛られているわけです。どちらが市の財政の負担になっているのかという問題だと思います。

地域のお祭りが14日、15日に行われます。中心となっているのは地域の商工業者、消防団も昼間から市内におられる商工業者に支えられている部分が多いのではないかと思うんです。地域の文化、福祉、安全を支えているまちの中の力になっている商工業者を守るために、ささやかな援助をすべきではないかというのが、私の質問の趣旨でございます。

行政改革といえば、出費の削減ばかりが強調されるきらいがありますけれども、貧すれば鈍するになってはいけないと思います。大局的に見る必要があると思いますし、財政的に見ても、どちらが本当に大きな負担になるのか、よく考える必要があると思うんです。今、生きるか死ぬかの苦闘を強いられている魚屋さんや八百屋さん、お肉屋さんや豆腐屋さんやクリーニング屋さん、まちの中のこれらの小売店、業者に対して手を差し伸べようという質問は、果たして無理な注文なのか。こうした小売業者への援助について、どう考えるのかということについて、市長にも質問をしておきたいと思うわけです。

5番、6番目の、業者の暮らしと健康を守る問題についてであります。このことについても、本当にたくさん聞きたい問題があるのですけれども、時間がありませんので、別の機会にしたいと思います。ただ、業者の皆さんの健康、とりわけ朝から晩まで働き続けられている方こそ、健康の問題について手を差し伸べなければならないんじゃないか。大変な中で跡を継いで商売をされている若い人たちに手を差し伸べる必要があるのではないかということを強調しておきたいと思います。

商店街の活性化のためには、御検討いただくということで、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

9、10番目の都市基盤の整備とまちづくりの点についてなんですけれども、私は先日、電子機器をつくっておられる業者の方と話しました。その業者が、区画整理が終わって、この地域も住宅街になってしまったら、残念だけれども日野からは出ていかなければならない、そういうふうにおっしゃっておりました。その業者は、部品などをつくる、いわゆる下請け業者でなくて、25人ぐらいの技術者の集団で工場を借りて仕事をされている。言わばベンチャービジネスというのではないかというふうに思ったのですけれども、一流のメーカーから受注をして、そして設計から組み立てまで、それからマニュアルもつけてメーカーに納品をする。メーカーは、そのまま、その商品を発注者に渡す、こういうふうな仕事だそうです。

その業者が、日野の立地条件は抜群にいいのだと。大企業があって、都心にも厚木など神奈川の工業地帯にも近い。それから都心にも本当に、京王線、中央線で行ける、そういうふうな非常にいい立地条件にあると。こういう日野で工場や事務所を持ちたい同業者はいっぱいいるというふうに言っています。ベンチャービジネスのベンチャーという言葉は、冒険とか投機とか賭けとかという意味があって、私は余り好きでありませんけれども、しかし、技術力では大企業に負けない、創造的な仕事で商売をされている、

中規模というよりも零細の業者のことであると思います。日野市内の大企業で技術者として働いて、脱サラでひとり立ちして日野に工場や事務所を持って働きたいと考えている人はたくさんいるのではないかと思います。そのような人たちに機会を与えて、さまざまな援助はできないかと考えるわけであります。少なくとも、そういう立場に立って、現に今、頑張っている人が区画整理で日野から出ていかなければならないとしたら、本当に寂しい話だし、大きな損失ではないかと思うんです。公営の貸し工場をつくったらどうかというのは一つの提案でございますけれども、日野市の特徴を生かした産業振興を本気で展開しようというのなら、そのようなことも考える時期に来ているのではないかと思います。

これについても、できれば市長から御答弁いただければと思います。小売業者への援助の問題、それから区画整理などでも、ひきつづき仕事を続けたいという業者のための援助の問題、そういうことについて、お聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人口がふえ、都市化という方向を現実な形で進みつつある我々の地域社会、まさに大切な住民構成の中に商工業者が、あるいは商工業が立地されたり、また営業されたりということは当然の、いわゆる住民がつくる地域社会の必然的な姿になるわけでありますから、市の行政もその方向に視点を向けるということは、極めて重要な時期に該当しているというふうに考えるべきだったと思っております。非常に具体性のある、適切なまた各視点からの御提言をいただいたというふうに受けとめております。

一番もとになります行政側の組織とか位置づけとかいう問題もございますし、今回、今までの経済行政は主として消費者側に立った視点からの行政が多かったわけでありますが、いわゆる営業をなさる方々の視点に立って一定の地元の活性化、あるいは、いわゆる産業振興としての取り組みをするということは当然である。このように考えているところであります。

今、個々の御質問がございました。ほとんど、どれもやれない仕事ではないというふうに受けとめたわけでございますが、確かにお見舞品でありますとか、記念品でありますとか、物品を購入いたします。それを随意に欲しいものを買っていただく、こういうことができれば、なお一つのアイデアだなというふうに伺いました。研究してみたいと思います。

下水道の使用料、担当の組織から見ますと、制度として、直線的というか直接には難

しいという回答が出るわけであります。施策として行うことを考えるべきだといふうに思いますので、これもまた方法、手段はあるというふうに思っております。

従業員の方の福利厚生、多少進めてはおりますけれど、これもまた大切な部門でございます。今度、商工会の事務所ができましたが、あの建物の中に、つまり従業員の方々に対する都の施策に基づいた、福利厚生センターというふうな名前だったと思いますけれど、今、生活課でやっておりますものを事務所を移して、商工会の組織といいましょうか、共通の課題というふうに取り組む、こういう予定をいたしております。

健康診断、これもまた、なかなか時間のないお仕事の方々ですから、よく相談をし合って、なるべく徹底できる、参加を幅広くしていただく、そういう工夫をする必要もあるだろうと思います。

乳幼児の医療につきましては、これはもう市民全体の問題として、とにかく地域社会、いずこでも同様だと思いますけれど、子供が喜々として、にぎやかな声の聞こえる、この状態こそ、まさに健全な社会だというべきだと思います。小さな子供さんからお年寄りまで、健康で安心して暮らせるという状態をつくるのが、最大の行政の目的であることは言うまでもございません。

商店街の活性化、これもいろいろ工夫があると思っております。多摩平で街路灯を組合と一緒に復旧させた。要するに地元で生活の見回り品を消費者の方々が買える、そういう意識が高くなる、これをいろんな形で条件を整えるのが、これまた商店街を振興する手段になる。こうあるべきでありまして、店が欠けているような状況では全く申しわけないというべきだと思っております。

多摩平の建て替え、あるいは市の行政が物品を調達する、あるいは発注をする。なるべく地元の業者の方に公正な取り組みで、要するにいいものをなるべく低廉につくっていただく、あるいは供給していただく、これが税金を大切にする手段だということは、言うまでもございません。調達する部門と産業振興をする部門があるのですけれど、どうもこの連携がうまくいかない。何回も相互の話し合いをして、そうして受注をした方は、少なくも産業振興課にあいさつをして、そしてその際に、日野市ではこういうものを調達できます、という程度の資料を差し上げなさいと、こういうふうに言っているわけですが、なかなか実が上がったというふうには、まだなっていないように思いますので、そのあたりも積極的に取り組んでもらう、そういうことを考えたいと思っております。

産業関係の審議会等に業者の代表も入っていただく、あるいは都市計画審議会の中に

も、そんな関係の方々もおいでではございますけれど、なお意識的にそういう配慮もすべきだと、お答えしていいと思っております。要は、日野市の動向が今、都市化の進行とともに都市形成の大切な要素として、産業経済部門の、いわゆる活性化、あるいは専門的取り組みが必要だというふうに言うべき時期に当たっておると思いますので、そういう視点から積極的に取り組めるような、そういう意識を持って、新しい行政の仕組みと、それから関係者の方々の積極的な御参加をお願いをしたい。そう考えながら、お伺いをしたところであります。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　大変、丁寧に、一つ一つお答えいただきまして、ありがとうございます。大方のことはできることだという心強い御答弁をいただいたところであります。

最後に３点、質問したいと思うんですが、中小企業基本法は、第３条で、国の施策の義務を列挙するとともに、第４条で、地方公共団体は国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならないと、努力義務を定めています。しかし、関連する法律では、国と都道府県の事務が定められているだけで、市町村については特に定めがありません。そんなこともあって、一般的には中小企業振興は広域行政に属するものとされてきました。

鈴木市議の質問の中で、日野市の産業振興はおくれているのではないかという業者の話があったというお話をされたのですけれども、私もそういう話は聞くのですが、必ずしも同意できません。先ほども御答弁ありましたが、融資制度を初めとして、日野市の施策は三多摩で比べても劣るところはない。むしろ優れた面があると思うんです。確かに三多摩でも、立川市とか八王子市あるいは多摩市など近隣市で、大手のデパートなどを中心に商業集積が進み、また、このことによって日野市内の商店街にも大きな影響を与えているのは事実であります。しかし、その実態は、いわゆる企業誘致型の開発で、中小企業の振興策としては見るべきものはないのではないかと思うんです。

例えば、どなたでも立川市や八王子市を歩いてみられると、よくわかりますが、駅前には大手のデパートがあって大変にぎわいぶりを見せているのですけれども、立川の高松町だとか八王子の旧甲州街道、旧商店街などは本当に寂れている。閑散としている印象を受けるわけです。私は、日野市の中小企業の振興は、このような企業誘致型であってはならないと思うんです。大事なのは、今、現に日野の市内で頑張っておられる中小業者を大事にすること、育成することではないかと思います。日野市の歴史や立地条件

を生かした、言わば内発的な発展が今、求められているのではないかと思うわけです。

こうした立場から3点を最後に提言して、質問としたいと思うんです。

一つは、中小企業振興条例、商工振興、まちづくりの大きな柱とするような基本条例を制定する時期になっているんではないかと思うんです。これまでの質疑でも明らかなように、産業振興課だけでやる仕事でありません。都市基盤整備から福祉、教育、文化にもかかる大きな総合的な行政の中で産業振興が進められなければならないと思うんです。中小業者の自助努力が第一に重要だけれども、行政の責任、市民全体の協力の中で、この中小商工業者の振興がなされなければならない。そういうふうな位置づけをはっきりさせた条例をつくる必要があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

二つ目には、中小商工業者の営業と暮らしの実態を把握するために調査を行う必要がある。今日、中小業者の振興は都道府県の事務とされていることもあって、いわゆる実態の把握は東京都で行われており、市町村にはほとんどデータがない状況です。しかも東京都の行政は縦割りで、いわゆる業界ごとの実態把握、指導になっており、市町村ごとに総合的に把握して総合的な対策をとるということには、なっておりません。まちの中の一人ひとりの業者の顔が見えるのは、やっぱり市であります。市でこそ、まちの隅々まで見渡せて、全体的かつ総合的な実態把握が可能ではないかと思うわけです。こうした中小業者の暮らしと営業についての実態調査をする考えはないかということについて、お答えいただきたいと思います。

三つ目は、中小業者の営業と暮らしの実態把握を行った上で、日野市の歴史的資源や立地条件を生かして、どのように産業振興を図っていくのか。総合的な地域産業計画を立てる必要が生まれているのではないかと思います。また、これらの計画を立てて、その計画を促進する体制として、業者の代表や消費者の代表も参加する産業審議会、振興審議会などもつくる必要があるのではないかと思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　地域産業の振興というのは、市行政にとりましても大きな課題であるというふうに認識をしております。今後、実情に即した発想の転換を図りながらも、御提言のとおり、この問題は都市計画、また都市整備の基盤整備、そうしたことからも、また福祉、教育、文化、医療等にかかわる問題でもあります。全市的な総合的施策の中で取り組む必要があるというふうに考えます。

そうしたことからも、御提案の具体的な産業振興条例の制定、また産業審議会の設置、

中小企業者の実態調査等につきまして十分、検討をしまして、対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　ありがとうございます。

立川や八王子市の例を出しましたけれども、しかし同じ都内でも、企業誘致型の産業振興ではもうだめだということで、内発的な発展を目指している、一歩先んじて本格的な中小工業振興策を行っている地域が、都内でも一部、生まれています。例えば、人口21万人の中小企業のまち、墨田区であります。墨田区の産業振興は、１部５課からなる商工部に83人の職員が配置されています。（「日野市は何人だよ」と呼ぶ者あり）初めから、こんな大がかりな体制があったわけではありません。十数年前には10人に満たない、まさに今言われました日野市と変わらない体制であったわけであります。

墨田区は、昭和30年代から人口が減り続けております。70年代、80年代の不況の影響は、三多摩地域よりもずっと深刻だったわけであります。当時、三多摩では優良な大企業が立地し、その間も人口はふえ続けていたわけであります。そういう深刻な事態を背景にして、墨田区では、中小業者の運動が盛り上がり、政策の転換がなされました。その出発点となったのは、1979年に制定された中小企業振興条例と、それを前後して取り組まれた産業実態調査だったと聞いています。実態調査は、係長級の職員165人を動員して、３カ月かけて4,000軒の事業所を訪問して、聞き取り調査を行ったそうであります。調査に入った係長たちは、狭い家の中で朝から晩まで働き、仕事も子育ても狭い部屋の中で行っている家内業者の労働の実態を見て、私たちは、この人たちから税金をもらって仕事をしている、この業者を何とか守らなければならない、と思ったそうでございます。墨田と日野は歴史も条件も違いますけれども、今、市内の中小零細の商工業者が当面している実態は、産業振興策の抜本的な強化を必要としているということだと思います。商工振興をまちづくりの柱として位置づけて、行政全体が本当に一体となって取り組まなければならない課題となっておると思います。

先ほど、細かく商工業者、産業振興を本格的にやらなくてはいけないという御答弁をいただいたのですが、中小企業振興のための基本条例をつくるということについて、一言、市長からも御答弁いただければと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在、日野市では、小規模事業者育成条例という名称の条例

を数年前に制定いたしまして、一番規模の小さい、家族合わせて従業員が、たしか４名以下という程度の施策になっていると思っておりますので、現状を十分、把握いたしまして、その条例を中心に改めるところは改め、考えていきたい。こう思っております。

いわゆる中小企業といいますと500名とか、あるいは少なくても数十ということになるわけでありますから、施策としてはちょっと目が粗過ぎる。もっときめの細かな、こういう考え方が当面、大切ではないだろうか、このように考えたところでありまして、そのあたりを十分、検討してみたいと思います。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　ありがとうございます。

小規模事業者育成条例も非常に大きな役割を果たしているんですけれども、やはり４人以下の本当に零細業者を対象にしているということだとか、いろいろ限界があると思うんです。今必要なのは、本当に行政、市民が一体となって、中小業者振興を位置づけて育成していこうというような、そういうふうな基本条例、市の責任や市民の協力義務、そういうものを定めた条例が今、必要となっているのではないかと思いますので、ぜひ御検討していただきたいと思うわけです。

日本の中小企業というのは、全国全体で見ますと646万事業所あるそうです。これが中小企業全事業所の99％を実に占めているということです。従業者数は4,141万人、民間の会社で働く従業者数の76.5％が中小企業で働いている。ところが、これに対する国の中小企業対策費というのは1,855億円にすぎません。住専処理に使われる6,850億円とか、思いやり予算などの駐留米軍経費、昨日、森田議員も言われましたが、6,257億円に比べても、いかに中小企業が軽く扱われているかということだと思うんです。駐留米軍１人当たり1,331万円の税金が支出されているのに対して、中小企業１事業所当たり国から支出される税金は２万8,700円にすぎない。この事実の前では、これまでどんな政治的な立場をとってきた人であっても、何とひどいことか、どちらを向いた政治が行われているのか、何とかしなければならないと、だれでも考えるのではないでしょうか。

今、国政では、このような政治の転換をするために日本共産党と共同しようという大きな流れも生まれています。市政においても、中小商工業振興の課題で、これまでの政治的立場の違いを超えた広範な市民の共同が重要になっていると思います。中小商工業振興の課題で幅広い共同を呼びかけまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって14の１、商工業振興をまちづくりの柱に――中小

企業振興条例の制定、地域産業振興計画の策定を求める――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時40分　休憩

午後３時18分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、各種審議会等すべて公開制にせよの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔18番議員登壇〕

○18番（橋本文子君）　お許しをいただいて、ありがとうございます。

きょうは、五つにわたって質問をさせていただきますが、いずれも簡単にポンポンと答えが出てくれば、どんどん進めるような内容でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

森田市長の英断で、日野市民参加の推進に関する要綱が制定されてから、２年半が経過しました。この要綱の中に、公開の原則第４条では「市民参加の場は、公開を原則とし民主的運営を図るものとする」と、うたわれています。この要綱が制定された後、仲田総合体育館建設検討委員会設置要綱、日野市女性行動計画推進委員会設置要綱、日野市環境行政調査会設置要綱、日野市男女平等行政推進協議会設置要綱、日野市環境基本計画検討委員会設置要綱等々、幾つかの要綱が、市民参加の原則を踏まえながら制定されました。これらは、すべて委員として公募で選ばれた市民が参画できることになり、当然のことですが、実施の運びとなりました。しかし、よくよく調べてみますと、委員会が開かれるとき、傍聴したい市民がいても、それぞれの要綱の中に「公開を原則とする」という文言が入っていないために、委員の承諾がなければ公開されない場合が当然、起きてくるのではないか、という心配にもなるわけです。

現実に、ことしのことですが、ある審議会では、傍聴希望者がたくさん来庁されて、委員の間で、傍聴を許可するか否かで、大分混乱があったように、漏れ聞いております。そのときは幸いなことに傍聴が許可になり、市民のひんしゅくを買うことなく無事、終わったそうなのですが、これが必ずしもこのように傍聴をさせていただけるとは限らないということも、思い知らされたわけです。ですから、昨日の市長の答弁の中でも、審

議会公開は当然のことだと思っていますと、お答えになられました。

そこで、提案ですが、各種審議会等の設置要綱の中に「公開を原則とする」という文言を今後、必ず入れるということで決断をしていただきたい。この提案に対して、御答弁をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

（「簡単にお願いします」と呼ぶ者あり）

○総務部長（大崎茂男君）　御提言にありました各種審議会あるいは委員会等の中に原則公開を入れる、というようなことでございます。審議会、委員会につきましては、行政の各部門で設置しておりまして、原則公開というようなことを明文化しているものもありますし、また、逆にそれが落ちているものもあります。

御提言の内容につきましては、市長が昨日も答弁いたしましたように、原則公開の姿勢でございます。しかし、中身によりまして、プライバシーの問題等が出てまいります。そういうような中で、特に個人の問題だとか、あるいは特定のものに利益や不利益が関係するとか、あるいは自由な意見の場であるにもかかわらず、それが妨げられるおそれがあるとか、いろいろな条件もあろうかと思います。それぞれの審議会、委員会の性格に合った公開、あるいは一部非公開等を検討して、できるだけ明確な措置、規則なり要綱にしていきたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　市長もお答えになりました。審議会公開は当然のことだと思っていますと、はっきりとおっしゃいました。市長の方の御見解、一言お聞かせください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　会議の原則公開は、それで共通するお立場で、それぞれの審議会、委員会等で運用していただければよろしいと思っております。

会議には、多分、会議規則でありますとか、あるいは会長が運営に当たっていただきますので、会長の御判断で、その会議に諮って御決定になるというのが一つの手順だろうと思います。その際の共通原則に沿っていただくということで、ほとんど、どの会でも公開ということで運営されていると思っておりますので、お答えをしたとおりで矛盾なく行われるというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　委員の皆さんに信頼を置く中で、矛盾なく行われているだろうとお思いだろうとは思いますが、必ずしもそこのところが公開にした方がいいという方

ばかりではないというふうなことも聞いております。

ですから、せっかく日野市市民参加の推進に関する要綱の中で、公開を原則とする第４条があるわけですから、すべての、例外というようなのは多分、個人の利益と、さっき部長もおっしゃいましたが、例えば土地がらみの問題とか、そういうことだろうと思いますが、設置要綱の中で、あるいは規則の中で、それを文言でうたうか、うたわないかということで、委員の意識もかなり変わってくるんです。秘密にしなくてもいいような会でも、ややもすると、これは公開、傍聴してほしくない、公開したくない、という委員の方がしばしば、いらっしゃるというふうなことも聞いておりますので、文言をできるだけ入れるという部長のおっしゃったことで、市長、よろしゅうございますか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　文言を入れるかどうかということは、技術的なことじゃないかと思うんですが、要は会長に一任をし、また委員さん方でお決めになるというのが、本来、会の姿であるべきでありまして、日野市の共通原則ということをその際に御理解いただくということで適当ではなかろうか、こんなふうに思います。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　おっしゃることも、わからないわけではないのですが、例えば市民参加の推進に関する要綱があることすら御存じない委員もいらっしゃるということなんですよ。ですから、もう一つ、提案させていただきます。なかなか、すきっと答弁が来ないものですからね。

いろんな諮問機関と、委員を招集されたその日に、この日野市市民参加の推進に関する要綱をあわせて皆さんにお配りをしていただいて、このように４条では公開を原則としているということを、皆さんに承知していただくという方法はいかがでしょう。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事務局が出席するということになると思いますから、その際に、今御指摘の文章と、それから一般論としての市の原則というものをお伝えをし、それを運用していただくということは、適切というふうにお答えをしてよろしいと思います。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございます。

さらに文言の入れられるものは入れていただくということで、できるだけ多くの市民に、この諮問機関等で語られていることは、聞きたい人はだれでも聞ける、参加したい

人はだれでも参加できる、傍聴できるというふうなことを、他市に先駆けて日野市はやっていただきたいと思います。

かなり妥協した線を出していただけましたので、この質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって15の１、各種審議会等すべて公開制にせよの質問を終わります。

一般質問15の２、住民サービスの充実をの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君）　昔は、とても考えられなかったことですが、今は週休２日制の時代になりました。もちろん個人商店とか小規模の会社とか、いろんな事情があって二日も休んでいられないという声も、なくはないのですけれども、大体、週休２日制というのが徐々に浸透してきたというのが現代でございます。

一方、働き過ぎの日本人とか、暮らしを上手にエンジョイできない日本人とか、趣味は仕事といって、はばからない日本人は、世界の多くの国の人々から笑われたり、あるいは外国の競争相手の企業から攻撃される材料ともなってきました。そんな過去の経過を考えてみますと、日曜だけの週休１日制から、土、日を休む週休２日制になることは、とりわけ労働者にとっては大変喜ばしいことだと思います。というわけで、市役所も御多分に漏れず週休２日制になりました。

一方、同じく土、日、以外休みにくいサラリーマン市民にとって、住民票の写しや印鑑登録証明書等が必要になったときに、わざわざ休みをとらなければ用が足りないということでは、困るわけです。先日も菅原議員の方から、住民サービスの充実をということで別の角度からの御提言がありましたけれども、市役所の仕事は、本来、住民にサービスを提供することが最も大切な仕事です。

そこで、出雲市でやっていることを少しここで御紹介してみますと、1989年から市内のある大型店の中に、土、日に限りサービスコーナーを開設して、住民への便宜を図っておられるそうです。設置趣旨として、労働時間の短縮の進む中での行政サービスとか、市役所外勤務でのよりよいサービスの提供や、住民との触れ合い等がうたわれています。設置場所は、ジャスコ出雲店になっていて、やり方は、ファクシミリでサービスコーナーと本庁の市民課をつなぐ方法です。市民課では、端末機を使用しています。

ここで気にかかることは、職員の勤務体制だと思います。勤労が荷重になるんじゃないかという心配をされる方が、多分、出てこられると思いますので、さらに、この出雲市の例を進めてみますと、ほぼ全職員がこれに当たります。土、日の担当を受け持ちま

す。職員の配置につきましては、市民課の職員は原則、本庁で待機するんです。それは２名。土曜日、日曜日、２名ずつ。また、出先のサービスコーナーには市民課以外の職員３名が当番に当たり、そのうち１名は管理職です。本庁に出る市民課の職員は、１カ月半に一度の割合で当番が回ってきます。そしてサービスコーナーに出る職員の場合は、１年半から２年に一度の割合で当番になるそうです。しかし、管理職については、半年に一度ぐらいの割合で当たるということですから、いずれにしても、不可能なことではありません。

土、日に出勤した職員は、他の曜日に休む、代休の扱いです。ですから、原則的に土、日に出たからといって特別に財政面に影響は与えないわけです。取り扱い業務としましては、印鑑登録証明書、住民票の写し、年金の現況届けの証明、外国人登録済証明書の即日交付を行うこと。また、税務証明については事前に電話で申し込みをしておきます。また、戸籍謄抄本の取り次ぎ業務、簡易な申請書、出生、婚姻の取り次ぎ業務をしたり、市政案内等も行われています。これを開設するに当たっては、市内の大型店舗に以上のような内容を伝えながら、店の一部を貸していただけないものか、打診をされたそうです。何軒かからオーケーの返事がある中で、最も条件のいい店に決定をされたそうでございます。つまり、場所がよくて、コーナーの設置場所も有利で、しかも無料提供というのが決め手になったようです。

いかがでしょうか。わずかな予算で大きな住民サービスができる、こんな方法も、そろそろ考えてみてはいかがでしょう。この提案について、お考えを聞かせてください。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　今、御提案いただきました出雲市の方式につきましては、日野市でも研究をしているところでございます。

御提案の趣旨のように、現在、市民の方々にとっては最も身近な窓口サービスについて、市民ニーズの多様化に対応できるよう、その一層の充実向上を図る必要が求められていると認識しているところであります。部内におきましては、窓口業務における新しい形のサービスのあり方が、課題としてあるわけでございます。御提案の出雲市の例を参考にしながら、住民基本台帳事務、印鑑事務の電算化の進捗の現状ともあわせ、調査、研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございます。既に研究中ということで、御答弁をちょ

うだいいたしました。

本当に土、日を定期的に休むかわりに、ふだんはなかなか休みがとりにくい。休みをとることで、給料にまで影響があるというふうな勤労者にとって、ほかの曜日を休むというのは、とても大変なことなんだそうです。土曜日、日曜日に買い物をしながら、ついでにそういう証明書等も手にすることができるということは、お店にとっても、そして行政にとっても、大変お互いにいいことじゃないかと思いますので、今、研究中というふうなことでございますから、ぜひとも、その研究を速度を早めてやっていただけたらいいなというふうに思います。

この提案について、やはり市長からお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　出雲方式の住民票等の交付について、今、検討をしておるということでございますので、なるべく早く実施に向けてスタートしたい、このようにお答えをしてよろしいと思っております。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

本当に、役所の仕事というのは、最初に申し上げましたようにサービスをするのが、まさに役所の仕事なんです。ですから、いろんな角度から市民にとって有利になるようなやり方、制度を、どんどん時代に合わせてつくっていただくことが、これからの大きな課題になってこようかと思います。出雲方式を日野方式に、どう移しかえることができるか、どうぞ、日野版ということで、いい形のものをおつくりいただければうれしいと思います。

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって15の２、住民サービスの充実をの質問を終わります。

一般質問15の３、高齢者福祉の今後の施策について年次を追って具体的に示せの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君）　朝日新聞論説委員の大熊由紀子さんは、今から６年も前に「寝たきり老人のいる国、いない国」という本をお書きになりました。当時の私は、長寿社会になれば寝たきり老人がふえて当たり前と思っていました。ですから、デンマークやスウェーデンに寝たきり老人は１人もいないといわれても、とても信じられませんでした。そしてまた、その夢のような国のデンマークに二度も行くことになろうとは、考え

たこともありませんでした。３年前のある日、「デンマーク高齢者福祉視察の旅」という社協センターのチラシを手にして、迷わず参加した私は、大変なカルチャーショックを受けたものです。

そして、つい先ごろ、７月23日から８月２日にかけて、二度目の視察旅行に参加してまいりました。コペンハーゲンからバスで40分ほど西にあるロスキレ市でございます。人口は５万人、市の職員は2,000人ぐらいです。そのうち３分の２が福祉労働者で、フルタイマー、パートタイマー、どちらを選んでも、みんな公務員だということです。特養ホームのことをプライエムといいますが、ロスキレには11のプライエムに400人ぐらいのお年寄りが住んでいます。みんな個室です。昼間ベッドに寝ている人、つまり寝たきり老人というのは１人もいませんでした。今回、二度目の訪問で、ロスキレの統合政策を知りました。特養ホームから在宅へという政策転換です。今まで施設だったホームを次々と高齢者住宅に改造しているのです。ひとり暮らしの住宅のスペースは、約20坪、夫婦２人になると、さらに１部屋、５坪ほど広くなります。プライエムに入居してもいいし、高齢者住宅を選んでもいいし、住むところも自己決定です。住みたいところに住めるロスキレ市は、どちらに住もうとサービスの内容は全く同じだということでした。もし、住宅やサービスのことで待機者を出したら、市は国に対して罰金を払うのです。

さて、話を日野市に戻しましょう。

これまで私は、この場から高齢者福祉について、さまざまな角度から質問やお願いをしてきました。24時間ケアのこと、痴呆のお年寄りのこと、また実態調査のお願いや、ケアセンター「やわらぎ」に対する助成のこと、高齢者住宅について、あるいは在宅介護支援センターのこと等々、少しずつ段階を踏みながら話をさせていただいてきました。また、マンパワーの受け皿づくりについても、お願いをしたと思います。今回の質問は、それらを踏まえて、98年度ぐらいまでの高齢者福祉の計画を、年次を追って具体的に示していただくことにしました。

というわけで、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　お答えいたします。

日野市の高齢者福祉は、これまで要介護高齢者と元気な高齢者のバランスをとりながら、国や東京都の制度のほかに独自の施策を進めてまいったところであります。しかし、高齢化の進行の中で、制度や施設、施策の量的な拡充や新たな課題も生じております。これらを総合的に検討して組み立てたものが、日野市保健福祉計画であります。

計画の中で、在宅高齢者に関するものとして、ホームヘルプサービスあるいはデイホーム、ショートステイ、これら在宅の３本柱を初めとする幾つかの施策、それから施設建設を伴うものとしては、特別養護老人ホームの建設、老人保健施設の建設、在宅サービスセンター、あるいは在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、これらが、その内容となっております。ほかにもシルバーピアやホームヘルパーの養成等、数々の課題があります。

この保健福祉計画は、施策及び目標を示しており、個々の年次計画については大枠を示すにとどまっておりますが、これらの課題については財政状況等を考慮しながら、日野市の高齢化に対応できるよう最大限、努力をしてまいりたいと考えております。したがって質問の、今後２年間については、在宅高齢者の施策を掲げてある諸施策のうち緊急性の高い項目を重点的に充実していく考えであります。

施設面については、既に御報告いたしました特別養護老人ホーム、多摩川苑福祉ゾーンの中に建設するための準備をしているところであります。現在、130人程度の特養ホーム待機者がおりますが、一日も早く入居していただくためにも、早期の着工を目指しているところです。この特養ホームには、在宅サービスセンター、ショートステイ、介護支援センターなどが併設される予定となっております。デイケア、リハビリ、入浴などのサービスも実施させることができると考えております。

在宅サービスセンターについては、このほか平山四丁目都営住宅の建て替えに合わせて実現することを目標にしております。平成10年３月着工を目指して東京都と協議を進めているところであります。なお、これらの在宅サービスセンターは、痴呆性高齢者のデイケア、Ｅ型を実施する予定でおります。

在宅ケアの根幹となるホームヘルプサービス、今のところ待機者はありませんが、今後、導入が予定されている公的介護保険の動向によっては、対応の難しさが予想されます。公的介護保険では、保険適用が身体介護中心となるため、いわゆる家事援助業務は条件がつけられるという情報もあります。したがって、いわゆるホームヘルパー講習の２級または１級終了者でないと、責任を持って従事できなくなる方向に動いております。現状でも、ホームヘルプサービスの40％は介護中心の活動をしているわけです。今後の介護中心業務が、家事中心業務を上回ることは十分、予測されるところであります。市では、これまで３級ヘルパー講習会を実施しておりましたが、今後は１、２級の資格をふやすための講習会開催と、その終了者の安定的な受け皿づくりを進めていく必要があります。

また、公的介護保険は、24時間ケアサービスも実施するとしております。24時間ケアサービスについては、高齢者の実態調査を準備しており、その調査結果を見て事業規模等を判断したいと考えております。いずれにしましても、近い将来、巡回型の24時間ケアサービスを実施する必要があろうかと考えております。

もう一つの重点課題は、痴呆性高齢者の対応です。痴呆性高齢者は、東京都の調査では65歳以上の4.1%を占めております。この率を日野市に当てはめると、約700人以上になります。この件も基本的には実態調査の結果を見て対応することになりますが、現状でも痴呆性高齢者はもとより、その家族の御苦労は折に触れて聞くところであり、早期の対応が必要だと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

御答弁いただいた中で、二、三、再質問をさせていただきますが、一つは、ホームヘルプサービスは今のところ待機者はございません、というふうなお答えがございました。家政婦協会等でお願いしているサービスも含めて、そのように待機者はないということになっているのだと思うんですが、今、お願いをしている家政婦協会は、日野市のそれだけではなく、他市にもお願いをしているところが二、三あるというふうに聞いておりますが、その辺をちょっと、お聞かせください。

それから、巡回型の24時間ケアサービスをできるだけ近い将来、実施する必要があるという御答弁でしたが、ほぼ、どの辺を目途に考えておられるんでしょうか。その２点について、再質問をいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　家政婦協会につきましては、他市のものも対応しているんじゃないかと思います。

それから24時間サービスについては、先ほど申し上げましたように、実態調査の結果を踏まえて対応していきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　家政婦協会の方ですが、他市というのは、どの市と、どの市と、どの市でしょうか。そこのところを具体的に教えてください。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　近隣市だと思います。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　御存じなくて近隣市とおっしゃっているのでしょうか。それとも、これは公言してはいけないということで、近隣市とおっしゃっているのでしょうか。もう１回、そこのところを。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　公言していけないということではありません。私が、ちょっと情報を持っていないということです。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　それなら、わかりました。

多分、府中とか調布とか、あるいは、あともう１市ぐらいのところまでお願いをしているというふうに思うんですけれども（「立川と国立と八王子だよ」と呼ぶ者あり）、立川、八王子という声も聞こえてきますが、いずれにしましても、これから１級、２級、もう３級では間に合わないんだということで、その辺を認識していただいていて、うれしいと思うんですが、１級、２級のヘルパーさんも養成しようと。本当に結構なことだと思います。

ヘルパーさんがどんどん養成されて、やる気を起こしてマンパワーとして「さあ、このまちで仕事を引き受けよう」と思ったときに、もう既に待機者はございませんというふうなことに、他市の方までお願いしていることで、このまちで、隣近所で、助け合いの意味も込めて、ヘルパーになって頑張ろうと思う人たちが、仕事がなくて肩透かしになったら困るなという心配を、実はするわけです。

もう一方で、本当に言いにくいことですが、どこがどうでということは申し上げません。家政婦協会について申し上げますと、何となく聞こえてくるお年寄りの言葉の中に、家政婦協会よりも事業団の方がいいんだとか、もっとほかから来てもらっているところの方が、なにか親しくお話もできるし、いいサービスもいただけるし、人によっては「ごめんください。ああ暑かった」汗をふきふき、ではお茶を沸かしましょう。お茶を沸かして、ああ一服しましょう。あら時間だわ。では、さようなら――極端な言い方ですが、こういう方も中にはいらっしゃるというふうな、それで聞いてみると、どこからかなと思うと家政婦協会からというふうな声が聞こえてくるんです。

私は、これからの福祉を考えていく上で、日野の中でやる気のある多くの市民の方々が、１級、２級の資格をお取りになって、お年寄りと共生社会をつくろうという、それをこれからどう構築していったらいいのかというのを、本当に、本気で考えていただき

たいというふうな願いがあるものですから、少しそのあたり、調査をされたり、どうしたらいいかというのをお考えいただくと同時に、前回も申し上げたのですが、そういうトータルな福祉をつくるためのプロジェクトチームを、ぜひつくり上げていただきたい。そこには看護婦さんも来て、ヘルパーさんもいて、お医者さんもいて、さまざまな、そしてまた学者、有識者もいて、また公募をする中から市民が選ばれてきて、幅広い人たちが寄り合ってプロジェクトチームをつくり、これからの日野の福祉をどうつくったらいいのか、みんなで練り上げていく。そういう作業がまず初めになければ、行き当たりばったりで一つ一つやっていっても、なかなかトータルな福祉にはなってこない。せっかく一生懸命やっているのに十分、御満足をいただけないという結果を生み出すおそれを持っています。

ですから、そのプロジェクトチームをつくるということで、どんなふうにお考えいただけるのか、その点の御答弁をいただけたらと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　これからの福祉を構築するという意味では、今ちょうど保健福祉計画の見直しの時期に入っています。この見直しの各委員さんの公募も含めてお願いすることになっておりますので、そのような中での論議も可能になってくるのではないかと思っております。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

先ほど申し上げましたデンマークの統合政策というのは、もう皆さん御承知と思いますけれども、次の三つの原則を踏まえて行われています。

一つは、人生の継続性の尊重。今住んでいるところで、できるだけ住み続けていけるような、余り生活に変化をつくらない継続性の尊重というふうなことで、それをサポートする福祉、これが第一の原則です。

それから２番目の原則と申しますのは、残存能力、自己資源の活用ということで、できるだけ当人の持っておられる、残っているその力を、過剰の世話をするのではなくて、補助器具を使ったり住宅の改造をして、残っている能力をできるだけ引き出してあげましょうというふうな原則、これが残存能力自己資源の活用という、２番目の原則でございます。

そして３番目の原則としては、自己決定の尊重。自分の人生は自分で決めていく。住む家についても、サービスの内容についても、生き方も、死に方についても本人が決め

ていくという自己決定が尊重されているわけです。

日本の福祉は、ややもすれば「してあげる、やってあげている」という感覚がちょろっと出たりして、相手の方に負担をかけてしまったり、精神的な面で、言いたいのだけれども、こんなにしてもらっているのだからということで言えずにいる。そういう負担をかけないというのが、デンマークの統合政策では、とても大事にされていました。

また一方では、高齢者のグループの自主活動がとても盛んです。

例えばロスキレは5万人の都市ですが、それが八つの区域に分かれていまして、それぞれの区域の中で福祉のサービスも完結しているというやり方をしているのですが、元気なお年寄りには補助金を出して、どんどん好きな活動をしてもらいましょう。そのことで老化をおくらせることができたり、痴呆になるのを遅くすることができるというふうなことで、活動の内容というのはスポーツやダンスに始まって音楽、演劇を見る、それから講演会を開く、コンピュータにさわってみる、さまざまな活動が、みんなで、自分たちで考え出して、そしてその活動資金は市から出していただく。市は、お金は出すけれども口は出さないというふうなことで、一つのグループに年間、日本のお金で約40万円ぐらいの活動費が出されているということでございました。また、1週間から3週間、泊まりがけの、どこかへ行って活動するというふうなときには国からの援助金も出て、みんな楽しく旅をしてくるというふうなことで、まあまあ、とてもデンマークの福祉には追いつかないことはわかっていますが、目標はなるべく高く、大きく持った方が、本当にいい福祉をつくっていけると思います。

そんなふうなことで、これからつくられる保健福祉、あるいは医療も含めてでしょうか、医療のことがちょっと気になるのですが、その計画を練っていく委員会の中に、お医者様はいらっしゃるのでしょうか。それをちょっと、お尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　このメンバー構成については、まだ決定しておりません。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　それでは、ぜひお願いをしたい。デンマークで、在宅のケア、介護、看護、それの中心は、まず看護婦さんでした。お医者様も行きます。医療をどういうふうにしたらいいかということで判断をしなければいけませんのでね。往診をしてくださって相手の体を診て、病気があれば、それに対してどういう治療をしたらいいかということで、後は今度、看護婦さんがそれを受けて看護に行くわけですけれども、医療と福祉と保健が、もうあっちでもこっちでも言われていて、耳に、たこができるぐら

い、この三位一体でなければという言葉がはんらんしています。

私は、医療を抜きにしたケアというのは、やはり片手落ちだと思います。最も大事な医療の分野も含めて、その計画をつくる委員会では、中身を決めていってほしい。そこのところには、当然、これから日野の市立病院も建て替える、充実をさせるということで、もう決まりましたから、いろんな、できっこないやとか何とかといわれながら、もうつくれるところまでこぎつけましたので、日野の市立病院が、ぜひ１枚かんでいただいて、そこに参加していただいて、一緒につくってほしいというふうに思っているのですが、その点についてどうお考えでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　先ほども申し上げましたように、まだ考え方はまとまっておりません。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　あとは、市長の胸三寸というところで、市長が、それも大事だと思ってくだされば……多分、大事だと思ってくださると思います。市長のお考えを、お医者様を加える、市立病院も１枚かむということで、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公的介護保険ということが、国で、あるいは地方自治体も、どういう役割を果たすかということで、今、論議をされております。

日野市では、特に日野医師会の一つのリーダーシップもございまして、地域保健協議会という組織を条例で設置しております。もちろん市立病院の院長も、そのメンバーであります。また、医師会の会長もメンバーであります。医師会ではまた、これも訪問看護制度という地域社会にぜひ必要な仕組みを、率先をしてつくっていただいております。いろいろな意味で福祉保健医療という関係を密度的にも、あるいは福祉の思想の上でも重要な役割として構成をする行政でなければならないということは、論をまたないことだと思います。御指摘のとおりに今後も進めたいと思っておりますので、適切なまた助言もお願いをしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

医療も重要な役割を持っているのだとおっしゃる市長のお考え、必ずそれは今後の福祉政策の中に反映されるものと信じます。

日野のある老人病院の婦長さん、この間のデンマーク福祉の視察に御一緒して、部屋も２人部屋でしたから御一緒に11日、暮らしたわけですけれども、私はその婦長さんに申し上げました。「今まであなたのいらっしゃる病院、必ずしもいい評判ではなかった。今どうなのでしょう」と伺ったら、この２年ぐらいの間にとても改革をしましたと。２年前に婦長として来られたのだそうです。そこで、これまでは一たん入院したらもう出てこられないという、うわさが立っていたその病院で、この２年間に14人ぐらい在宅に帰せたとおっしゃるのです。大変なこれは進歩だというふうに私は思いました。ぜひそれを頑張ってほしい。では、お帰しになった患者さんについて、帰せるという見通しがあるからお帰しになったのだけれど、その後はどうなさっているのでしょうと伺いましたら、婦長さんが「その方々をケアに訪問している」ということをおっしゃるのです。またまた私は、もう感動しました。そういう民間のパワーも日野の中には今、生まれつつありますので、さまざまな角度から生まれている、そういうすばらしい考え方、あるいはやり方を、もう行政だけではやっていけない時代になっています。組み込みながら、それぞれ手を携えるところは携えて、今後の福祉をより充実していっていただきたいということをお願いをして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって15の３、高齢者福祉の今後の施策について年次を追って具体的に示せの質問を終わります。

一般質問15の４、障害を持つ子どもの通所施設「虹の家」は現状のままでいいのかの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君）　日野市障害者（児）通所訓練施設「虹の家」は、豊田三丁目にある施設です。６畳の広さの部屋が二つと、事務所とは名ばかりの１坪ぐらいの部屋は、小さな湯沸かし場のついた部屋です。そこに事務机１個と、いすが１脚。その足元には、毎日やってくる、通所してこられる人たちの荷物置き場の兼用にもなっていて、リュックなどが所狭しと置かれています。玄関の戸をあけると、やっと人１人通れるほどの靴脱ぎ場と、２畳程度のスペースがあって、靴箱を置いてあったり、トイレの入り口も見えたりしています。つまり、施設というには余りにも小さくてお粗末な建物なのです。しかし、大家さんには、ただただ貸していただいて感謝あるのみということですから、そこのところは誤解をしないでほしいと思います。

この訓練施設には、17名が在籍しています。指導員５名のうち常勤者は１名です。非常勤の４名は、２名ずつのローテーションで毎日の指導に当たってくださっています。知的障害を持つ、今はもう二十歳前後になった男女の若者たちが、土曜日には17名全員

が勢ぞろいします。指導員が５名ぐらい集まり、17名プラス５名、たった12畳のところに22名もの体格のいい若者が集まっている様子を想像してみてください。

1982年11月に発足した「虹をかける会」が、その年の12月に現在の１軒家を借りて、翌年の1990年１月に「虹の家」として開所しました。当初は、週２日開所で運営していましたが、３年前の1993年の２月からは週６日の開所に踏み切りました。指導方針は、スポーツ等の屋外活動や行事や日課を通して生活指導をする。また、情緒の安定や自己実現のための手助けをするなどです。その他に、作業としてマーブリング製品をつくったりしています。

ここに、その一つをお持ちしたのですが、こんなすてきなはし、お母さんも一緒になってつくっておられます。これ、市長に進呈します。ごらんのとおり竹なのです。一時、木の割りばしはと、いろいろ消費者問題で言われましたが、竹は日本では幾らでもできますからね。その竹のはしを使って、その袋は絵の具を流して、知的障害を持った人たちが染めています。

また、月曜から土曜までの６日間、作業……今、手芸、あれは手芸の一つでしょうか、それとも美術でしょうか、作業、手芸、スポーツ、美術、給食等にも一緒に手を、お互いに指導員だけではなく、みんなでやりながら、おやつなどもみんなで一緒につくって食べているというふうなことで、プログラムをこなしておられます。文化活動としても、音楽、書道、詩の教室なども行っています。４月から12月にかけての水泳は、みんなが大好きなスポーツだそうです。

そのような活動をしてこられた虹の家、立つ場もないほど狭い、あの現状、あのままでいいのでしょうか。その点について、お考えを聞かせてください。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　施設の内容につきましては、今、議員さんがおっしゃったとおりであることは承知しております。この間、この通所、利用者数は17名、今おっしゃったとおりであります。現状では、その人数の割に部屋の広さというのは不十分であることは承知しております。

これに対して、東京都の方では、一定の基準に基づいて補助制度があるわけですけれども、現在、この施設のみ通所というのが５名ということで、東京都の補助基準による補助対象者としては５名ということで、６名以上という基準に満ちていない。そういう現状もございます。ただ、市としても現状のままで、例えば家賃補助であるとか、その他の補助、東京都の補助と合わせて支援しているのが実態であります。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　家賃補助等していると。あの古い、狭い、若者たちが入るに余りに狭過ぎるあの家、もう家賃補助だけでは、だめなんじゃないか。とても福祉とは言えないというのが、私も見に行っての実感でございました。

初日の市長の行政報告の中で、南平の土地に、これから障害を持っている人たちとグループをつくって、それぞれ活動している日野市の団体のために、南平の土地を使うのだというふうな内容の御報告があったように、今ここに文書を持ってきておりませんが、私は記憶しているのですが、市長、その辺のことをもう少し詳しく、南平の土地について話していただけませんでしょうか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　市長の行政報告につきましては、現在、市内に民営でこの福祉施設を興している団体に、将来とも安定的な事業が推進できるように、市としての支援をするという趣旨であります。

市内、今、十ほどの純粋民営の施設があるわけですけれども、南平四丁目の行政報告にあった施設は、やはり社会福祉法人を目指す、つまり自立する意欲を持った団体ということになろうかと思います。このことを突破口に、いろいろ工夫が出てくるんじゃないか、そういう展望を持っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　南平の四丁目の土地は、社会福祉法人を目指す団体と、今お聞きしたわけですが、では社会福祉法人をつくるための条件、とりわけ財政面が大変重い問題だと思うんですが、一体、幾ら財政を用意すれば社会福祉法人がとれるのでしょうか。教えてください。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　これは、やはり規模、内容によっても違いますので、現在、幾ら用意すればということは、今申し上げるわけにはまいりません。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　それはないでしょう。おおよそ幾らから幾らぐらいと、例えば一番小さい団体であれば、人数はどのくらいで、どのくらいあれば、というのを教えてくださいよ。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　詳細につきましては、民間の福祉施設と今後、協議していくという内容が主体になってまいります。この中で、仮に利用定員を20名なら20名、あるいは30名なら30名という仮定をする段階で、当然それに必要な面積あるいは資金計画、そういったものは出てまいります。

まだ、その詳細については決まっておりませんが、やはり自己資金とすれば相当の額を用意されなければなりません。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　そうすると、市長が初日におっしゃった、障害を持っている人たちのグループのために云々かんぬんという話は、今ちょっと気づいたのですが、福祉法人格を持った団体をあそこに持ってきて、そこにいろんなグループが十ほどあるけれども、そこから来たい人はいらっしゃいという形でやろうということなのでしょうか。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　社会福祉法人の設立の要件でございますけれども、例えば厚生施設、これは社会福祉法人ですから、必ず法内事業を運営していかなければならないわけでございますので、例えば厚生施設の場合には定員25名という、たしか25名だと思いますが、最低の定員がございます。したがいまして、それに対応する建物、これの基準要件もございます。それから、当然、法人ですから資本金と申しますか、たしか300万ではなかったかと思いますが、そういう準備も必要でございますが、いずれにしても、土地を確保するということが一番大きい重大な課題ではないかと思っております。

したがいまして、南平の用地につきましては、そういうところを目指して、今すぐ法人化できなくても、将来的には法人化をしていくのだというような、そういう姿勢を持った、特に現状において非常に手狭になった施設、そういう方たちをそういうところに用地としてお貸ししていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　わかりました。

それでは、今、先ほど私がちらっと気になった、十ほどあるとおっしゃった、そのグループではなく全く別のものが来て、そこにそれぞれいらっしゃいということではなく、十ほどある中から、元気のある法人格を目指して頑張ろうというグループ、三つなり四つなり、あそこの土地を提供しますからお使いくださいというふうな、お考えだというふうに理解をしてよろしゅうございますか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　そのとおりです。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　とすると、最初から法人格でなくても、今やっているグループ、手狭になったところ、そして一生懸命元気を出しているグループ、そこのところがちょっと気になるのですけれど、まあ三つか四つか、どうぞいらっしゃいということで、幾つか決まったとします。そこに入る人が決まったとします。では、その建物はだれが建てることになるのでしょうか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　当然、実施主体は社会福祉法人ということになりますから、そのグループがそれに向かって資金計画を立て、いろんな準備をしていくという段取りになろうかと思います。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　いやあ、驚きました。建物は自力で建てなさいと、今おっしゃいましたね。私、聞き間違いないですね。幾ら何でも、建物を建てるのに幾らかかると思われます。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　建物の設置につきましては、今までの事例でございますけれども、増築というようなときには、これはあくまでも未認可の施設でございますので、補助制度はございません。したがいまして、経営主体、それから、やはり東京都の振興財団ですか、ここからの補助、あるいは低利な融資、また市では、そのとき特例の要綱を設置いたしまして何がしかの助成をしております。なかなか団体で建設なりするということは非常に困難だと思います。したがいまして、そのような補助を受けながら、助成を受けながら、当然、建設をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　いやあ、しんどい話ですね。

町田市では、障害を持っている子供たちの施設、法人格ですが「かたつむりの家」というのがあります。この「かたつむりの家」というのは、かなり大きな建物です。法人格を民間の団体がとったというのは形ばかりで、実は市が全部出資しているんです。そして、これは皆さんが建てたんですよという形で、市民がつくった法人格という表向きはなっていますが、実は市が全額出資していますよ。お母さんたちは、例えば1,000円、

2,000円とためた、わずかな会費があっただけで、それは、とても家を建てるとか運営をしていくとかということには、全く使えるような金額ではありませんので、市が知恵を出して、法人格をつくるにはこうしたらできるよと知恵を差し上げて、お金を差し上げて、つくった、かたつむりの家というのがあります。

それから、障害を持った子供の施設ではありませんが、もっと最近では、お年寄りの施設ができました。あれは成瀬というところですね。成瀬台何とかというところです。そこも行ってみましたけれども、これも市が全額出資の形で、でも市民が法人格をとってつくったよという、知恵もお金も出して法人格をつくって市民が運営しているという、そういうことができているのに、日野ではそれができないのですかね。どうでしょう。（「どこか、おかしいところがあるぞ」と呼ぶ者あり）お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　当然、この設立事業開始に向けては、関係者と十分話し合いながら進めていかなければなりません。国や都の補助もすべて駆使する形で、実現に向けて市としての一定の役割を担いながら実現してまいりたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　都の振興財団のお金、まあ、それは結構でしょうよ。それで、有利な融資、それも結構でしょう。でも、お母さんたちは設立の仕方は何も御存じないのです。普通なんですよ、知らないというのは。それなのに、法人格を、法人格をと、法人格でなければ、それを目指さなければと、知恵もお金も出さないで言っても、それは進みませんからね。これから町田と全く同じでなくても、町田に近い形でやっていただけるように。町田の職員、いつでも無料で講師で来て、こうやったらとれるよということを教えてあげましょうという職員もいらっしゃいましたよ。てすから、その辺、大変失礼な言い方かもしれませんが、その方がいろいろとなさって、できたのだそうです。ですから、市がなかなかつくれないとおっしゃりながらでも、親にはとても預けられませんからね、建物をつくるまでは。

今、ここに、これは「晨」という雑誌ですですか、これはどこでしょう……新潟市ですね。知的障害者を対象としたデイサービスセンター、めいせいサポートセンター、４月９日に開設されていますが、在宅の知的障害者が通所し自由に文化的な活動を行うと同時に、保護者らを介護からいっとき解放しようというもので、厚生省通知に基づく施設だということですよ。就労が困難な在宅の知的障害者の自立促進が目的で、建物は市の知的障害者通所施設、明生園に建設しているということです。

特殊学校を出ました、養護学校を出ました、あるいは普通学級を卒業しました、でも行く場所がない。今、日野市にある「つばさ」も満杯です。それから「はくちょう」も満杯です。というふうなことで、行き場のない子供たちは、ではどうしたらいいのかということで、お母さんたちはどうにもならないところに追い詰められたところで、それぞれグループをつくって、十余りのグループができているわけですよ。この新潟のこれは、全くの自治体直営施設なんですよ。ほかにも愛知県の蟹江町にもあるのだそうですが、新潟市も直営で踏み切ったというふうなことがあります。直営でなくても、お金、知恵を出していただいて、そして障害を持っている子も、持っていない子も、みんながともに生きていく、いける、日野、それを実現するためには、親たちがいつまでも担っていけないでしょう。親は年を取っていくわけですから。子供の方は、どんどん成長していきます。今、二十歳と思っている子も10年たてば30歳。親は、その分、老いていくわけです。

ということになれば、やっぱり元気を出しなさいというのは簡単なのですが、元気を出しただけじゃできないのです。お金も知恵も、私も、やれといわれてもできませんよ。だとしたら、こういうふうにやったら法人格できますよ、幾ら幾ら資本金があればできますよ、これだけ財源を持てばできますよ、その財源はこういうふうにして、こういうふうにして、つくることができますよと、そこまで知恵を授けてあげてください。そして、一緒に活動してあげてください。そしてでき上がったときには、これはあなたたちがつくった法人格ですよと、言って上げてください。そこまで本当に踏み切っていただかなければ、まだまだこれからふえてくる障害を持っている子供たち、不安でしようがありません。

日野市は、先ほどの３番目のお年寄りのことについては、大変いい御答弁をいただいて、私も気分よく４番目のこの質問を今しているところなのですけれども、いまいち、ちょっと不安なところが、きょうの御答弁ではありました。意外でした。三つ入れるか、四つ入れるか、そして入りたいグループが幾つあるかということから、まず始まるのでしょうけれども、十あるグループの中で優先順位はどうか、どこが一番手狭で必要なのかということを十分、調査をされて、行って、子供たちと一緒に見てください。特に土曜日、お休みですが、ちょっと個人的な時間を割いて、ぜひ担当の職員の皆さんには行って、参加してみてほしいと思います。

そういうことで、今後さらに大きく、希望的な方向で展開していくことを臨みたいので、最後に市長、一言おっしゃってください。

○議長（土方尚功君）　助役。（「どうして。私、市長に……」と呼ぶ者あり）

○助役（坂口泰雄君）　ちょっと、その前に、先ほど私の答えの中で勘違いした部分がございますので、訂正させていただきたいと思います。

法人化と同時に施設運営ということになりますと、その建設費に対します補助は、当然、国、東京都、市町村、市ということで、助成の制度はございますけれども、先ほど私が申し上げましたような法人になる前の、いわゆる通所訓練所として将来、法人化を目指して、もし、その南平の土地に来た場合の施設の建設費のことで、お答えいたしましたので、その場合には、先ほど申し上げましたとおり未認可の施設でございますので、国、東京都の補助はございません。あるとすれば、いわゆる東京都の社会福祉協議会あるいは振興財団からの低利な融資、あるいは市からの助成、また施設の一部持ち出しというようなことで建設せざるを得ないのではないかというふうに思っております。

したがいまして、法人として設立する場合には、土地さえあれば建設費に対する問題は、それほど障害になるものはないというふうに思っております。

以上でございます。補足させていただきました。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる障害者六法という――福祉六法という障害者も対象に入れた法律があるわけでありまして、ごく一般的な仕組みといたしましては、法人化ができれば運営や設立の経費の大体４分の３が公費によって賄われる。４分の１は自主努力で生み出しなさいという形があるわけでありますけれど、その自主努力という部分を我々の自治体がまた援助をするということによって100％の支援ができる。こういう形になるわけでありますから、法人格を持つことが一番、運営上、有利だということは言うまでもありません。しかし、なかなか土地がないという理由が一番大きな理由で、現実は難しいわけでありますから、土地があるということがはっきり言える、そういう状態をつくりたいというのが、南平の土地の用途の考え方であります。

それから虹の家は比較的若いグループでありますから、よくお話を伺って、なるべく制度に乗れることも大切でありますし、また、市としても適切な考えを生み出すということで、頑張っていただく条件をより明確にしていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　法人格になれば運営設立の経費、４分の３を賄えるし、あとの４分の１は自主努力と。しかし、その自主努力の部分も自治体が援助できるから100％援助できるのだという市長の御答弁です。本当にありがとうございました。これからま

た、考えをいろいろと詰めていきたいというふうなこともお聞きできましたので、ありがとうございました。この質問は、これで終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって15の４、障害を持つ子どもの通所施設「虹の家」は現状のままでいいのかの質問を終わります。

一般質問15の５、小学校、中学校校舎の耐震対策を考えているのかの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君）　阪神・淡路大震災は、近代的な都市で最初に体験した大災害でした。関東大震災クラスの揺れにも十分耐えられるはずだった高速道路の橋脚や新幹線の高架橋が、まるでおもちゃの橋のように崩れ落ちた光景は、１年半たった今でもまざまざと思い出すことができます。また、中高層ビルなども次々に、あっけなく倒れたり崩落しました。いつ、どんな事態が起こるか、わからない世の中です。自治体には、そのような災害に際して、住民の生命の安全を守るために、迅速に的確に対処する危機管理能力が求められています。

９月３日の一般会計補正予算消防費についての質疑応答の中でも、そのようなときのために避難所となる学校という表現をしながら、災害対策経費について、やりとりがありました。避難所に指定されている学校が、万が一災害にでも遭遇して避難した大勢の市民たちを押しつぶすようなことがあっては大変です。そこで、今回の質問では、この１点にだけ絞って行わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

質問でございます。

第六小学校については、既に耐震のための補強工事が行われたと聞いています。その他の19校についても、そのような工事が必要かどうか調査をされましたか。

また、中学校については、どのようになっているのでしょうか。もし、調査が終わっているのでしたら、結果を教えてください。また、対策があれば、その点についてもお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　耐震対策ということでございますが、全体の学校の耐震の調査が済んでいるのかということでございますけれども、これは全体の耐震の調査を、全体が済んでいるということではございません。考え方でございますけれども、今、この御質問では、第六小学校以外の学校についての市の方策はあるのかということでございます。

御指摘の耐震対策についての考え方、現在、校舎及び屋内運動場が老朽化対応の一環として、大規模改造というのを年次計画でやっております。そういう中で、耐震対策をあわせて耐震の補強をしていくというところでございます。基本的には、この中で学校施設の耐震診断、耐震設計及び耐震補強等の耐震対応を計画して、これからずっとやっていくという計画をつくっております。

今後の事業計画といたしましては、本年度は校舎の大規模改造事業を実施しています六小の第２期分の工事、それからことし、来年、８年度の工事を計画しております第八小学校の事業で、既に本年度から改造工事と並行して耐震対応を実施しております。

また、９年、10年――1997年度、1998年度の２年で予定しています七小の改造事業につきましても、これから設計ということで東京都と協議を進めて実施に向けて努力しているというところでございます。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

そうすると、今のところ六小、七小、八小ぐらいしか射程距離に入っていないのかというふうに理解をいたしましたが、調査をしていないところは何校でしょう。あと全部、残りは調査していないということですか。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　大規模にあわせて耐震の補強をするということですので、大規模は20年を経過している校舎ということで、そういう形の中で大規模と一緒に耐震をやっていく、今、計画でございます。

ですから、そこを過ぎて計画のところを耐震の調査をしてやっていくということでございます。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　本当に震災が起きて、食料とか、さまざまな手当てのことも心配ですが、建物そのものがつぶれてしまったら何にもならないわけですよ。そういうことで、先生方も、とても心配しておられます。

聞くところによると、六小についてはやるけれども、あと「調査をしたらお金がかかってしようがないから調査なんかできない」などという、そういうことをおっしゃったということは、ないよね。ありませんですよね。本当に先生達が心配しておられますから、そういう耐震対策のことでお尋ねがあった場合等には、ぜひとも今のようなお答えをしてあげてほしいと思います。

私も、この質問をするに当たって……これは、する予定は実はなかったのです。ところがところが、先生方がとっても怒った顔で、あした提出をするというところへ、駆け込んでこられたのですよ。「調査するとお金がかかってしようがないなんていう教育委員会の考えは、おかしいですよね」って、こうなの。私は、だれがどう言ったとは申し上げませんよ。少なくとも本気で子供の命を考えている先生方に、よもや、そういうことはおっしゃっていないと私は信じたいのですが、できるだけ丁寧に丁寧に、先生方が不安にならないように言ってあげてほしいと思うんです。

ですから、今後もいろんなことで先生方がいろいろ聞きに来られたとき、親切で丁寧な対応をしてほしいと思いますので、教育長、その辺、今後、教育委員会の、本当に姿勢をきちっとしてほしいなという思いがあるのですが、ちょっと、もしその辺でおっしゃることがあれば。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　先生方に不安を与えたということがありましたら、申しわけないと思いますが、これは校舎の設備管理等、含めて、学校の教育活動についても、教育委員会としては絶えず先生方と一緒にやっていくのだという気持ちでおりますので、今後ともそういう考えで進めさせていただきたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。これで安心いたしました。

七小、八小は、今、もう計画の中に入っているということで、20年を経過している校舎ですので、調査をし、しかも改造計画の中に、補強する計画の中に入っているということでございますので、今の教育長の御答弁を信頼して、この質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって15の５、小学校、中学校校舎の耐震対策を考えているのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時45分　散会

9月11日　水曜日　（第6日）

平成8年
第3回定例会　**日野市議会会議録　（第28号）**

9月11日　水曜日　（第6日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成8年9月11日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時06分　開議

○副議長（鈴木美奈子君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日午前中、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問16の１、梅が丘地下壕の今後の安全対策について問うの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

最初に、梅が丘地下壕の今後のことにつきまして質問をいたします。きのう、おとついと久しぶりに雨が降りました。梅が丘のことも気になりましたので、けさ、私どもの日刊「赤旗新聞」を配達をいたしまして、そのついでに梅が丘の道路も変化がないかというようなこともありまして、ぐるっと見てまいりました。午前５時半ごろ現在におきましては、どの路面上にも異常はございませんでしたので、ひとつ市当局も御安心いただきたいと思います。

４月17日、午前３時45分、梅が丘の道路並びに屋敷に及ぶまでの陥没事故がございました。市の対応も早く防災の関係者あるいは建設部の方、都市整備部の方々が御苦労をされたわけでございます。そして、中間報告が住民にも示されるところまで前進をいたしました。市長以下、大変御苦労さまであったというふうに思います。住民の皆さんには、まだ一部の不安あるいは不十分な点もあるかと思いますけれども、それについては、今後の対応、対策に待たねばいけないことだと思っております。

ちょうど４月17日は朝から市長と与党の議員団がいろいろの話し合いをしている途中でございました。市長は、これは臨時議会を開かなきゃいけないかもしれないというような立場で、非常に梅が丘のことを心配をされていたわけでございます。私たちもその情報を聞きまして、早々に市長との話し合いを打ち切りまして、日本共産党市議団と護憲市民会議の一同が数台の車に分乗しまして、早速10時過ぎでございましたが、現地に出かけました。そして、被害に遭われた御家庭の皆さんへのお見舞い、また、近所の方々へのお見舞いをしたわけでございます。そして、市や警察や業者等駆けつけていらっしゃった方々に、またあいさつもいたしました。そして、みんなで若干の調査をいたしまして、

その朝は梅が丘を離れるということになりました。

その後、私を含めさまざまな形で梅が丘のお見舞いと、また災害対策復旧のためにいろいろなことを市にお願いなどをいたしました。日本共産党からは、いわさ恵美衆議院議員と秘書、また村松都議が現地に伺いました。そして、自治会長の御案内で現地のさまざまな調査をし、またお見舞いをいたしまして対応をいたしたわけでございます。その後、日野市の都市計画の担当の方々といわさ議員の秘書も話し合いなどをいたしました。村松都議も話し合いなどをしたわけでございます。そして、早速、国や東京都に対して一定の調査、聞き取りなどを国会議員、都議会議員もいたしました。この問題については、目下継続中でいろいろの今後も対応をしていきたいというふうになっております。

市の中間報告でも指摘されておりますように、今度の陥没事故は旧帝国軍隊の地下壕、これが直接、間接的に影響しているということを報告でも指摘しているというふうに私は受けとめております。そういうことで質問に入りたいと思います。

この地下壕の工事は６月議会でも明らかになりましたように、またいろいろの資料あるいは新聞紙上等の報道でも明らかになりましたように、東京都が戦時立法下のもと指示をして行った工事であったわけでございます。したがいまして、当然、そういう立場からは国が戦後処理の問題として対応しなければいけない、そういう客観的な事実が存在をしているというふうに見ます。戦後は50年たちましたけれども、従軍慰安婦の問題を初め戦後における国家賠償、戦後補償、個人に対する補償も含めて、まだ多数の問題が継続中でございます。そういう観点から、私は今回の質問を取り上げてみたいというふうに思っております。

１番目の質問は、東京都や国は都自身が地下壕の工事に直接携わったんだということを、文書上などでその事実を確認をするということをしたかどうか、市当局はつかんでいらっしゃるかどうかという点でございます。そして、あわせて都や国がどういう動きを今しつつあるか、そのことについての経過などを教えていただきたいと思います。第２番目といたしましては、市としての今後の梅が丘の地下壕の調査、安全対策等、事の解決に向けてどういう方向を考えていらっしゃるかお聞かせをいただきたい。

以上、お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　梅が丘の地下壕につきましての原因者といいましょう

か、そういったものについて、今、国や都が認めているのかどうかその資料は、そういう御質問だと思います。

今までいろんな資料の情報の提供をいただきました結果、幾つかはっきりしていることはしてございます。いわゆる、当時東京都の今で言う水道局のそういう地下を掘るという技術から推測しまして、当時の軍の方から東京都が委託を受けて、その穴を掘ったというようなことについては、東京都の水道局の資料の中で明確に記載されております。それから、そのほか旧の軍の関係の資料が防衛庁にございますもんですから、そんな中からも明らかに推測ができるわけでございます。その事実につきましては、今回の補助申請に当たりまして東京都、建設省、大蔵省の方にお話を申し上げてございます。

来月10月に入りまして、建設省、大蔵省の立ち会いのもとに現地確認をする際にも、その旨を申し上げ、強くこれは一日野市の自治体だけのものではないからと、そういうお話をするつもりでございますが、今のところにつきましては、明確に事実としてはそれがありますけれども、最終的にはその立ち会い――立会と申しますけども、立会間の担当者の結論が出ませんと、なかなか明確にはならないというのが現状でございます。したがいまして、10月になりますればはっきりいたします。

それから、やはり一番大事なのは、今後どのようにするかということでございますけども、今回の補正予算でもお認めをできますればいただきました後、現状の調査を行いたいと思います。空洞の調査と可能なところのボーリング調査を行いました後、安全性についての結論も、ひとつその調査の中で専門家から意見を聞きたいと考えております。

その後の、それでは安全についてどうのこうのは今申し上げられませんけども、安全でない場合どうするかということにつきましては、その後の国、都の補助の体制の問題ですとか、日野市の財政の問題がございますもんですから、いずれにいたしましても、そこに住んでいらっしゃる方が安心して住み続けられるということを基本にして、しかるべき道筋を立てなきゃいけないんじゃないかな、このようには考えております。

それから、やはり一つの原因としましては、昭和30年代のいわゆる今の宅地造成規制法等のかかわる前の乱開発の段階での起因の民間の宅地でございますもんですから、その辺のところも、やはり無視はできない今後の状況はあるということも事実でございます。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　再質問を一、二させていただきます。

10月ごろ、都、国なりと立ち会いのもと調査を行うということでございました。これ

に来る都や国の担当部局、どういう関係の方がいらっしゃるかということをもう一度ちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、今後のことにつきましては、前の議会でもいろいろと答弁がございましたし、市の中間報告にも出ておりますけれども、新しい科学的な技術、こういうものを使っていろいろの地下の調査をするということが予測できるというふうに思います。その新しい調査の方法というのはどういうことを大体想定しているかということについて教えていただきたい。

それから、再質問の３点目といたしましては、災害を起こした原因者の究明の問題でございます。国の責任とともに、昭和30年代の乱開発の責任についてもということがございました。いろいろの災害などに関する法律などを見ますと、水没あるいは地下水による陥没、こういうことなどについてもあらかじめ陥没あるいは地下水等による陥没、そういうことがわかっている場合には、そういう工事をした人たちに賠償の請求ができるというような趣旨が、法律の中にはあるかと思います。そういう点で、今、部長が答弁されました当時の開発業者、あるいはまた最近開発を住民などとあるいは市も入りまして話し合いしながら第２の開発も行われました。そういう方々も含めまして、どういうふうに原因を明らかにしていくのか、この点については日野市が革新市政になる以前の大問題が市内各地にございます。要するに開発指導要綱などがなくて、業者の思うままに乱開発をした。公共施設はつくらない、道路は狭い、下水のことは考えない、そういうような開発が市内全域に広がったわけでございます。

梅が丘の業者についても開発当時の社名などは変わっているかもしれません。しかし、原因を追求する場合には、この業者がやはり現存しているということなどもあるかと思いますので、やはり徹底的な調査をして当時の開発業者としての責任ということも明らかにしなければいけないということがあると思います。

しかし、最大の問題は、私は国の責任ではないかと思います。戦争中は戦時下のさまざまな法律によりまして、国民もあるいは業者も総動員態勢になりました。したがいまして、戦時立法の中でできた法律、そういう法律のもとでいかに公務員が行ったものといっても、行ったことが戦後の国民、私有財産等に影響を及ぼす場合は、これは当然国家賠償法が昭和22年に制定されておりますので、この法律の精神からいっても、やはり補償という方向に政府自身が踏み切っていかなければいけない、こういうふうに思うわけでございます。

前議会ではいろいろ法律上、制度上、この補償の網にひっかからないというような立

場の市の説明等があったかというふうに記憶いたしております。しかし、従軍慰安婦の問題にも見られますように、戦後はまだ終わっていない。私有財産の問題といえども、やはり徹底的に国の責任を明らかにしていくということが必要ではないでしょうか。そのためには、自治体自身も立ち上がるし、あるいは被害を受けた方々、日野市民、市議会でも決議などをいたしましたが、こういう世論を起こしていくということも必要であろうかと思います。そういうことについても市としても考えていただきたい。また、考えていらっしゃることがあれば、最後に市長なりからお答えいただきたいと思います。

これとあわせまして梅が丘の地域を見てみますと、住宅だけではございません。地下壕の入り口からちょうど直線250メートルの上部分になるところに、警視庁の第2無線通信所が設置をされているわけでございます。また、職員、警察官の住宅もそこにございます。ですから、調査次第によっては警視庁にも住宅あるいは無線通信施設の安全性という点から、地下を調査しなければいけない必要性、こういうことも出てくるのではないでしょうか。また、地下壕入り口から500メートルのところには、東京都の水道局旧第4三沢浄水場があるわけでございます。そうい点から、東京都も場合によっては地下を調査する必要があるのではないか、こういうふうに考えます。数回がけ崩れが起こりました住都公団の所有地も、地下壕入り口から大体450メートルの地域にございます。住都公団としても、たび重なる災害を出している地域でございますので、やはり地下を調査する必要があるのではないか、そういうことも想定できるわけでございます。

また、同じ場所に国土地理院の三角点も置かれております。そういう点から、国土庁、政府の方も三角点を安全にいつまでも置くことができるかどうか、そういうことも関係してくるかもしれません、この場所は、地下壕入り口から650メートルぐらいでございますので。しかし、具体的などこまで掘ったかという正確な設計図と資料が私どもの手元にまだ届いておりませんので、そういうあたりまで掘ったかもしれない、そういうことも私は調べる必要があるというふうに思います。

今、古墳などの調査が全国的に盛んでございますが、内視鏡的なさまざまな設備を使って地下を調査する方法などもございますし、音波、その他科学的方法でさまざまな調査ができますので、地下壕から数十メートルの高低差があるといいましても、調査方法はいろいろと開発されていると思われます。そういうことで、今申し上げました警視庁、これは東京都でございますけれども、東京都の警視庁はほとんど警察庁の支配下、指導下にあるものでございまして、無線通信所もそういう関連があるかもしれません。そういう点で、東京都あるいは政府、こういうところが日野市だけに調査を任せるのではな

く、そういう広い範囲で共同の話し合いなどをして調査をしていく、そういうことによって調査段階から東京都や政府が入る。話し合いが余り長引いて、住民の不安が解消するのが長引くということになっては困りますけれども、一刻も早くそういう点にも手を打ちまして調査に入っていただく、こういう方向でやっていただきたいというふうに考えております。

以上の点について答弁ございましたら、部長、そして最後に市長から一言答弁いただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　都、国の担当部署でございますけども、東京都は道路管理部の管理課でございます。建設省につきましては、建設省都市局の都市開発防災課でございます。大蔵省につきましては、関東財務局の主計第１課上席監査官、それから本省の方ということでございます。

それから、新しい調査――今回行います調査につきましては、表面波探査ということで37カ所を予定してございます。簡単にわかりやすく申し上げますと、電極を通しておきまして、こちらから振動を起こしまして、その振動の波によりまして空洞の有無を調査するということでございますので、昭和48年代よりも進んだ形でのいろんろ機器の進みもございますものですから、そういうことでの調査を行いますということでございます。あとは機械ボーリングが可能な箇所、ほとんどがもう既に宅地が張りついてございますものですから、５カ所ほど機械ボーリングを行う予定でございます。そして、安全性等を調査をしていきたい、このように考えております。

それから、原因の究明につきましては、いずれにいたしましても現在把握している民間の開発業者につきましては、もう既にその法人が生きておりませんといいましょうか、もう既にその会社が存立してございませんもんですから、なかなかその部分につきまして究明していくといいますのは、なかなか難しいのではないかなと現在のところは考えております。が、しかし、経過としてそういう記録を残しておくというのは当然でございましょうし、それから、まだ当時の社長さんが存命ということでもございますもんですから、その辺のところについての整理もさせていただきたいと考えております。

国の方の責任につきましては、前段の今ある制度について御説明申し上げまして、御理解をいただければと思います。特殊地下壕の対策事業といいますのは昭和56年に終了してございます。その後、そういうものがないだろうということで終了してございますけども、今、４省協議の中で特殊地下壕の調査が行われております。国土庁、建設省を中

心としたところでございますけども、その調査には、日野市にはこういう地下壕がありますよということで報告をしてございますものですから、やがて、いずれにいたしましても、そういうものの対策が講じられるものと期待はしてございます。特殊地下壕実態調査委員会というのが、国土庁、農林水産省、林野庁、建設省、この４省で行われておりますものですから、それに出してございますものですから、いずれにしましても、特殊地下壕の対策事業というのは昭和49年から56年で終了しているということでございます。

それから、やはり今後大きな問題は安全性が出た時点で、公表の仕方等につきましては、やはりそこの上にもう既に通常の個人の住宅が建ってございますものですから、今後そういう公表の仕方から始まりまして、一連のことにつきましては、非常に難しい問題も出てございます。その調査の結果が出た時点で、十分にその辺のところも慎重に検討をしていきたい、また庁内的なものも協議をさせていただきたい、このように考えております。

それから、最後の近隣の通信所から始まりまして水道局、そういった地主さんもおります。その辺につきましては、今まで薄く対応してございましたものですから、調査の結果ないしその前後から、近隣の地主さんという意味合いからも、この辺のところについては共同歩調で何か対策が講じられればありがたいな、このように考えておりますので、今後研究をし協議をさせていただきたい、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　梅が丘の陥没事故につきましては、基本的な調査を行うということから、今後の対応が予測できるというふうには思っておりますが、今のところ、当面の調査のみが一番の入り口になるわけであります。時間は相当たっておるわけでありますが、一つの大きな意味の因果関係、原因者、それからその後の状況ということも、まだ立証できる段階でもございますので、まず調査から入って、その調査には都や国の関与も受けて取り組むことが、当面の手順だというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

６月定例会以後の経過としていろいろ答弁いただきたました。東京都と建設省と大蔵省が調査に参加するということだけでも、やはり大きな前進、今後への糸口であろうかと思いますので、市当局の努力に感謝したいと思います。しかし、それから先が大変な問題になります。私が質疑の中で申し上げましたとおり、ぜひさまざまな方法、さまざ

まな世論、こういうものを用いて徹底的な国の補償という方向で解決を目指していただきたい、このようにお願いをいたしたいと思います。

何せ一たん日野市議会でも相当な論議になりました第１回目の埋め戻しが終了した後に今回起こった事故でございますので、住民の不安も大変だと思います。この不安を解消するには、よっぽどしっかりした調査結果、今後の対策、こういうものの見通しというものが明らかでないと、住民の不安は解消しない、こういう気持ちがいたします。調査結果の発表については部長が配慮ある方向で結論を出したいと言っておりますので、そういう点も配慮していただくのも、また必要かなという気もいたします。しかし、なるべく情報は市民に明らかにしていただくという側面を強めて、今後の対応を進めていただきたい、このように要望いたしまして、この件は質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって16の１、梅が丘地下壕の今後の安全対策について問うの質問を終わります。

一般質問16の２、高齢者介護の前進のために問うの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　二つ目、高齢者介護の件について質問をさせていただきます。

市長は本年度の所信表明で、高齢者福祉について幾らかを明らかにされました。健康福祉の面につきましては、高齢化社会に対応するため特に痴呆性高齢者の実態調査を実施します、こういうふうに所信表明をされたわけでございます。そしてまた、当面する主要な行政課題、高齢者福祉に関するものとして６項目ほど提起をされておられます。多摩川苑福祉ゾーンのことから、地域コミュニティーの構成と機能化、あるいは福祉事業団の充実、こういったことなどが６項目挙げられているわけでございます。この市長の意思が、さらに本年度、来年度にかけて前進することを願いまして、質問をいたしたいと思います。

日野市の高齢者福祉については全国から注目を浴びております。日野市民また市の関係者の皆さんが、先進的あるいは大きな苦労を伴いながら営々と築き上げてきた高齢者福祉の諸施策が展開をされているからだというふうに思います。私ども日本共産党市議会議員団にも問い合わせ、視察の申し入れ等がもう毎年、次から次に来るという状況でございます。また、そういう関係の学習会やシンポジウム等がありますと、日野市から説明に来いというようなことなどもあるごとくに日野市が注目をされております。それは、例えば老人憲章というものも意外と私は価値があるのではないかというふうに思っております。老人憲章の設置市は日野市以外に三多摩では６市ほどしか、まだないわけ

でございまして、そういう点で日野市の老人憲章というものも、そういう意味から見ると、やっぱり光るものではないか、こういうふうに思うわけでございます。

そして、この老人憲章の中に書いてある特に４と５ですね、これが今後の高齢者介護、これを展開していくにも私は一つのスローガンとして生きていくのではないか、こういうふうにも考えております。４番目は、老人は経験や能力を社会に役立てるようその機会が設けられる、こうなっております。５番目は、老人は健康と生きがいをつくるため社会参加の道が開かれる。こういうことがうたわれているわけでございます。

日野市の高齢者施策の現状につきましても、さまざまな形で日野市が発表をしております。日野の福祉の分厚い本もその一つでございます。また、お年寄りの人たちが非常に喜んで絶版、品切れになっておりました「お年寄りの暮らしと生きがい『日野市老人福祉の手引き』」、これも非常にさまざまなところで評価をされております。最近、市が努力をされまして改訂版を出されまして、またこれを市民などが歓迎するのではないかと思います。これを本当に各家庭に１冊置いておけば、老後についてあるいは障害が起こったときに、自分の力で解決をしていくことができる、その手引きとして非常に、私は貴重なものである、そういうふうに考えている次第でございます。

高齢者の介護という問題は、これはやってみなければわからない大変な状況にございます。現在、特養ホームなどに待機している方も多い。また、デイサービスを待機している方もたくさんいらっしゃる。また、日野市の今後の高齢者の人口動態の予測などを見ましても、それらの設備、これは先ほど申し上げました老人憲章の精神に基づいた形で、私は発展していくことが必要だというふうに思いますが、こういうことがいろいろと期待をされております。

平成17年には、日野市の人口は想定17万7,712人、これは国政調査から東京都が予測した人口でございます。65歳以上の人口は25万7,221名である、日野市はという想定がなされております。65歳以上の人口割合は14.47％になる、そういうことでございます。介護を必要としないお年寄りができる社会をつくり上げる、これが根本にあることはもちろんでございます。しかし、残念ながら、やはり介護を必要とする方々も次々に発生していくということも、また見通せるわけでございます。

私が住んでいる近くでも、痴呆症のお年寄りが外出が好きでございました。相当遠くまで外出をされまして、ついに二、三日帰ってこないということになりまして、知人10人ほどで私どもも方々心当たりのところを調査いたしましたが、残念ながら発見されない。百草団地の近くの雑木林の中でお亡くなりになっているというようなこともあった

わけでございます。また、最近越してこられた家の近くの女性の方です。この方は、なかなか面倒を見てくれる人がいないというので、兄弟の中からついに結婚しないで次男坊の人がそのお母さんを面倒見ながら引っ越していらっしゃいました。百草団地は高齢者向けの住都公団の住宅になっておりますので、１階は高齢者の人が次から次に転居してこられるわけでございます。商店街で買い物をされましても、買い物に行くだけのことはされるんですけれども、昔記憶した八王子のある地名がどうしても忘れられないということで、幾ら家の方に行きなさいと言いましても、買い物の終わった後てくてくとひとりで八王子の方に歩いていってしまうというような方が、現在おられます。また、笑うに笑えない本当に痴呆性の人たちを面倒見ている方々の苦しみ、これは大変なものでございます。

私も母が五十数歳のときに脳血栓で倒れまして、その体験を１年半ばかりいたしました。ちょうど結婚前であったわけですけれども、なかなか私が結婚しないというので、おふくろが上京してまいったわけでございます。そして、私の給料が少ないので、近所の踊りのお師匠さんの着物を縫う仕事をいたしまして、精根込めて裁縫の仕事などをしていたせいか、ある日、脳血栓で倒れました。それで入院をしたわけでございます。私は、間もなく結婚式を努力しまして迎える直前、10日前だったんですね。それで大変困りましたが、結婚式は準備しておりましたのでこの結婚式はやりました。早速、中野の区役所に行きましたら、福祉の人が「竹ノ上さん、あなたの給料は安いですね。これじゃお母さんを扶養しているんなら医療保護がとれます」ということになりまして、結婚届ができないままに半年ほど、結婚式はやりましたけれども、夫婦で介護するというようなことになりました。病院に毎日通う、勤めながらでございましたので、今も私の妻は「あのとき、随分、私の体はがたがたになったのよ」と、ときどき言われまして、そういうようなことになります。そして、私の妹が看護婦の資格を持っておりましたので、上京してもらいまして看病してもらいました。しかし、脳の方が痛みますとなかなか言うことをきかなくてリハビリに応じてくれないというので、肉親ではありますけれども、もう殴ったりベッドから突き落としたりというようなことがあって、おふくろが私に苦情を言ってきたりとか、そういうことがあるわけでございます。当時は、部屋がせもうございまして、もう本当に大変とは私は感じませんでしたけれども、今から思うと、大変な状態だったなというふうに思います。

こういうことで、痴呆性を中心とする高齢者の介護、このことが市長の所信表明でも、真っ先に今年度の目標として私は出てきたのではないか、こういうふうにも考えており

ます。先般、市民団体によりましてデンマークの専門家などが来まして高齢者介護についてのシンポジウムのようなものがございました。私は、残念ながら出席できませんでした。しかし、参加した方々に聞きますと、日野市の福祉のメニューというのは、スウェーデン、デンマーク等よりも多い。しかし、中身の方が、これは質的に歴史も違いますので、これからでございますというようなことをおっしゃったそうでございますが、そういう面はもちろんあります。これから大いに前進をさせていくのが、日野市あるいは我々市議会、その任務になっているかと思うわけでございます。

質問に移ります。一つは、痴呆性の高齢者に対して実態の調査、これを一刻も早く進めていただきたい。そして、中学校区に一つ、介護のセンターなどをつくっていく、こういう方向に一刻も早く踏み出していただけないか。これが１番目のきょうの質問でございます。

２番目には、デイホームの中で痴呆性の方々をもっと扱える場所、体制、予算、こういうものを補強するという方向で頑張ってもらえないか。福祉は結局予算、人、こういうことになります。こういう点で、さまざまな総意を発揮していただいて前進をさせていただきたい。

３点目は介助、介護の問題でございます。今、日野市にはさまざまなボランティア組織、あるいはＡ会員、Ｂ会員からなる福祉事業団のシステム、あるいはまた、女性協会などのボランティアの皆さんの動き、民間のさまざまな施設、団体、こういうものがあります。また、地域での個人的なボランティア活動も行われております。そういう中で、例えば福祉事業団のＡ会員の方々のお話を承りますと、最初はボランティアということで参加している。しかし、だんだん介助しているお年寄りが高齢化をしていく。そうすると、どうしても身体の介護、こういうところもやらざるを得ない状況にもなっていくということも言われております。そういうことで、このボランティアが発足の精神でございますけれども、もう少し例えば交通費でございますとか、さまざまな保険制度でございますとか、形でこの福祉事業団あるいは女性協会の方々の介助の体制を前進させる手だて、こういう方向を考えていただけないか、こういうふうに思うわけでございます。

次に４点目になりますか、24時間体制の看護、介護の点について、ひとつ前進をさせていただきたい。さまざまな議員の方々が今までに繰り返しこういう点については質問をされておりましてダブってはおりますけれども、そういう点についても答弁をしていただきたいと思います。先般、私ども議員団と医師会が対話したことがございました。そのとき、医師会の方々は「今の看護ステーション、これをさらに前進をさせて24時間

の看護体制にもっていくという決意を持っております。行政の相当な協力があれば医師会も全力を尽くしたい」、こういうことをおっしゃっておりました。こういうことも含めまして、担当の部長からお気持ちで結構ですが、決意というようなものを述べていただければと思うわけでございます。

最後の質問は、これはすべての質疑が終わってからで結構でございますが、介護保険の現状の政府の考え方の中で、以前にも質問された方がございますけれども、市長の現在の考え方というものについて一言触れていただければと思います。

以上、お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　高齢者の福祉施策については、大きな課題として日野市保健・福祉計画の実現がございます。この計画は要介護高齢者だけでなく、元気な高齢者への計画でもあるわけです。急がねばならないのは、今後増加してくることが予想される要介護高齢者への対応であります。特に在宅高齢者の介護については、今後、ホームヘルプサービスの充実が必要となってまいります。また、在宅サービスセンターでのデイホームやリハビリ、入浴サービスを充実させる必要があります。さらに痴呆性高齢者の場合、本人だけでなく、その家族の負担は大変大きなものがございます。家族共倒れという恐れもあるわけです。痴呆デイホームやショートステイの充実が必要になってまいります。市では、これらのことを考慮して、多摩川苑福祉ゾーンに痴呆デイホームやショートステイを含む特養ホームの建設を急いでおり、既に御報告申し上げてありますように、民設民営方式を選択したところであります。

また、ホームヘルプサービスについても痴呆性高齢者の家族の睡眠を確保するための24時間ケアが今、話題となっております。これについては、日野市としても今後、慎重に検討していきたいと考えております。24時間ケアとも関連するわけですが、今後のホームヘルプ活動は身体介護業務が増加するものと思われます。やがて導入が予想される公的介護保険では身体介護業務が中心となると言われております。そのため、ホームヘルパーの養成は１級ヘルパーと２級ヘルパーに重点が置かれなければなりません。市でも、これらの動きに対応して現在、福祉事業団と協力して行っている３級ヘルパー養成講座を充実し、さらに１級、２級のヘルパーを養成しながら登録ヘルパー制度によるヘルパーの確保、質的な向上を図ってまいりたいと思います。交通費であるとか、いろんな身分保証にかかわる問題については、この登録制度と絡めながら、今後検討する課題と考え

ております。地域との連帯については、既に活動している自主グループや地域コミュニティー活動を高く評価しております。この活動との協力体制を強めていくことが重要と考えております。また、福祉事業団が実施している市民の協力を得た会員制の在宅老人ケア事業がきめ細かな活動によって高い評価を得ていることから、今後もより発展していけるよう支援をしていきたいと考えております。

既に申し上げましたように、市の高齢者施策は今後、充実させなければならない施策が多く、当面は保健・福祉計画の課題をもとに必要性の高いものから着実に実施していくことが重要と考えております。今後とも、財政面の問題もございます。また、保健・福祉・医療等の組織的な問題も総合的に検討しなければなりません。市民の要望に最大限こたえていくつもりで努力していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

今、部長から答弁をいただきました内容をさらに積極化して、ぜひ介護の事業を前進をさせていただきたい、このようにお願いをしたいと思います。時間の関係もありまして、最後の質問になるかもしれませんが、市長から答弁をいただければというふうに思います。

100歳以上の方がどのくらいいるかという調査が、マスコミ等で発表になりました。7,000人台になったということでございます。東京都は650人。100歳でどういう状況かといいますと、現役で免許証を持ってバイクを乗り回しているという現役ライダーもいらっしゃるというんですね。ですから、ダイヤモンド婚をして頑張っていらっしゃる方もいる。願わくは、全国民がこういうふうに、全市民がこういうふになっていきたいというふうに思います。しかし、先ほど申し上げましたように、現在の高齢者の実態は、また残念ながら厳しい側面もあるわけでございます。

私は車を運転しながらラジオを聞いております。最近は、高齢者問題についての専門家の発言等もございます。大体日本人というのは仕事のために生きている、社会保障が発展しているところでは、生きるために仕事をしている。脳みその使い方が60歳代までが違う。どうも左の方の脳みそが義務的な労働をするところに集中して使われるそうでございます。右の方はいろいろ意欲を持って前向きにする、あるいは芸術というものがすばらしいと感じる、そういうようなことに使うんだそうでございます。ですから、両方を若いときから脳みそを使う、そういう人間、また、それが許される社会環境とい

うものをつくっていけば、ぼけというものはなかなか起こりにくい、こういうふうに脳の関係の専門家の学者の方々が言われております。しかし、残念ながら、現在の日本の国民の状況では、そういうことをつかみ切れないままに、早く定年になったらいい、定年の後はゆっくりしたい、こういう社会現象でございます。そういう方々が特に会社を定年後、ぼけやすいということなんですね。そして、そういう人たちは、また回復がしにくい、こういうことでございます。未来社会に向かっては、そういうような状態が起こらないようにしたい、こういうふうに思います。

しかし、例えば医師会がやっている訪問看護ステーション、これは訪問回数が原則として週３回まで、看護時間が１回30分から１時間30分までというようなことになっております。また、ホームヘルプもいろいろの制限がございます。したがいまして、どうしても家族が介護をせざるを得ない。しかし、家族が介護をするということになりますと、会社をやめなければいけない、こういうような事態が起こります。先日も家の近くの奥さんの田舎で、やはり脳をやられて入院された方が急に発生しました。中国地方の方でございますが、救急車が来て近所の人たちはああああそこのおばあちゃんが救急車で運ばれたなと思ったそうですけど、実際はそのおばあちゃん――80代のおばあちゃんを看病しておりました65歳の長女の方が入院して身動きできない状況になったというわけでございます。兄弟が４人おりまして３人は全部東京に来ているということで、病院の方でも金曜日の入浴の日に、家族――関係者がいないとなかなか入浴させてくれないという病院の現状があるそうでございます。そのため、１週間に１回その３人の人が交代で、中国地方まで新幹線で金曜日だけ行くというような状況がある。

こうなってまいりますと、職場に勤めるということもなかなか困難な状態になっております。しかし、日本では、社会保障が資本主義国最低と言われるような状況でございますので、会社をやめてしまうと老後の保障がない。老後の社会的な介護体制が完備しておりますと、会社をやめてもいいわけでございます。しかし、どうしても60歳、65歳まで勤めて保険をかけたり貯金もしなければいけない、こういう実態にございます。65歳にならなければ年金ももらえない、こういう今の日本の社会の現実であります。ですから、自分自身の老後を保障するために、やっぱり65歳まで働かなければいけない。ですから、介護を十分にできない。こういう厳しい現実があるわけでございます。

ところが、今度、介護保険を審議している審議会ではどういう論議をしているか。介護は市町村に任せよう。しかし、いろいろ難しい。本当の介護というのは、やっぱり家庭でやるのがいいなと審議委員の先生方はそういう発言などをされているというわけで

ございます。一委員の人がある新聞に書いておりましたが、これでは介護をやろうという気持ちはないんだなということを新聞にも書いておられるわけでございます。やはり介護を受ける状態になってからでも、社会的なふれあいをしていくことが、私はそういう方々に大事だと思います。

今、市役所の近くにデイケアの私立のセンターができました。そこの前を時々通ります。デイケアで来ていらっしゃる方々が座りまして窓の外の通路をながめていらっしゃるわけですね。やはりそれだけでも違う。こういうことが言われております。自宅にこもっちゃうとますます脳の働きが鈍り、もともと家庭に閉じこもるという国民性からますますこの状態は悪化していく、そういうことが言われるわけでございます。

したがいまして、特養老人ホームを初めさまざまなショートステイ、デイケア、こういう社会的な形での介護というものを充実していく。それが行政の役割であるというふうに思います。もちろん今、ボランティア組織も活発でございます。私が住んでいる団地の自治会もさまざまな活動をいたしております。70歳以上が135名になりました。自治会でも福祉部というのをつくりあるいは生活部というのをつくりまして、ボランティアの人たちが会食の会をしたり、あるいは講演会をしたり、保健所の保健婦さんを呼んで何回もいろいろの講習をしたり、体を動かす活動をしたり、あるいは多摩動物園に散歩をする会をしたり、さまざまな形で介護が必要でないお年寄りをなるべくたくさんにするという活動もいたしております。今、行政に何でもかんでも要求するんじゃなくて、自分たちでこの解決をしていこうじゃないか、こういう空気も非常に高まっているわけでございます。それも大いに伸ばしていただく。公的な援助ができれば、そういう動きにも援助の手を差し伸べる、こういうことも私は大事だと思うわけでございます。そういうことを総合的に考えながら、今後の高齢者介護という問題を前進をさせていかなければいけない、そういうふうに思います。

同じく私の団地に住んでいる方が、ニュージーランドの社会保障を自費で視察に行ってこられました。この方は年金者組合というのに入っておられまして自費で行かれたんですが、立派なレポートをつくられまして、私に買えというので買いました。１冊1,000円でした。私も市会議員として、これはやはり自費で行きましてこんな立派な報告書を出せると、学ぶ必要があるなということを感じた次第でございます。この本を読みますと、ニュージーランドという小さな国、人口も極めて少ない国でございます。しかし、そういう歴史の中で植民地からの独立、あるいは現在は、アメリカの核兵器の艦船は核兵器なしという証明書のないものは入れないというような政府の立派な平和に対する法

律もつくって頑張っている国でもございます。こういう国が一貫して人間を大切にする政治へと転換をしてまいりまして、スウェーデンやデンマーク等に負けない豊かな社会保障制度をつくっているという点に到達をしております。したがいまして、年金、医療費、教育費は全額税金で負担するということでございますから、もう何の心配もないんですね、貯金をする必要もないしね。ということで、これには相当な何百年という歴史がかかったわけで、国民の運動があったわけでございます。そしてまた、この国ではその歴史を生かしてさまざまな宗教団体が、政府の補助を受けながら24時間体制の施設を初め、老後、安心できるさまざまな介護のセンターあるいは老人ホーム等を運営をしている。そういう実態が細かくこの報告書に出ております。

そういうことも国全体の政治の変革を必要といたしますが、そういうことも考えながら、ひとつ日野市において、さらに全国に誇れるような福祉、こういうものを前進させていただきたい、そういうふうに思います。介護保険の点につきましても、最後に市長からございますれば、一言答弁をしていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の主要なものは、いわゆる公的介護保険に対してどのような意見を持つかということだと思います。

一番中心になって社会保障の大きい役割を果たしてきたのが国民健康保険であります。当初、国の事業として40％を国費が担当するという極めて基本的な発足があったわけでありますが、その後、だんだん変化をして極力地方自治体に行政の一般化という傾向の中で、国の負担がだんだん減らされる、こういう事態にあるのが今日の国民健康保険だと言っていいかと思います。しかしながら、その役割は極めて大きく、かつ一つの社会保障体系の中心であることは言うまでもないと思います。ごくごく最近と言っていいと思いますが、いわゆる公的介護保険の問題が国民の論議に供されておる。政府もどうすればいいかといういろいろな審議過程の公表がされております。そして、一番地方自治体として、あるいは全国市長会等を初めとして、つまりスタートはかなり国の負担重く発足しても、そのうちに国民健康保険と同様にだんだんと地方自治体に依存度が高くなってくるのではなかろうかという懸念が、一方に伴っております。

私は制度としては、地方自治体こそその事業を運営できる主体であるべきだというふうには思いますが、いわゆる財源の負担配分によって、政府の保障がなかなか明確になってこないという点に問題があるようであります。地方自治こそ、一番市民生活を守る身近な行政の仕組みでありますし、いわゆる財政的な負担配分を明確にし、そして、地方

自治こそ市民生活の一番身近なところにある一つの行政の立場として、責任とそれから積極的な施策をもって対応するということが適当だろうと思っております。

一番今、市長会等でもあるいは東京都の市長会でも同様でありますが、どちらかといいますと保守体制の状況の強い自治体が、この公的介護保険に対して二の足を踏んでいるという感じがいたします。問題を抜本的に明確にすることによって、特に厚生省がこのことを政治の一番大きい課題とし、解散はこの公的介護保険制度の法制を整えてから解散すべきではないかという説すらある、こういう状況でありますので、緊急の課題として、また、国民との大きな責任と世論の力をよって確立した、つまり社会保障制度の２本立てということで、国民健康保険とともにますます事業が確立されるということが、国民の将来を幸せにする大きな根源になる、そのように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。自治体の長として森田市長の答弁はまさにそのとおりである。私も同感でございます。

今、年金生活者の50％の人はどの程度の年金を受け取っているか。月３万5,000円が平均額でございます。こういう現状に何の説明もなしに介護保険を支払えということになっても大変な負担になる。しかも、介護が実際受けられるかどうかわからない。場合によっては、介護保険が支払えない人たちも多数出てくる。こういう問題点も残されたまま強行するということは許されないと思います。介護保険については日本共産党は公的な介護保険も必要である、そういう立場に立っております。一切合財、現状の日本の状況で介護を税金で賄うということになりますと、７兆円、８兆円、10兆円というものが要るわけでございますので、非現実的であるという側面がございます。そういう点も含めて、今、国民の間で大いに討論を進めることが最も大切なことではないか、そういうことで公的介護保険に臨んでおります。

さらに五つの民主的、公正的な介護保険の条件についても私どもは主張しているわけでございます。現在、立ちおくれている日本の公的介護の水準を在宅介護と施設介護の両面で抜本的に充実させる。２番目は措置制度を併存させて、介護を必要とするすべての人々が受けられるようにする。３番目は保険料の公正を図る。４番目は高齢者医療、障害者介護の前進に役立つものである。いかなる形であれ、消費税の増税とリンクさせない、こういうこと。そしてまた、市長が述べた健康保険の圧倒的多数の自治体が赤字である現状、こういう点を改善をする、こういうこととあわせて真の意味で国民の介護に役に立つ介護保険、こういうことが望まれるのではないか、私たちはそういう立場で

国民の皆さんと討論を広げております。

日野市におきましても、近くさまざまな立場の方々、専門家の方々を交えまして、この件などについてもシンポジウムなども予定しておりますので、その節はもし御案内がありましたら、市の関係者も御来場いただければと、またともにそういうシンポジウムを進めていただければと思っている次第でございます。

もう一言要望をしておきたいと思います。これは質問はいたしませんでした。市長の答弁、部長の答弁で今後の方向は示されましたが、特に痴呆性のデイケアという点について、公的設備あるいは民間も借りることなども考えまして、促進をさせていただきたい状況に日野市はあるのではないか、この点を市長、また部長、助役、それぞれ真剣に受けとめていただきたいというふうに思います。

公的設備となりますと、例えば浅川苑の福祉会館の役割の部屋をつぶして、ではあそこにするかとなると、またこれは大問題になりますので、柔軟な発想でそういうデイケアのサービスができるような、そういうセンターをやっぱり何とか一刻も早くつくっていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

それから、福祉事業団あるいは女性協会等、ボランティアの介護の方々が数百人いらっしゃいます。こういう方々はボランティアでありますので、その補助金で交通費を出すとか活動費を出すというような形がどうかという問題などあるかと思いますけれども、一歩踏み込んで、今の実態からこのボランティア活動をさらに前進させるような柔軟な立場で、ひとつ担当の方々が真剣に取り組んでいただきたい。

それから、最後に要望するのは、民生委員の方々に対する行政からの認識、あるいは民生委員の方々の活用というと失礼ですけれども、そういう方向にも目をいたされたらどうかというふうに思います。民生委員は本来ボランティア、あるいはこういう言い方は失礼かもしれません。名誉職、そういう扱いをされております。また、それなりの国、都、市を初めとする扱い方という予算上の措置などもわずかなものになっているわけでございます。しかし、今、民生委員の方々が昔発足したときに比べると、責任と扱う量が非常に大きくなっているわけでございます。例えば百草団地などを例にとりますと、60歳以上の人口は既に1,000人を超えました。民生委員が数名いらっしゃるんですね。で、60歳以上の家庭についてはすべて掌握をされております。そういう中で活動をしていくということになりますと、本当に私は大変な活躍をされているなというふうに思うわけでございます。しかもまた、この民生委員の方々が高齢者の家庭をすべてつかんでいらっしゃる。そういう中で、私は突然の死、あるいはある意味で自殺、そういうこと

なども起こらない体制に、民生委員の方々もいろいろ苦労されているかと思います。

こういう方々が看護とか介護とか、日野市の医療行政、保健行政、こういうことと連携をしまして活動の視点を広げていくということになりますと、私は日野市の高齢者に対する環境というものは前進をしていくのではないかというふうに発想しているわけでございます。今後、そういう点にも目を注いでいただきまして、もちろん民生委員の方々の御了解は必要でございますけれども、いろいろと話し合いをして、そういう点にも着眼をしていただければ、一定の前進があるのではないか、そういう気もしておりますので、ひとつ研究などをしていただきたい、こういうことを申し上げまして、この件の質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって16の２、高齢者介護の前進のために問うの質問を終わります。

一般質問16の３、消費税税率アップには、地方自治体も反対せよと問うの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　消費税について質問を行います。

情報によりますと、９月27日ごろ解散をして10月20日ごろに投票しようじゃないか、こういう政府の動きが報道されております。また、実際、国会議員の皆さんはそういう形でいろいろと動いておられるようでございます。これほど国民を無視したやり方はない、私はそういうふうに思います。消費税については、日本共産党は５％アップ反対でございました。しかし、多数で決めたとはいえ、５％については９月末日まで見直しをする、その上で実施をするとなっていたわけであります。そういう意味からも見直し期限が終わらない３カ月も前に閣議で勝手に５％実施を決めてしまう。この反国民的、非民主的なやり方、主権在民に反するやり方は断固許せない。９月中に国会を開き、先ほど市長も言われました介護保険についてもはっきりさせなきゃいけないでしょう。あるいはまた、沖縄問題についてもはっきり見解をさせるべきでしょう。最大の問題は、国民の８割が増税に反対している消費税に対する抜本的な態度を国民の前で明らかにして解散をする、このことが、私は国民が望む今の政局に対する多数の見解ではないかというふうに考えます。そういう立場から質問をいたします。

実感といたしましても５％アップは大変なものでございます。去る土曜日、私どもの商店街で６名の団地住民が集まりまして、消費税５％アップ反対の署名運動を行いました。１時間ほどやりまして100人ほど通行人がございましたが、75名の方が署名をされました。小学生も署名をいたしました。私のところに寄ってきまして、「何やってんで

すか、おじさん」と言うんですよね。かくかくしかじかと言いました。そしたら「1万円でまあ何円か払うのはいいけど、500円払うのはきついな。じゃ私も署名します」と言いまして、署名を何人かしていったわけでございます。子供たちも含めまして、もう圧倒的多数は消費税の税率アップには反対をしております。しかも、今までの消費税3%分についても、その6%しか社会保障費には回されていない、こういう過去。今後の使い道についてはもう全くわからない。

先日、超党派で日野市議会からも数名の方が参加しました首都機能移転反対の東京都の大会がございました。自民党の深谷代議士が都議会も割れんばかりの大きな演説をされました。14兆円で首都移転をする。この14兆円は壮大なむだ遣いであり反対であると演説されたんです。しかし、その財源が消費税などが予定されているんだよということは触れられなかったのは残念でございましたが、いろいろの変化が自民党の中にも起こっているということを私は感じて、その集会から帰ってきた次第でございます。

今、圧倒的多数が消費税増税反対、そういう方向ではないでしょうか。さきの足立区の区長選挙も区民自身の政策上の選択もあったと思いますけれども、消費税増税反対の気持ちも込められた革新民主の区長誕生ということになったというふうに、私は受けとめている次第でございます。

具体的な質問を行います。時間の点がございますので、絞って質問をいたしまして答弁もよろしくお願いを申し上げます。

先般、東京都の主税局が地方消費税導入に伴う東京都の収支概念図というものを発表されました。全国の地方消費税額が2兆5,600億円。都の地方消費税額が8,700億円。こういうものを根拠にいたしまして最終的結論を出しましたところ、東京都は今度の新制度5%税率になった場合、差し引き250億円のマイナスになる、こういう試算が発表されて、都の主税局は驚いたわけでございます。恐らく、日野市においても計算の基礎がいろいろと違いますけれども、5%になる地方消費税が新設をされる。また一方、減税による影響などがある。こういうものを計算をいたしますと、日野市に対しても、やっぱり深刻な財源不足という、さらなる打撃になっていくのではないか、こういうふうに考えております。そういう点で、日野市はどういうふうにこの動きを予想されているか、数字で答えていただければ幸いでございます。また、あわせて消費税増税に対する市としての態度、これは市長で結構ですけれども、最後に一言答弁していただければと思います。

もう一つは、財源ということで関連で通告をいたしました。中央高速に対する課税の

問題でございます。これについては板垣議員が相当突っ込んだ質問を行いました。また、森田議員あるいは天野議員、さまざまな方が質問をされたわけでございます。私も昭和52年の議会におきまして、中央高速への課税などを当時、提案をいたしました。このときは、高速道課税について質問をいたし市長も答弁をされたわけでございます。全国の革新自治体が高速道課税について運動されておりました。そのときの部長の答弁といたしましては、「高速道路の課税でございます。昨年、有料高速自動車道通過市町村協議会に加盟いたしまして、この協議会として運動を展開しております。全国市長会内にも有料高速自動車国道通過都市協議会が設立され、その協議会に加盟いたしまして決議を行うなどの運動を、それぞれ地元選出国会議員に働きかけを行うことを決定し、ことし1月、市長が地元選出国会議員に趣意書を持参し陳情を行っております。この問題に対する国の税制調査会の答申では、53年度を目途に結論を得るよう努めることが適当であるとしておりますので、さらに力強い運動を展開していきたいと考えております」。こういうようなやりとりが続きまして、私が地方税法あるいは地方自治法に基づく賦課徴収権についていろいろと要望をいたしました。そういう中で、財源の確保についてさまざまな提起をいたしましたが、市長はいろいろおっしゃった上で、「……そこで大多数の市、しかも意欲のある市が少なくとも数十市伴って、そうして国に対する反論も行いつついろいろ運動していきたい」ということを当時からおっしゃっております。

そういう後、中央高速が無料を前提として課税対象から外されておりましたけれども、有料が永遠という方向が、答申によって打ち出されたわけでございます。しかも、この高速道の経営状態はどうかという点を見ますと、中央高速は高速道路の路線別収支率というのがございます。100円の収入を得るのにかかる費用、この中央高速が最ももうけ頭の一つなんですね。第1東海がナンバーワンで14円でございます。中央高速は27円、このように莫大なもうけをしているという状況にございます。こういうところに課税をしないという手はない。そういうことで、先般の担当部長の答弁では、今、全自治体が課税をしない状況でございますということでございましたが、もちろん今後、研究あるいは対策を練っていくということでございました。しかし、もうそういう段階ではなく、断固としてやっぱり課税を行う、令書を出す、こういうところに踏み切ってもよいときではないか、この点について答弁をお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　消費税のアップに関してということでございますけれ

ども、地方税財政措置全般で影響が出てまいりますので、それをあわせましてお話をさせていただきます。

平成９年度、８年度との比較で推計をしてみました。まず消費譲与税が廃止をされますので、約８億円の減となります。それから、地方消費税が創設されまして、これは都の方から交付をされてまいるものですけれども、これが約18億円であろうというふうに見込んでおります。それから、いわゆる市民税の恒久減税によるマイナスがございます。これも制度がなくなったものでございますので、計算が正確にできないわけでございますけれども、大体推計をいたしまして約16億円というふうに見てまいりますと、差し引き６億円の歳入の減というふうに見込んでおります。

歳出につきましては、一般会計、特別会計合わせまして、消費税負担による歳出の増が約４億円というふうに見込んでおりますので、歳出で４億増、歳入で６億減ということですから、合わせて10億円の負担といいますか、要するにマイナスの影響があるだろうというふうに見積もっております。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

中央高速課税については、時間がございませんが、恐れ入ります一言でお気持ちをお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　課税のできる準備をしているところであります。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

地方自治体による賦課権、徴収権、これは相当総意工夫をいたしまして、私はさまざまな形で活用をしていただきたいというふうに思います。

時間がございませんので、他の自治体で古い例ではございますが、例えばこういう例がございました。税には普通税、法定外普通税、こういうものがいろいろございます。そういう中で、京都府の革新の府政でございました蜷川さんの時代でございます。このとき、自家用車の高級車に値するもの、当時で40万円、今で言えば350万円以上の車です。トヨタ自動車などが猛烈な反対運動をいたしましたけれども、当時の革新府政は、これに自家用３％、営業車用２％の取得税をかけて実施をして増収を図ったわけでございます。現在の取得税は免税点がぐっと下がりまして大衆課税になってしまいましたけれども、こういうことをしたこともある。あるいは同じ京都府の城陽市では砂利採取反

対の市民運動が非常に盛り上がっていたときでございます。これは、税に等しい内容でございますが、税ではございませんけれども、地方自治法によって条例をつくりまして、負担金という形で市に負担金を納めさせる、こういう制度もつくって、市の財源を豊かにするとともに公害を防ぐという一石二鳥の効果を上げた、こういう地方自治体があるわけでございます。そういう例は全国にいろいろございます。

そういう点なども見まして、日野市が勇気を奮って――勇気を奮わなくても天野議員も大いに実施しろということをおっしゃっていますので、もう社会の常識というような形で、ぜひ私は課税を実施をしていただきたい、このように考えます。消費税並びに中央高速課税について、市長の見解があれば、最後に一言お願い申し上げます。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自主課税権、自治体の一つの権能が――権限であり、また行うべき能力が憲法で認められておるということでありますから、二言なく課税の準備をしているというふうに、先ほど担当者がお答えしたとおりであります。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって16の３、消費税税率アップには、地方自治体も反対せよと問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時34分　休憩

午後１時04分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、高齢者を交通事故から守ろう！の通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（田原　茂君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。少々細かい点にも及ぶかと思いますので、あらかじめ御了承をいただきたいと思います。

先日の新聞の報道で、戦後の交通事故死者数が、皆さんも御存じだと思いますけども、

戦後でカウントして50万人を突破した、このように報じられておりました。また、負傷者の数も昨年10月末には2,500万人にも達した、こう伝えておりました。戦後の出生児数が8,663万人であるというようなことから、単純計算をいたしますと、戦後生まれの3.4人に１人が交通事故で死傷したことになるということでございます。警察庁交通局では、極めて深刻な事態と認識しているとのコメントを発表しておる、このようなことでございます。また、先日公表されました交通安全白書によりますと、昨年の交通事故者数は１万679人、８年連続で１万人を超えたと発表されております。しかも、死者の過半数を高齢者と若者で占めているということであります。それでも若者はかなり減ってきているのに、高齢者は増加の一途をたどっている。歩いたり自転車に乗ったりしている高齢者が、同年代のドライバーの車にはねられて死亡するケースもふえている。それも、自宅から500メートル以内の事故が圧倒的に多い。このようなことが載っておったわけでございます。このように高齢化社会に向けての交通安全対策にいよいよ自治体も本腰を入れて、対策に乗り出す時期に来ている。このような観点から、この質問を取り上げさせていただいた次第でございます。

先日も日野警察署へ伺いましていろいろと現状を踏まえて、要望もありましたけども、いろいろお話を伺ってまいりました。まず日野市内における65歳以上の交通事故件数を教えていただきました。それによりますと平成６年は37件、うち死亡事故が１件であります。平成７年には57件、うち死亡事故が１件。平成８年、まだ年途中でありますけれども、７月現在でしょうか、32件ということでございます。幸いにも死亡事故はまだ起きていないということではございました。このように、日野市内におきましても、着実に高齢者の事故が増加しつつあるわけであります。そこで、日野市の行政として、どのように高齢者を交通事故から守っていくのか順次お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず第１点目は、カーブミラー等の設置基準の問題であります。現行では、たしか車と車との関係で設置するようになっているのだと思います。私は車と車の安全のためという観点から、車と歩行者、車と自転車との観点からも、カーブミラーの設置を考えていくべきであると思うのであります。こう言いますと、恐らく切りがなくなってくる、こういう御回答もあるだろうかなとは思いますけれども、私もむやみやたらにカーブミラーを設置すればよい、こういうようなことを言っているわけではなく、歩行者と車、自転車と車との人身事故等の多発している地域などがあります。そのようなところは見通しが悪いわけでありますから、当然、高齢者にとってもかなり危険な場所と言わなけ

ればなりません。そのように何カ所かのそういう事故多発地域というものを、当然、担当主管課及び警察等もつかんでおるわけでありますので、その辺の打ち合わせの中で、そういう特に危険な場所を限定して設置していっていただきたい、このように思うわけであります。これが１点目でございます。

第２点目は、歩道つき道路の整備率はどのぐらいの割合かということでございます。また、今後の整備計画はどうなっているかを教えていただきたいと思います。

第３点目は、車道や歩道にはみ出ている商店のせり出しや、個人の例えば盆栽とか個人の家がいろいろ持っているものを平気で歩道や道路に置いてある部分があります。または、工場の施設の一部が道路にはみ出ている等々、町を歩いてみますとそういうところが多々あるわけでございます。こういったものに対して厳しく行政が指導を、当然していると思いますが、現状、そういったものがなおざりになっている、こういう現状を日野市はもっともっと厳しく指導できないのかどうか、現状を教えていただきたい。

第４点目は、交通安全のためのグッズ、例えば反射材とか最近そういったいい機材が出ておるということでございます。そういった反射材を利用したようなペンダント、あるいは後でお見せしますけども腕章などもできている、こういうことでございますので、そういったものを市が購入して、交通安全の集いなどの集会等で高齢者に配布するとか、自治会を通して高齢者の皆さんに配布するとか、そういったことが私はこれから必要ではないか、この点についての御意見を伺いたいと思います。

第５点目は、市や警察、地域の老人クラブ等が一体となって行えるような、いわゆる実践的な安全教育というものができないかということでございます。富山県の高岡市では、大型トラックに高齢者を乗せて、後方の自転車が死角に入ることを御自分の目で確認をさせたり、夜間の歩行者や自転車の事故防止に反射材等がいかに効果のあることかなどをじかに見せるということで、危険度をお年寄りに体験的に知ってもらう。また、低下しがちな反射神経の診断もしたり等々、警察、市、地域の老人クラブ等が一体となってこういった運動を行っているということが、新聞で紹介をされておりました。このような観点をどのように今後考えておられるか、教えていただきたいと思います。

第６点目は、福祉環境整備要綱の中にかなり高齢者、障害者の方に対しての道路とか歩道、そういったものについての設置基準等が、かなりきめ細かく要綱で決められておるわけですが、この辺の実施状況はどうか。

第７点目は、先日、渡邉議員も訴えておられましたが、最近、キララ舗装というのがかなり注目を集めております。そういったキララ舗装、またはつい最近でも八王子の新

聞に載っていましたが、八王子で実施していると聞いています雨にぬれると光るというレインフラッシュ舗装、そういったものについて、日野市でも実施していくべきではないか。そういったことを今回、またさらにどう考えておるのかお聞きをしたいと思います。

第８点目は、日野警察と市との情報交換の場として定期協議的なものがなされているのかどうか、この点についてもお伺いをいたしたいと思います。

以上、建設部長関係の質問ということで、とりあえずここまで一区切りとしてさせていただいて、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　ただいま御質問が８点ほどございましたが、順次お答えいたします。

第１点目のカーブミラーの設置基準についてでございますが、道路の構造は、本来はカーブミラーは設置する必要がないというように法律によって、その基準が定められておりますが、山岳地帯の曲部や見通しの悪い交差点等で、事故が発生するおそれがある場所では設置が必要であるとされております。現在、日野市内に約1,700基のカーブミラーを見通しの悪い交差点等に設置しておりまして、交通事故の発生防止に努めております。御要望の歩行者を対象にしてのカーブミラーの設置についてでございますが、この必要性は十分理解できますが、設置場所や車両用のミラーとの区別をどうするか等、問題も多くございますので、他市の状況や交通管理者の意見を確認し、慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、２点目の歩道の整備率でございますけれども、歩道設置の判断基準は、道路法に規定されております道路構造の技術的基準に基づいて設置をしております。道路構造令では、幅員８メートル以上の道路に歩道が設置できるように規定されておりますが、地域性や利用状況等によって、８メートル以下の道路についても例外的に措置は可能となっております。御質問の歩道つきの道路の整備率と今後の整備計画でございますが、日野市で歩道設置が可能である幅員６メートル以上の道路は、約４万8,000メートル存在し、そのうち約３万4,000メートルが歩道つき道路として利用されております。整備率につきましては、道路総延長に対して7.6%、歩道設置可能な道路延長では71%の整備率であります。今後の整備計画につきましては、福祉施設周辺や幹線道路を主に、6,000メートルの歩道の新設を予定しております。

それから、３点目の道路の使用についてでございますが、道路は本来の目的にあります一般の自由な通行と、道路を根幹として生活圏が形成される、それに伴う特別な使用がございます。特別使用につきましては、法律によって限定列挙されておりますが、これ以外の使用については認められておりません。したがって、商店のはみ出し陳列等は道路占用許可の対象にはありません。ありませんが、道路交通法では抵触いたしますので、交通管理者と調整をし、両管理者が合同で指導是正に努めたいと考えております。

それから、４点目の反射材の使用についてでございます。高齢者の交通事故は、その多くが横断中に起こっており、特に夕方、夜間、それから雨の日等は見通しが悪くなり、運転者から歩行者が確認できず事故につながっております。御指摘の反射材用品の配布でございますが、夜間、反射材用品を身につけた場合に車から歩行者が確認できる距離は約120メートルと言われております。その効果は非常に大きいと思っております。配布につきましては、反射材を用いる特殊な製品であり、予算的にも大きくなりますので、配布できるかどうか今後、検討してまいりたいと考えております。

それから、５点目の高齢者の安全教育でございますが、春の交通安全市民の集いを、ことしは高齢者の集いに名称を変更し、各老人会の協力をいただきながら実施をしております。内容につきましては、夜間外出の服装や事故防止のための啓発を主にしており、ただいまありました富山県高岡市のような実践的な教育は実施しておりません。今後、実践的な教育を交通管理者と合同で実施できるように調整をし、検討を進めてまいりたいと思っております。

６点目でございますが、福祉環境整備要綱の事業実施状況でございますが、この要綱は高齢者や障害者等、社会的ハンディを持った人たちが安全で快適な生活ができるまちづくりを目指し、建築物、公共交通、道路、公園等の各施設の整備を進めることを目的としております。したがいまして、高齢者や障害者の安全を確保するために、基本的な施設であります歩道の新設、横断歩道及び信号機設置に伴う歩道の段差の解消等、交通管理者と協議して実施しているところでございます。

なお、平成７年度実績では、歩道新設を２路線で延長いたしまして703メートルほど、歩道段差解消を５カ所の交差点で実施いたしました。平成８年度では、歩道新設を１路線で延長で123メートル、歩道段差解消を５カ所計画いたしております。

それから、７点目のキララ舗装及びレインフラッシュ舗装についての御質問でございますが、現在、日野市では交通安全施設事業といたしまして、信号機のない交差点に自発光式交差点鋲を設置するとともに、小学校付近の横断歩道前後にカラー滑りどめ舗装

を行い、交通安全に努めているところでございます。６月議会でも渡邉議員からも御提案をいただきましたキララ舗装及びレインフラッシュ舗装につきましては、舗装材及び塗装材に特殊な発光材を加えることにより、舗装面及び横断歩道が夜間及び雨天時に、発光材の効果によりまして視認性が高くなり、運転者に交差点等の存在を確認させる効果があるものと言われております。今後、交通安全施設事業の中で交通管理者と協議し、導入については前向きに検討してまいります。

それから、最後の日野警察と市と定期的に調整会を開催しているかという御質問でございますが、交通管理者との定期的な調整会は実施しておりませんが、道路管理者からの要望や交通管理者からの要望等がある場合には、事務レベルでの調整を随時行っているところです。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　８点にわたりありがとうございました。それでは、順次、コメントと再質問等がありますので、させていただきたいと思います。

１点目のカーブミラーの件につきましては、検討していただけるということでございますので、ぜひそういう現場を私は何回か管理課に行って、そういうところは指摘をして、できればカーブミラーという話もさせていただいたわけですが、そういう車と車との関係でだめですよ、こういう答弁をいつもデスクでいただいているものですから、ぜひそういったところが幾つかあります。現場をぜひ見ていただいて、危険な場所については歩行者等に、特に高齢者を念頭に置いたカーブミラーの設置というものを、ぜひこれは要望ということでお願いをしておきたいと思います。

２点目の件ですが、歩道つき道路の整備率の件ですね、道路総延長に対して7.6％、歩道設置可能な道路については71％という御答弁でございました。道路総延長に対しては7.6％ですね。これは、率直に言ってかなり低い数字だな、こういうふうに言わざるを得ないわけでございますが、裏返せば歩道設置不可能な狭隘な道路がいかに多いかということを、この数字は如実にあらわしているんだろうと思うんですね。したがって、狭隘な道路における対策というのが、これからの特に高齢者に対しても大きなキーポイントになってくるんだろうなと。実際にそういったところでの事故も、当然多くなってきているわけでありますので、この点については再質問させていただきますが、そういった意味での狭隘な道路が多いということを如実にこの数字が示している。それに対して、当然狭隘な道路が現実に多いわけですから、対策というものをなされているとは思いま

すが、現実にこの狭隘な道路に対しての、市の交通安全の対策の一つの方向性というか、また行われている実際の対策というものが、どのようなものかということをちょっと教えていただきたいと思います。また、歩道設置可能な道路延長が今後、整備計画について福祉施設周辺というふうに、たしかなっていると思うんですね。福祉施設周辺ということは具体的にどこを指しているのかということを教えていただきたいんですよ。

ですから、この問題については２点、狭隘な道路に対する市の対策、また歩道設置可能な71%、今ありますけども、さらにこれからふえるということでの福祉施設周辺ということを聞いておりますけども、その辺の具体的な福祉周辺はどこか、この２点、とりあえずこの点についてだけ教えていただけますか。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　２点目の中の御質問でございますが、歩道の整備率が7.6%ということで非常に低いということでございますが、歩道の設置できない狭隘道路の安全対策につきまして、現在、実施しております対策といたしましては、白線表示をいたしております。また、準歩道の設置とガードレール等を防護柵としてこれに対応し、安全確保を図っているところでございます。

それから、福祉施設周辺の件でございますけれども、日野台のはくちょう学園、それから東京光の家の周辺、日野療護園、この周辺を現在予定しております。約延長にして2,000メートルほど予定しているところです。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

実際は白線を引いたりそういう道路も結構ありますね。また、準歩道ということで歩道との区分けをしているというか、わかるような形でやっているということだと思うんですよね。ガードレール、かなり狭いところでガードレールというとちょっと疑問がありますけどもね。いずれもこんな形でやっているという話があったんですが、かなりこれについては、各市でもいろいろな工夫をなさってきているということが新聞でも出ております。例えば、これは先日の７月31日付の新聞ですかね、三鷹市の方ではゾーン規制というのをやっている。これは画期的な方法ということで出ております。これは住宅の中の生活道路が、幹線道路の抜け道に使用されているようなところについてやっているということなんですね。歩行者を巻き込んだ人身事故が多発しているため、警視庁は８月から住宅地区全体の道路に段差や突起物を設置したり、道幅を狭くしてスピードを

出しにくくするという、逆に道幅を狭くしてスピードを出しにくくする大規模なゾーン規制というのを、三鷹市で実施しているということです。また、ゾーン規制区域内では最高速度を30キロに規制するなど規制を強化するだけではなく、ハンプと呼ばれる高さ12センチ程度の段差を設置したり、歩道を広げて道路を狭くするなどスピードを出しにくい道路構造に改造するという、こんなことが出ています。車両の速度を減速させる方法として、視覚の錯覚を利用して立体的に見えるカラー舗装を道路に施す方式が大阪内で試験的に実施されているということが出ています。一定の地区内の道路すべてに減速目的の構造物を整備する方式を始めてという、こういうような新聞記事も載っておるわけでありますので、かなりこれからそういった意味での工夫を、こんな記事も当然そういう内容というのはもう押さえておられると思うんですが、かなり私はそんな意味でなおざりの、確かにミラーとか白線等そういうのは大事なんですけれども、もっと根本的にやり方を変えて、いろんなこんなことも参考にしながらやっていってほしいな、これは要望ですけど、ぜひお願いしておきたいと思います。

それから、福祉施設について、はくちょう学園、光の家とかやっておられるということで、確かに福祉施設については特に高齢者が出入りするようなところについても、重点的にぜひこれもやっていただきたいというように要望させていただきます。

それで続けて移りますが、３点目の道路にはみ出ている余分なというか、道路管理者が許可していないものが出ているものの撤去の件ですが、随時やっておられるという話なんですけど、私も何回か現実にあるんです。ひどいのは、修理工場の使っている個人的な焼却炉的なものが歩道にどんと置いてあるわけですね。それから、狭い道路で、なおかつ違法駐車もありますから、もうそれこそ、その焼却炉にさわって通っていくという現実があるわけです、触れながら。それは焼却炉ですから、たまに物を燃しているわけですね。下手をするとやけどしたという形の苦情もきているという、そんなところも私、何回か主管課に行ってデスクでお話をしました。一向に直っていないわけです。もしくは、商店の陳列が堂々と歩道の半分ぐらいはみ出ているのは幾らでもありますよね。あるいは、これも実際の例ですけど、個人の盆栽が好きなんでしょう。盆栽の鉢植えが、道路にもうかなり散乱しているような形で置いてある。それを野放しですね。こんなことはどうなっているんだろうかということですね。実際に、盆栽に障害者の方がつえをひっかけて転んで、私にそういう苦情が来たんですね。もう２年前ですよ。全然直っていません。答弁はわかるんですけど、実際に何をしてくださるのかということで、確かに道路交通法上、違反だったら、きちっと警察と連携して、担当者が行って「だめです

よ」「ああそうですか」、こんなんじゃなくて、きちっとそういった形での対処を私はしていただきたい、これはもう強く私は申し上げておきたいと思います。これは要望です。

4点目の反射材を利用したグッズについてですね。これは予算的にも大きくなるということで、かなりそういった予算はどうなるかという、そういう御心配は当然あるんだろうとは思うんですが、これ一つ私、紹介をさせていただきますが、こういうのがあるんですね。これは我が会派の宮沢議員が三鷹市で購入したのを借りてきたんですけど、知っているとは思うんですけど、こういうかなりいいグッズができております。これは「反射リストバンド・ピカピカ反射のすぐれもの」という、腕にワンタッチなんです。こうやって簡単に腕章になるという、こういうすぐれ物が今、出回っているんですね。そんな意味で、こんなものを利用していただいたり、あるいはこれは御存じだと思うんです、反射シールという、こんなものも今あります。これは靴とか自転車のサイドにつけると、かなり有効だということで、これは警察でもらってきたんです。警察担当者がこういったものをぜひ市でやっていただきたいと強い要望も言っておりましたが。市長、ひとつこんなものもどうぞ。

そんなことで、これは市長、200円から400円なんですよ。種類は若干ありまして安いやつは200円、これは400円のいいやつです。そんな意味で、こういういいグッズが出ているわけですよね。だから、これはたとえ1万個買ったって、200円で200万円、400円で400万円、こんなことです。2,000個だったら40万円ですよ。そんな意味で、あんまり金額のことは私、言いたくないんですが、その辺の考え方ですよね、やっぱり。今は確かに行財政改革ということで、かなり出るを制するということでいろいろ議論があるわけです。それはそれとして、私も行革は絶対やっていかなければいけないという、これは当然のことであります。しかしながら、施策としてはぜひともやっていかなきゃいけないものというのはあるわけです。日野市の場合は、やっていかなきゃいけないものは余りやっていなくて、やらなくていいものまでもやっているというようなニュアンスもあるわけですね。そんな意味で、こういうものはぜひやっていただきたいと思うんですね。

従来、交通安全の集いで記念品が去年まで配られていました。これは100円掛ける2,000個のものが配られていた。これはティッシュになっていてティッシュが使い終わるとペン立てになるという、こういうものが配られていた。これを平成8年度予算ではカットすると言われた。これは私は当然だと思うんです。役に立たないものはやめる、それはわかります。これは是としますね。ですから、逆に今度はそういう役に立つグッ

ズを私はぜひとも、このたまたま交通安全の集いの記念品がカットされているわけでありますが、内容を変えて、高齢者の方にこういったものをお配りするという意味で、ぜひこの予算を内容を変えて、私はぜひ復活をしてもらいたいと思うんですよ。こんなことでカットなんとかという、私はもう次元ではないと思うんですね。ですから、1個200円や400円で本当にお年寄りの命が守られるということであれば、私は安い金額だな、投資だなと思うんですね。

ですから、本当に市長の高齢者に優しいという、そういう施策の中でやっておられるのであれば、このぐらい私は予算をつけてきちっと、個数については、担当部局で一万何千人かのお年寄り全員にするのか集いに来た方にするのか、それは担当者にお任せしますけど、こういうグッズというのは、私は「はい、買ってください」と、こう言うのではなくて、市の施策として、これからは額も高くはないわけです。これが何億だったら、また考えますけどね、逆に何億でもこういう一つの施策が、これが必要だということであれば考えていく私、価値というか、こういう一つの事業ではないのかなというふうに思うんですね。そんなことで、ぜひ私は、このグッズはいろいろまだありますので、そんなものもひとつ参考にしていただいて、ぜひこれはやっていただきたい、これを強く要望させていただきたいと思うんです。

通告にありませんけれども、企画財政部長どうですか、これ予算カットしたんでしょう、交通安全の集いで記念品の100円掛ける2,000ですか。品を変えてどうですか、こういったものがもしできた場合に。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　御提案の内容については、それぞれ主管課の方で検討いただき、所定の手続の中で判断させていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　では、ぜひ主管課も積極的にこれやりたいと言っている、こういう御返答、デスクの中では再度やりましたので、ぜひ来年は、こんなものも私は非常に楽しみにしながら予算編成を見守っていきたい、このように思っているところでございます。

5点目についてでございます。5点目の市と警察と一体となった、また老人クラブと一体となったそういう取り組み、これについては実際にはそういう教育をやっておられない、こういうことでございました。今後やっていきたい、こういうニュアンスだったかなと思っておりますけれども、これについては、当然御存じだと思うんですが、ここ

に第２次日野市交通安全計画というのがあります。これはたまたま平成７年度までの分ですが、新しくこれはつくっておられるんでしょうかね。この中にきちっと、お年寄りに対する交通安全ということで、項目がきちっと定められております。第２章に交通安全教育という、こういう一章が設けられておりまして、この中の第３節に年齢段階に応じた交通安全教育、この中のさらに（２）に高齢者に対する交通安全教育、こういうふうにうたわれているわけであります。この中に、今後は、高齢者交通安全旬間を定着させ、この運動を中心に関係機関、団体との連携のもと、あらゆる機会をとらえ組織的な教育、啓発を行う、こんなふうにきちっとこれにうたわれているわけであります。

常に日野市はそうですけど、ポーズをするんですが実態が伴わない、こういう施策が多過ぎるんですね。これも一つの例ですけれども、きちっとうたわれてもおりますので、きちっとこれからはそういった意味での高齢者に対する具体的な事例も踏まえたいろんな角度からの、先ほどの高岡市の例などを本当に体験して、お年寄りはやっぱり体験しないと、なかなか聞いてもわからない部分が、見てもわからない部分がありますので、そういったものをぜひ実施をしていただきたい、このことを強くお願いをしておきたいと思います。

６点目の福祉環境整備要綱の実施状況ということで、お話をいただきました。これについては２点だけ簡単に再質問をさせていただきます。先ほど狭隘な道路の中でのいろいろ施策がありましたが、その中で特に段差が今ありまして、それが狭隘な道路がそれに交差する部分、かなり日野市内の中ではなくなってきました。だけど、まだ若干あるように思います。その狭い街路と歩道が交差している部分についての歩道の段差解消、これはかなり私は終わっていると思うんですけど、まだかなり残っている部分があるのかどうか、その辺の現在の狭隘な街路と交差する歩道の段差、これがかなり今、解消されているのかどうか、それを具体的にちょっと教えていただきたい。

２点目は、歩道の舗装について環境整備要綱に出ていますけれども、歩道の舗装については高齢者や障害者のために滑りにくく水はけのよいものを考慮した舗装をしていく、こういうふうに環境整備要綱に出ております。その辺の実施状況はどうか、この２点について教えてください。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　横断歩道及び細街路といいますか、狭隘道路との交差点の段差改良の御質問でございますが、市内の横断歩道及び細街路との交差する道路における歩車道との段差解消は、大体昭和50年代に全市的には実施して完了しております。

その後の道路の工事あるいは摩耗等によりまして新たに出ているところも、現在何カ所か見受けられておりますので、これらについても改良に向かって取り組みたいと思っております。

それから、２点目の歩道の舗装についてでございますが、歩道の舗装は改良するときのことを考えて、新しい舗装としては滑りにくい方法、それから、雨水が降りましたら雨水がたまらないで早く引くというようなことを前提にいたしまして、透水性の舗装で現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

かなりこの点については実施されている、かなりまた整備も進んでいる、こういうお話でございました。是といたします。

７点目のキララ舗装等についての件でございます。先ほどの答弁の中でも、効果は当然ある、こういう認識に立っておられるというふうに私は感じました。それなので一日も早く実施に移していただきたいと思うんですが、これについては特に警察の方に行ったときに、交通担当者が言っておりました。今、日野市内では、警察署としてモデル地区を設定している。当然御存じだと思うんですが、多摩平と旭が丘にモデル地区を設定しているそうであります。できれば、この多摩平、旭が丘に設定したモデル地区、ここを中心にキララ舗装あるいはレインフラッシュ舗装等、ぜひこれはこういうところに実施をしていただきたい、こんなことを強く要望しておりましたので、あわせてお伝えをしておきたいと思います。また、交差点も多摩平の交番前、これを交差点のモデル地区として設定をしているそうであります。この多摩平交番の前のモデル地区、ここにはやはり何かデリネーターというんですかね、交差点の直近のガードレールでつけると光る、そういうデリネーターというのがあると聞きました。こんなものもぜひ多摩平交番前には設置してほしい、こんなことも強く要望しておりましたので、あわせてお伝えをしておきたいと思います。

いずれにしても、このキララ舗装はかなりガラスの破片が入っていますので、知らない人が聞くと危ないとか手でさわると切れるんじゃないか、そんなイメージがあるみたいですけど、警察の方に聞きましたら、そんなこと一切絶対ないと安全性は確認されていますので、今、各市でも徐々に実施に移されている。ただ、やはり単価が高いということでなかなか広がっていかないんではないか、こんなことも言っておりました。そん

なことで、多少単価は高いかもわかりませんが、これの効果は絶大であるというふうに警察署も言っておりましたので、ぜひ早急な設置をお願いをしておきたいと思います。

８点目の日野警察と市との定期協議の件でございます。実際には定期的なものは行われていない、こういうような御答弁でございました。私も日野警察署に行って課長さん等にお話を伺って、もうその課長が着任してから１回もないんですと、課長レベルの協議というんでしょうか、打ち合わせ的なものも一切、１回もない、こういうふうなことで半分嘆いておりました。また、交通安全対策推進協議会、これは年１回開くことになっているという会合らしいですけれども、これも平成５年以来１回も開かれていない。これは、会長たしか市長じゃなかったでしょうか。

そんなことで、市と警察署との連携が全く私の見る限りアンバランスというか、なされていない、こういう現状だろうと思います。たしか、この件は今は勇退されました福島敏雄議員が、やはり交通安全対策ということで、本会議場で一般質問されたことがございます。そのときにも、やはりこの点を質問されておりまして、当時の部長がどなたかとあえて言いませんけども、当時の部長は「やっていきます。これは必要なことです」と、こういうふうに答弁をされておるんですね。福島敏雄議員ですから、もう平成３年当時だと思います。あれからもう４年ぐらいたっているわけでありますので、なぜこういったことがきちっとなされないのか。

先ほどの多摩平地域とか旭が丘地域にモデル地区を設定してと、これだって定期協議をしていれば、私なんかがあえてこの場でお伝えをしなくても、もうすぐ市と警察との連携でわかりましたとなるわけですよね。一々私がここでやらなきゃ伝わらないという部分というのも、非常にこれは行政として――同じ行政として片や警察行政、片や市の行政ということであっても、交通安全についてはタイアップしてやっていかなきゃしようがない問題。どうも行ってみますと、お互いに牽制しているような感じがしますね。日野警察署に行くというと、ちょっと言い過ぎの面もあるんでしょう、恐らく。もう日野市にこれもやってもらいたい、あれもやってもらいという要望が出てきますね。日野市に来ると、これは警察の問題、これも警察の問題、これは警察にやってもらわなければ困るという、そういう問題ではなくて、話し合いをして協力すべきところは協力していく、そういったことができないからこそ、いい意味での障害者も含めて交通安全対策に本当におぼつかない、こんな状態ではおぼつかない、このことを私は強く思いますので、ぜひそういった意味で、この辺の連携を密にしていっていただきたい、これも強く要望をしておきます。

以上で、建設部関係の質問は終わりました。

次に、最後に福祉部関係の質問に入るわけでございます。福祉部関係への質問としては、敬老大会とか、そういう高齢者が集まる集会等で交通安全の話をしていただきたい。現実されておりません。なぜできないのか、そういったところを疑問に思うんですね。せっかく敬老大会なんかは2,200人ぐらいですか、お集まりになる。そういったところで、きちっとどういう時間帯にやるかそれはわかりませんけど、せっかく集まってくださっているんですから、交通安全の集いはせいぜい何百人単位でしょう。実際に人数の集まるその会合に、なぜそういうきちっと話ができないのか。全然そういった意味では、お年寄りに対するそういう交通安全ということが、今大事なんだという意識が薄いという一つのあらわれかなとも思うんですが、そんな意味で敬老大会等、高齢者が集まるところで、ぜひ警察の担当者を入れて、婦警がよくやりますよね腹話術、わかりませんけど、そんな形でぜひ私はやっていただきたい。

各警察署で特に高齢者とかそういう方にお話をするコンクールがあり、全国で優勝した方が日野警察署にいらっしゃるんだそうですよ。私が先日、日野警察署に行ったとき、ぜひ使ってください、こういうふうに課長さんが言っておりました。本当に、そういった意味で、なぜそういった方がいらっしゃるのに、こんなにもったいないことはない、こんな思いで私は聞いておったわけであります。これについての、やるのかやらないのか、また、なぜ今までできなかったのか。そういったことをちょっとお聞かせください。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　老人福祉の立場での交通安全に関する啓発活動ですが、平成３年度までは敬老大会の幕合いを利用して、腹話術等による高齢者の交通安全事故防止を喚起するＰＲ等を行ってきた経過がございましたが、ここ数年中断しているということであります。しかし、昨年度は老人クラブ連合会の指導者研修会だとか評議員会、あるいは各単位クラブでの会合に日野警察から講師等派遣していただいて、事故防止のＰＲに努めてまいったところですが、日野警察では10人、15人規模の会合でも出向いてくれるということであります。今後も単位クラブに呼びかけて、機会をつくっていきたいと考えております。

毎年高齢者が集まる行事として福祉大会等もあります。また、各種演芸大会なども計画されておりますので、日野警察ともあるいは主催者とも相談しながら、実施できるよう前向きで検討してまいりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　前向きな検討ということでございますので、あえてはもう申し上げませんけれども、先ほど出た福祉大会とか、また何百人単位という小会合、これも大事ですけど、敬老大会、これも大事。福祉大会という、これ各老人クラブの何か順番にいろいろそういうお披露目をするらしいですね。だから、やっちゃうと帰っちゃうという、総計では2,000人ぐらいですけど、そこにいるのは本当にこれから発表する方だけみたいな、それにプラスアルファという。だから、これはそんなに私はやっても意味がない、まあやんないよりいいですけどね。それよりもむしろ敬老大会できちっと一発ばしっとやるということが大事ですよ。それで、これも日野警察が言ってましたけど、もうここ何年もお願いしているんですね、逆に日野警察でお願いしているんだけども、福祉関係の担当者からけんもほろろに「やるんだったらチラシぐらいまいてください」と、これで終わっている。こういうことでは、確かに福祉部は敬老大会という、このエリアだけという面もあるかもわからないですけど、そこにお年寄りの交通安全というのをなぜここに入れられないのかという、もう本当に縦割もいいとこですね。そんなところで、お聞きすると本当に情けなくなるような気がいたします。

デスクで話をしますと、幕合いというか１部、市長のあいさつがあったり儀式があって、その１部が終わって２部の間が大体15分ぐらいですか、かつてはその間にやっていたという話も聞きました。ところが、これは実際においてはトイレタイムですよ、はっきり言って。そういうときに――ざわざわしているときにやったって、まともに聞かないと思うんですね。やるんだったらきちっと時間をもらって、第２部の初めとか第２部の終わりとか真ん中とかぜひこういうふうにやっていただきたい、こういうことで訴えるべきですね。そうしなきゃ、やった意味がないですよ。

それで、お年寄りは私は思うんですけど、不幸にも職員の方が死亡事故を起こしたという例がありましたね、高幡で。あれは、お年寄りが矢印の出る信号というのが、どうもわからなかったらしいんですね。だから、片や車がとまっている。ところが、右折は車がぼんぼん行きますからね、車がとまっているから、お年寄りはもうてっきり赤なんだろうと思って歩き始めたところを、右折可の矢印の信号が出ている車にはねられてしまった、こういう状況ですね、あの事故は。ですから、お年寄りがこういう信号もあるということを知っていれば、未然に防げたかもわかりません。

つくづくそういった意味で、今後、そういう信号だって免許証を持っている人しかわからないような矢印信号があったりすると、もうわかりにくい。こんなことをそういうお年寄りが集まるところで、きちっとお教えするということを含めてぜひやっていただ

きたい。このことを強くお願いして、この質問を終わります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって17の１、高齢者を交通事故から守ろう！の質問を終わります。

一般質問17の２、再び問う高齢者のための公的保証人制度はいつから導入するのか！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○12番（田原　茂君）　それでは、二つ目の質問に移ります。

私は平成２年第３回定例会におきまして、公的保証人制度を創設せよと題し、この問題を初めて市議会で取り上げさせていただきました。高齢者や母子家庭の人や障害者の皆さんが住みかえる等、転居時に保証人が見つからずに大変困っていらっしゃる現状を見て、一般質問で取り上げさせていただいた経緯があるわけであります。そのときの答弁としては、当時どこもまだ実施に移されていないところであったものですから、当時の福祉部長の答弁としても、「個々の民法上の契約、こういうものに対して市が保証人あるいは債務の責任を負うというものはかなり難しい問題でございます」、こんなように当時の坂口福祉部長は答弁されております。この答弁を受けまして、私の方では、そういう全部請け負うということは難しい。ですから、何か条件をつけてある項目についてだけ市が責任を持つ。例えば家賃の滞納であれば、半年とか１年とか期限を区切る。また、保証人については親族がいるんだったら親族をまず第一にして、これは住民票等できちっと家族がいるかいないか、市で調査できますから、そんなことでどうしてもということに限ってこういった市の保証人制度というのが必要じゃないんですか、こんなことでさらに実施を迫ったわけであります。そういうように私は角度をかえて質問したんですけども、坂口福祉部長は「果たして、法律的にそういうことが可能かどうか、今後課題といたしまして研究をさせていただきたいと思います」と、こう答弁をしておられます。

再度、私は平成７年の第３回定例会におきましても「高齢者の皆さんが安心して暮らせるように市の施策を問う」と題しました一般質問の中で、取り上げさせていただきました。平成７年当時は、区部においては、幾つかの区で平成２年当時の私の提案をさせていただいたような、そういうもろもろの条件をつけた上で公的保証人制度を導入し始めておったわけであります。そのような状況を背景に再度取り上げさせていただいたその答弁としては、当時は藤本福祉部長が「目黒区、港区の方でこういう事業を始めたということを伺いました。内容は、まだ詳しくはわからないわけで、これから調べたいと

思います」と、こう答弁しております。

さらに、市長の答弁も紹介させていただきたいと思いますが、平成２年当時の市長の御意見「公的機関が市民の民法上の債務を保証するということは、ちょっと成り立たないと思います」と、かなり消極的な御答弁でございました。平成７年当時の市長の答弁は「他市の例があるということでございますし、勉強したいと思います」と、やや前向きに変わってきたわけであります。

このような経過の中で、当初、市としては懸案事項であったと思うんですけど、法的なものというのを、これはその意味でいえばクリアはできているわけであります。また、既に実施に移している幾つかの区や三多摩でも、今年度から初めて国分寺市が実施に移されました。このような一つのパターンというのが大体共通してあるようであります。

そのようなことから、まず１点目の質問としては、他市の実施状況とその内容について一つのひな形というものがあるようでございますので、そんなようなものを御紹介していただきたいと思うんですね。第２点目は、日野市としての検討はなされたのかどうか、歴代部長が勉強します検討しますと、こういうことでございますので、勉強家の部長さんですから、かなり勉強しておられる中でどうなのかということを教えていただきたい。３点目は、２点目とも関連しますが、まだ日野市は実施に移されていないわけでありますので、今何が懸案事項なのか、その辺のところを実施する一つの足かせというか、そういう点があれば、そういったものを含めて今後はどうするのかをあわせて教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　高齢者のための公的保証人制度については、今お話しのとおり、国分寺市で多摩地域では実施されました。これは、都内で目黒区に次いで２番目ということであります。目黒区では平成６年８月から公的保証人制度を導入して、保証人がいない高齢者のために区が保証人となって、家賃の滞納が起きたときには６カ月間の保証と火災保険に加入したりなんかしております。利用件数は平成６年度から８年度まで各１件ずつとなっております。国分寺市でも制度内容はほぼ同じでありますが、保証事業の利用者は現在のところ、まだ実績がないということです。しかし、同時に実施した住宅あっせん事業では、４件の契約ができたということであります。この制度は国分寺市の場合、予算的には26万円ほどの予算であります。経費の上では比較的取り組み

やすい経費であります。アパートや借家の家主とか不動産業者との理解、協力関係が必要になってくると思います。今後、他市の事業も参考にしながら、前向きで検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

前向きに検討されるということで、かなりまた進んだ御答弁をいただいた、こういうふうに今、認識をさせていただいておりますけども、デスクでも話をしたんですけど、例えば目黒区ですかね、平成６年度から８年度までで各１件ずつとなっているということで、件数は少ないということをデスクでは、かなり担当者の方ではおっしゃっておりました。これは、やっぱり一つにはＰＲもあるでしょうし、またいろんな角度でのお年寄りがみずから広報で見るという機会はなかなかないということもありますから、また、見てもどなたかが話をしてあげないと、なかなかお年寄りがみずから、では市に出向いてというのは、なかなかこれは難しい面もありますから、件数が少ないということで、この事業が余り効果がない、こういうふうにとられると私は困るんですね。これは、本当に私なんかもいろんな方々とお会いしたり、また市民相談を受ける中で結構あるんですよね。これが実施されれば、恐らく母子家庭とか障害者の方にもこれが適用になるんでしょう。そうなると、もうこれはかなりの面で、私は利用者は、少なくとも日野市ではあるというふうに思いますので、ぜひそういう各市の中で実際の件数が少ないからとか、そういうところの認識からは外していただきたい、このことを要望させていただきたいというふうに思っております。

ちょっとさきの答弁で気になったんですが、前向きの答弁ということはわかりました。しかし、その中で「アパートや借家の家主と不動産業者との理解、協力が必要です」、こういうことでした。ということは、当然、今後の課題としては家主、不動産屋等の理解がどこまで得られるか、こういうことにかかってくるんだろうと思うんですが、その裏返しとすれば、市の方としてはそういう方針がもう固まったのかと、逆に再度問いたくなるんですね。まず、市がではやりましょうと、そういう判断して初めて、では不動産屋はどうかなということで、私は順序としては当然そうなるんだろうと思うんですよ。そんな意味では、前向きということはわかりました。不動産業者との理解、これも当然わかります。市は、今実施するというある程度の前向きという、そういう方向にとっていいのかどうか、その辺再度お願いします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　検討は前向きということでありますが、当然考えられる問題点として、住宅のあっせん制度なんかも含めて考えれば、当然こういう問題点をクリアしなければならないということは十分予測できるという、そういう意味で申し上げたわけです。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　はい、わかりました。そんな意味で、これをひっくるめた形で前向きに検討される、こういうふうに受け取りましたので、ぜひ実施に向けて、私もその都度もし来年とか直近の年度に実施されれば私はそれでもう万々歳ですけど、なかなか進まないということであれば、そのまた状況をお聞かせいただく意味でまた取り上げさせていただきたい、こんなことをお願いして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって17の２、再び問う高齢者のための公的保証人制度はいつから導入するか！の質問を終わります。

一般質問17の３、再び問う24時間巡回型ホームヘルプサービス事業はいつから実施するのか！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○12番（田原　茂君）　それでは、３番目の質問に入らせていただきます。

私は平成５年第４回定例会におきまして、「寝たきり老人ゼロを目指してホームヘルパー24時間体制の確立を」と題しまして一般質問をさせていただきました。当時の坂口福祉部長の答弁としては、「東京都においても、従来では１週６日間、１週間当たり18時間という法上の枠がございましたので、そういう中で実施しておりましたけれども、今年度からその枠の撤廃がなされたところでございます。また、特に昨年度から日曜、祭日、夜間、これらについても対応できるように現在三つの委託先を確保いたしまして、できるだけ24時間体制をとるように努力しているところでございます。ただ、24時間継続しての介護ではなく、24時間いつでも対応できるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます」と、答弁をされております。さらに、私は平成７年第３回定例会におきましても、「高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、市の施策を問う」と題しまして、事業委託方式を含めたホームヘルパーの24時間派遣体制について、質問いたしました。当時の藤本福祉部長は、「現在、市で行っているホームヘルプ事業を滞在型と定義し、都内の幾つかの区で実施に移された民間委託の24時間派遣体制を巡回型と定義して、いわゆる滞在型と巡回型をうまく組み合わせて行えば、より効果的な在宅ケアができるのではないかと考えます。今後、他市の状況、そういうものを調べた

り研究させていただいたり、また厚生省でも補助の方向に動いているということもあるので、その辺も調査研究させていただきたい」、このような御答弁をしていただいたいるわけでございます。

そこで質問に入るわけでございますが、第１点目は、御答弁でもありましたとおり、他市の状況も、かなりこれは、これは全国的にかなり24時間巡回型というのは、実施に移されております。そんな意味で、他市の状況を当然つかんでいるとは思いますので、その状況はどうなのか。そういうふうに、答弁で実施状況を見てみたいと過去の部長さんはおっしゃっていますので、調べた結果はどうだったのか、こんなことをお聞きしたい。

第２点目は、日野市として実施に向けて、それとあわせてどのような検討をなさってきたのか教えてください。

３点目は、第２点目とも関連しますが、今後この事業に向けて日野市としてどのような見通しを持っておられるのか、この３点についてお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　24時間巡回ホームヘルプサービス業務につきましては、27市では保谷市が今年度から実施することになっております。また、武蔵野市、町田市が平成８年度実施を予定しておりましたが、現在のところ、まだ実施には至っておりません。保谷市の状況は、昼間30分間の巡回介護を実施しており、そのうちの46名を対象に２カ所の在宅支援センターから夜間15分程度の介護を実施している、そういう状況です。経費的には国の基準額の範囲内で実施しているということであります。国の補助基準額というのは、１事業単位当たりということですが、20人から30人規模で年額2,300万円、30人から39人規模で年額3,100万円、40人台が3,900万円、50人以上が4,600万円、このようになっておりまして、補助率は国が２分の１、都が４分の１、そういうようになっております。平成８年度を見ますと、足立区で20人規模で事業費4,100万円、武蔵野市では当初予算2,000万円を計上しており、24時間巡回ホームヘルプサービスは、その内容によって経費の開きがございます。また、武蔵野市では、一定の事業エリアに20人以上の対象者がいないということも、実施できない原因になっているようであります。町田市では、昼間ケアで既に巡回型を実施しているので、その下地はあるのですが、まだ対象者が少なく今年度は実施困難な様子です。

日野市では、今年度、実態調査を行って、対象者となるのが何人いるのか、あるいは

どのような分布をしているのか、これらも調査する予定であります。その結果をもとに今後、制度を組み立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。今年度実施する実態調査に基づいて、今後、制度を組み立てていきたい、こういうことでございました。それでは、この項目2点について再質問させていただきます。

1点目は、今後、その制度を組み立てていく中で、今見直しがなされております日野市保健・福祉計画の中では、特に24時間巡回型ホームヘルプサービス事業としてどういうふうな位置づけになるのかということをお尋ねいたします。

2点目は、巡回型ホームヘルプサービス事業に欠くことのできない在宅介護支援センター、これと一体となって事業を進めていかなければいけないということなんですが、この在宅介護支援センターの具体的な設置可能な場所として考えておられるところを教えていただきたい。この2点でございます。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　実態調査の結果を踏まえて、この24時間ホームヘルプ事業を構築していくわけですが、既に御承知のように、新しい公的介護保険制度の中にも、あるいは新しいゴールドプランの中にも、これらのことが位置づけられておりますので、大きな流れはこれの導入ということは間違いないわけです。保健・福祉計画の見直しの中の、当然材料になってまいってくると思います。

それから、在宅介護支援センターの今後の計画については、当面、量的には保健・福祉計画の中に位置づけられている数、とりあえずは3館、3カ所ということが目標になっております。具体的な構想では、ある程度スペースもこれは必要になってまいりますので、場合によっては、浅川苑のブランチ方式をどのようにとれるか。それから、都営住宅等の建て替えの際に、このスペースを確保することも考えながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　当然、保健・福祉計画に入っていく、こういうことでございましたので、これがどういうふうな年次で出ていくかということが、次の大きな関心事になってまいります。他市の状況等、かなり実施に移されているところもありますので、

早急な取り組みをお願いをしておきたいと思います。

それと関連して、当然のことながら、在宅介護支援センターですね、これ具体的に今二つほどおっしゃっていただきました。浅川苑の分室ですねブランチと都営住宅と、具体的ということで私申し上げたんですけども、具体的には出てきませんでしたが、恐らく浅川苑の分室となると保健所跡地かな、こんなふうにも思います。また、都営住宅の中で一番可能性があるのは南平都営かな、こんなふうにも思います。それでいいのかどうか、どうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　保健所跡地のこの件の利用については、まだ確定しておりません。南平都営の中には、ある程度スペースの確保はできておりますので、この在宅介護支援セターの事業そのものをどのように構築するかが決まれば、可能性は十分出てまいります。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　そんな意味では可能性はある、こういうふうなニュアンスでしょうか。

さらに私はお聞きしたいんですけども、例えば今、多摩平団地の建て替えということで大きな問題になっているわけでありますけれども、仮にこれができる方向でスタートしたとして、庁内ではそういった話を当然されていると思うんですね。もし実施に移られた場合に、具体的にはその中にどういう公共施設を、例えばやっていくのかということも恐らく議論には出ていると思うんですが、例えばこの中に特別養護老人ホームとか、こんなことも計画にというよりも俎上に少しのっているというような話も仄聞しているわけなんですが、その辺の真偽というか、私はぜひ可能性としては十分あるんじゃないかと思っているんですが、その辺のところと、あと市立病院の建て替え、ここに在宅介護支援センターは今の計画では、でき上がった計画ではないかもしれませんけども、私はここにもかなりこういった在宅介護支援センターを入れていくべきだ、こういう立場から、この多摩平団地の特養とか市立病院の在宅介護支援センターの導入という、この２点について、これは助役の方がいいかもわかりませんね。どうでしょうかね。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　お答えいたします。

例の公団の建て替えでございますけども、公団と直接協議、交渉に入っているわけではございませんけども、できれば、この建て替えと同時に老人の福祉施策として、例え

ば今御指摘のございました特別養護老人ホームあるいはデイサービスセンター、このぐらいの用地は確保していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今御指摘のございました在宅介護支援センター、これは事業の内容といたしましては、終日にわたる機能を有する、いわゆる相談、それからサービスの適用の調整、こういうものが主な事業でございますので、やはりこの在宅介護支援センターの設置については、特別養護老人ホームあるいは在宅サービスセンター、そういうような福祉施設との併設がよりベターではないかというふうに考えております。

それから、市立病院の建て替えの関係でございますが、これについては御承知のとおり基本計画の中でも、やはり機能の充実ということで最優先ということでございます。しかし、地域の医療機関との連携あるいは訪問看護ステーション、それから福祉関係施設との連携の中では、どうしてもその辺の調整が必要となってまいりますので、地域医療連絡室、こういうものを設ける計画になっております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

決定はしていないというコメントではありますが、保健所跡地とか南平都営の改築、さらにあえて言えば、多摩平団地の方で可能性も十分あると。また、部長の答弁の中で市立病院の中の在宅介護支援センター、これについては、今言っていることの中でちょっとわからなかったんですけど、恐らく検討していくという中でのお話だったと思うんですが、実際、病院の中でもこれからは病院の機能として特に保健、福祉、医療の当然連携というものはもう大前提になってきますので、この中で24時間巡回型ホームヘルプサービス事業とういものが、もう保健・福祉計画の中でも俎上にのってくるという、こういう時期でもありますので、当然そういった意味では拠点づくりが必要です。そういった意味では、在宅介護支援センターというものも、当然、市立病院の中にあってしかるべきであるという立場から、そういったものもかなり具体的に詰めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほど保谷市の例も出たわけなんですが、私も資料をいただきましていろいろ勉強させていただいているわけですが、特に保谷市の例なんかでいきますと、今年度来月１日からスタートする、こんなような状況になっております。また、保谷市では、やはり滞在型である家事ヘルパーと巡回型であるこの介護ヘルパーをうまく組み合わせて、理想的な事業形態となっておるということでございます。先ほど、部長の方の説明

でもありましたが、市内を二つに分けて、二つの在宅介護支援センターでそれぞれ20名から29名の合計40名から58名の体制でスタートする、こういう内容で、私も資料等見ております。また、保谷市では、やはり特別養護老人ホームの待機者が200人近くいらっしゃるということでございます。この中であえて40名から58名をこの巡回型介護、巡回型派遣事業に対象として選んでいらっしゃる。当然、その中でも重篤の方を選んでいらっしゃるんだと思うんですが、そんな中で、やはり私思うんですけど、先ほど場所についていろいろと巡回型をやるためには、当然、介護支援センターがないとできませんから、そんな意味で幾つか可能性のある支援センターということで、今、お聞きをしているわけでありますけれども、基本的には各中学校区に一つあってという、中学校８校プラス一、二、こういう考え方でもいいと思うんですが、それは理想的ではありますけども、保谷市のように２カ所でスタートするという、こんな形でスタートしてきているわけでもあります。

ですから、私の言いたいのは、将来、構想としてきちっと今から練っていくというのは当然ですけども、やっぱり考え方としては８校のプラス、９校分かわかりませんけども、８カ所か９カ所か10カ所のそういうセンターをつくって、それからいざという、こういう段取りをやっていくと、もう先は遠くないような話になってくるんですね。ですから、私は現在ある中でできるところから１カ所か２カ所でいいからスタートをしていく、こんなことがこれからのこの事業というのは、特にこの24時間巡回型というのは、特に老人ホームの待機者が日野市でも100人から150人ぐらいいらっしゃるという、こんな状況の中で、この巡回型ホームヘルプができれば、かなりの方が在宅でも十分生活していける状態というのが、当然のことながら、これによって効果として出てくるわけですから、そんなものも含めますと、できるところから本当に１カ所でも２カ所でもいいからスタートしていくということが、本当に大事になってくるんじゃないかなということで、これは市長にお聞きするわけですが、そんな意味で、東京都も介護支援センターを拠点に民間会社にサービス提供を委託する形での、この24時間巡回型ホームヘルプ事業に平成８年度からかなり、私は力を入れているというふうに、これは聞いておりますし、新聞記事とかいろんな形で情報としては出されております。そんな意味でも、私はできるところからという意味での一つの方式として、具体的に日野市はまだこれだということがないにしても、そんなことで８館とか10館とか待っているという、こういう状態ではなくて、できるところからというこんな形で、日野市としても積極的にこれはやっていくべきではないかという意味で、最後、市長にこの点についての御所見をお伺いし

たいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　できるところから可能な形でスタートを切れ、こういう御趣旨でもございますし、将来展望の中に、いわゆる中間施設と言われる福祉と保健の老人施設のこともございますし、具体的に可能性を追求をしてなるべく早くスタートをする、こういうふうにお伺いをした次第であります。

一言つけ加えますと、豊田南区画整理事業の中で、御承知の方も多いと思いますが、田中病院という老人病院というべき民間の医療機関があります。いろいろ御協議をいたしまして、位置を変わっていただいて、川の近い方に面積を広く仕事のできる形を希望されますので、区画整理事業の中でそのような新たな発想の換地計画が整いました。田中病院でも、ぜひ市の委託等が事業として老人系の病院として受けたいというふうにもおっしゃっておられますので、そのような具体的な配慮をこれから詰めていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

市長の方からかなり積極的なお話を伺えたんで、ぜひ多摩地域で２番目のスタートという、こういうことで、ぜひ私はこの24時間巡回型ホームヘルプサービス事業、日野市で積極的に早急に実施に移していただきたいことを強く要望して、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって17の３、再び問う24時間巡回型ホームヘルプサービス事業はいつから実施するのか！の質問を終わります。

一般質問18の１、重度知的障害者の生活施設実現に向けて積極的な取り組みを！の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　重度知的障害者の生活施設実現に向けて積極的な取り組みを！と題しまして、一般質問を行います。せっかくの機会ですから、これまで革新森田市政のもとでさまざまに実施されてまいりました年度ごとの障害者対策、福祉施策について、まず触れてみたいと思います。最初に、森田市長にこの23年間の障害者対策、福祉施策をみずから振り返ってどのような感想をお持ちか、まず最初に伺いたいと思います。

森田市長が市政を担当した1973年には、通所訓練施設、希望の家が開設をされており

ます。さらに、障害者問題懇談会がこの年に発足いたしました。そして、障害者に日常生活用具改善費の給付が開始をされております。翌74年には、障害児の幼稚園入園開始が行われました。さらに、盲人向けテープの広報が発行されております。75年には障害者青年学級がスタートしております。福祉共同作業所も開設をされました。76年には、身障老人機能回復助成事業がこの年に発足をいたしております。さらに、障害者に市民プールが開放されております。77年には福祉ガイド「みんなの幸せ」が発行されておりますし、市議会のサイドでは、市議会だよりのテープ版、点字版が発行され、以後19年経過をいたしております。さらに78年には、希望の家がこの年、増築をされております。それから、79年には、福祉タクシーが発足をしております。ちなみに難病集団検診も、この年に開始をされております。医療と保健相談もスタートいたしております。80年には、障害者の父母と職員による集いが初めて開催をされました。そして、障害児健診相談事業が実施をされております。聾唖者用緊急カードシールがこの年に発行されております。さらにかしの木学級が開設をされ、ひの共同作業所でチャリティーバザーが開催をされております。81年には、心身障害者共同作業所への助成が開始をされております。さらに82年には、身体障害者に黄色いハンカチが配布をされ、手話通訳の奉仕員の派遣がこの年から開始をされております。83年には、直接障害者施策には関係ありませんけれども、写真集の「日野のあゆみ」が、この年に発刊をされております。84年には、心身障害者施設、つばさ学園が新築をされております。さらにかざぐるまの家、手をつなぐ親の会、作業所への助成が行われております。さらに日野市福祉事業団が、この年に設立をされております。1985年には、ひの共同作業所の改築の設計が行われております。翌86年には、車いすタクシー事業が開始をされております。さらに、つばさ学園、やまばと学級が開設をされております。さらにはくちょう学園も新設をされております。87年には、福祉バス、リフトカー運行が開始をされ、かざぐるま、すずかけの家、青い鳥の三つの共同作業所への助成が、この年から開始をされております。さらに生活保健センターの開館が行われました。翌88年には、日野市福祉環境整備要綱が設けられました。そして、福祉のまちづくりへの改めての第一歩が踏み出された年であります。そして、障害者雇用促進助成事業がこの年に発足をいたしております。さらに、車いすタクシー事業の充実拡大が図られております。89年には、重度心身障害者緊急一時保護が開始をされました。90年には、精薄者生活訓練施設の用地が取得をされております。さらに病弱身障者の緊急通信システムが、この年に導入をされております。91年には、精神薄弱者生活寮、こばと寮が開設をされております。さらに、生活保健センターでの機能

訓練事業が開始をされました。92年には、日野市保健・福祉計画が策定をされております。翌93年には、在宅心身障害者巡回入浴サービスが開始されております。さらにグループホーム第二こばと寮が、この年に開設をされております。94年には第二たんぽぽの家への補助が実施をされました。さらに心身障害者ヘルパー派遣事業がこの年に開始をされました。さらに1995年、すずかけの家、かざぐるまの家送迎費の補助が実施をされてきております。

簡単にこの23年間の革新森田市政のもとでの障害者対策、福祉施策を振り返ってみました。この23年間、大きな波が幾つも訪れました。革新市政が誕生して間もなく、御存じのようにオイルショック、そして全国的な地方財政危機のあらしが吹き荒れたそういう状況がありましたし、さらには臨調行政改革による福祉や教育の切り捨てが断行されました。今日では、不況やあるいは税収難等によるかなり厳しい財政状況に置かれているわけでありますけれども、こうした幾つかの波をくぐりながら積極的な福祉施策、障害者対策が実施をされてきたわけであります。森田市長を先頭にした福祉部長あるいは福祉部の職員、一丸となっての取り組みが、こうした施策の数々を生み出したものであります。高く評価をしていいと思っております。(「そうだ」と呼ぶ者あり) このことについて、まず森田市長から所見なり感想なりを伺いたいと思います。(「なれ合いだ」と呼ぶ者あり)

○議長(土方尚功君)　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。

市長。

○市長(森田喜美男君)　今、年次を追って進めてまいりました、いわゆる障害者福祉あるいは高齢者福祉事業の一部、あるわけでありますが、時代の変化――時代の変化というのは、要するにその間に、例えば国際障害者年という世界的な運動もございましたし、基本的な人権を守るということで、だんだんと福祉に対する考え方が進歩の一途をたどってきたということが時代の背景にあったと思います。それから、地域社会の、当然の需要を背景といたしまして、いろいろな市民要望、それから、議会で適切な御提言等をいただきながら、可能な範囲できるだけ積み上げてきたということがあったと思いますけど、これは全く当然のこと、基本的に憲法を尊重する、そういう理念も具体的な当たり前のことだというふうに思うわけでありまして、特にそのことを日野市の特色というふうには考えることはないというふうに思っております。なお、またこれからも当然進歩発展の道を、福祉のすべてに取り組むことはもう言うまでもない地方自治体の責任であります。

お答えとすれば、以上のようなことだろうと思います。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

大変謙虚な答弁が返ってまいりました。まさに憲法を市政に生かそうという、そのスローガンが実践された結果であると思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）さらに、力を込めて施策の前進を図らなければならないと思います。

重度知的障害者の生活施設について質問をしたいと思いますが、この問題については、２年前の６月に重度知的障害者の更生施設をつくる会から、約5,500名の署名をもって請願が提出をされました。その要旨は次のようなものであります。「現在、施設は入所することが非常に困難です。都内の施設には入れず、遠く北海道、秋田などの施設に入っているのが現状です。都内でも800人以上が入所を待っています。今、つくられている生活寮では重度の障害者には適用することができません。親は地域で子供を見守っていくのが大きな願いです。年老いたとき、親なき後のことなど考えていくと、日野市内に施設があったらと思います。このようなことから、入所施設を日野市に建設してほしいと願っています。重度知的障害者が主に入所できる更生施設を建設してください」。以上のような内容であります。この請願は、御承知のように平成７年９月の議会で採択をされました。そして、重度知的障害者の入所施設を日野市内に建設するよう強く要望するとの意見書を東京都知事にあてて提出したわけであります。

その後、昨年の12月に、日野市内に早期に生活施設を実現する会から約3,000名の署名を付して、日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願が提出をされ、現在、なお厚生委員会で鋭意審査中であります。

重度の知的障害者を抱えた家族の苦労、悩みは極めて深刻であります。養護学校を卒業した後の日々の生活問題、高齢化が進む保護者の老後の暮らしの問題や、家族全体の家庭生活の諸問題など、行政サイドからの公的な助成なしでは、一日として生きていけない実態に置かれているわけであります。子供たちからお年寄りまで、体の不自由な人たちも含めて、すべての市民、国民が人間らしく幸せに生きられることが、福祉行政の原点であるなら、何を差しおいてでも、まず重度知的障害者に福祉の光を当てるべきではないかと、私は考えております。

ぬれ手にアワのぼろもうけをたくらんだ銀行のその失敗、あの住専の処理のためにそのしりぬぐいのために、国民の税金が6,850億円もつぎ込まれました。国民の大多数が反対していたわけであります。さらには、戦後、50年たつのに、なお占領下さながらに

全国140を超す米軍基地が居座り、沖縄のような実態が改めて浮き彫りになっているわけでありますけれども、こうした米軍基地に対しての思いやり予算を含めて、国民の税金から6,170億円もつぎ込まれているわけであります。さらには、国民の目から見てろくなことをしていない諸政党がだんごになって、そして政党助成と称してお手盛りで税金を山分けにする、これが309億円であります。このような不当な支出が行われる中で、大事な福祉行政が犠牲になっている。国民の暮らしが無視されている実態があるわけであります。こうした不当な支出を直ちにやめて、重度知的障害者のための生活施設など、福祉行政の充実やあるいは社会保障の前進などに、もっと力を入れるべきだと考えるのは、私一人だけでしょうか。決してそうではない、(「そうだ」と呼ぶ者あり)国民の大多数が私と同じような常識的な考えを持っているだろうと、私は考えております。

こうした実態の中で、地方自治体としても、国や都に対して重度知的障害者のための生活施設建設に向けて、予算の大幅な増額や施設の設置基準や補助基準、入所基準などの抜本的な改正を強く働きかけていく必要があると考えております。

二、三、具体的な質問をしたいと思います。先日、市長からも報告がされましたけれども、移設が計画をされている多摩更生園の跡地を重度知的障害者の生活施設の用地として確保できないだろうか。その見通しなどについて、1点伺いたいと思います。

それから、2点目は障害者施策に通所施設は位置づけられていますけれども、重度知的障害者の入所施設については、事務当局も目標としてきちんと位置づけられていない、そういう状況があるかと思います。確かに、一地方自治体市町村が行う行政の範疇としては、大変重荷のなかなか処しがたいといいますか、実施しがたい多くの負担や制度上の障害が実際にあります。そのために、なかなか市町村では直接に実施し切れない側面があるわけでありますけれども、しかし、先ほど申し上げた障害者を抱えた家庭の実態からして、いつまでも目をつぶって先送りしていい問題ではないと思います。真正面にこれを受けとめて、行政としてできる限りの努力をして、一歩でも半歩でもその実施に向けて近づいていく、その努力が必要だろうと思います。これまで日野市が進めてまいりました通所施設だけでなく、入所施設の設置についても真剣に取り組むべき時期に来ているのではないだろうか、このように私は思います。この点についてもお答えをいただきたいと思います。

以上、2点について質問をいたします。

○議長(土方尚功君)　答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　多摩更生園の跡地の利用の件であります。多摩更生園は1999年、平成11年４月に新たに開所予定で移転、改築作業が進められております。東京都では、現在、跡地利用については全く未定であります。普通財産という形で管理が行われていると聞いております。ただ、あの地域は地理的にも、また歴史的にも、この社会福祉施設以外の利用というのは、だれもが考えてほかの利用はできないのではないかと思っております。日野市としては、障害者福祉充実に向けての跡地利用、これを強く東京都に働きかけてまいりたいと考えているところです。

それから、障害者通所施設だけでなく、入所施設についても市として位置づけをはっきりせよというお話であります。法制度的には、これらの業務は、まだ市という範疇では、能力では対処し切れない、今お話しのとおりです。ただ、福祉は身近な自治体でということが、また地方分権の今の流れでもあります。ただ、その背景にはそれに要する費用というものがついてまいってくるわけです。最近、東京都で福祉局の方でまとめた「地域における障害者の自立支援、生活支援システムの構築とその基盤整備のあり方」というのが発表されておりますが、これらの中にもそれぞれ東京都の役割、市町村の役割ということが一方的な形で位置づけられておりますが、それらも踏まえながら、今後市としてどうこれを対応していっていいのか、いくべきなのか、これは考えるべき問題だと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的な話を少し申し上げておきたいと思います。

多摩更生園の建て替えということで、日野市が提供したいわゆる七生福祉園の入り口、向かって養護学校の右側になる約１ヘクタールの地積でありますが、あの場所に多摩更生園の建て替えが行われるということで、都の福祉局障害部長からごあいさつがありました。私はその際、日野市が提供した約１ヘクタール余りの土地が建て替えの材料に使われるというものは、一応了承できるというふうに考えております。しかしながら、その跡地がどのようにまた予定されるか、そのこととあわせて、福祉局当局は都に明確な日野市の要望ということをお伝えください、そういう形で口頭では、つまり現在の七生更生園の跡地は、やはり重度障害の方々の施設として再建をしていただく。その際には、日野市という地域でもありますし、日野市民をもちろん含めたそういう、いわゆる入所施設をつくってくださいというふうにお願いをしております。議会からも請願が出されたというふうに承知をいたしております。これからの日野市としての大切な運動目標が

できたというふうに、御認識いただいて結構だと思っておりますので、ぜひその実現に向けて積極的な要請運動を進めていきたい、そのことであります。

それから、建て替えの年次は資料としてもお配りしたと思っておりますけれども、４年間の計画で11年に開所されるということになっているようであります。その間、あらゆる機会を通じて、いわゆる七生福祉園のあの一帯を通過交通の用にならないように守りながら、日野市の大切な障害者に対する――都の事業ではありますが、日野市としても温かく迎え守っていきたい、このように考えたいところであります。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

東京都に働きかけて市が求めている用地を確保するという点では、既に実績があります。古い話ですけれども、森田市長が市政を担当したときにどういう状況だったかといえば、潤徳小学校の校庭は12教室、プレハブが建ち並んで全く子供たちは校庭に出られない、そんな状況で引き継がれました。そこで、この超過密の潤徳小学校の状態を解消するために、南平に小学校用地を当時、行政側は勢力的に求めていました。しかし、残念なことに、その市長選挙の直前――３月の段階だったと思いますけれども、当時古谷栄市長のもとで、仮契約までこぎつけていた用地買収が破談になってしまったという状況でした。まさに危機的な状態で、森田市長に引き継がれたわけであります。当時、議会は森田さんが市長になったばかりということもありまして、議会で主として、当時野党の中心だった自民党の議員が盛んに責め立てました。革新の森田市長に協力する地主は一人もいない。革新では学校は建たない。そしてさらに、時価相場坪20万円の土地だとしたら40万円、倍出してやれ、そうすれば協力する地主は１人や２人出るかもしれない。こう言ってはやし立てたのを、いまだに私は記憶に残っておりますけれども、大変深刻な状態でした。

そこで、森田市長は、当時南平の駅の近くに都有地が3,000坪ありました。かなり草ぼうぼうの状況でありましたけれども、地主さんは１人も買収には応じない、全部土地の交換という要求でした。森田市長は、東京都にこの3,000坪の都有地を代替地として、交換用地として提供してほしいという交渉をやりました。市長になってわずか２カ月後だったと思います。私も同行、出席しましたけれども、そして、約3,000坪の都有地を代替地として提供してもらうということに成功して、一挙に南平小学校の用地が確保されて、潤徳小学校の過密の解消ができて、事実上の革新森田市政の第一歩が踏み出されたわけであります。ここに森田市長の市長に成り立てとはいえ、抜群の政治力があった

と思いますし、そのことが、今日営々として憲法を市政に生かす行政が続いているというふうに、私は思います。(「美濃部さんに感謝しなきゃ」と呼ぶ者あり)

こういう経験からいっても、その構えといいますかね、積極的にやはり働きかけていくことによって道は切り開けると、私は確信をいたしております。積極的に、ひとつ議会も行政側も一致して事に当たり、一転突破で用地を確保するために頑張るということを、ぜひ改めてひとつ決意をしていただきたい、こう思います。

私どもも政党の立場あるいは議員の立場で、積極的に東京都に働きかけていきたいと思います。ぜひそういう点では、あの23年前精力的に取り組んで問題を解決してきた、あの森田市長の精力的な取り組みを、ひとつ思い起こして、年はとったとはいえまだまだ元気でありますから、(「そうだ」と呼ぶ者あり)ぜひ一緒に頑張っていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、2点目の重度知的障害者の入所施設をきちんと行政側の努力目標に据えて、目的意識的にそれに近づいていくということの、この位置づけが大事だと私は思います。困難なことは百も承知して申し上げているわけでありますけれども、ぜひその点の取り組みをもう一度答弁としていただきたいと思います。

以上です。

○議長(土方尚功君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　南平小学校が当時の人口急増をまともに受けた情勢の中で、第一歩の学校をつくることができたという思い出はいろいろ感慨があるわけであります。当時の東京都の施策は、都営住宅1,000戸について学校用地1校分、つまり5,000坪、2,000戸の都営住宅を受け入れる自治体には、中学校地7,000坪……(「多摩平団地何とかしてよ」と呼ぶ者あり)これを都から提供されるという非常に高いレベルの政策があったわけでありまして、私は今でもその政策が、少なくとも自治体に公共住宅にせよ、一つの人口増加を伴ういわゆる戸数の増加という計画があるからには、そういった基準で一番用地の提供を基準にして計算をするのが、極めてわかりがいいということでありまして、公団の場合にもそのようなことを問題提起をしているということは、既に御説明したというふうに思っております。

自治体は、これは一つの、言うまでもなく経営体でありますから、人口を迎えるということも、これもまた発展のために大切な条件でもあります。それに伴いますごみから水から医療機関から、もうすべて自治体自身の鋭意努力によって、つまり今までの住民の方々の努力によって成り立っているということでありますから、古くからの日本のな

らわしに、住まいを移ると御近所にそばを配ってあいさつをするという慣例があります。なるべくそういう慣例を、近隣の方とのおつき合いの上でも礼儀を重んじつつあいさつをするということが第一歩だということだと思います。

したがいまして、そういう信頼関係の中で具体的なお願いと具体的な受け入れと、よくわかる形で実施するというのが自治体経営の一つの方法であるというふうに考えたいわけであります。福祉の施設を特に確保する際に、御承知のとおり都営住宅の建て替えに伴って、栄町のサービスセンターもつくることができました。今回、大阪上都営住宅の建て替えで、行政報告で申し上げたとおり四つの小さな機能ではありますけど、ぜひほしい地区センターでありますとか児童館でありますとか学童クラブでありますとか、それらを確保できたということでありまして、(「それは当たり前」と呼ぶ者あり) 筋の通った要望とまたそれに対する誠意ある回答というのが、信頼関係をつくる源であるということはもう言うまでもありませんから、日野市としても謙虚に主張すべきことは主張して、市民生活をしっかりと築いていく、条件を整えていくということが大切な自治体の経営の原理でなければならない、こう思っております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　一言意見を述べて、この質問を終わりたいと思います。

これまで進めてきた日野市の障害者対策、福祉施策をさらに一歩前へ進める、そういう立場から、森田市長を初め事務当局の今後の積極的な取り組みを期待をいたしまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって18の１、重度知的障害者の生活施設実現に向けて積極的な取り組みを！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時09分　休憩

午後３時42分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の２、南部地域病院の用地確保と今後の取り組みについて！の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　南部地域病院の用地確保と今後の取り組みについて質問をいた

します。

南部地域に総合病院をつくる会では、浅川以南の地域を中心に南部地域の医療要求の実態を把握するために、長期にわたってこれまでアンケート調査を実施してまいりましたけれども、来る11月10日、七生公会堂におきましてアンケート発表と地域医療の映画の集いを企画をし、現在、手分けをしてその準備に取り組んでいるところであります。南部地域病院医療問題で、これまでに何回も質問に立ち、南部地域浅川沿いの医療体制の確立の緊急性について訴え続けてまいりましたけれども、これまでの経過や諸般の状況から見て、今、急に実現への展望が開かれるとは考えておりません。

第７期目では、まだまだ質問の機会はあろうかと思いますけれども、森田市長第６期の、この任期中における南部病院の質問としては、私としては最後の機会になるかと思いますので、改めてこの機会に、南部地域の病院づくり運動を簡単に振り返ってみたいと思います。

御承知のように1987年の２月に、市の広報で南部に地域病院をという森田市長の呼びかけが掲載をされました。それをきっかけにしまして、その月の28日に日野市南部地域に医療機関をつくる会が結成をされました。すぐに署名運動が取り組まれまして、９月25日に日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願が市議会に提出をされました。１万4,285名の署名が添えられたわけであります。

そして、翌88年の６月25日に入院ベッド確保に関する意見書が市議会で採択をされております。その月の27日に森田市長が東京都知事あてに要請書を提出をいたしております。９月28日には、先ほど申し上げた南部地域への総合医療機関の設置を求める請願が、全会一致で採択をされております。

翌89年の２月には、森田市長とつくる会の代表が東京都衛生局長へ申し入れを行いました。都が計画をしている地域医療計画に日野市の大変病床数の少ない実態が考慮されるように申し入れを行ったわけであります。その年の12月に、市が春までに基本計画を策定すると発表いたしております。この月に、東京都知事あてに病院をつくる会が２度目の署名運動を行いました。ベッド規制に反対をする要望書の署名運動であります。１万8,139名の署名を沿えて提出がされております。

1990年の11月に、森田市長による市広報への２度目の「南部に地域病院を」の記事が掲載をされました。市長としての、当時の病院づくりの構想が発表されたわけであります。

1992年の８月に、総合病院の建設促進を求める陳情書の署名運動、これは３回目の署

名運動になりますけれども、病院をつくる会が中心になって進めまして、１万4,434名の署名を添えての陳情が森田市長に提出をされました。

そして、1993年の春に、森田市長が南部医療センターの構想を発表いたしております。この年の４月には、落川地域に京王線沿線に病院をつくる地域住民の会が結成をされまして、さらに運動の幅が広がったわけであります。そして、６月には、つくる会が中心になって東京都を相手の交渉が行われました。その後、市との話し合い、交渉が何回か続けられております。そして、病院をつくる会が中心になって地域での集会が何回か開かれあるいは学習会が開かれして、今日に至っております。

病院づくり、つまり増床を規制する国、都の動きなどもありまして、なかなか病院づくりの計画も思うようにいかない、そういう状況があったわけであります。森田市長も、何回か市広報にも呼びかけやら構想やらを発表して、積極的な姿勢で臨んできたわけでありますけれども、御存じのような経過で、ここでようやく用地が確保できた、そういう段階であります。

９年になる運動であります。かいつまんでの経過でありましたけれども、改めて森田市長として、この９年にわたる運動と、そして、それに対する行政側の取り組みなど振り返っての感想を、まず伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。

市長。

○市長（森田喜美男君）　市立病院の建て替え事業に伴って、いろいろ位置の決定あるいは病床数の確保、紆余曲折を経た経過があります。恐らく10年ぐらい、その間の経緯があったというふうに記憶しております。結論といたしまして、御承知のとおり、現在の市立病院が所在する多摩平地域の市の土地に約１万平米の用地を設定して、300床の総合病院を建て替える、こういう計画でありまして、今、その手順として基本設計、それから実施設計、また、年次的には11年に着工、14年に新しい病院での事業開始、こういう計画になっておることは御承知のとおりであります。

日野市の全体の一般病床というのを、いわゆる人口で計算いたしますと一千少々――一千幾つかの病床が必要だという計算になるわけでありまして、現存のものを、市立病院の増床分も含めて計算しましても、恐らく500を出ない、こういう状況であります。医療というのは市民に対します一番必要な安心施設でもありますので、なるべく地域で安心のできる医療体制を設けるということが重要であることは、言うまでもありません。それから、現在の300床は地域保健計画、地域病床規制の数の中でも、日野市には当然

認められる、こういう状況で取り組んでおるわけであります。

したがいまして、いわゆる直接に南部地域病院という考え方で一定の病床数を持つ事業は、財政的にも不可能でありますので、用地を確保して、まず当分の間はかなりレベルのある診療施設として事業を進め、いわゆる南部地域の医療過疎の地域も含めて、安心のできる状態をつくりたいというのが、考え方の現状であります。

そのために、たまたま高幡区画整理事業の中に、その用地確保を設定してきたわけでありますが、地元の要望もございまして、区画整理の中の約6,000平米、場所を変えて潤徳小学校に近い、いわゆる全農の所有地、約8,000平米の場所でありますが、その場所との土地の交換ということに、今まで重点を置いて折衝してまいりました。全農も早い時期から御理解をいただいておりましたので、いろいろな手順を経て、特に税制に対する配慮のこともありまして、それらのことをすべてクリアをして、現在、いわゆる全農の今まで市が借りておりました、地元にグラウンドとして開放しておりましたその場所の等価交換の面積、これを正確に日野市の所有するあるいは開発公社も若干持つことになりますが、そういう形で用地を確保できたということであります。また、全農との契約の中にも、いずれは市が確保するという約束のもとに、建物を建てても支障ありません、異存はありません、こういうふうな約束の文書も交換をいたしております。

市内に二つの公立病院を持つということは、これは現在の日野市として不可能でございますので、地元の医師会とずっと過去からも継続しておりますが、御相談をして、医師会の御協力によって用地は提供します。その上の上物ないし事業運営をどうすればいいかということを御相談をいたしております。医師会に今御相談をしている、医師会もまた真剣にいろいろ御検討いただいておる過程でございますので、先のことを具体的に申すわけにはいきませんが、いわゆる先ほど申し上げましたレベルの高い診療施設ということで、一定の機能を持って南部の方々の医療に対する不安を解消できるような、そういう事業の取り組みを進めていきたい。ずっと将来先には、日野市民に必要な病床数のことも、可能な時期を考えて取り組むということになるというふうに思っております。

したがいまして、今のところ、具体的にどのような内容が協議の課題として進行しているというところまで申し上げる段階にありません。また、真剣に検討していただいているということははっきり申し上げられるわけであります。

我々の想像といたしまして、医師会の全体の日野市の医療体制の中で一定の役割を考えていただくということと、それから、経営体はいろいろな方式が可能だというふうに思っております。例えば、直ちに市内の医師会でということが不可能であるとするなら

ば、信用と責任のある医療法人の地域施設を誘致するということも考えていい、一つの方策であるというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

今の市長の答弁で、これまでの若干の経過、そして現状について答弁をいただきました。医師会との関係についても状況は答弁で明らかにされましたけれども、一、二ちょっと質問をしておきたいと思います。

一つは、市長が既に構想として発表してきた医療センターの設置でありますけれども、この内容については、まだ一切触れられておりません。医師会との協議ということももちろんあると思います。この企画計画については医師会の同意、協力が前提ということでしょうから、行政側が余り先走ってはという配慮があるかと思います。しかし、その医師会への配慮とは別に、行政側としての医療センターの構想といいますか、規模と内容については、ある程度それを煮詰めておく必要があるのではないか、そのことまで含めて協議待ちというのでは、ちょっと消極的過ぎやしないかという気がいたします。この医療センターの規模と内容について、きちんとした方針があってしかるべきだと思います。

それから、これまでにも何回か私も指摘してきましたし議論されてきた問題でありますけれども、地域住民の希望や要求をどう反映させていくかという問題があります。これまでの答弁では、医師会とのある程度の協議が整った段階で住民参加を考えたいということでありました。これも、そのときになって慌てるということではなしに、きちんとこれも方針に据えておく必要があるのではないか、こう思います。

このことについて、まず伺いたいと思います。再質問いたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先日開きました、いわゆる地域保健協議会、医師会を初め医療行政について諮問をする機関でございますが、１項目報告事項に立てて、地域保健協議会の皆さんに、要するに今まで求めていた南部地域の医療センターあるいは診療機能、これを予定しております用地の確保ができたということを報告をし、医師会に今御相談をしておるという状況のこともお話をいたしました。今回、議会が終わり次第、医師会と直接にまた協議を重ねまして、なるべく早くめどをつけて事業の進行を図っていきたい、こう考えております。

住民の方々との要望等を伺う機会は、やはりその原則的なことを医師会との協議とい

いますか合議ができ次第、運動をしておいでになった方々を初め、御相談の手立てをとるということは当然だと思っておりますので、きちんとした日程を予定をしながら、なるべく早くそういう進行を図っていきたい、こう考えております。(「議会は」と呼ぶ者あり)

○議長(土方尚功君)　米沢照男君。

○30番(米沢照男君)　さらに質問をいたします。

この春行われた南部地域の病院をつくる会の総会、これには森田市長も出席されておりますけれども、この総会で基本的な方針を確認をしております。一つは住民本位、住民参加の運営を目指す、二つには医療、保健、福祉が連動した総合保健センター的な性格を持つ医療センターを目指す。3点目は市立病院や地域医療機関との連携を重視していく、この3点でありますけれども、これに対しての事務当局あるいは市長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長(土方尚功君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　当然経なければならない手順は進めなければなりませんので、その必要な手順というのは、住民の方々に御意見を徴するということはもちろんでありますし、議会にはどうかということも今、どっかで言われておりましたが、議会にも説明をするということは、もう言うまでもございません。そういう合意のための、また手順も当然大切でありますし、今御指摘のありました保健、福祉、医療という市民の生活を支えるあるいは安心感を持っていただく、そういう仕組みにめどを置くことは言うまでもないわけであります。この次の機会には、それらをある程度整えて御相談の機会を得たい、こう思っております。

○議長(土方尚功君)　米沢照男君。

○30番(米沢照男君)　ありがとうございました。最後に一言意見を述べて、この質問を終わりたいと思います。

医師会との協議という課題がありますので、行政側がどんどん計画を進行させるということができない事情は十分承知しております。ぜひこの長年にわたる地域の切実な要求であります。つまり、安心してかかれる病院が地域にないということから来る住民の不安というのは、大変なものであります。

先ほど紹介した病院をつくる会のアンケートの集約の結果は、11月10日に七生公会堂のホールで詳しく発表されることになっております。二、三、その結果について既に「ザ・びょういん」のナンバー16で報告されていますので、その範囲でちょっと紹介し

ながら、積極的な取り組みを求めたいと思います。当初、約5,000世帯を目途に取り組んだアンケートでありましたが、結果的には、自治会など11団体、4,200世帯にアンケート用紙が配られました。回収されたのがちょうど半分の2,100世帯、50％の回収率でありましたけれども、三つほどその中身を紹介しますと、現在の健康状態はどうですかという問いに対して、回答は、健康でない家族がいる28.0％であります。どこの病院にかかっていますかという問いに対して、市外の医療機関と答えた者が45.4％、半分近い住民が、浅川以南のあの地域では、市外の医療機関にかかっているという実態が明らかになっております。浅川沿いの病院が必要ですかという問いに対して82.0％の人が必要だという回答を寄せております。中身は大変興味のある詳しいアンケートの結果が集約されております。きょう、ここで全部紹介するわけにいきません。11月10日に発表の予定であります。市長を初め行政側も、ぜひこの病院づくり運動、もちろん市長を初め事務当局もこの運動を積極的に支持をし理解をされ、そして、それに沿って行政が行動をしてきているわけでありますけれども、今後もぜひ、さらに積極的に取り組んでいただきたいということを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって18の２、南部地域病院の用地確保と今後の取り組みについて！の質問を終わります。

一般質問19の１、姥久保都営住宅建て替えは周辺地域との環境の整合性を十分考慮されたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、1970年２月に市議会議員選挙を行った際、市民の皆さんからこの市議会に送り出していただいて以来、105回目の質問になります。私があえて過去を振り返ったのは、今回の一般質問がこれまでにないケースで行われていることを申し上げたかったからであります。

表題にありますように新町一丁目団地建て替え事業計画に関する東京都の事業計画の説明会が近隣住民にありました。その説明をめぐって今、東京都、住民の間で意見が合わないという状態が続いているわけであります。過日、黒川重憲議員、奥住日出男議員、小島久議員、福島盛之助議員、そして私の５人が環境を守る会の役員の皆さんと懇談する機会がございました。いろいろと問題点などお聞きしたわけでありますし、また、議員の側からもお話などを申し上げた経過がございます。その懇談を受けて５人の議員で相談した結果、たまたま私が代表して今回の一般質問を行うということになったわけで

あります。

さて、通称姥久保都営住宅と言われておりますこれまで220戸ありました都営住宅が建て替えられることになりました。既に大半は取り壊しが行われて、入居者もそれぞれ新しい都営団地を転居いたしまして、最後の入居者が来年３月いっぱいで転居すると伺っております。この建て替え事業計画をめぐりまして、東京都は去る６月５日、姥久保都営住宅に隣接する居宅の郵便受けに、突然近隣住民の皆さんへとして、東京都西部住宅建設事務所建設課長名の「都営住宅建て替え計画説明会のお知らせ」という文書を投入いたしました。そして、６月13日、東京都西部住宅建設事務所による（仮称）都営日野新町一丁目団地建設経過についての説明会が行われました。その後、２回、７月13日、27日にわたり説明会が開かれ、近隣住民に対して東京都西部住宅建設事務所が示した建設計画及び説明の要点は、おおむね次のようなものであります。

一つは、建設戸数は現在220戸を501戸とする。二つ目は、シンボルタワーとしての14階建て２棟のほか、８階、４階建て12棟、及び集会施設を建設する。三つ目に建物は団地の外周に沿って建設し、団地の中央部のみに児童遊園を設置する。４点目は、現在、地域住民の生活道路となっている団地内中央部貫通道路は都営敷地内道路であり、本来、生活道路ではない。５点目は、近隣住宅の日照阻害等の環境障害は受忍の範囲である。６点目に、建設工事は平成９年３月着工する。７点目に、入居開始は平成11年４月とするという計画内容の説明が行われたわけであります。

この事業計画が実施された場合ということで、近隣住民の日照、電波、風害、生活道路の消失等々、さまざまな生活環境に著しい影響が生じるということから、住民の皆さんは、新町の環境を守る会を結成いたしまして、この建て替え事業計画に対するみずからの要望を、東京都やあるいは日野市市議会等に提出をされてまいってきているわけであります。過日、小林まさみ代表ほか1,483名の署名を添えまして市議会にも提出されました。あすの本会議で審査を行います委員会に付託される見通しであります。

私は、きょうの質問でこの請願の内容に細かく立ち至って質問するというつもりはございません。付託された委員会で十分御審議をいただくということにお願いいたしまして、私は東京都の市民に対する説明のあり方がこのようなことでよろしいのかどうかという点を伺ってまいりたいと思うわけであります。行政は、言うまでもなく住民の福祉やあるいは環境の向上のために、住民を主体として行われるべきものであります。環境に大きな変化をもたらそうというときに、その事業計画を進める上で、近隣住民の理解や協力を得ずして事業計画は進むはずはありません。しかるに、これまで３回行われた

説明会の１回、２回とも、とても民主的な説明会が行われたと言える内容ではなかったと、住民の方々が口々におっしゃっておられるわけであります。３回目の説明会でようやく計画課長が出席されまして、順を追った説明がなされたわけでございまして、出席された住民の方から、初めて説明らしい説明があったいう話も出たわけでございます。そこで、日野市といたしましても、当然、市民に直接関係する都営住宅の建て替え事業でありますから、東京都に対する何らかの働きかけを行って、まともな説明会が行われるべく御尽力をされなければならないのではないかと考えております。

去る８月24日、市役所へ行きまして市長相談で環境を守る会の皆さんが市長相談を行い、そして、市長から直接、この都営住宅建て替え問題についての市側の見解を伺っております。こうした経過はありますけれど、改めてこの議場で市はどんな対応を行うのがよろしいのか、市としての見解を聞かせていただきたいと思うわけであります。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。

市長。

○市長（森田喜美男君）　重要なことでございますので、私から原則的なことをお答えをしておきたいと思います。

通称姥久保都営団地、建て替え年次が近いということは、我々も承知をしておりました。そして、この議場でも板垣議員さんからの御質問があったと思っておりますが、いわゆる新町、栄町地域、古くから地域に複合文化施設をつくってほしい。確かに市有地がないために、そういう施策が大変欠けた地域であったわけであります。したがって、姥久保都営住宅が建て替えられる際には、日野市として大切な日野駅の玄関に近い場所でもありますし、それから、地元の多年の要望に何とかこたえる機会を得たい、そのこたえる手段といいますのは、用地を一部割愛してもらうとか、あるいは住宅改築に伴って市の要望を聞いていただくか、そういう考え方でございました。大変申しわけなかった経過でございますが、地元に対して市の方から都との協議の状況を市の説明で申し上げるべきところを、それをまあ手違いといえば手違いでございますが、都の方から説明がされたということには、私も後で知りましてまずかったということを心から感じております。早速その後、多摩市に所在しますこの地域の都営住宅の管理当局、西部住宅事務所というのがございますので、そこに出向きまして、所長にお会いをし、日野市の要請を大きく御斟酌いただいているのは、大変御配慮にありがたく思っておりますが、市からの要請がちょっと手順を間違えて、市から地元にまず地元の意向あるいは地元に対する説明を、意見交換をする機会を具体的に持つべきところを、いきなり都にそのこと

をゆだねたということは、大変手違いであったということをおわびとごあいさつをいたしまして、地元と十分協議をし、日野市内で問題点の解決を内容とする、そういう手順を経て、また改めてお願いにまいりますというふうに申し上げてきた次第であります。

その後、地元の対策協議会あるいは周辺の方々の、この建て替え計画に対する御意見の文書も二つの団体からちょうだいをしております。また、議会にも請願が出されるというふうに伺いましたので、この議会の間に十分内容の説明と、それから住民の御意向も取り入れる、そういう手続を経て、市から改めて了解を得たその結論を都に持っていく、こういう考えでおることを申し上げて、了解を得たことに一応なっております。

問題点の高層住宅ということで、影の及ぶ範囲がかなり遠隔の地に届くということでございますので、若干高さの修正もお願いをしたいと思っております。一番大切な道路につきましては、市道にというふうにはちょっとまいりませんけど、一般の公開された道路として今までどおり支障なく一般の住民の方に使っていただくということは、ぜひ何といいましょうか、理解を得たい、またそのような考えで設置をされているというふうには伺っております。それから、一番期待にこたえていただいたと言える部分は1,300平米、つまり団地の建物の中の1,300平米のスペースを、日野市がお願いをした複合文化施設でありますとか、集会はもちろんでありますし、児童館でありますとか地区センターでありますとか、あるいはかなり規模の大きい集会をしていただける、そういうスペースが得られると思っております。図書館が、かねて要望されておりましたので、図書館の新設も、その十分スペースの中に入れることが可能だというふうに思っております。1,300平米というのは、かなりのスペースでありますから、今後の交渉によりまして、ぜひ地元の積極的な御要望をすべて満たすというような内容で、この事業を完成させていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　日野市と東京都の地元に対する説明の順序が違っていたということを、今、森田市長がおっしゃいました。今の森田市長の説明は、私も気持ちを打たれました。率直にその違いは違いとしてお認めになって、そして改めるということをここで表明されたわけであります。しかも、地元の要望にはほとんどこたえるように今後も努力するということをおっしゃるわけでありますから、私たちは、実現できるように、今後も期待を持っていきたいと思います。

そして、東京都のこれまでの説明の態度がほとんど改まっていないのではないかとい

う印象を、私は持っております。住民や都民に対するこうした態度では、私は行政の住民に対する姿勢を疑わざるを得ないということを、一言申し上げておきたいと思うわけであります。

そして、なお今後、市と東京都の十分な連携や協議を行って、住民要望にこたえていただきたい、このことを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって19の１、姥久保都営住宅建て替えは周辺地域との環境の整合性を十分考慮されたいの質問を終わります。

一般質問19の２、市民と行政の協力で徹底したゴミ減量、リサイクルをすすめるためにの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　いわゆるごみ問題で一般質問を行いたいと思います。

日の出の最終処分場、いわゆる谷戸沢処分場からの汚水漏れの疑惑がますます深まっているわけでありますが、その真相がいまだに十分解明されないまま隣接地に新たな大規模な処分場が強行されております。健康と命豊かな自然を守ると、日の出町の住民を中心に汚水漏れ疑惑究明と第２処分場建設見直しの運動が広がっていることは御承知のとおりであります。この問題は、日の出町だけの問題ではなく、いつまでも大規模処分場にごみを集中してよいのかという問題を提起していると思います。谷戸沢処分場に埋め立てられているのは、三多摩地域26市１町の家庭や企業から毎日出される可燃ごみの焼却灰や不燃ごみであります。読売や朝日新聞など全国紙でも、谷間や海面を埋め立てる手法は限界に来ている。こんな使い捨てをいつまでも続けていられるだろうか。今必要なことは、最終処分場をこれ以上つくらないぐらいの決意で、廃棄物行政を大胆に見直すことであると述べております。これはいずれも昨年の８月のそれぞれの社説であります。

今、三多摩地域では消費者と行政と一体となった努力で、ごみの減量、資源化の新しい取り組みが広まっております。これらの取り組みを全面的に発展させるならば、大規模な処分場を新たにつくるということは、必要なくなるのではないかと確信するものであります。21世紀まであと４年余りでありますが、今、三多摩地域のごみ問題は、これまでのような大規模処分方式を続けるのか、それとも住民参加で資源循環型に切りかえるかという歴史的な岐路に、今立っていると言っても大げさではないと思います。日本共産党は昨年12月、シンポジウム「どうする多摩のごみ問題」を開催いたしました。企業責任を明確にしたごみの発生源から、抑制、減量、そして自治体と住民の共同した減量や、資源化の徹底によるごみ問題の解決に向けた大きな運動を呼びかけてきたところ

であります。

私はこうした見地に立ちまして、今日における谷戸沢処分場問題は今どうなっているのかということを、処分組合の構成市の一つである日野森田市長に伺いたいと思うわけであります。それには、最近の動きを一、二御紹介したいと思います。

６月の議会でございますが、国分寺市議会、狛江市議会、谷戸沢処分場の汚水漏れ調査と安全対策を求める意見書をそれぞれ可決いたしました。内容は、ほぼ同趣旨だと思いますが、要するに谷戸沢処分場の汚水漏れ疑惑はこれまで存在せずとされてきた地下集配水管の電気伝導度の記録が公開され、住民の不安が高まっている。処分場は庶民の水源地として保全が求められている地域に所在することからも、この原因究明と安全対策は衆議の課題である。よって国分寺市議会は東京都はこれらの事態を直視し、関係者だけでなく専門以下地域住民の参加のもとで汚水漏れの原因を調査するとともに情報公開し、安全対策をとることを強く求めるものであるという内容の意見書を可決したわけであります。もちろん東京都知事に送付されております。

この意見書の内容が大体三多摩住民の共通した今持っている谷戸沢処分場に対する考え方ではないでしょうか。また、東京都に対する要望とする気持ちがあらわれていると思うわけであります。

今月の３日でありますけれど、日本共産党東京都委員会、処分組合構成の27市町の都議員団の代表と日の出町都議員団は、谷戸沢処分場を管理する三多摩地域廃棄物広域処分組合に対し、おおよそ次のような申し入れを行いました。厚生大臣の要請や関係自治体住民の要求を真摯に受けとめ、住民、学者を含めた汚水漏れ再調査を速やかに実施すること。二つ目に、汚水漏れ再調査を困難にする最終覆土工事は、当面実施しないこと。３点目に、電気伝導度常時観測データ計測地点を、これまでの転流工に戻すとともに、地下集配水管の地下水水質調査の結果を公表すること。４点目に、第２処分場建設工事は一時中止すること等であります。これが今日の処分場をめぐっての住民側の処分組合に対する要望であり解明しなければならない点が要約されていると考えているわけであります。

これらの動きを踏まえ、現在どのように市長はお考えになっているか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。

環境部長。

○環境部長（中里正市君）　市長へというお話でございますけども、立場をして若干、

環境部長としてお話をさせていただきます。

言うまでもなく谷戸沢処分場は45ヘクタール余りでございまして、昭和59年から来る４月まで平成８年度のおしまいまで13年間にわたって、この間260万立法メートルの都下370万人余りの排出物の最終処理場であります。この間、処分場をめぐりましては種々困難な事象が出ておりまして、今、議員からお話のとおり、特に今年になりますと３月には第２処分場の例の補助金の確定の際にも、厚生大臣から汚水漏れいかんにかかわる今後の調査に当たりましては、一定の進言通知を伴ってきているところでございます。受けて、組合といたしましては、５月20日に都知事との面談等を経て、５月26日に例のプロジェクトチームの発足をしたという経過でございます。このプロジェクトチームというのは、今後６カ月以内に、いわゆるどういう調査で行って原因を究明するか、その方法等を見出すためのプロジェクトということで、国の参加をも求めているという説明を聞き及んでおります。

加えまして、ただいまのお話のように類似の国分寺市あるいは狛江市議会の要望の件、あるいは27市の御関係の市議会議員の方々が百数十名の連名でもっての要望書、都知事への提出も伴っておりますが、るる10市に余る、一々挙げられませんが、そういう組合に寄せる訴訟を初め行動がこの間、生じてきているところであります。

それに伴って、特に第２処分場七ツ塚については、第１処分場の解決を見ないままの見切りと申しましょうか、見込み発車は相ならぬということで、これまた相当の係争の事案が出ております。しかし、第２処分場につきましては、来る今の年度のいっぱいで第１が埋め立てが満杯になるというゆえで、一刻も期間を猶予いただけないという状況下にありまして、およそ60ヘクタール以上に及ぶ地域に、通して500億円の総事業費のもとに、既に土地買収あるいは今年の年明けの冬からは、調整池の築造、進入路の手がけあるいは堤防、あるいは既に管理棟の着手にまで及ばざるを得ないということで、５月以来鋭意、特に今年度事業は現地でそのただ中になってまいりました。

この間、特に御反対されている方々の工事現場における、言葉は不穏当かと思いますが、阻止行動と申しましょうか、険悪な状況も出てまいりまして、組合としては、特にこのままのような対峙と申しましょうか、背を向けていると評価されるような延長線での行動では、当然厳しいということから、一定の方々に申し入れ等を経て、現在は、話し合いのテーブルにつくというような状況から、今、議員さんのお話のように、９月３日の議員さんの所属する方々の先方への申し入れも承知しておりますが、この６日には、関係者が立川に会場を求めて組合と交えてのテーブルにつく。それから、13日にもその

ような予定が計画されていることを承知しております。

いずれにしましても、その行方につきましては、今後の組合の対応に御期待と申しましょうか、その処方に、いわゆる念願的にも御期待を申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　処理場の汚水がどの程度汚染されているか、科学的なデータを公表することは、もう当然のことであります。そして、特に住民に対する組合の対応は、民主主義を貫かなければならないことも言うまでもないことであります。私は、こうした立場で今後も構成市の一つとして、組合内で市長あるいは部長、大いに頑張っていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。

質問を次に移したいと思います。次に、私はごみの問題を解決する上で、最初申し上げましたように、ごみをどう徹底して減量するかリサイクルするかということを強調いたしました。日野市も、条例に基づきまして日野市一般廃棄物処理計画、ごみ事業基本計画なるものを、昨年の３月作成してあります。きめ細かい内容になっておりますし、既に議会にも配付され済みでもありますから、内容に細かく立ち至った質問はいたしませんが、この一般廃棄物処理計画の基本となるもの、中心を貫くものは何かということを私は申し上げておきたいと思います。

それは、ごみ事業基本計画という名称にも見られますように、ごみの減量を中心に据えたのかどうかということを、私は疑問に思ったわけであります。少なくとも廃棄物処理ということをうたうならば、廃棄物の減量を正面に掲げて計画をつくるということが、今求められているのではないかと思います。これは、日野市だけではありません。国の法律そのものが、法律の目的を減量とは言わずにごみの抑制という言葉を使っているわけであります。地方自治体の関係する条例の根拠となった法律のその目的が、抑制という言葉を使っているわけでありますから、私は本当にごみの減量やあるいは抑制というものを通じてでも、徹底したごみ減量リサイクル社会をつくり上げていく法律的な根拠になり得るかという点で、いささか疑問を持ったわけであります。抑制というのは、辞書を引くまでもなく、広辞苑でおさえとどめるとなっております。また、別の辞書では限度を超えそうになる勢いを押しとどめることとされておりまして、物を減らすという解釈には成り立たない。どんどんどんどんふえるのをある一定のところで抑えるということを抑制ですよということを言っているわけでありますから、そういう精神でつくられたごみ問題に関する法律や条例は、まだまだごみの減量という点では不徹底なところ

を残しているのではないかと思われるわけであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律がつくられるいきさつが、つい先日テレビで報道されました。原案より内容は後退されたと指摘されております。最も大切なこの法律の目的が、ごみの減量を打ち出しはっきりと明記するというところに、私はその意義を見出したいわけであります。

したがって、今、日野市がごみの減量やあるいはリサイクルやごみに関する行政を行う上でのもとになる条例も、こうした点でもう一度見直す必要があるのではないかと思います。その根拠もあります。地方自治法第２条第12項には、地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいてこれを解釈し、及び運用するようにしなければならないと定めてあります。国の法律が抑制という言葉を使ったから条例も抑制という言葉を使わなければならないという理由はないわけであります。地方自治の本旨にのっとってその法律を解釈し、条例をつくる際、何を目的とするかがはっきりするならば、ごみの減量ということを私は正面から打ち出す必要があるかと思います。日ごろ市長も、地方自治の本旨に基づく見解を述べておられるだけに、最も市長の考えに基づく解釈ではないかと私は考えているわけであります。

そこで、条例を見てみますと、条例の目的の中にごみを減量する、廃棄物を減量するということをはっきり明記するということであります。２点目は、この条例には減量の計画はありません。第14条は再利用に関する計画が規定されておりまして、規則の中にも第６項目目に当たって、その再利用に関する計画を定めるように規定されておりますが、残念ながら、この中にも廃棄物を減量するという言葉がないのであります。ですから、私は廃棄物を減量するということをはっきりと条文の中に明記する。そして、規則の中にも廃棄物を減量する計画を定めて、それに基づいて減量の計画や目標を明らかにすることが重要だと考えたわけであります。

この先ほど紹介いたしましたごみ事業基本計画、この中には何年度までにどのくらいのごみを減らすかという目標値はないのであります。例えば、ごみ減量目標を中間目標年度の1999年度において達成することを目標とするとされておりますが、この減量目標というのが、市民１人当たり１日に出すごみの量を1,098グラムとしておりまして、2000年以降はずっとこの1,098グラムでごみを抑制するということになると思うんです。人口がふえれば、ごみは総体的にふえていくということになるわけでありますから、私はぜひとも条例を含めてごみ事業基本計画をもう一度見直していただきたい。ちょうどこの年が来年４月から法律が発効いたします、いわゆるリサイクル法に関しまして見直し

の時期に当たっておりますから、それらを十分考慮に入れた全体のごみの減量計画と目標をはっきりと定める、このことが私は重要だと思います。そして、どの程度まで減量するかというのは、各市などがそれぞれ努力して目標値を立てておりますけれど、思い切って減量の目標を立てるということを、私は要望しておきたいと思います。

その点についての部長の見解を伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（中里正市君）　ただいまのお話をお聞きしまして、当市のごみ減量の、今お話しされている減量計画でありますけども、そのごみの事業基本計画につきましては、数値を中間年あるいは最終の10年後の平成16年を表で掲げておるわけですけども、その数値についての言及は省略させていただきたいと存じます。

そこで、お説のごみ減量計画にかかわる今後の条例の改正を含む対応でございますが、いわば、当時平成６年につくったわけでありますけれども、その後、環境の変化もございます。つまり、容器包装にかかわる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる通称容器包装リサイクル法であります。これらも制定され、この10月からペットボトルやトレイを市でも来年４月から義務づけられることに先んじて、事績もつかみたいということから、年度途中でありますけども開始することといたしております。そのほか、これから策定される、大変恐縮ですけども二ツ塚の処分場にかかわる全体的には、第２次の廃棄物減容基本計画のつくりも間近に対応をしていかなきゃならないことになっております。そうしたいろいろの環境の変化もございますので、ごみ事業の基本計画を見直す必要は迫っておるという認識でございます。

この間、東京都の三多摩地域廃棄物広域処分組合が、平成５年４月に策定しました第１次廃棄物減容化基本計画に基づく、日野市の谷戸沢処分場への搬入配分量に言及して恐縮ですけれども、通して、この平成４年、５年、６年、７年の４カ年の実績に若干触れさせていただきますが、配分量４万3,250トンに対して、持ち込んだ量は３万7,925トン。組合での集計上の言葉で貢献度と申されていますが、5,325トンが過去４年間で割り当てに対して下回っているということで、このことは減容率12.3％という数値が出て

おります。

今後の具体的な減量施策でありますけれども、現在、実施しています資源物７品目回収のさらなる充実に向け、10月からはステーションを約60カ所増設し、ただいまやっているのに加えて325カ所、そして平成10年末には500カ所へと増設し、そういうことから資源物の回収アップを図るとともに、地域における集団回収制度の奨励をいたしながら、先ほどちょっと触れましたけど、容器包装リサイクル法を念頭にペットボトルと発砲トレイの回収を始めること。さらに粗大ごみのリサイクルと減量の促進をねらって、品目別料金制度の――いわゆるシール方式でありますが――による収集の実施化など、これら諸施策は、いずれにしましても市民の御理解と協力が基となることであります。必要な啓発活動に積極的に取り組んでいかなければならないこととして、常に課題として対処していく所存でございます。

なお、条例改正に関しましては、最近８月でありますけれども、東京都清掃局長の私的諮問機関でありますごみ減量のための東京ルールを考える懇談会の答申がありまして、容器リサイクル法の行く末を待っていたんではということ等もございまして、都としてはペットボトルについては店頭回収拠点を一つの提案としてまとめ、この９月の定例都議会で都知事も将来の条例化に向けて準備していくということを開陳なさっておられます。などのこともその方向としてとらえていくほか、特にスーパーマーケット、コンビニエンスストア、郊外レストラン等、公益的に事業展開している事業所等も市内には40余りございます。それから、事業所等もございますが、いずれにしましても同様の条例を制定している多摩地域の自治体と多摩地域ごみ減量リサイクル推進会議を中心に、広域的な連携の中で可能性を求めていきたいこと。さらに加えて、現在の日野市の廃棄物減量等推進協議会にお願いしてございますごみ減量に関する供給側と消費者側の問題点の答申、明けて来年１月には諮問に出して御答申をいただける状況でございます。等々を考慮に入れて対応していきたいと考えているところでございます。

なお、お話の減量、私ども結果の措置的で出てきてしまわないように抑制であるとか再利用ということが、条例で通してあるいは国の法律もそうでございます。基のもともとのつくる側の容器包装物等につきましても、ごみやそういう廃棄物にならないというような生産の過程からも、思いに立つという減量につきましては、私どもの立場では、いかにも言及はいたしかねます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　後でまた市長の見解をまとめて伺いたいと思います。

企業の廃棄物の処理の問題にも言及した答弁もありました。それから、谷戸沢処分場に搬入する最終処分量、これも一定の減量目標を日野市は達成しているということでございました。これはこれとして、担当者初め日野市のあるいは市民の努力のあらわれだと、私は評価しておきたいと思います。これまで市の広報等を通じたさまざまな啓蒙活動あるいは自治会、その他ごみ減量に関心を持つ市民の皆さんなどの協力によって、最終処分場への搬入を目標値を下回るものにすることができたということではないかと思います。こうした努力を行えば、日野市の最終処分場への搬入ももっともっと減量することができるということを、私たちは学ぶことができたのではないかと思います。

それで、事業所などのごみの減量問題でありますけれど、今、部長から説明がありましたように、東京都の東京ルール懇が最終答申としまとめました事業者ペットボトルの回収システムをはっきりと打ち出したということは、私は国の法律を上回るものとして、この点は評価しておきたいと思います。最終のまとめには事業者による望ましい自己回収の仕組み、緊急課題となっているペットボトルの回収システムというのを提言をしたわけであります。望ましい自己回収の仕組みでは、びん、缶、ペットボトル、紙パック、トレイなど対象品目に挙げて、都民、事業者、行政の役割分担を明らかにしたというものであります。

リサイクル法は事業者が出しました廃棄物を自治体が回収して、それを事業者が再利用するということになっているわけであります。このこの回収の作業が大変なんですね。ごみをどう処理するかというのは、処理施設をつくると大体処理されるということになっていくわけでありますけれど、出したごみをどう回収するか、その回収が大変な作業になるわけであります。ここは法律で事業者の責任がすっぽり抜けているという点が指摘されているわけであります。その抜けた点を東京都のルール懇が答申で埋めたというものが、今回の事業者の回収の仕組みを提言したのではないかと思います。これは東京都が行えるわけでありますから、日野市も行えるんですね。条例で事業者の回収する義務をちゃんと明記すればよろしいのではないでしょうか。地方自治の本旨に従って、事業者にも一定のそうした責任を持たせても、ごみの回収をも含めた再利用へと事業者が、当然のごとく行わなければならないということにする必要があるかと思うわけであります。

現在、小売大型店などでは店頭にボックスを置きまして、牛乳パックであるとか、あるいはその他トレイなど、回収する箱が置いてあるわけですね。回収箱を置いて、消費

者の皆さんあるいは市民の皆さんが持ってくれば、そこに集めて、それを今度は処理場へ業者が運ぶ、こういう仕組みになっているわけでありますけれど、いながらにして物を集めようというわけでありますから、私はこういうやり方ではなかなか物が集まらない。一説によりますと、売ったトレイの数より回収されるトレイの数は１割にも満たないという程度だというわけでしょう。あとの９割方のトレイは一体どこにいったのか。業者が責任を持たないというのは、現在の法律の仕組みになっているわけであります。ここを埋めるために、市の条例を改正して、事業者にもちゃんと責任を果たしてもらう、このことが重要だと思います。

法律には、国や地方自治体の事業に事業者は協力しなければならないという規定があります。協力をしてもらおうではありませんか。このことをつけ加えておきたいと思います。

次に、市民と行政の協力を行ったごみ減量やリサイクル事業をどう進めるかということに質問を進めたいと思います。日野市のごみ行政も長い歴史をたどってまいりました。私も最近伺いまして知ることができたのでありますが、日野市のごみの始まりは、昭和28年に始まっております。昭和28年の５月、オート三輪１台、リヤカー２台、手引き荷車２台、職員４名で申し込み制によりごみの収集を開始したとなっております。月３回収集、収集個数は2,215個となっているものであります。今日のごみの収集事業を考えるならば、これはすなわち日野のまちの都市化の肥大化と申しましょうか発展と申しましょうか、それを裏づけているものと考えるわけであります。地方自治法では、地方自治体の固有の事務として清掃事業が位置づけられておるわけであります。28年から営々としてごみ事業に取り組んできたということになるわけであります。

現在は100人を超える人員と数十台の車両によってごみの収集事業が委託でありますけれど、毎日進められているわけであります。市民の協力なくしてごみ清掃事業が進まないというのは、私もよく承知をしているところであります。ことしの７月15日の広報「ひの」に「まぜればごみ、分ければ資源、資源物回収に御協力ください」ということで、４ページ、５ページを使ってのごみ問題の特集が行われております。この記事の一角に三沢下自治会廃棄物減量等推進委員の取り組みということで、三沢下自治会の推進委員の方々の日ごろの廃棄物減量等への取り組みが紹介されてあります。三沢下自治会では、吉原勇推進委員を中心に、推進協力委員12人を選出し昨年10月からごみ減量に取り組んでいます。活動は、地域のパトロールやブロックに分けての資源物回収作業、月１回の活動方針連絡調整等の会合を行い、全員が心一つにして活動しておりますと紹介

されております。

私も三沢下自治会に住んでおります中谷議員と２人で推進委員の皆さんと一度懇談する機会を得ることができました。ちょうど活動方針や連絡調整等が行われる日に御案内いただきまして、皆さんの論議などもあわせて伺うことができたわけであります。その懇談の中には、日々取り組んでおりますこの減量の運動が、極めて困難な側面を持っているということもお話がございました。現在、この推進委員の方々の中には２人腰を痛めて休んでおられる方とか、あるいは住民とのトラブルが必ず起きるということに対する対処の仕方の問題とか、さらには分別収集を行う上での収集するボックスや容器が必要だ。それを手づくりで自分たちで持ってきて行っているといったような話も行われました。雨の日も晴れた日も継続して行わなければならないことは言うまでもありません。当然、この推進委員の方々の悩みやあるいは行政に対する要望もあるわけであります。今後、よくこれら推進委員の方々の御意見も承って、行政としての対応を素早くやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

具体的な細かい点の御紹介まではできませんけれど、なお一層推進委員の協力によって日野のごみの減量や、あるいはリサイクルを進める上で、こうした人たちの協力なくしては進むはずはありません。懇談会を持つなり経験交流を行うなり、そういう場もまた大切であります。５月のある日に推進委員の会議が市の方で招集であったそうでありますけれど、出席したのはたった３人だったそうであります。これでは会議にもならない、経験交流にもならないということでありましたから、会議を招集する際のもっともっと綿密な事前の準備によって、一つ一つ成功させていただきたいと思います。

今、日本の各地でどんなさまざまなごみ減量に関する取り組みが行われているのでありましょうか。読売新聞に連載された「生ごみリサイクル最前線」という連載ものの中から紹介しておきたいと思います。

東京都八王子市郊外で約70世帯300人が参加いたしまして、私たちのまちから生ごみを100％出さない会の活動が紹介されております。東京都北区の市民グループ、北区リサイクラー活動機構は、学校給食の残飯で堆肥をつくり、群馬県の甘楽町の農家に提供して、そこで育った有機野菜を買うというシステムを、ことしの３月からスタートさせたということもあります。大阪府高槻市のごみ減量に対する取り組みも紹介されていますが、堆肥化容器を市民が購入して設置する。しかし、なかなかすべてがうまくいくとは限らない。何度やっても失敗するとか堆肥の使い道がないなどの理由で、庭の片隅でほこりをかぶっているケースもあるということから、市はアフターケアに力を入れたと

いう取り組みが紹介されております。そして、今後、建設する50戸以上の集合住宅は、全戸に生ごみ処理機の設置を業者に要請を行い、1994年、一昨年10月から始めたということでございます。岩手県紫波町では、17年前から生ごみを缶やびんと同じように分別収集しております。町当局は、この分別収集が進んで焼却炉へ回る可燃ごみが大幅に減った、最終処分場は延命した、こういうふうにおっしゃっているそうであります。この紫波町の経験は「東京のごみ処理、その現在と将来」、東京都清掃局が発行しているものにも引用されてあります。

大都市における生ごみの処理はどうなっているか。昨年１月から広島市内の約1,000世帯で生ごみの分別回収堆肥化の実験をしている。施設は毎日500キロ処理。約20日間で35キロの堆肥になるというものであります。市の担当者は行政が入り口、分別の徹底と出口、堆肥の供給先をきちんとすれば、都市部でもうまくいきます、このように語っております。全人口の53％に当たる67万世帯がマンションなどで住んでおります横浜市は、来月から２カ所の集合住宅の敷地内に大型の生ごみ処理装置をすえ、堆肥化実験を始めるということでございます。担当者は、もし可燃ごみが３割減れば、900億円かけて建てる新処理工場は要らなくなる、このように話し、市の実験の成果を注目しているというものであります。さらに、農水省などの補助対象になる事業も新しく定められたようであります。日野市内にも関係する、例えば大量の残飯の出るような場合、どういうふうな処理が行われようとしているのか。東京丸の内のパレスホテルでは、埼玉県内のスープ工場に高速発酵装置を導入して、本格稼働して10カ月目になる。ホテルに１日平均２万人分の食事が出る生ごみの完全堆肥を目指したいと言っております。ファミリーレストランなどでつくる日本フードサービス協会が、来年度各店から出る生ごみの共同回収堆肥化実験に乗り出すということでございます。ですから、事業所などの食堂から出る残飯あるいはファミリーレストランなどの残飯、その他、事務所等を含めて、こうした堆肥化をみずからの力でやることができるということを、ここで紹介しているわけですね。市が回収しなくてもいいということを、この実例で私たちは知ることができるということではないでしょうか。

ですから、先ほど申し上げましたように、条例でごみの回収はそれぞれの企業が責任を持って行うことができるということを、私は再度強調しておきたいと思います。

さて、市長にお伺いしておきたいと思います。谷戸沢処分場の問題、さらに条例や法律の解釈の基本点について伺いました。ごみの減量は年度と目標値を明確にするということが大事だということも申し上げました。そして、事業所のごみ減量についても、今

全国の例を紹介しましたように、自治体独自の条例に基づく事業所への協力を行って、事業所の力で回収や再処理もできるということも申し上げました。そして、4点目に市民と行政の共同した運動や協力で、ごみの減量、リサイクルを徹底して行う展望が開けているのではないかという観点で、今私も申し上げたわけでございます。これらを踏まえて、市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　経済成長に伴って、今いわゆるごみ廃棄物の問題が矛盾の集積と言える状況があるわけでありますので、これを解決するためにどのような方式があるかということが、一番大きなごみ問題の課題になっております。減量あるいはリサイクル、これは当然なことでありますけど、またその業務そのものがなかなか人手を要することでもありますし、やっぱり一番流れの上流から解決をしていかないと、つまり物の製造から処理、処分のことを考えていかないといけない状況に立ち至っている。口で言うのは簡単ですが、なかなかそれが実務実行として明確な意思の統一あるいは行政のルールやマナーとなって、やらなきゃならんことでありますが、なかなか困難な状況があるというのが現状であります。

広域処分地問題、大変まずい経過があって環境問題の運動と真正面でぶつかった格好であります。しかも、法廷という訴訟を媒体として事が進んだということには、非常に無理な部分があるわけでありまして、やはりこれを話し合いで解決をするという民主的なルールこそ唯一と言える解決方式ではないかというふうに考えるところであります。たまたまと申しましょうか、最近になって処分地組合の側におきましても、事務局長の交代が人事の上で行われました。新たに就任をした局長は、全くごみ行政の経験のない局長だというふうに聞いておりますけど、民主主義の本来のルールというものを戻して、多少話のできる、そういう状況に変化が生まれつつあるという状況でありますので、それに期待をしなければならない情勢であります。

今御指摘のことは、一々ごもっともでありますし、条例改正ということも精神的といいましょうか、大切なことではありますが、都条例に全く同じ内容の市条例にもなっておるわけでありますので、全国的に法律そのものから、あるいはまた行政の実態から基本的な考え方を新たにしていくという発想こそ、与えられた課題だというふうに考えるべきだと思っております。具体的な作業も非常に複雑でありますが、近ごろだんだんと技術的解決といいましょうか、専門分野の方々がかなり解決のめどの立つ処分方法が新聞報道等にも紹介されておるわけであります。各自治体が思い立ちというような形で取

り組んでおるという状況では、なかなか全体の解決にはならないわけでありますが、科学技術の手段によりまして、より能率の高い、また貢献度の大きい、そういう方式が生まれなければならない必然性がございますので、それをある面では期待もしなきゃなりません。そういう状況で、御提言は文字どおりそのとおりというふうに伺うわけでありますが、真剣に取り組んで解明、解決の努力に自治体としての責任を、一歩一歩ということになるかもしれませんけど取り組みを進めていくということに、きょうのところはお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　何事も事業は一歩一歩でありましょう。いきなり飛躍するということはなかなか難しいかと思います。特に廃棄物の処理を全体の市民の合意を得ながら進めるということは非常に、また難しいことであり、時間もかかるかと思います。しかし、市民の良識を信頼して対話を重ね共同の取り組みとして、行政側が真剣に誠意を持って住民の中に飛び込んでいくならば、必ず所期の目的を達することができると確信するものであります。

先ほど来、部長からも説明のありました、いわゆる容器包装リサイクル法、来年４月からいよいよ発効ということになるわけであります。先ほど来申し上げましたように、若干の問題点もこの中にありますけれど、しかし、すべての包装や容器は消費者と自治体が分別収集をし、事業者が再商品化することを義務づけるなど、従来なかった積極面を持っているわけであります。大いにその法律の持っている積極面を生かしながら、今後の事業に当たっていただきたいと思います。

ごみの問題を言いますと、必ずといっていいくらいドイツの例がよく紹介されるわけであります。ドイツでは、93年の１月から自動車、家電製品などほとんどの製品について使用済みのものは業者の責任で回収処理する政令を発表したということで、企業のつくった製品は企業の責任で回収するということが、義務づけられているわけであります。例えば、日本では、廃車になって明らかにもう使えないと思える乗用車が道路に何日間も置きっ放しになる。あるいは市の通常使われていないような場所に放置されているというのがあるわけでありますけれど、こうした問題についてどう対応するか。適正処理困難物に指定されなければ企業は回収する義務はない、こういう立場をとっていると思うんです。しかし、これは条例で処理困難物に指定すれば、その企業に対して、日野市から処理の責任をちゃんと明らかにすることができるということもできると、私は考えます。自動車に限らず、ほかの製品でも同じことが言えると思うわけであります。

私は、以上のような質問を行ってまいりまして、結論として次のことを申し上げておきたいと思います。ごみを減量するということを明確にして、住民とともに分別と資源化を徹底して進めるということでございます。これも言うにやすし実行となるとなかなか難しい年数もかかる。だれでもがそう思うでありましょう。しかし、これまで三多摩の各市で見え始めております、また、効果をあらわし始めておりますごみの減量問題は、谷戸沢処分場への最終処分量の搬入が減ってきたということの一つをとっても、私は必ずごみの減量化は進めることはできると思うわけであります。

小平市は35%のごみを減らしたとされておりますし、九つの分別を行っております清瀬市では34%、ごみの排出を減らしたと言われております。3年、4年の年数をかけてこの程度のごみの減量を行うことができるわけでありますから、日野市としても、決してできないことではございません。日野市の担当職員の皆さんも日夜、どのようにしてごみの減量を進めるかということで努力をされている姿はよくわかるわけであります。職員が足を運んで無数の住民説明会、あるいはさまざまな住民との会話を通じて、あるいは推進委員などを通じて、ごみの減量の重要さを一層これからも市民の中に広めていただきたいと思うわけでございます。

私は、ことしの3月東村山市の秋水園の再生計画書の市民協議会が提言いたしました最終提言書を拝見することができました。この中にごみの総減量化率90%を目標にするという目標を打ち出しまして、その減量化に向かってきめ細かい方法が述べられてございます。10年間にこれだけのごみを減らそうというわけでありますから、その意気込みを感じることができるわけであります。昨年の2月27日、日野市廃棄物減量等推進審議会が答申を出しました。当面の課題である最終処分場に搬入するごみの減量を中心とした廃棄物の処理及び再利用の促進方についてであります。これは減量の目標数値は示されておりませんけれど、しかし、当面何を取り組むかあるいは将来展望を目指して何を取り組むかということが、きめ細かに答申が行われております。この内容を一つ一つ実行に移すならば、必ずごみの減量も進むということを、私は読み取ることができたわけであります。

そして、今問題になっております谷戸沢第2処分場の大規模最終処分場の見直しを、私は要求したわけでありますが、この日野市などにおいても同じではないでしょうか。新しい施設をつくるというところに莫大な財源をつぎ込むのではなくて、徹底した分別や資源化を行ってこそ最終的に出てまいりますごみの量を減らしていくということによって、既存の施設の延命を図るということも可能だと思います。また、そういう方向に今

後のごみの問題を進めるべきではないかと思います。施設中心のごみ処理あるいはごみの減量は、結局は莫大な財政の負担を市財政に及ぼすということになりかねないわけであります。市民がみずから自分の生活をコントロールするという循環型の生活スタイルを確立することによって、私は自分たちの見えるところで最終処分が行われるということになっていくことが、私は大事だと考えるわけであります。これは、必ず実現できるものだということを、この間のさまざまな市民の皆さんとの対話によって、私も知ることができました。

清瀬市の関係者、東村山市の関係者、三沢下自治会のごみ推進委員の皆さんとの対話、懇談、日野市内の消費者運動をやっておられる方々との懇談、生活共同組合を行っておられる市民の皆さんとの懇談も重ねてまいりました。私が住んでいるすぐ近所の住民の方々とも話を行いながら、このごみの減量問題をどのようにして方向づけ模索したらよいかを、私なりに学んでまいった上で、きょうの質問を行うことができたわけであります。こうした関係者に心からこの機会を通じてお礼を申し上げておきたいと思います。そして、皆さんのその思いが私のこの質問を通じて、日野市の市長を初め関係部局で具体化され、市民とともに私も含めてごみの減量化に取り組んでまいることを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって19の２、市民と行政の協力で徹底したゴミ減量、リサイクルをすすめるためにの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時42分　散会

9月12日　木曜日　（第７日）

平成８年
第３回定例会

日野市議会会議録　（第29号）

９月12日　木曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

１番	江口和雄君	２番	佐藤洋二君
３番	菅原直志君	４番	渡邉馨鴻君
５番	吉冨正敏君	６番	小島　久君
７番	小川友一君	８番	森田美津雄君
９番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成8年9月12日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（請願上程）
日程第2　請願　第8－22号　公営斎場の建設に関する請願
日程第3　請願　第8－23号　「（仮称）都営日野新町一丁目団地」建替事業計画に関する請願
日程第4　請願　第8－24号　高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情

日程第 5	請 願	第8－25号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情
日程第 6	請 願	第8－26号	豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願
日程第 7	請 願	第8－27号	豊田公園（仮称）建設には地域住民を加えた準備委員会の設置を求める請願
日程第 8	請 願	第8－28号	豊田南の区画整理に伴う都市計画道路及び下水道の建設促進を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第８まで

午前10時24分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問20の１、日野市における「Ｏ－157」発生の状況とその対応を問うの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（渡邉馨鴻君）　それでは、表題に従いまして質問させていただきます。

皆さん御承知のように、Ｏ－157事件の重大さはその感染ルート、原因がわからない、また治療法も確立していない。そういう現状の中で、これは全国的に全市民的な重大な関心事になっていることは言うまでもありません。市としても、市長も行政報告の第一に取り上げ、当面の重大課題としてとらえられていることは言うまでもありませんが、その中で予防に徹底を期すと約束をされていることは、日野市民にとってありがたいことだと思うわけですが、聞くところによりますと、食中毒は夏場に限ったことではなくて、９月以降さらにふえるんだ、何倍にもふえるんだというようなお話を聞くところで、ますます不安が募るというような状況が続いているわけであります。

そこで、幾つかの点についてお尋ねしたいんですが、現在、日野市内で発生状況がどのようになっているのか、まずそのことをお尋ねしたいんですが、８月の初めごろだったでしょうか、一部医療機関に日野市内でも患者が発生したというようなポスターが張り出されました。しかし、旬日を経ないうちに、このポスターははがされてなくなっていたわけです。だもんですから、市民は非常に不安に思ってお医者さんに尋ねたり、あるいは市立病院に問い合わせたりというようなことなんですが、答えがいろいろまちまちでいたものですから、ますます混乱を起こしたというような状況がございました。私もいろいろ尋ねられたんですが、これは何かあるんじゃないかということで、言葉を濁して私もあいまいな答え方で、あえて問い合わせもしないであいまいな形の８月でしたけれども、その辺のところの実際はどうだったのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。

生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　御存じのとおり病原性大腸菌Ｏ－157による腸管出血性大腸菌の感染症、これは御存じのとおり８月６日をもちまして、伝染病予防法上の指

定伝染病ということに指定されております。これをもちまして対応方が具体化され、整理された、こういうようなことであります。この予防法の適用によりまして、医師の保健所長への届け出義務、患者の隔離はしないまでも家の消毒、これも保健所の指導により行うなど、患者、保菌者の人権、プライバシーを十分配慮するように、こういうような取り扱いになっているところであります。患者が発生した場合、その件数など東京都衛生局では、市民に注意の喚起の上からも行っているところであります。毎週金曜日にその件数というようなものも発表しております。御存じのとおりだと思います。予防法の適用、これが８月６日であります。その前は、この件数というものも区市町村別に公表し報道をされておりました。したがって、何々市の何歳の女性と、ここまで特定をして公表、報道をしていた、こういうことであります。予防法の適用、８月６日でありますけれども、それ以降につきましては、患者の区市町村名を伏す、こういうような方向で公表、報道するような取り扱いに改めた、こういうことでもあります。

７月下旬の中で、日野市でも１人の方からＯ－157が検出されました。幸いにも軽症で８月７日に退院しております。家族の方はすべて陰性というようなことで、全くの散発の例でありました。その７月の下旬の段階で、薬局等に市内でも発生云々、こういうような張り紙が掲示されました。保健所でも、ただいま申しましたように患者の人権、プライバシーの配慮、こういう上からも、また予防法の適用が間近に迫っている、こういうような瀬戸際の状況でもありました。市内に特定した表現で掲示するというようなことは、住民の不安を募らせるというようなことにもつながりかねないというようなことから、掲示をされておるところにつきましては理解を求めて掲示の撤去を指導した、こういうケースもありました。なお、市の健康課にもその段階で７月の下旬から８月の初めにかけてでありますけれども、報道機関初め市民からも数件、市内からの発生があったそうだ、どこの地域のだれなんだ、こういうような問い合わせもありました。非常にそうした対応で苦慮したところでもあります。

都の公表、報道も今申し上げましたように８月６日以降、伝染病予防法適用以降でありますけれども、さきに申しましたとおり区市町村名を公表しなくなったという段階からは、問い合わせが既に１カ月以上も経過している中で、市にもまた保健所にもそうした心配の電話がないというのが現況でございます。

そうした過渡期の中で、多少の一部市民には誤解を招いたというような結果になりましたけれども、申し上げましたとおりの事態の中での対応でございました。どうか理解をお願いしたい、こう思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　わかりました。すると、厚生省絡みの問題の中で外さざるを得なかったということなんですね、伝染病指定というような状況の中で。

薬局などの中では、何かO－157に関してこれを宣伝ビラがわりに使うと。聞くところによると健康管理に気をつけましょう、体力をつけましょうというようなことで、薬の宣伝に使っているというような薬局もあったやに聞いておるんですけども、こういう緊急時に対して、対応はもちろん機敏でなくちゃならないと思いますけれども、組織的に慎重に行わないと無用な混乱を起こすということを、ひとつ頭に置いてほしいと思います。

次に、そういう今置かれている市の状況の中では、大変言いにくい面もあろうかと思いますけども、おっしゃれる範囲で結構なんですが、現在の発生状況といいましょうか、それは今現在どうなっているんでしょうか。ある程度、新聞紙上等でつかんではいるつもりなんですが、わかっているところで教えていただければと思います。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　8月25日現在でありますけれども、O－157によります食中毒の発生状況、O－157が検出した件数であります。全国では、厚生省の発表によりますと、1都1道2府41県で9,530人の方が感染、このうち304人が入院中、11人が死亡、こういうような状況にあります。東京都では、あえて東京都ではということで申し上げます。集団中毒によります、5月の段階だったと思います、板橋区で仕出し屋弁当屋さんから7人の方からO－157が検出さている。それと散発的に発生しているもので72人、合計79人の方からO－157が検出された、こういうような状況であります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。

それでは、少し意見を述べさせていただいて、そういう難しい状況だということがわかりましたので、意見を述べさせていただいてこの質問を終わりたいと思いますが、問題点が幾つか残されているわけなのですが、一つは、一般市民はもちろん、食品関係業者なんですが、非常に検査基準の強化に伴いまして販売量は低下するわ、健康診断――これは検便が主なんですが、検便の回数がふえた、検便もただの検便ではなくて特殊な検便を何かするらしくて、1人当たり1,600円かかるというような状況のようなんです

ね。ですから、家庭、従業員等４人おったとすると１万4,400円ですか、の大金がかかる、毎月だそうですが、それがかかる。その容器も特殊な容器でもらいに行ってきて、また届けるという、そういう時間的な手間暇も大変だ。日野の保健所ではできなくて、立川の保健所とか多摩の保健所とか、そういうところへ持っていかなくちゃいけないんだというようなことを伺っております。

その中で、そういう中小業者に対する保護といいましょうか、そういう観点から、既に府中市や国立市では市または商工会等で助成措置を始めているわけです。日野市でも対策本部ができているわけなので、今後の活動、一層活躍を期待するわけでございますけども、一般市民のみならずそういった食品業者が不況の上に、またそういうことで経済的、精神的、時間的な苦痛にあえいでいるということも、ひとつ念頭に置いていただいて対応策を考えていただけないものかというようなことを、まず一つ思います。

それから、これも本当に素早い対応で、東京都では本当に早かった方じゃないかなと思うんですけども、７月15日号の３面ですが「病原性大腸菌Ｏ－157の感染に注意を」という形で、これは保健医療の欄に出ております。素早い対応でよかったなと思うんですけども、さらに８月15日号、これは今度は一面に出ておりますが、最初の７月15日号は非常に見にくいんですね。うっかりすると見落としてしまうというような見にくい、活字も小さいというような紙面構成でありました。８月15日号は比較的見やすく色をかけたり、活字も大きくしたりということで見やすいんですが、もう一工夫あってもよかったんじゃないかなというような、一番要点だけぽんぽんと清潔にというような、それから、空気感染しないわけですから、口からの感染だけですから清潔にとか、そういった要点だけを大きな活字でぼんと載せるとか、何かしてもらった方がよかったんじゃないかなというようなことを思いました。

それから、さらに健康課の方で非常にこれはわかりやすい。これは評判よかったですね。活字は大きいし要点を非常にぼんぼんとはっきりさせまして、私もめがねをかけないでも読めるというような、なかなかのいいチラシじゃなかったかなと思っていますが、非常に詳しく書かれたこの黄色い方、こちらの方、たしかお医者さんに配られたものだと思いますけれども、これはめがねをかけてもよく見えないんですよね。非常に活字が小さい。一番肝心なところになると字が小さくて見えない。だれを対象にしたんだろうかというようなことで、非常に見にくいというような状況があって、こういうパンフレット等をつくるときは非常に御苦労が多いんだろうと思いますけれども、ぜひひとつ今後ともまだまだ食中毒の続く時期でございますので、いろいろ対策本部でも考えると思い

ますが、以上の点、ひとつ御考慮いただいて御活躍を、なお一層の御努力をお願いしたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって20の１、日野市における「Ｏ－157」発生の状況とその対応を問うの質問を終わります。

一般質問20の２、幼児給食、学校給食、老人給食の対応と今後の改善について問うの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○４番（渡邉馨鴻君）　このことにつきましては、関西の中毒が学校給食が中心であったということが報道されておりまして、皆さん御承知のとおりだと思うんですが、非常に日野市の場合幾らか救われるかなと思うのは、単独自校方式の給食を行ってまいりました。だから、もし万が一何かあっても、関西のようなああいった大規模な大人数の事故になるというようなことは、病院がパニックになるというようなことは、まずなかろうというように考えますが、大なり小なり死に至るというような状況の中で、そういう病気の性質上、まず起きてはならない病気でありますので、十分注意してくださっていると思いますけれども、念のため学校のあるいは保育園、それから老人給食――老人給食の場合は非常に新しいんで、まずそういう心配はないと思うんですが、その食材の受け入れから、それから下洗い場というんでしょうか、前洗い場というんでしょうか、まず食品の納入、下洗い場、それから調理場を通って子供の配膳台に並ぶまで、その間にいろいろ細菌の混入というような問題が出てくるんではないかと思いますけども、その改善された、対応されたことについて、御意見、お話を伺わせていただけたらありがたいと思います。教えてください。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　福祉部関係について、まず御説明申し上げます。

保育園給食における食材の納品については、直接、当日の給食従事者に手渡すように市内各業者にお願いしているところです。納品された品物の保管は、調理するまで時間がかかるものについては冷蔵庫に保存しております。給食従事者の衛生管理あるいは健康管理については、栄養士が園を訪問する際に注意を促し徹底しているところです。

Ｏ－157の対策といたしましては、業者に対して給食用物資の衛生管理に十分注意を払うよう文書をもってお願いし、これも徹底を図っております。現在では、納品の時間をおくらせていただいたり、あるいは肉類については特に扱いを慎重にしていただくなど協力をいただいております。献立については、食中毒を発生させないため衛生的で調

理しやすいメニューを作成しております。これは、従前からそのように行っておりますけれども、特に実際の調理では、食材すべて75℃、１分以上加熱することとし、生野菜は使用しないようにいたしました。安全な給食を供給するために、給食従事者のＯ－157を含めた細菌検査、Ｏ－157以外のものは従前から特に食中毒多発期――５月から10月でありますが、月２回の細菌検査をしておりますが、このＯ－157の発生の後は、これを検査項目に加えて９月から毎月実施することといたしました。また、衛生管理表等を作成して、給食室内の衛生管理を初め、この防止のためのあらゆる手だてを講じているところです。

老人給食についての対策は、委託先にいろいろ厚生省等を通じて、あるいは保健所からの文書、それらを関係通知ということで配布し、同時に各施設長会議等で調理方法や衛生管理について、十分注意を払う手だてを講じております。現在の食材の受領、管理については、栄養士あるいは調理師、調理員が受け取り、保管庫へ収納する方式をとっております。かしの木荘については、調理する人が直接食材料の買い物をし、そのまま冷蔵庫に保管しているという状況です。もちろん手洗いの励行、あるいは月１の検便等は当然やっております。以上のほか、老人給食利用者へも感染予防についてのチラシ配布、これはわかりやすくしたものをし、なるべく早く食べてもらうなど利用者にも注意をお願いしているところです。

厚生省の通知により原材料や調理済み食品をマイナス20℃以下で２週間以上保存するよう義務づけられましたので、それらに対する対応もいたしたところであります。

それから、下処理のスペースの件ですが、保育園の調理室には、下処理と調理の作業の区域を区別するだけのスペースがほとんどないのが実態です。搬入口に台を置いて下処理をする、その下処理の前の段階のものをするとか、いろんな工夫を講じております。また、作業区域に可能な範囲でテープを張るなど、一応その区分を明確にする形をとっております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　教育委員会での対応でございますが、病原性大腸菌Ｏ－157による集団中毒発生の状況を見て、６月25日、ちょっと先に述べましたけれども、学校教育部内で食中毒防止対策委員会を設置いたしまして、教育長を頭といたしまして各課の課長並びに係長で組織をいたしました。３回の会議を開きまして、教育委員会として今後、対応をどうするかということを１回目にやりまして、その次が夏休み中の対

策の協議、それから、３回目には中毒にどういうふうに対応するかというふうに細かい内容がございますが、そういう打ち合わせをいたしました。

先ほど保育園と幼稚園というようなこともありましたので、幼稚園の方をちょっと申し上げますと、幼稚園の方におきましては給食はございませんが、月、火、木、金は弁当を持参します。そういう意味で、家庭での諸注意だけでなく弁当をつくる上の注意等、保護者へ啓発活動を行っております。また、２次感染防止のために手洗いの励行、よく石けんの使い方とか、そういうものをあれしながら、園児の健康状態の観察等、施設の清掃、消毒に努力をしてまいりました。

学校給食の対応でございますけれども、病原性大腸菌Ｏ－157による集団中毒は、先ほども議員さんおっしゃられたように、感染源や感染経路がよくわからないということで続発しています。その対策が非常に困難ですけれども、当市においても、文部省や厚生省、東京都の指導に基づきまして、食材料の納入者には食品の衛生管理、職員の健康管理の徹底、仕入れ先というそういう経路の洗い出しを、学校を通じて、また直接の場合もありますが、そういう形で言いました。それから、どこからそういうのを仕入れているかという産地の報告等、そういうものをチェックするようにということをいたしました。

学校でございますけれども、学校におきましては給食関連施設の徹底的な消毒と、それから清掃ということを重点にいたしまして、施設の機材の清掃とか消毒の回数、実施方法を一応決めまして、それをいつまでにどういうふうにするかと、使用する消毒とか次亜塩酸ナトリウム６％のを使うようにとかというような形で指導いたしました。

それから２番目としては、食中毒防止に必要な機材、消耗品等の整備、先ほどもありましたけれども、75℃以上チェックするような温度計ですか、それから、作業目的の包丁、まないた――まないたにも病原菌がつくということですので、その辺の消毒、そういうこととか、それから、使い捨てのマスク、手袋、トイレ、手洗いの消毒容器、それから保存食用の冷凍庫、これはまだ間に合っておりませんけれども、それも準備をするということです。

それから、３番目といたしましては、給食従事者の病原性大腸菌Ｏ－157の対策の研修会をいたしました。第１回目には27日に日野保健所長の講演会をいたしました。それが６月27日でございます。７月31日は日野保健所食品衛生課の講演会をお願いしてやりました。それは、調理上の予防対策等教育委員会の研修としていたしました。２学期からの献立についてという内容も含みましていたしました。それから、８月20日ですけれ

ども、教育委員会研修で２学期からの給食開始に向けて、施設点検の要点、調理場の汚染地域の非汚染地域との区分、すなわち調理をする場所と材料を置く場所とかという、そういうのを区分するということで、衛生を保つということで、部屋が狭いとこもございますので、十分それができないところもありますが、なるべくこれを分けるようなことで、日常の点検の要点とかそういうものをいたしました。研修でございます。８月20日、21日、27日、28日ということで、日常調理作業の衛生管理の実践についてということで、研修を作業標準としてこういう作業の仕方をするということで研修をいたしました。これは研修でございます。

それから、４番目に給食従事者の腸内細菌検査の実施でございます。７月までの検査項目、検査回数ですが、赤痢菌とサルモネラ菌の検査でありますが、８月からは検査項目を回数、検査の内容を変えましてＯ－157大腸菌の検査、今までは年間17回でしたのが年間24回ということで、そういうことで大腸菌をちょっとやりますと、料金もちょっと高くなりますけれども、そういうことで応急対応としていたしました。

それから、５番目としては給食調理作業方法。特に衛生を第一に考えた見直しを実施して、研修を通して日常調理作業の衛生管理の実践について見直しを行うということでいたしました。

それから、６番目で食中毒の防止を考えた献立の作成ということで、生はなるべく使わないように、業者には当分御迷惑がかかるかもしれませんが、研修を通してＯ－157大腸菌対策として教育委員会が２学期からの献立についての基本的な方針を考えて、それに基づき献立をつくる、そういうものの注意事項等書いて実施いたしました。

それから、７番目ですが作業動線の見直しということで、先ほどちょっと申し上げましたが、調理場の汚染地域と非汚染地域の区分をする。特に調理場と前処理室、野菜の脱落等を行う場所ですけれども、分離を図る。先ほどちょっと言いましたが、分離を図るということで別々に置いておく場所を設ける。施設改善が伴う場所もありますので、保健所の協力を得ながら、今後やれないところはそれを進めていくということで考えております。

それから、８番目として食材料の検査を実施いたしました。これは、検査食の牛肉だとか豚肉、鳥肉、こういうキャベツ、豆腐、メルルーサ――魚ですか、そういうものの検査をいたしました。地元野菜は平山地区、川辺堀之内地区、東光寺地区より各２品、トマト、キュウリを検査いたしました。９月17日、小・中学校で38品目について検査を実施しました。

最後になりますけど、９番目は使用水の管理の充実でございます。市の水道を使用しているので、基本的には問題がないと思いますが、工事水槽、受水槽で停留するために安全確認の上、Ｏ－157大腸菌検査を実施するということで検査をいたしました。７月３日から10日、８月29日から30日、９月９日から10日――これからの予定でございますこれは、ということで、今までやったものには臨時検査ですが、結果は異常なしということでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　この８月、保育園は夏休みがないわけで、なかなか大変だったろうと思いますけども、先日、吉冨保育園の方は抗菌まないたを入れかえたというようなお話もありましたけども、当然そういうようなことも含めて対応されていたんじゃないかというふうに、今伺って安心しているところでございますけども、気になるところが２点あります。

一つは下処理施設、学校教育部長は前処理施設と言われていましたが、それは正確なんでしょうか。前処理施設がどうも保育園も学校も不十分、特に古い学校については前処理施設も調理室も区別がないんですよね。それから、納入場所、納入倉庫、納入する場所がはっきりしていないというようなことで、極端な言い方をすると、随分しばらく野積みの状態の学校なんかも以前はあったと記憶しておるんですが、そういうような施設面の改善というのは、これは今すぐやれというようなわけにはいかないのは重々承知しているわけですが、そういった食材の納入場所のこと、それから、今申し上げた調理場と前処理室の分離、それを計画的に、ひとつぜひ分けていただいて、より安全な給食、全国的に注目されている日野市の給食ですから、万が一にもそんな事故がないような対応を、順次図っていただきたいとくれぐれもお願いしたいと思います。

それからもう１点は、給食場の手洗いを励行、調理員の手洗いを励行しなさい、きれいにしなさいというんですが、調理員が手洗いをするところ、手を洗う、腕まで何か洗うらしいんですけども、そこにお湯が出ない施設が数多くあるんですよね。これは、給食室には基本的には給湯施設があるわけですから、臨時的に配管はできるんじゃないかと思うんですが、これはそうお金もかからなくてできるんじゃないかというような気がするんで、これから寒い冬に向かいます。調理員さんのたちの御苦労を考えると、また清潔を考えるときに、調理員の手洗い場に給湯管の切り回しをぜひ至急お願いできないものか、そんなふうに思うわけですが、これは古い学校のみですから、全校というわけ

ではないんで、保育園の古いところ、それから学校の古いところのみでございますので、その２点、何とか対応できないものかということを、ぜひお願いしたいと思います。いろいろ予算面大変だろうと思いますが、そのことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって20の２、幼児給食、学校給食、老人給食の対応と今後の改善について問うの質問を終わります。

一般質問20の３、学校施設の水道水の汚濁が進んでいるようだが、児童生徒の健康安全管理の現状と改善の見通しについて問うの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○４番（渡邉馨鴻君）　学校の水、学校の汚い、暗い、危険だということはもう再三申し上げているんですが、また非常に汚い話をせざるを得ない状況になっていることは、非常に残念に思います。前に六小を例に挙げまして、ぜひ六小の赤水対策何とかしてほしいということで、大規模改修の中で六小の赤水は解消されました。しかし、まだまだ赤水の出ている学校、それから、赤水だけではなくて、これは原因は何だか僕はよくわかりませんが、黒水が出るわけです。例えばポットにお湯をくんでおきますと、ポットの底が真っ黒になっちゃうんですね。これは、やはりさびから来ているんだろうと思うんですけども、老朽学校にそういう学校は数多くあります。これはもちろん保健所の水質検査等を受けておるはずですから、特に今のところ問題はないんだろうと思うんですけれども、何せ赤水を飲まされている子供たち、黒水を飲まされている子供たちにとってはたまったものじゃないわけで、それなりの配慮をして朝一番で水道の蛇口をあけて水をざあっと流して、たまった赤水や黒水を洗い流しておいて、それからあと使用しているというようなお話も聞いているんですけども、何とか抜本的な対策を考えなくちゃいけない時期じゃないかというふうに思うわけです。基本的には水道管のことですから、大規模改修であわせてやっていけばわけないわけですが、大規模改修が毎年２校か３校というような、３校はないんですよね、２校ぐらいなわけですけども、それをやってんじゃ何十年かかるかわかんないわけですので、何か大規模改修以前に赤水対策、黒水対策をやらないとまずいんじゃないか。

既に父兄もそれを大分わかり始めまして、大丈夫なのかこれでというようなことで騒ぎ立てている学校もあるやに聞くんですが、そういう状況の中で、何かうまい掃除の方法、薬剤で掃除するとかあるいは機械を入れて掃除するとか、何か方法はないものか。本当に子供たちの健康、安全のために問題はないのかどうなのか、そんなことも含めて

お尋ねする次第です。お願いします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。

学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　市内に建設されている小・中学校の校舎棟の約７割が20年以上経過しています。水道施設を含む施設の経年劣化等の対応に鋭意努力しているところであります。昨年度ですが、ただいま議員さんおっしゃられた第六小学校の北校舎給水系を改修しました。赤水の対応を図ってまいりました。今回、御指摘のことにつきまして、特に使用量が少ない夏休み等の長期の休み明けや休日明けには、安全対応を十分にしてから水道水を使用するように指導しております。

また通常は水道法に基づく簡易専用水道の検査を実施し、さらに臨時に検査を実施して、安全対応を図っております。既に今年度は８月に臨時的に、日野市学校薬剤師会に検査依頼をし実施したり、その検査結果が、ことしの９月１日付で報告されております。この検査報告では、小学校20校、中学校８校の水道水については、特に特記事項は認められませんが、赤水等のある学校も事実存在しますので、今後、この指摘につきましては安全管理に十分な注意を図ってまいりたいと考えています。

改善の見通しでございますが、設備等の経年劣化については年次計画で実施している、先ほども指摘がありました大規模改修でやっております。あわせて配管改修を実施しております。年度の予算の中では、目的修繕という形で老朽化した給水管の改修を図ってまいりましたが、特に昨年度では、この目的修繕と大規模改造事業と併用で第六小学校の赤水対策を図り、実質的な効果を上げてまいりました。大規模改修以外で学校で現象が出ている学校については、その都度、今後目的修繕の考え方を実施させて、この対応に当てていきたいというふうに思っております。そのほかの方法はないか、その措置はないかということですが、今までも十分いろいろ検討してまいりました。できるだけ安全に水が使えるようにしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。

ぜひ健康、安全にかかわる問題ですので、対応を大至急図っていただきたいとくれぐれもお願いしたいところであります。理屈上、保健所の検査が通っているから大丈夫というようなことで心配してはおりませんけれども、何せ人間は目を持っていますので、目で見て赤い水が出た、黒い水が出たとなりますと、非常に気持ちが悪いわけですよね。

やはりこれで本当に大丈夫なのかというような不安に駆られているような状況は、何としても防がなくてはいけないんではないかというふうに考えておるわけでございますので、ぜひできるだけ素早い対応をお願いしたいと思います。

今回は市民の健康と安全にかかわる問題について、3点お尋ねしたわけですけども、ここで、市長さんの御感想、御意見をお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この夏は、今御指摘のとおり大阪府の堺市から病原性大腸菌O－157の何といいますか、爆発的発生の状況がありまして、衛生関係者並びに国民に震撼とする感情を与えた、こういう思いがけない経過がありました。病原菌そのものは、今までいわゆる保健衛生行政によって、かなり安心のできる状況まで屈伏できていたわけでありますが、発生源が特定できないそのための不安が非常に大きく、問題になっておるわけでありまして、いわゆる保健衛生行政を日常的に積み上げていくということに、まだ盲点があったというふうに受け取るべきだと思います。健康のための、特に公衆衛生の大切さということは、日本はかなり進んではいるわけであります。いろんな水の多い利点などもあるわけでありますが、やはり盲点はあるということも事実だということになりますので、基礎的な段階から設備の上、それから対策の上、とりわけ日常生活の手を洗うとか、物を清潔に扱う、そういうことに国民の関心を多く集める教訓にはなったということだと思います。

そういう観点に立ちまして、特に自治体行政では、教育現場には学校給食、それから病院の経営、その他老人給食等、もう至るところで食糧とかかわりの深い、したがって感染の機会のある、そういう仕事をしている場でありますので、徹底を期するということ、徹底を期するということは私は盲点を残さないことだ、こんなふうに思っております。そういう心構えで取り組んでいくよう、また職員の皆さんもよくそのことを認識する機会にもなり、十分努力してまいりましたという一応の評価はできると思っておりますので、今後とも一層このことに努めてまいりたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。

人的な面での措置は、本当に皆さんの努力で何とかなるわけでございますけども、施設の老朽化、施設そのものは狭い、そういうことになりますと根本的につくり直さないことには、市長さんの今おっしゃっている安全というようなことを達することができないわけなんで、大規模改修というような全体の問題も出てくるでしょうけども、給食場

だけの改修ということになると、それほど予算もかからないだろうと思いますので、これもぜひ計画的に毎日、毎日のことですから、子供たちの安全にかかわる問題ですから、特に幼児の場合などは命にかかわる問題、そんなふうに思いますので、ぜひ計画的に改修、改築というような方向で進めていただきたいと思いますので、ひとつ御記憶にとどめておいていただきたいと思います。

一つの例で申し上げますと、随分早い前にもう10年にもなりましょうか、日野市では食器をかえるということで、陶磁器の食器の導入を開始しました。現在どうなっていますかというと、中学校では１学年分、３分の１ですね。それから、小学校では学年１学級分、あとは昔ながらの50年前と同じ金のお皿と先割れスプーンという状況が続いているわけです。その当時、担当のお話ではまず試行である。試しにやって徐々にやっていくんだというお話だったんですけども、10年たってもまだ試行が続いているという状況になっているわけですよね。子供たちは相変わらず金のお皿と金のおわんと先割れスプーンでスパゲッティを食べている。フォークを使っている学校は、たしか２校じゃないかな。小学校で２校だと思いますけども、まことに食べにくいというような状況の中で、お皿をたたいてちゃんちゃかやるような給食をやっているような状況が10年間続いているわけですよ。だから、何かこう積極的に子供たちを本当に健全育成ということで、目を向けてもらって試行であるならば、順次計画的に次々に、では今度はこの学校、今度はこの学校という具合にしてやってもらわないと、何年たってもだめだと。

せっかく今、全国から注目されている日野市の給食は、内情は実はこんな状態だったのかというような、とんだ赤っ恥をさらすようなことになりかねない、そういうことを非常に心配するわけです。せっかく日野市の給食はということで、今、全国から注目されている状況ですので、これを機会に子供たちの健康、安全のために御努力願えたらと切にお願いして、この質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって20の３、学校施設の水道水の汚濁が進んでいるようだが、児童生徒の健康安全管理の現状と改善の見通しについて問うの質問を終わります。

一般質問21の１、老人給食の一層の充実について問う――１食1,400円はあまりにも高い、その後どう改善されたか――の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（沢田研二君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。老人給

食の一層の充実について問うということで、今、議長からも紹介いただきましたように、１食1,400円という余りにも高い老人給食、その後どう改善されたかということでの質問でございます。

21世紀を展望したときに、最も危惧されることは、何といっても超高齢化問題であり、そして少子化の問題ではないかというふうに、私は常々思っているところでございます。６月議会の一般質問の保育園行政の充実について問うというさわりの部分でも、また冒頭でも同じ意味合いのことを申し上げたところでございます。６月議会以降も、新聞を初めいろんな情報、資料でもその実態を示す数値が発表されております。６月29日の新聞では、総務庁からの95年度国勢調査の速報集計結果として、65歳以上の人口が過去最多の1,860万人で、総人口１億2,557万人の14.8%に達したとされております。前回90年より2.8%の増加となり伸び率も24.9%と過去最高であって、急速な高齢化の進行を裏づけていると報道されております。これらのことは、2025年ごろには65歳以上のお年寄りの比率が、俗に４人に１人と言われておりますが、さらに細かく言いますと3.7人に１人と、全体の27.3%にもなるというふうに推定されているところでございます。

一方、少子化に関係する事項も再々にわたって報じられております。８月７日の日経新聞では、95年１年間に生まれた赤ちゃんの数は、約118万7,000人で、１人の女性が生涯に出産する子供の数をあらわす合計特殊出生率も1.43と、絶対数、それから率ともに過去最低を記録したことが、８月６日の厚生省の95年人口動態統計でわかったと報道されております。

これらの数値をベースといたしましても、いろんな角度からの推計がされているわけですが、その一つ、これは厚生省の未公開の独自推計データによると、出生率が仮に現状のまま推移しますと、日本の人口は100年後に今の半分以下、5,500万人に激減するという、極めてショッキングな試算がされております。どなたも、この情報は御存じかと思います。そして、さらにその先まで推計するならば、900年後には、仮に1.5で計算しても日本人は数字上ではゼロになる、こういう推計でございます。暇な節は、ぜひ２分の1.5で0.75を30年サイクルぐらいで計算しますと、間違いなく900年後にはゼロになります。こういった推計も別の資料で目にしたところでございます。これは単なる夢の中の話ではなく、今のまま放置すれば、間違いなく実現をするという数値ではないかというふうに思っております。

以上のような極めて大きな課題を抱えていながら、これらの課題に対してはさほど真剣に、また深刻に日野市としては取り組んでいるようには思えません。最もこれらのこ

とは、本来は地方レベルではなくて国家レベルで考えるべきことでございます。大げさでなく本当に国家の存亡にもかかわる大きな問題であるというふうに、私は思っております。しかし、だからといって国の政策なり施策を待つというのでは、今の国政の進め方、すなわち政策論争ではなくて政権論争にほとんどの時間が費やされているという現状の中では、余り期待が持てない状況にすらあるのではないかというふうにも危惧しているところでございます。

対応策につきましては、考えればいろいろあろうかと思います。例えば一例を示しますと、これはあくまでも私案でございますけれども、今、扶養手当というのが国のレベルで、あるいは民間企業の中で支給されております。こういったものについても、従来の考え方と全く違う発想で、こういったものを対応していく、例えばわかりやすい話をしますと、今、国のレベルでは、１子当たり、１人目、２人目は5,000円ぐらいの扶養手当が支給されております。話をわかりやすくするために、仮にこういったものを１子目のときは１万円としますと、２子目のときはその倍の１人当たり２万円、３子目になるとさらにその倍、４子目になるとさらに倍というように、子供をいかに育てやすい環境づくりをするかの一つの方法として、そんなようなことも考えていく必要がある。もちろん単なるお金で支給するだけではなくて、６月議会で申し上げたような保育園施設といったようなところの社会施設の完備といったようなことも当然ありますし、また、出産、育児あるいは医療等々、そういったいわゆる子供を育てていくということの環境整備というものを、これまでと全く違う発想でとらえていくというようなことも必要ではないかと思います。

毎年春には民間では賃金交渉が行われます。その賃金交渉も、これまでは扶養手当とかそういうところに振り分けられる。例えば、１年間１万円のベースアップがあれば、それをいろんな本給だとか仕事給とかいろんな形で配分をされるんですが、これまでのやり方ではなくて、その20％か30％を少子化対策に向けた費用に充てていくとかいう、そういったことを民間レベルだけではなくて国レベルでもそういうことを考えていくといったようなことの大胆な発想転換も必要ではないかなと思います。また、仮にこういったことを日野市が全国に先駆けて取り組みをすれば、恐らく全国が注目して、子供を産むなら日野市に行って産もう、このような見解にもなるんではないかと思います。一例ですが。

いずれにしましても、どんな方法をとっても大きな財源を必要とするわけでございます。したがって、これまで福祉だからといって、比較的費用面では管理されていなかっ

たいろいんろな部分があるわけですが、その方法の見直しや改善ということに真剣に取り組むべき時期に来ているというふうに、私は考えております。このことは、あくまでも福祉の切り捨てではなくて、より広く多くの人たちに公平に福祉政策が行き届くためという目的でございますことは言うまでもございません。そして、そのためのごく限られた一つの項目として、老人給食の一層の充実についてということをテーマとして取り上げたものでございます。

ただし、このテーマにつきましては、ちょうど３年前、平成５年９月議会で今回とほぼ同じ内容で一度取り上げて問題提起をいたしております。また、これもちょうど１年前の平成７年９月なんですが、ここでも学校給食に関係した中で、ごく若干でございますけれども、問題提起をさせていただいております。この３年間でどの程度の改善がされたのか、進展がされたのかということを確認するのが、今回の質問の中心でございますので、ぜひその結果、変化がわかるように御答弁いただければというふうに思います。

それでは、具体的な質問に入らせていただきます。まず最初は現状の確認ということで幾つかお伺いをしたいと思います。これは３年前の平成４年のデータベースを基準にしていろいろ数値を伺っておりますので、もし平成４年次の数値がわかりましたら、それも参考に比較しながら現在の――現在のということは平成７年度ということになろうかと思いますが、示していただきたいというふうに思います。

まず給食の実数について伺いたいと思います。これは人員ベースで伺いたいと思いますが、Ａコース、ＢコースあるいはＡＢコース、ＡＢＳコースという四つのコースがあろうかと思いますので、それぞれについてお示しいただきたいと思います。それから食数、これはトータル食数で結構でございますが、現状、前回と比べてどのぐらいの数値になっているかということの確認をしたいと思います。

それから、２点目としまして調理施設、これは前回ですと４カ所で調理をしていただいている。これは多分変わっていないと思います。そしてそのとき、間もなくもう１カ所、栄町サービスセンターもそれに加わるというようなことの説明をいただいておりますが、それ以外にないのか、そのことの確認。それから、それとあわせまして、それぞれの調理実数、これも人数で結構でございますが、今それぞれの機関で何人分ずつの調理をしているということの数の確認をしたいと思います。

それから、３番目としまして配食の希望数といいましょうか、待機者の数ですね。前回も平成４年の実績でいきますと35人ぐらいの待ちがあるということを伺っておりますが、現状はどういう状況なのかということ。で、この現状どういうことなのかの数の中

で、もしおわかりになれば、今、例えばＡコース、Ｂコースを選んでいる方が、ＡＢコースに変えたいとか、あるいはＡＢＳコースに変えたいという、そういうものもなくはないと思うんですね。あるいはＡＢコースの人がＡＢＳコースに変えてもらいたい。これは要するにＡコース、Ｂコースというのは週３日のコースです。ＡＢコースというのは週６日のコース、ＡＢＳコースというのは毎日ということなんで、配給を受けている方についてはレベルアップを要望している方がいるのではないかなと思いますが、もしそこまでわかれば、それもあわせての数字をお示しいただきたいと思います。

とりあえずここまでお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　現状についての確認ということで、ちょうど平成４年度の数字と平成７年度、確定数字が表現されている表がございますのでそれに従って、質問者の順番に沿って御説明申し上げます。

まず第１番目に給食実数ということで人数でありますが、これは各施設ごとがよろしいでしょうか、トータル。（「はい」と呼ぶ者あり）給食実数ということですが、Ａコース、これは月水金ということですが、平成４年度が延べ492人。平成７年度が735人。Ｂコースが、これは火木土ですが、平成４年度が407人、平成７年度が522人。ＡＢコースが平成４年度が532人、平成７年度が679人。ＡＢＳコース、これは毎日、月曜日から日曜日です。これは平成４年度が417人、平成７年度が599人。トータルでは平成４年度1,848人、平成７年度が2,535人、このような数字になっております。

年間食数ですが、平成４年度は３万6,840食、平成７年度は４万7,372食、約28％アップという形です。

調理施設でありますが、現在、平成４年度の段階では４カ所、平成７年度では５カ所、これは栄町サービスセンターがふえたということであります。

それから調理実数でありますが、１日の最大調理実数という形ですが、平成４年度が150食、平成７年度が176食、これは５施設トータル。しかし、栄町サービスセンターは平成４年度ございませんので、これは栄町サービスセンターの分が28食、これは比較ということではございません。

それから、待機者でありますが、平成４年度、今お話のとおり35名でありました。平成７年度は28名が、いわゆる申請者という形で把握しております。現在、必要性の高いと思われる人は、この28名中５名と思われます。いわゆるこの方たちが待機者という形

で考えております。

コース変更については、その実数はちょっと今、この差っ引きをすればよろしいかもしれませんけれども、ちょっと実数として今申し上げられません。コース変更については、これは可能でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。ここは数値の確認ということでございますので、今の答弁で結構でございます。ただ、ちょっと数字が平成７年度の４コースのトータルが2,535食という数字を12で割りますと、一月当たりの平均の人数が出てくるんですが、先ほど平成７年度、５施設合計すると176食というふうにお答えになったんですが、210食ぐらいになるはずなんですが、これは細かいことはまた結構でございます。ちょっと調べておいていただければ、また別な機会にでも、きょうということではなくて確認したいと思います。もう少し多いんではないかなと思います。これは、ただいろいろ変動もすると思いますので、その辺は多少の誤差はあってもいいんですが、ちょっと誤差が大きいかなと思いますので、これは調べておいていただければ結構でございます。

次の質問に入らせていただきます。４番目に、行政負担額、これは要するに費用関係について伺いたいというふうに思います。これは、それぞれの施設ごとの費用、1,000円単位ぐらいで結構でございますが、費用と、それからそれぞれの食数、それから関連して単価――これ単価も施設によっては大分開きがあるようでございますので、それぞれの単価についても伺いたいというふうに思います。

それから、５番目としまして輸送状況についてです。これは配食をする方法でございますが、前回、平成４年のときに至誠ホーム、職員食堂、浅川苑、かしの木荘についてはそれぞれ伺っておりますので、もし変更がなければ、それはそれでそういう答弁の仕方で結構でございます。それで、新たに加わった栄町サービスセンターの配食はどのような方法がとられているのかということを確認したいというふうに思います。

それから、各施設の配食経費というのがどういう内容になっているのか、このことについても伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　行政負担額であります。施設ごとということですので、こ

れも比較しながら申し上げます。

まず至誠ホームにおきましては、平成４年度が――これ年間食数です――２万7,504食。平成７年度が２万8,004食。１食当たりの経費は1,313円。これは平成４年度。平成７年度が1,480円。利用者負担はこれは全部が400円ということですが、公費負担は１食当たり913円。これは平成４年度。年間では2,511万1,000円という数字です。それから、平成７年度は１食当たり……（「平成４年の方はいいです。平成７年の方だけで」と呼ぶ者あり）では、平成７年度だけ申し上げます。公費負担は１食当たり1,080円。全部で3,024万4,000円。これは２万8,000食分ということです。延べ人員は1,321人。

浅川苑はトータル食数が5,230食。１食当たりは1,281円の経費。それから、公費負担は１食当たり881円で、年間トータルは4,607万4,000円。かしの木荘が平成７年度、2,929食。１食当たりは1,223円。公費負担は823円。トータル241万円です。職員食堂へ委託している分は、年間で3,910食。１食当たりは1,127円。１食当たり公費負担は727円。トータルで284万2,000円、年間負担です。栄町サービスセンターはトータル7,299食。１食当たり経費が879円。公費負担は１食当たり479円で年間349万6,000円。トータルでは平成７年度、これは４年度と７年度を比較しますと、平成４年度は公費負担は887円平均。これは３万6,840食。先ほど申し上げたとおりです。平成７年度は920円が公費負担で、４万7,372食分ということで、これは4,358万2,240円というのが、平成７年度の公費負担額、トータルでございます。

輸送状況については、基本的には変わってございませんが、栄町サービスセンターについては平成７年度、前回、説明されているかどうかちょっとわかりませんので、これは説明申し上げます。栄町サービスセンターは月曜日から金曜日、これは正職３名が、これはデイホームやショートステイの通常の業務と一緒に、その傍ら実施するという形をとっております。これは月曜日から金曜日。土曜日と日曜日は正職２名に臨時職１名、そういうような体制でやっております。配送の方は月曜日から金曜日は、送迎バスの委託先の職員２名をもってやっております。土日はパートを頼んでやっております。配送車は２台であります。

委託先の費用でありますが、配送費用ですが、至誠ホームは461万4,916円。浅川苑が97万4,229円。かしの木荘が67万7,830円。職員食堂が124万2,978円。栄町サービスセンターが64万4,544円。これが数字として出ております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

一部再質問させていただきますけれども、事業団の報告書によりますと、至誠ホーム、それから職員食堂は委託料という扱いになっております。ほかは食材料費のみという計上になっております。これは、多分事業団の直接の扱いと、事業団から新たに委託をするという、そういう関係なんだろうと思いますが、ただ職員食堂の場合は、委託料扱いをしていながら、そして、さらにそれだけではなくてほかの経費も発生しているという、そういうかなり複雑な構造になっているんですね。この職員食堂の問題もそうなんですが、いずれにしましても、事業団の資料を見ましても、全体五つの施設のそれぞれの単価がどうかということが一目でわかるような資料にはなっていないわけです。これは、まとめ方の問題ですからやむを得ないのかなという部分もあるんですが、いずれにしましても、小さな経費できちっとしたサービスをしようというときには、どこかでそれの全体像をきちっとつかんでおけるような体制をとっておく必要があるんではないかなと思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。いろいろ資料取り寄せ等いたしまして、ある範囲までは理解したんですけれども、やっぱりこれは担当する部署は、必死になってそういうことをしないとわからないということは、単価管理などはきちっとされているのかなという心配があるんですけども、その辺について、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　確かに至誠ホームあるいは職員食堂については丸々全面委託する場合と、職員食堂の場合は調理のみ委託で配送は事業団雇用の吏員職員を当てているという、そういうようなやり方をとっておりますので、一概に委託料という形の中で全部が統一的に把握できているということはございません。確かにおっしゃるとおり、各施設統一的な形で一目でわかる方式というのを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ぜひやっぱり日常の管理という面からも、それはきちっとやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の今後の充実に向けての計画及び検討内容についてということで、質問に入らせていただきたいと思います。今、いろんな形で現状の実数値を伺いましたので、それを今度は、今後に向けてということの確認でございます。

最初に、調理能力のアップに関係する配食数アップについて伺いたいなというふうに

思います。要するに、これは関連するものなんですが、調理能力がなければ当然配食もできないわけですけれども、それをさらに強化をする、先ほど、今現在28すべてがそれに該当するかどうかはわからないけれどもということで、一応、待機者は28名いるということでございますが、そういった者にこたえていくためには、やはり調理能力をアップさせること、配食機能をアップさせることというふうに関連をしてくるわけでございます。五つの施設のそれぞれの実績も先ほど伺いましたけれども、その数は今現在、限界だというふうな理解をすべきなのか。それとも、まだまだ場所によっては能力はあるよということなのか、その点について伺いたいというふうに思います。

それから、今現在もそうなんですが、28という数字、これはまだまだふえていくと思われますので、今後、その能力をアップしていくためには、今の五つの施設だけに頼るのか、あるいは別な方法を含めて考えておられるのか、そのあたりのことについても伺いたいというふうに思います。

それから、輸送に関することでございますけれども、これは従来から、市長の答弁にもありますように非常に輸送費が高くで困っているんだというようなことを、過去の答弁の中でもおっしゃっておられたんですが、この輸送についてはどんな考え方を持っておられるのか、そのことについても確認をさせていただきたいと思います。

とりあえずその２点について伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　配食数のアップにつきましては、今後、在宅福祉の充実とともに自宅でさまざまな制度を利用しながら生活される高齢者がふえるわけです。老人給食希望者も増加することは、十分予測できるところです。現状では、１日、180食程度の配食が限度でありますが、調理施設の改善あるいは委託事業者との交渉はまだまだ可能だと考えております。また、安心して協力をお願いできる施設として、市内の私立保育所等も検討の御協力をいただける可能性もありますが、これは、まだ制度的に詰めなければならない側面も残っております。ただ、どこにお願いするにしても365日休みなく続けるということは、特養ホームなど24時間施設が最も適当であろうか、そういうような職員体制の点からも、そのような考え方も成り立っております。

また、運搬方法については、現在は実施方法によって経費が確かにばらつきがあります。比較はなかなか一概に困難ですが、今後、一定地域の拠点からボランティアの協力やアルバイトなどにもお願いしながら配食するなど、さまざまな方法を検討していきたいと考えております。

調理運搬費用の改善については、先ほど御説明いたしましたように、平成７年度の１食当たりの経費は平均で1,320円という数字が出ます。この内訳は、概算で食材費が451円、人件費が425円、配達経費が172円、その他光熱水費、容器代等々諸経費が272円となっております。これらの経費を少しでも下げたい努力をしているところですが、検討すべき点としては、調理能力を上げて配食数をふやすことによって、単価を下げる。同じ能力で実績をふやすことによって単価を下げる、そういう方法。それから、単価契約等の方法で委託料の引き下げを図る。ボランティア等の市民の協力を仰ぐ。その他、幾つかあろうかと思いますが、当面、このあたりを考えて検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　再質問１点させていただきますが、栄町サービスセンターの調理能力については、３年前の質問のとき、これからできる栄町の施設なんでということの前置きはありましたけども、50食から70食ぐらいの能力があるだろうというようなことでございましたけれども、今、実態としてはその半分程度の数しか扱っておりません。これについては、先ほど180食が限界という、これちょっと180食じゃなくて210食ぐらいだと思うんですが、その誤差は別にしまして限界ということだったんですが、このあたりについては何らかの影響があったのか。あるいは何がしかの方法をとれば、本来持つ設備能力を発揮されるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　確かに設計段階では50食から70食を可能としておりましたが、開設後、さまざまな調理器具が配置される中で調理室が狭くなり、また現状でデイホームやショートステイの利用者の食数、食事もございます。特に老人給食の場合は、一斉に並べて調理を行う関係から、相当スペースが予想外に必要だったということもございます。老人給食をつくる能力としては、現状では40食が限界じゃないか、そのように考えております。

したがって、将来的には、この調理能力のアップに必要な工夫を、これは施設改修も場合によっては伴うかもしれませんが、ニーズに応じた形で対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　この単価につきましては、後でまたもう少し別な場面で触れるところがありますので、このぐらいにしておきますが、栄町のことで言いますならば、今五つの施設の中で最も安い、高いところは1,480円、一番安いこの栄町が879円ということで、相当の違いがあるわけですから、こういうところには多少の設備投資をしても、より多くの食に切りかえるぐらいの前向きな姿勢があってもいいんではないかなというふうに思います。

それから、先ほどの輸送費なりあるいは調理費を数のアップで単価を下げるということも一つの方法だということで、これはこれで理にはかなっているんですが、それ以前の問題もあるんではないかなと思うんですね。これも、後でまた触れることがありますので、これはやっぱり発想を変えていかなければならないんではないかと思います。後でまた別な視点から質問させていただきます。

次に２人暮らしの対応、それから夕食対応について伺いたいと思いますが、平成４年のときと平成７年のときとでは、どのような実態にあって、今後、どういうふうに充実させようとして考えておられるのか伺いたいというふうに思います。それから、２人暮らしの夫婦の場合だと、先ほども28人の中で本当に必要なのは５人程度ではないかなというようなニュアンスの言い方もしましたけれども、２人暮らしの場合だと、その対象者の認定というのは、やっぱり多少厳しくなるのかどうなのか、その辺もあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　もともとこの老人給食配食サービスの趣旨が、高齢者世帯、特にひとり暮らし高齢者が、特に老人給食事業をすることによって、その安否の確認もとれ、また食事が身体的な衰え等で、御自分で食事がつくれない高齢者への食の保障という意味合いを持たせた事業として発足しております。発足当初はひとり暮らしの家庭を中心として考えて進んでおりますが、やはりそれを実行している段階では、２人暮らしの場合でも、妻の病気や障害、あるいは夫婦ともに虚弱だとか、栄養バランスのとれた健康な食事が確保できない高齢者世帯というのが発見されているのも事実でございます。現状では、それらの実態を見ながら柔軟な対応をしているところです。当然、この２人暮らしの場合には、どちらかがどの程度の行動がとれるか、これが一つの判断材料になろうかと思いますが、特に厳しくこれを対応しようという、そういう考え方ではなくて、実情を見て本当に配食が適当だと判断される場合には、柔軟な対応をしてまいっております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

75歳以上の夫婦世帯の数だけでも相当の数があるわけですし、いろんな健康上の理由から、この制度を望んでおられる方も大勢おいでになると思いますので、ぜひそこは対応していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。調理費、それから運搬費の改善について再度伺いたいというふうに思います。前回の質問のときにも、コスト及びその行政負担に関しての問題提起をさせていただきました。要するに高過ぎないか、改善が必要ではないかということの指摘をさせていただいたわけです。しかし、先ほどの実情を伺いますと、改善どころかほとんどがアップしているという内容でございます。これは一体どういう背景によってこうなっているのか。また、どんな努力をされてきたのかということを具体的に伺いたいなというふうに思います。

ちなみに先ほどはトータルであるいは単価の部分もお答えいただいておりますので、簡単に状況をお話ししますと、至誠ホームですと、前回が1,313円が1,480円ということで、167円のアップ。職員食堂も68円のアップ、浅川苑が74円のアップ、かしの木荘に至っては119円ダウンです、下がっております。栄町については前回なかった、こういうようなことで、平均しましても168円ぐらいですかね、アップをしているという状況でございます。それで、伺いたいわけですが、現状のコスト、負担額についてはどういう見解を持っておられるのかということが、まず１点。それから、本来こういう事業との兼ね合いでは、どの程度のコスト負担が妥当というふうに考えておられるのか。他市の状況等もわかれば、それも踏まえてお答えいただければというふうに思います。それから、コストを下げるために具体的に何らかの検討をされているのかどうか。

以上、３点について伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　コストのアップにつきましては、今御指摘のとおり、相当額、平成４年度と７年度の比較ではアップしていることは事実です。この主なアップの理由は、そこにかかる人件費の問題であります。これは各受託団体との交渉にもよるわけですけれども、例えば１日１台の配車で約35食というのが一定の目安になっておりますが、それをオーバーすることによってもっと台数が必要になってくるとか、そういうこともございますし、確かに主な理由は人件費が理由になってこようかと思います。

コスト負担額についての見解でありますが、やはり私どもといたしましても、このコストの問題が一番頭の痛い問題で、御批判も受けているところでありますが、やはり一定のサービスの質を確保しながらコストを下げるということが、なかなか難しいことも事実であります。栄町では、使い捨ての器具、お弁当箱ですが、これなんかを回収型に切りかえることも試行してみたり、いろんな工夫はやっているわけですけれども、まだ結果は出ておりません。

以上です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　下げるための具体的な検討の項はいかがですか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　これは、実際には事業が一定の契約の段階では、一定のエリアとそれから食数をもって人件費であるとか、あるいは給食材料費であるとか容器代であるとか、諸経費もろもろを勘案して決まってくるわけですが、食材を原則400円、食材費を自己負担という見当でやっているわけですけれども、この何年か経過する中では、これは１人当たり約50円以上はアップしてきている、そういう実態もございます。食材を余り下げたくないということもございます。これは、一に各事業者との交渉以外に、今のところいい知恵が浮かんでいないのが実態です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　実は前回も、３年前の質問のときにもしたんですが、先ほど数をふやすとかいろんな方法のことも一つの方法だという言い方をして、少し発想を変えないといけないんじゃないですかということを言ったんですが、学校給食の施設だとかあるいは保育園の設備等を使ってもいいんではないかというようなことも、３年前に問題提起しているんですね。これについてはほとんど進行していないようで、ちょっとこちらの方の時間もなくなったので、この次の行財政の絡みで教育長なり学校教育部長に伺います、このことについては関連しますので。そういった検討がほとんどされていないという状況です。数をふやしたりそういう方法で下げるというのは、ごく一部の方法でしかないというふうに思いますので、もっと根本的な視点を持ってやっていく必要があるんではないかなと。

で、前回のこの質問に対しては、もちろん納得いくような説明ではなかったんですが、現に三多摩27市では、多分今もそういう方法をとっているところはないかもしれませんが、この23区の中ではそういう事例も持っていますし、また、全国的にはそういうこと

で成功しているところもあるわけですから、この３年間そういうことを全く検討しませんでしたということでは済まない話だと思うんで、これは後に回します。

それから、もう一つの方法としまして、町中の給食業者、食堂、こういったものを活用してはどうかということも問題提起をしております。これにつきましては、市長もそういった方法も一つの考え方として検討してみたいというニュアンスの説明をいただいているんですけれども、これについても事前に伺う範囲では、全く進んでいないように聞いております。ここにちょっと資料がありますので紹介させていただきますけれども、これは平成８年の７月31日の日経新聞なんですが、高齢者に弁当宅配、江戸川区、これは８月から23の仕出し業者と提携というようなこと。これは８月中旬からもう始めている。65歳以上の人たちに町中の23の業者が、利用者の負担額450円で、そして１食当たり200円の配送料を払って、１日300食の利用を見込んで実施するということなんですね。これは大手業者にがさっと預けちゃいますと、顔を合わせて顔色をうかがったりとかという、そういうことも老人給食の場合には当然あるわけですから、それができませんので、できるだけ小出しにしているというようなことで、もう３年前に私の方から提案していることが、こういうふうに今ニュースになって出るぐらいなことなんですから、工夫をしてやれば幾らでもできたと思うんですね。

私はこの業者使ってやることには、もう一つの意義があって、市内の業者といえどもいろんな面で、やっぱり社会のボランティアに協力をしてみたい、何かできることがあればやってみたいという気持ちは多分あると思うんです。それは、もう大手の企業でも小さい企業でも、企業関係でもそういう気持ちはもう最近非常に持っていますから、ましてや町の小さな食堂業者の場合でも、営業という面とあわせて、やっぱり自分たちも何らかの意味で社会貢献したいという、そういう気持ちもあると思うんですね。当然、この業を専業としているわけですから、衛生面でも特段の問題はないでしょうし、なぜこういうことが具体的に日野市としては検討できないのか、されないのか、このことについて、これは市長に伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　市長。（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　　日野市で始めました、いわゆる在宅ひとり暮らしの人のための、高齢者のための給食事業というのは、たまたま至誠老人ホームがやってみようということで、その実務を受けていただけるということからスタートした経過がございます。そうして、至誠さんの場合も配送に、もう設備やそれから担当の従業員の方は特に１人栄養士を雇用されて取り組みを始めていただいたということでありますし、一番隘路は

時間内に一定の数を配送し切る。実務的に考えて、距離のことが伴うわけでありますから、２台の車を使って70食の能力が限度だというふうに、経験的にも実証できました。そして、一施設といいましょうか一機関といいましょうか、過重な依存度を求めるということも無理でありますので、なるべく市内にしかるべき調理と、それから配送のできる、こういう仕組みを広げていきたいという考え方で取り組んでまいったということになるわけでありますが、衛生上の限度ということもございますし、つまり給食のできる保健所の認めていただける範囲ということも伴うわけであります。その面の隘路もあって、私はなるべく単位を少なく数多くということが適当だろうというふうに考えております。将来の理想像を考えますならば、お隣の家からお隣の老人家庭にというのが一番到達点だろう、こんなふうに思っております。

それから、能率的にといいますか、手段として給食業者の方にお願いをするということも一つの方法だということは、御指摘のとおりでありますから、担当者の方にはその方面にも十分、ひとつ検討を進めるようにということは指示をいたしております。その一つのあらわれが職員食堂を使うという状況がプラスになっております。要するに３時間の間に30食分ぐらいを配送し切るということですから、１軒に５分間当てますともうそういうことで終わってしまうわけでありまして、距離がありますと、また５分間では済まないということにもなるわけであります。そのあたりをもっともっと工夫をするということは大切でありますし、具体的には何か時間の許されるアルバイトのような方が、確実に確保できればこれにこしたことはない。

それから、どうしてももう数の処理のために不可能だという一面も考えるべきだと思いますから、業者の方にもひとつぜひ御参加をいただいていい仕事の領域だと、こんなふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

この一つの方法として宅配を使うということ、業者を使うということ、これはいろんな意味で先ほども申し上げたように意味のあることだろうというふうに思います。早速と言いながらもう３年間経過をして、結果的には実現していないわけですから、これはもう本当に市長の胸一つで実現できる方法ではないかというふうに思います。至誠ホームは至誠ホームなりの歴史があって御苦労もされてきたわけですけれども、しかし、この今の時代、１食1,480円は幾ら何でも高いんじゃないのというのが、だれが見ても感じるところでございます。福祉施設に補てんするほどの余裕は、日野市にはないはずで

ございます。

今回、老人給食の一層の充実を願って質問させていただきました。一般質問では３回目ということになります。その他、予算委員会とか決算委員会等でもたびたび触れてきておりますが、実態はほとんど目を見張るような改善、改革はされていないのが実情かと思います。一般的に、福祉や教育、安全、環境等に関する財源については余り制限をしない、あるいは制限することが、ある意味ではタブーのような意識があるわけでございます。しかし、私は大切なことだからこそ思い切った発想で改善し、結果として一層の充実になるような、そんな施策が今こそ必要ではないかというふうに考えて提言をしているところでございます。

市長がよく言う最少の経費で最大の行政効果を上げるということが、行政に課せられておる基本的な姿勢であるということを、いろんな場面で言っているわけでございますが、そういうのであるならば、本日再提言をしたことをあすにも指示をしていただいて実践されることを願いまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって21の１、老人給食の一層の充実について問う――１食1,400円はあまりにも高い、その後どう改善されたか――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時17分　休憩

午後１時24分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の２、行財政改革の答申について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○11番（沢田研二君）　それでは、続けて質問させていただきます。ちょっと時間の配分を誤っていますので、ひとつ答弁の方は簡潔にお願いできればありがたいと思います。

行財政改革の答申について問うということで質問させていただきます。日本の経済は長い不況のトンネルを抜けて回復軌道に移ろうとしております。95年度の実質成長率が2.3％と自立回復の入り口まで来ているというふうに言われております。しかし、多くの課題が残されたままとなっております。雇用の改善は混沌としたまま、住専の不良債権処理も国民の納得ずくとは言えず、さらに金融システムの構造改革など、いずれにし

ましてもバブル崩壊後の平成不況から抜け切れていない状況が現実と言えるんではないかと思います。これら現状から一刻も早く抜け出すには、政治、経済、社会システムなどのあらゆる面での意識改革と発想の思い切った転換が必要ではないかと思います。回復基調にあるとは言いながら、国の借金である国債の累積残高は240兆円に達し、加えて東京都も６兆円からの借金、また日野市も一般、特別会計部門を合わせますと600億円を超える地方債が見込まれるなど、これらすべてを――すべてをというのは地方債と隠れ借金と言われる部分等々、合計をいたしますと日本が抱える総借金額は450兆円もの額になるということが言われております。これを国民１人当たりに置きかえますと、実に１人三百五、六十万円、４人標準世帯では1,400万円強の借金になるということが言われております。

そして、この借金はこのまま放置すれば、間違いなく将来に残すことになってしまうわけでございます。これらの背景を考えますと、この時期、いかなる理由があっても行財政改革は待ったなしで取り組まなければならない課題ということが言えるかと思います。かねてより取り組んでおりました日野市行財政改革大綱が７月１日付で答申され、その後、私どもの手元にも配布されてまいりましたので、その扱いについての質問、確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

具体的な質問に入ります。１点目は、昭和61年、前回の答申書に対してはどのような気構えで取り組んでこられたか。これは市長の方にお伺いをしたいと思います。２点目としては、関連することとしまして、前回の61年の答申で、成果として挙げられるもの、それからまた課題として残ったもの――残ってしまったものといいましょうか、その事例を代表的なものを何点かずつ示していただきたいというように思います。先日の夏井議員の質問だったと思いますが、市長の方からは緑地の確保が成果の一つだというような答弁もありましたが、これはちょっと違うんじゃないですかなというような感じがしますので、もう少し詳しくといいましょうか、項目的なもので結構でございますので、成果と課題といったことについてお伺いをしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。

市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体におきまして、いわゆる行政財政にわたって、絶えず認識を正確に持って自治体のあるべき責務に応じた、そういう行政のかじ取りをしていくことは当然のことであります。10年に１回ぐらいのサイクルをもって、それをまた審

議会というような形の他のまたいろいろな観点からまとめた検討をしていただき、答申を受ける、こういうことを行ってまいっております。前回というふうに言われておりますから、第何次という言い方はしていなかったかもしれませんが、私の頭に記憶している範囲でお答えをしたいと思います。

当時の一番大きな課題は、人口が急に増加することとあわせまして、いわゆる従来の規模の小さい行政事業が迎える市民を対象として、そして都市化という、また社会変化をまともに受けながら取り組んだときの、いろいろな発想であったというふうに承知をしております。なるべく広く見識を集めたいということで、委員のまた構成に組合の幹部を入れて、いろいろと検討していただいた経過があります。一般的学識経験の方々の認識と、当時の自治体の新しい時代に向かっての組合の意識に、必ずしも完全に一致ということにはいかない事情があったために、別々の並列答申をもらった、こういう経過がありました。特に一致できなかった点は、多分給与でありますとか、あるいは人事の体制でありますとか、組織の構成だったというふうに記憶いたしております。

今日は時代の変化のこともございますし、地方自治のあるべき姿というのがだんだんと現実的に、意識的にも確定ができる方向に進んでおる。そのことによりまして、特に給与体系について第１次の答申が、努力はした後はあるわけですが、必ずしも十分でないという状況があります。特に都市自治体、東京都の多摩自治体にその残っている未解決部分が、今回の答申では、組織の改善あるいは職員定数の見直し、また給与制度の改善というような形で指摘をされておるという状況がございます。これらは、行政内部の本来的な課題であるわけでありまして、特に市民サービス、あるいはそのサービスの手段としてのいろいろな企画に対する市民参加、こういうことにつきましては、かなり前進をすることができたんではなかろうか、このように考えております。

発展途上の都市でもありますし、人口の想定は、例えば第１次基本構想では制定をしました三十何年であったわけですが、10年後には既に17万人に到達する可能性があるというふうな言い方でありました。第２次基本構想でも、十七、八万人というところを推定したわけでありますが、実質には、そこまでも至らなかった。経済界の変動のこともありますし、それから、生活そのものに対します国民の価値観、あるいはみずからの選択ということにだんだんと慎重になったということも伴ったんではなかろうか、こんなふうに思っております。人口想定ということを遠く数字で認めたということではありませんが、日野市の基本的な自治体としての条件から考えますと、要するに過密状態をもうつくらないという、当然の限度のこともあります。よく一つの指標として言われます

平均ヘクタール当たり100人以上というのは過密である。したがって、それ以下の数字になるべく目標を定めるというのが、適当な人口規模の指標であるというふうなことも、一般論として伺いますので、日野市といたしましては、努めて時間をかけても将来の発展の筋道を後世代に残せる状況をつくりたいということであります。

したがいまして、御承知のとおりの今の市政の状況が、文字どおり指摘をされたその経路の上にあるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君）　61年行革の成果、それからまた課題ということでございます。（「要点だけで」と呼ぶ者あり）はい。成果といたしましては、職員給与の関係、今市長から言われたところでございますが、いわゆる課長補佐以上の職については職務給を導入しております。また、看護職の給与についても行政職から分離して新しい給料表を新設しました。退職金制度の支給につきましては、国、都並みに準じた支給率に段階的に削減をいたしました。また、特殊勤務手当につきましても、条例改正によりまして1991年４月から実施をしているところございます。その他ＯＡ化の推進、これにつきましてはほかに４項目ばかりございますが、さらには職員の事務能率向上のための研修の充実、不要不急の事務の洗い直しにつきましては、具体的には動く窓口車の廃止、さらには浄水場施設の近代化に伴う管理の一元化、さらには用品調達基金の廃止、交換便やあるいは湯沢会館、体育館等の再雇用の活用、その他、もろもろ使用料、手数料の適正化等成果がございます。

さらに、課題として残った部分でございますが、具体的な部分といたしましては、多摩平支所の見直し、これは本庁に統合ということで答申をいただいているわけでございますが、現在は市立病院の新しい病院建て替えの関係で、今まで懸案ということでなっております。また、学校給食の一部パート化の問題。それと、職員の昇任に伴う試験制度の導入。さらには電話交換の委託化あるいは自動車運転業務の委託化、これらが課題として残っているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。時間がなくてできるだけ簡潔にということでお願いしたんですが、市長から10分間答弁いただいたんですが、ほとんど気構えといったものが、残念ながら感じ取れませんでした。前回の私もその行革のメンバーの一員として末席にいたわけでございますけれども、それを読み直ししましても、今現

在、それをそっくりそのままもう一度再提出しても何らずれがないような、極端な言い方かもしれませんが、そんなふうにさえ感じます。

今、担当参事の方から成果なりあるいは課題といったものが提示されましたけれども、一部細かい部分では改善、努力された部分もありますけれども、大きな視点に立ちますとほとんど大事な部分は改善されていないといってもいいんではないかと思うんです。学校給食の問題しかり、多摩平支所の見直しの問題しかり、それから職員給与の問題につきましては、幾らかの改善はあるとは言いながらも一番肝心な通し合俸制の改定といったものが、もう丸々残っております。それから、職員定数の見直しにつきましても、昭和60年当時は1,411名の定数、人口が15万4,400人、今現在が16万4,000人で1,608人と200人ふえております。学校給食に至っては昭和61年当時の生徒数が２万1,185人、調理士が132名、そして今、60％に生徒数が減って１万2,746名、調理士が131名、１名しか変わっていません。生徒数は8,400名変わっております。これが実態でございます。時間があれば、なぜこうなんだというようなことも含めてお伺いしたかったんですが、残り時間の関係もありますので、その辺については割愛をいたします。また、別な機会にその辺をさらに詳しく伺いたいというふうに思います。

成果としても幾つか今挙げられなかった部分で見ても、私なりに判断しますと、地区センターの建設が当時49館が今59館になっているとか、あるいは言われたような動く窓口の見直しが即刻62年から廃止をされております。それから、下水道事業の推進なども、当時としては多摩平分しかなかった。それがこの10年間で、当時が11％でしたのが、今現在65％になっているというようなことからしますと、確かにこの部分での改善努力はありますけれども、トータル的に見れば、ほとんど肝心な部分は変化、前進していないということでございます。これが10年前の総括ということになろうかと思います。

それでは、次の質問に入らせていただたきます。今回の答申に対しましての印象、それから、新たな指摘、提言として受けとめたところはどういったところか。これちょっと時間がないもんですから、印象について、前回、江口議員の質問に対して行政報告のとおりだと、重要課題だとして受けとめていると極めて簡潔にお答えいただいたんですが、これではちょっと印象になるのかどうか疑問でございますので、この部分についてもうちょっと感情のこもった、これは私に対して答えるんではなくて、答申したメンバーの皆さんの感謝にこたえるという意味合いも含めて、市長一言いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　せんだってもお答えしましたとおり、現今の日野自治体の立

場といたしまして、極めて適切な御指摘だというふうに申し上げたとおりであります。ごく簡潔に言えば、そういう受けとめ方でございます。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　行政報告の中で報告されているわけなんですが、これは場所が場所ですから、あの程度の表現しかできないのはやむを得ないにしても、やはりこういう公の場で改めての確認を受けた場合には、やっぱりそのなりの誠意を持った答弁があってもしかるべきなのかなというふうに思います。

それで、ちょっと中身の件で、中身というかメンバー構成のことで確認をしたいと思います。先ほどもちょっと触れましたけども、今回のメンバー構成の中には、日野市に限って言えば、別に大企業じゃなくてもいいんですが、そういう企業関係の代表者だとか、組合関係の代表者というのは入っておりません。ちなみに近隣の大きい市あるいは規模の小さい市あるいは同等の市、幾つか調べてみました。八王子市に至っては経営者代表として商工会議所の会頭、組合代表としては、これは富士電機の江口議員のところの現委員長であります山田委員長が入っております。それから、府中市では経営代表として、やはり商工会の会頭が入っております。それから、組合関係としては東芝府中の組合の副委員長が入っております。それから、小平市に至っては経営代表としてブリジストンの前監査役、それから労働組合としては日立武蔵の現委員長が入っております。それから、規模は少し小さくなりますが、稲城市においては経営代表が富士通の経営幹部、それから組合関係が私どもの東芝日野の委員長でありますが、北川委員長というようなことで入っております。

どこに聞いてもやっぱり全体のバランスをとっていくということからすると、当然、経営の側の規模は別にしまして、ある程度のそういうバランス感覚というのは必要だと思います。なぜ日野市は今回に限ってそういうバランスを考えなかったのか。今回のメンバー構成を見ましても、自営業の方もおいでになります、市民代表という方もおりますけれども、ちょっとこのバランスがいかがなものかなというようなことなんですが、これは何か特別の意図があったのかどうか確認したいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特別の意図はありません。たまたま手数料、使用料の見直しということでお願いをした方々がございますので、その方々に何名か入っていただいた、こういうことであります。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　確かに備考欄を見ますと手数料の関係者が５名ですか、入っております。手数料と行革とは全然次元が違うんじゃないかと思いますが、もう少し柔軟な発想で、こういうまず組み合わせから考えていく必要があるんではないかと思います。これは問題提起としておきたいというふうに思います。

それから、この中で新たな指摘、提言として受けとめたところはあるかということなんですが、これも本当に時間がないもんですから、私の方でちょっと疑問に思うところを先に伺いたいと思います。

15ページに市民参加という項目で住民投票制度の確立ということがあります。それから、16ページにオンブズマン制度の問題が提起されております。これは、私が個人的にとらえる分でいきますと、行政改革の中でこういうものを取り入れなさいというのは、果たして行政側から庁内組織で討議したものを審議会に提示したということが、前回の江口議員の質問の中で答弁がありましたけども、そういうところで、あえて提示したものなのか、これは非常に違和感といいましょうか、あるいは新たな指摘、提言と言えば言えなくもないんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君）　今のいわゆる住民投票制度及びオンブズマンにつきましては、特に行政側から注文した内容ではございません。地方分権の議論の中で、特にこれから地方分権推進にあわせて、市民の行政の参加の機会を拡大するなど、市民の意見を積極的に行政に反映させる方策について、いろいろ議論がございました。その意見や議論を通じて調査会として独自で答申に位置づけたものであります。したがいまして、諮問したものではございませんが、先見性のある提言と受けとめているところでございます。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　個人的な感覚で申し上げますと、私は行政改革という中では、この二つの項目はいかがなものかなという疑問がございます。それと同時にそれぞれの制度については非常に歴史のある貴重なものであるということは十分認識しているつもりなんですが、ただし、こういった制度については行政側もあるいは我々議会側も含めて、市民の要請になかなかこたえていかないという、そういう現象があったときに初めてこういう制度がクローズアップされる、必要とされてくるものでありますから、そういった意味では、メンバーの大半が現森田市長の支援グループ的な方が大勢おいでになるには、ちょっと違和感もあるし疑問もあるなというふうに思います。特に、このメン

バーの中に、ある大学教授でこのまさしく住民投票制度を条例化すべきだという活動を盛んにやっておられる方が入っているわけですね。

ですから、そんなことからすると、何か行政改革に絡めて自分たちの市民運動の何かをそちらに当て込んできたのかな、そんな疑問すら感じます。これは指摘だけにさせていただきます。

それから最後、時間がなくなってしまったんですが、今回の答申の中で特に重点課題として取り組むべきところはどこか。それから、実現のためにどんなことを考えているかということの質問をしたかったわけなんですが、残り時間が4分しかなくなってしまいましたので、これは既に夏井議員や江口議員の質問とも重複する部分もありますので、そこのところはちょっと抑えまして、重要課題という中でこんな指摘があります。市民のための行政を実施する職員を新たに育てるには、気風の改善を最重要課題として取り組む必要があると。気風改善されるように管理職の特別研修を実施せよ、こういう提言がございます。今、日野市で何が問題かというと、この気風の部分ではないかなと思うんです。

それで、これは後で資料で提出していただきたいんですが、いろんな審議会がたくさんございますね。この審議会の委員会の数といいましょうか、委員会そのものの内容と数と、それから人員、それからその委員の在任年数とか兼務状況だとか、このあたりをぜひ後で資料でいただきたいと思うんです。私なんかも議員になって、あるいは議員になる前にいろんなところに顔を出しますと、あっちでもこっちでも同じ人が顔を合わせるとか、まだこの人やっているのというような感じとか、そういうのが非常に多いわけですね。これはもうまさしく気風改善する第一歩ではないかなというふうに思うんです。

それから、これは古い方の答申書の中に、行政改革の意義と方向という中で示されているんですが、重要課題としては個々に挙げればいろんな問題がたくさんあります。しかし、その個々の問題の指摘もさることながら、この言葉に尽きるのかなと思うんですが、ちょっと紹介させていただきますが、「日野市の行政改革は単に上から言われたり、ほかにまねてするものではなく、真にあすの日野を憂え、あすの市民の福祉を願い、市政みずから大きな決断で実践していかなければならぬのである。市民福祉に立脚し10年後、20年後を見通した行政改革を行えば、それがそのまま21世紀に向け発展する道へと通じるであろう」という一文があるんですが、まさにそういう視点に立って取り組みをしていかないと、幾ら具体的な項目で、これはなぜ進まないんだ、なぜ改善できないんだということの指摘もできなくはないんですが、根本的な部分でそういう気構えを持っ

ていかないと改善されないんではないかと思います。

本当でしたらいろいろ伺いたいことたくさんあったんですが、ちょっと時間がなくなってしまいました。それから、前回、５年の目標ということもありましたけども、これも後で資料で具体的な項目による年次計画のようなものも、今議会中に出されるというようなこともありますので、ぜひいただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって21の２、行財政改革の答申について問うの質問を終わります。

一般質問22の１、情報化時代、地域ＦＭ放送導入についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（小山良悟君）　一般質問させていただきます。

地域情報を伝える新しいメディアとしてケーブルテレビが日野市でも開局しました。三多摩地区では、既に20市で開局していますが、このうちの約半数である11市では、公共性があって地域への貢献度が高いという理由から、自治体として資本参加をしております。情報化時代の今日、自治体の行政効果を高めるためには、いかにきめ細かい情報伝達がなされるかにかかっております。日野市では、市民への情報伝達は活字による手段だけでありましたが、ケーブルテレビの開局によって映像による情報伝達手段が確保されることになりました。活字と映像のほかに、もう一つ大事な情報伝達の手段があります。それは聴覚による情報伝達手段、つまりラジオであります。

そこで提案したいのが地域ＦＭ放送、いわゆるコミュニティー放送の導入であります。ミニＦＭは平成４年の放送法施行規則改正でコミュニティー放送として制度化されました。これまで出力１ワット以下で放送区域は半径数キロ程度が対象でした。しかし、その後、規制緩和の一環として、ことし３月に出力を10ワットに引き上げられました。三多摩地区では武蔵野市が平成７年３月に開局し、隣の多摩市では平成７年５月に開局しました。また、三多摩地区３番目のコミュニティー放送局として調布市が開局の準備をしております。今後、続々と開局が予想されますが、周波数に限りがありますのでその取り組みは急がなければなりません。ＦＭ多摩に出資した多摩市では、広報紙の補完的役割を担う情報媒体として積極的に活用するとしており、音楽、娯楽番組とともに災害時の緊急連絡などを含め、多彩な地域情報を発信していく方針であります。ＦＭ多摩局では24時間のオンエアのうち、半分を聴取者に完全開放し、出演者100万人を目指す市

民参加型メディアを目指しています。

さて、ＦＭ放送を経営する会社の設立内容ですが、ＦＭ武蔵野もＦＭ多摩も会社の形態は株式会社であり、いずれも第三セクター方式を取り入れております。資本金はＦＭ武蔵野は１億円で、自治体はその１割の1,000万円出資しており、ＦＭ多摩は資本金１億5,000万円で、多摩市ではそのうち10％の1,500万円出資しております。

ここで、ＦＭ多摩局の放送事業の概要について述べておきたいと思います。ＦＭ多摩の放送対象地域は多摩市全域及び一部の周辺区域となっております。もちろん日野市も聞こえます。事業主体は多摩市や多摩市商工会及び地元企業出資による株式会社であります。商号はＦＭ多摩放送株式会社、資本金は１億5,000万円。周波数77.6メガヘルツ、皆さんもどうぞきょう帰り道、ラジオでＦＭの77.6メガヘルツに周波数を合わせてください。ＦＭ多摩の放送が聞こえます。出力は10ワットとなっております。

次に、放送局の特徴、特性を申し上げますと、１点目として、地域に重点を置いたきめ細かな情報提供ができる。２点目として、小回りのきく小規模放送局であり、機動力を生かした迅速な情報提供ができる。３点目として、市内全域を対象として同時一斉に情報提供できる。４点目として、地域に密着した放送局として市民参加型の放送番組が提供できる。５点目として、76.0から90.0メガヘルツの周波数を使用するため、特別な機器を必要とせず一般的なＦＭラジオで受信できる。６点目として、携帯電話等の使用によりさまざまな場所からの同時中継ができる。７点目として、音質のよいステレオ放送ができるなどであります。

次に放送内容については、１点目として報道――報道にはニュース、災害に関する情報等などがあります。２点目として行政情報――市役所からのお知らせ、国及び都の機関からのお知らせなどであります。３点目として生活情報――デパート、スーパー、商店街などの案内及び病院案内、カルチャー案内、求人案内、お悔やみ情報などであります。４点目としてタウン情報――催し物の案内、各種施設の案内、歴史文化の案内等であります。５点目として観光情報――行楽地の案内、宿泊施設の案内、各種イベント案内等であります。６点目として交通情報――道路交通案内、駐車場案内などであります。７点目は気象情報――天気予報、季節便りなど。８点目は娯楽――音楽会、スポーツ、祭りなどの催し物の案内及び中継など。９点目として学園情報――学園祭、運動会、生徒募集の案内など。10点目、その他として放送番組のお知らせ、在日外国人向け情報などがあります。

ＦＭ多摩は全国で17番目、都内で２番目の開局となります。日野市においても、視力

の弱った高齢者のために、そして不幸にして視力を失った視覚障害者のために、そしてインターネットにまるで弱い世代のために、日野市においてもだれでも手軽に聞けるコミュニティーＦＭ放送の導入を検討していただきたいと思い、この質問をいたしました。この提言に対してどのようにお考えになるか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今、御質問の中に御指摘ございましたとおり、ＦＭ放送の方式は、その特性から限られた範囲の中で、しかもこれは逆に言えば、電波が遠くに届かないという性質を利用した市域程度の狭い範囲の中を対象とした放送ができるという特徴があるかと思います。兵庫県でありました兵庫県南部地震においても、電気復旧後のテレビを見ていたら、長田町の火災の映像ばかり写っている。自分の住んでいる周辺の被害状況というふうなものが、よくわからない。それから、市の復旧対策についてもよくわからない。それから、被災地の人への情報伝達ではなくて、ほとんどの情報が全国に向けての情報だというふうな話も聞かれました。そうした観点から、やはり地域のきめ細かな情報というものが、特にこういう災害の際はそうですけれども、一般の日常の生活においても必要だというふうに考えるところでございます。災害情報とか安否情報、そうしたものも放送メディアのあり方の中で、このコミュニティー放送が注目されているということだろうと思います。

もとよりＦＭ放送も民間商業放送でございますので、こうした災害情報等についても、放送主体の社会的責任の範囲の中で、地域情報の一つとして報道されるというのが原則であろうというふうに思います。行政からの情報提供、放送方法など、あらかじめそうした放送局と協定等を結ぶことにより、非常に有効な情報提供手段になるだろうというふうに考えているところでございます。

ＣＡＴＶの開局というところにありますけれども、まさに御質問の中にありました御指摘のとおり、広報「ひの」という文字媒体に加えて、ラジオの特性を生かしたそうした広報手段があるということも非常に注目されるということだと考えております。こうした民間等の動き等があるかどうかという、私どもも具体的にちょっと情報を得てはおりませんけれども、広報の非常に有効な手段として平常時においても災害時においても広報手段として有効だというふうに考えておりますし、今後の研究、調査を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　このＦＭ局の開局に当たってはＮＨＫの技術の方も放送設備やらあるいは放送技術、あるいは放送スタッフというか、いう面でも全面的に協力しますと言っておりますので、民間サイドからも働きがあるかどうかわかりませんが、そういう気運が出てまいろうかと思います。ぜひ日野市も前向きにこのＦＭ局開局に向けての取り組みを強くお願いしたいというふうに思います。

以上でこれの質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって22の１、情報化時代、地域ＦＭ放送導入についての質問を終わります。

一般質問22の２、防災訓練の在り方を問うの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○27番（小山良悟君）　去る８月25日、南平小学校において災害対策基本法に基づいて、日野市地域防災計画に位置づけされている日野市総合防災訓練が実施されました。この訓練には、私も自治会員とともに参加させていただきました。この訓練を通じて感じた問題点が幾つかあります。そこで、きょうは防災訓練のあり方について何点か質問したいと思います。

まず最初に、日野市の防災訓練の目的と、その展開を伺いたいと思います。その答弁をいただいた後に質問を展開していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　日野市総合防災訓練は、御質問にもございましたように地域防災計画に基づきまして、市、消防署、警察署などの行政機関、ＮＴＴ、東京電力などの公共機関、また赤十字奉仕団等の民間協力機関の各関係防災機関の参加、そして、地域の市民の参加で毎年８月の最終日曜日に実施してきておるところでございます。訓練は市及び関係防災機関が災害発生時の応急対策活動が円滑に行われますよう、また各機関の協力連携体制が図れるよう、応急復旧、応急救護、医療救護などの各種の応急活動訓練を実施しておるところでございます。また、地域ぐるみの訓練としまして、市民を対象に地域に設置してございます防災無線同報無線から避難放送をいたしまして避難訓練、それから、市民が直接体験できる訓練として、会場で消火器を使用した消火訓練、倒壊家屋からの救出救護訓練、煙体験訓練あるいは起震車による地震体験訓練などを実施しておるところでございます。

今年は南平小学校で行っておりますが、訓練は毎年避難所を単位といたしまして、現在、避難地域を18に分けてございますが、この18の地域を順を追って行っておるところでございます。

訓練の想定は、地震により訓練対象地域内での家屋の倒壊、火災が発生し多くの被害が発生したというようなことで、混乱が生じているとの想定で行います。地域の市民が避難行動に参加していただくことが必要であります。このため、地域の方々の訓練の参加については、地域の自治会長さんにあらかじめ訓練の趣旨、訓練内容などを説明いたしまして、地域の方々の参加について協力をお願いしておるところでございます。地元自治会の協力で、例年、地域より多くの市民の参加をいただいております。昨年は第一中学校の方で行いまして約400名。ことしは南平小学校で約350名の市民が訓練に参加してくださったところでございます。

訓練は、市民の方々が訓練を通じて日ごろから防災への関心と備えを持っていただくよう、従来の消防といいますか、防災関係機関の演技披露的な訓練を改め、多くの市民が見て、触れて、体験できるような訓練を心がけ、防災意識の向上に努めてまいっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　防災訓練、ことしで何回目になるかちょっとわかりませんが、総じてこの印象を語りますと、防災訓練が市民の命と財産を守るというのが目的で、そのための手段として訓練をするということなわけですね。ところが、期限切れの非常食を市民に配ったり、市側の対応を見ておりますと防災訓練することそのものがもう目的みたいな形になって、訓練をやればいいんだというか、いう形で実際に市民の命と財産を守るというところにつながる心のこもった訓練体制がなっていないというふうに感想を持つわけであります。この辺のところは大いに反省していただき、肝に銘じていただきたいというふうに思います。

今回の防災訓練には、鹿島台自治会から62名参加しました。当初、10名ぐらいしか参加しないのではないかと懸念しましたが、防災訓練に参加する前に自治会に自主防災訓練検討委員会を設置し、自治会員による防災に関する意識調査を実施しました。このことが功を奏して、予想外の62名の参加となりました。おかげさまで鹿島台の住民がお互いに親睦を図り地域の連帯感を芽生えさすことができました。防災訓練の思わぬプラス効果であり、こういった機会が何回かあればと思った次第であります。

日野市地域防災計画の中で18カ所の避難場所と50カ所の避難所を設置していますが、総合防災訓練は18カ所の会場を毎年かえて実施しているので、地域住民は18年に１回しかチャンスがありません。そろそろ実際の災害に役に立つ、より実践的な訓練を展開すべきと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、質問の第１点は、防災関係機関、すなわち市の職員、消防署員、消防団、警察官などを振り分けて、毎年18カ所の会場で初期消火や初期消防や救助、救護法などだれにでもできる訓練を実施した方がよいと思いますが、お考えをいただきたいと思います。

２点目として、避難所の見直しを求めたいと思います。鹿島台自治会を例にしますと、第１集合場所を鹿島台地区広場にし、そこから避難所であり避難場所にもなっている南平小学校に市の職員の誘導に従って向かいましたが、歩くコースも不適当で約35分かかりました。30分以上歩いて無事避難所にたどり着けるということは、逆を言えば避難しなくてもよい状況と言えます。避難しなければならない緊急事態のときは、鹿島台の住民は鹿島台地区広場に避難するのが精いっぱいだと考えます。南平地区は避難場所も避難所も南平小学校が指定されています。避難場所は南平小学校でも結構ですが、第１次避難所は鹿島台の例にもあるように、もっときめ細かく実際の状況にあった避難所を指定していただきたいので、その見直しを求めたいと思います。

３点目として、大東ガスの件であります。日野市地域防災計画の中に、指定公共機関としてＪＲ東日本、ＮＴＴ、東京電力、東京ガス、日本道路公団等が位置づけされていますが、都市ガスの供給主である大東ガスが指定公共機関として位置づけられていません。大震災のときに発生するガス漏れのことを考えると、埼玉県に会社がある大東ガスはどう対応すのか、まことに心配であります。指定公共機関の見直しを求めるとともに、大東ガスの震災対策をぜひ求めていただきたいと思います。

４点目として、自衛隊の件であります。多摩市の防災訓練には、平成７年より自衛隊も参加しています。28名の自衛隊員が炊き出しを大型トラックとともに参加し、食糧物資の応援、炊き出し等などの訓練を行いました。日野市の地域防災計画では、自衛隊の派遣が明確に位置づけられています。第１章で計画方針、第２章で災害派遣の適用範囲、第３章で災害派遣部隊の活動範囲、第４章で陸上部隊の災害派遣担当区分、第５章で災害派遣要請、第６章で派遣部隊の受け入れ体制など、それぞれ明確に提示されています。日野市の防災訓練に自衛隊の参加を要請してもよいのではないかと思いますが、御答弁をいただきたいと思います。

５点目は、防災行政無線の件であります。防災訓練に参加した住民から、一部地域で防災無線がよく聞こえないという苦情をいただきました。至急に実態を調査し対策を立てていただきたいと思います。

６点目として、防災訓練における友好都市の役割についてであります。多摩市の防災訓練に昭和61年１月に友好都市の締結をした長野県富士見町の職員が参加しました。現在、富士見町とは災害時における物資の応援体制確立のため、防災の仮協定を結んでいますが、ことし10月に本協定を締結する予定だそうです。防災訓練の当日、長野県富士見町からトラック１台分のトウモロコシ1,000本が運び込まれました。海外の姉妹都市締結も結構ですが、もっと地道に足元を見つめて災害時に支援していただける友好都市の締結を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

７点目としては、夜間訓練も必要かと思いますので、その検討をお願いしたいと思います。

８点目は、防災ハンドブックの件であります。これも多摩市の例ですが、多摩市では実にわかりやすい防災ハドブックを発行しました。よくできていますので、ぜひ参考にしていただき、日野市民にもわかりやすい防災ハンドブックを発行していただきたいと思います。「絵で見る地域防災ハンドブック」という、中身は本当によくできたわかりやすいハンドブックです。参考に市長、市長に配るのがはやっているみたいですので……。

最後に防災意識調査であります。これまで日野市では、この種の調査を実施したことはありません。そこで、鹿島台自治会自主防災検討委員会が実施したアンケート調査を発表しますので、ぜひとも参考にしていただき今後に生かしていただきたいと思います。７月27日の発行で「鹿島台防災新聞」、こういうものを発行しております。この中にアンケートの集計結果を発表しておりまして、ちょっと御紹介しますと、地震が起きたときのためにどのような備えをしていますかという問いに対し……。その前に配布世帯が516世帯で、回収数が227、回収率が44％ということで、自治会としてはまずまずの回収率かなというふうに思っております。その227世帯の回答の中で、先ほどの設問であります地震が起きたときのためにどのような備えをしていますか。第１位で懐中電灯、ローソクなどの光源、第２位が携帯テレビ、ラジオなどの情報源、第３位が消火器、第４位が救急箱、第５位が非常用持ち出し袋、その他11位まで出ておりますけども、このようなアンケートの結果が出ました。

食糧、飲料水は確保していますかという設問ですが、飲料水に対しては用意していな

いという家庭が32%、１リットル以下用意していますというところが25%、１リットルを超える水を用意していますというところが43%ありました。食糧については用意していないが28%、１人当たり１日分だけ用意しているというところが41%、１人当たり２日分以上というところが31%、こういうふうになっております。

避難所、給水所の所在地御存じですかということで、知らなかったという人が29%、知っているが71%、給水所を知っていますかという設問には、知らなかったという人が94%、ほとんどの人が知らないんですね。知っている人が６%ということであります。

その他いろいろ設問して、その回答をいただきました防災に対する意識調査であります。日野市全体としても、こういう調査をされた上できめ細かい防災対策というものを取り組む必要があるんではないかというふうに思います。

以上、９項目質問しました。それぞれ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　防災訓練等につきましてのいろいろな御質問、御提言でございます。数点ございますけれども、一つずつお答え申し上げます。

最初に防災訓練が避難所区域をもって18カ所で行っている。つまり18年に１回しか回ってこない。それでは、本来的な訓練にならないのではないかというような御指摘でございます。たしかこれまでそのような順序で訓練をしてきておるところでございます。したがいまして、その避難区域、つまり学校が一つの単位になりますが、それ以外の地域からの市民の参加はごく少ないわけでございます。市民全体を対象とした訓練は、これは一番望ましいことかというふうに考えております。ただ、全体の市民が参加するということになりますと、一堂の会場に参加するということは、なかなか難しいわけでございますので、これを幾つかの会場に分けて同時に行うという方法があろうかと思います。この件につきましては、他の自治体でも２カ所に分けあるいは５カ所ぐらいに分けて同時開催しているところもございます。また、日時を別にして行っているところもあるようでございます。一番には、防災週間という９月１日の前後いたしました防災週間に行うのがよろしいわけでございますので、同時開催がいいかと思いますが、これには直接かかわります消防団、消防署、警察等の関係機関の手配もかなり必要でございます。しかしながら、他の団体でもやっておられるところがありますので、今後、できるだけ同時開催といいますか、幾つかの場所で開催できるように検討していきたいというふうに思っております。

次に、２点目の避難所の見直しでございますけれども、今回、地域防災計画を見直す

中で、避難所についても見直しを行うことにしてございます。御質問にございましたように、鹿島台の住民のことしの訓練参加は自治会の中で一番多い数でございました。しかし、会場までかなりの時間がかかるというようなことでございます。避難場所につきましては、当面、災害から脱出するというようなことで、一番近くの広場的な空き地を予定しておるわけですが、なかなかそういうような空き地がないところもございます。また、空き地におきましても、東京都の防災予防条例といいますか震災予防条例等で、一応、給水施設があるとかあるいは備蓄の用意があるというようなところが、よりベターだということになっております。そんな中で、現在は36の小学校等の施設あるいは避難所としては50カ所を指定してございますが、新たに見直すということでございます。特にいろいろ施設ができましたり、あるいは逆に空き地ができたりしているところもございます。そういうようなところを見直して、より地域の住民が近くに避難し、また何日かを要するときには学校の方へまた移動するというようなことの、一つの地域的な配置を見直していきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、鹿島台の団地においては、ガスが大東ガスという会社からの供給でございます。御質問の中では、大東ガスという会社が指定の機関に入っていないということで御心配のことでございます。私どもも東京ガスというところに、今、訓練等でお願いしておりますし、また地域防災計画でもその対応をお願いしておるところでございますが、市内の一部であるとはいえ、大東ガスという、これは埼玉県の会社のようでございますが、ございます。このガス会社に対しましても、応急対応あるいは復旧、そういうようなことにぜひ取り組んでいただくというようなことで、コンタクトをとってまいりたいと思います。現在は、市内に2名の従業員を常時置いておくというようなことでございます。それで、いざ災害のときには本社からということでございますが、なかなか遠くてすぐ来られないというようなことでは、東京ガスと今、協定を結んでございます。ガスそのものは東京ガスのガスを使って、管が大東ガスの管というようなことでございますので、東京ガスが応援をする。これは宮城沖地震でもそうでしたし、阪神・淡路でもそうでございますけれども、ライフラインにつきましては、それぞれの機関で相互応援するというような協定もできております。の中では東京ガスにもバックアップしていただくことになっておりますが、御質問にありましたように、大東ガスには、また私どもとしても特に接触いたしまして地域の防災に力を入れていただくようにお願いしていきたいと思っております。

次に、訓練への自衛隊の参加でございます。御質問にございましたように、自衛隊の

応援につきましては、これは地域防災計画の中でもうたってございます。特に阪神・淡路の例がございますので、どこの防災計画もこれを見直し、いろいろ通報、連絡の手段等も変えてきておるわけでございます。これまでは市町村の場合は知事に申請して、自衛隊の派遣をお願いするということでございましたけれども、緊急で知事を通すいとまもないようなときは直接、あるいは、要請がなくても自衛隊の方から応援に来るというような、そういうような状況になってまいりました。現在、防災訓練につきましては、市内にある機関で訓練をするというようなシステムになっておりまして、市外からの応援といいますか訓練までは予定していなかったわけでございます。

多摩市あるいは武蔵野市、都下で2市ばかりが自衛隊を訓練に参加させているというようなこともございますし、また地域防災計画の見直しの中で自衛隊の項目も手直しいたしますので、これにあわせて今後の防災訓練の計画の中で検討していきたいというふうに思っております。

それから、防災の無線が聞こえない地域があるということでございます。これは、市内119カ所に設置してございますが、そして、毎日日野市歌のメロディーを流してテストしておるわけでございますが、風の向きあるいは風の強さ、あるいはその後大きな建物が建ってきたとかいうようなことで聞きづらいところ、聞こえないというようなところもあるようでございます。これは定期的に伝達といいますか、消える内容について調査しまして、改善すべきところは改善していきたいというふうに思っております。

それから、災害支援協定でございますけれども、災害支援協定につきましては、身近なところでは消防の関係で近隣の八王子市、多摩市等々応援をするというような協定は以前から結んでございますけれども、阪神・淡路の例からいたしまして、ことしの3月には三多摩といいますか、都下27の市の総合支援協定を結んだところでございます。御質問に多摩市が長野県の富士見町との防災協定というようなこともあったわけでございますが、たしか姉妹都市あるいは友好都市というようなことで結んでいるところと、災害支援協定もやっているところが多く出てきております。そういう意味で、多摩市は富士見町ともほかのことでの御縁があるわけですし、私の方も災害ということでなくて、通常の御縁があるというようなことをきっかけに、災害についても協定が結べるようなことで門戸を開いていきたいと思っております。

それから、夜間訓練の必要性でございます。これは、災害が御承知のとおりいつ起こるかわかりません。阪神の例で言いますと早暁、明け方でございましたが、真夜中の場合もありますし正午ごろのときもあるわけでございます。その中で、一番市民が戸惑っ

たり被害が多く出そうだということは夜の点もあるわけでございます。そんな中では、夜間訓練を行っている団体も見受けられます。私どもも、特に地域防災組織といいますか、地域の人たちの防災意識の高揚をお願いしまして、こういうような訓練に参加できるような風土づくりをしていきたいというふうに思っております。

それから、防災のハンドブックの発行でございます。これにつきましては、これまでは防災マップということで避難場所あるいは給水場所、そういうようなところを図面で記したほかに、各家庭で連絡先あるいは避難場所、それからいつも用意しておかなきゃいけないもの、持ち出さなければいけないものというようなことで、ことしの初め、そういうようなマップを市民に配布したところでございますけれども、もう少し詳しいマニュアルといいますか、そういうようなものも必要かと思います。これは、市民だけでなく、それぞれの防災機関でもいざというときに必要なマニュアルというようなものは、つくっていかなければならないと思っています。市民用のハンドブックにつきましても、いろいろなＰＲの方法として多摩市のものも参考に考えてみたいと思っています。

最後に防災意識の調査でございますが、地域防災計画をつくるに当たりましても、市民の意見を聞いていきたいと思っておりますし、またアンケート等でいろいろ市民の意識をお聞きし、また逆に防災意識の高揚を図っていくというようなことで、この意識調査といいますか、意識についてのやりとりが必要だというふうに考えておりますので、この調査についても検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　このアンケート調査も参考にしてください。（「はい」と呼ぶ者あり）

第１点目の防災訓練の同時開催といいますか、本当にいざというときに市民を助けるということを考えますと、防災訓練の場所が例えば南平小学校とか、１カ所でするわけですが、実際のときには市役所が本部になるんだろうと思うんですけども、現実には市民はそれぞれの避難場所に避難するわけですね。そこに、そういう実際の場面を想定して、市の職員や消防署員や消防団とか警察だとかそういう関係する防災公共機関といいますかね、いう人たちを振り分けて、実際のやっぱり役に立つ訓練をすべきだというふうに思うんです。一つの会場で全市民やれと言っているんじゃなくて、私は18の避難場所に分けて、18カ所の避難場所があるならその18カ所に分けて職員も分けて消防団も分けて消防署員も分けて、そして、実際の市民を助ける、市民の役に立つ訓練をやるべき

だろう、これを強く要望したいんです。

それから、友好都市については災害の際に支援していただく、そういう意味で近隣の防災協定も必要でしょうけども、近隣は同じような状況になる可能性もあるわけですから、ある程度、山梨県とか長野県とか少し離れた地域との防災協定の友好都市を結んで、日野市の防災訓練のときには炊き出しでも持って駆けつけていただく、逆にその友好都市の防災訓練のときには、日野市から駆けつける、日野市の特産のナシでもトラック１台運んでいくとか、とにかくそういう関係をつくっておくということが実際的だろうと思うんですね。そのこともぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから、大東ガスについては東京ガスと業務提携しているというようなことなので、そういうことであるならば、その辺のところをきちんと明確にこういう体制でやっていますよというようなことを住民にも示してもらいたいと思います。今、大東ガスの存在が心配の種になっておりますので、よろしくひとつお願いします。

それから、最後に自衛隊の参加なんですが、これについて市長の方から自衛隊の参加についてどう考えられるか、手短にコメントをお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の自衛隊の災害時に対する応援要請ということが、特に阪神・淡路大地震では明確になっていなかったということかもしれませんが、大変手間取ったということで、むしろ多少の非難を受けたというのが、多分行政側にも自衛隊側にもあったんではないかと思います。自衛隊は、我々はまさに国土防衛隊という役割の重いことをよく承知しておりますので、災害時には一番当てになる救援専門の組織として活躍をしていただきたいということを念願をするところであります。どのような手順を踏むことが要請になるか、そのあたりをもう一遍よく明確にいたしまして、事ある際にすぐ機能できる。また、どこに頼むかということも正確にはまだ存じませんけど、立川にいろいろと防災関係の国の仕組み、都の仕組みができておりますので、そのあたりを明確にして緊急の場合に直ちに行動のできる、こういう体制と、それから連絡経路等を明確にしておきたい、こう思っております。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　市長から大変柔軟な発言をいただきましたので、どうかひとつ来年の防災訓練には自衛隊が参加できるように、今からその道筋をつけていただきたいということをお願いしまして、真剣に市民の命と財産を守るという気構えで防災の行政に取り組んでいただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　　これをもって22の２、防災訓練の在り方を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時40分　休憩

午後３時13分　再開

○議長（土方尚功君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問23の１、ふたたび梅が丘旧陸軍地下壕についての通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐瀬昭二郎君）　　それでは、通告に従いまして一般質問いたします。お疲れのところと思いますけれども、最後ですので、おつき合いいただきたいと思います。

このテーマに６月の定例会でも質問いたしました。梅が丘で大規模な陥没事故が起こってから、都市整備部の皆さんを始め職員の皆さんか的確かつ着実に仕事を進めてこられたことについて、心から敬意を表したいと思います。しかしながら、動くべくして全く動きを見せていない領域が一つだけ残っております。それは、私は梅が丘旧陸軍地下壕の問題については、政府が全面的に責任を認めて必要な手だてを講じるべきだと思いますけども、いまだに政府は、その責任を認めておりません。きょうは、そのことを中心にして一、二質問をしたいと思います。

６月の議会で、私は東京都水道局の公式記録を紹介をし、その中で地下壕が軍の命令で掘られたということが明確に書かれているということを指摘しました。しかし、その時点では、まだ政府はそれだけでは不十分だというのか責任を認めておりません。今日までその状態が続いておるわけであります。６月議会の際、私は都市整備部長に、政府が責任を認めないというのであれば、有無を言わせぬ資料を発見するために調査をしていただきたいとお願いをしました。まず、そのことについてお聞きをしたいと思います。６月定例会以降、都市整備部を中心に行った調査の内容、それから、その主立った結果についてお話をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　　６月議会以降、いわゆる防空壕がだれがいつ掘ったのか、そういうことについて調査をいたしました。議員さんがおっしゃいましたように、情報から東京都水道局の発行の東京都第２水道拡張事業史の中に、軍の緊急工事として陸軍航空本部長より東京都水道局長への工事の施行依頼がありまして、その結果、１階部分が3,655メートル、２階部分が556メートル、内径が2.5から６メートルですけれども、それを昭和20年２月25日に起工し、75％できた時点で終戦を迎えた、そういう記録がございます。この記録の内容については、当然東京都水道局発行ですから間違いないと思いますが、重ねて当時の編集部員の方がいらっしゃいますので、そういった方にも確認をいたしましたけども、まだそこの御本人には会っていない状況ですけども、いずれにしましても、ちゃんとした官庁発行の書類が残っているというのが一つでございます。

それから、あとは防衛研究所図書館で航空機工場の急速分散疎開に関するつづりということの中で、生産組織疎開計画の実施状況ということの中で、いわゆる当時の陸軍の航空本部が三沢洞窟工場というのをつくるということを、掘削中である、５月末日に完成予定、こういうようなこと。それから、同じく高幡の先に洞窟を掘っている、そういう記述がございますから、これからも一つ推測ができるということ。

それからもう一つは、合衆国の戦略爆撃調査というのが出てございます。それは英文でございますので、今、図書館の方に依頼して正式に訳していただいております。その中で重要なところにつきましては、七生（しちせい）にという――七生（しちせい）ですから七つが生まれるの七生（しちせい）と書いてございます――七生に４キロトンネルを掘った。爆撃の後の成果というところの中にそういう記述がございます。

以上、３点のことから、当時国の方でこの防空壕を掘ったということは裏づけとしてはございます。10月に建設省、大蔵省の方に来ていただいたときには、こういう資料をもとにちゃんと再度御説明をして、そして、その後のしかるべきいろんな形での指導、支援等お願いしたいなと考えています。

○議長（土方尚功君）　　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　　どうもありがとうございました。

調査結果を、今御報告いただいたわけですが、それを聞く限りでは、実に簡単なことのように聞こえますけれども、実は大変な苦労をして、この資料を探り当てたということだろうと思うんです。私が伺った限りでも、たまたま防衛庁の防衛研究所の図書館に、この手の資料の存在を知っている、防衛庁のこの図書館の資料は1943年までしか整理さ

れていない。それ以降のものについては、どこに何があるかわからないということだったんですが、たまたま知っている研究員が居合わせて、ひょっとしたらここに入っているかもしれないということで、陸軍航空本部の関係つづりを持ち出してきた。これは決定的な資料だと思います。原資料です。掘らせた本当の本人が、当時さまざまに出した文書をつづったもの。

今、概略を説明していただきましたけども、私自身もその資料を読みました。私自身が読んで理解したことについて、今から申し上げて、そのような理解でよろしいかどうか、見解を伺いたいというふうに思います。

6月定例会以降、この梅が丘地下壕について確認された、所在が確認され入手された資料は、三つのグループに分けることができます。一つは東京都の資料、もう一つは旧陸軍の航空本部の資料、三つ目が米軍の資料です。まず東京都水道局の公式記録、先ほどもかいつまんでお話がありましたけれども、この公式記録で何がわかったのか。一つは軍、つまり陸軍航空本部の要請。戦争中ですから拒否できない要請ですね。事実上命令です。命令で都の水道局が建設隊を結成して地下壕を掘削したという事実。それから、2月25日に着工して、8月15日の敗戦で中断をしたという事実。計画総延長が4,200メートル、そのうち75%を掘ったということですから、3,150メートルが掘り終わっていたという事実が明らかになっております。この地下壕については、御存じのように1972年に東京都の予算がついて市がボーリング調査などを実施しておりまして、その結果確認された地下壕の延長は1,000メートル足らずです。ですから、まだ2,000メートル以上が未確認のまま残されていると思われるわけですが、今回の陥没事故で未確認のものが確実にあるということがはっきりしたわけであります。

二つ目のグループ、陸軍航空本部の資料、これは2種類、今御紹介あったようにあるわけですね。一つは、時系列に沿って言いますと、ですから部長の御説明とは逆になりますけれども、1945年3月につづりが始まっている。「生産組織疎開計画並びに実施状況」、陸軍航空本部の資料であります。この資料の中に名前が高畑と出てくるんですね。高い低いの高に畑と出てくるわけです。ここに洞窟というふうに明記されておりまして、今掘削中である。5月までに完成させるという記述が出てきます。このような地図になっていまして、立川との位置関係でいうと、もう明確にこれは七生村の高幡だということだろうと思います。実は、これは三沢の梅が丘の地下壕そのものをたまたま近くの一番大きな町が高畑であるから高畑と呼んだんだろうと思いますが、今の資料はこのつづりに含まれている「航空機工業取得工場並びに地下工場急速建設要綱案」というものです。

45年３月７日に出された文書であります。案ですから、全体としてはそのとおりになったかどうかわからないわけでありますが、少なくとも高畑の洞窟については掘削中だと、現在進行形であるということが明らかに記されているわけであります。

さらに、この資料で大事なのは、軍需生産組織ですから軍直属の組織以外の、いわゆる民間会社が所有する軍需生産組織も対象になっているわけでありますが、そのことについても、この計画の全体に当時の政府が全面的に責任を負っているということが明らかに記されております。まず経費については、臨時国防費から支出する、つまり国庫から出すということが明記されております。二つ目に土地の収用や補償については軍が全部責任を持つということになっておりまして、軍の直属の生産組織であるか民間の企業にかかわる生産組織であるかを問わず、この三沢の地下壕を初めとする軍需生産組織の分散疎開計画はすべて国費によって遂行されている。三沢の地下壕も、もちろんですから軍の地下壕であると断定していいのではないかと思います。

二つ目の航空本部の資料ですが、「航空機工場急速分散疎開」に関するつづり、このつづりの中に45年３月30日付の文書がつづられておりまして、文書の名称は航空工廠防衛分担現況、立川航空工廠、つまり軍の生産機関ですね、生産組織の分散現況で、その中に三沢の洞窟が含まれているわけであります。仕組み全体が、いわば軍によって推進され、三沢に関しては直接軍の生産機関であった立川の航空工廠の関係する施設であったということが、当時の資料、軍自身の資料によって明確に示されているわけであります。先ほど部長もおっしゃいましたけれども、これは掘削中である。３月30日現在、掘削中で、完成は本年の５月末予定ということになっていて、所沢にあった生産施設が全部ここに移ってくる。機体の試作、補修、部品の生産。航空機生産にとってはエンジンが一番肝心な部分かもしれませんけれども、エンジン以外の一番主要な部分を担うという、そういう生産施設になる予定だったようであります。

これらの資料がつくられた、書かれた1945年３月というのはどういう時期であったかといいますと、ちょうど前年にサイパン島が米軍に制圧されて日本本土がＢ29の空襲にさらされる。この同じ月の10日が東京大空襲ということになるわけでありますから、日本全土の都市や生産施設が米軍の空襲で次々と炎上して焼け野が原になっていく、たくさんの国民が命を失い、財産を失う、そういうひどい状況がどんどん拡大していった時期であります。ですから、当時もう既に日本は制空権も制海権も失っているという状態であったわけで、そのような状況のもとで、この３月の前の月、２月14日に戦後戦犯の追及を受けて逮捕直前に自殺をした内閣総理大臣の経験もしている近衛文麿のグループ

が、天皇に対して上奏文を提出しています。敗戦はもう避けられない。負けることは、もう確実だ。どうせ負けるならさっさと負けた方がいいという天皇に対する提案であります。

私はこの二つの資料を見て、改めて怒りが沸いてきたわけでありますが、陸軍は当時何を考えていたかというと、冒頭に、第１方針、敵の空爆激化するも重要陸軍機月産1,000機以上確保する。そのために生産施設を疎開分散させるんだと書いてあります。月産1,000機というのは、ほとんど妄想に近い数字であります。このような妄想がどんどん膨らんでいって、最後は本土決戦を主張し、非戦闘員である国民を戦闘組織にどんどん組織していくというところまで行きついたわけであります。近衛文麿たちのグループが天皇に提案したようになっておれば、早期の戦争終結があれば沖縄戦はなかったわけですし、原爆の投下もなかったわけですし、またソビエトの参戦もなかった。その意味では、本土決戦に突き進む最も強硬な主張をしていた陸軍の、いわば戦争を早期に終結させなかった責任を示す資料としても、非常に意味があるというか、改めて戦争責任、戦争を始めた責任、戦争をやめなかった責任、そのことについて考えさせられました。

ちょっと横道にそれましたけれども、三つ目の資料が米軍というよりも、アメリカ合衆国政府そのものが企画したものだと思いますが、私も現物を見るのは、コピーですけど初めてです。有名な調査で、米軍による戦略爆撃調査報告。Ｂ29等による爆撃がどのような効果を上げたのかということを、日本全土にわたって克明に、当時軍関係の資料はほとんど８月15日から16日にかけて焼かれていますので、関係者の証言をもとに調査を進めた。そのせいか、数字に若干の誤りがあります。私はとても読みこなす力がないので、若い英語に堪能な友人に訳してもらいました。1945年５月、全体としては立川航空工廠をどう分散させていったのかということの記述の中に、こういう記述が出てきます。「1945年５月、軍首脳は七生（しちせい）――七生ですね、七生に機体生産を目的とした１万3,200フィート――４キロメートル強です――のトンネルを持つ地下工場の建設を決定した。トンネルの高さと幅は平均すると10掛ける13フィートであった。」

別途Ｇという添付資料がついております。この記述によって、東京都水道局の4,200メートルの計画の地下壕であったということが、ほぼ数字の上で裏づけられているわけであります。ただ、実際に掘ったのは、こちらは80％ということになっておりまして、東京都の75％と若干のずれがあるわけでありますが、なぜそのずれが生まれたのか。多分、事情聴取に当たった関係者の記憶違いということだろうと思います。申しおくれましたけれども、この調査は1945年10月６日から11月11日まで、非常に短い期間に行わ

れて、それがこういう冊子にされて刊行されたものであります。この添付資料を見ますと、これまで梅が丘の地下壕についてよくわからなかったことが、新たにわかってくるわけであります。

一つは、どういう要件を満たすものとして計画されたのか。1,100ポンド爆弾の直撃に耐えるということが一つの要件だと。それから、800個の製作機械を収容できるだけの広さを持つことが要件だったということを目標にして、この地下壕は建設された。1,100ポンドというのは、実際の土の地面に落ちたらどんな穴をあけるのか私はよく知らないんですけれども、かなりの強度を想定してつくったものと思われます。その中に機械工場、機具工場、修理工場、変電所、医務室、熱処理工場等々の施設が入れられていて、それぞれの目的に見合った壕の大きさが決定されているということが見えてきているわけであります。残念ながら設計図がありません。ですから、今後の新たに調査にとって必要不可欠な、どの範囲にどの方向に地下壕が伸びているかについての決定的な証拠はまだ見つかっていないわけでありますが、いずれにしても、これら一連の調査に基づいて発見された資料によって、梅が丘の地下壕が文字どおり梅が丘旧陸軍地下壕だと、軍の施設であることはもう疑いの余地がないまで明らかにされた。

これでもなおかつ、まだ政府がいや本当のところはわからないというのであれば、政府の側が梅が丘の地下壕は軍がつくったものではないという明々白々な証拠を見つけてきて提出すべきだ、そういうことだろうというふうに思います。

そこで、今のような理解でよろしいかどうか関係部長の見解を伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　ありがとうございます。だれが読んでも明々白々書いていますから、そういうことになるんだろうと思いますが、そこで、政府の責任をどう追及するのかということが問題になろうかと思いますが、その前に今議会にも提案されておりますけれども、補正予算案、梅が丘の新しい調査を行うという、そのことについて既に竹ノ上議員が調査方法などについては質問しておりますので、私は範囲がどの範囲に及ぶのかということをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　範囲は、いわゆる梅が丘団地の中に今のところは限らせていただいております。若干設計をこれから組む段階では、もう少し広がりを予定し

ておりますけども、基本的にはいわゆる梅が丘団地のあの山のところということでございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　1972年の調査したはずの範囲内で、今回の陥没事故が起きていますから、梅が丘の住宅地の場所を、もう一度新しい技術で調査をするというのは大いに意味があると思います。とりわけ、浅い位置にまだ壕が残っているかどうかということを、この際徹底的に調査をして確認をするということが大事だろうと思います。同時に大変費用がかかるわけですけれども、だから、都の責任、政府の責任が問われなければいけないということにもなると思いますが、先ほども言いましたように、残されている未確認の壕が2,000メートルを超えて存在しているということは、ほぼ確実にわかってきていると思うんですね。中が崩落しているかもしれません。とても梅が丘のあの住宅地の面積の中に2,000メートルの延長の壕は入り切らない。一体どっちに伸びているのか。北に伸びていれば百草台小学校の方に伸びていることになりますし、東に伸びていれば、西は谷ですから伸びないんですけれども、東に伸びていれば三沢台住宅の方に伸びていくということになるわけです。ぜひ、今回調査する一番外周の部分で、さらに延長している部分が発見できるかどうか、そこにも重点を置いて調べる必要があると思います。ぜひそういう方向で仕事を進めていただきたいというふうに思います。

その調査にしても、さらに追加調査をすれば、今回は3,000万円弱の予算ですけれども、倍、２倍、３倍という費用が当然想定されるわけです。この際、やはり政府が現在持っているこの手の事故に対応する制度が、都市施設が災害を受けたものに対して対応するという制度しかないんですね。戦争中に軍が掘った地下壕にかかわる事故に対して対応する。あるいは危険性のあるものについては必要な措置をとるというふうな制度が存在しないわけであります。ですから、ぜひこれは政府に対して、そのような制度をつくることを、まず要求していくべきだと思います。

もう一つ資料を紹介したいんですが、実は地下壕といっても戦後51年間ずっと放置されてきて、今さら政府の責任云々はないだろうという意見もひょっとしたらあるかもしれません。しかし、それはだめなんですね。1989年に東京地裁がある判決を下しています、確定した判決です。どういうものかというと、千葉県内八日市場市で戦争中に海軍が掘った壕が放置されていた。そこに入った中学生が壕の一部が崩落したために命を失った。で、遺族が政府を相手取って訴訟を起こしました、損害賠償請求を起こしたわけであります。これに対して、東京地裁はどういう判断を下したかというと、たとえずっと

放置されたものであっても、戦後明確に政府がだれかに譲渡するというような手続をとっていない以上、それは政府のものだ、引き続き。この近辺の地下壕でいいますと、浅川の大地下壕は民間会社の所有になっています、現在。それは譲渡しているわけですね。そういう手続をとっていない以上、引き続き政府の所有物だと。政府が所有し占有しているというふうに認定できる。したがって、所有者であり占有者である政府は、その施設が原因となる事故が起きないように安全を確保し、必要な対策を講じる責任があるんだ。その責任を負わなかったから、政府は遺族に対して賠償金を支払えという、こういう判決であります。確定した判決が出ております。

ですから、今日までに発見された資料で軍の施設であることが明確である。そして、その軍がつくった責任は今日まで政府に引き継がれているということも、また明確であるわけですから、この二つの事実から、やはり政府に対して、市としても必要な制度を創設することを要求する。政府がちゃんと責任を持つんだと。

もう一つは東京都の責任というのがあろうかと思うんですね。東京都は命令を受けて掘ったからです。命令されたんだから仕方がないという面があるかもしれませんが、実はそう言って言い逃れをするわけにはいかない事実もまたある。実は、だれを使って掘ったかということにかかわっているんですね。地元の人々の話などでも、朝鮮人が強制的にそこで地下壕の掘削に動員され働かされたという話が出てきます。実は、これは西東京朝鮮人強制連行真相調査団というグループが昨年12月２日に刊行した調査報告書です。ちょっとよくここまで調べたなとびっくりするわけですが、大阪の特高警察の調書の中に、この三沢の梅が丘の地下壕で働いた朝鮮人の供述が含まれていたことがわかったんですね。大阪で軍需工場で働いていたが余りにひどい扱いを受けるので、15人の仲間とともに脱走した。流れ流れて、実は七生村のこの三沢の地下壕の掘削工事現場で働いたということなんですね。彼自身の飯場は高幡不動にあって300人ほどの朝鮮人労働者がそこにいたという供述になっています。

この報告書をまとめた李さんという方は、これらの事実をもとに次のように言っています。「以上のように高幡山は今の京王線、高幡不動の駅の近くであり、朝鮮人労働者の飯場があったことが伺えるのだ。また、金山のいた――これは金山さんですから、金さんというもともとの名前なんでしょうね、日本語名に変えさせられていますから――いた飯場でも300人ぐらいであるから、七生村の地下壕の規模から察して数千人の朝鮮人労働者があの高幡不動の近くの村に在留していたことが推測されるのである。」恐らく、これは浅川の地下壕の調査などで、どのぐらいの朝鮮人がそこに動員されたのかと

いうことなどをもとにして推測しているのだろうと思います。この朝鮮人労働者を動員し就労させ監督したのは東京都であります。その意味では、東京都もまたこの地下壕に関する、ある種の戦争責任を免れない立場にある。

日野市も市民の生命と安全を守る責任があります。ですから、迅速にこの問題に対応してきたわけですが、東京都もまた都民の生命、安全を守る責任があると思います。東京都にも働きかけて、東京都も日野市とともに政府に対して、かつて強制的に使用した朝鮮人の被害に報いるという意味でも、東京都もまた日野市とともに政府に働きかけるよう申し入れるべきじゃないかと思います。

このあたりのことについて、市長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま梅が丘の災害とまではいきませんでしたが、事故に伴って当時のその原因を多少推測はしたわけでありますが、具体的に資料に基づいて今、初めて様相を一部知り得た、こういう事情であります。

第１次と申しましょうか、たしか50年前後のころの52年でしょうか、事故発生につきましては、いわゆる梅が丘地下壕という言い方で、戦中の未完成な地下壕が存在をし、その上を開発業者が非常に粗末な造成によって、当時の宅地利用にこたえる造成を行った。その事業をやった人は明確なんですけど、その人に直接話を聞いたことがありますが、「私は当時の宅地を求められる方に極めて誠意のある安い価格で提供した」、こういう言い方でありました。手順のことはちょっと忘れましたが、因果関係を明確にするまでもなく、旧陸軍の事業として行われたいわゆる地下壕が民有地でもありますし、その後、開発企業の手に渡って、いわゆる安易な造成によって宅地化され事情を知らない方々に分譲という形で提供された、こういう経過のあることはほぼ知り得たわけであります。そしてまた、梅が丘団地といいましょうか、そこに住みつかれた方々は自治会という形で、まるでまだ私道路それから水の供給、それらを自前で管理をしておいでになっていろいろな困難のあったことを、経過としては、我々が担当する市政の中である程度承知をしたわけであります。

事故に伴って、ある地元出身の代議士の方に相談をしましたところ、具体的に言えば山花代議士です。そのことがまた建設省に多分伝えられたと思うんですが、建設省では当時、いわゆる残存地下壕、これらは数百という単位で全国に実在する。したがって、これを日野市が公式に復旧あるいは責任の追及において提起されると、かなり大きな問

題になるというような配慮からだったと聞いておりますが、非常に対応早く、たしか二、三千万かという金額だと思っておりますが、日野市に多分交付されて復旧の作業に取り組み、住民の方々の一応の安全を回復した、こういう記憶がございます。

国の責任ということは、資料の上でも今、御提起のとおり明白なわけですが、これを対応するという国の姿勢が責任の所在とともに明確でない、こういうふうな状況にぶつかるのではなかろうかという心配があります。

したがいまして、今回多少時間がかかったという経過はありますが、一応都なり国なりの公費を補助金にいただく仕組みの中で、原因の解明をしていく、また対応の工事、復旧作業をするというふうに考えておるわけでありまして、そういう事実が資料もあるということでありますから、立証も比較的容易だと思いますし、手順を経て責任ということを、ひとつ追及ではなくて責任を持ってもらって復旧と、居住しておられる方々に安心感を与えていただく、そういう意味の対応をするのが日野市といたし得る、また責任のある対応ではなかろうか、こんなふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　最後に１点だけ要望をさせていただいて、この質問を終わりたいと思いますが、既に行った緊急の復旧工事については、今、市長がおっしゃったような形で事が進んでいるというふうに理解しております。しかし、問題は実際に事故が起きていない場所についての調査であるだとか、どの場所でより大きな危険があるのかということの調査に基づく埋め戻し等の対策については、現在、どこにも制度がないんですね。政府は制度を持っていない。これから日野市がとりあえず行う調査についても、政府の方はそれに対応する制度を持っていないわけです。ぜひ梅が丘地域を含むあの周辺の住民が安心して暮らせる日を迎えられるように、その制度の設立というか創設に向けて、東京都とも協力しながら仕事を進めていっていただきたい、そのことを最後に要請いたしまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって23の１、ふたたび梅が丘旧陸軍地下壕についての質問を終わります。

一般質問23の２、学校図書館活動のゆたかな発展のためにの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

○９番（佐瀬昭二郎君）　それでは、引き続き質問いたします。

学校図書館に司書の役割を果たす嘱託職員を配置する制度が、東京都で初めて日野市で始まったのが1990年のことでした。この90年最初の年は試行期間でしたから、この制

度が本格的に年度当初から立ち上がってから、ことしは６年目を迎えることになります。教育委員会の募集にこたえて、各学校に嘱託職員として配属された市民の皆さんと図書主任の先生たちを初めとする学校側の努力で、この制度は初め教育委員会が予想していたレベルをはるかに超える大きな成果を上げています。そのことは、これまでの議会におけるさまざまなやりとりでも、教育委員会自身も認めているところだと思いますが、まずどのような成果が上がっているのか、かいつまんで私の理解しているところをお話ししたいと思います。

一番わかりやすいのは、貸し出し冊数の増加ということだろうと思います。図書館活動の成果というのは、本当は数字にあらわれるところよりも、例えば学校の図書館であれば、そこを利用した子供たちが一体生きていく上でのどんな力を身につけたのかということが、一番肝心な部分なんですが、それは数量化できませんから、しばしば貸し出し冊数であるだとか蔵書数であるとかということで比較をすることになるわけですが、それにしても目を見張るような貸し出し冊数の増加になっているわけですね。

この冊子は、学校図書館問題研究会東京支部が発行している「扉開いて」という冊子の第２号ですが、ここにこの制度が始まった90年からこの仕事について、嘱託職員として学校図書館に配属されて、最初の３年間はＡ中学校、そこで職場がかわって次の２年間はＢ中学校と、1990年から94年までの貸し出し冊数の推移を示すデータが載っています。これを見ますと1990年、1,907冊、１人当たり2.82冊。91年、2,825冊、１人当たり4.18冊。92年、4,754冊、１人当たり8.64冊。93年、別の中学校に移って4,757冊、１人当たり9.42冊。94年、7,183冊、１人当たり15.8冊。92年が4,754冊、93年が4,757冊、ちょうど学校がかわっているわけですね。新たに一から生徒との人間関係を築いていく。だから、そこでは冊数はふえないんですけれども、人間関係が形成されていくと、たちまち冊数がふえていくという、そのあたりの事情も読み取ることができるデータであります。

このような成果は冊数に関してのデータですけれども、いつ行っても図書館に人がいるということが基本的条件になっていることは言うまでもないんですが、それだけではないことも、またさまざまなお話を伺って承知しております。図書館に関するニュースを発行して、情報を常に子供たちや先生たちに提供する。図書館の外の壁に新しい本の到着を知らせる情報を張り出す。あるいは子供たちの読書相談に小まめに応じる。さまざまな子供たちや先生からの資料請求に、さまざまな手だてを使って必ずこたえるように努力する。あるいは読み聞かせをして、子供たちの興味を引き出す。こういう日常的

かつ継続的な図書館嘱託職員の努力があって、このような劇的な貸し出し冊数の増加という成果が上がってきているんだというふうに、私は理解しております。

それからまた、未整理のままだった図書資料を整理して、図書館を利用しやすい空間に変えていった。その努力もなかなかのものだったというふうに思います。この質問を準備する過程で、教育委員会から幾つかのデータをいただきました。年次ごとに時系列で整理されていなかったようで、大変苦労されて、大変な余計な労働をさせてしまったなと若干反省するところでありますが、各学校がそれぞれの年度、何冊本を持っていたかというデータであります。例えば、日野第一小学校、日野市でも最も古い歴史を持っている学校の一つで、それこそ大げさに言うと明治時代からの資料がずっとそろって残っている可能性があるような学校ですが、この学校、1991年の蔵書数は１万85冊でした。92年には１万冊。毎年新しく本を買っているんですよ370冊だとか369冊だとか、いうことになっていて、それが93年になると突然7,090冊に減るんですね。これは、いろいろな見方ができると思いますが、原簿にとにかく全部昔から書いていて、廃棄した図書を削除していないということが考えられますし、それから、そこに配属された司書職員の方が貸し出しに耐えないような、もうぼろぼろになったような書籍を廃棄、整理をした。その結果、実際に子供たちに貸すことができる、提供することができる図書資料の点数が7,000点というふうに、大変な苦労をして整理した結果、ここで確定したということを示しているかもしれない。そんなような、一口に１万点ある書籍を全部調べて、それぞれ判断を下していくというのは大変なことだと思いますが、そういう大変な労力を通じて学校図書館の中の施設が子供たちにとって本当に使いやすい、そういう施設に変えられていったということも、この貸し出し冊数の増加に貢献しているのは間違いないと思います。

もう一つの成果、これは文字どおり教育委員会がこの制度を始めるに当たって、当初考えていなかった分野、領域だと思います。つまり、学校と図書館と教室とを結びつけていく。学校教育活動、授業に図書館が協力をしていく、そういう活動が、この６年間の間に取り組まれどんどん広がっていっているということも、とても大事な面だろうと思います。

従来から、私の息子などもその恩恵をこうむった方ですけど、熱心な先生方が読書指導に取り組む、そういう活動があったわけでありまして、さまざまな成果を上げてきたと思いますが、すべての図書館に嘱託職員が配置され、そして、その嘱託職員の皆さんが授業の進度に合わせて資料を提供するだとかいう授業とリンクをした、結びついた図

書館活動を展開する中で、例えば国語の時間に図書館に行って、読み聞かせや図書紹介などをするというようなことが、いろいろな学校でごく普通に行われるようになった。熱心な先生が取り組むだけじゃなくて、それがごく普通に行われるようになってきているという話を聞いております。また、先生の依頼にこたえて授業に必要な資料を取りそろえるという活動も行われていると聞いております。さらに、教科書の進度に合わせて関連する書籍を用意し紹介をするという、同じ冊子の中にこんな表が載っているんですね。これは南平小学校、国語の５年生の上、単元をずっと書いていって、その原作が何であるのか著者がだれであるのか、さらに関連図書にどういうものがあるのかということを一覧表にずっと書き出している。これ調べるの大変な労力だと思いますが、こういう資料を独自につくって子供たちや先生に提供する、こういう活動をしている。文字どおり学校教育への、いわば参加という、そういう面で大きな成果を上げていると言えるのではないかと思います。

そういう意味で、この６年間の取り組みを通して学校図書館というのが、日野市の学校教育の中に確かな位置を占めてきている、そんなふうに今現在の段階をまとめることができるのではないかと、私は思います。

ただ、岡山市を初めとする図書館に市独自に職員を配置している自治体のほかの町の制度と比べて、日野市の制度はごく初歩的なものです。図書館に人を配置することを定めているだけですね。要綱が改定されましたけど、要綱の改定に当たって、募集の要件に司書教諭の資格を有する者という文言が新たにつけ加えられました。で、この仕事が専門性を必要とする職種であるということに配慮されたという点で、改善が行われる。この点は評価したいわけですが、依然として制度それ自体の仕組みは学校図書館に人を配置するということが定められているだけということだろうと思います。例えば、司書の役割を果たす職員に研修する機会を保障する制度がまだありませんし、あるいは図書購入費のほかに、日常的な図書館活動や図書館の施設改修のために必要な特別な予算が組まれているというわけでもありません。逆に、それだけによくこの短い時間に、これだけの多様な取り組み、成果を上げてきたものだと感服する以外にないわけですが、なぜそれが可能になったのか。教育現場における熱心な取り組みに加えて、日野市独自の地域的条件にも、この際触れておきたいと思います。

日野市は、地域図書館活動の発祥の地であります。皆さん御存じのことと思います。30年にわたって市民に高いレベルで図書資料を提供する図書館活動が取り組まれてきました。したがって、この30年の積み重ねの中で、多くの市民が図書館というものは一体

何をするところなのかということを、よく知るに至っている。子供たちもまた、小さいときから図書館を利用する習慣を、ほかの町の子供たちに比べて豊かに保障されているということがあろうかと思います。

ある図書館の専門紙で三多摩のほかの町の図書館職員が報告をしているのを読みました。市民に対する図書資料、資料の提供では、何といってもやはり日野市がダントツである。市民１人当たりの貸し出し冊数や蔵書数で日野市を超える自治体が幾つも出てきているけれども、それだけで日野市を抜いたということにはならない。実態は１周おくれというところではないかというふうに言っているわけであります。この報告は、全国でただ１カ所、市政図書室を持っている、日野市が持っているというその情報提供の質を踏まえての発言でありましょうし、また、30年にわたって高いレベルで情報や資料を提供し続けてきた地域と図書館との結びつき、その効果、蓄積の大きさを多分言っているんだろうと思うんですね。貸し出し冊数や蔵書数で日野市を上回っても、15年その活動を続けた町と30年続けてきた町とでは、おのずから違いが出てくるということを、多分この図書館関係者は言っているんだろうと思います。

日野市の学校図書館に人を配置する制度が始めてすぐに目覚ましい成果を上げることになった背景は、日野市の図書館活動にあると断言してもいいのではないでしょうか。日野市の学校図書館活動は、全国的にも注目をされ高い評価を受けています。東京都でも中野区のように、日野市に続いてこの制度を実施する自治体がふえてきております。日野市の子供たちのために、この制度をさらに豊かに発展させるために、どのような取り組みが今、求められているかを巡って質問を用意しました。

まず２点お聞きします。学校図書館というものがどういう役割を果たすべきものなのかということについては学校図書館法に規定があります。が、学校図書館法が制定されてから日本の社会は大きく変わりました。子供たちを取り巻く状況も激変してきています。そういう中で、最近になって改めて学校図書館の役割を重視する論調が出てきていると思います。文部省を含めてそういう議論が盛んに行われるようになってきている。そのあたりのことを含めて教育委員会の見解を伺いたい。それが１点目です。

それから二つ目は、教育委員会はこの制度を始めるに当たって、各学校に配属される嘱託職員にどういう役割を果たしてもらいたいと考えていたのか。嘱託職員をどう位置づけていたのか。また、その後の６年間の活動の中で、教育委員会もお認めになる大きな成果が上がってきているわけですが、その６年間の過程でその位置づけ、期待する役割はどのように変化してきているのか、そのことについて２点お伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。第１点目を私が答えまして、第２点目は部長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

学校図書館の役割でございますけれども、これは御指摘のとおり非常に重要なものということで、文部省あたりも、児童・生徒の読書離れに驚いて予算化を増額したという経緯もございます。図書館法に規定してありますことはもちろんのことでございますけれども、いわゆる学校の教育課程を支える大きな働きをしているのは図書館だ、こういう具合に考えております。図書を初め、もろもろの資料を保存し、そしてそれを提供していくという、この提供の仕方も、いわゆる学校という教育の場での提供でございますから、細かに子供たちが理解をしやすいように、そして、しかもその中で基礎的な学習をしていくというような提供の仕方でなければならない、こう考えております。

現在、情報化社会と言われるようにもろもろの情報、多くの情報が社会に氾濫をしております。現在、小・中学校に通って学習している子供たちが成人した時代には、今よりも情報が多くなるということは予想されるわけでございます。そういう中で、自分に必要な情報を選択し、そして、それを活用していく能力というものは、学校教育の中で基礎的な学力として培っていかなければいけないというのが、この新しい一つの教育の考え方でございます。そうなってきますと、子供たち１人１人が、いわゆるみずから資料を選択して、そして、課題を解決していくという自主的なみずから学んでいく能力といいますか、力が基礎として培っていかなければいけない、こういうような学習活動が展開をされていかなければいけない、こういう学習活動の展開をしていく中では、図書館というものの果たす役割は、先ほど申しましたように、非常に大きな働きをすると認識をいたしております。今後、図書館の充実ということは、文部省を初め東京都も恐らく力を入れてくるのではないか、こう思っております。

日野市の図書館には、いわゆる学校の図書館に御理解をいただいている市民の方々のお力添えをいただいて、そして、人のいる図書館ということでこの６年間、試行を入れれば７年間でございますけれども、活動をしてまいり、そして、今議員さんから御指摘のように高い評価をいただいているというところでございます。今後とも国の動きや都の動きなどもあわせながら充実に力を注いでまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　位置づけがどのように変わってきたかという御質問で

ございます。

当初、学校図書事務嘱託員は司書教諭が導入されるまでの過渡的な措置といたしました。各学校の図書館担当教諭等と協力しながら、図書等の分類、整理、貸し出し、返却等について補佐するものと考えました。子供の読書離れが叫ばれる中で、当市はどの学校でも読書が盛んになってきています。嘱託員が図書館に配置されて、図書館が常に開館していると同時に、図書館の情報管理などが充実してきたものと考えられます。嘱託制度の位置づけは当初と変わりませんが、要綱の改正を７年４月に行い、業務については校長の管理下で図書館担当の教諭の指導のもとにとし、内容を明確にし、また雇用期間を延長いたしました。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　　どうもありがとうございました。

教育長の方の御答弁の方ですが、全くそのとおりだと思うんですね。学校図書館というのは、教育活動を支える大きな役割を担うべきものとして、位置づけられるべきだと。そして、実際にこの６年間に嘱託職員の皆さんが、それぞれの学校の先生方と相談をしながら協力をして、教育活動を支えるという意味でも大きな役割を実際に果たしてきているということだろうと思います。

学校教育部長の御答弁は若干納得のいかないところがあります。「嘱託職員の制度、位置づけは当初と変わりませんが……」と、確かに人を配置するという意味では変わっていないんですが、先ほど私もちょっと紹介したように、要綱の第５条、「採用に当たっては次の各号に掲げる要件を備えた者の中から採用する」とあって、「健康で図書に関する関心の高い者、子供が好きで意欲的に業務を遂行できる者」というのが、もともとの要綱の文面だったんですね。これに冒頭に「司書、司書教諭の資格を有する者」というふうに一文が入って、「またはこれらの資格を有しながら健康で図書に関する関心の高い者」という具合に、文章、要綱の文面は変えられました。これは、まさにこの制度が始まって、各学校に配属された嘱託職員の方々が先生たちとともに、学校図書館を豊かに発展させてきた。その発展させるに当たっては、高い専門性と経験の蓄積が必要なんだということを、教育委員会もお認めになったからその文面が入ったと思うんですね。私は、確かに部長が指摘した校長の管理下で図書館担当教諭の指導のもとにという文面が入ったことも大事だと思いますが、それよりもっと大事なのは、きょうお話しした文脈でいいますと、この司書、司書教諭の資格を有すると。制度の形は変わっていないけ

れども、嘱託職員への位置づけは、その専門性が大事なんだということを認める方向で、この要綱の改定が行われたというふうに、私は理解すべきだと思っているんですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

この要綱の改正に当たりましては、いろいろな各階、各層の方からの御要望がございました。そういうものも考えながら、それからもう一つ大事なことは、いわゆるこの要綱がずっと初めから私、見てみましたところ、この本会議でも議員の皆様に頭を下げて謝ったんですけれども、非常に何というかそごを来して矛盾があったということで、これを改正させていただきました。そこで、今御指摘のいわゆる司書、司書教諭の資格を有する者、またはこれらの資格を有しないが健康で図書に関する関心の高い者、それから、もう一つのところが大事なんです。子供が好きで意欲的に業務に遂行できる、そういう方を図書館の事務嘱託員にお願いしたいというようなことで、改正をさせていただきました。

それで、今、議員さんの御指摘のように、例えば司書、司書教諭の資格を持っていらっしゃる方という方が現在いらっしゃいます。それから、そのまたはの方の資格を有しないが健康で図書に関する関心の高い方、こういう方もいらっしゃいます。そういったことで、ひとつ資格を持っていてその専門性を発揮してくださる方は、学校の図書館においては、なおありがたいわけでございますが、資格を持っていなくても意欲的に一生懸命やって大きな成果をおさめてくださっている方、たくさんいらっしゃいます。資格を持っていない方が、今15人いらっしゃいます。その方も営々として、いわゆる学校の教育活動のために御尽力くださっております。そういったような実態を踏まえて、並列的にここに書かせていただいている、こういうことでひとつ御理解を賜りたい、こう思います。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

今、教育長はとても大事な指摘をされたというふうに思います。私も司書、司書教諭の資格を持っているか持っていないかということにこだわって議論をしているわけじゃなくて、こういう規定が入ったのは、この職種が専門性や経験の蓄積を要する職種であるということが、この規定を入れたことの背景にあるのではないかということを指摘しておったわけであります。教育長がおっしゃったように、司書の資格を持ち司書教諭の

資格を持っている方が、この仕事を始めてすぐに非常に大きな成果を上げていく、専門的な力量を発揮するとなると。言ってみれば当然のことでありますが、それだけではなくて、それらの人々の経験にも学びながら、資格を持っていない方も、この６年間の仕事を進める中で、高い専門性を身につけてきている。そして、司書の資格を持っている人に劣らないだけの仕事を、遜色ない仕事をするようになってきている。そこのところが大事なんだろうと思うんですね。その実態の認識において、教育長と私とは一致しているようでありますから、次の質問に進みたいと思います。

最近、地域に開かれた学校ということが強調されるようになっております。学校の側から言えば地域に開かれた学校、市民の側から言えば学校教育への市民参加ということになろうかと思いますが、いじめ、登校拒否、自殺、教育をめぐる危機的な状況が広がる中、教師集団の専門的力量だけではなく、地域に蓄積しているさまざまな教育力を積極的に活用して、地域全体で子供たちを支えていこうという気運が生まれてきていることは、大変結構なことだと思います。募集した市民を学校図書館に配置する日野市の学校図書館制度は、学校教育への市民参加という性格を持っていると思いますが、この点について、市教委はどのように評価しているか伺いたいと思います。

こういう質問を私は今しているわけでありますが、市民参加といってもさまざまな形態があり得るわけですね。本当にボランタリーに参加をするということもあるでしょうし、この司書、学校図書館の嘱託職員のように何の資格も持たずになることになったんだけれども、大変な子供たちとの日々のつき合い、先生方との話し合いの中で日々の業務をこなす中で、図書館の業務をこなす高い専門性を身につけていく、そういうような市民参加の形もあり得るんだろうと。さまざまな形態があると思いますが、そのことも気にしながら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　開かれた学校ということですが、開かれた学校がますます望まれるところですけれども、それは日常の教育活動が保護者や他地域の人々に理解され、支援という形で参加されることを含んでいると思います。嘱託制度は嘱託員として臨時雇用ということですが、希望された方々の中で学校の図書事務に尽力をいただいているところです。今後、地域の読書指導を通して市民活動が広がってまいりますと、学校もこのような地域の方々との協力、いわゆる私的の市民参加という形が広がってくると思われます。学校の図書事務には図書に関する関心が高く、子供好きな方をお願いしています。それほど専門的なものを求めていないことから、興味をお持ちの方ならで

きる内容にとどめております。

また、専門的な知識、技術をお持ちの方もいらっしゃり、図書館の充実に努めてくださっています。学校図書館に援助をいただいたような方々が、今後、地域で子供たちのために活躍していただければ、ますますこういう活動が広がっていくものと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　ありがとうございました。

大変矛盾に満ちた御答弁だったというふうにお聞きしました。こういうふうにおっしゃったんですね。子供好きな方をお願いしています。図書に関する関心が高く。それほど専門的なものを求めていないことから、興味のお持ちの方ならできる内容にとどめておりますというお答えでしたけれども、実態はその範囲を超えているという話を、きょう私はしているわけであります。かかわった方が、最初は子供が好きだ、本に興味があるということでかかわったのかもしれないけれども、実際に日常の仕事をする中で、専門の司書にも劣らないような、遜色のない専門性を備えた仕事をしてきている。学校の授業をしっかり図書館が支える、協力が必要なときには協力をする、そういう仕事がどんどん広がってきているんですよということについては、実態の認識は違いがないと思うんですね。何で元に戻っちゃうんですか、この制度が始まった最初のごくごく軽い位置づけに。今の答弁は、完全に戻ってしまっていて、ちょっと納得がいかない。

そのことと関連しますが、また専門的な知識、技術をお持ちの方もいらっしゃり、図書館の充実に努めてくださっていますというのは、全くエピソードみたいな話になっちゃっているんですね。そういう専門的な資格を持ち、力量を持った方々が、この学校図書館の制度を豊かにするためにかなりの努力をして、そして、そのさまざまな力量がほかの方にも伝わっていっている。で、全体として日野市の学校図書館の活動が子供たちのために発展してきているというのが、今現在の時点だと思うんですね。

ちょっと今の答弁はいただけない。教育長、いかがでしょうね。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

学校図書館が、いわゆる嘱託員の方々の御努力によって図書館活動が活発になってきている。また、一つのそのあらわれとして議員さんの方からも御指摘がございましたように、貸し出し冊数も非常に飛躍的に増加している、こういう実態がございます。それからまた、学校図書館というのは、学校の先生方また校長の経営方針、そういったもの

についてそれぞれ活動の仕方が違っていると思います。統一的ではない。そこに、また学校教育のよさがあるんだと思います。そういった意味で、図書嘱託の方々もその学校の子供たち、また教師の要望に沿っていろいろな資料をつくったりもろもろの活動を創意工夫してやっていらっしゃるという実態でございます。そういったような実態を、私たちは学校に伺い、また嘱託員の先生方と教育委員会の担当者が会ってお話をしたりする中で努力をしていらっしゃるという成果を十分に踏まえているわけでございます。

今後、また私どもといたしましては、この図書嘱託員という制度は臨時的な措置ではございます。いわゆる図書館法に基づきますと、いわゆる学校に司書教諭を置くということになって、当分の間、置かないことができるということで、いずれは学校に図書館嘱託員が配置されることを希望し期待をしております。それまでの間、日野市の子供たちが大事な学習をする中の支えになってもらいたい、こういうようなことで、嘱託員制度というのを、議会の議員の皆様方の御理解をいただきながら、置いて活動をさせていただいている、こういうふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　後段の部分は、将来的にはまさにそういうことになろうというふうに思います。その司書教諭が正規に配属された暁には、このような先進的な学校図書館政策を展開している日野市は、学校図書館が本当に市民参加で豊かに発展していく、その今基礎をつくっているのかもしれないという感じはしております。

この点、私としては納得がいかないわけですが、これ以上詰めようとは思いません。ただ、日野市の学校図書館の現状について、ある方角から見るとものすごく豊かに見える。教育長の先ほどの答弁、今の御答弁もそういう立場でお話になっている。しかし、別な側面から見ると、えらく何か無内容なものに見えてくる。興味をお持ちの方ならできる程度のことをお願いしていますというのは、全く現実と離れていると私は思いますが、そのぐらい日野市の学校の図書館をどう位置づけるのか、どうその成果をとらえるのかということについて、議論に幅がある。そのことをとにかく確認して、先に進みたいと思います。

本当に日野市の学校図書館、関係者の努力で大きな成果を上げてきているわけですが、この嘱託職員と先生たちの努力を支援するために、教育委員会としてはこれまでどのような手だてを講じてきたのか、簡単にお話をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　　特に教育委員会、統一的に手だてをしておりませんが、ブロックごとの指導は教職員研究室にお願いして行っています。また、学校長にゆだねて図書館の運営に協力をしていただきました。嘱託員が図書館の環境整備、分類、整理、貸し出し、返却などの事務を行う際に必要な整理法等の知識の習得のために、契約時に図書館で説明を行っています。また、日野市立教職員研究室の担当者が巡回し指導や助言をしたり、嘱託員の悩みなどについて相談に乗っています。今後、必要と思われる内容について、実施を検討していくことを考えてまいります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　　余り時間がなくなってきたので、大事だと思っている点、１点だけに絞って話をしますが、この種の仕事というのは研修というのがものすごく大事だと思うんですね。28校、小・中学校がある。それぞれに嘱託員が図書館に配置されている。それぞれ力量が違うんだろうと思うんですね。あるいは個性も違う、得意な分野も違う。しかし、お互いに交流をし、経験の交流して情報を交わし合うことによって、同じようなレベルの学校図書館活動を実現することは可能だと思うんです。私は教育活動の中で、各学校が学校図書館をどのように利用するかについてさまざまであるというのは当たり前のことだと思っています。しかし、各学校の学校図書館がどのような機能を備えているかについては、余りばらつきがあってはならないだろうというふうに思うんですね。もし余り大きなばらつきがあるとすると、子供たちは学校によって受けるサービスに差が出てくるということになるわけですから、そういうことを防ぐ、子供たちのためにもやはり研修の機会を保障するというのが最低の条件だと思うんですが、まだ残念ながら、それがなされていません。

教育長のきょうの御答弁のレベルで学校図書館の現状をとらえれば、当然のことながら研修ということは出てくるでしょう。しかし、一方、部長の答弁のレベルで学校図書館をとらえると、研修の必要はないということになってしまうかもしれません。そのあたりは、やはり真剣に議論していく必要があろうかと思います。

実は、これも教育委員会からいただいた資料ですが、ことし日野市立学校図書館の状況についてのアンケートという、各学校の嘱託職員の方にアンケート用紙が渡されて、今ほとんど集められて集計が終わり冊子にまとめられている最中だと思います。これを見ますと、３年前にさかのぼって93年度、94年度、95年度のデータ、貸し出し冊数のデータであるとか、分野別貸し出し冊数のデータであるだとかというような出勤日だと

か、調べ学習に図書館の本が利用されていますか、どんな本が利用されましたかなど、かなり現在の学校図書館の図書館活動の実情に見合って、それがどういうレベルで行われているのかということも調べようという意欲的なアンケートだというふうに思います。ただ、このことでもわかるようにさかのぼった資料は存在していなかったということですね。92年、91年についてはもう追跡しようがないということで、それは断念したということだろうと思うんですが、このあたりも教育委員会は最初のごくごく軽い、学校図書館に職員を配置する制度の位置づけを引きずってきてしまっている。したがって、評価をする上で必要なデータの収集も系統的にはやられてきていない。今から、ぜひそれは直していただきたいというふうに思いますが、そんなこともあって、例えば事務報告書には学校図書館に関する記述は一切ありません。東京で初めて始めた日野市の先駆的な事業なわけですが、あるいは学校要覧にも、その記述は出てこないという現状に至っているわけであります。

ぜひそのあたりは改善をしていただきたいと思いますが、いずれにしても、きょうのやりとりで明らかになったのは、学校図書館をどう位置づけるか、現状をどうとらえるのかということについて、教育委員会内部にもかなり議論の幅があるということが明らかになったと思います。

そこで、来年の３月で６年目が終わるわけです。本格的にこの制度が始まったときに１年生だった子供が小学校を卒業する。１サイクル回るということになります。制度は一つの節目を迎えていると考えます。この機会に６年間の学校図書館活動をみんなで総括してはどうかと思うわけです。どのような成果を上げてきたかを客観的なデータと、子供たちを含む関係者の声を明らかにして集めて、今後、さらに発展させるためにどのような手だてが求められているかを明らかにしていくことが、今必要なのではないか。

いずれにしても、きょうのやりとりで明らかになったような議論の大きな幅というのは、いつまでも放置していいと私は思いません。やはり関係者が一堂に集まって実際、客観的なデータに基づいてそれぞれの立場から発言をして、日野市の学校図書館のこれまでを総括をし、今後の進むべき道筋を明らかにしていくということが必要だと思います。

さらに、来年度以降の図書館活動にその総括の成果を生かすためには、年度内というんじゃ、ちょっと窮屈過ぎると思います。ですから、どうしても年内をめどに総括の活動を、関係者とともに進める必要があると思いますが、この点についてもお答えいただきたいと思います。

それから、しっかりした総括を行うためには関係者がすべて参加できる、これは子供も含めてですが、子供を含めて参加できる総括のための組織が必要になると思いますけれども、そのことについてもどのようにお考えか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　ここで図書館の事務嘱託員制度は、議員さんの指摘があったとおり６年を経過いたします。教育委員会も学校図書館の活動や嘱託員の活動について総括をすることは大切であるというふうに考えています。どのように総括してまとめていくかということを教育委員会内部で検討してまいります。今後、関係される方々と話し合い実施してまいりたいと考えています。

御質問にありましたまとめの期間でありますが、できるだけ年内にまとめるという努力をしてみますが、一応そういうことで考えたいと思います。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

ぜひ本当に大きな成果を上げて子供たちも喜んでいる。先生たちも大変人が配置され熱心に活動すると、こんなに図書館というのは学校教育の中で意味を持っていたのかと改めて再認識をするということだろうと思うんですね。そして、多くのほかの町からも全国的にも注目をされている。この先ほど紹介した冊子は、これは日野市の学校図書館の特集号なんですが、全国的な図書館の雑誌に日野市の学校で仕事をしている嘱託員の方が執筆したレポートなどが載っています。本当に全国的に日野市の経験を学びたいという、そういう声が出てきているようなんですね。そんなこともあって、ぜひ総括活動を進めていただきたいと思いますが、一つだけ最後に要望しておきたいんですね。

今の御答弁で、今どのような総括をどのように進めるかを検討中だというお話でしたけれども、どう進めるかについて原案をつくるのは当然のことだと思いますが、原案ができたところで、どのような総括の仕方をするかについて、そもそも関係者と意見交換をする機会をぜひ持っていただきたいと思います。そのことをお願いして、この質問をおしまいにします。

○議長（土方尚功君）　これをもって23の２、学校図書館活動のゆたかな発展のための質問を終わります。

これより請願第８－22号、公営斎場の建設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－22号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第８－23号、「（仮称）都営日野新町一丁目団地」建て替え事業計画に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－23号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第８－24号、高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－24号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第８－25号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－25号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第８－26号、豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願、請願第８－27号、豊田公園（仮称）建設には地域住民を加えた準備委員会の設置を求める請願、請願第８－28号、豊田南の区画整理に伴う都市計画道路及び下水道の建設促進を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－26号、請願第８－27号、請願第８－28号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員会の皆様には、日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は９月27日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願

います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時42分　散会

9月27日　金曜日　（第８日）

平成８年
第３回定例会

日野市議会会議録　（第30号）

９月27日　金曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

１番	江口和雄君	２番	佐藤洋二君
３番	菅原直志君	４番	渡邉馨鴻君
５番	吉冨正敏君	６番	小島　久君
７番	小川友一君	８番	森田美津雄君
９番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簱野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
上下水道部長	清水啓治君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	槇島英紀君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
副主幹	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	立川智君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成8年9月27日（金）
午前10時開議

（議案審査報告）
（総務・文教・厚生・建設）

日程第1　議案　第54号　平成8年度日野市一般会計補正予算（第3号）
（総務委員会）

日程第2　議案　第2号　日野市行政手続条例の制定について

日程第3　議案　第51号　日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　4　議案　第 52 号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
（文教委員会）
日程第　5　議案　第 53 号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
（厚生委員会）
日程第　6　議案　第 29 号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　7　議案　第 56 号　平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）
（建設委員会）
日程第　8　議案　第 55 号　平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第　9　議案　第 57 号　市道路線の一部廃止について
日程第 10　議案　第 58 号　市道路線の廃止について
（一般会計決算特別委員会）
日程第 11　議案　第 43 号　平成７年度日野市一般会計決算の認定について
（特別会計決算特別委員会）
日程第 12　議案　第 44 号　平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 13　議案　第 45 号　平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第 14　議案　第 46 号　平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 15　議案　第 47 号　平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第 16　議案　第 48 号　平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第 17　議案　第 49 号　平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第 18　議案　第 50 号　平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の

認定について

（取り下げ）　（建設委員会）

日程第　19　請 願　第６－47号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第　20　請 願　第８－20号　固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願

（文教委員会）

日程第　21　請 願　第７－24号　公民館の早期建設と適正配置に関する請願

（厚生委員会）

日程第　22　請 願　第７－28号　日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願

日程第　23　請 願　第８－４号　高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願

日程第　24　請 願　第８－９号　３才未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める陳情

日程第　25　請 願　第８－10号　３歳未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める請願

日程第　26　請 願　第８－17号　住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情

（建設委員会）

日程第　27　請 願　第８－23号　「（仮称）都営日野新町一丁目団地」建替事業計画に関する請願

日程第　28　請 願　第８－27号　豊田公園（仮称）建設には地域住民を加えた準備委員会の設置を求める請願

日程第　29　請 願　第８－28号　豊田南の区画整理に伴う都市計画道路及び下水道の建設促進を求める請願

（継続審査）　（総務委員会）

日程第　30　請 願　第８－16号　消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情

日程第　31　請 願　第８－18号　東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情

（文教委員会）

日程第　32　請 願　第８－19号　教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情

日程第　33　請 願　第８－25号　「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情（厚生委員会）

日程第　34　請 願　第８－３号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情

日程第　35　請 願　第８－12号　「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する請願

日程第　36　請 願　第８－13号　「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため日野市障害者雇用促進援助事業の適性実施に関する請願

日程第　37　請 願　第８－22号　公営斎場の建設に関する請願

日程第　38　請 願　第８－24号　高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情（建設委員会）

日程第　39　請 願　第６－57号　減歩の諸点について見直して下さいの陳情

日程第　40　請 願　第６－58号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情

日程第　41　請 願　第６－59号　３・３・２道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情

日程第　42　請 願　第６－64号　清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願

日程第　43　請 願　第７－11号　多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

日程第　44　請 願　第８－14号　ＷＴＯ協定改訂・セーフガードの発動など都市農業を守り発展させる施策を求める請願

日程第　45　請 願　第８－26号　豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願

（継続審査議決）

日程第　46　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　47　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　48　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　49　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　50　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　51　議員提出議案第15号　　ダイオキシン排出規制に関する意見書

日程第　52　議員提出議案第16号　　東京都の行政改革大綱による三多摩市町村への財政負担転嫁に反対する意見書

日程第　53　議員提出議案第17号　　固定資産税の評価課税の適正化に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第53まで

午後２時42分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　総務委員会に付託されました議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号）、歳入全般、歳出のうち総務費、消防費、諸支出金、予備費、第２表債務負担行為補正について、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

主な質疑として、歳入については、環境緑化基金の繰入金が当初予算で計上されなかったのはどうしてか、歳出については、まず総務費では、市民会館運営審議会への諮問内容について、消防費では、消防署と防災センター間に設置する専用電話について、諸支出金では、土地開発公社から購入する２カ所の土地の売り払いについてなどの質疑がありました。

これに対し環境緑化基金の繰入金が当初予算で計上されなかったのは、全くの手違いであったこと、市民会館運営審議会への諮問内容は、使用料についてだけだが管理運営についてのことなどは常に審議会で話し合われていることであること、専用電話については、地下ケーブルを利用した受話器をとるだけでつながるインターホーン的なものであること、土地の売り払いについては、公共施設建設等の計画がないため競争入札による売却を考えている、との答弁がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（夏井明男君）　それでは、議案第54号の平成８年度日野市一般会計補正予算の歳出のうちの教育費の件についての委員会の報告を申し上げます。

まず、成人式のあり方についての質疑がなされました。現状についての成人式のあり方を変えていくという意味内容についての審議でありました。

続きまして、いわゆるＯ－157の件についての教育委員会関係の給食関係についての質疑がなされたところであります。今後の検便のあり方の問題ですとか、そこに携わる職員の方の問題、さらには食材の保冷のあり方等について、御質疑がなされたわけであります。

以上、慎重審査の結果、当委員会としましては原案のとおり可決されました。よろしくお願いをいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　厚生委員会に付託されました歳出のうちの民生費、7,265万円の補正予算の審査について御報告いたします。

単価の改正と人員増に伴う補正が大部分でありますけれど、その中の心身障害者福祉費都補助金の支出によりまして、当初、予定されておりました300万円の支出が減額で補正されたということであります。老人福祉費は、シルバーハウジングプロジェクト推進計画策定費、姥久保都営住宅の建て替えに伴う第２期分の工事として、補正をするものであります。

その他、若干の修繕費などが含まれておりますけれど、慎重審査の結果、全員異議なしと認めまして可決すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　それでは、建設委員会に付託されました議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算歳出のうち、農業費、商工費、土木費についての報告

をさせていただきます。

特に、日野市土木費の中の日野市環境緑化協会への助成金、316万9,000円について、当初予算では正規の職員での人件費を計上しているにもかかわらず、なぜ職員を出向させなかったのか、また、６月議会での環境緑化協会の事業報告においても職員６名をふやして緑化の推進に努めるとの報告をしたにもかかわらず無出向であり、本来、その段階で減額すべきではないか等の質疑の中で、本会議において市長より詳細については委員会で説明したいとの答弁を受け、委員会として市長の出席要求を承認し、市長の出席のもとで審議を進めました。

これを受け、市長答弁は「緑化協会への正規の職員を出向させることは本来あってはいけないということを徹底していなかったことに対して、私の大変なミスであります。御指摘のとおりであり誤りは直さなければならないという、また使命感に置かれている立場であり御理解を賜りたい」との発言がありました。これを受け、当委員会では、その後、採決を行い全会一致で原案可決すべきものと決しました。

以上、報告をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　　委員長にお伺いいたします。

建設委員会の中で、特に商工振興費の関係で、当補正予算455万1,000円に対する提案理由は、執行者側は人件費の補正である、こういう説明でございましたけれども、特に建設委員会の中でそれらに対する訂正なり、そういうような説明がなされたかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　建設委員長。

○建設委員長（小川友一君）　　商工会への補助金の人件費については、委員の中から質疑がありました。補助金の445万1,000円はすべて人件費なのか、という質問がありました。

それを受けて理事者側は「全額人件費であります。そのとおりであります」というふうな答弁がなされました。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　理事者側にお伺いいたします。

この件につきましては、平成８年度の当初予算に商工会に対する補助金1,000万円が計上されております。中身を調べてみますと、約103万円何がしかが人件費という形になっております。平成６年度の決算でも、そういうような状態になっております。した

がって、私は、この1,000万のうちの約１割分が人件費として計上され、残りの900万円が商工振興に対する事業に使用されている、こう判断しておるわけです。

今、委員長からの説明によりますと、今回、本会議で提案されました455万1,000円というのは、すべて人件費、こういうふうな御説明でございますけれども、実際には既に当初予算に計上されている1,000万円のうちの100余万円が人件費として計上されておりますので、人件費の総額は、理事者側の考えによりますと455万1,000円プラス103万円という金額になるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　前のといいますか、103万円が局長分というようなことで使用されておったというのは、事実であります。これは決算の中でもそのようなことは確認しております。

それで、この分につきましては、東京都の方からといいますか、東京都の職員をもって、退職した職員でございますけれども、その方がずっと商工会の事務局長というようなことで参っておりました。それに対しまして東京都の方も、一定の補助金を交付をしておりました。これが３月、この方がお辞めになったのは２月29日というようなことで、３月分については東京都からの補助金というものは返還しております。そうした中で、今回、３月分も入っておるわけですけれど、７年度のですね、その後、入っておりますんですけれど、とにかく商工会としましても、返還分をもって東京都にお返しした。そうしたことで人件費分が足りない、こういうような結果になったわけです。したがって、市の職員を派遣しておりましたので、その相当分を交付をしたいというのが今回の補正の内容でございます。

御理解願いたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　今の説明で、わからないではありません。ただ、会計の年度の決算上は、３月分は平成７年度になるわけですね。平成８年度は４月からです。しかも平成７年度の３月の人件費分の不足分も充当したという御説明ですけれども、３月の人件費は日野市の職員として出向させているわけですね。ですから人件費分は当然、日野市の出向ですから、市の職員として賃金は支払われたのが当然なのです。私は今の説明だと、ますますわからなくなっちゃうんです。そうじゃないんじゃないですか。

要するに、人件費プラス商工振興費の増額のために事業費分の補助も含めて455万1,000円の補助金を計上したのだという説明になるのではないですか。そうじゃないと、

つじつまが合わないですよ。どうですか、その辺。

○議長（土方尚功君）　坂口助役。

○助役（坂口泰雄君）　お答えいたします。

たしか市の職員を出向させたのは３月12日だと思います。したがいまして、本来ならば市の職員は職務専念の義務がございますので、出向するからには無休の職免ということで商工会に出向させております。したがいまして、その12日以降の３月分の給料は、11日までは日野市で見て、12日以降は商工会で見るということでございますけれども、その半月分のものについては、ここでもって補正をして商工会助成金として１年分の、いわゆる商工会に派遣した退職職員の給与分と、その３月の半分程度のあれを合わせて補正したということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　一言だけ意見を申し上げておきます。

ただいま質疑、やりとりを行いましたけれども、本来、商工会に対する補助金は、市側から説明があったとおり当初予算で1,000万円計上されております。それのうちの約100万円が人件費分、他の900万円相当分が商工会本来のための助成金である、こういう当初予算の説明でございました。また、６年度の決算を見ても、おおむね、そのような決算になっております。にもかかわらず、今回、人件費分として計上がなされております。３月分云々という説明としては理解をいたしますけれども、あくまでも年度、年度の決算でございますので、年度をまたがって前年度分に対する助成をするというのは、会計処理上よくない、こういうふうに判断いたします。

したがって、私の考えでは、提案理由のときに、この445万1,000円のうち103万円を除いた分が、人件費分ですね、その分は、あくまでも商工会の事業費として助成をしたのだ、こういう説明なら理解いたしますけれども、あくまでも人件費ということになりますれば問題だと、私はそのように判断をいたします。

なお、今後、商工会はますます発展充実するわけでありますから、来年度以降、恐らく人件費分、事業費分も含めて、この補助金が増額になるわけですね、前年度から比べますと。そういうようなこともなされると思いますので、その点を指摘をして意見とさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第54号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第２号、日野市行政手続条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第51号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第52号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　議長の御指名によりまして、ただいま議題となりました議案第51号並びに議案第52号につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、９月13日に開催され、理事者側より本件に対する提案理由並びに内容等について詳細なる説明を受け、慎重審査を行った次第であります。

まず、議案第51号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、地方公務員災害補償法及び同法施行規則の改正並びに準則にならって、

同条例の一部を改正するものであり、介護保障の創設や遺族補償年金の補償内容等の改善を主な内容とするものであります。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、市税の納期前納付に対し報奨金を交付する制度、いわゆる前納報奨金制度を廃止するために条例改正するものであります。

主な質疑としましては、今までこの制度が存続してきた理由や利用状況について、などがありました。

これに対し、この制度は金持ち優遇の制度だという批判があること、特別徴収の納税者には適用されないこと、また口座振替制度の奨励に障害となっていること、さらに財政負担が大きいなど、制度上の問題点は以前から指摘されてはいましたが、当市の税の収納率が他市に比べて非常に高いのは、この制度によるところが大きいものと考えられ、さらに以前は一括納付に財政上のメリットも大きかったため、制度を存続させてきたものであること、また利用状況については、平成７年度実績で２万7,739件、3,806万4,000円の報奨金を出している、との説明がございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上２件につきまして、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第51号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第52号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定

の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○19番（板垣正男君）　議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ことしの３月５日、議会に提出されたものであります。付託されました厚生委員会は、ことしの第１回定例会、第２回、そして第３回の定例会で開かれました委員会で、それぞれ慎重審査を行ってまいりました。

改正の主な内容は、いわゆる所得制限の導入ということになっております。月29万円以上の収入の方には適用されないということに改正されるものでございます。対象外になる人数はどのくらいかということで、対象の高齢者の大体12％程度、1,400名程度が対象外になるということでございます。それに伴います費用は、1,600円余りの減額になるという内容でございます。

慎重審査の結果、採決を行いまして、条例案に賛成のもの２、否決すべきものといたしまして４、多数で否決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　この29号の議案について質問させていただきます。

まず、賛成する方、そしてまた否決ということで意見された方の、それぞれどのような理由によるものなのか、そこをお伺いしたいと思います。

それと、例えば今回のお話で言うと、想定される減額分、これが1,600万円ということを今、報告いただきましたので、この減額分というか、余剰部分の使途について、どのような使い方をしたいのか、そういうニュアンスのお話はあったのかどうか。なければ、どういうことが想定されての議論だったのかを、お伺いしたいと思います。

三つ目としては、高齢者向けの施策の中で、ほかにも所得制限をしている事業もあるはずだと思いますが、それらの事業との整合性についての議論はされたのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（土方尚功君）　厚生委員長。

○厚生委員長（板垣正男君）　否決すべきものとする意見の主なものは、あるいは共通するものは、現行の理美容券制度、全国的にも進んでいる制度であるということ、バブル崩壊後の今日の生活実態から見るならば、むしろ福祉を充実させる方向に進めるべきではないかということで、現行制度を維持すべきだというのが主な意見でございます。

また、可決すべきものといたしました意見は、福祉全体の見直しを行って、その中で、この理美容券の問題も一定の改正なり所得制限の導入というものも図っていくべきではないかというような意見が出されまして、その手始めとして、この所得制限の導入についてはよろしいではないかという意見でございました。

それから２点目の、減額の使途でありますけれど、減額された金額を、ではどのように今後、使用するのかということについての質疑はありませんでしたし、1,400万円余りのお金を来年度以降どのように予算化するかという説明もありませんでした。

それから、他の所得制限が行われている制度との整合性云々についても、特にそのことについての質疑はありませんでした。付託された案件に基づいて論議を行ってきたということでございます。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　わかりました。それでしたら、この後半の二つの部分、1,600万円の使途、これは仮定される金額、1,600万円の使途について、提案される側としてはどのように考えているのか。大まかなところでいいので、お伺いできればと思っています。

また、ほかの事業との整合性についても、お答えいただければありがたいと思うんですけれども、お取り計らいをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　約1,600万といわれる、この所得制限によって生まれる財源の使途について、まずお答えいたしたいと思います。

これから高齢化時代を迎えて各種の高齢者に対するサービスは、多様なものが想定されてまいります。ホームヘルプサービスにしても、デイサービスにしても、ショートステイにしても、いわゆる在宅……住みなれた地域で充実した生活を営むことができる、それを補完するに十分なサービスということが、やはり求められてまいります。そこで、これら福祉サービスを中心として、この資金について使用するということを考えているところでございます。

所得制限について、他の制限のあった政策との整合性についてでございます。もちろん、この所得制限につきましては、いろいろ論議が分かれるところではございますけれども、現在の財政状況等を考え、福祉分野の中での最低限の調整を図らなければならない。そして重点的かつ効率的な配分を、この中で行う必要に迫られてのものでございます。所得制限なしで、所得によって区別することなく行われるサービス、もちろんこれは、その成果、趣旨というのは重要でありますけれども、昨今の状況を踏まえて、やむなく所得制限の提案を行ったものでございます。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　委員長報告では、2対4で、この案は否決ということなのですけれども、私は賛成の立場で意見をさせていただきたいと思います。

今の議論の中で、まず一番先の考え方として、私は所得制限という言葉、それを考えたいと思います。所得制限という言葉は、やっぱりネガティブイメージなんだろうなと思っているのです。それよりも、所得に見合ったサービスの提供をすべきなんだというふうに考え方を改めるべきではないか。議論の仕方を、所得に合ったサービスをしましょうという観点で、ぜひ今後もこのことを考えていきたいと思っております。

現実問題として、この理美容券を配布する場合、利用をしなければ、最初から利用する意思がなければ返還していただいても結構ですという、お願いというか、お手紙を一緒に送付しているわけですね。そうすると毎年100件ぐらいは返還されているという事実があります。それは、ほかの施策にこのお金を向けてくださいというふうな市民要望ではないかというふうに、私は理解しております。

また、毎年の使用率も100%に至っていないということも御報告されております。必

要な人が使っているというふうに考えております。そしてまた、今回の話の中で言われているのは、所得制限は福祉の切り捨てなんだというような意見も随分取り交わされたと思いますけれども、私はこの理美容券に対する所得に見合ったサービスの提供は、所得制限をした上での福祉の切り捨てではないと、はっきりとここでお話しさせていただきたいと思います。現実にほかの施策については所得制限をかけております。所得に見合ったサービスの提供をしております。

例えば「お年寄りの暮らしと生きがい」という、これ平成８年の改定版、この中を見ても、たくさんそのような事例はあるわけです。読み上げますと、シルバーパス、老人福祉手当、ホームヘルパーの派遣、日常生活用具の給付、老人福祉電話、住宅改造費助成、これらはすべて一定の所得に見合ったサービスを提供しますという、そのような書き方をされているし、実際にこのように運用されているわけです。また、老人福祉以外でも、そのような事例はございます。身体障害者措置費の負担金についてもそう、精神薄弱者措置費負担金についてもそう、児童措置費負担金のうち児童措置費保護者負担金、これは母子寮関係のものについてもそう、生活寮の使用料についてもそう、すべてのそのような施策については一定の所得、そしてまた、その中から計算される税額について、その一定の数字を制限として設けているわけです。そのような議論をぜひしていただきたい、そのような議論をぜひ今後も話し合っていただきたい、一緒に話し合っていきたい、そのように考えます。本当に求められている施策に配分するもの、お金がないのだから、限られた財源しかないのだから、それを求められているものにすべきだと思っております。

最後になりますけれども、例えばこの1,600万円という仮定されている余剰金ですね、それについて、例えばケースワーカー、またはヘルパーさんを増員した方が、私は総合的な福祉の施策になるのではないかと思います。1,600万円あればケースワーカー２人ないし３人はふやせるのです。今、老人福祉の方では５人しかケースワーカーがいない。それは、さまざまな方が問題として提起している中、このような財源を今度はケースワーカーに充てるべきなのです。そのような議論をされていないようなので、ここでお話しさせていただいているのですけれども、私はそのような観点から、今回の提案はぜひ可決して、ほかのものにどんどん、今必要とされているものにかけていくべき、これからの超高齢社会に向けて大切なのは、人的なサービスなのです。物のサービスとかお金のサービス、それも大切です。しかし、人がサービスしなければいけないところにその財源を振り分けていく、そのような姿勢が今後、求められていくのではないか、そのよう

な思いでおります。

以上、意見を終わります。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　議案29号につきましては、生活者ネットワークとして議案に賛成の立場で、一言、意見を述べさせていただきます。

ここに、ノー寝たきりキャンペーン委員会が、これは幾つかの生協や福祉や医療関係の市民団体、約30団体が集まって構成している委員会ですけれども、そこが各区市を調査した「96年度高齢者関連自治体予算」という資料があります。これまで、この委員会では６回のノー寝たきりデーの集会をしていますが、ことしは「どこまで進んだ、高齢者保健福祉計画」の集会を行い、各種の福祉の施策ごとに、65歳以上の人口で割り出して各区市の比較をしています。

理美容券につきましては、日野市は各区市のトップです。65歳以上１人当たり6,482円、実際には70歳以上だと思いますけれども、65歳で割ると6,482円、２位の荒川区、3,362円の約２倍となっています。いろいろな施策の比較がされていますけれども、わかりやすい例を挙げてみますと、移動入浴サービス、これ、日野市は下から２番目、65歳以上、１人当たり300円という予算になっています。一番予算額が多いのは千代田区で、１人当たり7,600円、市部で多いのは武蔵野市の4,300円です。これは、いずれも週１回入浴できるということになっています。日野市の場合は「お年寄りの暮らしと生きがい」によりますと、月２回の入浴しかできないということになっております。

これを総体的に見てみますと、何とか体が動かせるうちは理美容券できれいにできていても、寝込んでしまったら最後、月２回の入浴しかできないということになります。一番、清潔が必要とされる人がこれでは、まさに人権問題だというふうに思います。もちろん福祉の予算を生み出すために、福祉の他の施策の予算を削ればよいという話ではありませんし、これまで理美容券が高齢者の方々の暮らしを楽しくしてきた、その意義も認めるところです。しかし、この理美容券への所得制限、それで出てくる1,600万円を、例えば、この移動入浴サービスに回せば、１回１万5,000円だそうですから、週１回の入浴が可能ということになってまいります。

先ほどのノー寝たきりキャンペーン委員会は、寝たきりをつくらないための市民活動ですけれども、現実的には2000年には寝たきり老人が100万人とも200万人とも言われております。お金を持っていてもヘルパーがいない、お金を持っていても入浴できる仕組みがないという時代を迎えないために、まずは変えられるところから変えていく、必要

なところに必要な税金を回していく、そのためには、まずは所得制限もやむを得ないのではないかと考えます。

それから、その方法をとりながら、市は今後、長期的な展望を市民に示していただきたいというふうに考えます。

以上、簡単ですが、生活者ネットワークとして議案に賛成の意見といたします。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　公明を代表いたしまして、一言、反対の立場に立っての意見を申し述べたいと思います。

私たちは議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について、否決の立場をとらせていただきました。この施策は、長年にわたって日野市の中で培ってきた施策でございます。市長が常日ごろからおっしゃっているように、きれいになって外に出てください、社会の中の一員として気持ちよく外での生活を張りをもって生きていただきたいというようなこともおっしゃった一環の中から出てきた施策でございます。高齢化社会の中で、家の中にこもるのではなくて社会の中で生き生きと暮らしていけるための施策に、より一層発展させていただきたいという願いがございます。

もう１点は、実態調査をした中で、しっかりとした福祉の整合性を持っていただきたいということでございます。21世紀、福祉総合トータルプランをつくっていただきたいと、このような意見を申し上げて、否決の立場をとらせていただきました。

もう１点は、後ほど厚生委員長から御報告があると思いますが、請願第８－４号、高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願という、この請願と二つの観点に立っての審査を慎重にさせていただきました。私どもは付託を受け、市民の立場として議員活動をさせていただき、その中から今こういった貴重な御意見もいただきましたので、しっかりとしたものをつくっていただきたいという思いでの否決でございます。

今、なぜ、バブルがはじけた、この不況のときに、この施策をやらなければならないかという１点ではなく、福祉の整合性をしっかりとつくった上でのトータルプランを提示していただきたい。この上での反対、否決の思いを込めたことでございますので、御理解の１点をいただきながら、ぜひ一層の充実を図っていただきたいと思います。

以上、意見を申し述べます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　一言、議案第29号の、条例の一部を改正する条例について否決

の立場をとって、このことについて意見を申し述べたいと思います。

委員会の中で、私どもは終始、この制度を見直すについては、福祉の事業のトータル的な見直しをすべきである。そして行財政改革が、この答申が出てきております。そういう中でこの問題を十分、審議していただいて、お年寄りも納得できるような形で、そして私たちが納得できるような形で、こういう所得制限を導入するとしても、そういう形の中から見出していただきたいということを意見として私はもう一度言います。そして、この条例に反対させていただいたわけであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　日本共産党を代表して、一言だけ意見を申し上げます。

否決に賛成する立場からの意見です。条例そのものは、財政困難な中でやむを得なく出されてきたものだと思いますけれども、しかし、この制度は、本当にお年寄りがだれでも生きがいを持って生きてほしい、差別なく受けられる制度として、お年寄りの中で定着している制度であります。健康で生活をしていただく、本当に生き生きとした生活をしていただくということが、病気を少なくし寝たきりを少なくする、そういうふうな役割も果たしているものと思います。

また、所得の制限、月に29万円程度の収入ということですけれども、年に直せば300万円台、高齢者というのは確かに一部には高額な所得者もおると思いますけれども、この程度であれば高額というような水準ではないというふうに思います。ぜひ、いろいろ苦しいところがありますけれども、日野市が続けてきた大変すばらしい制度で、市民の中に定着した制度でありますから、福祉を削って他のところへ乗っけるというような発想ではなくて、より一層充実した施策として発展させていただきたい。このことを申し上げて、意見とさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は否決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の件は否決されました。

これより議案第56号、平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○19番（板垣正男君）　日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）について、厚生委員会の審査の御報告を申し上げます。

補正の総額は4,149万6,000円であります。過年度分の精算に伴う補正でございます。慎重審査の結果、異議なしということで全員可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第56号、平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　建設委員会に付託されました議案第55号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）については、慎重審議の結果、全会一致原案を可決するものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なけれどこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第55号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止の件を一括

議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　建設委員会に付託されました議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止の件でございます。

両議案とも慎重審議の結果、全会一致原案可決するものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。

○議長（土方尚功君）　なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長　登壇〕

○一般会計決算特別委員長（森田美津雄君）　平成７年度日野市一般会計決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

決算の審査に当たり、委員の皆様、市長を初め市執行部の関係各位には、長時間にわたって審査に特段の御協力をいただきました。おかげさまで慎重審査ができましたことに敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げる次第であります。

議案審査に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私、森田美津雄と、副委員長には吉冨正敏委員が選出されました。

次に、審査方法及び審査日程を協議し、議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算の審査に入りました。

初めに歳入の決算額、465億9,150万3,223円の内容説明がございました。

その後、５名の委員から16件の質疑が行われました。主な質疑は、次のとおりでございます。

東京都の行政改革大綱による日野市への影響について、減税補てん債と市民税との関係について、統計調査費委託金について、浅川苑老人措置費負担金について、道路使用料について。

以上が歳入全般の決算の審査状況でありました。

次に、歳出の決算額、458億3,486万9,962円の審査に入りました。

歳出のうち議会費、総務費の歳出の内容説明があり、その後、８名の委員から18件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

都立美術館誘致対策事務費について、平和事業関係経費について、三鷹－立川間立体化複々線促進協議会負担金における活動状況について、日野防犯協会負担金の事業内容について、市の広報を使って市民にわかりやすく日野市の厳しい財政状況を知らせる考え方について、市民会館の管理・運営方法について。

以上が、議会費、総務費の審査状況でありました。

続いて民生費の審査状況でございますが、民生費に対して11名の委員から25件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

心身障害者福祉費における夏冬期見舞金について、地域コミュニティと校区コミュニティ及び自主防災組織の関係について、青少年育成事業費の地区育成会補助金について、女性活動推進事業経費について、特別養護老人ホーム浅川苑の業務委託経費について、マッサージ券の導入について、緊急通報システムと老人給食について、保育料口座振替導入後の成果について。

以上が、民生費の審査状況でありました。

次に、衛生費、労働費の審査状況でございますが、衛生費、労働費に対し７名の委員から17件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

生ごみ堆肥化容器の普及率について、地下水汚染及び航空機騒音の現状と今後の対策について、水質事故等に伴う調査・分析委託料の内容について、ごみ減量についての市の方針と灰溶融炉の導入について、廃棄物減量等推進審議会に対する市の基本的な考え方について。

以上が、衛生費、労働費の審査状況でありました。

次に、農業費、商工費、土木費、消防費の審査状況でございますが、農業費、商工費、土木費、消防費に対し６名の委員から12件の質疑がございました。主な質疑は次のとお

りでございます。

産業まつりを南部地域で開催する意向について、建築指導業務の市民への対応について、街路灯費の水銀灯と蛍光灯の設置基準について、多摩川・浅川クリーン作戦について。

以上が、農業費、商工費、土木費、消防費の審査状況でありました。

次に、教育費、公債費、諸支出金、予備費の審査状況でございますが、教育費、公債費、諸支出金、予備費に対し６名の委員から22件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

中央図書館及び分館の自動車不法駐車の対応と今後の駐車場の整備、配置計画について、小・中学校スポーツ開放におけるナイター設備の今後の設置計画について、就学時健康診断の取り扱いについて、教育振興費の伸び率について、帰国児童生徒に対する教育委員会としての対応について、教職員研究室の利用状況について。

以上が、教育費、公債費、諸支出金、予備費の審査状況でありました。

次に、決算全体に及ぶ総括質疑が８名の委員から16件にわたり行われました。主な質疑は次のとおりでございます。

予算編成時、各主管課からの予算要求がどの程度生かされ、次年度にも継続されるものなのか、万願寺土地区画整理事業の今後について、平山駅前の地区センターと図書館について、小・中学校における生ごみ分解機にバクテリアを利用する考え方について、総合防災訓練への自衛隊の参加について、地域保健協議会の役割における市長の見解について、であります。

その後、決算の意見は本会議において各会派の代表によって行うことに決定し、一たん委員会を休憩した後、採決に入り、議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算は認定すべきものと決しました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○７番（小川友一君）　款別の質問ではなくて、総体の中で、今、日野市の中に調査会、審議会等の委員会がいっぱいあるわけですけれども、その審議会、調査会等に対する費用弁償の件で何か質疑があったかどうか、委員長にお伺いします。

○議長（土方尚功君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（森田美津雄君）　そのような質疑はなかったと記憶しております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　それでは、理事者側に質問をさせていただきます。

現在、日野市には、そういうふうないろいろな審議会、調査会等がたくさんあると思いますけれども、基本的に審議会を、委員の中で、その委員によっては、お体が不自由だったりいろんな方がいらっしゃるわけですけれども、基本的に、それぞれの部長にお伺いしますけれども、主管する審議会、調査会の中で、委員のどなたかを送り迎えしているようなケースがあるのかどうか、それぞれの主管課の部長にお伺いします。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　生涯学習部で所管しております社会教育員、青少年員、体育指導員等、一切そういった健康上の問題、車の送り迎え等はございません。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　私の部の所管しております委員会等につきましては、特段の送迎等はいたしておりません。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　総務部の所管しております調査会あるいは審議会等の中での送り迎えはございません。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　市民部で所管している審議会、協議会等で送迎等の実行はしておりません。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　都市整備部で所管してございます審議会等についての送り迎えはしてございません。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校教育部では、そういうことはございません。

以上です。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　福祉部の所管でもございません。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　市民会館運営審議会の中では、定期的な送り迎えということではありませんけれど、打ち合わせをするというような中で送迎をしたというよ

うな例はございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　環境部長。

○環境部長（中里正市君）　当部では、かかる内容はございません。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　建設部には、そのようなことはございません。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　生活文化部長にお伺いします。

今の御答弁ですと、打ち合わせということで送り迎えをしたケースがあるというふうな答弁ですけれども、打ち合わせの件で送り迎えをするという方は、委員の方ですか。どういうふうな立場の方ですか。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　委員長であります。これは、打ち合わせといいますのは、その会議の内容につきましての進め方等につきまして、事前に必要性がありまして特段お願いしたい、こういうようなことで実施したという例であります。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　その送り迎えに行っている方は、職員の方が送り迎えをしていると思うんです。ほかの審議会、調査会等は、そういうふうなことは一切していないといっているのです。

私は、基本的に審査会、調査会等の会長であろうと委員であろうと、やっぱり市の職員が、その方を打ち合わせとはいっても、送り迎えするということはよくないと思うんです。職員の専念義務と先ほどもありましたけれども、本来の職務であれば、逆に委員長の立場であれば市の方へ出向いてそういうふうなことはやっていると思うんです、打ち合わせ等は。

そしてまた、委員会の場では話をしたいと思いますけれども、要するにその委員長の職務が執行できないような方が会長の職にあるというふうなことも、委員会の中で私も目にしたことがあります。そういった意味で、これから委員会のそういうふうな審議会、調査会の中での送り迎えは好ましくないと思いますので、指摘をさせていただきたいと思います。是正をしていただきたい。こういうふうに思います。

あとは委員会の中で、審議会の中で発言をさせていただきます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。天野輝男君。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　平成７年度日野市一般会計決算を消極的に認定する立場から問題点を指摘し、誠意ある今後の改善と努力を期待いたします。

平成７年度歳入総額、これを私は基金の運用の方で見ましたら、決算委員会の総額と違うもので、途中で直そうと思いましたが、へそを曲げて、これを直さないで、少なくともこういう決算書、また平成７年度の歳入、歳出については、どこの基金の運用の中に出てくる金額も、また決算書の中に出てくるところの歳入、支出の金額が同じような形でやっていただきたいと思うんですが、そういうことを要望しながら、この部分を指摘したいと思います。

平成７年度歳入総額は、基金の運用を見ますと492億5,396万円であります。前年度比2.8％の伸びで、13億1,892万円、歳出総額が480億7,207万円、前年度比4.4％の伸びで、20億1,898万円。歳入歳出ともに伸びとなっておりますけれども、経常収支は11億8,189万円となり、経常収支より翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて、実質収支10億4,125万円で、前年度よりも減少となっておるわけであります。

歳入面では、個人所得割が譲渡所得の伸びも伴って4.6％あって５億7,743万円、法人税割が一部企業の伸びによりまして、50.3％伸びがありまして９億2,180万円の増となりました。市税の伸びは前年度比8.3％の増となっております。その他、利子割交付金の伸びが見られた程度で、前年に引き続き大幅な減収となりました。

日野市の財政状況は依然厳しく、新規事業には今年度完成するものは見られない。

そこで、厳しい財政状況の中で、経常経費の削減というものを、要するに経費を切り詰めて事業をさせたわけですから、大きな事業は余りできなかった。そして、財政調整基金８億円、公共施設建設基金10億円、職員退職手当基金４億円を取り崩して、この中で市の中の新規事業をとり行ったわけであります。

来年度、日野市の保健所が多摩市の方に移管するという形で、日野市の保健所の今後、利用計画、また東京都の建築確認事務所が日野市に移管されることによって新規事業の準備がなされているわけであります。

特に市内の区画整理事業の中に、一般会計から14億5,077万円を特別会計に繰り入れて、市の施行の区画整理６カ所、組合施行10カ所が同時進行で行われておるわけであり

ます。そして、一番早く始まった万願寺区画整理事業のように、事業認可を受けて34年間も経過をして、まだ85％という執行率であります。そして、この部分について調べたり聞いてみたわけでありますが、この一番大きな要因というのは、バブルがはじけてしまって保留地の処分ができないということ。そして、これは東京都にお任せしているような部分があるのですが、建材会社の移転が、私はもう６年前に解決できているとばかり思っておりましたら、この部分が解決できない理由と。その土地は、一部は浅川処理場の用地になる部分、道路用地となる部分、それで日野市の公園、北川原公園でしょうか、この公園になる部分という三つに分けられるわけでありますが、この用地取得、そして代替地、また代替するところの会社の移転をしなければならない。そういう大きな問題があって、建設省も、また東京都の下水処理場の方でも、まだ、すぐ処理場は使わないから、あと三、四年は先でいいというような責任の転嫁、なすり合いをしているような状況であったわけです。この部分を、ぜひ日野市も協力して解決するかという形でお願いをしたわけでありますが、そういう中で、私は６年前、既に日野市では新都市開発公社で一部用地を、移る場所を買っておるわけですから、やはりこれは、もっとこの部分を本格的に解決するためには、この用地取得に対しても積極的に協力すべきだろうということを強く感じたわけであります。その部分をぜひ積極的に進めていただきたい。

そして、この部分ができませんと、当分は甲州街道３・３・２号線のバイパス部分だけを建設省は通す考え方なのです。それが、今、万願寺の区画整理を行った部分のところまでしか、この甲州街道のバイパスができない。そして我々が再三、議会でこの改善を求めていて、平気で全線開通ができるようなことを、議会で私たちは回答をいただいておるわけです。こういう議会軽視の発言は控えていただきたい。できないものはできない、そして、ではどうしたらできるのかということを、もっと積極的に取り組んでいただきたい。

市長がこの下水道100％といった問題も、５年後にできるどころか20年たっても、あるいはできないかもわからない。そういう地域差があるということを、私は一度口に出した以上、責任を持ってこれらの問題を対応していただきたい。このようにお願いしておきます。

また、中央高速道路の固定資産税につきましても、ことしの４月８日の読売新聞に載っておりました。そして市民から大変、反響があったわけであります。そしてこのときも、この固定資産税をかけるのかどうかということを、この質疑の中で聞いたわけでありますが、最善の努力をするという形でありました。日野市は、東京都の方に行って話し合

いを持つことは苦手なようでありますから、こういう面を通して、ぜひ、この話し合いを設けながら、こういうふうな問題を有利に展開していただきたいということを要請しておきます。

そして、都立美術館であります。平成７年度は運営費が１円も使われなかったわけであります。この部分について、質疑は我々もしたわけでありますが、使われない以上、やはりもう都立美術館はあきらめちゃっているのではないかという部分があるわけです。そして、市民を翻弄するような都立美術館の誘致運動の看板が、あちこちにありますから、そういうものにつきましても、できなければできないで考えなければいけないし、そして予算の執行ができないような事業であるならば、やめるならやめると、そういうような形ではっきりと意思決定していただきたい。このように要請をしておきます。

市内の交通危険箇所は道路が整備されてきました。ここも危険だな、あそこは危険だなというところがたくさんあるわけであります。そして、日野市の中においては、どの程度、年間、信号機がつくのかと聞きましたら、２基ぐらいしかつかないというのです。これは恐らく三多摩でも一番最低な状態じゃないかと、このように思うんです。そして、やはり信号機があり、道路標識があることによって市民の生命と安全を守るということができるのであるならば、やはり警察に対してもっと協力すべきじゃないか、このように思うわけであります。防犯協会からも補助金の値上げの部分が要請があります。そして、こういう市民参加をして協力してもらうことによって、危険箇所や、また防犯、青少年の育成に十分、役立つような体制がとれるならば、私は防災協会への補助金のアップも考えていただきたいと、このように考えておるわけであります。

多摩平の下水処理場の跡地につきましては、あそこは用途変更が変わったという形で、日野市で何か考えているということは納得できるわけであります。そして、この施設をつくるということになりますと、地域の皆さんが不安に思っている部分がたくさんありますので、その部分をしっかりと話し合いをして納得をしてから、ぜひそういう施設をつくっていただきたいということを要望しておきます。

理美容券の件でありますけれども、所得制限を設けるという、この条例の改正が出てまいりました。私どもは行財政改革を通して、そして市民がやはり納得できるような形での、要するに所得制限の同意もやむを得ないかというように思いますが、これらの部分につきましても、ぜひ前向きで行財政改革をしながら市民が納得できるような形での努力をしていただきたいと、このように要望しておきます。

日野市におきましても、今後は、ごみ問題が大変問題になってくるわけであります。

資源ごみ、焼却ごみ、この分別方法が今、各地一帯でも盛んに審議されておるわけです。そして近い将来には、自分のまちのごみは自分のところで処理するように、指導がだんだん徹底してくるものと思います。そういう中で、私は、まず、資源ごみと焼却するごみを市民に徹底させる必要があるのではないかということを感じております。

私は溶融炉の件につきまして触れておきますけれども、溶融炉は、煙が出ないといっても、煙は出ますから、そういう中での溶融炉の設置を日野市でも考える必要があるのではないかということを指摘しておきます。

最後になりましたけれども、私は日野市の中の保健福祉計画の中で、財政難の折に、これらのものを進捗するということは大変難しい部分があります。しかしながら、この高幡不動の区画整理事業を通して用地を確保したわけですから、その確保した部分の、要するに南部の病院というものを具体的にしていかなければ、市民が協力した意味も私はないと思います。そして、この質疑の中で、南部の病院をつくることを医師会の方に打診をしたという形だったものですから、24日にその話がなされたかどうか聞きましたら、聞いていないという形でありましたので、やはりこの地域は、市長が当初、森久保先生の方にお願いして、そういう病院をつくってもらえないかという話をしていたわけであります。もう一度、森久保先生が近くにいますので、働きかけることが必要じゃないか。そして医師会の方に要請していくならば、恐らく医師会の方で病院新設の予定者がいるように聞いております。ぜひ、この部分については検討していただきたい。

そして、今回は多摩川苑福祉ゾーンの民間の施設ができました。このことについて、134名のベッド待ちのお年寄りがいるわけです。そのお年寄りの家族に対しては、これは大変、心強いことだと思うんです。しかしながら、私は今後は、特別養護老人ホームというのは収容型施設で、そこへ入ったら一生涯そこで暮らすような、家族が引き取るといわなければ、そこに一生涯いなければならない。そういう施設ではなくして、老人保健施設のような通過型の施設、家庭と施設とを往復してリハビリをしながら、そして家族の介護をお助けするというようなことが、一番必要じゃないかということを感じておるわけであります。

多摩川苑福祉ゾーンの特別養護老人ホームには、約日野市の人を100人収容させるという形の中で、20億円以上の負担を持つことになっておるわけです。そして、この老人保健施設の助成金に充てますと、これは500床規模ができるのです。その内訳は、100床規模の建築費が、建物1,000坪で90万、それで９億円です。土地代金が500坪で140万と高めに見て７億円、国庫補助金が１億3,700万、都補助金が４億6,000万、社会福祉、医

療事業団借り入れが６億5,000万、そして不足分は約４億円であります。

そういう中で、私は今後は、この一過性の施設でなく、通過性の施設をたくさんつくって、その中の当然、今、１万1,000人からのお年寄りがいて、これが１割、寝たきりとかで介護が必要なお年寄りがふえてくるというのが大体の目安であります。そういう中で、こういうお年寄りたちをお世話をするには、どうしても公的介護が急務だということが読売新聞に出ております。この世論調査では、70％以上の人が公的介護保険を導入して困ったときのお世話をしていただきたいというのが、国民の意見というか、要望というか、期待度があるわけであります。

そういう中で、私は、そういう連帯感を持ったところの今後は、日野市の中にも……これは江東区の方に「おとしより公社」というのをつくりまして、そこに介護を受けたい人、そしてまたそこに労働力を提供したい人、そういう人を登録していくのです。その登録している協力会員がお金が欲しいといったら、１時間、パート料が500円。ちょっと安いかもわかりません。そういう中で、点数を積み立てて65歳以上になったときに、それを自分の家族や自分の身内の者にも介護を受けられるという事を取り入れているわけであります。これからは、ぜひ、そういうようなことを取り入れて、日野市の高齢者事業を充実させていただきたいということを要望させていただきます。

細かいところをいろいろ申し上げるべきところはございますけれども、平成７年度一般会計決算の民主クラブの意見とさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　　佐藤洋二君。

〔２番議員　登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　　無会派の佐藤であります。一般会計決算に対しまして認定の立場から意見を申し上げます。

平成７年度の、いわゆるバブル経済の崩壊以降、連続する景気停滞の影響による財政の落ち込みなどで、本市の財政状況は依然と厳しいものがありましたが、行政水準を低下させないため経常経費の節減に努め、財政調整基金による財源補てんを中心とする各種基金の有効活用を初め、さまざまな財政把握を行うなど財源確保に努め、16万市民の要望を実現させた点を評価するものであります。

さて、歳出面であります。平成７年度の歳出は、中央集権の政府の出先機関的なもの、あるいは下請け機関的となりがちな地方自治でなく、憲法29条で言うところの地方自治の本旨に基づく市民の立場に立ったものであり、本市の市政に取り組む基本姿勢の一つである「憲法を市政に生かし16万3,000市民の命と暮らしを守る」、こういう基本理念が

生かされた歳出であり、歳入面同様、評価できるものと思います。幾つかの事例を申し上げ、その証左にいたします。

総務費では、三多摩でトップレベルの平和推進事業で市民の平和運動の高揚意識を図り、また全国でも類を見ない市補助金によるミニバス運行で不便地域の解消に寄与し、民生費では、緊急通報システムなど高齢者向けに配慮された住宅に生活相談員を配置した、高齢者公営住宅の増設、衛生費では、おおむね市内全域を対象に資源物回収ができる体制が整い、道路費では、都市計画道路事業として道路用地の取得、また、市内の幹線市道も何本か整備されまして、円滑な交通と歩行者の安全が確保されてきました。

さらに教育費では、通勤帰りの市民の利用が大変、便利となった中央図書館夜間開館などが挙げられます。

最後に、西豊田駅誘致について、若干、触れます。

この問題は、まだまだ百家争鳴のときと思いますけれども、予備調査報告の見直し、必要な予算は措置などし、必ずつくるという決意で一意専心、取り組まれることをお願いしまして、私の意見といたします。

○議長（土方尚功君）　馬場繁夫君。

〔22番議員　登壇〕

○22番（馬場繁夫君）　それでは、公明を代表しまして、平成７年度一般会計決算の認定の立場から意見を述べさせていただきます。

平成７年度予算は、将来的な財政計画がない中、職員手当等、余りにも安易に５年間連続で基金の取り崩しで予算編成を行いました。歳入及び歳出の決算額は465億9,150万3,223円で、対前年度比４％の増となっているところでございます。監査委員の指摘にもありますように、職員退職金の財源確保の問題点や、経常収支比率は92.6％と高い状況にあり、しかも市債残高の総額では1,258億円にも及び、財政構造の硬直化や、今後、財政運営に大変厳しい状況が予測されている状況下でありました。

平成７年度の基本的な考えとしての所信表明では、緑と文化の市民都市構築のため、ソフト事業をあわせ優先順位を見きわめつつ、市民主権の市政を推進いたします。そのために市民の英知と職員の能力を結集して市政に取り組む基本姿勢を述べているところでございます。

主要な事業としましては、建築指導事務所開設への準備、廃棄物の中間処理施設検討のための基本計画の策定、自主防災組織を推進するため自治会への補助金の増額、市立総合病院の設計等になっているところでございます。

自主防災組織につきましては、残念なことに今まで再三、指摘しているにもかかわらず、未整備状況であります。平成７年１月17日未明、阪神大震災が発生し、5,000人を超える死者を出すなど未曾有の大被害をもたらし、危機管理体制や耐震構造物の安全神話が崩れたり、多大な教訓を残しました。特に、大震災時に同時多発や道路被害等により消火活動や救済・救護活動等が、迅速な対応が不可能なため、自主防災組織の重要性が再び指摘をされているところでございます。

自主防災組織を促進するため、自治会への補助金の増額を行いまして、小学校区コミュニティ協議会を設置いたしましたが、決算委員会で明らかなように、いまだ結成に至らず、まことに遺憾であります。それは、自主防災組織の趣旨に基づく生活の場としての地域を主眼とした自治会単位の組織化であります。また、コミュニティにおいても、その趣旨を逸脱して行政が事業目的を押しつけることは、自主精神を損ねるものであり、また、行政としては慎むべきであります。自主防災組織やコミュニティの本来の趣旨に沿った行政対応、さらに危機管理体制や初動体制、防災情報センターの組織体制、及び実情に適した防災計画の策定を要望いたします。

各種協議会や審議会では、行政が政策決定をする前に、その政策について、有識者で審議して、その意見を答申にまとめてもらうものであります。また、答申を尊重しなければ審議会の意味がなくなるわけであり、「諮問」は特定の事項について意見を求めるものであります。

日野市廃棄物減量等推進審議会は、第７条２項におきまして「一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項について市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する」と規定されているところでございます。第１回諮問により平成７年２月に答申が行われ、第２回目につきましては、平成８年１月に審議会に対して諮問ではなく検討事項となっており、しかも答申ではなく報告となっております。まことに遺憾であります。しかも、諮問内容につきまして、多摩市では「今後の収集方式のあり方」、稲城市では「ごみ収集体制の変更について」、八王子市におきましては「収集ごみの有料化について」等、行政の方針に基づき具体的な諮問が行われておりますが、日野市では「ごみ減量に関する供給側と消費者側の問題点について」であります。既に第１回答申に網羅している内容であり、しかも廃棄物の減量や再利用の促進に消極的な姿勢がうかがわれるところであります。今、日の出町の最終処分場問題が社会問題化しておるところでもあり、各自治体の廃棄物や環境行政が問われるところでもあり、まことに残念であります。

日野市地域保健協議会は、市の保健行政に関する協議機関として設置され、総合保健

体制を樹立整備することによって健康的な市民生活を確保することを目的としているところでございます。

日野市地域保健協議会設置条例第３条では「目的を達成するため必要な事項を調査、審議し、市長の諮問に答え、また提言を行うものとする」と制定されているところでございますが、平成３年度より８年まで９回にわたり審議会が開催されておりますが、すべて報告であり、答申が一度も行われていないことが、提出資料により判明いたしました。まことに遺憾なことでございます。

例えば、市立総合病院の建て替え問題につきましては、昭和51年12月に市立総合病院の経営診断を委託から始まり、病床数や建設場所が主な論点であり、そういう状況の中で突然、仮換地決定の高幡土地区画整理地域内に病院建設や二眼レフ構想を表明するなど、政治的側面や政策的希薄などが混在し、長期的な時間を浪費いたしました。市長も、このことについては陳謝しているところでございます。

本来であれば、病院基本計画以前に専門機関であります地域保健協議会に保健・福祉・医療の連携した総合的体制や、市立病院の役割等を諮問し、答申に基づき病院基本計画や基本設計に着手するべきでありますが、平成８年２月28日、地域保健協議会に市立総合病院の建設についての報告事項として、審議の中で、市長は、市立病院の建て替えについて「一定の方向が出てまいりましたので資料によって報告し、ある程度の御検討をいただき承認をいただきたい」と説明がありました。

また「協議会に御提示しているのは、建物のハード面でありましてソフトの面はこれからの時代に応じて、ソフトがきちんと出来ると私は疑う余地はない」と、質問への答弁をしております。策定へのプロセスの大変な間違いであり、まことに遺憾であります。決算委員会で市長は陳謝しておりますが、今後、協議会設置への趣旨や条例に基づく具体的な責任のあるプロセスを行うことを強く要望いたします。

やっと、たたき台としての市立病院基本計画が策定され、議会に提出され、厚生委員会と病院対策特別委員会に概要のみの説明がありまして、その基本計画策定３カ月後に設計に入ることは、他市ではあり得ない。しかも高齢社会における医療体制の検討や包括医療などの論議もなされないまま設計に入ることは、将来に禍根を残すことになり、日野市政は市民自治や市民参加を掲げていることと裏腹に独善的な市政と言わざるを得ません。

平成７年から平成16年までの10年間に行うごみ事業を定めた一般廃棄物処理施設基本計画を策定しました。この計画によりますと、建設費の総額は341億円となっておりま

す。予算委員会で財政的フレームは考えていない答弁があり、何のための施設基本計画なのか遺憾であります。また、今後、予定されています病院建設事業費は205億円にも上り、さらに高齢社会在宅サービス拠点の整備や、ホームヘルパーサービス等の事業などの各種事業を行うには多額の財源が必要とされ、景気の低迷や高齢化などの影響で、今後、歳入の伸びは、さほど期待できない状況下であり、政策の変更や発想の転換、さらに実情に沿った行政組織の改革を行い、新しい時代にふさわしい行政組織と職員の資質を生かせるシステムづくりを行い、また、市民ニーズにかなう行政運営をしていただきたいことを強く望むわけでございます。

そのためには、大変よくできています日野市行財政改革大綱の答申をどう具体化し、実施するかは、市長のリーダーシップであり、21世紀に責任が持てる行政に変貌していただきたいことを強く要望いたしまして、意見といたします。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、95年度日野市一般会計決算認定の立場で、意見を申し上げたいと思います。

日野市の財政は、国や都の財政の影響を受けずに決められたり、運用されるということはありません。当然、国の予算の動向が、地方のそれぞれの予算編成にも大きな影響を及ぼすことは、論をまたないところであります。

95年度の日野市の歳入の大きな特徴は、何といっても減税に伴う減収債の補てんにあると思います。94年度、95年度、96年度、３カ年で、この起債の総額は67億円に達しております。その支払いも、利子の支払いは、合わせて、私の推計では15億円前後に上るものと思われます。元金と合わせて85億円前後の起債によって歳入を賄わざるを得ないという、こういう国の方針に基づく日野市の財政構造になっているわけであります。95年度の決算では、既に利子の支払い分、１億290万円が決算されました。後年、この莫大な元金利子の返済が日野市の財政に大きな圧力となってくることは、間違いありません。

なぜ国は地方に対して、このように借金を押しつけようとするのでありましょうか。国の予算編成の特徴を見ておかなければなりません。

95年度の政府の予算編成を行ったのは、村山内閣であります。この予算が発表される以前、消費税について、97年４月から消費税は税率３％を５％に引き上げ、96年９月に税率を見直すということを決めております。こうして国民への５年のつけを前提といた

しまして、95年度政府予算案が発表されたものであります。

この特徴は、一般会計の歳入、国債依存度17.7%、過去最高の借金に頼った歳入を計上しております。そして、ことしに至っては、これはさらにふえて、過去最大の新規国債、21兆円に頼らざるを得ないという一般会計の歳入を組んだわけであります。新規の国債発行額21兆円のうち赤字国債は、これも過去最高の11兆9,980億円。建設国債が9兆310億円。そして住専処理に充てました緊急金融安定化資金、6,850億円については、6,800億円を赤字国債、50億円を建設国債で、それぞれ賄って計上されたものであります。これについては、国会で、かつてない大論争が行われました。国民の9割方は住専処理に税金を使うなと、大きな世論を盛り上げたのも記憶に新しいところであります。そして、国債発行の残高は240兆円という空前の借金を抱えることになり、国民1人当たり約200万円の借金を抱えるという財政に至っているわけであります。

地方財政の計画も、それぞれ日野市の財政を一つの象徴的なあらわれと見て差し支えないくらい、全国的にも起債の増加、借金の増額が相次いで、この2年間だけでもふえてまいってきているわけであります。このように、莫大な起債を押しつける政府の責任は、一体、地方財政にどのような責任を持とうとしているのでありましょうか。

最近、消費税率の引き上げに伴って、地方消費税で起債分を賄おうという、そういう考えが示されてきているわけでありますけれど、地方消費税が創設されたとしても、既にこの議会でも明らかになりましたように、決して財政事情は好転しないわけであります。東京都の試算あるいは日野市の試算等で見ても、いずれも大幅な持ち出しが見込まれているわけであります。

今、消費税をめぐって、きょう国会が解散され、間もなく総選挙が始まろうとしております。総選挙の重大な争点になることは間違いないわけでありますけれど、にわかに増税凍結論なるものもあらわれてまいりまして、国民の批判をかわそうとしているわけでありますけれど、この消費税の問題についても、今日の日野の財政を語る上で避けて通れない重大な問題だと考えているわけであります。

もともと、消費税増税の先陣を切ったのは、94年2月の税率7%の国民福祉税構想を打ち出しました細川内閣にありました。深夜の記者会見を行ったわけでありますけれど、しかし、国民の厳しい批判もあって、細川内閣倒壊の要因をつくり出してしまったわけであります。新進党の小沢一郎党首は、かねてから税率10%を主張しております。(「すぐになんて言ってないんだよ」と呼ぶ者あり)

さらに、羽田元首相は、15%論を展開しております。細川元首相も、雑誌に「X年後

に２％アップ、Ｙ年後に３％アップ」と述べております。いずれも２けた増税論を掲げているという点では共通しているわけでありますが、もっとひどいのになりますと、政府の税制調査会の加藤寛会長が、現在の６倍の18％で360兆円、日本もそこまで引き上げることは可能だと毎日新聞で述べているわけであります。橋本内閣の本音がここにあると、国民はだれしもが思うのではないでしょうか。

今、この消費税の問題をめぐって、これから総選挙で争われるわけでありますけれど、私たちは地方財政を健全化するためにも、消費税の引き上げを断固阻止し、また、廃止に追い込む、そういう方向を明らかにしておきたいと思います。

さらに、この決算の審議を通じまして、ことしの夏、病原性大腸菌Ｏ－157による集団食中毒が発生いたしました。大きな社会問題になりました。朝日新聞の８月23日の社説では、給食の一括購入見直しをと題しまして、論陣が行われました。「学校給食は、毎年、全国で5,000人を超す食中毒患者を出している。とくに、物資の一括購入が拡大した65年以降は、被害者が１万を超した年が13回もある。東京都日野市は、食材も学校ごとに買い入れる自校方式をつづけている。（中略）どちらが新鮮で安全か、いうまでもないだろう」と述べているわけであります。日野の自校方式が、センター方式や、あるいは民間委託より優れているということを、こうした全国紙も紹介しているわけであります。

私は、この社説を見たり、あるいはことしのＯ－157食中毒事件を見るにつけまして、かつ、この日野市議会でも、日野の自校方式からセンター方式、あるいは民間委託、さらに弁当持参等の論陣が、野党の議員によって張られました。（「どこだ、それ。はっきり言え。そんなこと言ってないぞ」「聞いたことないぞ」と呼ぶ者あり）しかし、こうした議論を経ながらも、日野は自校方式を守ってまいりました。今や、この問題には国民的にも決着がついているといえると思うわけでありますが、来年の４月の市長選挙をめぐって、一方の陣営が、こうした論陣を張った先陣を切った人物が候補になるかのようにうわさをされておりますけれど、仮にそうだったとしたら、私は市民の厳しい批判を受けることは間違いない、このことをはっきり申し上げておきたいと思います。

監査意見の意見書の報告の中にも述べられておりますように、95年度は所期の施策や事業はおおむね達成されたと評価されております。市内連絡バス便、南平路線の開通を初めといたしまして、教育、福祉あるいは、まちづくり、市全体にわたって厳しい財政のもとでも、市民要望にこたえる努力の跡がうかがえることは言うまでもございません。こうした中でも、一層、市民要望にこたえて、さらに施策を前進させる。今年度はもち

ろんでありますけれど、来年度の予算編成にも反映をさせていかなければならないことは、言うまでもございません。

その際、住民こそ主人公、憲法を市政に生かすという、この立場を貫いております革新日野市政であります。森田喜美男市長を先頭にいたしまして、それぞれの分野での市の職員の努力などが相まって市民要望にこたえる施策を前進させていただきたいことを強く要望しておきたいと思います。

そして、政府の一方的な財政をゆがめる起債の押しつけ、あるいは東京都の行政改革に基づく事業の削減等々に負けることなく、しっかりと地方自治体の本旨に立った施策が前進できますように強く要望申し上げまして、意見といたします。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

〔11番議員　登壇〕

○11番（沢田研二君）　市民クラブを代表いたしまして、平成７年度一般会計決算に対しての意見を申し上げます。

市民クラブは、これまで一貫して予算、決算委員会のみならず、日常的にも行政運営及び財源の効率的な運用、すなわち行財政改革の推進を行うべきとの視点で、提言を行ってきました。

平成７年度の決算審議においても、各会派、各委員から、あらゆる角度からの数多くの問題点が提起されました。個々の問題点については、改めてこの場では取り上げませんが、いろんな項目で「極めて問題あり」との指摘がありました。それらを踏まえ、また監査報告との兼ね合いも踏まえて、何点か、問題提起いたします。行政の運営がスムーズに行われているか否かをチェックするポイントは幾つかありますが、そのうち予算執行のあり方に関する事項として、１点のみ指摘いたします。

歳入の当初予算額444億円に対し、20億5,700万円の補正、歳入増であり、うち14億円が市民税によるもの、そのうちの９億円強が法人市民税の増によるものです。この背景には、日本経済が長い不況のトンネルを抜け、回復軌道に乗り移ろうとしているものの、その流れは一向に変わろうとせず、雇用情勢は調査史上最悪の状況の中で、努力に努力を重ねて生み出した利益であり、まさしく血税といえるものです。このような背景による歳入増額ですが、そのほとんどの20億4,000万円を、単に基金積立金として置きかえてきたのが、日野市の行政施策ということでした。余りにも策のない、また市民に対して思いやりのない行政手法であると指摘をしておきます。

さて、日野市の財政の厳しさについても一言触れておきますが、積立基金については、

表向きには110億円ありますが、実際は、このうち市立病院建て替え基金の44億円を初め、いわゆる、ひもつきの基金がほとんどであり、本来の意味をなす基金は38億円程度しかありません。

また、地方債については、７年度末の普通会計だけで265億円、ほかに下水道事業等が294億円あり、合計すると559億円もの借入金となります。さらに、平成８年度分を加えた現在額は、実に620億の借入金となり、市民１人平均38万円もの借金を背負っていることになり、極めて深刻な事態にあると言わざるを得ません。

監査報告の個別意見では、普通会計だけの市債現在高は、市民１人当たり16万3,831円であると表示し、しかも東京都27市の中では少ない方であるとのコメントですが、相対比較で判断すべき内容ではなく、認識の甘さに驚くばかりです。本来の日野市の財政力を検証するという観点に立てば、特別会計に該当する部分も含めた実態を１行記載し、いかに厳しい現況にあるかといったことの報告があってしかるべきとの提起をしておきます。

以上述べました積立基金の実態及び地方債の厳しい現実からも想定できるわけですが、経常収支比率が６年度に続き７年度も92.6％という異常といえる状況が続いています。一般的には、経常収支比率が80％台を超えると、財政構造上、言わば危険ラインに突入したといわれます。このことからしても、日野市の財政管理の甘さをうかがわせているといえます。

行財政改革の答申も出され、これを大綱として今後、改革に取り組むわけですが、もろもろ問題点山積の状況にあり、いっときたりとも予断を許す状況にはありません。行革の答申に沿うことは当然としても、早急に取り組むべき事項は先行して取り上げ、一刻も早く健全財政が確立されるよう、毅然とした態度での行政運営を望みます。

さて、行政が市民のために行うべき最大の課題は、市民の命と財産を守ることにあります。そして、そのための一つの訓練でもある防災訓練のあり方で、１点、問題提起をしておきます。

平成７年１月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、その後、全国各地が行っている防災訓練や防災会議の取り組みに、一部、変化が見られます。それは、訓練や会議に地域の自衛隊を参加させることです。自衛隊の第一の任務は国の防衛ですが、その任務の関係から、あらゆる面からの専門的訓練を受けている最大の組織でもあります。非常時、緊急事態に、日ごろから積み上げられた訓練を生かし、そのときどきの事態に対する幅広い対応能力を発揮させた阪神・淡路大震災や、地下鉄サリン事件での活動な

どからも十分うかがい知ることができたかと思います。ちなみに、近年の大規模災害に対する自衛隊の派遣状況を何件か紹介します。

地下鉄サリン事件では、3,400人と64両の車両派遣、また、阪神・淡路大震災では101日間にわたって225万4,700人、そして車両は34万7,000車両、飛行機も１万3,355機、そして平成５年の北海道南西沖地震では、３万8,337人、1,630車両、758機の飛行機、そしてまた雲仙・普賢岳の平成３年からの災害ですが、３年半にわたって20万7,300人、６万7,900車両、約6,000機の飛行機、以上、主な災害だけを事例として紹介したわけですが、全国各地で大変な支援活動をし、おのおのの地域で多くの地域住民が助かっているのは、明白な事実でございます。

例えば、阪神・淡路大震災に投入された自衛隊員の労力を一般労務費に置きかえれば、仮に１日１万円としても、実に225億円にもなり、費用面からも大変助けられています。一部、イデオロギー的要素を先行させ市民の命と財産を守るという最も大切な役割をも否定するかの考えを持つ自治体もあるようですが、このことは行政の怠慢であり、市民に対しての背信行為でもあるといえます。来年度からの日野市の防災訓練には、あくまでも市民の命と財産を守るという原点に立って、自衛隊との連携した訓練が行われることを要望しておきます。

以上、平成７年度の決算を総括したとき、多くの問題点が随所に所見されますが、それらの問題点が一つ一つ、一刻も早く確実に改善されますことを強く期待して、本決算を認定といたします。

終わります。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

〔18番議員　登壇〕

○18番（橋本文子君）　護憲市民会議を代表いたしまして、1995年度日野市一般会計決算を認定する立場で意見を申し述べたいと思います。

95年度の歳入決算額は492億5,396万円で、前年度に比べ13億1,892万円の増、歳出決算額は480億7,207万円で、前年度に比べ20億1,898万円と、増となっておりますが、実質収支は10億4,125万円で、前年度より減であります。

一方、市民要求は膨らみ続ける中で、消防費以外はすべて94年度に比べ歳出状況は増となっており、公共施設、建設基金10億円の取り崩しを初め、経常経費節減、徹底し、さらに起債等で財源の確保に努めるなど、職員の皆様の努力や、市長、理事者の決断も合わせ、一方ならぬ御苦労があったものと推察申し上げる次第です。

それでは、95年度の施策につきまして、前進の見られた点についての評価と、さらに進めていただきたい部分、市民要求の強い点について、重点的に申し述べたいと思います。

まず総務費では、市内連絡バス、南平路線の開設は、かねてからの懸案事項として、既に実施している３路線に次いで、長い間、待ち望まれていたものでした。年間16万8,204人の利用実績で、評価を得られたことは大きな喜びであります。

また、重度心身障害者施設「かざぐるまの家」及び重度知的障害者施設「すずかけの家」に、朝夕の送迎費補助金として312万円の予算執行がありました。重い障害者を抱える家族の負担が、本事業の創設で軽減されたことは、大いに評価すべきところです。

高齢者福祉では、高幡団地市営住宅に単身者用18戸、世帯用８戸、また都営落川第二アパートには、単身者用24戸、世帯用５戸と、トータルで55戸の増設が行われました。住宅は人権問題と公約された森田市政の成果として、評価すべきでしょう。老人給食事業は、365日給食を実施する先進市として、全国的にも大きな評価を受けてきておりますが、希望者の増加に呼応して5,106万6,000円の予算執行が見られました。前年度より839万2,000円の増額です。これによって、人数で40人増、6,281食分の増配を実現させました。在宅のお年寄りの安否を気遣う意味でも、食生活の安定を図る意味でも、大きな前進であります。

梅が丘地区センターの新設は、地域住民の自治活動の拠点として、小さい規模ではありますが意義のある施設として大変喜ばれました。

女性活動推進費の中では、第２次女性行動計画の策定によって今後の男女平等施策の推進の方向が示されました。女性の地位向上のための推進指針として、今後の活用が期待されるところです。

さらに、延長保育を実施している民間保育所に対して補助制度を創設したことにより、働く女性の援助のさらなる充実が図られました。

ごみ減量は、現代社会の物質文明の落とし子、過剰消費を許してきた結果として、がけっ縁に立たされた最大の緊急課題であります。そのための施策として、95年度は資源物回収ステーションを前年度よりさらに77カ所、増設いたしました。その結果、ほぼ市内全域をカバーしたことになります。回収実績が1,203トンと、前年度の633トンに比べて倍増したことからも、次への飛躍を期待することができるでしょう。

土木費の中では、４カ年計画で実施されてきた向島用水新水路整備工事が、水車小屋の設置で、すべて完成の運びとなりました。実際に精米作業にも使用できる水車のある

風景は、日野の歴史を見事に復元するだけではなく、大人から子供たちまで楽しく集えるコミュニティの場として、新たな文化の創出を実現しました。全国的に評価も高く、九州や沖縄方面からも視察や見学に来られました。水路に住み始めた魚をねらって、日野市を象徴する鳥、カワセミの姿も、よく見かけるようになりました。

また、雨水の流出を抑制し湧水の保全を図るための事業として、雨水浸透升設置が積極的に行われ、425基の事業実績を見ることができました。

緑と清流を日野市の財産として守り続けたいと願う多くの日野市民にとって、都市計画や区画整理の方向が必ずしも満足のできるものではなく、不協和音もしばしば聞かれるところですが、平山緑地用地2,195平米と、百草緑地用地3,468平米の取得は、何よりも評価すべき突出した事業となりました。快適なまちとは、都市基盤の整備だけではなく、潤いと豊かさを実感できる質の高い空間、自然環境を抜きに語ることはできません。とりわけ今回、保全の図られた百草の樹林地の風景は、日野市の宝として末長く語り継がれていくことでしょう。残り少なくなった樹林や畑、田んぼ、そして水路などがどこまで守り切れるのか。その結果によって、現在の日野市民の文化度が将来の市民たちに評価を受けることになるのです。緑地保全を目指して、今後とも一層の努力を期待したいところです。

消防費の中では、防災備蓄コンテナが残されていた二小、三小にも設置されて、避難場所として指定されている市内の小学校すべてに完備されたことになります。ほっとしました。

さて、最後の教育費についても、若干の意見を申し述べます。

浅川際の滝合小学校と多摩川そばの仲田小学校に、浅井戸の設置が行われました。児童の学習や池補給水、災害時の雑用水を確保するのを目的としています。２カ所で142万5,000円という、わずかな予算ででき上がっています。長いパイプも要らない、電気でくみ上げる必要もない、手押しポンプでくみ上げる井戸の設置によって、文明の進化で忘れかけた手や労力による自然とのつき合い方を、子供も大人も考えてみる、いい材料になると思います。

次に、いよいよ始められた学校開放は、学校という施設を聖域にしないで、すべての市民のコミュニティの場として位置づける突破口の意味で、大きく評価しています。６月15日から翌年の３月31日までの利用延べ人数は、五小、南平小、合わせて5,845人を記録しました。

また、中央図書館の夜間開館が毎週火曜日、木曜日、それぞれ２時間延長の形で実施

されました。46日の開館日数で、延べ利用者数は1,910人となりました。主として通勤帰りの市民に大変、喜ばれています。

1995年度は、依然として厳しい財政状況の続く中で、福祉、環境、自治等にかかわる多くの施策を発展的に展開をされました。

最後に、一般会計決算特別委員会に参加して感じたこと、あるいは、この１年間、市民からの要求の強い課題と、今後に残された行政課題について触れておきたいと思います。

その一つは、高齢者福祉、障害者福祉について、あるいは児童福祉も含めて高い視野に立って、抜本的な見直しを行ってほしいということです。これまでは時代の流れに沿って折々に出てくる市民要求に対して丁寧に対応し、その都度、新しい福祉制度を積み上げるという手法で、充実が図られてきたように思います。行政に対する市民ニーズは刻々と変化し、さらに多様化の様相を呈しています。そのような理由で、市民ニーズを的確に把握するための見直し作業が、今、求められているのではないでしょうか。幅広い多くの市民の参加を得ながら、行政側も対等な立場で同じテーブルに着き、だれもが納得できる福祉制度の構築を、丁寧に、かつ迅速に行っていただきたいと思います。

二つ目は、市民活動が活発に展開できるスペースについてです。部屋に机といすがあれば十分と思われているのではないかという疑問です。例えば、生活保健センターに、かつては有料のコピー機が置いてありました。会議の途中で資料を全員が共有したいとき、いつでも使うことができました。あるとき、その機械が壊れて、以来、撤去したままです。コピーをしたいときは外のコンビニまで行かなければならないのが現状です。急がれる課題ではないでしょうか。

三つ目は、谷戸沢、谷古入にかかわる、ごみ減量についてです。徹底した取り組みができるよう、人員配置を考えてほしいと思います。待ったなしのごみ問題は、緊急課題です。

四つ目は、教育についてです。教育の最大の目的は自立です。自立に向けて、大人と子供がともに育ち合う現場の一つに、学校が存在します。管理教育の現場からは、自立人間は育ちません。いじめの構造を増長させるだけではないでしょうか。

さて、最後の五つ目になりました。情報公開の問題です。行政の持っている情報は、プライバシーにかかわらない限り、すべて公開すべきです。ほとんどの情報は公開できるはずです。情報公開が基本にあって行われる市民参加こそ、本当の意味での自治の確立だと考えます。また、市民参加については、一方の性が60％を超えないという男女平

等の原則を最後のお願いとして、護憲市民会議の意見といたします。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第43号、平成７年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時53分　休憩

午後６時22分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第44号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第50号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長　登壇〕

○特別会計決算特別委員長（小島　久君）　平成７年度特別会計決算特別委員会に付託されました７議案につきまして、審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われまして、委員長は私、小島久、副委員長には夏井明男委員が選任されました。

次に、審査の方法を協議し、七つの特別会計決算について審査を行いました。

それでは、各会計審査に出されました質疑、意見を簡単に申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

なお、各特別会計決算の決算額の数字などの羅列、慣例によりまして報告を省略させていただきます。

理事者から、まず初めに、台風17号による被害状況の報告がなされました。

次いで、議案第44号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算につきましては、３名の委員の方から質疑が行われました。質疑の内容につきましては、44号議案、並びに49号議案、50号議案に対しまして、事務報告書がそれぞれ出されているにもかかわらず、主要な施策の成果の中には、この３議案については特に記載がない、これはなぜなのかという質問、また、健康普及事業の経費について、あるいは国民健康保険税の負担について、などの質問がなされました。

意見といたしましては、予算の執行については細心の注意を払うように、との発言がありました。

採決の結果、議案第44号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算につきましては、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算につきましては、４名の委員より質疑が行われました。質疑の内容につきましては、市民に対しまして区画整理の情報をどのように知らせているのか、区画整理の清算金の実態についてはどうか、ふれあい橋建設の財源内訳についてはどうか、などの質問がなされました。

特に意見はなく採決の結果、議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算は、３名の委員より質疑がなされました。質疑の内容としましては、多摩平の処理場の跡地の管理経費について、雨水の排水管理について、豊田南の汚水管の管理対応について、などであります。

特に意見はなく採決の結果、議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算は、５名の委員の方々から質疑が行われました。

一つは、経営改善及び占床率について、24時間の支援センターについて、患者を入院させるかどうかの判断について、などであります。

特に意見はなく採決の結果、議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算は、３名の委員より質疑が行われました。

質疑の内容につきましては、残留塩素について、南平第２配水場の活用について、石綿管をダクタイル鋳鉄管への敷設がえについて、などであります。

特に意見はなく採決の結果、議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算は、１名の委員より質疑が行われました。質疑の内容につきましては、繰入金の収入済額についてであります。

特に意見はなく採決の結果、議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算は、委員の皆様から特段、質疑、意見等もなく採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

以上で、７議案の特別会計決算の審査報告を申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は認定であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第44号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第45号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第46号、平成７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、

議案第47号、平成７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第48号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第49号、平成７年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第50号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願の件を議題といたします。

本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願の件でございます。

本請願は、請願代表者より取り下げたい旨の申し出がありました。それを受け当委員会では、その取り下げを承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（土方尚功君）　ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願の件は取り下げることに決しました。

これより請願第８－20号、固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の請願報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　総務委員会に付託されました請願第８－20号、固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願について、審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、日野市都市農政推進協議会会長、岩沢千三様ほか19名の方から提出された固定資産の評価と課税についての適正化を図るよう関係機関へ働きかけを求めるものであります。

請願審査の冒頭、理事者側より資料をもって固定資産税の課税について詳細な説明が行われました。その後質疑に入り、請願要旨の事実関係の確認や、市としてどんな対応

が可能なのか、などの質疑がありました。

これに対し、課税は地方税法に沿って行わなければならないため、自治省の判断次第であること、袋地や未接道地、つまり道路に接していない土地等の評価については、市長に与えられる、補正の権限を利用して、評価額が少しでも下がるように取り組んでいくこと、また評価根拠をわかりやすくするために縦覧時に参考資料を用意するなどの配慮をしたい旨の説明がありました。

総務委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第８－20号、固定資産税等の評価課税の適正化に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第７－24号、公民館の早期建設と適正配置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○23番（夏井明男君）　それでは、請願７－24号について、審査の報告をさせていただきます。

これは、昨年の７月12日、７日という受付年月日でございまして、継続できた案件でございます。内容につきましては、前に、公民館の建設につきましては、過去に請願採択をされている経緯を踏まえての質疑がなされたわけであります。

現在の中央公民館の建て替えの構想についてはどうかという議論もなされたところでございます。また、市の産官構想の具体的なこれからのあり方についても、構想の指摘もあったところでございます。

また、大きな問題としては、用地の確保ということが一つの大きな視点になったわけでございますが、教育委員会としては都市計画の実施の中で用地を確保していく姿勢を示されたところでございます。

また、具体的な展開としましては、学校開放と公民館の分室という視点からの議論もなされたわけでございます。既に教育委員会としては、候補地を計画をして担当の方に資料として提出をしているというふうな具体性のある展開も示されたわけであります。

そのような御答弁を踏まえまして、請願第７－24号、いわゆる公民館の早期建設と適正配置に関する請願を、全会一致、採択と決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第７－24号、公民館の早期建設と適正配置に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第７－28号、日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　請願７－28号についての委員会の審査報告をいたします。

昨年の12月８日受け付けの本請願、清水桂子さんほか2,929名の署名が添えられたものであります。

市財政の切迫の状況などを踏まえて、公的な知的障害者の生活施設をつくる困難な状況を考え、社会福祉法人などを活用した施設の設置を行う上で、土地を確保し提供していただきたいという内容の請願であります。

慎重審査の結果、全員一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第７－28号、日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第８－４号、高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　請願第８－４号でございます。ことしの３月５日、受け付けました請願であります。

厚生委員会で慎重審査の結果、議案第29号との関係で、みなし採択を賛成多数で決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって請願第８－４号、高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第８－９号、３才未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める陳情、請願第８－10号、３歳未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める請願、請願第８－17号、住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　厚生委員会の審査報告を行います。

請願第８－９号につきましては、社団法人日野医師会会長、清水淑郎さんからの陳情

であります。

請願８－10号につきましては、田中千賀子さんほか4,594名の署名を添えた請願でございます。

この二つの請願は、いずれも、表題「３歳未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める」という同一の表題でございます。陳情と請願であります。

請願内容は、３歳児未満の医療費の無料化ということでございまして、少子化傾向のあります今日の乳幼児の医療を無料化するということについては、それなりのまた意義があるという内容のものでございます。

慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

次に、請願第８－17号、８月21日に請願を受け付けてございます。住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情であります。東京自治体労働組合総連合中央執行委員長、斉藤武彦さんの陳情でございますが、内容は、東京都の保健所の統廃合が行われ、その業務が市町村に移管するものもございまして、その、自治体の住民の実態に即して引き続いて保健所の業務が維持され、そして拡充を求めるという内容のものでございます。

慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第８－９号、３才未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める陳情、請願第８－10号、３歳未満の乳幼児の医療費無料化の所得制限の撤廃を求める請願、請願第８－17号、住民本位の公衆衛生行政拡充を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第８－23号、「（仮称）都営日野新町一丁目団地」建替事業計画に関する請願、請願第８－27号、豊田公園（仮称）建設には地域住民を加えた準備委員会の設置を求める請願、請願第８－28号、豊田南の区画整理に伴う都市計画道路及び下水道の建

設促進を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　建設委員会に付託されました請願第８－23号、請願第８－27号、請願第８－28号、以上３件とも、委員会として慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第８－23号、「（仮称）都営日野新町一丁目団地」建替事業計画に関する請願、請願第８－27号、豊田公園（仮称）建設には地域住民を加えた準備委員会の設置を求める請願、請願第８－28号、豊田南の区画整理に伴う都市計画道路及び下水道の建設促進を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第８－16号、消費税の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情、請願第８－18号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第８－19号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情、請願第８－25号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第８－３号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情、請願第８－12号、「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する請願、請願第８－13号、「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため日野市障害者雇用促進援助事業の適正実施に関する請願、請願第８－22号、公営斎場の建設に関する請願、請願第８－24号、高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本５件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第６－58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第６－59号、３・３・２道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情、請願第６－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願、請願第７－11号、多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願、請願第８－14号、ＷＴＯ協定改定・セーフガードの発動など都市農業を守り発展させる施策を求める請願、請願第８－26号、豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本７件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第47、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第48、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第49、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第50、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第15号、ダイオキシン排出規制に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　議員提出議案第15号、ダイオキシン排出規制に関する意見書でございます。

案文はお手元に配付した文書のとおりです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第15号、ダイオキシン排出規制に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第16号、東京都の行政改革大綱による三多摩市町村への財政負担転嫁に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　議員提出議案第16号、東京都の行政改革大綱による三多摩市町村への財政負担転嫁に反対する意見書についてでございますが、提案理由及び意見書の案文については、添付した文書のとおりでございます。既に三多摩の市長会でも同趣旨の意見が出されておりますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件

は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第16号、東京都の行政改革大綱による三多摩市町村への財政負担転嫁に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第17号、固定資産税の評価課税の適正化に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。森田美津雄君。

○８番（森田美津雄君）　議員提出議案第17号、固定資産税の評価課税の適正化に関する意見書でございます。

案文については、お手元に配付したとおりであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第17号、固定資産税の評価課税の適正化に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成８年第３回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後６時59分　閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長	土　方　尚　功
署名議員	夏　井　明　男
署名議員	黒　川　重　憲